

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成八(上)

豊後国

長野莊(本莊・新莊||球珠莊)・  
古後郷・山田郷・帆足郷・飯田郷

史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

## は し が き

この第八巻は、『豊後国莊園公領史料集成』の最終巻で、当国北西部の日田・玖珠両郡を収め、その上巻である本書に玖珠郡、下巻に日田郡を充てることにした。大宰府中心の郡の配列からすれば、日田郡を首に据えるのが常識であるが、逆廻り編成の本書では、日田郡は自然最後の総括の巻とせざるをえなかった。

ところで、玖珠郡は編者の出生地であるが、莊園史上では最も理解しにくい地域の一つである。詳細は解説を参照願うとして、初発的な城興寺領長野(本)莊は、「凶田帳」の中には「二百七拾余町」、あるいは「七十町」ないしは「五拾五町六段大」等とあり、まちまちで正確な面積、従って四至の特定も困難である。ついで保延五年(一一三九)に安楽寿院領長野(新)莊が立券されるが、四年後の康治二年(一一四三)には、同院領の郡莊・球珠莊が出現する。編者はその四至から見ても、大胆にも両者を異名同莊と断定した。

長野(新)莊が立券されながら、四年後には郡名莊に変わり、しかも幕府の公簿である弘安八年(一一八五)の「太田文(凶田帳)」に球珠莊が見えないのはどうしたことか。長野(本)莊・同新莊 $\parallel$ 球珠莊としての領家支配の文書は管見に入らず、大部分は郷中心(地頭職中心)となっているのも、特異である。しかも鎌倉末期になって、長野莊と球珠莊とが「昭慶門院御領目録」に突然併記されるという、珍現象も生起する。本巻には、以上のような異例づくめの諸問題が内包されており、検討を要する課題の多いことを指摘しておきたい。

本巻の史料蒐集に当っては、「安楽寿院古文書」は福田以久生氏・芥川竜男氏、「八條院領目録」(高山寺聖經類裏

文書」は山口隼正氏の配意を頂いたことを特記しなければならない。又郡全体の史料については、「玖珠郡史談会」の甲斐素純氏の示教をうける所が大であった。甲斐氏示教分の多くは本巻には収録しえず、次巻（八巻下）の補遺編に回さざるをえなかった。以上諸氏の厚志に対して、深甚の謝意を表したい。

尚本書の口絵写真については、「太宰府跡出土木簡」は九州歴史資料館、「大友文書所収帆足文書」については、柳川市立花寛茂氏の高配を仰ぎ、本巻の巻頭を飾る榮に浴した。ともに衷心から御礼を申し述べたい。

最後ながら、永年迷惑をかけつつある別府大学附属図書館、組版等について編者の我儘を寛容された佐伯印刷株式会社等に対しても、衷心から御礼を申し上げたい。

平成六年二月五日

編者誌

## 凡 例

- 一 本巻は『豊後国荘園公領史料集成』の最終巻である日田・玖珠両郡を収録する第八巻のうち、玖珠郡諸郷荘を収める(上)の巻である。俗にいう一荘四郷のうち、長野荘(本荘・新荘Ⅱ球珠荘)史料四八点(うち付録七点)・古後郷史料一八三点(うち付録二点・補遺四点)・山田郷史料二七四点(付録一点・補遺三点)・帆足郷史料一五〇点(付録一点・補遺六点)・飯田郷史料二九一点(付録二点・補遺五点)、以上総計九四六点を収めた。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することにとめた。『大分県史料』収録の文書は、原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。
- 一 史料蒐集は、当該荘公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。
- 一 同一史料で二荘郷以上に関連あるものの内、必要と認めたもの以外は、初出(又は最も関係の深い)荘郷に本文を掲げ、他は史料標題と参照注を付し、本文を省略した。ただし重要史料は、関係部分のみを摘記した所もある。
- 一 一国全体に関する長文史料も、初出(又は最も関係の深い)荘郷に当該郡全体を摘出し、以下の荘郷には必要と認められた場合は関係部分のみを抄出し、他は標題のみを掲げ、参照注を付した。全文は全巻末に「豊後総国史料」(仮称)を立て、これを収載するようにしたい。
- 一 一国平均役等で、特定荘郷に関するものは当該荘郷に掲げ、なお荘郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」

に再録する予定。

- 一 頁数節減のため、長文史料は二段組とし、とくに検地帳類は活字を落として小字とした。編者所蔵の臼杵藩領諸莊郷検地帳(七六冊、県指定有形文化財)のうち、慶長二年(一五九七)検地帳は、尨大な冊数のため、標題・村名・村位・冊数等を掲げ、本文は遺憾ながら省略せざるをえなかった。

- 一 文書名は、原則として正文・案内文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。
- 一 文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。

- 一 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳類については、これを省略せざるをえなかった。

- 一 各莊郷ごとに、付録として現行市町村の大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名(及び現地読み)を付した。ただし莊園時代の厳密な境域画定は今後の課題であり、あくまで一応の参考として掲げたにすぎない。

- 一 原文には、句点(・)・並列点(、)を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。
- 一 巻末に、当該莊園の所在地及び関係地名等を示す地形図(五万分一、耶馬溪・森・宮原・豊岡・別府・久住)を付した。建設省国土地理院の恩恵を深謝する。

- 一 編者の用いた記号は、左の通りである。



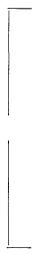
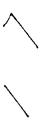
~~~~~



欠字。□内文字は金石文の判読可能なもの。

墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。

墨抹で、原字不明のもの。



異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

薄冊の丁折目、丁替り目。

墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・札紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。

異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。

以上



# 目次

▽はしがき……………一  
 ▽凡例……………三

## 長野莊（本庄・新莊）球珠莊）史料

|    |                |                     |                |    |
|----|----------------|---------------------|----------------|----|
| 一  | 太平九年           | 太宰府木簡……………          | （九州歴史資料館蔵）     | 一  |
| 二  |                | 豊後國正税帳……………         | （正倉院文書）        | 二  |
| 三  |                | 豊後國風土記……………         | （荒木田久老校訂本）     | 五  |
| 四  |                | 延喜式……………            |                | 六  |
| 五  |                | 倭名類聚抄……………          |                | 六  |
| 六  |                | 清原姓森氏系譜（抄）……………     | （森米男文書）        | 七  |
| 七  |                | 豊後國志……………           |                | 八  |
| 八  | 應徳二年歲次乙丑十月朔壬戌日 | 太政大臣藤原信長造九條堂謹啓…………… | （朝野群載）         | 九  |
| 九  | （保延三年）十月十五日    | 百練抄……………            |                | 一〇 |
| 一〇 | （年月日未詳）        | 安樂壽院領莊々所濟日記案……………   | （安樂寿院古文書）      | 一〇 |
| 一一 | （永治元年）八月四日     | 百練抄……………            |                | 一一 |
| 一二 | （康治二年）八月十九日    | 太政官牒案……………          | （安樂寿院古文書）      | 一一 |
| 一三 | （年月日未詳）        | 安樂壽院領月宛相折注文案……………   | （同上）           | 一五 |
| 一四 | （應保元年）十二月十六日   | 百練抄……………            |                | 一六 |
| 一五 | 安元二年二月日        | 八條院領目録……………         | （高山寺文書・山科家古文書） | 一七 |

目次

|     |                                                |                                |       |   |
|-----|------------------------------------------------|--------------------------------|-------|---|
| 六   | (養和元年二月)廿九日                                    | 吾妻鏡                            | ..... | 三 |
| 七   | (文治年中)                                         | 宇佐宮假殿地判指圖                      | ..... | 三 |
| 八   | (建久八年九)                                        | 豐後國內宇佐宮・彌勒寺領拔書案                | ..... | 三 |
| 九   | 承久三年                                           | 關東進獻八條院御遺領目錄                   | ..... | 四 |
| 十   | 貞應二年五月三日                                       | 後高倉院廳下文案                       | ..... | 四 |
| 十一  | 貞應二年五月三日                                       | 後高倉院廳下文案                       | ..... | 四 |
| 十二  | 弘安捌年玖月日                                        | 豐後國太田文寫                        | ..... | 六 |
| 十三  | 弘安八年九月晦日                                       | 豐後國田田帳案                        | ..... | 六 |
| 十四  | 弘安九年九月十二日                                      | 帆足西蓮 <small>通員</small> 書狀      | ..... | 七 |
| 十五  | 嘉元三年七月廿日 <small>(六脱カ)</small>                  | 龜山上皇處分狀案                       | ..... | 七 |
| 十六  | 嘉元四年六月十二日                                      | 昭慶門院 <small>喜子内親王</small> 御領目錄 | ..... | 八 |
| 十七  | 德治三年閏八月三日                                      | 後宇多上皇讓狀案                       | ..... | 八 |
| 十八  | 元正平十一年六月日                                      | 惠良惟澄注進關所中指合所領注文寫               | ..... | 望 |
| 十九  | 貞治三年二月日                                        | 惠良惟澄申狀案                        | ..... | 望 |
| 二十  | 永徳三年七月十八日                                      | 大友氏時當知行所領所職等注進狀案               | ..... | 望 |
| 二十一 | 弘和四年七月四日                                       | 大友親世當知行所領所職等注進狀案               | ..... | 望 |
| 二十二 | 應永貳年三月九日                                       | 葉室親善申狀寫                        | ..... | 五 |
| 二十三 | 應永七年九月十日                                       | 惟宗某打渡狀                         | ..... | 五 |
| 二十四 | 應永九年 <small>むつ</small> の <small>へ</small> 如月廿日 | 九巡探題澁川滿頼遵行狀案                   | ..... | 五 |
| 二十五 | 應永九年 <small>むつ</small> の <small>へ</small> 如月廿日 | 沙彌正言讓狀案                        | ..... | 五 |
| 二十六 | (自應永十年一至同十三年)                                  | 五ヶ瀬町淨專寺大般若經輿書                  | ..... | 五 |
| 二十七 | 「永享七年」八月九日                                     | 大友親綱知行預ヶ狀                      | ..... | 五 |
|     |                                                | (長野末夫文書)                       | ..... | 五 |

|   |   |         |         |                             |       |          |       |   |
|---|---|---------|---------|-----------------------------|-------|----------|-------|---|
| 三 | 天 | 文       | 五年九月十一日 | 古後重家・森長徳連署打渡狀               | …………… | (鏡山文書)   | …………… | 三 |
| 三 | 元 | (永祿八年)  | 十一月五日   | 大友宗麟 <small>義</small> 知行預ヶ狀 | …………… | (大友家文書録) | …………… | 三 |
| 三 | 四 | (天正八年カ) | 十二月廿八日  | 大友義統知行預ヶ狀                   | …………… | (五條文書)   | …………… | 三 |
| 三 | 四 | (天正十一年) | 十二月廿八日  | 大友義統書狀                      | …………… | (同上)     | …………… | 三 |

付 録

|   |   |    |    |       |                    |       |          |       |   |
|---|---|----|----|-------|--------------------|-------|----------|-------|---|
| 一 | 一 | 寬  | 政  | 十一未三月 | 豊後清原姓森氏系譜          | …………… | (森米男文書)  | …………… | 三 |
| 二 | 二 | 文化 | 三丙 | 寅九月   | 船岡八幡宮略記            | …………… | (船岡神社文書) | …………… | 三 |
| 三 | 三 | 文化 | 三丙 | 寅九月   | 船岡山新宮八幡緣起          | …………… | (長野末夫文書) | …………… | 三 |
| 四 | 四 | 文化 | 三丙 | 寅九月   | 船岡山新宮八幡喚鐘銘         | …………… | (大日本金石史) | …………… | 三 |
| 五 | 五 | 六  | 六  | 六     | 玖珠郡四郷一莊御割文寫        | …………… | (船岡神社文書) | …………… | 三 |
| 六 | 六 | 六  | 六  | 六     | 玖珠郡四郷一莊堺并村割寫       | …………… | (時松某筆記)  | …………… | 三 |
| 七 | 七 | 七  | 七  | 七     | 玖珠郡玖珠町大字(塚脇)・小字一覽表 | …………… | ……………    | …………… | 三 |

古 後 郷 史 料

|   |   |   |   |                             |                             |       |                |       |   |
|---|---|---|---|-----------------------------|-----------------------------|-------|----------------|-------|---|
| 一 | 一 | 保 | 安 | 三年 <small>壬子</small> 十一月十九日 | 豊後國風土記                      | …………… | (荒木田久老校訂本)     | …………… | 三 |
| 二 | 二 | 保 | 安 | 三年 <small>壬子</small> 十一月十九日 | 倭名類聚抄                       | …………… | ……………          | …………… | 三 |
| 三 | 三 | 保 | 安 | 三年 <small>壬子</small> 十一月十九日 | 散位清原 <small>通</small> 次處分狀案 | …………… | (大友文書所収帆足文書)   | …………… | 三 |
| 四 | 四 | 康 | 治 | 二年八月十九日                     | 安樂壽院領莊々所濟日記案                | …………… | (安樂壽院古文書)      | …………… | 三 |
| 五 | 五 | 康 | 治 | 二年八月十九日                     | 太政官牒案                       | …………… | (同上)           | …………… | 三 |
| 六 | 六 | 安 | 元 | 二年二月                        | 安樂壽院領月宛相折注文案                | …………… | (同上)           | …………… | 三 |
| 七 | 七 | 安 | 元 | 二年二月                        | 八條院領目録                      | …………… | (高山寺文書・山科家古文書) | …………… | 三 |
| 八 | 八 | 治 | 承 | 二年七月八日                      | 清原道良讓狀案                     | …………… | (大友文書所収帆足文書)   | …………… | 三 |

目 次

|    |       |                             |                              |     |                 |     |   |
|----|-------|-----------------------------|------------------------------|-----|-----------------|-----|---|
| 九  | 弘安    | 四年十二月二日                     | 豊後守護大友頼泰書下案                  | ……… | (筑前右田琢之助文書)     | ……… | 六 |
| 一〇 | 弘安    | 捌年玖月 日                      | 豊後國大田文寫                      | ……… | (東京大学史料編纂所藏平林本) | ……… | 六 |
| 二  | 弘安    | 八年九月晦日                      | 豊後國圖田帳案                      | ……… | (内閣文庫本)         | ……… | 六 |
| 三  | 嘉元    | 三年七月二十六日                    | 龜山上皇處分狀                      | ……… | (龜山院凶事記)        | ……… | 六 |
| 三  | 嘉元    | 四年六月十二日                     | 昭慶門院 <small>熹子</small> 内御領目錄 | ……… | (竹内文平所藏文書)      | ……… | 六 |
| 四  | 元弘    | 三年七月 日                      | 清原 <small>并平</small> 朝通着到狀   | ……… | (豊前福本新三郎文書)     | ……… | 六 |
| 五  | 建武    | 三年四月十五日                     | 清原 <small>總</small> 政明着到狀    | ……… | (尊経閣藏野上文書)      | ……… | 六 |
| 六  | 觀應    | 元年十月二十六日                    | 藤原 <small>田貞</small> 廣讓狀     | ……… | (大友家文書録)        | ……… | 六 |
| 七  | 觀應    | 二年十一月二十一日                   | 足利直冬下文                       | ……… | (同 上)           | ……… | 六 |
| 八  | 文和    | 三年八月 日                      | 田平尼理覺申狀案                     | ……… | (相良文書)          | ……… | 六 |
| 九  | 延文    | 五年八月廿八日                     | 足利義詮御判御教書案                   | ……… | (入江文書)          | ……… | 六 |
| 一〇 | 應安    | 八年二月 日                      | 田原氏能軍忠狀                      | ……… | (同 上)           | ……… | 六 |
| 一一 | 永和    | 元年九月二日                      | 足利義滿袖判下文                     | ……… | (大友文書)          | ……… | 六 |
| 一二 | 康曆    | 元年十二月廿四日                    | 足利義滿袖判下文                     | ……… | (入江文書)          | ……… | 六 |
| 一三 | 永徳    | 三年七月十八日                     | 大友親世當知行所領所職等注進狀案             | ……… | (大友文書)          | ……… | 六 |
| 一四 | 應     | 六月二日                        | 大友親世知行預ヶ狀                    | ……… | (尊経閣藏野上文書)      | ……… | 六 |
| 一五 | 應     | 貳年三月九日                      | 惟宗某打渡狀                       | ……… | (長野末夫文書)        | ……… | 六 |
| 一六 | 應     | 七年九月十日                      | 九州探題澁川滿頼遵行狀案                 | ……… | (志手文書)          | ……… | 六 |
| 一七 | 應     | 九年 <small>ミつのへ</small> 卯月廿日 | 長野正言讓狀案                      | ……… | (長野末夫文書)        | ……… | 六 |
| 一八 | 應     | 永卅二年十月十日                    | 藤原某・左衛門尉某連署奉書                | ……… | (大友家文書録)        | ……… | 六 |
| 一九 | 應     | 永三十三年七月廿日                   | 下綾垣觀音寺八角石塔銘                  | ……… | (大分の石造美術)       | ……… | 六 |
| 二〇 | 「永享   | 七年」八月九日                     | 大友親綱知行預ヶ狀                    | ……… | (長野末夫文書)        | ……… | 六 |
| 二一 | (年未詳) | 正月廿二日                       | 大友親繁知行預ヶ狀                    | ……… | (森六藏文書)         | ……… | 六 |

|   |           |         |                     |             |     |
|---|-----------|---------|---------------------|-------------|-----|
| 三 | (年未詳)     | 十一月十九日  | 大友親繁書狀……………         | (大友家文書錄)    | 119 |
| 三 | (年未詳)     | 十二月十八日  | 大友親繁安堵狀……………        | (同 上)       | 120 |
| 三 | (年未詳)     | 四月十三日   | 大友政親一跡安堵狀……………      | (同 上)       | 121 |
| 三 | (年未詳)     | 五月九日    | 大聖院宗心知行預ヶ狀……………     | (上田節藏々野上文書) | 122 |
| 三 | (明應 八年)   | 八月十一日   | 大友親治感狀……………         | (大友家文書錄)    | 123 |
| 三 | (年未詳)     | 十月四日    | 大友親治書狀……………         | (同 上)       | 124 |
| 三 | (永正 十四年カ) | 卯月廿七日   | 大友親安鑑官途狀……………       | (同 上)       | 125 |
| 三 | (永正 十四年)  | 七月五日    | 大友親安鑑知行預ヶ狀……………     | (上田節藏々野上文書) | 126 |
| 三 | (永正 十四年)  | 七月五日    | 大友親安鑑知行預ヶ狀……………     | (同 上)       | 127 |
| 三 | (永正 十四年)  | 七月五日    | 大友氏加判衆連署奉書……………     | (同 上)       | 128 |
| 三 | (永正 十四年)  | 七月五日    | 大友氏加判衆連署奉書……………     | (同 上)       | 129 |
| 三 | (永正 十四年)  | 七月五日    | 大友氏加判衆連署奉書……………     | (同 上)       | 130 |
| 三 | (永正 十四年)  | 十二月七日   | 大友親安鑑知行預ヶ狀……………     | (大友家文書錄)    | 131 |
| 三 | (大永 五年)   | 潤十一月十九日 | 大友義鑾(カ)知行預ヶ狀……………   | (同 上)       | 132 |
| 三 | (大永 五年)   | 閏霜月十九日  | 大友氏加判衆連署奉書……………     | (同 上)       | 133 |
| 三 | (大永 六年カ)  | 六月十三日   | 大友義鑾(カ)一跡安堵狀……………   | (同 上)       | 134 |
| 三 | (年未詳)     | 三月五日    | 大友義鑾感狀……………         | (古後文書)      | 135 |
| 三 | (年未詳)     | 四月廿一日   | 田北親員書狀……………         | (同 上)       | 136 |
| 三 | 享 祿 五年    | 九月十七日   | 大津留長清・森長德連署打渡狀…………… | (平井文書)      | 137 |
| 三 | (年未詳)     | 卯月廿日    | 大友義鑾一跡安堵狀案……………     | (古後文書)      | 138 |
| 三 | (天文 元年)   | □二月十八日  | 大友義鑾感狀……………         | (大友家文書錄)    | 139 |
| 三 | (天文 元年壬辰) | 十一月廿日   | 大友義鑾感狀……………         | (古後文書)      | 140 |
| 三 | (元ノ誤)     | 十一月廿一日  | 大友義鑾感狀……………         | (平井文書)      | 141 |
| 三 | (天文 二)    | 正月十三日   | 大友義鑾感狀……………         | (同 上)       | 142 |

|   |          |       |             |       |             |     |
|---|----------|-------|-------------|-------|-------------|-----|
| 酉 | (天文 二年九) | 二月廿九日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (古後文書)      | 一〇八 |
| 壬 | (天文 二年九) | 卯月八日  | 大友義鑑感狀      | …………… | (同 上)       | 一〇七 |
| 癸 | 〔天文 二〕   | 卯月十六日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (平井文書)      | 一〇七 |
| 毛 | (年未詳)    | 八月一日  | 大友義鑑書狀      | …………… | (大友家文書錄)    | 一〇六 |
| 丑 | 〔天文 二〕   | 十二月八日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (平井文書)      | 一〇六 |
| 寅 |          | 正月十三日 | 大友義鑑一字書出    | …………… | (古後文書)      | 一〇六 |
| 卯 |          | 正月十四日 | 大友義鑑一字書出    | …………… | (同 上)       | 一〇六 |
| 辰 |          | 三月九日  | 大友義鑑官途狀     | …………… | (平井文書)      | 一〇九 |
| 巳 | 〔天文 三〕   | 三月廿八日 | 大友義鑑書狀      | …………… | (同 上)       | 一〇九 |
| 午 | (天文 三年九) | 三月廿八日 | 大友義鑑書狀      | …………… | (古後文書)      | 一一〇 |
| 未 | (天文 三年九) | 三月廿八日 | 大友義鑑書狀      | …………… | (同 上)       | 一一一 |
| 申 | (天文 三年)  | 三月廿九日 | 大友義鑑感狀案     | …………… | (能一文書)      | 一一一 |
| 酉 | (天文 三年九) | 三月廿九日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (古後文書)      | 一一三 |
| 戌 | (天文 三年)  | 七月廿二日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (大友家文書錄)    | 一一三 |
| 亥 | (天文 三年)  | 七月廿三日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (同 上)       | 一一三 |
| 子 | (天文 三年)  | 七月廿三日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (帆足悅藏文書)    | 一一三 |
| 丑 | (天文 三年)  | 七月廿三日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (同 上)       | 一一四 |
| 寅 | (天文 三年)  | 七月廿三日 | 大友義鑑感狀      | …………… | (同 上)       | 一一四 |
| 卯 | 〔天文 三年甲〕 | 八月三日  | 大友義鑑感狀      | …………… | (古後文書)      | 一一五 |
| 辰 | (天文 三年)  | 八月三日  | 大友氏加判衆連署書狀案 | …………… | (帆足悅藏文書)    | 一一五 |
| 巳 | (天文 三年)  | 八月三日  | 大友氏加判衆連署書狀  | …………… | (大友家文書錄)    | 一一六 |
| 午 | (天文 三年九) | 八月五日  | 大友義鑑書狀      | …………… | (梅木忠臣藏長野文書) | 一一六 |
| 未 | (天文 三年)  | 八月十九日 | 大友義鑑書狀      | …………… | (大友家文書錄)    | 一一七 |

|   |           |                    |                         |                |    |
|---|-----------|--------------------|-------------------------|----------------|----|
| 七 | (天文三年)    | 九月廿一日              | 大友義鑑感狀寫                 | (福岡藩仰古秘笈)      | 二七 |
| 六 | (年未詳)     | 七月十一日              | 大友義鑑知行預ケ狀寫              | (筑後將士軍談所収古後文書) | 二八 |
| 五 | 天文五年      | 九月十一日              | 古後重家・森長德連署打渡狀           | (鏡山文書)         | 二八 |
| 四 | (天文五年カ)   | 閏十月十六日             | 大友義鑑知行預ケ狀寫              | (平井文書)         | 二九 |
| 三 | (天文七年頃カ)  | 九月十一日              | 富榮・重利・資高連署書狀            | (古後文書)         | 二九 |
| 二 | (天文七年)    | 十二月廿日              | 大友義鑑名字狀                 | (大友家文書録)       | 二九 |
| 一 | 天文文       | 七年十二月廿日            | 大友義鑑一字書出                | (同)            | 三〇 |
| 〇 | (天文八年)    | 八月十日               | 田北親員書狀                  | (同)            | 三〇 |
| 〇 | 天文        | 文拾三年 <sup>甲辰</sup> | 貳月十八日<br>岐部親承讓狀寫        | (岐部文書)         | 三〇 |
| 〇 | (年未詳)     | 九月廿二日              | 大友義鑑感狀寫                 | (真修寺文書)        | 三一 |
| 〇 | (天文十三年)   | 閏十一月十八日            | 大友義鑑書狀                  | (大友家文書録)       | 三一 |
| 〇 | (天文十九年)   | 六月十九日              | 大友義鑑書狀                  | (同)            | 三一 |
| 〇 | (年未詳)     | 八月廿五日              | 大友義鑑官途狀                 | (同)            | 三二 |
| 〇 | (天文二十一年カ) | 正月十五日              | 大友義鑑名字狀寫                | (平井文書)         | 三二 |
| 〇 | (年未詳)     | 八月一日               | 大友義鑑書狀                  | (大友家文書録)       | 三三 |
| 〇 | (年未詳)     | 九月十八日              | 大友義鑑一字書出                | (同)            | 三三 |
| 〇 | (弘治二年)    | 十一月十九日             | 大友義鑑知行預ケ狀               | (同)            | 三三 |
| 〇 | (年未詳)     | 八月一日               | 大友義鑑書狀                  | (古後文書)         | 三五 |
| 〇 | (永祿元年頃カ)  | 九月十六日              | 田北鑑生書狀                  | (上田節藏々野上文書)    | 三六 |
| 〇 | (年未詳)     | 二月廿六日              | 田北鑑生書狀                  | (古後文書)         | 三六 |
| 〇 |           | 三月廿六日              | 大友義鑑官途狀                 | (大友家文書録)       | 三七 |
| 〇 |           | 卯月廿六日              | 大友義鑑一跡安堵狀               | (同)            | 三七 |
| 〇 | (永祿五年カ)   | 九月廿三日              | 大友宗麟 <sup>義鎮</sup> 官途狀寫 | (平井文書)         | 三六 |

|     |          |        |                            |       |                |    |
|-----|----------|--------|----------------------------|-------|----------------|----|
| 100 | (永祿 五年九) | 十月十二日  | 大友宗麟 <small>義</small> 感狀寫  | …………… | (真修寺文書)        | 三六 |
| 101 | (年未詳)    | 十一月十七日 | 大友宗麟 <small>義</small> 感狀   | …………… | (大友家文書錄)       | 三六 |
| 102 | (永祿 六年)  | 三月 晦   | 大友家文書錄                     | …………… | (東京大学史料編纂所影写本) | 三六 |
| 103 | (永祿 六年)  | 三月卅日   | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (大友家文書錄)       | 三六 |
| 104 | (永祿 六年)  | 八月十三日  | 大友宗麟 <small>義</small> 名字狀  | …………… | (同 上)          | 三六 |
| 105 | 永 祿 六年   | 八月十三日  | 大友宗麟 <small>義</small> 一字書出 | …………… | (同 上)          | 三六 |
| 106 | (年未詳)    | 九月十二日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (同 上)          | 三六 |
| 107 | (年未詳)    | 八月一日   | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (古後文書)         | 三三 |
| 108 | 永 祿 九年   | 九月廿一日  | 松信天祖神社奉加板等銘                | …………… | (甲斐素純氏写真)      | 三三 |
| 109 | (年未詳)    | 正月十一日  | 大友宗麟 <small>義</small> 一字書出 | …………… | (矢野厚男藏平井文書)    | 三三 |
| 110 | (永祿十一年九) | 六月十二日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (大友家文書錄)       | 三三 |
| 111 | (永祿十一年)  | 八月廿六日  | 大友宗麟 <small>義</small> 感狀   | …………… | (同 上)          | 三三 |
| 112 | (永祿十一年)  | 八月廿六日  | 大友宗麟 <small>義</small> 感狀   | …………… | (矢野厚男藏平井文書)    | 三三 |
| 113 | (永祿十一年九) | 十一月十九日 | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (大友家文書錄)       | 三三 |
| 114 | (年未詳)    | 八月一日   | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (古後文書)         | 三三 |
| 115 | (年未詳)    | 八月一日   | 吉弘鑑理書狀                     | …………… | (同 上)          | 三三 |
| 116 | (年未詳)    | 八月一日   | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (同 上)          | 三三 |
| 117 | (年未詳)    | 八月一日   | 吉弘鑑理書狀                     | …………… | (同 上)          | 三三 |
| 118 | (永祿十二年)  | 壬五月廿六日 | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | …………… | (帆足琢磨文書)       | 三四 |

|    |                            |        |                               |       |                |    |    |
|----|----------------------------|--------|-------------------------------|-------|----------------|----|----|
| 二九 | (永祿 十二年)                   | 九月廿二日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀      | …………… | (大友家文書錄)       | …… | 一四 |
| 三〇 | 「永祿 三」 <sup>十二</sup> 十一月廿日 |        | 大友宗麟 <small>義</small> 感狀      | …………… | (平井覺昭文書)       | …… | 一四 |
| 三一 | (元龜 元年)                    | 三月二日   | 大友宗麟 <small>義</small> 知行預ケ狀   | …………… | (矢野厚男藏平井文書)    | …… | 一四 |
| 三二 | (元龜 元年)                    | 九月九日   | 大友宗麟 <small>義</small> 感狀      | …………… | (大友家文書錄)       | …… | 一四 |
| 三三 | (年未詳)                      | 正月廿七日  | 大友義統跡目安堵狀寫                    | …………… | (平井文書)         | …… | 一四 |
| 三四 | (天正 二年頃)                   | 八月一日   | 大友義統書狀                        | …………… | (古後文書)         | …… | 一四 |
| 三五 |                            | 八月一日   | 大友義統書狀寫                       | …………… | (平井文書)         | …… | 一四 |
| 三六 | (天正 二年カ)                   | 八月一日   | 臼杵鑑速書狀                        | …………… | (古後文書)         | …… | 一四 |
| 三七 | (天正 二年頃)                   | 八月一日   | 大友義統書狀                        | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 三八 | (天正 二年頃)                   | 九月十三日  | 大友義統官途狀                       | …………… | (大友家文書錄)       | …… | 一四 |
| 三九 | (年未詳)                      | 六月十三日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀      | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四〇 |                            | 八月一日   | 大友義統書狀                        | …………… | (古後文書)         | …… | 一四 |
| 四一 |                            | 八月一日   | 浦上宗鐵書狀                        | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四二 |                            | 八月一日   | 朽網鑑康書狀                        | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四三 |                            | 八月一日   | 大友義統書狀                        | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四四 |                            | 八月一日   | 宗專書狀                          | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四五 |                            | 八月一日   | 朽網宗歷 <small>康</small> 書狀      | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四六 | (天正 七年)                    | 三月廿二日  | 大友義統感狀                        | …………… | (大友家文書錄)       | …… | 一四 |
| 四七 | (天正 七年頃カ)                  | □□□□   | 大友義統一跡安堵狀                     | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四八 | (天正 八年)                    | 三月十七日  | 大友義統書狀                        | …………… | (同 上)          | …… | 一四 |
| 四九 | (天正 八年壬三月)                 |        | 大友家文書錄                        | …………… | (東京大学史料編纂所影写本) | …… | 一五 |
| 五〇 | (天正 八年)                    | 閏三月廿一日 | 大友圓齋 <small>義</small> ・義統連署書狀 | …………… | (大友家文書錄)       | …… | 一五 |

|    |                           |        |                            |       |             |       |    |
|----|---------------------------|--------|----------------------------|-------|-------------|-------|----|
| 一四 | (天正 八年)                   | 六月十三日  | 大友義統感狀                     | ..... | (大友家文書録)    | ..... | 一四 |
| 一四 | (天正 八年 <small>九</small> ) | 八月一日   | 大友義統書狀                     | ..... | (古後文書)      | ..... | 一五 |
| 一五 | (年未詳)                     | 十一月九日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀   | ..... | (大友家文書録)    | ..... | 一五 |
| 一四 | (天正 八年 <small>九</small> ) | 十二月廿八日 | 大友義統恩賞預 <small>ケ</small> 狀 | ..... | (五條文書)      | ..... | 一五 |
| 一五 | (年未詳)                     | 八月一日   | 大津山統尚書狀                    | ..... | (古後文書)      | ..... | 一五 |
| 一四 | (年未詳)                     | 八月一日   | 道繁書狀                       | ..... | (同 上)       | ..... | 一五 |
| 一四 | (天正 九年 <small>九</small> ) | 八月一日   | 大友義統書狀                     | ..... | (同 上)       | ..... | 一五 |
| 一四 | 天正 九年                     | 九月廿三日  | 大友義統合戰手負注文一見狀              | ..... | (平井覚昭文書)    | ..... | 一五 |
| 一四 | (天正 九年 <small>九</small> ) | 九月廿七日  | 大友義統一字書出                   | ..... | (矢野厚男蔵平井文書) | ..... | 一五 |
| 一五 | (天正 九年)                   | 十月廿六日  | 大友義統感狀                     | ..... | (同 上)       | ..... | 一五 |
| 一五 | (天正 九年)                   | 十二月十四日 | 大友義統書狀                     | ..... | (大友家文書録)    | ..... | 一五 |
| 一五 | (天正 九年)                   | 十一月卅日  | 大友義統感狀                     | ..... | (同 上)       | ..... | 一六 |
| 一五 | (天正 九年)                   | 十二月十三日 | 大友義統感狀                     | ..... | (平井文書)      | ..... | 一六 |
| 一五 | (天正 九年)                   | 十二月十三日 | 大友義統感狀                     | ..... | (長尾良吉文書)    | ..... | 一六 |
| 一五 | (天正 九年)                   | 十二月廿日  | 大友義統書狀                     | ..... | (古後文書)      | ..... | 一六 |
| 一五 | (年未詳)                     | 正月廿一日  | 大友義統跡目安堵狀案                 | ..... | (同 上)       | ..... | 一六 |
| 一五 | (天正 十年)                   | 卯月十日   | 大友義統感狀                     | ..... | (矢野厚男蔵平井文書) | ..... | 一六 |
| 一五 | 天正 十年                     | 四月十二日  | 宗賀書狀                       | ..... | (森猪松文書)     | ..... | 一六 |
| 一五 | 天正 十一年                    | 十月十六日  | 大友義統合戰打死頸手負注文一見狀           | ..... | (平井覚昭文書)    | ..... | 一六 |
| 一六 | (天正十一年)                   | 十月廿八日  | 大友義統感狀                     | ..... | (大友家文書録)    | ..... | 一六 |
| 一六 | (天正十一年 <small>九</small> ) | 十月廿八日  | 大友義統感狀                     | ..... | (矢野厚男蔵平井文書) | ..... | 一六 |
| 一六 | (天正十一年)                   | 十二月十三日 | 大友義統感狀                     | ..... | (平井文書)      | ..... | 一六 |
| 一六 | (天正十一年)                   | 十二月廿八日 | 大友義統書狀                     | ..... | (五條文書)      | ..... | 一六 |

|    |                            |         |                |       |               |    |
|----|----------------------------|---------|----------------|-------|---------------|----|
| 一四 | (天正十五年)                    | □□□□□   | 黑田孝高書狀         | …………… | (大友家文書録)      | 一六 |
| 一五 | (天正十五年)                    | 二月十六日   | 大友義統感狀         | …………… | (古後文書)        | 一六 |
| 一六 | (天正十五年)                    | 二月十六日   | 大友義統感狀         | …………… | (同上)          | 一六 |
| 一七 | (天正十五年)                    | 二月十六日   | 大友義統感狀         | …………… | (同上)          | 一六 |
| 一八 | (天正十五年)                    | 二月十六日   | 大友義統感狀         | …………… | (大友家文書録)      | 一六 |
| 一九 | (天正十五年)                    | 三月二日    | 大友義統書狀         | …………… | (同上)          | 一七 |
| 二〇 | (天正十五年頃)                   | 八月一日    | 齋藤道璣書狀         | …………… | (古後文書)        | 一七 |
| 二一 | 天正十五年                      | 八月十三日   | 大友義統知行宛行坪付     | …………… | (平井文書)        | 一七 |
| 二二 | 天正十五年                      | 八月十三日   | 大友義統知行宛行坪付     | …………… | (古後文書)        | 一七 |
| 二三 | 「天正十六年 <small>子の</small> 」 | 卯月十三日   | 古後鎮智書狀         | …………… | (朝見八幡社文書)     | 一七 |
| 二四 | 天正十九年                      | 卯辛 八月吉日 | 豊後國檢地目録案       | …………… | (西寒田神社文書)     | 一七 |
| 二五 | (文祿元年カ)                    |         | 豊後國諸侍着到帳寫      | …………… | (武内本・中島本)     | 一七 |
| 二六 | (文祿二年カ)                    | 三月四日    | 大友義延書狀         | …………… | (矢野厚男藏平井文書)   | 一八 |
| 二七 | (文祿二年 五月カ)                 |         | 大友吉統除國軍士配賦著到交名 | …………… | (大友家文書録)      | 一八 |
| 二八 | 文祿三年                       | 正月廿八日   | 豊臣秀吉朱印狀        | …………… | (日田市教育委員会藏文書) | 一八 |

付 録

|   |                             |       |    |
|---|-----------------------------|-------|----|
| 一 | 玖珠郡玖珠町大字(綾垣・太田・山下・古後)・小字一覽表 | …………… | 一八 |
|---|-----------------------------|-------|----|

山 田 郷 史 料

|   |                                  |       |            |       |    |
|---|----------------------------------|-------|------------|-------|----|
| 一 | 豊後國風土記                           | …………… | (荒木田久老校訂本) | …………… | 一五 |
| 二 | 倭名類聚抄                            | …………… | ……………      | …………… | 一五 |
| 三 | 應德二年歲次乙丑十月朔壬戌日<br>太政大臣藤原信長造九條堂謹啓 | …………… | (朝野群載)     | …………… | 一五 |

目 次

|    |            |                                 |       |                 |     |
|----|------------|---------------------------------|-------|-----------------|-----|
| 四  | (年月日 未詳)   | 安樂壽院領莊々所濟日記案                    | ..... | (安樂寿院古文書)       | 一〇六 |
| 五  | 康治二年八月十九日  | 太政官牒案                           | ..... | (同上)            | 一〇六 |
| 六  | (年月日 未詳)   | 安樂壽院領月宛相折注文案                    | ..... | (同上)            | 一〇六 |
| 七  | 安元二年二月     | 八條院領目録                          | ..... | (高山寺文書・山科家古文書)  | 一〇六 |
| 八  | 延應元年十二月九日  | 關東下知狀案                          | ..... | (大友文書所収帆足文書)    | 一〇七 |
| 九  | 仁治三年二月十八日  | 關東下知狀案                          | ..... | (同上)            | 一〇六 |
| 一〇 | 仁治三年三月廿六日  | 豐後守護大友泰直 <small>頼泰</small> 施行狀案 | ..... | (同上)            | 一〇六 |
| 一一 | 文永二年三月十五日  | 引治攝取院阿彌陀如來像胎内銘                  | ..... | (九重町仏像・神像調査報告書) | 一〇六 |
| 一二 | 弘安七年六月十九日  | 大友道忍 <small>頼泰</small> 書下       | ..... | (尊経閣藏野上文書)      | 一〇六 |
| 一三 | 弘安捌年玖月     | 豐後國大田文寫                         | ..... | (東京大学史料編纂所藏平林本) | 一〇六 |
| 一四 | 弘安八年九月晦日   | 豐後國圖田帳案                         | ..... | (内閣文庫本)         | 一〇六 |
| 一五 | 嘉元三年七月廿六日  | 龜山上皇處分狀                         | ..... | (龜山院凶事記)        | 一〇六 |
| 一六 | 嘉元四年六月十二日  | 昭慶門院 <small>喜子</small> 内御領目録    | ..... | (竹内文平所藏文書)      | 一〇六 |
| 一七 | 德治三年閏八月三日  | 後宇多上皇讓狀案                        | ..... | (京都東山御文庫文書)     | 一〇六 |
| 一八 | 元亨二年十一月十二日 | 町田小倉神社棟札銘                       | ..... | (大分県金石年表)       | 一〇六 |
| 一九 | 元建三年三月十三日  | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (諸家文書纂所収野上文書)   | 一〇六 |
| 二〇 | 元建三年三月十五日  | 足利直義軍勢催促狀                       | ..... | (蛸瀬文書)          | 一〇六 |
| 二一 | 元建三年三月十五日  | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (足水家藏文書)        | 一〇六 |
| 二二 | 元建三年三月十六日  | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (都甲文書)          | 一〇六 |
| 二三 | 元建三年三月十七日  | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (深堀文書)          | 一〇六 |
| 二四 | 元建三年三月十七日  | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (同上)            | 一〇六 |
| 二五 | 元建三年三月十七日  | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (同上)            | 一〇六 |
| 二六 | 元建三年三月廿日   | 足利尊氏軍勢催促狀                       | ..... | (肥後森本延枝文書)      | 一〇六 |

|   |    |         |                         |       |                        |     |
|---|----|---------|-------------------------|-------|------------------------|-----|
| 七 | 建武 | 三年三月廿一日 | 深堀明意着到狀                 | …………… | (深堀文書)                 | 二〇七 |
| 六 | 建武 | 三年三月廿一日 | 深堀時繼着到狀                 | …………… | (同上)                   | 二〇七 |
| 元 | 建武 | 三年三月廿一日 | 深堀政綱着到狀                 | …………… | (同上)                   | 二〇七 |
| 言 | 建武 | 三年三月廿一日 | 深堀永淨着到狀                 | …………… | (同上)                   | 二〇六 |
| 三 | 建武 | 三年三月廿四日 | 津守 <sup>平林</sup> 親澄着到狀寫 | …………… | (碩田叢史所収平林古文書)          | 二〇六 |
| 三 | 建武 | 三年三月廿四日 | 津守 <sup>平林</sup> 氏親着到狀寫 | …………… | (同上)                   | 二〇六 |
| 三 | 建武 | 三年三月廿七日 | 津守行本 <sup>賴澄</sup> 着到狀寫 | …………… | (同上)                   | 二〇九 |
| 高 | 建武 | 三年三月廿七日 | 大神 <sup>都</sup> 惟世著到狀   | …………… | (都甲文書)                 | 二〇〇 |
| 臺 | 建武 | 三年三月    | 戶次賴尊軍忠狀寫                | …………… | (鎮西古文書編年錄<br>所収戶次家古文書) | 二〇〇 |
| 吳 | 建武 | 三年四月十三日 | 足利直義軍勢催促狀案              | …………… | (大友文書)                 | 二〇一 |
| 毛 | 建武 | 三年四月十三日 | 足利直義軍勢催促狀寫              | …………… | (早稻田大學藏後藤文書)           | 二〇一 |
| 六 | 建武 | 三年四月十五日 | 清原 <sup>垣</sup> 政明着到狀   | …………… | (尊經閣藏野上文書)             | 二〇一 |
| 元 | 建武 | 三年四月十九日 | 津守行本 <sup>賴澄</sup> 軍忠狀寫 | …………… | (碩田叢史所収平林家古文書)         | 二〇三 |
| 四 | 建武 | 三年卯月廿五日 | 大神 <sup>都</sup> 惟元著到狀   | …………… | (都甲文書)                 | 二〇三 |
| 四 | 建武 | 三年四月    | 深堀明意軍忠狀                 | …………… | (深堀文書)                 | 二〇三 |
| 四 | 建武 | 三年四月    | 深堀時廣軍忠狀                 | …………… | (同上)                   | 二〇四 |
| 四 | 建武 | 三年六月八日  | 植田寂圓軍忠狀                 | …………… | (伊東東文書)                | 二〇四 |
| 器 | 建武 | 三年六月    | 植田寂圓軍忠狀                 | …………… | (同上)                   | 二〇五 |
| 盟 | 建武 | 三年七月十六日 | 大神 <sup>都</sup> 惟世軍忠狀   | …………… | (都甲文書)                 | 二〇六 |
| 吳 | 建武 | 三年七月十六日 | 大神 <sup>都</sup> 惟元軍忠狀   | …………… | (同上)                   | 二〇六 |

目次

|    |    |          |                                   |                    |     |
|----|----|----------|-----------------------------------|--------------------|-----|
| 〇〇 | 〇〇 | 三年七月廿七日  | 源次朝直書下……………                       | (柞原八幡宮文書)……………     | 〇〇七 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年七月廿八日  | 植田寂圓軍忠狀……………                      | (早稲田大学蔵後藤文書)……………  | 〇〇七 |
| 〇〇 | 〇〇 | 參年七月廿九日  | 掃部助入道等三名連署軍忠狀……………                | (同 上)……………         | 〇〇八 |
| 〇〇 | 〇〇 | 元年八月十五日  | 野上道圓軍忠狀……………                      | (諸家文書纂所収野上文書)…………… | 〇〇八 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年九月 日   | 野上資賴代資氏軍忠狀寫……………                  | (同 上)……………         | 〇〇九 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十月十四日  | 清原上野賴軍忠狀……………                     | (尊経閣蔵野上文書)……………    | 〇〇九 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十一月十日  | 深堀時廣軍忠狀……………                      | (深堀文書)……………        | 〇一〇 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十一月廿日  | 清原重通軍忠狀……………                      | (豊前福本新三郎文書)……………   | 〇一〇 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十一月廿八日 | 藤原近地景能軍忠狀……………                    | (志賀文書)……………        | 〇一一 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十一月 日  | 屋形諸利軍忠狀……………                      | (尾形文書)……………        | 〇一一 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十一月 日  | 野仲道棟軍忠狀……………                      | (野中文書)……………        | 〇一二 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十一月 日  | 大神 <sup>甲</sup> 都惟世軍忠狀……………       | (都甲文書)……………        | 〇一三 |
| 〇〇 | 〇〇 | 三年十二月廿日  | 清原上野顯直軍忠狀……………                    | (尊経閣蔵野上文書)……………    | 〇一四 |
| 〇〇 | 〇〇 | 四年三月 日   | 志賀賴房軍忠狀……………                      | (志賀文書)……………        | 〇一四 |
| 〇〇 | 〇〇 | 四年三月 日   | 深堀時廣軍忠狀士代……………                    | (深堀文書)……………        | 〇一六 |
| 〇〇 | 〇〇 | 四年八月三日   | 植田寂圓請文案……………                      | (同 上)……………         | 〇一七 |
| 〇〇 | 〇〇 | 四年八月七日   | 高師直施行狀案……………                      | (志賀文書)……………        | 〇一七 |
| 〇〇 | 〇〇 | 四年十月二日   | 九州探題一色道猷 <sup>範</sup> 氏恩賞宛行狀…………… | (同 上)……………         | 〇一八 |
| 〇〇 | 〇〇 | 四年十二月廿四日 | 一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下……………        | (深堀文書)……………        | 〇一八 |
| 〇〇 | 〇〇 | 五年三月廿八日  | 賀來成阿 <sup>孫五郎</sup> 請文案……………      | (同 上)……………         | 〇一九 |
| 〇〇 | 〇〇 | 五年三月廿八日  | 植田有快 <sup>大輔</sup> 請文案……………       | (同 上)……………         | 〇一九 |

|   |   |   |          |                            |    |               |    |
|---|---|---|----------|----------------------------|----|---------------|----|
| 六 | 建 | 武 | 五年九月十二日  | 一色道猷 <small>範</small> 施行狀  | …… | (志賀文書)        | 三〇 |
| 六 | 建 | 武 | 五年十月十七日  | 玖珠郡小田道覺女子等跡田屋敷注文           | …… | (同 上)         | 三〇 |
| 七 | 曆 | 應 | 元年十一月五日  | 豐後國守護代叔本請文                 | …… | (同 上)         | 三三 |
| 七 | 曆 | 應 | 元年十一月六日  | 植田有快 <small>大輔</small> 請文  | …… | (同 上)         | 三三 |
| 七 | 曆 | 應 | 元年十二月廿九日 | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (同 上)         | 三三 |
| 七 | 曆 | 應 | 元年十二月廿九日 | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (同 上)         | 三三 |
| 七 | 曆 | 應 | 二年二月廿五日  | 植田有快 <small>大輔</small> 請文  | …… | (同 上)         | 三四 |
| 七 | 曆 | 應 | 二年四月十一日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (同 上)         | 三四 |
| 七 | 曆 | 應 | 二年七月廿三日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (同 上)         | 三五 |
| 七 | 曆 | 應 | 二年十月廿六日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (同 上)         | 三五 |
| 七 | 曆 | 應 | 二年十月廿六日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下寫 | …… | (同 上)         | 三六 |
| 七 | 曆 | 應 | 三年正月十六日  | 賀來生阿 <small>彌五郎</small> 請文 | …… | (同 上)         | 三六 |
| 八 | 曆 | 應 | 三年正月十八日  | 植田有快 <small>大輔</small> 請文  | …… | (同 上)         | 三七 |
| 八 | 曆 | 應 | 四年閏四月十日  | 八坂道圓請文寫                    | …… | (諸家文書纂所収野上文書) | 三七 |
| 八 | 曆 | 應 | 四年六月十二日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (志賀文書)        | 三六 |
| 八 | 曆 | 應 | 四年六月十二日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書下  | …… | (同 上)         | 三六 |
| 八 | 曆 | 應 | 元年九月 日   | 大友氏泰注進狀案                   | …… | (同 上)         | 三九 |
| 八 | 曆 | 和 | 四年二月十八日  | 源大行宗知行預ヶ狀                  | …… | (大友家文書録)      | 三〇 |
| 八 | 曆 | 和 | 四年二月十八日  | 源大行宗知行預ヶ狀                  | …… | (尊経閣藏野上文書)    | 三三 |
| 八 | 曆 | 平 | 三季九月 日   | 惠良惟澄軍忠狀                    | …… | (阿蘇家文書)       | 三三 |

|    |          |            |                        |       |               |     |    |
|----|----------|------------|------------------------|-------|---------------|-----|----|
| 六  | 觀 應      | 元年十月廿六日    | 藤原 <sup>田</sup> 貞廣狀    | …………… | (大友家文書録)      | ……… | 三三 |
| 六  | 貞 和      | 六年十月 日     | 野上資親申狀寫                | …………… | (諸家文書纂所収野上文書) | ……… | 三三 |
| 六  | 觀 應      | 二年八月廿八日    | 一色直氏施行狀                | …………… | (大友家文書録)      | ……… | 三四 |
| 六  | (正平 七年カ) | 三月廿八日      | 一色直氏書狀                 | …………… | (同 上)         | ……… | 三四 |
| 三  | 文 和      | 三年八月 日     | 田平尼理覺申狀案               | …………… | (相良文書)        | ……… | 三五 |
| 三  | 正 平      | 十年十一月十八日   | 有馬澄明軍狀案                | …………… | (有馬文書)        | ……… | 三六 |
| 三  | 正 平      | 十年十一月 日    | 深堀時明軍忠狀                | …………… | (深堀文書)        | ……… | 三六 |
| 三  | 正 平      | 十年十二月 日    | 木屋行實軍忠狀                | …………… | (木屋文書)        | ……… | 三七 |
| 三  | 延 文      | 四年十月廿日     | 藤原 <sup>志賀</sup> 氏房軍忠狀 | …………… | (志賀文書)        | ……… | 三六 |
| 三  | 延 文      | 五年八月廿八日    | 足利義詮御判御教書案             | …………… | (入江文書)        | ……… | 三九 |
| 六  | 貞 治      | 三年二月 日     | 大友氏時當知行所領所職等注進狀案       | …………… | (大友文書)        | ……… | 三九 |
| 六  | 正 平      | 二十一年十一月十四日 | 山浦瀧神社五輪塔銘              | …………… | (大分の石造美術)     | ……… | 四〇 |
| 六  | 正 平      | 二十六年八月廿五日  | 町田小倉神社棟札銘              | …………… | (大分県金石年表)     | ……… | 四〇 |
| 一〇 |          | 元年十一月十八日   | 某書狀                    | …………… | (大友家文書録)      | ……… | 四一 |
| 一〇 | 應 安      | 八年二月 日     | 田原氏能軍忠狀                | …………… | (入江文書)        | ……… | 四一 |
| 一〇 | 康 曆      | 元年十二月廿四日   | 足利義滿袖判下文               | …………… | (同 上)         | ……… | 四一 |
| 一〇 | 永 德      | 參年关亥卯月五日   | 粟野牧口八幡神社棟札銘            | …………… | (大分県金石年表)     | ……… | 四二 |
| 一〇 | 永 德      | 三年七月十八日    | 大友親世當知行所領所職等注進狀案       | …………… | (大友文書)        | ……… | 四二 |
| 一〇 | (年 未詳)   | 七月十二日      | 大友親世書狀                 | …………… | (狭間文書)        | ……… | 四二 |
| 一〇 |          |            | 某書狀                    | …………… | (入江文書)        | ……… | 四四 |
| 一〇 |          | 三月四日       | 今川了俊 <sup>世</sup> 書狀   | …………… | (田原達三郎文書)     | ……… | 四四 |
| 一〇 | 應永九年     | 卯月廿日       | 沙彌正言讓狀案                | …………… | (長野末夫文書)      | ……… | 四七 |

|    |                          |                            |                |       |                 |    |
|----|--------------------------|----------------------------|----------------|-------|-----------------|----|
| 二〇 | 應永十六年龍集 <small>丑</small> | 二月十三日                      | 町田小倉神社棟札銘      | …………… | (大日本史料七ノ一二)     | 二〇 |
| 二一 | 「應永廿貳年」                  | 九月廿三日                      | 大友持直知行宛行狀      | …………… | (広瀬家史料館所蔵文書)    | 二〇 |
| 二二 | 應                        | 永 二十九念卯月吉日                 | 五ヶ瀬町坂本觀音堂鰭口銘   | …………… | (甲斐素純調査記録)      | 二〇 |
| 二三 | 應                        | 永 卅二年十月十日                  | 藤原某・左衛門尉某連署奉書  | …………… | (大友家文書録)        | 二〇 |
| 二四 | (永享 八年)                  | 卯月十九日                      | 大内持世書狀寫        | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 二五 | 嘉                        | 吉 三年十二月十三日                 | 朽網法祥等三名連署奉書    | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 二六 | 嘉                        | 吉 三年十二月廿日                  | 原尻融元・牧利世連署打渡狀  | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 二七 | (年 未詳)                   | 卯月八日                       | 大友親繁書狀         | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 二八 | 玆 <small>(宝)</small>     | 二年 <small>庚午</small> □月八日  | 山浦瀧神社石製棟札銘     | …………… | (大分県金石年表)       | 二〇 |
| 二九 | 應仁                       | 丁亥 年 霜月吉日                  | 桐木八幡社隨神像銘      | …………… | (九重町仏像・神像調査報告書) | 二〇 |
| 三〇 | 文明                       | 四白 壬辰 三月念三日                | 戸畑山ノ口寶塔銘       | …………… | (大分県金石年表)       | 二〇 |
| 三一 | 文明                       | 三年 壬辰卯月廿八日                 | 粟野牧口八幡神社棟札銘    | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 三二 | 文明                       | 八季丙申 春 彼 岸                 | 山浦瀧神社寶篋印塔銘     | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 三三 | 延德                       | 三年 <small>辛亥</small> 三月十二日 | 引治石塔銘          | …………… | (九重町石造物資料)      | 二〇 |
| 三四 | (年 未詳)                   | 七月十一日                      | 大友政親書狀         | …………… | (大友家文書録)        | 二〇 |
| 三五 | (年 未詳)                   | 七月廿八日                      | 大友政親書狀         | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 三六 | (明應 六年)                  | 三月廿日                       | 大友親治知行預ヶ狀      | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 二〇 |
| 三七 | 明 應                      | 六年 三月廿三日                   | 大友氏加判衆連署奉書     | …………… | (同 上)           | 二〇 |
| 三八 | 明應第 七                    | 歲次戊午孟夏廿三日                  | 町田小倉神社棟札銘      | …………… | (大分県金石年表)       | 二〇 |
| 三九 | (文龜 元年)                  | <small>(八月廿九日カ)</small>    | 大友親治一跡安堵狀      | …………… | (大友家文書録)        | 二〇 |
| 四〇 | (永正 元年)                  | 閏三月廿七日                     | 大友義長書狀         | …………… | (岐部文書)          | 二〇 |
| 四一 | 永 正 貳年 <small>乙丑</small> | 六月一日                       | 阿蘇社權大宮司宇治能續讓狀寫 | …………… | (阿蘇家文書)         | 二〇 |

|    |         |             |                                   |             |    |
|----|---------|-------------|-----------------------------------|-------------|----|
| 三三 | 三月廿日    | 大友義長書狀…………… | (岐部文書)                            | 二五          |    |
| 三四 | 六月八日    | 大友義長書狀…………… | (柞原八幡宮文書)                         | 二五          |    |
| 三五 | 永正五年    | 七月五日        | 大友氏加判衆連署奉書寫……………                  | (岐部文書)      | 二六 |
| 三六 | (永正十三年) | 十二月二日       | 大友親安 <small>義</small> 知行預ケ狀……………  | (上田節藏々野上文書) | 二六 |
| 三七 | (永正十三年) | 十二月二日       | 大友親安 <small>義</small> 知行預ケ狀……………  | (大友家文書録)    | 二六 |
| 三八 | (永正十三年) | 十二月二日       | 大友親安 <small>義</small> 知行預ケ狀……………  | (同)         | 二六 |
| 三九 | (永正十四年) | 三月二日        | 大友氏加判衆連署奉書狀案……………                 | (永弘文書)      | 二六 |
| 四〇 | (永正十四年) | 七月五日        | 大友氏加判衆連署奉書……………                   | (岐部文書)      | 二六 |
| 四一 | (永正十四年) | 十月一日        | 大友親安 <small>義</small> 知行預ケ狀案…………… | (児玉鑑採集文書)   | 二六 |
| 四二 | (永正十四年) | 十二月一日       | 大友義鑿知行預ケ狀寫……………                   | (西文書)       | 二六 |
| 四三 | 永正十四年   | 十二月朔日       | 大友氏加判衆連署奉書寫……………                  | (同)         | 二六 |
| 四四 | 永正十四年   | 十二月三日       | 山下長就打渡狀寫……………                     | (同)         | 二六 |
| 四五 | 大永二年    | 壬午卯月大吉日     | 町田小倉神社棟札銘……………                    | (大分県金石年表)   | 二六 |
| 四六 | (年未詳)   | 十二月廿六日      | 大友義鑿 <small>(カ)</small> 官途狀……………  | (大友家文書録)    | 二六 |
| 四七 | (天文元年)  | 八月廿三日       | 大友義鑑 <small>(鑑カ)</small> 感狀……………  | (同)         | 二六 |
| 四八 | (天文元年)  | 十一月廿日       | 大友義鑿感狀……………                       | (同)         | 二六 |
| 四九 | (天文二年)  | 九月廿二日       | 大友義鑑書狀寫……………                      | (真修寺文書)     | 二六 |
| 五〇 | (天文二年)  | 九月廿三日       | 大友義鑑一跡安堵狀……………                    | (大友家文書録)    | 二六 |
| 五一 | 天文二     | 十一 廿八       | 大友氏加判衆裏封條々事書……………                 | (上田節藏々野上文書) | 二六 |
| 五二 | 天文三年    | 閏正月廿一日      | 大友義鑑書狀……………                       | (五條文書)      | 二六 |
| 五三 | (天文三年)  | 閏正月廿三日      | 大友義鑑感狀……………                       | (大友家文書録)    | 二六 |

|    |                       |        |              |                |     |
|----|-----------------------|--------|--------------|----------------|-----|
| 一四 | (天文 三年)               | 三月廿日   | 大友義鑑感狀       | (能一文書)         | 二七〇 |
| 一五 | (天文 三年九)              | 三月廿日   | 大友義鑑感狀       | (中村文書)         | 二七一 |
| 一六 | (天文 三年)               | 三月廿日   | 大友義鑑感狀       | (平林文書)         | 二七二 |
| 一七 | (天文 三年九)              | 三月廿日   | 大友義鑑感狀       | (徳丸文書)         | 二七三 |
| 一八 | (天文 三年)               | 三月廿日   | 大友義鑑感狀       | (同上)           | 二七四 |
| 一九 | (天文 三年)               | 三月廿八日  | 大友義鑑書狀       | (大友家文書録)       | 二七五 |
| 二〇 | (天文 三年)               | 三月廿九日  | 大友義鑑感狀案      | (能一文書)         | 二七六 |
| 二一 | (天文 三年)               | 七月二十日  | 大友家文書録       | (東京大学史料編纂所影写本) | 二七七 |
| 二二 | (天文 三年)               | 七月廿二日  | 大友義鑑感狀       | (大友家文書録)       | 二七八 |
| 二三 | (天文 三年)               | 七月廿三日  | 大友義鑑感狀       | (同上)           | 二七九 |
| 二四 | (天文 三年)               | 七月廿三日  | 大友義鑑感狀寫      | (同上)           | 二八〇 |
| 二五 | (天文 三年)               | 八月三日   | 大友氏加判衆連署書狀   | (同上)           | 二八一 |
| 二六 | (天文 三年)               | 八月三日   | 大友氏加判衆連署書狀   | (同上)           | 二八二 |
| 二七 | (天文 三年)               | 八月三日   | 大友義鑑感狀       | (同上)           | 二八三 |
| 二八 | (年未詳)                 | 八月五日   | 田北親員書狀       | (同上)           | 二八四 |
| 二九 | (天文 三年九)              | 八月五日   | 大友義鑑書狀       | (梅木忠臣蔵長野文書)    | 二八五 |
| 三〇 |                       | 九月四日   | 大友義鑑一跡安堵狀    | (岐部文書)         | 二八六 |
| 三一 |                       | 十二月十三日 | 大友義鑑一跡安堵狀    | (同上)           | 二八七 |
| 三二 | (天文 五年)               | 十月三日   | 大友義鑑知行預ヶ狀    | (大友家文書録)       | 二八八 |
| 三三 | (天文 五年)               | 閏十月九日  | 大友義鑑知行預ヶ狀    | (同上)           | 二八九 |
| 三四 | (天文 七年頃九)             | 九月十一日  | 富榮・重利・資高連署書狀 | (古後文書)         | 二九〇 |
| 三五 | (天文 八年)               | 八月十日   | 田北親員書狀       | (大友家文書録)       | 二九一 |
| 三六 | 天文 文拾三年 <sup>甲辰</sup> | 貳月十八日  | 岐部親承讓狀寫      | (岐部文書)         | 二九二 |

|    |           |        |             |       |             |     |
|----|-----------|--------|-------------|-------|-------------|-----|
| 一七 |           | 八月十七日  | 大友義鑑一跡安堵狀   | …………… | (大友家文書録)    | 二六二 |
| 一六 | (天文十九年九)  | 二月廿九日  | 大友義鎮一跡安堵狀   | …………… | (岐部文書)      | 二六三 |
| 一五 | (天文十九年)   | 六月十九日  | 大友義鎮書狀      | …………… | (大友家文書録)    | 二六三 |
| 一〇 | (天文十九年)   | 九月十三日  | 大友義鎮知行預ヶ狀   | …………… | (岐部文書)      | 二六三 |
| 一八 | (天文廿一年)   | 八月廿一日  | 大友義鎮書狀      | …………… | (上田節藏々野上文書) | 二六四 |
| 一三 | (永祿 元年頃カ) | 九月十六日  | 田北鑑生書狀      | …………… | (同 上)       | 二六四 |
| 一四 |           | 十一月十四日 | 大友義鎮書狀      | …………… | (佐田文書)      | 二六五 |
| 一五 |           | 十一月十五日 | 吉岡鑑興書狀      | …………… | (同 上)       | 二六五 |
| 一六 | (永祿 五年)   | 十一月十五日 | 大友義鎮書狀      | …………… | (同 上)       | 二六六 |
| 一七 | (永祿 五年カ)  | 八月十六日  | 大友氏加判衆連署書狀案 | …………… | (同 上)       | 二六七 |
| 一八 | (永祿 五年カ)  | 十月十二日  | 大友宗麟義鎮感狀寫   | …………… | (真修寺文書)     | 二六八 |
| 一九 | (永祿 七年)   | 正月廿二日  | 大友宗麟義鎮名字狀   | …………… | (大友家文書録)    | 二六九 |
| 二〇 | 永祿 七年     | 正月廿二日  | 大友宗麟義鎮一字書出  | …………… | (同 上)       | 二六九 |
| 二一 |           | 三月二日   | 大友宗麟義鎮知行預ヶ狀 | …………… | (岐部文書)      | 二七〇 |
| 二二 |           | 三月十三日  | 大友宗麟義鎮知行預ヶ狀 | …………… | (同 上)       | 二七〇 |
| 二三 |           | 正月十一日  | 大友宗麟義鎮一跡安堵狀 | …………… | (同 上)       | 二七一 |
| 二四 | (永祿十一年カ)  | 六月十二日  | 大友宗麟義鎮書狀    | …………… | (大友家文書録)    | 二七一 |
| 二五 | (永祿十一年カ)  | 六月廿四日  | 戸次鑑連書狀      | …………… | (五條文書)      | 二七三 |
| 二六 | (永祿十一年カ)  | 六月廿四日  | 大友氏加判衆連署書狀  | …………… | (同 上)       | 二七三 |
| 二七 | (年未詳)     | 七月廿六日  | 木付宗悅鑑書狀     | …………… | (田尻家文書)     | 二七三 |
| 二八 | (永祿十一年)   | 八月廿六日  | 大友宗麟義鎮感狀    | …………… | (大友家文書録)    | 二七四 |



|    |                           |                                                                     |                               |       |             |     |
|----|---------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------|-------------|-----|
| 三九 | (天正 七年)                   | 八月十三日                                                               | 大友義統書狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三〇四 |
| 三〇 | (天正 七年)                   | 八月十八日                                                               | 大友義統感狀                        | ..... | (同 上)       | 三〇四 |
| 三一 | (天正 七年)                   | 十月十四日                                                               | 大友義統感狀                        | ..... | (魚返文書)      | 三〇五 |
| 三二 | (天正 八年)                   | 閏三月廿一日                                                              | 大友圓齋 <small>義</small> ・義統連署書狀 | ..... | (大友家文書録)    | 三〇五 |
| 三三 |                           |                                                                     | 御當家御書札認様                      | ..... | (大友義一文書)    | 三〇六 |
| 三四 | (天正 八年)                   | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">卯月 廿三</span> 日 | 大友義統感狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三〇六 |
| 三五 | (天正 九年 <small>九</small> ) | 二月四日                                                                | 大友義統書狀                        | ..... | (五條文書)      | 三〇七 |
| 三六 | (天正 九年 <small>九</small> ) | 五月廿四日                                                               | 大友義統書狀寫                       | ..... | (平林文書)      | 三〇七 |
| 三七 | (天正 九年)                   | 九月十一日                                                               | 浦上宗鐵書狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三〇八 |
| 三八 | (天正 九年)                   | 九月十八日                                                               | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀      | ..... | (問注所文書)     | 三〇九 |
| 三九 | (天正 九年頃)                  | 十月廿一日                                                               | 田原紹忍 <small>親</small> 知行預ヶ狀案  | ..... | (中島文書)      | 三〇九 |
| 四〇 | (年 未詳)                    | 十一月四日                                                               | 大友義統書狀                        | ..... | (同 上)       | 三一〇 |
| 四一 | (天正 九年)                   | 十一月十四日                                                              | 大友義統書狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三一〇 |
| 四二 | (天正 九年)                   | 十一月卅日                                                               | 大友義統感狀                        | ..... | (豊田文書)      | 三一〇 |
| 四三 | (天正 九年 <small>九</small> ) | 十一月卅日                                                               | 大友義統感狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三一〇 |
| 四四 | (天正 十年)                   | 卯月六日                                                                | 大友義統書狀                        | ..... | (佐田文書)      | 三一〇 |
| 四五 | (天正 十年)                   | 六月九日                                                                | 大友義統書狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三一〇 |
| 四六 | (年 未詳)                    | 九月一日                                                                | 大友義統書狀                        | ..... | (高倉氏菟集大田文書) | 三一〇 |
| 四七 | (天正 十年)                   | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">口</span> 月廿一日  | 大友義統感狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三一〇 |
| 四八 | (天正十一年頃)                  | 十月十九日                                                               | 田原紹忍 <small>親</small> 恩賞宛行狀案  | ..... | (中島文書)      | 三一〇 |
| 四九 | (天正十一年)                   | 十月廿八日                                                               | 大友義統感狀                        | ..... | (大友家文書録)    | 三一〇 |
| 五〇 | (天正十一年)                   | 十月廿八日                                                               | 大友義統感狀                        | ..... | (同 上)       | 三一〇 |

|    |                           |                        |                           |           |    |
|----|---------------------------|------------------------|---------------------------|-----------|----|
| 二四 | (天正十一年)                   | 十二月廿六日                 | 大友義統書狀                    | (五條文書)    | 三六 |
| 二四 | (年未詳)                     | □月十二日                  | 朽網宗歴 <small>鑑</small> 書狀  | (大友家文書錄)  | 三七 |
| 二四 | (天正十二年 <small>力</small> ) | 六月十六日                  | 大友義統書狀                    | (同)       | 三八 |
| 二四 | (天正十二年)                   | 七月廿六日                  | 大友義統感狀                    | (同)       | 三八 |
| 二四 | (天正十二年 <small>力</small> ) | 三 <small>十月力</small> 日 | 大友義統感狀                    | (同)       | 三九 |
| 二四 | (天正十二年)                   | 十月十四日                  | 大友義統感狀                    | (同)       | 三九 |
| 二四 | (天正十三年)                   | 九月十一日                  | 大友義統書狀                    | (同)       | 三〇 |
| 二四 | (天正十四年)                   | 六月廿八日                  | 大友宗滴 <small>義</small> 書狀  | (同)       | 三〇 |
| 二四 | 天正十四年 <small>丙子</small>   | 十月廿八日                  | 田北統周知行預ヶ狀                 | (志手文書)    | 三一 |
| 二五 | (天正十四年 <small>力</small> ) | 十二月七日                  | 大友宗滴 <small>休庵</small> 書狀 | (岐部文書)    | 三一 |
| 二五 | (天正十五年 <small>力</small> ) | □□□□                   | 黑田孝高書狀                    | (大友家文書錄)  | 三三 |
| 二五 | (天正十五年)                   | 二月十六日                  | 大友義統感狀                    | (魚返文書)    | 三三 |
| 二五 | (天正十五年)                   | 二月十六日                  | 大友義統感狀                    | (大友家文書錄)  | 三三 |
| 二五 | (天正十五年)                   | 三月二日                   | 大友義統書狀                    | (同)       | 三四 |
| 二五 | (天正十五年 <small>力</small> ) | 八月一日                   | 大友義統書狀                    | (魚返文書)    | 三四 |
| 二五 | 天正十五年                     | 八月十三日                  | 大友義統給地坪付                  | (同)       | 三五 |
| 二五 | (天正十五年)                   | 八月廿二日                  | 大友義統書狀                    | (五條文書)    | 三五 |
| 二六 | 天正十五年                     | 十月六日                   | 齋藤道璣魚返・中島氏所領坪付            | (魚返文書)    | 三六 |
| 二六 | (天正十六年)                   | 卯月八日                   | 魚返鎮貞書狀                    | (清原宣雄藏文書) | 三七 |
| 二六 | (天正十七年頃)                  | 卯月四日                   | 齋藤道璣書狀                    | (大友家文書錄)  | 三六 |
| 二六 | (天正十九年)                   | 三月九日                   | 大友吉統書狀                    | (同)       | 三六 |
| 二六 | (天正十九年)                   | 八月一日                   | 大友吉統書狀                    | (同上)      | 三六 |

目次

|    |                         |       |                |       |               |    |
|----|-------------------------|-------|----------------|-------|---------------|----|
| 三三 | 天 正十九年 <sup>卯辛</sup>    | 八月吉日  | 豐國檢地目錄案        | ..... | (西寒田神社文書)     | 三三 |
| 三四 | (文祿 元年 <sup>九</sup> )   | 正月卅日  | 大友吉統書狀         | ..... | (大友家文書錄)      | 三三 |
| 三五 | (文祿 元年 <sup>九</sup> )   |       | 豐後國諸侍着到帳寫      | ..... | (武内本・中島本)     | 三三 |
| 三六 | (文祿 二年)                 | 卯月九日  | 大友吉統感狀         | ..... | (魚返文書)        | 三三 |
| 三七 | (文祿 二年 <sup>九</sup> )   | 卯月九日  | 大友吉統感狀         | ..... | (大友家文書錄)      | 三三 |
| 三八 | (文祿 二年五月 <sup>九</sup> ) |       | 大友吉統除國軍士配賦著到交名 | ..... | (同 上)         | 三三 |
| 三九 | 文祿 三                    | 正月廿八日 | 豐臣秀吉朱印狀        | ..... | (日田市教育委員會藏文書) | 三三 |
| 四〇 |                         |       | 魚返氏感書目錄        | ..... | (魚返文書)        | 三三 |

付録

|   |        |                   |      |           |       |    |
|---|--------|-------------------|------|-----------|-------|----|
| 一 | 玖珠郡玖珠町 | (山田・小田・山浦・四日市・戸畑) | ・九重町 | (粟野・引治・町) | 大字    | 三四 |
|   |        |                   |      |           | 小字一覽表 | 三四 |

帆足郷史料

|   |                           |                         |       |                |    |
|---|---------------------------|-------------------------|-------|----------------|----|
| 一 | 倭名類聚抄                     | .....                   | 三六    |                |    |
| 二 | 保 安 三年 <sup>壬十一月十九日</sup> | 散位清原 <sup>通次</sup> 處分狀案 | ..... | (大友文書所収帆足文書)   | 三六 |
| 三 | (年 月 日 未詳)                | 安樂壽院領莊々所濟日記案            | ..... | (安樂寿院古文書)      | 三六 |
| 四 | 康 治 二年八月十九日               | 太政官牒案                   | ..... | (同 上)          | 三六 |
| 五 | (年 月 日 未詳)                | 安樂壽院領月宛相折注文案            | ..... | (同 上)          | 三六 |
| 六 | 安 元 二年二月 日                | 八條院領目錄                  | ..... | (高山寺文書・山科家古文書) | 三六 |
| 七 | 治 承 二年七月八日                | 清原道良讓狀案                 | ..... | (大友文書所収帆足文書)   | 三六 |
| 八 | 治 承 二年七月八日                | 清原道良讓狀案                 | ..... | (同 上)          | 三六 |
| 九 | 壽 永 二年十一月二日               | 清原通房退文                  | ..... | (同 上)          | 三六 |

|   |    |         |                                                |    |                 |    |    |    |
|---|----|---------|------------------------------------------------|----|-----------------|----|----|----|
| 〇 | 延應 | 元年十二月九日 | 關東下知狀案                                         | …… | (同)             | 上  | …… | 三三 |
| 一 | 仁治 | 三年二月十八日 | 關東下知狀案                                         | …… | (同)             | 上  | …… | 三四 |
| 二 | 仁治 | 三年三月廿六日 | 豐後守護大友泰直 <small>頼</small> 施行狀案                 | …… | (同)             | 上  | …… | 三四 |
| 三 | 建長 | 八年八月十一日 | 關東下知狀案                                         | …… | (同)             | 上  | …… | 三五 |
| 四 | 正嘉 | 二年四月五日  | 大友頼泰裁許狀案                                       | …… | (同)             | 上  | …… | 三六 |
| 五 | 弘安 | 四年十二月二日 | 大友頼泰書下案                                        | …… | (筑前右田琢之助文書)     | …… | …… | 三六 |
| 六 | 弘安 | 七年六月十九日 | 大友道忍 <small>頼</small> 泰書下                      | …… | (大倉氏採集右田家文書)    | …… | …… | 三七 |
| 七 | 弘安 | 七年六月十九日 | 大友道忍 <small>頼</small> 泰書下                      | …… | (尊経閣藏野上文書)      | …… | …… | 三七 |
| 八 | 弘安 | 八年三月廿七日 | 大友道忍 <small>頼</small> 泰書下                      | …… | (同)             | 上  | …… | 三八 |
| 九 | 弘安 | 捌年玖月 日  | 豐後國大田文寫                                        | …… | (東京大学史料編纂所藏平林本) | …… | …… | 三八 |
| 〇 | 弘安 | 八年九月晦日  | 豐後國圖田帳案                                        | …… | (内閣文庫本)         | …… | …… | 三九 |
| 一 | 弘安 | 九年九月十二日 | 帆足西蓮 <small>通員</small> 書狀                      | …… | (大友文書所収帆足文書)    | …… | …… | 三九 |
| 二 | 正安 | 二年三月十七日 | 帆足西蓮 <small>通員</small> 申狀案                     | …… | (同)             | 上  | …… | 四〇 |
| 三 | 嘉元 | 三年七月廿六日 | 龜山上皇處分狀案                                       | …… | (龜山院凶事記)        | …… | …… | 四一 |
| 四 | 嘉元 | 四年六月十二日 | 昭慶門院 <small>熹</small> 字 <small>親</small> 王御領目錄 | …… | (竹内文平所藏文書)      | …… | …… | 四一 |
| 五 | 延慶 | 三年六月五日  | 大友貞親讓狀案                                        | …… | (志賀文書)          | …… | …… | 四二 |
| 六 | 正和 | 三年五月廿二日 | 鎮西 <small>北條</small> 政顯下知狀                     | …… | (同)             | 上  | …… | 四三 |
| 七 | 正和 | 三年五月廿二日 | 鎮西 <small>北條</small> 政顯下知狀寫                    | …… | (平松行龍藏安心院文書)    | …… | …… | 四三 |
| 八 | 文保 | 元年四月廿三日 | 出羽季貞讓狀                                         | …… | (志賀文書)          | …… | …… | 四四 |
| 九 | 元亨 | 四年六月 日  | 帆足郷久富名田畠在家山野等五分一注進狀案                           | …… | (大友文書所収帆足文書)    | …… | …… | 四四 |
| 〇 | 元亨 | 四年八月十一日 | 豐後守護大友貞宗書下                                     | …… | (尊経閣藏野上文書)      | …… | …… | 四五 |
| 一 | 嘉曆 | 四年八月 日  | 帆足義鑾 <small>勝通</small> 重申狀案                    | …… | (醍醐寺文書)         | …… | …… | 四五 |

|   |   |    |                           |                             |       |               |       |      |     |
|---|---|----|---------------------------|-----------------------------|-------|---------------|-------|------|-----|
| 三 | 建 | 武  | 元年十一月廿五日                  | 後醍醐天皇編旨                     | …………… | (入江文書)        | 三〇七   |      |     |
| 三 | 建 | 武  | 二年五月廿七日                   | 清原森顯通請文                     | …………… | (志賀文書)        | 三〇八   |      |     |
| 三 | 建 | 武  | 四年八月七日                    | 高師直施行狀案                     | …………… | (同上)          | 三〇九   |      |     |
| 三 | 曆 | 應  | 四年閏四月十日                   | 八坂道圓請文寫                     | …………… | (諸家文書纂所収野上文書) | 三〇九   |      |     |
| 三 | 曆 | 應  |                           | 豊後守護大友氏泰注進狀案                | …………… | (志賀文書)        | 三〇九   |      |     |
| 七 | 曆 | 應  | 五年三月十一日                   | 出羽宗雄讓狀                      | …………… | (同上)          | 三〇〇   |      |     |
| 六 | か | う  | い                         | にねん                         | 九月十五日 | 出羽宗雄讓狀        | …………… | (同上) | 三〇一 |
| 六 | 康 | 永  | 二年九月十八日                   | 出羽宗雄讓狀                      | …………… | (同上)          | 三〇一   |      |     |
| 四 | 貞 | 和  | 四年十月十四日                   | 源 <small>志賀</small> 頼房請文    | …………… | (同上)          | 三〇二   |      |     |
| 四 | 觀 | 應  | 元年十月廿六日                   | 藤原 <small>田原</small> 貞廣讓狀   | …………… | (大友家文書録)      | 三〇三   |      |     |
| 三 | 觀 | 應  | 二年十一月廿一日                  | 足利直冬下文                      | …………… | (同上)          | 三〇三   |      |     |
| 三 | 正 | 平  | 十一年七月                     | 出羽宗房目安狀案                    | …………… | (志賀文書)        | 三〇三   |      |     |
| 四 | 正 | 平  | 十一年九月                     | 出羽宗房目安狀案                    | …………… | (同上)          | 三〇四   |      |     |
| 三 | 正 | 平  | 十一年十月廿日                   | 豊後守護大友氏時書下                  | …………… | (同上)          | 三〇五   |      |     |
| 四 | 正 | 平  |                           | 大友出羽氏所領相傳系圖                 | …………… | (同上)          | 三〇五   |      |     |
| 四 | 延 | 文  | 十三年十月十三日                  | 平 <small>出羽</small> 宗房讓狀    | …………… | (同上)          | 三〇六   |      |     |
| 四 | 應 | 安  | 五年八月廿八日                   | 足利義詮御判御教書案                  | …………… | (入江文書)        | 三〇六   |      |     |
| 四 | 應 | 安  | 七年 <small>卯</small> 三月廿四日 | 岩室坂口寶篋印塔銘                   | …………… | (大分の石造美術)     | 三〇七   |      |     |
| 五 | 永 | 和  | 三年八月十八日                   | 九州探題今川了 <small>貞</small> 感狀 | …………… | (入江文書)        | 三〇七   |      |     |
| 五 | 康 | 曆  | 元年十二月廿四日                  | 足利義滿袖判下文                    | …………… | (同上)          | 三〇八   |      |     |
| 三 | 自 | 明德 | 二年正月吉日                    | 安藝草津八幡神社大般若經輿書              | …………… | (広島市の文化財)     | 三〇八   |      |     |
| 三 | 至 | 同  | 二月十一日                     |                             | …………… |               | 三〇八   |      |     |

|    |                               |                         |                |    |
|----|-------------------------------|-------------------------|----------------|----|
| 三  | 應 永 四年 <sup>歲次丁丑</sup> 十二月十三日 | 帆足郷若八幡神社如來形坐像胎内銘        | (九州歴史資料館研究論集四) | 三〇 |
| 四  | 「應永 廿貳年」九月廿三日                 | 大友持直知行宛行狀               | (広瀬家史料館所蔵文書)   | 三一 |
| 五  | 應 永 卅二年十月十六日                  | 大友氏加判衆連署奉書              | (財津孝之文書)       | 三二 |
| 六  | (文明 初年)十二月十四日                 | 大友親繁感狀                  | (大友家文書録)       | 三三 |
| 七  | (文明 七年)三月廿七日                  | 志賀親家申狀                  | (志賀文書)         | 三四 |
| 八  | (年 未詳)二月六日                    | 田原政定書狀                  | (永弘文書)         | 三五 |
| 九  | 永 正 七年 <sup>庚午</sup> 八月四日     | 岩室山淨専寺方便法身尊像裏書          | (玖珠町の寺院と文化財)   | 三六 |
| 一〇 | (永正 十三年)十一月廿〇日                | 某書狀                     | (永弘文書)         | 三七 |
| 一一 | (永正十四年 <sup>九</sup> )七月五日     | 大友親安 <sup>鑑</sup> 知行預ケ狀 | (大友家文書録)       | 三八 |
| 一二 | (年 未詳)八月廿八日                   | 大友義鑾知行預ケ狀               | (丹生とよ文書)       | 三九 |
| 一三 | 享 祿 五年九月十七日                   | 大津留長清・森長徳連署打渡狀          | (平井文書)         | 四〇 |
| 一四 | (天文 元年 <sup>九</sup> )四月十七日    | 大友義鑾書狀寫                 | (真修寺文書)        | 四一 |
| 一五 | (年 未詳)十月十九日                   | 親榮・山下長就連署書狀寫            | (同 上)          | 四二 |
| 一六 | (天文 元年)十一月廿日                  | 大友義鑾感狀                  | (大友家文書録)       | 四三 |
| 一七 | (天文 二年)二月廿二日                  | 大友氏加判衆連署書狀              | (同 上)          | 四四 |
| 一八 | (天文 二年 <sup>九</sup> )二月廿九日    | 大友義鑑感狀                  | (古後文書)         | 四五 |
| 一九 | 「天文 二」卯月十六日                   | 大友義鑑感狀                  | (平井文書)         | 四六 |
| 二〇 | 天文 二 十一月廿八日                   | 大友氏加判衆連署條々事書            | (上田節藏々野上文書)    | 四七 |
| 二一 | (天文 二年)十二月一日                  | 大友義鑑書狀案                 | (大友家文書録)       | 四八 |
| 二二 | 「天文 二」十二月八日                   | 大友義鑑感狀                  | (平井文書)         | 四九 |
| 二三 | (天文 二年)十二月八日                  | 大友義鑑感狀                  | (大友家文書録)       | 五〇 |
| 二四 | (天文 三年)二月廿三日                  | 城後 <sup>田</sup> 北親興書狀   | (田北憲明文書)       | 五一 |
| 二五 | (天文 三年)七月廿三日                  | 大友義鑑感狀                  | (帆足悦藏文書)       | 五二 |

|   |          |         |              |             |    |
|---|----------|---------|--------------|-------------|----|
| 其 | (天文三年)   | 七月廿三日   | 大友義鑑感狀       | (帆足悅藏文書)    | 三三 |
| 七 | (天文三年)   | 七月廿三日   | 大友義鑑感狀案      | (同上)        | 三四 |
| 六 | (天文三年)   | 八月五日    | 大友義鑑書狀       | (梅木忠臣藏長野文書) | 三五 |
| 五 | (天文五年)   | 閏十月九日   | 大友義鑑知行預ヶ狀寫   | (真修寺文書)     | 三六 |
| 四 | (天文七年)   | 九月十一日   | 富榮・重利・資高連署書狀 | (古後文書)      | 三七 |
| 三 | (天文八年)   | 正月十三日   | 大友義鑑名字狀寫     | (真修寺文書)     | 三八 |
| 二 | (天文八年)   | 正月十三日   | 大友義鑑一字書出寫    | (同上)        | 三九 |
| 一 | (天文八年)   | 八月十日    | 田北親員書狀       | (大友家文書錄)    | 四〇 |
| 〇 | (天文十三年)  | 閏十一月十八日 | 大友義鑑書狀       | (同上)        | 四一 |
| 〇 | (天文十四年)  | 正月八日    | 森長德書狀        | (相良家文書)     | 四二 |
| 〇 | (天文十九年)  | 六月十九日   | 大友義鑑書狀       | (大友家文書錄)    | 四三 |
| 〇 | (天文二十一年) | 三月十九日   | 大友義鑑官途狀寫     | (真修寺文書)     | 四四 |
| 〇 | (弘治三年)   | 八月六日    | 大友氏加判衆連署書狀   | (富來文書)      | 四五 |
| 〇 | (永祿四年)   | 卯月廿五日   | 田北鑑生書狀       | (惠良文書)      | 四六 |
| 〇 | (永祿五年)   | 七月七日    | 戸次鑑連書狀       | (五條文書)      | 四七 |
| 〇 | (永祿九年)   | 二月廿一日   | 大友宗麟義鑑書狀     | (大友家文書錄)    | 四八 |
| 〇 | (永祿九年)   | 二月廿一日   | 大友氏加判衆連署奉書   | (同上)        | 四九 |
| 〇 | (永祿十一年)  | 六月十二日   | 大友宗麟義鑑書狀     | (同上)        | 五〇 |
| 〇 | (永祿十一年)  | 八月廿六日   | 大友宗麟義鑑感狀     | (帆足悅藏文書)    | 五一 |
| 〇 | (永祿十一年)  | 十一月十九日  | 大友宗麟義鑑書狀     | (大友家文書錄)    | 五二 |
| 〇 | (永祿十二年)  | 壬五月廿六日  | 大友宗麟義鑑書狀     | (帆足琢曆文書)    | 五三 |

|    |          |        |                               |    |              |     |
|----|----------|--------|-------------------------------|----|--------------|-----|
| 三六 | (永祿十二年九) | 九月廿二日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀      | …… | (大友家文書錄)     | 三三〇 |
| 三六 | (元龜 元年)  | 三月二日   | 大友宗麟 <small>義</small> 知行預ヶ狀   | …… | (滝神社文書)      | 三三五 |
| 三九 | (元龜 元年)  | 三月二日   | 大友宗麟 <small>義</small> 知行預ヶ狀   | …… | (大友家文書錄)     | 三三五 |
| 四〇 | (元龜 元年九) | 九月十六日  | 森鑑光書狀                         | …… | (森猪松文書)      | 三三六 |
| 四〇 | (天正 二年頃) | 正月廿二日  | 大友義統書狀                        | …… | (大友家文書錄)     | 三三六 |
| 四一 | (天正 四年)  | 二月廿六日  | 大友宗麟 <small>義</small> 書狀      | …… | (同 上)        | 三三七 |
| 四二 | (天正 八年)  | 閏三月廿一日 | 大友圓齋 <small>義</small> ・義統連署書狀 | …… | (同 上)        | 三三七 |
| 四三 | (天正 八年)  | 卯月九日   | 大友義統感狀                        | …… | (傾田叢史所収帆足文書) | 三三八 |
| 四四 | (天正 八年)  | 七月廿六日  | 大友義統知行預ヶ狀寫                    | …… | (教念寺文書)      | 三三八 |
| 四五 | (年 未詳)   | 九月十八日  | 大友義統感狀案                       | …… | (兒玉韞採集西文書)   | 三三九 |
| 四六 | (天正 九年)  | 十一月十四日 | 大友義統書狀                        | …… | (大友家文書錄)     | 三三九 |
| 四六 | (天正 九年九) | 十一月卅日  | 大友義統感狀                        | …… | (同 上)        | 三三九 |
| 四九 | (天正 九年)  | 十二月十三日 | 大友義統感狀                        | …… | (平井文書)       | 三四〇 |
| 五〇 | (天正 九年)  | 十二月廿日  | 大友義統感狀                        | …… | (滝神社文書)      | 三四〇 |
| 五一 | (天正 九年)  | 十二月廿日  | 大友義統感狀                        | …… | (大友家文書錄)     | 三四〇 |
| 五二 | (天正 十年)  | 四月十二日  | 森宗賀 <small>鑑(九)光</small> 書狀   | …… | (森猪松文書)      | 三四二 |
| 五三 | (天正 十年九) | 九月廿八日  | 大友義統官途狀                       | …… | (同 上)        | 三四三 |
| 五四 | (年 未詳)   | 十一月廿四日 | 高橋紹運 <small>種</small> 書狀      | …… | (同 上)        | 三四三 |
| 五五 | (天正 十年)  | 三月七日   | 帆足鎮直書狀                        | …… | (朝見八幡社文書)    | 三四四 |
| 五六 | (天正十二年)  | 七月廿六日  | 大友義統感狀案                       | …… | (兒玉韞採集森文書)   | 三四五 |
| 五七 | 天 正十四年   | 九月吉日   | 某所坪付寫                         | …… | (真修寺文書)      | 三四五 |
| 五八 | 天 正十四年   | 九月吉日   | 某知行宛行狀寫                       | …… | (同 上)        | 三四六 |

|    |                          |                         |                |    |                |     |
|----|--------------------------|-------------------------|----------------|----|----------------|-----|
| 二九 | (天正十四年)                  | 十二月晦日                   | 大友義統感狀         | …… | (大友家文書録)       | 四〇六 |
| 三〇 | (天正十五年)                  | 正月 <small>廿九</small> 三日 | 大友家文書録         | …… | (東京大学史料編纂所影写本) | 四〇七 |
| 三一 | (天正十五年)                  | <small>正月廿九</small> 四日  | 大友義統書狀         | …… | (大友家文書録)       | 四〇七 |
| 三二 | (天正十五年)                  | 正月廿八日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四〇八 |
| 三三 | (天正十五年)                  | <small>正月廿八日</small> 四日 | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四〇八 |
| 三四 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (魚返文書)         | 四〇九 |
| 三五 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (森猪松文書)        | 四〇九 |
| 三六 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (古後文書)         | 四一〇 |
| 三七 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四一〇 |
| 三八 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四一一 |
| 三九 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (大友家文書録)       | 四一一 |
| 四〇 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四一二 |
| 四一 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四一二 |
| 四二 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四一二 |
| 四三 | (天正十五年)                  | 二月十六日                   | 大友義統感狀         | …… | (同)            | 四一二 |
| 四四 | (天正十五年)                  | 三月二日                    | 大友義統書狀         | …… | (同)            | 四一三 |
| 四五 | (天正十五年)                  | 卯月廿八日                   | 鎮貞感狀           | …… | (大庭某所藏文書)      | 四一四 |
| 四六 | (天正十五年)                  | 十二月廿一日                  | 大友義統感狀         | …… | (大友家文書録)       | 四一四 |
| 四七 | (天正十七・十八年頃)              | 十二月十四日                  | 大友吉統一字書出       | …… | (碩田叢史所収帆足文書)   | 四一五 |
| 四八 | (天正十九年)                  | 八月朔日                    | 大友吉統書狀         | …… | (帆足悅藏文書)       | 四一五 |
| 四九 | 天正十九年 <small>卯辛</small>  | 八月吉日                    | 豊後國檢地目録案       | …… | (西寒田神社文書)      | 四一六 |
| 五〇 | (文祿元年 <small>力</small> ) |                         | 豊後國諸侍着到帳寫      | …… | (武内本・中島本)      | 四一六 |
| 五一 | (文祿二年)                   | 五月 <small>力</small>     | 大友吉統除國軍士配賦著到交名 | …… | (大友家文書録)       | 四一六 |

|    |                         |       |                   |               |    |
|----|-------------------------|-------|-------------------|---------------|----|
| 一四 | 文祿 三                    | 正月廿八日 | 豊臣秀吉朱印狀……………      | (日田市教育委員会蔵文書) | 四六 |
| 一四 | 慶長 八年 <small>卯癸</small> | 八月七日  | 絹本着色顯如上人画像裏書…………… | (玖珠町の寺院と文化財)  | 四七 |
| 一三 |                         |       | 教念寺方便法身尊像裏書……………  | (玖珠郡史談二九)     | 四七 |

付 録

|   |  |  |                           |             |    |
|---|--|--|---------------------------|-------------|----|
| 一 |  |  | 玖珠郡玖珠町大字 (森・帆足・岩室・日出生・大隈) | ・小字一覧表…………… | 四六 |
|---|--|--|---------------------------|-------------|----|

飯 田 郷 史 料

|    |           |                           |                                   |               |    |
|----|-----------|---------------------------|-----------------------------------|---------------|----|
| 一  |           |                           | 倭名類聚抄……………                        | 四三            |    |
| 二  | 應 德       | 二年十月朔日                    | 大政大臣藤原信長造九條堂謹啓……………               | (朝野群載)        | 四二 |
| 三  | 長         | 寛三年乙酉肆月貳拾陸日               | 清原兼次讓狀案……………                      | (丹波野上文書)      | 四三 |
| 四  | 壽         | 永 二年十一月二日                 | 清原通房退文……………                       | (大友文書所収帆足文書)  | 四三 |
| 五  |           |                           | 清原姓野上氏略系……………                     | (上田節藏々野上文書)   | 四四 |
| 六  | (文 治 年 中) |                           | 宇佐宮假殿地判指圖……………                    | (宇佐神宮藏)       | 四五 |
| 七  | 建 長       | 八年九月十二日                   | 平大頼泰書狀……………                       | (大友家文書録)      | 四五 |
| 八  | 正 嘉       | 元年閏三月廿四日                  | 關東御教書……………                        | (野上文書)        | 四五 |
| 九  | 正 嘉       | 二年四月五日                    | 豊後守護大友頼泰書下案……………                  | (大友文書所収帆足文書)  | 四六 |
| 一〇 | (正 嘉      | 二年六月十日 <small>九</small> ) | 關東下知狀 (下欠)……………                   | (同 上)         | 四七 |
| 二  | 正 元       | 元年十二月九日                   | 將軍 <small>宗尊</small> 親王家政所下文…………… | (諸家文書纂所収野上文書) | 四七 |
| 三  | 文 永       | 六年三月廿三日                   | 大友頼泰施行狀案……………                     | (大友家文書録)      | 四八 |
| 三  | 文 永       | 七年三月廿五日                   | 關東御教書案……………                       | (同 上)         | 四八 |
| 四  | 文 永       | 七年四月廿六日                   | 關東下知狀……………                        | (諸家文書纂所収野上文書) | 四九 |
| 五  | 文 永       | 七年五月六日                    | 關東御教書……………                        | (同 上)         | 四九 |

目 次

|    |         |          |                                  |    |                 |    |
|----|---------|----------|----------------------------------|----|-----------------|----|
| 六文 | 永       | 七年六月十四日  | 大友賴泰書下                           | …… | (諸家文書纂所收野上文書)   | 四〇 |
| 七文 | 永       | 九年二月朔日   | 豐後守護所 <small>大友</small> 廻文       | …… | (尊経閣藏野上文書)      | 四二 |
| 六文 | 永       | 九年卯月廿三日  | 豐後守護代藤原 <small>小田</small> 景泰施行狀  | …… | (諸家文書纂所收野上文書)   | 四二 |
| 元建 | 治       | 元年六月五日   | 大友賴泰書下                           | …… | (尊経閣藏野上文書)      | 四三 |
| 元建 | 治       | 元年九月廿二日  | 大友賴泰書下                           | …… | (山城前田軍八所藏文書)    | 四三 |
| 二建 | 治       | 二年三月五日   | 大友賴泰書下                           | …… | (諸家文書纂所收野上文書)   | 四三 |
| 三建 | 治       | 二年三月五日   | 大友賴泰書狀                           | …… | (同上)            | 四三 |
| 三弘 | 安       | 四年九月十六日  | 六波羅御教書                           | …… | (同上)            | 四四 |
| 四弘 | 安       | 四年十二月三日  | 大友賴泰書下案                          | …… | (筑前石田琢之助文書)     | 四四 |
| 五弘 | 安       | 七年六月十九日  | 大友道忍 <small>賴</small> 泰書下        | …… | (尊経閣藏野上文書)      | 四五 |
| 六弘 | 安       | 七年六月十九日  | 大友道忍 <small>賴</small> 泰書下        | …… | (同上)            | 四五 |
| 七弘 | 安       | 八年三月廿七日  | 大友道忍 <small>賴</small> 泰書下        | …… | (同上)            | 四六 |
| 六弘 | 安       | 捌年玖月 日   | 豐後國大田文寫                          | …… | (東京大学史料編纂所藏平林本) | 四六 |
| 元弘 | 安       | 八年九月晦日   | 豐後國圖田帳案                          | …… | (内閣文庫本)         | 四七 |
| 言永 | 仁       | 四年五月廿日   | 豐後守護代小田原寂佛 <small>景</small> 泰施行狀 | …… | (尊経閣藏野上文書)      | 四八 |
| 三  | (永仁四年九) | 八月十六日    | 小田原寂佛 <small>景</small> 泰書狀       | …… | (同上)            | 四九 |
| 三德 | 治       | 二年十二月廿五日 | 後二條天皇口宣案                         | …… | (大友家文書録)        | 四九 |
| 三延 | 慶       | 三年十二月廿二日 | 鎮西 <small>北條</small> 政頼御教書       | …… | (皇学館大学所藏文書)     | 四〇 |
| 四  |         |          | 球珠郡飯田郷野上村相傳系圖                    | …… | (上田節藏々野上文書)     | 四〇 |
| 五元 | 應       | 二年二月廿八日  | 鎮西 <small>北條</small> 政頼下知狀       | …… | (諸家文書纂所收野上文書)   | 四一 |
| 吳元 | 亨       | 四年八月十一日  | 豐後守護大友貞宗書下                       | …… | (尊経閣藏野上文書)      | 四三 |
| 毛嘉 | 曆       | 四年八月 日   | 帆足義鑿 <small>通勝</small> 重目安狀案     | …… | (醍醐寺文書)         | 四三 |

|   |   |   |                        |                                  |               |    |
|---|---|---|------------------------|----------------------------------|---------------|----|
| 六 | 元 | 弘 | 三年十一月十四日               | 豐後國々宣……………                       | (諸家文書纂所收野上文書) | 四四 |
| 五 | 元 | 武 | 元年四月廿四日                | 後醍醐天皇繪旨……………                     | (丹波野上文書)      | 四四 |
| 四 | 元 | 武 | 元年九月廿九日                | 雜訴決斷所牒……………                      | (諸家文書纂所收野上文書) | 四四 |
| 四 | 延 | 武 | 三年三月十三日                | 足利尊氏軍勢催促狀……………                   | (同上)          | 四六 |
| 四 | 延 | 元 | 元年八月十五日                | 野上道圓軍忠狀……………                     | (同上)          | 四六 |
| 四 | 建 | 武 | 三年九月 日                 | 野上資賴代資氏軍忠狀寫……………                 | (同上)          | 四六 |
| 四 | 建 | 武 | 三年十月十四日 <sup>(日)</sup> | 清原野上資賴軍忠狀……………                   | (尊經閣藏野上文書)    | 四七 |
| 四 | 建 | 武 | 三年十二月廿日                | 清原野上顯直軍忠狀……………                   | (同上)          | 四七 |
| 四 | 建 | 武 | 四年正月十二日                | 一色賴行軍勢催促狀……………                   | (財津永延藏野上文書)   | 四七 |
| 四 | 建 | 武 | 四年八月四日                 | 足利直義軍勢催促狀……………                   | (同上)          | 四八 |
| 四 | 建 | 武 | 四年八月七日                 | 高師直施行狀案……………                     | (志賀文書)        | 四八 |
| 四 | 建 | 武 | 五年三月三日                 | 野上資賴軍忠狀……………                     | (岩田佐平所藏文書)    | 四九 |
| 四 | 建 | 武 | 五年三月廿三日                | 野上資賴着到狀寫……………                    | (諸家文書纂所收野上文書) | 四九 |
| 三 | 建 | 武 | 五年三月 日                 | 野上資賴軍忠狀……………                     | (財津永延藏野上文書)   | 四九 |
| 三 | 建 | 武 | 五年七月 日                 | 野上資賴軍忠狀寫……………                    | (諸家文書纂所收野上文書) | 四九 |
| 三 | 曆 | 應 | 元年十一月廿六日               | 光明天皇口宣案……………                     | (丹波野上文書)      | 四九 |
| 三 | 曆 | 應 | 四年閏四月十日                | 八坂道圓請文寫……………                     | (諸家文書纂所收野上文書) | 四九 |
| 三 | 貞 | 和 | 三年十月十五日                | 豐後守護大友氏泰施行狀寫……………                | (同上)          | 四九 |
| 三 | 貞 | 和 | 四年二月十八日                | 源大氏宗知行預ヶ狀……………                   | (尊經閣藏野上文書)    | 四九 |
| 三 | 貞 | 和 | 四年卯月八日                 | 藤原某軍勢催促狀寫……………                   | (諸家文書纂所收野上文書) | 四九 |
| 二 | 觀 | 應 | 元年六月五日                 | 九州探題一色道猷 <sup>(龜)</sup> 寄進狀…………… | (大鳥居文書)       | 四九 |
| 二 | 貞 | 和 | 六年六月八日                 | 足利直冬軍勢催促狀……………                   | (永井直哉文書)      | 四九 |



|     |      |     |             |                             |            |             |     |
|-----|------|-----|-------------|-----------------------------|------------|-------------|-----|
| 二   | 應    | 永   | 卅二年十月十日     | 藤原某・左衛門尉某連署奉書               | ……………      | (大友家文書録)    | 四六五 |
| 三   | 應    | 永   | 卅二年十月十六日    | 藤原某・沙彌某連署奉書                 | ……………      | (財津孝之文書)    | 四六六 |
| 四   | 年    | 未詳  | 十一月十八日      | 大友道瑛 <small>著</small> 知行預ケ狀 | ……………      | (大友家文書録)    | 四六七 |
| 五   | 年    | 未詳  | 七月二十九日      | 大友親綱知行預ケ狀                   | ……………      | (上田節藏々野上文書) | 四六八 |
| 六   | 年    | 未詳  | 九月十七日       | 吉弘親利・都甲著利連署奉書               | ……………      | (同 上)       | 四六九 |
| 七   | 年    | 未詳  | 二月卅日        | 帆足正重・奴留湯弘重連署書狀              | ……………      | (同 上)       | 四七〇 |
| 八   | 永    | 享   | 八丙辰歲三月廿九日   | 松木六地藏幢銘                     | ……………      | (大友巢金石年表)   | 四七一 |
| 九   | 永    | 享   | 八年九月廿六日     | 野上某知行分坪付                    | ……………      | (上田節藏々野上文書) | 四七二 |
| 十   | 年    | 未詳  | 八月卅日        | 大友親繁書狀                      | ……………      | (同 上)       | 四七三 |
| 十一  | 年    | 未詳  | 九月廿一日       | 大友親繁書狀                      | ……………      | (同 上)       | 四七四 |
| 十二  | 年    | 未詳  | 十二月十八日      | 大友親繁知行預ケ狀                   | ……………      | (同 上)       | 四七五 |
| 十三  | 年    | 未詳  | 十二月廿三日      | 大友氏加判衆連署奉書                  | ……………      | (同 上)       | 四七六 |
| 十四  | 年    | 未詳  | 正月廿二日       | 大友親繁知行預ケ狀                   | ……………      | (森六藏文書)     | 四七七 |
| 十五  | (嘉吉) | 四年九 | 二月廿二日       | 大友氏加判衆連署奉書                  | ……………      | (上田節藏々野上文書) | 四七八 |
| 十六  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四七九         |     |
| 十七  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八〇         |     |
| 十八  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八一         |     |
| 十九  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八二         |     |
| 二十  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八三         |     |
| 二十一 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八四         |     |
| 二十二 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八五         |     |
| 二十三 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八六         |     |
| 二十四 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八七         |     |
| 二十五 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八八         |     |
| 二十六 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四八九         |     |
| 二十七 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九〇         |     |
| 二十八 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九一         |     |
| 二十九 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九二         |     |
| 三十  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九三         |     |
| 三十一 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九四         |     |
| 三十二 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九五         |     |
| 三十三 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九六         |     |
| 三十四 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九七         |     |
| 三十五 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九八         |     |
| 三十六 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 四九九         |     |
| 三十七 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇〇         |     |
| 三十八 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇一         |     |
| 三十九 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇二         |     |
| 四十  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇三         |     |
| 四十一 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇四         |     |
| 四十二 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇五         |     |
| 四十三 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇六         |     |
| 四十四 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇七         |     |
| 四十五 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇八         |     |
| 四十六 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五〇九         |     |
| 四十七 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五一〇         |     |
| 四十八 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五一〇         |     |
| 四十九 | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五一〇         |     |
| 五十  | 室    | 寶   | 八幡宮六地藏種子板碑銘 | ……………                       | (九重町石造物資料) | 五一〇         |     |

|     |                        |        |                       |       |                 |    |
|-----|------------------------|--------|-----------------------|-------|-----------------|----|
| 二〇四 | 文 明 拾年 <sup>戌</sup>    | 八月廿七日  | 野上直廣讓狀                | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 四七 |
| 二〇五 | (文明 十三年)               | 六月廿一日  | 足利義尚御内書               | …………… | (大友家文書録)        | 四七 |
| 二〇六 | (年 未詳)                 | 二月十五日  | 大友親豊 <sup>義</sup> 右書狀 | …………… | (同 上)           | 四七 |
| 二〇七 | (年 未詳)                 | 七月一日   | 大友親豊 <sup>義</sup> 右書狀 | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 四八 |
| 二〇八 | 延 德 三天 <sup>亥</sup>    | 七月廿五日  | 下右田觀音堂十一面觀音像銘         | …………… | (九重町仏像・神像調査報告書) | 四八 |
| 二〇九 | 延 德 三年 <sup>辛</sup>    | 十一月廿六日 | 上且天滿神社神像銘             | …………… | (甲斐素純調査記録)      | 四九 |
| 二一〇 | (年 未詳)                 | 八月十七日  | 大友親豊 <sup>義</sup> 右書狀 | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 四九 |
| 二一一 | (年 未詳)                 | 十一月七日  | 大友親豊 <sup>義</sup> 右書狀 | …………… | (同 上)           | 四九 |
| 二一二 | (年 未詳)                 | 八月一日   | 大友政親書狀                | …………… | (同 上)           | 四九 |
| 二一三 | (年 未詳)                 | 正月十六日  | 大友政親書狀                | …………… | (大友家文書録)        | 四九 |
| 二一四 | (年 未詳)                 | 五月九日   | 大聖院宗心知行預ヶ狀            | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 四九 |
| 二一五 | (年 未詳)                 | 正月十八日  | 大友親治知行預ヶ狀             | …………… | (財津永延藏々野上文書)    | 四九 |
| 二一六 | (明 應 六年)               | 三月廿日   | 大友親治知行預ヶ狀             | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 四九 |
| 二一七 | 明 應 六年                 | 三月廿一日  | 大友氏加判衆連署奉書            | …………… | (尊経閣藏々野上文書)     | 四九 |
| 二一八 | 明 應 六年                 | 三月廿三日  | 大友氏加判衆連署奉書            | …………… | (上田節藏々野上文書)     | 四九 |
| 二一九 | (年 未詳)                 | 卯月二日   | 大友親治書狀                | …………… | (財津永延藏々野上文書)    | 四九 |
| 二二〇 | (年 未詳)                 | 八月廿九日  | 大友親治知行預ヶ狀             | …………… | (同 上)           | 四九 |
| 二二一 | (明 應 七年)               | 十月二日   | 大友親治知行預ヶ狀             | …………… | (財津孝之文書)        | 四九 |
| 二二二 | (明 應 七年 <sup>カ</sup> ) | 十一月十七日 | 大友親治書狀寫               | …………… | (田北一六文書)        | 四九 |
| 二二三 | 明 應 八年                 | 正月廿五日  | 大内義興感狀                | …………… | (未武与五郎文書)       | 四九 |
| 二二四 | (明 應 八年)               | 八月一日   | 大友親治書狀                | …………… | (大友家文書録)        | 四九 |

|    |         |       |            |    |                |    |
|----|---------|-------|------------|----|----------------|----|
| 一五 | (明應八年)  | 八月    | 大友家文書錄     | …… | (東京大学史料編纂所影写本) | 四七 |
| 一六 | (明應八年)  | 八月十日  | 大友親治書狀     | …… | (大友家文書錄)       | 四八 |
| 一七 | (明應八年)  | 八月十一日 | 大友親治感狀     | …… | (財津永延藏野上文書)    | 四八 |
| 一八 | (明應八年)  | 八月十一日 | 大友親治感狀     | …… | (大友家文書錄)       | 四九 |
| 一九 | (明應八年)  | 八月十五日 | 大友親治書狀     | …… | (碩田叢史所収野上文書)   | 四九 |
| 二〇 | 明應八年    | 八月廿五日 | 都甲惟幸打渡狀寫   | …… | (諸家文書纂所収野上文書)  | 四九 |
| 二一 | (明應八年)  | 十月十六日 | 大友親治書狀     | …… | (大友家文書錄)       | 五〇 |
| 二二 | (文龜元年)  | 七月三日  | 大友親治感狀     | …… | (財津永延藏野上文書)    | 五一 |
| 二三 | (文龜元年)  | 七月廿三日 | 松木書曲寶塔銘    | …… | (大友家文書錄)       | 五一 |
| 二四 | (文龜元年)  | 八月廿九日 | 大友親治感狀     | …… | (大友家文書錄)       | 五二 |
| 二五 | 文龜二年    | 五月廿三日 | 大内義興下文     | …… | (末武与五郎文書)      | 五三 |
| 二六 | (永正三年)  | 十月廿二日 | 大友義長感狀     | …… | (財津永延藏野上文書)    | 五三 |
| 二七 | (永正三年)  | 十月廿七日 | 大友義長官途狀    | …… | (同上)           | 五三 |
| 二八 | 永正十一年   |       | 惠良善王寺寶塔銘   | …… | (九重町石造物金石年表)   | 五三 |
| 二九 | (永正十三年) | 九月二日  | 大友親安鑑感狀    | …… | (大友家文書錄)       | 五四 |
| 三〇 | (永正十三年) | 十二月二日 | 大友親安鑑知行預ケ狀 | …… | (上田節藏々野上文書)    | 五四 |
| 三一 | (永正十四年) |       | 大友家文書錄     | …… | (東京大学史料編纂所影写本) | 五五 |
| 三二 | (永正十四年) | 二月七日  | 大友親安鑑感狀    | …… | (中村文書)         | 五五 |
| 三三 | (永正十四年) | 二月七日  | 大友親安鑑感狀    | …… | (大友家文書錄)       | 五五 |
| 三四 | (永正十四年) | 二月九日  | 大友親安鑑感狀    | …… | (同上)           | 五六 |
| 三五 | (永正十四年) | 二月九日  | 大友親安鑑感狀    | …… | (同上)           | 五六 |
| 三六 | (永正十四年) | 二月廿八日 | 大友親安鑑感狀    | …… | (首藤文書)         | 五七 |

|     |         |       |                               |       |             |     |     |
|-----|---------|-------|-------------------------------|-------|-------------|-----|-----|
| 一四〇 | (永正十四年) | 二月廿八日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (中村文書)      | ……… | 四〇八 |
| 一四一 | (永正十四年) | 二月廿九日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (大友家文書録)    | ……… | 四〇八 |
| 一四二 | (永正十四年) | 二月廿九日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (財津永延藏野上文書) | ……… | 四〇九 |
| 一四三 | (永正十四年) | 二月廿九日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (佐田文書)      | ……… | 四〇九 |
| 一四四 | (永正十四年) | 二月廿九日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (能一文書)      | ……… | 四〇〇 |
| 一四五 | (永正十四年) | 二月廿九日 | 野上長賢書狀                        | …………… | (大友家文書録)    | ……… | 四〇〇 |
| 一四六 | (永正十四年) | 三月二日  | 野上二族着到交名                      | …………… | (同 上)       | ……… | 四〇一 |
| 一四七 | (永正十四年) | 三月二日  | 大友氏加判衆連署書狀案                   | …………… | (永弘文書)      | ……… | 四〇一 |
| 一四八 | (永正十四年) | 三月六日  | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (丹波野上文書)    | ……… | 四〇二 |
| 一四九 | (永正十四年) | 五月廿六日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 書狀     | …………… | (田北一六文書)    | ……… | 四〇三 |
| 一五〇 | (永正十四年) | 七月五日  | 大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ケ狀  | …………… | (上田節藏々野上文書) | ……… | 四〇三 |
| 一五一 | 永 正 十四年 | 七月五日  | 大友氏加判衆連署奉書                    | …………… | (同 上)       | ……… | 四〇四 |
| 一五二 | (永正十四年) | 十月一日  | 大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ケ狀案 | …………… | (兒玉韞採集文書)   | ……… | 四〇四 |
| 一五三 | (永正十四年) | 十二月二日 | 大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ケ狀  | …………… | (上田節藏々野上文書) | ……… | 四〇五 |
| 一五四 | (永正十五年) |       | 大友親安 <small>鑑義</small> 書狀     | …………… | (大友家文書録)    | ……… | 四〇五 |
| 一五五 | (年 未詳)  | 七月七日  | 大友親安 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (財津孝之文書)    | ……… | 四〇六 |
| 一五六 | (永正十五年) | 八月廿三日 | 大友親敦 <small>鑑義</small> 一跡安堵狀  | …………… | (同 上)       | ……… | 四〇六 |
| 一五七 | (永正十六年) | 二月七日  | 大友親敦 <small>鑑義</small> 感狀     | …………… | (財津永延藏野上文書) | ……… | 四〇六 |
| 一五八 | 「永正 十六」 | 八月六日  | 朽網親滿書狀                        | …………… | (永弘文書)      | ……… | 四〇七 |
| 一五九 | (大永 七年) | 三月廿七日 | 大友義鑒感狀                        | …………… | (上田節藏々野上文書) | ……… | 四〇七 |

|    |                                            |                      |             |    |
|----|--------------------------------------------|----------------------|-------------|----|
| 一七 | 享 祿 二 <sup>日</sup> 年九月二十七日                 | 松木自然石板碑銘             | （九重町石造物資料）  | 五〇 |
| 一六 | （天文 元年 <sup>九</sup> ） 四月十七日                | 大友義鑾感狀寫              | （真修寺文書）     | 五〇 |
| 一六 | （年 未詳） 十月十九日                               | 親榮・山下長就連署書狀寫         | （同 上）       | 五〇 |
| 一五 | （天文 元年） 十一月廿日                              | 大友義鑾感狀               | （財津永延藏野上文書） | 五〇 |
| 一五 | （天文 三年 <sup>九</sup> ） 二月二日                 | 大友義鑑感狀               | （上田節藏々野上文書） | 五〇 |
| 一五 | （天文 三年） 二月廿三日                              | 城後 <sup>田</sup> 親興書狀 | （田北憲明文書）    | 五〇 |
| 一五 | （天文 三年） 三月廿九日                              | 大友義鑑感狀案              | （財津孝之文書）    | 五一 |
| 一四 | （天文 三年） 三月廿九日                              | 大友義鑑感狀               | （同 上）       | 五一 |
| 一四 | （天文 三年） 八月三日                               | 大友義鑑感狀               | （同 上）       | 五一 |
| 一四 | （天文 三年 <sup>九</sup> ） 八月五日                 | 大友義鑑書狀               | （梅木忠臣藏長野文書） | 五一 |
| 一三 | （天文 三年） 九月廿一日                              | 大友義鑑感狀寫              | （福岡藩仰古秘笈）   | 五一 |
| 一三 | （天文 五年） 十月三日                               | 大友義鑑知行預ヶ狀            | （財津孝之文書）    | 五一 |
| 一三 | （年 未詳） 十二月廿 <sup>日</sup> （ <sup>五</sup> 九） | 大友義鑑書狀               | （同 上）       | 五一 |
| 一三 | （年 未詳） 八月十日                                | 豐饒永源書狀               | （上田節藏々野上文書） | 五二 |
| 一三 | （年 未詳） 八月十日                                | 豐饒永源書狀               | （同 上）       | 五二 |
| 一三 | （天文 七年） 三月十八日                              | 大友氏家臣等立願文            | （大友家文書録）    | 五二 |
| 一三 | （天文 七年） 三月廿九日                              | 大友義鑑書狀               | （財津孝之文書）    | 五二 |
| 一三 | （天文 八年） 八月十日                               | 田北親員書狀               | （大友家文書録）    | 五二 |
| 一三 | （天文十三年） 閏十一月十八日                            | 大友義鑑書狀               | （同 上）       | 五二 |
| 一三 | （天文十五年 <sup>九</sup> ） 十月十一日                | 鑑成料足請取狀              | （上田節藏々野上文書） | 五二 |
| 一三 | （天文十五年 <sup>九</sup> ） 十二月三日                | 鑑成段錢請取狀              | （同 上）       | 五二 |
| 一三 | （年 未詳） 十二月貳日                               | 大友氏段錢奉行等連署請取狀        | （同 上）       | 五二 |
| 一三 | （年 未詳） 十二月廿八日                              | 大友義鑑書狀               | （財津永延藏野上文書） | 五二 |

|     |                            |        |                  |                  |    |
|-----|----------------------------|--------|------------------|------------------|----|
| 一〇六 | (天文十九年)                    | 三月二日   | 大友義鎮一跡安堵狀……………   | (財津永延藏野上文書)…………… | 五三 |
| 一〇七 | (天文十九年)                    | 六月十九日  | 大友義鎮書狀……………      | (大友家文書録)……………    | 五三 |
| 一〇八 | (天文十九年)                    | 七月十九日  | 大友義鎮感狀……………      | (上田節藏々野上文書)…………… | 五三 |
| 一〇九 | 天 文 廿一年三月 <sup>廿五日</sup> 日 |        | 大友氏加判衆連署奉書……………  | (財津孝之文書)……………    | 五三 |
| 一一〇 | (天文廿一年)                    | 八月廿一日  | 大友義鎮書狀……………      | (上田節藏々野上文書)…………… | 五三 |
| 一一一 | (天文廿一年頃)                   | 九月十九日  | 大友義鎮知行預ヶ狀……………   | (財津孝之文書)……………    | 五三 |
| 一一二 | (天文廿一年頃)                   | 十月朔日   | 大友義鎮知行預ヶ狀……………   | (財津永延藏野上文書)…………… | 五三 |
| 一一三 | (年 未詳)                     | 三月廿日   | 大友義鎮一跡安堵狀……………   | (大友家文書録)……………    | 五三 |
| 一一四 | (年 未詳)                     | 卯月五日   | 大友義鎮一跡安堵狀……………   | (財津永延藏野上文書)…………… | 五三 |
| 一一五 | (弘治二年)                     | 十一月十三日 | 大友義鎮知行預ヶ狀……………   | (同 上)……………       | 五三 |
| 一一六 | (永祿元年頃)                    | 九月十六日  | 田北鑑生書狀……………      | (上田節藏々野上文書)…………… | 五三 |
| 一一七 | (永祿四年)                     | 三月廿六日  | 大友義鎮感狀……………      | (大友家文書録)……………    | 五三 |
| 一一八 | (永祿四年)                     | 卯月廿五日  | 田北鑑生書狀……………      | (惠良文書)……………      | 五三 |
| 一一九 | (永祿五年)                     | 九月廿三日  | 大友宗麟義領官途狀……………   | (丹波野上文書)……………    | 五三 |
| 一二〇 | (永祿五年)                     | 十月廿日   | 大友宗麟義領感狀……………    | (同 上)……………       | 五三 |
| 一二一 | (年 未詳)                     | 三月五日   | 大友宗麟義領名字狀……………   | (大友家文書録)……………    | 五三 |
| 一二二 | (永祿八年)                     | 九月廿一日  | 大友宗麟義領感狀……………    | (同 上)……………       | 五三 |
| 一二三 | (永祿八年)                     | 十一月五日  | 大友宗麟義領恩賞宛行狀…………… | (同 上)……………       | 五三 |
| 一二四 | (永祿九年)                     | 二月廿一日  | 大友宗麟義領書狀……………    | (同 上)……………       | 五三 |
| 一二五 | (永祿九年)                     | 二月廿一日  | 大友氏加判衆連署奉書……………  | (同 上)……………       | 五三 |
| 一二六 | (年 未詳)                     | 三月廿四日  | 田原親賢書狀……………      | (同 上)……………       | 五三 |
| 一二七 | (永祿九年)                     | 三月廿五日  | 田原親賢書狀……………      | (同 上)……………       | 五三 |

|    |          |        |             |       |              |       |    |
|----|----------|--------|-------------|-------|--------------|-------|----|
| 三二 | (永祿 九年カ) | 閏八月廿二日 | 大友加判衆連署書狀寫  | …………… | (真修寺文書)      | …………… | 三三 |
| 三三 | (永祿十一年カ) | 六月十二日  | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (大友家文書録)     | …………… | 三三 |
| 三四 | (永祿十一年)  | 八月二十六日 | 大友宗麟義領感狀    | …………… | (上田節藏々野上文書)  | …………… | 三三 |
| 三五 | (永祿十一年)  | 八月二十六日 | 大友宗麟義領感狀    | …………… | (大友家文書録)     | …………… | 三三 |
| 三六 | (永祿十一年)  | 八月二十六日 | 大友宗麟義領感狀    | …………… | (丹波野上文書)     | …………… | 三四 |
| 三七 | (永祿十一年カ) | 十一月十九日 | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (大友家文書録)     | …………… | 三四 |
| 三八 | (永祿十二年)  | 壬五月廿六日 | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (帆足琢磨文書)     | …………… | 三五 |
| 三九 | (永祿十二年)  | 九月十三日  | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (溝部春岱文書)     | …………… | 三五 |
| 四〇 | (永祿十二年巳) | 九月十三日  | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (井上氏蒐集文書)    | …………… | 三六 |
| 四一 | (永祿十二年カ) | 九月廿二日  | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (大友家文書録)     | …………… | 三六 |
| 四二 | (永祿十二年カ) | 十一月一日  | 浦上宗鐵書狀      | …………… | (財津永延藏野上文書)  | …………… | 三七 |
| 四三 | (元龜 元年)  | 三月□日   | 大友宗麟義領知行預ケ狀 | …………… | (財津孝之文書)     | …………… | 三七 |
| 四四 | (元龜 元年)  | 三月二日   | 大友宗麟義領知行預ケ狀 | …………… | (丹波野上文書)     | …………… | 三八 |
| 四五 | (元龜 元年)  | 三月二日   | 大友宗麟義領知行預ケ狀 | …………… | (財津永延藏野上文書)  | …………… | 三八 |
| 四六 | (元龜 元年)  | 五月八日   | 大友宗麟義領知行預ケ狀 | …………… | (同上)         | …………… | 三九 |
| 四七 | (元龜 元年)  | 八月廿四日  | 大友宗麟義領書狀    | …………… | (佐藤茂平治藏野上文書) | …………… | 三九 |
| 四八 | (元龜 元年)  | 九月三日   | 大友宗麟義領感狀    | …………… | (大友家文書録)     | …………… | 四〇 |
| 四九 | 元龜 二年辛未  | 十二月五日  | 野上下双石逆修碑銘   | …………… | (大日本史料一〇)    | …………… | 四一 |
| 五〇 | (年未詳)    | 十二月十日  | 大友宗麟義領一字狀   | …………… | (丹波野上文書)     | …………… | 四一 |
| 五一 | 元龜 四年酉癸  | 三月十三日  | 野上國清寺逆修碑銘   | …………… | (九重町石造物資料)   | …………… | 四二 |

|    |                          |                             |                                |       |              |    |
|----|--------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------|--------------|----|
| 三三 | (天正 六年九)                 | 卯月十五日                       | 大友義統感狀                         | …………… | (丹波野上文書)     | 三三 |
| 三三 | (天正 七年九)                 | 七月十七日                       | 大友義統感狀                         | …………… | (上田節藏々野上文書)  | 三三 |
| 三四 | (天正 七年)                  | 九月十九日                       | 大友義統感狀                         | …………… | (尙文書)        | 三三 |
| 三五 | (天正 七年)                  | 十月三日                        | 大友義統感狀                         | …………… | (財津孝之文書)     | 三四 |
| 三六 | (天正 七年)                  | 十月十四日                       | 大友義統感狀                         | …………… | (同 上)        | 三四 |
| 三七 | (年 未詳)                   | 二月十九日                       | 田原紹忍 <small>親賢</small> 感狀      | …………… | (井上氏蒐集文書)    | 三四 |
| 三八 | (天正 八年)                  | 三月十七日                       | 大友義統書狀                         | …………… | (大友家文書錄)     | 三五 |
| 三九 | (年 未詳)                   | □月十二日                       | 朽綱宗歷 <small>康</small> 書狀       | …………… | (同 上)        | 三五 |
| 四〇 | (天正 八年)                  | 閏三月廿一日                      | 大友圓齋 <small>鎮義</small> ・義統連署書狀 | …………… | (同 上)        | 三六 |
| 四一 | (天正 八年九)                 | 九月廿□日                       | 大友義統跡目安堵狀                      | …………… | (財津孝之文書)     | 三七 |
| 四二 | (天正八・九年)                 | 六月二日                        | 大友義統跡目安堵狀                      | …………… | (大友家文書錄)     | 三七 |
| 四三 | (年 未詳)                   | 九月廿八日                       | 大友義統官途狀                        | …………… | (丹波野上文書)     | 三八 |
| 四四 | (年 未詳)                   | 十一月一日                       | 大友義統書狀                         | …………… | (野上正巳文書)     | 三八 |
| 四五 | (天正 九年)                  | 十一月十四日                      | 大友義統書狀                         | …………… | (大友家文書錄)     | 三九 |
| 四六 | (天正 九年九)                 | 十二月十三日                      | 大友府蘭 <small>義鎮</small> 書狀      | …………… | (財津永延藏野上文書)  | 三九 |
| 四七 | (天正 九年)                  | 十二月十八日                      | 大友義統感狀                         | …………… | (同 上)        | 四〇 |
| 四八 | (天正 九年)                  | 十二月十八日                      | 大友義統感狀                         | …………… | (大友家文書錄)     | 四〇 |
| 四九 | (天正 九年九)                 | 十二月廿日                       | 大友義統感狀寫                        | …………… | (碩田叢史所収野上文書) | 五一 |
| 五〇 | 天正 十一年 <small>未發</small> | 二月七日                        | 野上慈雲寺跡庚申塔銘                     | …………… | (大分の石造美術)    | 五一 |
| 五一 | (天正十一年)                  | 十月廿八日                       | 大友義統感狀                         | …………… | (財津孝之文書)     | 五一 |
| 五二 | (天正十一年)                  | □□□□日 <small>(十月廿八)</small> | 大友義統感狀                         | …………… | (大友家文書錄)     | 五二 |
| 五三 | (天正十一年)                  | 十月廿八日                       | 大友義統感狀                         | …………… | (財津永延藏野上文書)  | 五三 |

|    |           |        |                |    |               |    |    |
|----|-----------|--------|----------------|----|---------------|----|----|
| 二四 | (天正十一年)   | 十一月廿八日 | 大友義統感狀         | …… | (大友家文書録)      | …… | 五三 |
| 二五 | (天正十二年カ)  | 十月二日   | 大友義統感狀         | …… | (同上)          | …… | 五四 |
| 二六 | (天正十二年)   | 十月十四日  | 大友義統感狀         | …… | (同上)          | …… | 五五 |
| 二七 | (天正十二年)   | 十二月十三日 | 大友義統感狀         | …… | (財津永延藏野上文書)   | …… | 五五 |
| 二八 | (天正十二年)   | 十二月十三日 | 大友義統感狀         | …… | (財津孝之文書)      | …… | 五五 |
| 二九 | 天 正十四年丙子  | 十月廿八日  | 田北統周知行預ケ狀      | …… | (大友家文書録)      | …… | 五五 |
| 三〇 | (天正十五年)   | 三月十三日  | 大友義統書狀         | …… | (光照寺文書)       | …… | 五五 |
| 三一 | 天 正十五年    | 八月十三日  | 野上美濃入道知行坪付注文   | …… | (財津永延藏野上文書)   | …… | 五五 |
| 三二 | (天正十五年カ)  | 八月廿八日  | 大友義統書狀         | …… | (財津孝之文書)      | …… | 五五 |
| 三三 | (天正十五年カ)  | 八月廿八日  | 大友義統書狀         | …… | (大友家文書録)      | …… | 五五 |
| 三四 | 天 正十五年    | 十月六日   | 齋藤道璣知行宛行坪付     | …… | (上田節藏々野上文書)   | …… | 五五 |
| 三五 | (天正十五年)   | 十月十九日  | 眞福寺養白打渡狀       | …… | (同上)          | …… | 五五 |
| 三六 | (天正十五年カ)  | 十二月廿一日 | 大友義統感狀         | …… | (大友家文書録)      | …… | 五五 |
| 三七 | 天 正十六     | 五月十六日  | 豊臣秀吉書狀         | …… | (財津永延藏野上文書)   | …… | 五五 |
| 三八 | (天正十六年カ)  | 六月十日   | 大友吉統知行預ケ狀      | …… | (大友家文書録)      | …… | 五五 |
| 三九 | (天正十七年頃カ) | 七月廿日   | 大友吉統官途狀        | …… | (丹波野上文書)      | …… | 五五 |
| 四〇 |           |        | 大友吉統知行宛行坪付     | …… | (諸家文書纂所収野上文書) | …… | 五五 |
| 四一 | (天正十九年)   | 卯月七日   | 大友よし統書狀        | …… | (大友家文書録)      | …… | 五五 |
| 四二 | (天正十九年)   | 六月四日   | 大友吉統書狀         | …… | (同上)          | …… | 五五 |
| 四三 | 天 正十九年辛卯  | 八月吉日   | 豊後國檢地目録案       | …… | (西寒田神社文書)     | …… | 五五 |
| 四四 | (文祿元年カ)   |        | 豊後國諸侍着到帳寫      | …… | (武内本・中島本)     | …… | 五五 |
| 四五 | (文祿元年カ)   | 八月廿一日  | 大友義統延書狀        | …… | (諸家文書纂所収野上文書) | …… | 五五 |
| 四六 | (文祿二年)    | 五月カ)   | 大友吉統除國軍士配賦著到交名 | …… | (大友家文書録)      | …… | 五五 |

三七 (文祿二年) 九月十三日 大友義延書狀……………(上田節藏々野上文書)…………… 五七  
 三六 (文祿二年九) 九月十四日 大友義延書狀……………(同上)…………… 五六  
 三五 文祿三 正月廿八日 豐臣秀吉朱印狀……………(日田市教育委員会藏文書)…………… 五六  
 三〇 (文祿三年九) 卯月十八日 大友義宣義乘書狀……………(上田節藏々野上文書)…………… 五七  
 二九 (文祿三年九) 卯月十八日 大友義宣義乘書狀……………(財津孝之文書)…………… 五七  
 二八 慶長 十九 二月十二日 小野長右衛門等連署書狀寫……………(真修寺文書)…………… 五六  
 二七 慶長 廿 九月廿九日 民部大輔友重書狀寫……………(同上)…………… 五六  
 二六 元和 四年午二月十三日 泉豐等連署書狀寫……………(同上)…………… 五九

付録

一 清原姓野上氏系圖……………(上田節藏々野上文書)…………… 五〇  
 二 玖珠郡九重町大字(恵良・松木・右田・野上・後野上・田野)・小字一覽表…………… 五三

補遺

古後郷史料

一 永祿 五戌子 參月吉日 松信天祖神社大金幣鏡銘……………(天祖神社由緒)…………… 五八  
 二 「永祿九年丙三月十三日 大友宗麟義領恩賞預ケ狀……………(平井文書)…………… 五八  
 三 (永祿十二年)十一月廿日 大友宗麟義領感狀……………(大友家文書録)…………… 五七  
 四 天正 十年十一月廿六日 大友義統書狀寫……………(筑前町村書上帳所収文書)…………… 五七

山田郷史料

- 一 (年未詳) 卯月廿八日 大友宗麟書狀寫……………(筑前大坪栄次文書)…………… 五九
- 二 (年未詳) 十二月十日 浦上宗鐵書狀……………(同上)…………… 五九
- 三 (年未詳) 八月一日 大友義統書狀……………(小田久米義文書)…………… 五〇

帆足郷史料

- 一 (天文三年カ) 九月三日 大友義鑑知行預ケ狀寫……………(筑前町村書上帳所収森周助文書)…………… 五二
- 二 (永祿五年) 十一月十二日 大友宗麟義一字書出……………(同上)…………… 五一
- 三 (永祿末〜元龜初年)三月廿二日 大友宗麟義書狀寫……………(同上)…………… 五三
- 四 (元龜元年) 六月二日 大友宗麟義知行預ケ狀寫……………(同上)…………… 五三
- 五 (年未詳) 九月一日 大友義統跡目安堵狀寫……………(兒王韞採集文書)…………… 五三
- 六 天 正 十四年十一月十八日 豊臣秀吉朱印狀……………(帆足悅藏文書)…………… 五三

飯田郷史料

- 一 (永祿元年) 三月十六日 田原親賢書狀……………(蛸瀬文書)…………… 五四
- 二 (永祿五年カ) 八月十日 大友宗麟義官途狀……………(大友家文書録)…………… 五五
- 三 永 祿 八年七月十日 大友氏年老連署禁制……………(同上)…………… 五五
- 四 永 祿 八年八月十三日 大友宗麟義合戦手負注文一見狀……………(同上)…………… 五六
- 五 永 祿 八年十月三日 大友宗麟義豊前檢使條々事書……………(同上)…………… 五六

△ 解 説 ..... 五八

△ あとがき ..... 六三

△ 図版目次

口 絵 散位清原通處分狀案・太宰府跡出土木簡・舟岡山及新宮八幡・珍珠城（高勝寺城）跡

全景・帆足郷若宮八幡神社（天承庵）如來形座像胎内銘・岩室淨專寺方便法身尊像裏

書・角牟禮城跡穴太積石垣及同城遠景

五百分一折込地図 ..... (卷頭)

(卷末)

長野莊  
(本莊・新莊||球珠莊)  
史料



一 太宰府木簡

○九州歴史資料館蔵  
太宰府市観世音寺字蔵司

久須評

〔表〕久須評大伴口

〔裏〕

大丹□□□□□

○「久須評」ハ、天平九年（七三七）ノ「豊後国正税帳」（二号）ニハ「球珠郡」、  
「豊後国風土記」（三号）ニハ「玖珠郡」、  
「延喜式」「倭名類聚抄」（四・五号）ハ「球珠郡」、  
「拾芥抄」ハ「救珠郡」、  
「清原通房退文」「帆足郷史料」（九号）ハ「求球郡」、  
康治二年（一一四三）ノ「太政官牒案」（二二号）ハ「球珠郡」ト記ス。  
中世文書ハ「球珠」「玖珠」ノ両者ヲ混用スルモ、室町期以後ハ概ネ「玖珠」ノ字ヲ用イ今日ニ至ル。

二 豐後國正稅帳

○正倉院文書  
大日本古文書

〔繼日囊書〕  
「豐後國天平九年正稅帳守外從五位下楊胡史眞身」

○上  
略

球珠郡

天平八年定正稅稻穀壹萬漆仟貳佰貳拾斛陸斗捌升貳合

貳夕

籾振量定壹萬參仟參伯陸拾參斛捌斗參升玖合陸夕

振入一千二百十四斛  
八斗九升三合七夕

定實壹萬貳仟壹伯肆拾捌斛玖斗肆升伍合玖夕

振量未籾參仟捌伯伍拾陸斛捌斗肆升貳合陸夕  
振入三百

五十斛六斗二  
升一合九夕

定實參仟伍伯陸斛貳斗貳升漆夕

合定實壹萬伍仟陸伯伍拾伍斛壹斗陸升陸合陸夕

不動壹萬壹仟陸伯伍拾貳斛壹斗捌升壹合捌夕

動用肆仟貳斛玖斗捌升肆合捌夕

振量未籾粟貳伯貳拾捌斛伍斗陸升壹合貳夕  
振入廿斛  
七斗七升

八合  
二夕

定實貳伯漆斛漆斗捌升參合

穎稻漆萬參仟捌伯伍束貳把捌分

備壹仟陸拾貳斛

酒壹拾玖斛肆合

醬參斛壹斗伍升

酢漆斛伍斗

雜用壹仟參伯壹拾參束漆把穀十九斛二斗、穎稻一  
千一百廿一束七把、

酒肆斗壹升陸合

依五月十九日 恩勅、賑給高年并鰥寡之徒合肆拾

捌人、振量未籾稻穀壹拾玖斛貳斗、人別四斗

國司巡行部内合壹拾肆度、惣單壹伯壹拾捌人、上

參拾捌人 目以上廿五人  
史生十三人 從捌拾人、食稻參拾玖束

貳把 上人別四把  
從三把 酒參斗伍升肆合 目以上人別一升  
史生人別八合

參度正稅出舉并收納 一度守一人、從三人、并四人五  
日、二度椽一人、從二人、并三

人六、單參拾捌人、上壹拾壹人 椽以人  
日、 從貳拾漆人

參度賑給貧病人并高年之徒 一度守一人、從三人、

一度史生一人、從一人、并九人並二日、單壹拾捌人、上陸人 肆人以上

生二 從壹拾貳人、

壹度隨府使賑給貧病人 守一人、從三人、史生一人、并六人三日、

單壹拾捌人、上陸人 守三人、史 從壹拾貳人、

壹度時營紫草園 守一人、從三人、單捌人、上貳人

守 從陸人、

壹度責計帳手實 史生一人、從一人、單陸人、上參

人 史生 從參人、

壹度隨府使檢按紫草園 守一人、從三人、單肆人、

上壹人、守 從參人、

壹度收庸人 史生一人、從一人、單陸人、上參人 史 從參人、

壹度檢田熟不人 史生一人、從一人、單肆人、上貳人 史 生

從貳人、

壹度掘紫草根 守一人、從三人、單捌人、上貳人 守

從陸人、

壹度問伯姓消息 守一人、從三人、單捌人、上貳人

長野莊

守 從陸人、

往來傳使合頭參人 二人三日 從漆人 六人三日 惣單貳拾

陸人 頭七人 從十九人 食稻捌束伍把 頭四把 從三把 酒陸升貳合 別一

升、四人

買胡麻子參斛肆斗肆升 直稻壹漆拾肆束、別 儲府

料春稻玖伯束

出舉陸仟貳伯壹拾貳束 死伯姓五十六人、宛 給稻一千八百五十束、

定納本肆仟參伯陸拾貳束

利貳仟壹伯捌拾壹束

合應納陸仟伍伯肆拾參束

見納肆仟玖拾捌束

未納貳仟肆伯肆拾伍束

國司借貸肆仟伍伯束

遺稻穀壹萬漆仟貳伯壹斛肆斗捌升貳合貳夕

穎稻陸萬壹仟玖伯漆拾壹束伍把捌分

從國埜郡來納粟伍拾壹斛陸斗伍升捌合捌夕 振入四 斛六斗

九升六 合二夕

三

定實肆拾陸斛玖斗陸升貳合陸夕

從速見郡來納稻穀玖拾陸斛貳斗伍升漆合肆夕振入八斛

七斗五升六夕

安實捌拾漆斛伍斗陸合捌夕

天平五年未償壹仟肆伯捌拾肆束伍分

天平六年未償壹仟漆伯玖拾參束伍把並依恩勅放免畢

都合穀壹萬漆仟貳伯玖拾漆斛漆斗參升玖合陸夕振入一千五百七十二斛五斗一升九合七夕

定實壹萬伍仟漆伯貳拾伍斛貳斗壹升玖合玖夕

簸振量定壹萬參仟參伯陸拾參斛捌斗參升玖合陸夕

振入一千二百十四斛八斗九升三合七夕

定實壹萬貳仟壹伯肆拾捌斛玖斗肆升伍合玖夕

振量未簸參仟玖伯參拾參斛玖斗振入三百五十七斛六斗二升六合

定實參仟伍伯漆拾陸斛貳斗漆升肆合

合定實壹萬伍仟漆伯貳拾伍斛貳斗壹升玖合玖夕

不動壹萬壹仟陸伯伍拾貳斛壹斗捌升壹合捌夕

動用肆仟漆拾參斛參升捌合壹夕

振量未簸粟貳伯捌拾斛貳斗貳升振入廿五斛四斗七升四合

定實貳伯伍拾肆斛漆斗肆升陸合

穎稻漆萬伍伯陸拾玖束伍把捌分

糯壹仟陸拾貳斛養老二年以前四百六十二斛天平六年六百斛

酒壹拾捌斛伍斗捌升捌合

甕肆口大甕二口中甕一口小甕一口

醬參斛壹斗伍升

甕壹口小甕

醉漆斛伍斗

甕壹口小甕

正倉壹拾漆間板倉十二間圓倉一間塗壁屋三間草屋一間

義倉爲正稅倉壹間板倉

借屋壹間草屋一間

都合壹拾玖間不動倉五間糯倉二間動用五間穎稻納倉七間

(少脱丸) 領外正八位下勳九等國前臣龍麿

主帳外大初位下勳十等生部宮立

○文字面ニ「豊後国印」一アリ

三 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

玖珠郡郷三、里  
九、駅一

○日田  
郡条略

玖珠郡、郷參所里 驛壹所、

昔者此村、有洪樟樹、因曰玖珠郡、

○直入・大野・海  
部・大分四郡略。

速見郡、郷伍所里一 驛貳所 烽壹所、

○中  
略

田野 在郡  
西南

此野廣大、土地沃腴、開墾之便、無比此土、昔者郡内百姓、居此野、多開水田、餘糧宿敵、大奢已  
富、作餅爲的、于時餅化白鳥、發而南飛、當年之間、百姓死絶、水田不造、遂以荒發、自時以降、  
不宜水田、今謂田野、其緣也、

○以下國  
崎郡略。

○右ノ速見郡内ニ記サレタル田野ハ、後世玖珠郡飯田郷ニ属ス。『風土記』撰述時代ニハ速見郡内ニ属セルカ、  
乃至ハ郡界不明瞭ノタメ右ノ記述トナリシモノカ。

長野 莊

四 延喜式

〔民部省式上〕  
〔西海道〕

豊後国上国  
球珠郡

豊後國上管 ヒタ 日田 アヲ 球珠 ククス 直入 ナホリ 大野 オホノ  
海部 ウヘ 大分 オホノ 速見 ハヤミ 國崎 クニサキ

駅馬 伝馬

〔兵部省式〕  
〔諸國驛傳馬〕

西海道

荒田駅  
球珠郡伝馬五疋

豊後國驛馬 小野十疋、荒田、石井、直入、三重、丹生、高坂、長湯、由布各五疋、 傳馬 日田、球珠、大野、海部、大分、速見郡各五疋、

五 倭名類聚抄

球珠郡三郷

球珠郡

今已 〔山〕 小田 永野

○「今已」ハノチ「古後」ト記ス。「小田」ハ弘安八年（二二八五）ノ「太田文寫」（二三号）、同「凶田帳案」（二三号）ニハ「山田」トアリ。「豊後国志」・『箋釋豊後風土記』（唐橋世濟著）ハ、小田ハ山田ノ誤リトスルモ、『地理志料』ハ後ニ改メテ山田ト称セシ者トセリ。佐藤四信氏モ改称説ヲ採ル（『豊後風土記之研究』一八三頁）。清原通成ガ当郷ヲ領シ山田姓ヲ称スル事实ニ徴シ、編者ハ「忠誤写トスル」〔国志〕等ノ山田説ニ従フ。

六 清原姓森氏系譜（抄）

○森米男文書  
大分県史料料三五

○全文ヲ附録一二収ム。關係部分ヲ抄出ス。

豊後清原姓

清原正高

清原正高

配流豊後玖珠郡、以當郡賜之、爲厨料、

稱備後介

其後蒙 勅免歸京、復本官、

長野館

新宮八幡宮

人皇六十四代圓融院御宇、天延元年癸酉四月豊後下着、至于玖珠郡、同郡地頭矢野檢校橘久兼歛而迎之、造長野館居之、使愛女進枕席、産一男、販洛之時、留於玖珠郡、以家臣宮井四郎弘次爲傳、萬壽四年丁卯於山科別。業、後年從祀城州伏見里藤之森神社、其後於玖珠郡其孫長野太郎大夫助通感靈夢遂 奏聞、合享于同郡新宮八幡宮、子孫繁榮爲十二家、森氏在其中、正高卿古跡往々有之、玖珠郡最多、委細豊後雜考詳也、故略之、

清原正通

正通

清大夫

長野莊

母矢野橘久兼女 父正高卿在任之日、分玖珠郡爲四郷一庄、所謂長野庄 帆足郷 古後郷 飯田郷 山田郷也、正通傳領之、其子分領之、爲二十四家、豊後雜考間有異同、以此系爲正說云尔、

長野助通

助通

長野太郎大夫 領帆足、古後二郷、住長野館、長野庄者女子傳領之、

通平

長野三郎 領帆足郷、

爲舍弟四郎通房所攻討死、

長野莊

通房

古後四郎 領古後郷、

依領地爭論、攻舍兄三郎通平居館殺之、叙父飯田三郎太夫通次聞之、率兵攻通房於長野館、通房敗而逃亡、到筑前粕屋郡、爲野武士所殺斷絶、

女子

帆足太郎太夫是次 妻  
幼而孤、通次養育之、成長之後嫁嫡男是次、

○右ノ女子ハ、助通ノ項ニ「長野庄者女子伝領之」トアル「女子」ノ野線ノ誤リカト推定セルモ、「豊後清原姓森氏系譜」(付録一)ニハ、正通ノ子ニ「長野姫」アリ、右ノ推定ノ誤リナルコト判明ス。右女子ハ、父通房ノ殺サレタルニ依リ、孤トナリタルモノナリ。

七 豊後國志

清原正高

清原朝臣正高 官少納言、有文才、好音樂、特善橫笛、數召侍内宴、嘗有穢行、獲罪、寛平中遷于豊後介、客居于此、

滝宮權現

瀧宮權現祠 在山田郷魚返村、社記曰、章明親王者、醍醐天皇皇子也、皇子有女、曰隆子、稱小松女院、適有言與清少納言政高淫行之事者、遂廢流于因幡國、政高亦貶爲豊後介、而在此郡、廢妃管思慕之切、微服潛行至此、道聞田夫之欺、乃悔恨自投于水而死、從者數人、皆驚愕遂殉于潭、衆痛悼之、斂其尸、作祠祭之、稱瀧宮神、乃爲山田郷宗祠、

船阜八幡

船阜八幡祠 在長野莊下塚脇村船阜山上、長曆三年、二月、長野太郎助通建祠、祭王父故豊後介正高、稱新宮八幡、爲古後郷宗祠云、

矢野久兼

矢野久兼 兼或作包、矢野檢校久兼、醍醐帝延喜中人、爲玖珠郡領、在戸島、呼其地稱矢野、因以爲氏、或曰菅野之、子  
生政道、  
朝臣宗範之子、爲郡領者也、寛平三年、貶清原朝臣正高、爲豊後員外介到此、館于古後、久兼以其女妻

○下略

八 太政大臣藤原信長造九條堂謹啓

○朝野群載  
新訂增補國史大系二九上

太政大臣造九條堂

作者 文章博士藤成季

應德二年十月藤原信長九條堂(城興寺)ヲ造立ス

維應德二年歲次乙丑十月朔壬戌日吉日良辰、南瞻部州大日本國正二位守太政大臣藤原朝臣某、謹啓  
帝釋天而白、忝襲家之餘慶、猥列國之清班、後一條院御宇之時、始帶職位、後朱雀院踐祚之旨、高昇公卿、先朝法皇脫履之前、超至內相之官、今上陛下負宸之後、更兼大將之仰、非德非勳、忝加耆老之上、無才無行、誤交賢哲之中、丹心之恐不休、素餐之責難免、因茲拜除之後、謙退維深、遂王事靡盬、守愚謹行相從、然閉、去庚申之歲建酉之月、俄解相將之號、推授冢宰之任、一人師範之職、四海儀刑之官、已謂則闕、何抽非器、事出不慮、忽成周章、恩惟無涯、還致楚痛、旁思人謗、以欲早退、恐背勅命、而有相忤、寤寐之歎、星灰漸積、書不謂乎、不受天之授、還招其殃、遲疑之閒、春秋其徂齡過六十、身纏風露、云公公私、物恆荐呈、就內就外、筮相不靜、寔以下愚之質、高居上宰之任也不祥也、就中去月癯病受身、地水乖違、卜筮所告、畏懼非一、土公地神、恐害疫鬼、種々之崇、旁所疑殆也、加以往日以來、有建立一堂、奉安置丈六佛像之願矣、宿念也遲、就念兮亘歲、而去年孟冬、卜一曲之閑地、土木經營、或芟拂荆棘、或鑿平窪隆、雖避方角之禁忌、定有愚昧之失錯、事已出於善業、兼盍除其咎徵、凡厥人謗鬼瞰之懼、土木水神之崇、本命曜宿之厄、理運非常之災、遙稜上件等禍孽、偏在帝釋天之冥助、然則早應祈請永延壽命、仍縮丹青而苟尊像、凝精誠、而

丈六佛像ヲ安置ス

長野莊

設壇場、即嘸一口之梵師、致七日之啓白、燒香散花、辨備五穀甘美之糜粥、眞言法味、相並三輪清淨之供養、仰願尊像、深住慈悲、快垂納響、謹啓、

○京都九条北、烏丸ノ西、大政大臣信長ノ家ニ一寺ヲ建ツ。成興院・城興寺ト称ス。高倉宮ヨリ天台座主明雲ニ付ス。長野本莊・山田本郷・飯田本郷ハ同寺領ト云フ。信長ノ頃在地領主豊後清原氏ノ寄進セルモノカ。

九百練抄

○新訂増補国史大系  
十一

鳥羽上皇安樂壽院供養ヲ行フ

○十月十五日、<sup>(保延三年)</sup>上皇<sup>(鳥羽)</sup>供養鳥羽東殿御堂<sup>安樂壽院</sup>、

二 安樂壽院領莊々所濟日記案

○安樂壽院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

庄々所濟日記

安樂壽院領莊々ノ所濟物ヲ注ス

吉岡 米二百五十石

油一石八斗  
島百廿四丁七反廿畝

女房四條局  
仁平二年三月七日立券

名東 米二百八十三石九斗

檜皮三百五十  
島八十九丁五反二百十二步

康和二年十月廿一日立券

長野 米百石

島七十八丁七反百八十畝

定意 前丹波守  
保延五年十一月立券

村田 國絹廿五疋

綿百五十兩  
六丈紬布六段三丈  
弘紙五帖 油一石二斗五升

四丈白布五十反  
田三百卅五丁百廿畝

同下庄 年貢如上庄、

長野莊  
保延五年十一月立券

橘木庄 田畠二百八十九反二百四十畝  
綿百廿兩四丈細布廿反

本郷範定朝臣 五郷惠敏  
三郷殿僧 永治元年十月三日立券

鞆呂岐 田畠無注文  
鷹二千枚

家衡卿

佐陀庄 田畠  
蕨二百枚 織千延

律師圓雅

小井河 田畠  
四丈白布五十段

本庄權律師兼遍

上田庄 田畠  
上紙五十帖

河東庄 光盛  
河西庄 長季朝臣

野間内海 田畠百五十七丁五反(鳥羽)

保延六年八月十一日立券

興善院

○年次未詳、長野莊立券ノ年ニヨリコ、ニ掲グ。

## 二百 鍊抄

○新訂増補国史大系  
十一

鳥羽上皇処分ノ  
美福門院・暲子  
内親王家領ノ課  
役ヲ免ズ

○(永治元年)八月四日、(美福門院)女御得子、(鳥羽)无品内親王暲子家申請上皇御處分庄々、可免國役課役事宣下、(鳥羽)女御家九ヶ所、(美福門院)内親王家十二ヶ所、

○鳥羽上皇ハ永治元年(一一四二)三月出家シ、女御美福門院ニ九ヶ所、暲子内親王ニ十二ヶ所ノ莊園ヲ讓ル。  
安樂寿院領モコノ頃讓ラレシモノナラン。

## 三 太政官牒案

○安樂寿院古文書  
平安遣文二五一九号

安樂寿院領ニ対

太政官牒 安樂壽院

長野 莊

スル官使以下ノ  
闖入ヲ傳ム

長野 莊

應停止官使・檢非違使・院宮諸司・國使等闖入、院領庄園末寺末社等四至内并大小國役事、  
略○中

一庄園拾肆箇處

壹處宇芹川庄

在山城國管紀郡内(伊勢)

四至 東限三宅戶里卅一坪 南限依井里六坪  
西限紀伊里三坪 北限意田里卅二坪

件庄元者、前太政大臣家所被施入平等院也、而白河院御時、廳德年中被相傳御領備中國橋本庄  
之後、敢以無相違矣、

壹處字真幡木庄

在同國同郡内

四至 東限鴨川 南限島田畔  
西限猪熊小路未畔 北限社里北大畔

件庄者、同院御時廳德之比、立券先畢、更無異論、重注四至、前被施入當寺也者、

壹處字野原庄

在讚岐國香東條内

四至 東限香東野原郷二條廿里一坪 西限香東同郷五條廿里三坪  
南限香西坂田郷三條十七里卅二坪 北限香東野原郷五條廿二里十五坪

件庄、同院勅旨田、子細同前、但爲皇后宮職御領被割進年貢、雖非院領、(後カ)作有其勤、今注載之  
者、

壹處字多度庄

在同國多度郡內

四至 東限三條廿里廿五坪 西限高武例山  
北限海 南限四條十二卅坪  
(里脱九)

壹處字狩野庄

在尾張國山田郡內

四至 東限道 西限曾禰里卅六坪西繩  
南限山并岡 北限葦原

件庄二箇處、或當時勅旨、或傳領品田、宣下先畢、既年序矣、

壹處字輛呂岐  
(庄脱九)

在河內國茨田郡

四至 東限大路 南限登道  
西限河 北限大堤

壹處字高向庄

在同國錦部郡內

四至 東限山峯并河 南限高木  
西限和泉橫路 北限檜谷

壹處字野間內海庄

在尾張國智多郡內

四至 戌亥勝示积豆 庄堺 丑寅勝示字山  
辰巳勝示 未申勝示堺浦

壹處字村田庄

長野 莊

長野 莊

在常陸國筑波郡內

四至

常安保 東限筑波河流 西限西郡南條塚  
南限下總龍境 北限大墓

南野牧 東限海 西限筑波山  
南限筑波河 北限荒張河

壹處字土井出笠科庄

在上野國利根郡內

四至 東限練山 南限長江北  
西限隅田庄塚 北限越後國境山中

壹處字菅原庄

在淡路國津名郡內

四至 東限海 南限炬口庄塚  
西限黑山 北限熊岡

壹處字富田庄

在讚岐國寒河郡內

四至 東限大內郡塚 西限石田鄉內東寄良角西船木河并石崎南大路南泉畔  
南限阿波國塚 北限多和奇神前雨塚山峯

壹處字球珠庄

在豐後國球珠郡內

四至 東限大河 南限長野大路  
西限日向塚 北限豐前塚山

件庄八箇所、領主等或領掌年尙、或相傳有理、各注由緒、寄入院家、仍任公驗理立券畢者、

球珠莊ヲ領主等  
寄進ス  
四至 東ハ大河  
南ハ長野大路  
西ハ日向塚  
北ハ豊前塚山

○末寺・  
末社中略

臨時雜役・一國  
平均役・大小國  
役ヲ免除

官使檢非違使院  
宮諸司國郡使ノ  
入部ヲ止ム

安樂壽院月宛料  
米相折ヲ注ス

右、太政官今日下彼國々符備、得安樂壽院今日奏狀備、謹檢案内、當院者爲一院之御領、漸經年序、殊凝常住不退之念、偏致天長地久之勤、居諸推遷、薰修屢積、爰件庄園末寺末社等、各注由緒、具載狀、右彼所之役夫作料・造内裏役・大嘗會・初齋宮院等召物并山城國芹河・眞幡木庄野宮垣・河内國輜呂岐庄同役、并齋宮歸京役、此七箇公事、兼又大小國役臨時雜事、別被下免除之繪旨、永欲斷院家之訴訟而已、若不然者、非思當時之違濫、定有後代窄籠歟、就中所使牒公務入徵庄内者、寺領之費、暗來佛聖之勤自懈歟、望請天裁、因傍例、被下宣旨、停止官使・檢非違使・院諸司(准脱力)・國司闌入件四至内并國郡課役等者、將方來之濫吹者、内大臣宣、奉 勅、依請者、國且承知、依宣行之、院宜承知、牒到准狀、故牒、

康治二年八月十九日修理左宮城判官正五位下行主計頭兼左大史算博士攝津守小糊宿彌在判牒修理左宮城使正四位下左中辨兼備中□藤原朝臣

### 三 安樂壽院領月宛相折注文案

○安樂壽院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

一月宛相折

正月分六十一石四斗五升

三月分五十九石一斗七升

二月分六十七石五斗加彼岸用途云々、

四月分五十七石三斗七升

長野莊

長野 莊

多度庄二百十九石二斗内  
五月分四十二石六斗三升

六月分五十七石三斗七升

長野莊百石

七月分同六月

八月分六十六石七斗 加彼岸料云々、

九月分

廿三石二升、又長野八石二斗一升  
長野庄百石

十月分五十七石三斗七升

名東百十六石八斗五升内 又長八石二斗一升  
十一月分四十九石九斗

十二月分六十七石七斗六升 加歳未用途了、

○年次未詳。

一四 百鍊抄

○新訂増補国史大系  
十一

暲子内親王院号  
宣下アリ八条院  
ト号ス

(応保元年)  
○十二月十六日、以无品内親王暲子爲八條院、

○「本朝皇胤紹運録」ヲ参考ノタメ抄録ス。

第七十四  
鳥羽院

第七十五

崇徳院

第七十七  
後白河院

第七十六  
近衛院

后位ヲ経ザル院  
号ノ初例

一八條院 (暲子内親王、准后、建曆元六廿六崩、七十五、不經后位之院號初例也、依御養母、母同)

一五 八條院領目錄

○高山寺聖經類裏文書・山科家古文書  
兵庫県史史料編古代三・平安遺文五〇六〇号

八条院領ヲ注ス

安樂寿院領

(端裏書)  
「官省庄々目錄」

安樂壽院御庄庄

河内國高向田井

攝津國□倉 (利)

和泉國長泉

相模國糟屋

上總國橋木

常陸國村岡下 (里)

上野國土井□ (出)

下野國足利 (大)

但馬國水谷

出雲國佐□ (大)

美作國建部

備中國驛□ (家九)

安藝國田門

淡路國菅原 (里)

阿波國名東

讃岐國多度 富田

伯耆國一宮

豐後國球珠

已上、帶 官符之、

甲斐國小井河

信濃國東条

備前國小川 西谷

疏野

長野 莊

球珠莊

長野 莊

加賀國郡家

但馬國上田

伊豫國吉

歎喜光院御庄々

○後欠。次ノ山科家古文書ニ接合スルモノト如シ。

攝津國富嶋宿野

近江國虫生

備後國長和

筑前國野介

日向國富

已上帶 官符之、

伊勢國蘇原

但馬國河會溫泉兩寺

出雲國來海

肥後國豐田

弘誓院御庄々

河内國一志賀(貴)

越中國高瀬 日置

越後國埴田

甲斐國鎌田

但馬國池寺

淡路國內膳保

肥後國岳牟田

近江國比牟礼廣瀬社

多々良木

美作國埴和

歎喜光院領

弘誓院領

攝津國三嶋

石井

富嶋

淡路國掃守

已上帶

官符之、

丹後國周枳

智惠光院御庄

豐後國戶穴莊

豐後國戶穴

蓮華心院領

蓮華心院御庄

河內國高松

已上帶

官符之、

讚岐國姫江新庄

鸕羽

肥後國山本

庁分御領

廳分御庄

攝津國兵庫

參河國高橋

甲斐國篠原

常陸國南野收

近江國吉富

越前國一品勅旨

加賀國熊坂

越後國白鳥

但馬國三箇

伯耆國山守

備中國生石

長野莊

長野 莊

安藝國能美

可部

開田

讃岐國姫江本庄

伊豫國新居 高田

已上帶 官符之、

河内國川田 高安

和泉國宇多勅旨

攝津國柳津川尻 淡路

頭成

參河國高橋新庄

駿河國服織

常陸國信太

近江國廣瀨南

龍門

信濃國棒 大井 常田

出羽國大山 成生

越前國氣比 鞍谷

出雲國大原

安藝國安摩

筑前國宗像

筑後國三箇社

豐後國豐田 傳法寺

安元二年二月 日

○八条院ハ永曆元年(一一六〇)母美福門院死去ニヨリ、遣領欽喜光院領・弘誓院領ヲ讓得、承安四年(一一七四)自身建立ノ蓮華心院領ヲ加ヘ厩大ナル八条院領ガ成立シタ。八条院領ハ以後ハ春華門院(昇子・後鳥羽院皇女)ヲ經テ順德天皇ニ伝ヘ、後鳥羽上皇ガ他ノ皇室御領ト併セテ管領シタガ、承久乱ニ敗レ幕府ガ没収。幕府ハ此ヲ後高倉院(守貞親王)ニ返献、院ハ王女安嘉門院(邦子)ニ讓リ、龜山上皇・後宇多上皇ヲ經テ、皇女昭慶門院(憲子)カラ尊治親王(後醍醐天皇)ニ讓ラレ、大覚寺統ノ經濟的支柱トナル。

一六 吾妻鏡

鎮西ニ於テ菊池  
隆直緒方惟能等  
平氏ニ反シ挙兵  
ス  
緒方惟能ニ味方  
スル者大野家基  
高田隆澄等  
其他長野太郎

(養和元年二月)  
○廿九日丙午、於鎮西有兵革、是肥後國住人菊地九郎隆直、豐後國住人緒方三郎惟能等反平家之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛實法師、南郷大官司惟安、相具惟能者、大野六郎家基、高田次郎隆澄等也、此外、長野太郎、山崎六郎、同次郎、野中次郎、合志太郎、并太郎資奉以下、率六百餘騎精兵、固關止海陸往還、仍平家方人原田大夫種直相催九州軍士二千騎、遂合戰、隆直等郎從多以被疵云々、

○文中ノ「長野太郎」ヲ、清原姓長野太郎大夫助通ノ四世ノ孫長野太郎道泰ニ比定スル説アルモ、検討ヲ要ス。参考ノタメ掲グ。本書解説一七頁参照。

一七 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏  
宇佐神宮史史料編四

(西參道南側)

一置路竝六十八丈五尺內 西始定 廣一丈二尺 假令一丈別面五寸石

五百八十九疊之裏表鑿□□同裡之石廿許ッ、侍<sup>時</sup>疊

ミ上仁砂九十所置之、一同別砂二斗一舛宣旨定、

○中略

五尺野津院 次二丈山香郷 次一丈朝見郷 次一

丈玖珠郡 次二丈牛丸保 次一丈<sup>無役所</sup>臨時

○中略

〔北生江垣九十間内、四十間由布庄、次三間丹生庄、

次拾間直入郷、次一間井田郷、次三間津守庄、次三

間笠和郷、次十間白杵庄、次十間三重郷、次八間玖

珠郡、次二間都甲庄、此垣高一丈出上定二筋<sup>面一別六十許</sup>

中程江結タリ、中仁六尺間乃釘貫ヲシテ上ニシタリ、

八重ニ立並タリ、本西ハ奥<sup>左一尺、厚七寸</sup>

○中略

〔自北大門西脇、迄テ戌亥角、釘貫卅五間、脇八間大

野庄、次廿間玖珠郡、次七間戸次庄、

○中略

〔北大門西側二十八間ノ廻廊<sup>(加筆)</sup>

〔自北大門西脇、迄テ戌亥角、垣屋「廿八間」脇「六

間笠和郷、次十間大野庄、次八間玖珠郡」次二間朝

見郷、「次二間佐伯庄」、

〔北大門西側〕  
〔北大門与北中門西内□□間中門□□御<sup>(イ)</sup>

六丈 大野庄 三丈 玖珠郡

〔興〕宿竝十八丈八尺内四丈三尺 武歳郷

三丈六尺 伊美庄

六尺 山香郷 一丈三尺 平丸保

○中略

〔東御湯殿ノ北側竝〕  
〔御湯殿脇殿与

中開竝一丈内

五尺 玖珠郡  
五尺 佐伯庄

○中略

(東中門)

「東大門」一字

玖珠郡

○下略

(被題)

「件地判指圖者、

太大大工

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之

古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、

一八 豊後國內宇佐宮彌勒寺領拔書案

○到津文書  
大分県史料一

宇佐宮彌勒寺領  
ヲ注ス

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 弁濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 弁濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼  
(天田原浦之)

一速見郡田代九百七十五丁余

八坂郷二百余丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷二百余丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十余丁 宇佐宮領 弁濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰

石垣郷百五十余丁宇佐宮領 弁濟使神官榮定 地頭宮沙汰

山香郷二百余丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十余丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十余丁 一大分郡田代千三百八十余丁

一海部郡田代七百七十余丁 一大野郡田代九百十余丁

此内緒方郷三百余丁

宇佐宮領二百四十余丁

町 玖珠郡三百十余

一日田郡田代五百六十余丁 一玖珠郡田代三百十余丁

○建久八年ノ「豊後国函田帳」ノ抜書ナラン。

一九 關東進獻八條院御遺領目錄

○醍醐寺三宝院文書  
鎌倉遺文二九一二号

「承久没收領所見」

承久三年自關東被進（守貞親王）後高倉院、八條院御遺跡御願寺庄々等目錄、

一 廳分御領七十九ヶ所「野鞍庄廳分御領專一也、」

安樂壽院領四十  
八ヶ所

一 安樂壽院領四十八ヶ所

一 歡喜光院領廿六ヶ所

一 蓮花心院領十五ヶ所

一 智惠光院領五ヶ所

智惠光院領五ヶ  
所

一 眞如院領十ヶ所

一 弘誓院領八ヶ所

一 禪林寺今熊野社領三ヶ所

一 新御領二ヶ所

一 京御領廿一ヶ所

長野莊

長野莊

一 御祈禱所四ヶ所

已上自餘庄々略之、

廳分御領目錄云、

普成佛院

攝津國 野鞍庄(有馬郡)

### 三〇 後高倉院廳下文案

○東寺百合文書へ  
鎌倉遺文三〇九五号

(端裏書) 貞應 一院町事 目六  
(邦子内親王) 安嘉門院御領目錄  
應資忠獻之云々

貞應二年五月三日被成進廳御下文

廳分庄々

久我御料庄 御采田(粟刈)

中閉略之、

御願寺付各寺領

中閉略之、

京御領

。八條東洞院西一丁町御所跡

後高倉院庁八条  
院領庁分庄々及  
び御願寺付各寺  
領等ヲ邦子内親  
王(安嘉門院)  
ニ譲ル

○以下二十筆略

右、件御遺領御願寺庄々・京御領等、任御處分狀、(邦子内親王)爲皇后宮躰廳沙汰、不可有向後窄籠之狀、如件、

貞應二年五月三日

主典代織部正安倍朝臣

### 三 後高倉院廳下文案

○東寺百合文書ウ  
鎌倉遺文三〇九六号

(邦子内親王)  
安嘉門院廳御下文

文章同文

院廳

弘安六年四月 日也、

可早爲皇后宮躰廳沙汰、(邦子内親王)前八條院御遺跡御願寺并庄々京御領等事、

御願寺付寺領

序分庄々

京御領

一 御願寺付各寺領略之、

一 廳分御庄々、略之、

一 京御領

八條東洞院西一町御所跡 梅小路北東洞院西一丁

○以下十一所略

右、件御遺跡、爲皇后宮躰廳沙汰、不可有向後窄籠之狀、所仰如件、

貞應二年五月三日

主典代織部正安倍朝臣

長野 莊

長野莊

別當右大臣藤原朝臣

大納言藤原朝臣

大納言源朝臣

判官代中宮權大夫兼下野守

二八

、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、

三 豊後國太田文寫

○東京大学史料編纂所藏平林本  
大分県史料三六(一六一二)

豊後國毛井社地頭信濃國御家人平林家傳來古書中

弘安豊後國圖田帳注進狀寫、

小野朝臣幸直注進狀案之寫、

御注進狀案豊後國田文事  
弘安八年十月十六日 豊後於府中、

脚力 菊正在判

豊後國田文ヲ注  
進ス

豊後國中神社・佛寺・權門・勢家、莊園・國領・公田及領家・預所・地・辨濟使等交名事、

注進合田代六千七百廿八町餘、捌箇所郡

宇佐宮領千肆百餘町 由原宮領二百四十六町余

城興寺領  
權門莊領

鶴見社領十五町余

彌勒寺領千九十三町

安樂寺領六十余町

蓮花王院領三百余町

金剛院領五百余町(心魁)

城興寺領二百七拾余町

權門庄領千三百八十余町 國半不輪領六百余町

公田八百五十余町

府警固田十八町

府洛物并國宦物定田二百五十六町(マ)

一豊後國庄公并領主等事、委可注進言上之由、今年貳月廿日被成御教書候之家、(處力)德政御使下向云之間、去正月以來、直人相共罷向博多候之故、未尋究候、而御使歸參之後、依兩社造營事、此程企歸國、雖被其沙汰候、若急速御要候者、可違期候間、直人等粗注進申候条一卷、内々為御存知、令進置候、但此狀者、無四度計覺候、委細之旨、追進之時、可被取替候歟、恐々謹言、

弘安八年九月晦日

(大友頼泰)  
沙弥道忍裏ノ

謹上 信濃判官入道殿(マ)

一豊後國直人等注申、

當國八郡 國寄 速見 直入 大分

海部 大野 日田 球珠

一田數并領主等事

長野 莊

長野 莊

○国崎郡・速見郡・直入郡(欠)・海部郡・大野郡・大分郡・日田郡等中略。

一球珠郡參百捌拾町

球珠郡

長野庄七拾町

郡内椋領之閒、雖有所名、不知地本之由風閒、不被檢見之外、難明申歟、

長野本新莊

長野本新莊參百拾町

本莊

本庄五拾五町六段大

新莊

新庄貳百五拾町三段小

山田郷

山田郷八拾町内

本莊城興寺

領家

本莊城興寺(邦子内親王)新莊本家安嘉門院御跡

新莊安嘉門院御跡

地頭

御家人

本莊新莊山階村

山階村貳拾五町參段本庄拾貳町新庄拾三町三段

小田左衛門尉重成法師法名蓮西

横尾十郎成資跡横尾尼跡今領家城興寺

新莊 魚返村

魚返村拾壹町六段三百二十四步 新莊

魚歸次郎通秀法師法名定秀・同三郎秀綱法師法名念西・同弥六通直跡、同五郎政綱法師法名蓮有・同小次郎通一親字有禪法師法名類阿、各分領不分明、

新莊戸幡菖蒲迫

同村内戸幡菖蒲迫五町四段十六步 新莊

肥前國御家人平田部藥王九(マ、)

新莊 粟木名

粟來名八町、新莊粟野・山田 法津町一町 廿九町

古後郷

古後郷郷八拾町

本家安嘉嘉門院跡

本家安嘉嘉門院御跡

地頭御家人古後右衛門尉通重法師 心法名源

本郷七拾町參段小

永野十郎言量法師 心法名円後円源

平井弥六重信・同次郎泰通

志津利小次郎通廣法師 法名蓮入

同九郎通守法師 法名行願

同十郎通繼・原口四郎通村法師 心法名淨

今井五郎四郎高能、各々分領不分明、

平井名内石神六町六段大

矢部源次郎(三)大郎入道心佛

帆足郷

帆足郷八拾町

本家安嘉嘉門院跡

本家安嘉嘉門院御跡

地頭御家人

長野 莊

長野莊

大隈村參拾町 大友兵庫頭(賴泰)入道殿

久富名拾七町六段 帆足六郎兵衛尉(貞)通(具)法名  
西蓮

森村拾貳町四段

森三郎朝通法師法名道願

鬼丸四郎惟重

(光)行平田村七町、森三郎朝通法師(法名)  
道願

(光)行平田清六通直法師(法名)  
西信

岩室村拾參町 岩室六郎良信

飯田鄉七拾町

領家本庄城興寺  
(興福寺)一乘院

飯田鄉  
領家城興寺  
興福寺一乘院

地頭御家人

飯田本名玖町五段 新庄

美良津名玖町同前、豐前大炊(掖間)四郎直重跡、孫子土用鬼丸今又四郎直親

惠良村貳拾參町參段小

惠良本村拾六町參段小 新庄 經字

南村、肥前國御家人長与馬次郎家經字  
有憚

檀村七町 本庄、横尾十郎成資跡、今城興寺

野上村拾壹町六段大 本庄

御家人野上太郎資直・右田藤田四郎盛明法師法名道円、各分領不分明、

松藤名六町五段、新庄

御家人松木三郎言光法師法名淨河阿

書曲村拾町 新庄

豐前大炊助入道殿女子持明院別當入道家室家跡

小田原弥次郎頼宗買領由申之、

都合庄郷五十八箇所

田數六千八百七拾參町

右、田代分限、領主相傳本御下文有無、未尋究、粗如斯、子細之旨、重々注進言上之狀、如件、

弘安捌年玖月日

小野朝臣幸直 在判

永享拾參年貳月日

三 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

豐後國圖田帳

豊後国図田帳ヲ  
注進ス

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豊後國田代之事、

長野 莊

長野莊

國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・公田、領家・領所・地頭・弁濟使等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百餘丁

由原宮御神領 二百四拾六丁

鶴見社御神領 十五丁餘

宇佐彌勒寺領 千丁餘九拾三丁

安樂寺領 五百餘丁他本云六十餘丁、

蓮華王院領 三百餘丁

金剛院領(心殿) 五百餘丁

城興寺領 二百七拾餘丁

權門莊領 千三百八拾餘丁

國半不輸領 六百八拾餘丁

公田 八百五拾餘丁

府警固田 十八丁

府濟物并國官物定田二百五拾六丁

豐後國莊公并領主等之事、可委細注進言上由、今年二月廿日雖被成御書候、德政之御使依下向、去

正月以來、直人相共罷向博多候聞、未尋究處、御使參洛候、其後依(肥前河上社・筑前簗崎社)兩社造營延引候、此程令歸國、

雖致其沙汰、不能巨細候歟、雖然、若急速御用候者、可違期候之聞、直人等粗令注進狀一卷、内々

城興寺領  
權門莊領

爲御存知、令進上候、但此狀者、無四度計候、追進之節、可被替取候、謹言上、

弘安八年九月晦日

(大友頼泰)  
沙彌道忍裏判

謹上  
(二番書行忠)  
信濃判官入道殿

豊後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事、

○国東郡・速見郡・直入郡・大分郡・  
海部郡・大野郡・日田郡等中略。

玖珠郡三百八拾町

長野郷七拾町 郡内之爲押亂總郷間、田代未分明、雖及顯見、(檢力)更無其實云々、郡内本郷・新郷爲

露顯定田代合三百三拾五町、

本郷百町 領家職城興寺

新郷二百三拾五町 領家職本家安嘉門院御跡

山田郷八十町内本村十二町三段 新村十三町

山階村二拾五町三段内、地頭職小田左衛門尉重成(連)名速西・横尾十郎成資跡横尾公知行、領家城

興寺、

魚返村一町六段三百貳拾四歩内

新庄 魚返次郎通秀法名定秀、同三郎通資法名念西、同彌六通直跡、弟九郎政綱相續、同小次郎通

長野 莊

長野莊

近、各分領不分明、

同村戸幡田(舊力)補迫五町四段六拾歩、新村云、肥前國御家人平田部藥王丸

栗本名八町 新莊 肥前國御家人原田七郎種秀

古後郷

古後郷八拾町 本家安嘉門院御跡

本郷七拾町三段小 古後左衛門通重法名心源・平井彌六重信・同次郎泰通・志津利小次郎通廣・

同九郎通重・同十郎通繼・原口四郎通村・今五郎高能、各分領不分明、

平井名 名内岩神(石)六町六段大 矢部源次郎太郎入道法名心佛

帆足郷

帆足郷八十町 地頭職、本家安嘉門院御跡

大隈三十町 地頭職大友兵庫入道殿

久富名十七町六段 地頭職帆足六郎左衛門通貞(貞)法名西連(連)

森村十二町四段 地頭職森三郎朝通法名道願

片平田村七町 地頭職朝通、同片平田清六通直法名西信

岩室村十三町 地頭職岩室六郎良信

飯田郷

飯田郷七拾町 新莊 領家職(院)一乘寺(興福寺)

本莊 領家職城興寺

惠良村二拾三町三段小

惠良本村十六町不見段小 肥前國御家人長與馬次郎家經

飯田本名九町五段

新莊九町美良津名ト云、地頭職大友兵庫入道殿

相藤名六町五段 新莊ト云、地頭職上(野馳)次郎資直・右田四郎盛明・松木三郎言光

書曲村十町 新莊 豊前大炊入道殿女子持明院別當入道室家之跡、小田原次郎頼宗買得由申、

檀村七町 地頭職横尾十郎成資跡、今城興寺知行、

都合田代六千八百七拾三町

(大友頼泰)  
沙彌道忍在判

## 二四 帆足西蓮通員書狀

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)

「(附箋) 出羽右衛門入道へ沙彌西蓮之之狀」

「(端裏書) 大隈村地頭代帆足兵衛入道狀 領家檢注勘料御訪事

弘安九々廿五」

長野新莊ノ本家  
帆足郷檢注ヲ実  
施セントス

院宣・御教書兩  
度

居合檢注

勘料

安嘉門院ノ時

期仕候、去弘安二年 安嘉門院御代仁遂實檢候之時、當村御得分一ヶ年蒙御免、致其弁候了、今度

紙  
長野 莊

勘料ノ弁

同預御訪、可致勘料之弁哉候覽、若預御訪候者、大隈村今明年御得分者、大方并東殿御方に重可來納候、此等之趣内々有御心得、可有御披露哉候覽、恐々謹言、

弘安九年  
九月十二日

沙彌西蓮(花押)

謹上 出羽右衛門入道殿

三五 龜山上皇處分狀案

○龜山院凶事記  
鎌倉遺文二二二八五号

○首五  
通略

恒明親王ニ処分  
ス

一通銘曰親王御方

處分事

恒明親王

御所並寺院等

安樂壽院領

禪林寺 安樂壽院庄園目六  
在別 如來壽量院 歡喜光院庄園目六  
在別

此外、或新造沙汰、被成屋地等、

當時居住輩一期之後、可有進退、別讓賜帶證文地、非口入之限、兼又冷泉殿御文庫事、一期之後可被讓進之由、所申置院也、昭訓門院饗領之地、悉被讓進候條、無子細者也、愚僧知行之地、散在所々、可爲領知者也、彼目六在別、三歲小兒心操、雖難知於事、孝行之志、不可説々々、

嘉元三年七月廿日 (六腕九)

御諱印判 (龜山上皇)

○中三  
通略

堀川准后ニ処分

一通銘曰堀川准后久守卿  
息女也、

處分

堀川准后 (源基子)

讚岐國井戸郷 (三水郡)

爲別納、一期知行せられ候へく候、

豊後國古渡山内保定 (後田足)

知行候へく候、一期之後、本家へまいらせられ候へく候、

女院御所に同宿候へく候、

嘉元三年七月二十六日 御判

○下  
略

古後山田帆  
足一期知行

長野莊

三 昭慶門院熈子內御領目錄

○竹内文平所藏文書  
鎌倉遺文二二六六一号

御領目錄

一 應分

○序分御領中略。

安樂壽院領

山城國芹河庄(紀伊郡)永清下(高倉)

眞幡木庄同(紀伊郡)

散在御領同(紀伊郡)

上三栖庄同(紀伊郡)

久世庄(久世郡)土御門中納言相傳敷、(雅長)

桂西庄(龜野郡)被下院宣、高二位入道知行不可有相違之由、被仰了、

赤日庄(訓郡)

大和國宇陀庄(宇陀郡)非御管領、

河內國鞆呂岐庄(藤原)盛家卿 六条三位入道相傳知行、

別納經眞法印

高向庄(錦郡)延政門院御分、  
業長朝臣

田井庄(舟比郡)長任朝臣 御年貢三千足

攝津國利倉庄(豐島郡)北白川姬宮

和泉國長泉庄(知多郡)

尾張國野間内海(山田郡)

狩津庄(實香)高倉三位永定卿  
近衛宰相中將

眞清田社(中島郡)

甲斐國小井河庄(巨摩郡)任安嘉門院御讓、可有御知行  
之由、被申北白川姬宮了、

相摸國糟屋庄(天住郡)

上總國橋木庄(高階)泰繼朝臣相傳知行、  
知行不可有相違之由、被下院宣了、又便宜  
課役可存知旨、被載別帶、

常陸國村田庄(筑波郡)九條前關白(師教)

同下郷土御門中納言(後定)

美濃國粟野庄(分縣郡)坊城中納言

信濃國東條庄(高井郡)繁世相傳知行不可有相違之由、被仰了、

上野國土井出庄地頭請所、御年貢被檢納御所、

下野國足利庄地頭請所、御年貢被檢納御所、

越前國小山庄別納也、

越前國小山庄別納也、御年貢二万疋、円雄知行分万疋

据郷坊門局

東小山東縁西縁、東山校助法印知行不有相違之由、

佐開・西小山時兼、持明院宰相、

万里少路前大納言、

用意縁尊道、

井嶋知行不可有相違之由、被下

院宣親房了、

已上北山庄内、

西谷庄准后

小野谷庄、三條前中納言實躬卿、

龍花寺、禪師王給分、

加賀國郡家庄信忠僧正、御年貢二万疋被寄多寶院、

長野庄

越中國高瀬庄

日置社、高倉三位、御年貢万疋、

但馬國水谷社地頭請、有直沙汰寺用、

上田庄

出雲國佐陀神宮寺盛、永、佐陀社同名也、

播廣國石作庄久我前内府、寺用外不濟御年貢、

大國庄内神吉村京極准后

栗栖庄北白川姫宮

荒田社致光

大山郷、三条大納言入道、下部給物千疋、

大塩庄、被寄附南禪院、

美作國建部庄、忠臣朝臣、

備中國驛里庄、被進京極准后、

備後國塩田庄、坊門局、下部給物千疋、

安藝國田門庄、昭慶門院御知行敷、

周防國賀川別庄

四一

淡路國菅原庄(鎌名郡)

阿波國名東庄(多東郡)治部卿局、御年貢万疋、家重御年貢万疋可沙汰之由、被仰了、

讚岐國多度庄(多度郡)道意僧正、寺用百石進濟寺家、

富田庄(窪川郡)六條中納言、小御所御年貢五万疋可沙汰之由、被仰了、

豐後國長野庄(玖珠郡)古々・山田・帆足

伊与國吉岡庄(桑村郡)

肥後國阿蘇社守忠(阿蘇郡)御年貢三千疋

郡浦万里小路大納言入道(託麻郡)

神宮寺(船磨郡)同、里々兩所知行不可有相違之由、被下院宣於親房朝臣了、

甲佐社宰相典侍(玖珠郡)御年貢二千疋

豐後國球珠庄(玖珠郡)

○以下歛喜光院領・宝蓮花院領・円法院領・蓮藏院領・蓮花心院領・興善院領・宝樹院領・真如院領・皇后宮職御管領・庁分荘々・恩徳院領・淨金剛院領等中略。

一 非寺領庄々、

後鳥羽院御影堂領 山城國大塚庄南□方 南都一乘院領 大學寺五辻二位宗氏卿

伊賀國新居庄(向拜郡)信忠僧正 伊勢國青龍寺(朝範朝臣)

益成朝臣 桓豪法印 權大納言 同天覺寺 覺賀内供 近江國淺井庄(淺井郡)嚴家僧正 御年貢万疋

鳥羽院御影堂領 同箕浦庄(坂田郡)知尙朝臣 御年貢四万疋 美濃國山口郷(叙行)仲成朝臣 公深僧都

非御領歟 九條大納言入道 尾張國村久野庄(美濃郡)別當定 能美國鳳至院大納言局

蓮花心院領也、 播磨國志深庄(美濃郡)菩提院宮 賜安堵 院宣、北野燈油田被付社法眼了、實眼法師沙汰、

丹後國船木庄(丹波郡)御年貢万疋 御年貢五千疋大覺寺 讚岐國豐福庄(賀古郡)吉田方(賀古郡)法師 御年貢千疋

周益田方小川宮僧正 豐後國長野庄(玖珠郡)古後山田師具朝臣 同保定兵衛督局 富田郷 安樂壽院領

○以下大宮院領・室町院御領・今林准后 御領・讚岐國・美濃國・甲斐國等中略。

右、所々可有御管領之由、院宣所候也、以此旨、可令申入昭慶門院給、仍執達如件、

嘉元四年六月十二日、 右衛門(督脱丸) 謹上 高倉前宰相殿(經守) 吉田定房

○下 略

二七 後宇多上皇讓狀案

○京都東山御文庫文書  
鎌倉遺文二二三六九号

後宇多上皇八条  
院領ヲ尊治親王  
ニ讓与ス

(端書)  
後宇多院被進  
(後醍醐)  
先朝御讓狀

處分

讚岐國

後嵯峨院 龜山院已被載御處分

越前

愚身遜讓之初、依關東計申、被定申分國畢、

因幡

後嵯峨院御代、予在坊之昔、爲(龜山)先皇勅命、被定分國、于今無相違、

已上三ヶ國、子細如注右、凡諸國相傳之法、雖乖正理、人臣猶稱之、況哉代々由緒、容易難

改、仍任先皇代々例、所載讓狀也、

八條院御領 廳分目錄在別、

龜山院所讓賜也、自御在世致管領、

安樂壽院 寺領目錄在別、

龜山院自御在世、被許管領畢、而有錯亂子細、稱有改變御讓、爰關東有計申旨、管領之後、同又

長野 莊

安樂壽院領

可分進恒明親王之由、重申之聞、當時爲彼分、若達子細者、專可付惣領歟、

歡喜光院 寺領目錄在別、

依關東申狀、支配恒明親王分、然而又重有申旨、被立替安樂壽院畢、仍當時管領、

智惠光院 子細同前

蓮華心院 寺領目錄在別、

寄附壽量院、移本堂於彼地、所興行佛事也、雖一所不可作他用、

萬里小路殿 文庫 和漢文書等所納也、

龜山殿 淨金剛院寺領 法花堂

後嵯峨院以本券御讓狀、被進京極准后畢、准后所讓賜愚身也、而大宮院・龜山院御管領間、有所存、不及申子細之由、准后所命也、此外散在領、御所等可付惣領、於京極准后領者、邦良親王別可令相傳之、鍾愛異他之故也、二條殿・北白川殿同前、

又 尊治親王ニ讓与

右、寺院御所和漢文書等、不殘一紙、所讓與中務卿尊治親王也、後二條院爲長嫡可相承之處、不慮崩御、御悲歎而無盡、去秋仙院早世、此秋天子晏駕、後二條眼前無常事、爭得繫風、長拋一事之俗塵、彌入無爲之眞境、非利生方便、治世要術者、口不可言世事、意不可憶世事、仍所處分子親王也、一期之後、悉可讓与邦良親王、先朝於尊治親王子孫者、有賢明之器、濟世之才者、暫爲親王仕朝輔君、天下之謳歌、如虞舜夏禹者、可任皇祖之冥鑒、莫有僭亂之私曲、以後二条院宮可如實子、努々令保護、殊存孝行、可成朕志矣、

德治三年閏八月三日

(後字多)  
御判

二六 惠良惟澄注進關所中指合所領注文寫(紙切)

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

注進關所内指合所々事、

一 肥後國分

葦北庄

元弘恩賞充賜賜人、其内于今相續軍忠輩等在、其外故武重令支配所、仍當時關所分、不可

及一兩村歟云々、

六ヶ庄本領長講堂御領

於地頭職關所分者、先度爲所、充賜宇土壹岐守高俊了、

赤見村 限庄内歟、何庄内村哉、非關所歟、

天草本砦嶋

兼日申子細之仁、於御方致軍忠、不被尋究者、無左右難致關所、

一 豐後國早田庄内滿吉名地頭職事、  
(種)

件庄地頭職、自關東時菊池故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御相續、非關所歟、

一 薩摩國和泉庄地頭職事、

長野庄

豐後國早田庄滿  
吉名地頭職

長野莊

當庄輩自取初於國致軍忠、無左右不可及沙汰之由、自宮御所被仰者也、(豐良親王)

一日向國新名庄國中無此名字歟、若為新納院者非闕所

此外注進闕所地事、闕否雖不分明、先為祈所可被充行也、

一豐後國朽網鄉地頭職土貢千五百云々、

豐後國朽網鄉地頭職  
同國玖珠地頭職

一同國(玖珠之)珠玖地頭職於御方、致軍忠之輩等在者也

一日向高知尾庄內闕所

高知尾一類籠小野城、可被尋究、

一堅田次郎入道跡、可注申所領名字也、

二九 惠良惟澄申狀案

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

(詔裏書)

「土代」

阿蘇筑後守宇治惟澄謹言上、

欲早被經御沙汰任嚴重 綸旨 令旨預御遵行、筑前國下座郡・豐後國大佐井鄉・同國日田庄・

肥前國會祢崎庄・肥後國守富庄以下條々子細事、

副進

三通 綸旨案

豊後国大佐井郷  
地頭職

二通 令旨案

一 筑前国下座郡・豊後国大佐井郷事、

右、兩所者、前大官司(宇治)惟時、以去元弘二年、可支配一族之由、忝賜 綸旨之閒、下座郡三百余町

者、令配分親類十余人訖、大佐井郷者、爲小所之閒、所充行子息九郎惟成也、是則元弘之取初致

軍忠輩也、而去正平八年、惟時爲飯盛城退治、令在津之時、配分之一族等、如元知行無相違之

處、惟時他界以後、土田豊前權守惟基同悲歎之隙、令掠領者也、但惟澄并光永左近將監惟富知行分

者除之閒、任 綸旨配分知行之条。不可及御不審歟、搆虛說此配分之内而惣政所分以下一族知行之田園、惟基管領之条、敢不

知其意、凡。惟基者父子共三人被支配之閒、於本知行之分者、非無其謂、至惣領并一族知行之村

々者、惟基爭可成競望乎、而此三四ヶ年之閒、混乱知行之条、併無道之甚故也、惟基依掠申、若

有被仰下之旨者、任 綸旨欲蒙御成敗、且其子細、自一族等之中、鳥子彦六入道禪道令參之閒、

可言上巨細歟焉、次大佐井郷事、爲 綸旨一通之内、惟成知行訖、其身適討死之上者、御沙汰不

可有豫儀者哉矣、

一 豊後国日田庄地頭職事、

右、庄園者、去建武三年、山門 臨幸之刻、惟時依 勅定、忝奉懷内侍所、東坂本彼岸所仁奉入

之閒、勸賞仁被行、下賜 綸旨畢、而去年十月。日田出羽守永敏稱參御方之由、令上洛云々、幼

稚之子息雖令降參、於所領者、任傍例可有。沙汰歟、永敏縱雖令自身參上、降參人之半分安堵者

定法也、何況永敏者、始中終之御敵也、其身者乍令上洛、爲不離所領、以子息降參之儀、爭可有

長野 莊

豊後国日田莊地  
頭職

一圓安堵之望哉、尤任嚴重之。繪旨、欲蒙御成敗焉、

一 肥後國守富庄地頭職事、

右、當庄者、去興國二年六月十八日、惟澄賜令旨訖、如明文者、支配當手之軍勢、令成勇、弥抽軍忠、於自身之恩賞者、施面目之樣、別可有其沙汰云々、而當國既屬靜謐之閒、尤可預御進行者哉、爰當知行。河尻三河入道廣覺參御方訖、子息七郎令出仕歟、但當庄者、前代相摸國司譜代（北條高時）之所領也、而廣覺以逆徒之恩補、知行之閒、闕所之條勿論也、凡朝敵補任之庄園、寺社奉寄之所々、皆以被改替畢、所謂天滿宮奉寄之肥前國會祢崎庄被闕所訖、高良山寄進之地肥後國古保里庄同前、宇土壹岐守拜領之安國寺（本名号 佐野寺）析所同國高樋保（号久 被沒收畢、此外逆徒之補任云并破之条、傍例有限、所詮、惟澄者、依軍忠忝賜 令旨畢、廣覺者朝敵之恩補也、更難被對揚之条、且仰上裁、然早預御遵。欲令支配于軍勢等矣、

一 肥前國會祢崎庄地頭職事、

右、地頭職者、惟澄爲勳功賞、被下繪旨者也、其子細言上事舊訖、適爲闕所之上者、令拜領之者、爲當參祗候之要路、愚息弥太郎惟里欲令言上奉公之名字焉、

一 豐後國玖珠庄地頭職當時闕所事、

右、闕所者、舍弟弥三郎惟賢給令旨訖、案文備進上、而去年御對治之時、當庄地頭等大略參御方云々、其中青野村者、闕所也、任令旨被經御（沙汰）者、弥可令致忠節者哉矣、以前、条々、大概言上若斯、凡惟澄去元弘以來多年之軍忠、世以無其隱、人皆所知也、且云御

感、云恩賞、綸旨 令旨數通雖令拜領、未預一所之遵行之条、不便之次第也、而今条々之訴訟、若任 綸旨 令旨、被經御沙汰者、此時定開眉目歟、然早蒙嚴密<sup>(密)</sup>之御成敗、殊致合戰之忠勤、仍粗言上、如件、

正平十一年六月 日

三 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

注進

<sup>(大友)</sup>氏時當知行散在所領所職等事、

○中

略

同國日田庄竹田別府半分

<sup>(玖珠郡)</sup>同國長野村

○中

同國大野庄上村半分

<sup>(山田郷カ)</sup>同國球珠郡横尾新庄

○中

右、注進如件、

貞治三年二月 日

○コノ長野村ト長野莊トノ關係ハ、檢討ヲ要ス。下同。尚横尾新庄ノ所在地未詳ナルモ、恐ラク山田郷内ナ

長野 莊

長野 莊

ラン。

五〇

三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

(大友)  
親世當知行國々散在所領所職等事、

○中

(玖珠郡)  
同國永野村

○中

(吉後郷)  
同國玖珠郡綾垣村

○中

(山田郷)  
同國横尾新庄

以上

右、注文如件、

永德三年七月十八日

三 葉室親善申狀寫

○菊池古文書  
南北朝遺文九州編五八二五号

清原正高・正通

竊按當家系譜、人皇四十代天武天皇第四皇子、舍人親王五代孫、右大臣清原真人正高後胤、四位宰

承久乱ニ上皇側  
ニテ本領没倒  
蒙古合戦ノ忠

元弘争乱以後ノ  
忠節

本領安堵ヲ請フ

相正通、至親善五十九代奉仕朝家、專拔忠誠、就中承久年中、曩祖修理大夫善賢、及菊池隆定、不

敢與東夷、隨勅勵戰功、因茲爲平義時、被沒倒本領訖、文永・弘安年中、蒙古逆賊兩度襲來日本之

時、高善(葉室)・武房(菊池)勵勇於戰場、傳名於異域、後醍醐帝御宇、元弘三年正月十五日、高善(武時)与菊池寂阿令

同心、奉勅定、同年三月十三日、發向博多、爲平英時、寂阿父子、高善一族百三十騎、遂戰死、建

武二年尊氏・直義叛逆之時、武重(葉室)・吉宗(葉室)令上洛、拔忠戰、其後尊氏下向筑紫之時、在國之一族等菊

池武敏討少貳抄惠、且於多々良濱顯戰功、去文中年中今川貞世・仲秋等、寄來肥州之時、數令防

戰、殊於水嶋鄉、令追落貞世・仲秋、然後武朝・親善奉屬將軍宮、令在陣肥前處、今川貞世又相率

松浦以下、打出博多之際、肥後守護代武國・武元・善安遂爭戰、令追落訖、其後貞世・仲秋・大

內・大友率豐前・豐後勢、令發向之閒、於蟻打陣令討死、天授四年今川一族・少貳・大友・大內兄

弟、以數千騎寄來肥後之閒、於託磨原遂合戰、得勝利、弘和二年奉將軍宮、進發豐後之閒、武朝・

親善等之一族、忽企反逆、楯籠守山城、此故武朝・親善不廻時日馳向、悉令追落訖、然處何故被捨

代々三百餘歲之忠義、忽被沒收懸命之領知事、歎息有餘、空沈紅淚越述盡忠之事實、所希本領之安

堵、仍如件、

弘和四年七月四日

葉室左近將監清原親善

古後郷内長野村  
ヲ打渡ス

三 惟宗某打渡狀

○長野末夫文書  
大分県史料一

豊後國玖珠郡古後郷内長野村事、任御奉書并守護御代遵行之旨、長野長門殿御代官打渡所候也、仍  
執達如件、

應永貳年三月九日

惟宗(カ)  
(花押)

長野長門殿

御代官御方

○コノ古後郷内長野村ト、長野荘トノ關係ハ、未詳、検討ヲ要ス。下同。「本史料集」二六号参照。

三 九州探題澁川滿頼遵行狀案

○志手文書  
大分県史料一

玖珠郡長野村地  
頭職ヲ長野正定  
ニ打渡サシム

豊後國玖珠郡内長野村地頭職事、任去應永四年八月廿二日 御下文并同九月十日御施行之旨、可被  
沙汰付長野長門入道正定之狀、如件、

應永七年九月十日

(澁川滿頼)  
右兵衛佐 御判

大友修理權大夫殿  
(親世)

相伝所領三分  
ヲ親治ニ讓ル

玖珠郡長野村

同郡 栗木村

筑前国三奈木

相伝ノ所領三分  
一ツ、割分シテ  
讓ル

繪旨以下文書正  
文ハ越後守言賀  
方ニ調置ク

### 三五 沙彌正言讓狀案

○長野末夫文書  
大分県史料一

讓與、

在豊後國玖郡長野村拾町・同郡栗木八町并筑前國三奈木拾町(珠脱カ)同畠地山野屋敷等(山田郷)坪付在

一所玖珠郡長野村田地拾町(之カ)内三分壹(町カ)付畠地山野屋敷等

一所同郡栗木村八町之内參分壹(山田郷)付畠地山野屋敷等

一所筑前國三奈木拾町之内參分壹(町カ)付畠地山野屋敷等

右彼所々領地事、御恩賞と申、本領といひ、重代相傳之所領也、然聞今におひてハ、參箇所の領地を參分壹つゝ割分て、彌次郎親治に永代をかきてゆつりあたふる者也、限ある公役以下においてハ、先例にまかせて其沙汰をいたすへし、いさゝか他の違亂あるへからず、兄弟三人同心にして、公私の儀を經、讓にまかて(せ脱カ)知行すへき也、繪旨・御教書・探題御遵行・守護(カ)の御奉書者、正文を越後守言賀か方に調置候、自然不審時者、兄弟相共披見をいたし、事を明候へく候、但不(義カ)□の仁においてハ、ふかうたるへく候、其時ハ(不孝)兄弟等、其跡を知行すへく候、仍爲後日讓狀、如件、

應永九年(ミツ)のへ月廿日  
むま

沙彌正言(長野氏カ)

三 五ヶ瀬町淨専寺大般若經奧書

○淨泉寺保管  
宮崎県東臼杵郡五ヶ瀬町淨泉寺

| 卷     | 奧                               | 書                      |
|-------|---------------------------------|------------------------|
| 三十九   | 「玖珠郡長野八幡宮經也、<br>大般若波羅蜜多經卷第三十九   | 「於山香長吉勸進書寫分」<br>化緣順倫」  |
| 一百七十四 | 「玖珠郡長野八幡宮經也、<br>大般若波羅蜜多經卷第一百七十四 | 「清原兵庫助顯泰書之、」<br>化緣順倫」  |
| 二百八   | 「玖珠郡長野八幡宮經也、<br>大般若波羅蜜多經卷第二百八   | 「奧州伊達沙門長雅書之、」<br>化緣順倫」 |
|       | 「玖珠郡長野八幡宮經也、                    | 化緣順倫」                  |

玖珠郡長野八幡宮經

清原顯泰書

三百九十五

大般若波羅蜜多經卷第三百九十二

「肥後州沙門 素範書之、」

四百二十三

「珍珠郡長野八幡宮經也、

化縁順倫」

大般若波羅蜜多經卷第四百二十三

「廣瀬證空坊圓致書之、」

五百二十四

「珍珠郡長野八幡宮經也、

化縁順倫」

大般若波羅蜜多經卷第五百二十四

「長壽賀能書」

○本經ハモト忘永十ノ十三年ノ書写ニシテ、珍珠郡長野八幡宮藏ナルモ、永享四年(一四三二)頃日向国臼杵郡高千穂莊ニ上峯大明神別当觀音寺ニ奉納サレ、ノチ淨專寺(五ヶ瀬町)ニ保管サレ今日ニ至ル。同寺ノ积非宝氏「西麓高千穂ニ上峯大明神社殿と別当觀音寺に就て」(孔版)ノ調査報告ガアル。右ハ甲斐素純氏調査ニヨル写真ニヨリ成稿セリ。同氏ノ厚志ヲ深謝スル。

三七 大友親綱知行預ケ狀

○長野末夫文書  
大分県史料一

(包紙ワハ書)  
「長野左馬助殿

親綱」

玖珠郡内長野・

豊後國玖珠郡内長野三分二六町・<sup>(天分部)</sup>在隈郷内十貫分長野紀伊介跡・<sup>(速見郡)</sup>山香郷内綾富三町之事、預置候、

長野 莊

五五

大分郡在隈郷・  
速見郡山香郷ノ  
地ヲ預ク

長野 莊

五六

可有知行候、恐々謹言、

(異筆)  
「永享七年」

八月九日

(大友)  
親 綱 (花押)

長野左馬助殿

三六 古後重家・森長徳連署打渡狀

○鏡山文書  
増補訂正編年大友史料一七

(包紙ウハ書)

古後因幡守

森越前守

長 徳

高良山

座主坊

玖珠郡古後郷之内、塚脇之村拾町之事、任 御判・御奉書之旨、打渡申狀、如件、

天文五年九月十一日

(森)  
長 徳 (花押)  
(古後)  
重 家 (花押)

高良山(良胤)  
座主坊

○『豊後国志』ニハ、「上塚脇・下塚脇、以上二村、今属長野莊」トセリ(付録一参照)。然ルニ本文書ニハ、「塚脇之村拾町」ヲ古後郷ノ内ト記ス。塚脇村ノ帰属ニハ検討ヲ要スルモノアルモ、シバラクコ、ニモ収メ、後考ヲ俟ツ。尚三三号「古後郷内長野村」トモ関連考察ノ要アラン。

古後郷塚脇村十  
町ヲ打渡ス

三九 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

長野表ニオケル  
粉骨ニヨリ豊前  
国内二十町分ヲ  
預ケ

今度於長野表、分捕粉骨之段、感悅□□□□□□懸肝要候、仍豊前國之内廿町分別坪□□□□

趣、猶田原近江守可申候、恐々謹言、

(親賢)  
十一月五日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

飯田但馬守殿

四〇 大友義統知行預ケ狀

○五條文書  
熊本県史料中世四

(包紙折封ウハ書)  
「五條殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

義統」

玖珠郡塚脇十町  
ノ内三町分ヲ預  
ケ

從前々無變化覺悟、就中近年懇忠之次第、無比類之条、誠感悅無極候、向後彌可預御馳走事、賴  
存候、仍玖珠郡塚脇拾町之内三町分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正八年九)  
十二月廿八日

(大友)  
義統 (花押)

(鑑定)  
五條殿

四 大友義統書狀(紙切)

○五條文書  
熊本県史料中世四

(匂紙ウハ書)  
一五條殿

義統

(切封)  
「(墨引)」

追而、

(五條)  
近年鎮定忠意之覺悟、永々不可有忘却候、於彼条者、數度申盡候条、不及口能候、仍玖珠郡塚脇拾

分ヲ当山衆中ニ  
預ク

町分之事、至當山衆中顯志候、右在所之事、田北相摸守懸命之地候之間、改易之儀無心可有推察

田北鎮周懸命ノ  
地

候、併各別而被勵粉骨候条、進判形候、其表靜謐之砌、必可申談候、殊至鎮定者、一稜雖可申與

五條鎮定ニハ一  
稜申与フ

候、少所之儀候間、先以如此候、何様以時分可申合候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十二月廿八日

(大友)  
義統(花押)

(鎮定)  
五條殿

○花押類型ニヨリ天正十一年ト推定ス。『増補訂正編年大友史料』二六八「十二月廿一日」トセリ。

# 付録

## 一 豊後清原姓森氏系譜

○森米男文書  
大分県史料三五

○我家先祖傳來之系圖、少納言正高卿以前混亂而、世代不足ス、故年數不合、予壯年之比歎之、  
據皇統□運祿足利義尙將軍之撰・日本書記舍人親王御撰・日本史水戸黃門光圀卿御撰・諸家大系圖從一位大納言公定卿撰・船橋系圖・  
皇年代略記等之書校合改正之、本系仕立置、今此森氏分派系圖茂、竝初之分往古之系ニ雖違、  
改正系ヲ本トシテ書之、外ニ寫壹卷依爲本門、(國東郡)安岐瀬戸田村仁与住源六跡金五郎江授之置者  
也、

嘉永七年

甲寅十一月吉日

清原正高卿二十七代之後裔  
森是助清原充展(花押)

豊後國東郡安岐郷瀬戸田邑

○清原姓森氏派系譜

(朱書)  
「○統々印」

△別家元祖印

●仁与本門印」

家之紋  
往古幕之紋 窠

代工紋  
往古表類之紋 丸二三引兩

御諱大海人尊

號淨御原帝

人皇四十代  
○天武天皇

白鳳元年壬申即位、都大和國淨御原宮  
朱鳥元年九月崩、在位十五年、葬於大内白鳥陵、

付録

安岐郷瀬戸田村  
ニ住ス

草壁皇子

天武天皇立爲皇太子  
持統天皇三年末即位而薨、壽二十八歲、天平實字二年八月癸帝、追尊曰岡宮天皇、

四十二代

文武天皇

御諱珂瑠

在位十一年

號深草帝

四十三代

元明天皇

女帝

草壁太子妃、天智天皇皇女  
在位八年

四十四代

元正天皇

諱水高皇女、文武之妹、在位九年

四十五代

聖武天皇

在位二十五年  
文武天皇之太子

四十六代

孝謙天皇

女帝

諱阿部皇女、重祚之後、號稱德天皇、讓位、  
舍人親王之子、以大炊王爲皇太子、讓位、  
在位十年、重祚之後六年、合十六年、  
此次之天皇、天智之孫光仁天皇也、

大津皇子

天武天皇十一年與聞朝政、  
天武崩而後、謀叛、而被誅、  
本朝詩作始於皇子、

舍人親王

一品式部卿知太政官事  
日本紀撰者

天平七年十一月薨、壽六十、勅

贈太政大臣 癸帝即位追

尊曰崇道 盡敬皇帝 所生

男女悉爲親王、城州伏見

藤之森大明神、是親王也、

穗積親王

一品 知太政官事  
靈龜元年七月薨、

守部王 從四位上

正三位彈正尹 大藏卿

三原王 治部卿 中務卿  
天平勝宝四年薨、

船親王 從三位彈正尹 太宰帥

癸帝即位進二品親王

池田親王 從三位 藤原押勝之亂

配流于土佐國、

三嶋王 從四位

三使王 從四位下

大膳太夫

長親王

一品  
靈龜元年薨、

弓削皇子

淨広武  
文武天皇三年七月薨、

新田部親王

一品 五衛及知授刀舍人事  
天平三年畿内總管  
同七年九月薨、

高市皇子

持統天皇四年爲太政大臣、  
同十年七月薨、

忍壁親王

三品 文武天皇四年与  
藤原右大臣不比等同撰  
□令 大宝三年知大政官  
事、同年五月薨、(〇)

磯城皇子

四十七代

廢

帝 諱大炊 在位六年

孝謙天皇天平宝字元年三月太子道祖王被  
廢、立帝爲皇太子、同二年八月受禪、即  
位、于時二十三歲、同八年十月廢、爲淡  
路公以淡路賜大炊親王、同九年十月二十  
三日於淡路崩、壽三十歲、光仁天皇宝龜  
三年九月勅稱墓山陵置守家、

室內親王

飛鳥田內親王

以上之譜在本系、故略之、

丹波王

從五位下

和氣王

從四位下 兵部卿  
天平勝宝中賜真人姓、

山口王

三長真人

長津王

從五位下 圖書頭

小倉王

少納言

細川王

岡真人

石浦王

少納言

小家內親王

伊勢齋宮

清原夏野

初名滋野

從一位右大臣

桓武天皇延曆年中小倉王表請小倉王  
別之孫滋野并內舍人山河等大上王之  
故事賜清原真人姓、勅許之、  
淳和天皇長十年令義解ヲ撰テ奉ル、  
仁明天皇承和四年九月薨、五十六歲

瀧雄

秋雄

海雄

弓削女王 從四位三方王 室

貞代王 從四位下大監物  
一說ニ夏野ノ兄弟トアリ、  
今按船橋系圖テ改之、

有雄 少納言 肥後守  
從四位下  
(カ)

清原通雄 賜清原真人姓  
備後守 筑前守

海雄 筑前 攝津守 大内記  
業 從四位下 百人一首深養父之系

此系一兩代諸書不同、今依大系圖、  
或海雄共リ、今日本史ニ據テ改ル、亦如此、  
本系ニハ除之、大系圖ニ依テ海雄ト改ル、

房則 備後守 豐前守  
爲右大臣夏野養子

業恒 正五位下 主人正  
左大史 廣澄 正六位上 大隅守 大外記  
寬弘元年十二月改海宿  
禰、後清原真人姓  
今京都堂上・舟橋・伏原・澤等ノ元祖

深養父 內藏丞 從五位下  
和歌之達人

春元 一本顯忠共、依本系テ不改之、  
下總守 從五位下

元輔 肥後守 從五位上  
和歌之達人

女子 清少納言 哥道之達人  
一條院皇后宮女房

豐後國清原姓元祖  
清原正高

称備後介

其後蒙 勅免歸京、復本官、

人皇六十四代圓融院御宇、天延元年癸酉四月豐後下着、至于玖珠郡、同郡地頭矢野檢校橘久兼歡而  
迎之、造長野館居之、使愛女進枕席、産一男、皈洛之時、留於玖珠郡、以家臣宮井四郎弘次爲傅、  
萬壽四年丁卯於山科別。薨。後年從祀城州伏見里藤之森神社、其後於玖珠郡其孫長野太郎太夫助

新宮八幡宮

通感靈夢遂 奏聞、合享于同郡新宮八幡宮、子孫繁榮爲十二家、森氏在其中、正高卿古跡往々有之、玖珠郡最多、委細豐後雜考詳也、故畧之、

清原正通  
四郷一荘

正通

清大夫

母矢野橋久兼女 父正高卿在任之日、分玖珠郡爲四郷一庄、所謂長野庄 帆足郷 古後郷 飯田郷 山田郷也、正通傳領之其子分領之、爲二十四家、豐後雜考聞有異同、以此系爲正說云尔、

長野助通

助通

長野太郎大夫 領帆足・古後二郷、  
住長野館、長野庄者女子傳領之、

通平

長野三郎 領帆足郷、

爲舍弟四郎通房所攻討死、

通房

古後四郎 領古後郷、

依領地爭論、攻舍兄三郎通平居館殺之、叔父飯田三郎大夫通次聞之、率兵攻通房於長野館、通房敗而逃亡、到筑前柏屋郡、爲野武士所殺斷絶、

女子

帆足太郎大夫是次 妻 幼而孤、通次養育之、成長之後嫁嫡男是次、

山田通成

通成

山田次郎大夫 領山田郷、

小田 魚返 原田 粟野 古後 平井 太田  
原口 山下 志津利 綾垣 等之先祖也、

通綱

通遠

通政

小田四郎

付録

飯田通次

長野姫

帆足是次

森通吉

森通元

長野莊

○ 通次 飯田三郎太夫 領飯田郷、

末次 惠良四郎太夫

兼繼 野上五郎太夫

女子 長野姫 長野庄傳領之、

○ 是次 帆足太郎太夫 領帆足郷、 住長野館、

通貞 飯田次郎 貞時 松木次郎

○ 通吉 森三郎 領森村百二十四貫文、 帆足六郎

○ 通元 森三郎 領森村百二十四貫文、 女子 森三郎朝通妻

○ 家通 領森村百二十四貫文、

○ 廣通 帆足十郎兵衛尉 通員 帆足六郎兵衛尉 法名西蓮

○ 朝通 森三郎 法名道願

○ 通任 森三郎 顯通 森豐前介

森氏本家

森氏本家

森左近將監

● 高顯

顯勝

長門守

氏顯

伊勢守

正顯

長門守

親永

伊勢守

鑑氏

山城守

長知

五郎兵衛尉

森氏之本家也、本領玖珠郡森村百廿四貫文

其外片平田村等領之、豐玖雜考曰、森郷四千四百石之外、筑後三井郡河原郷二千二百石、筑前三笠郡之内二日市之庄ニテ七百石ヲ給ヒ、都合七千三百石領ス、大友屋形義鑑・義鎮・義統三代之間、軍功ヲ以加恩有故也、今久留嶋侯ニ仕ヘ子孫相續ス  
ト云々、

○ 通豐

森彈正左衛門尉

○ 氏任

森彌太郎

○ 幸正

森三河守 法名道應

△ 山城守

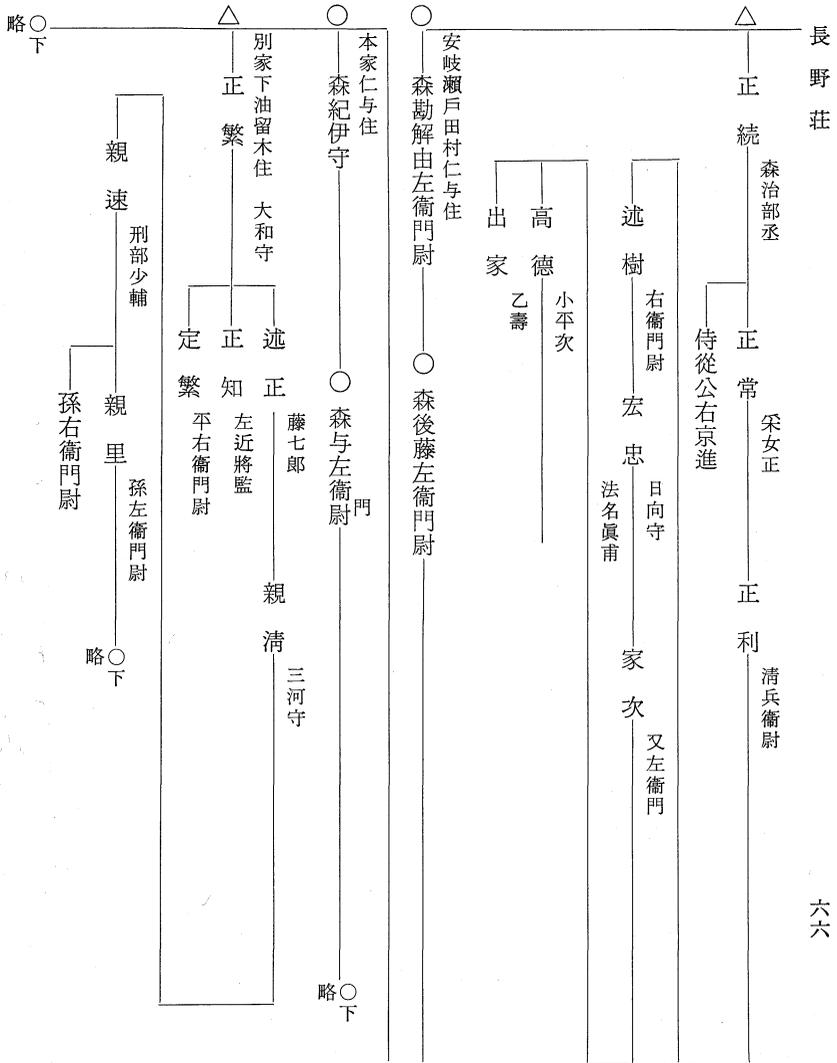
清右衛門尉 刑部丞 彦五郎

十郎兵衛尉

法躰清伊藏主 森四郎

付録

安岐郷瀬戸田村  
仁与住森氏



## 二 船岡八幡宮略記

○船岡神社文書  
同社司佐藤豊藏

### 船岡山八幡宮略記

清原正高豊後國配流

新宮八幡ヲ建立ス

帰洛

矢野久兼ノ娘ヲ婿ル  
長野莊居住

抑當社八幡宮のゆらいハ、人王四十五代聖武天皇の御宇、神龜三丙寅八月十一日、船岡の峯にゆうがなし給ふに依て、神殿を造營す、其後人王六十四代圓ゆう院の御宇、天延元癸酉年、正高卿豊後國に配□□し、此正高卿と申奉るハ、人王四十代天武天皇の皇子一品舍人親王三代のかふいん、□□後守清原少納言通雄の嫡男にて、よこ笛の妙手ゆへ、其高(正脱カ)に小松女院れんほし給ひ、此事しせんにゑいふんに達し、帝逆りん有て、女院ハ因幡國に配流し、正高卿ハ有解官、但馬之介と改、天延元癸酉三月廿日豊前國下毛郡宮園邑ニ着し給ふ、配所の知行豊後國玖珠郡并油布院、日出庄、豊前國宇佐郡安心院等を下し給ふ、然るに、玖珠郡ハ矢野檢校久兼カ領地なりしかハ、巳か館(三)に迎へ奉り、さいあるの娘を御みやつかへに奉り、夫より長野庄に居館し給ふ、其後八幡宮神殿はへせしゆ(破壊)へ、天延三乙亥二月十一日船岡山西麓に、あらたに造營し結ひ、神前の左に樅木を植、子孫はんしやうを祈給ふに、今に至て春毎ニミとりにふ思儀あり、尙亦峯の御社跡にハ、石の塔を建、今において奥の院と崇奉る、其後正高卿は勅免をかふむり、歸洛あつて、朝務元のことくにて、別莊山科におるてこうし給ふ、今に此所に御廟有、時に長曆三己卯二月十五日夜、神靈御孫長野太郎大夫助通に御告有に依て、郡御一族中へ達し、そう聞をとけ、勅許に依て、新宮八幡と崇奉る、相殿に祭

半鐘ヲ奉納  
靈額ヲ下ス  
子孫十二家

り御一類中より半鐘一口、黄金を以て鑄奉り、□上左右に日月を鑄付、中に正高卿の御姿并各姓名を鑄付奉納有、其ノ時靈神正高靈といふ三字の御額を下しおかれ給ふ、御子孫十二家と別れ、今にはんしやう有事けんせんたり、依て此度寶物令披露者也、

于時寛政十一未三月

神主  
宇都宮筑前□

○木版刷リノ如シ。

三 船岡山新宮八幡縁起

○長野末夫文書  
大分県史料一

「舟岡山に湧出并新宮八幡來理記」<sup>(現)</sup>

舟岡山湧出并新宮八幡來現の事

正高四郷一荘ニ  
分ツ

長野太郎大夫助  
通

長野庄新宮八幡ハ、清原少納言正高の靈ナリ、天延年中配流の砌、此郡へしばらく星霜を送り給ふ、此時初て郡内を四郷一庄<sup>マ、ム、シ</sup>あかち給ふ、所謂、山田郷<sup>(古後郷)</sup>・飯田郷・帆足郷・長野郷是なり、正高ハ當郡に御逗留之中勅免を蒙り給ひ歸京有之、山州<sup>(城)</sup>山科の舊栖において卒去し玉ふ、歸洛之刻珍珠郡ハ御公達五人の御中、四郷一庄をゆつらせ玉ひぬ、其後六十餘年を過、長曆三己卯年二月既望正高の嫡男長野太郎大夫助道、ある夜夢に容顏美麗たる老翁枕かみに立玉ひ、我事ハ誰と思ふ、爾が祖父正高也、此里は宿縁有、一字を立神と崇べし、則其所を阿らわさんとてゆめ覺ぬ、然るに四方しんどうして天地和する如し、宿鳥樹を忘れ、諸獸東西に馳、其比漸曉に至りて更ニ音なくなり

靈山湧出ス

藤原兼鎮

舟岡山新宮八幡  
ト称ス

長野莊

玖珠十二家

けり、助道扉をひらき見れば、靈山蒼々として湧出せり、奇異の思をなしかしこを見れば、雲中ニ白幡現形す、感歎肝にめいじ、家臣藤原兼鎮をともない参内して此趣を奏す、綾小路大納言末廣を以、詔して兼鎮に従六位の上を賜ひ、自今神主として社務たるへしと御下文を頂戴し下向有、俄ニ社壇を建造し、九月九日祭日と極め神事を執行、湧出せる山さながら其形船のごとくなれば、舟岡山八幡と崇め奉る、抑此山ハ南北江流れ高からず低からず、形は三日月のやうにて四方の山路を離れ、田中にひとり立るか如く、海中の舟のごとし、仍而船岡山とハ名付たり、多くの星霜を重ねれば、松杉枝をつらねて志んくたり、君子の性をそのふと見れハ、八幡擁護の御影をかゝやかし給ふ、石壇を下れハ、並木の櫻梢をつみたるがごとく、末ハ長野庄南地萬年山也、切株城の峨々たるよそはいハ眼前に見へ、東平家青野山の蒼々たるを望み、北ニ角牟禮山有、春は花、秋は紅葉に乏しからず、大河ハ東麓より北を廻り、西ニながれて夏の涼を催し、冬ニハ遠山の雪を賞くわんす(鹿)へく、四正の風影を馳、心を慰するの情審に述かたし、

玖珠十二家の事

帆足右衛門大夫

岐部中務入道

小田式部少輔

松木相右衛門尉

平井河内入道

大田右京之進

上惠良

惠良近江守

魚返伊豆入道

下惠良

惠良孫三郎

古後主計允

付 録

長野 莊

七〇

森 左馬助 野上大和入道

右天正十五六年比ニ義統公之催促狀之名前也、

大村玄内

文化二乙丑年ノ夏、肥藩ニ遊行せしに、ある日熊本之騎士大村玄内、小山田村之在宅ニあそひしか

熊府より、主人清原姓ニ而小納言正高之血脈なれハ、先祖豊後玖珠郡ノ出て後ニ豊前大村を領し、故

南へ半里、氏を大村とあらため、代々大友氏ニ仕しか、ちやうせん(マ)の役に大友義統没落より浪くとなり、後細

大友義統没落ヨ  
リ浪々トナリ後  
細川家ニ仕ヘ二  
百石ヲ領ス

川家ニ仕へ、貳百石を領し于今連めんたる事とも物語り、豊後より之來客とて、主人興應(マ)ひとかた

ならず、家ニ在祕記數通を出し是を讀しに、予好める處數々在けるを、席に有し境野嘉十郎時ニ物頭厨三

百五(遠見郡)十石筆を取寫し玉ひぬ、歸國之今小武村長野氏ニ授けんとおもひ、同年末秋の日筆をかりて是を寫  
しておくなり、恕、

杵築山人

久保直記

文化三丙寅九月 日

長野彦右衛門様

四 船岡山新宮八幡喚鐘銘

貞(代)親氏親王孫

○木崎愛吉大日本金石史一  
後藤碩田大化帳

新宮八幡ニ喚鐘  
ヲ奉納ス

勅稱新宮八幡

清原氏魂茂繼

清原正高魂

貞氏親王嫡嗣

清原真人道政

宇多天皇孫

源氏高橋宗政

葛原親王孫

平氏梶原武政

鬼監大夫孫

大藏氏財津永祐

貞氏親王孫

清原氏太田直□

地主

弓箭 大明神

○木崎氏ハ、右ハ後藤碩田ノ『大化帖』ニ拠ルトシ、鑄造ハ長野助道が船岡八幡社ノ相殿ニ清原正高ヲ祀ツタ  
ト伝ヘル長曆三年(一〇三九)ト、仮リニシテ置ク、ト解説スル。タダシソノ人名等ヲ見ルニ当時ノモノニ非  
ズ。信拠ノ限リニ非ズ。今日伝存スル喚鐘ト比較スルニ、正高公靈像ノ位置異ル。

付録

七一

五 玖珠郡四郷一莊御割文寫

○船岡神社文書  
同社司佐藤豊藏寫真

郷分塔

豊後國  
玖珠郡四郷一庄

但郷分塔塚脇村境ニ有之、  
此塔ノ見渡極四郷ニ分チ候、

山田郷

山田郷

代太郎村 萩ヶ原村 魚返村 戸畑村 小田村  
山浦村 瀬戸口村 大隈村内 上山田村 粟野村  
中山田村 引治村 町田村 菅原村 湯坪村

長野莊

長野庄

右郷分塔ノ 乾チ、シ山ヨリ白岩鼻タウタリ  
シントウ川分ケ湯坪マテ

右見渡ヨリ西南此郷也、

飯田郷

飯田郷

辻村 松木村 書曲村 惠良村  
旦村 右田村 野上村 後野上村  
田野村

右郷分塔ヨリ 寅ノ方ツキノ木谷 アカ岩・野倉迄、  
此見渡ノ山田郷、異ミノ見渡シノ間、此  
郷也、

帆足郷

帆足郷

大隈村 岩室村 帆足村 森村  
日出生村 松小野村

右郷分ケ塔ヨリ トメクラ 大ツル タカスノ岩  
(井口ケ尾) イクチカラ、ホコ立 亂レ橋

右見渡ヨリ飯田郷見渡シノ間、此  
郷也、

古後郷

古後郷 塚脇村 四日市村 古後村 綾垣村  
太田村 平井村 山下村

右 山田 兩郷ノ間、此郷也、  
帆足

右

山田次郎大夫

顯 成判

(談話)

「時昭和六年九月二十二日玖珠町小田長野熊太方ノ原本ヲ写シタル者也、

宇都宮清夫」

### 六 玖珠郡四郷一莊堺并村割寫

○玖珠郡田野村時松某筆記  
東京大学史料編纂所謄写本

#### 玖珠四郷一莊

市ノ坪ヨリ(河ノ誤カ)高上嶽河分、湯坪川切、南ハ山田郷、

市ノ坪ヨリ  
山田郷堺  
飯田郷堺

市坪ヨリ加ミ坂ト野倉原供養松、夫ヨリ道分、油布院塔ノ本迄、南ハ飯田郷、

帆足郷堺

市ノ坪ヨリ船岡山西ノハナ、(鷹巢)タカスノ岩、井口カ尾、鉾立道分、豊前境ミダレ橋迄、西ハ帆足郷、

古後郷・山田郷  
堺  
山田郷

市ノ坪ヨリ船岡山西ノハナヨリ、白岩たうたり峠ヨリ(カ)豊前ナタカ石迄、北ハ古後郷、西ハ山田郷、

山田郷

代太郎、萩ヶ原、魚返、戸田、(細ノ誤)小田、山浦、中山田、栗野、町田、引治、菅原、湯坪、大隈ノ

内上山田、

付 録

長野莊

飯田郷

飯田郷

辻、松木、見良津、書曲、惠良、旦、右田、後野上、田野、(野上腕)

帆足郷

帆足郷

大隈、岩室、帆足、森、日出生、松尾根、

古後郷

古後郷

塚脇、四日市、古後、綾垣、太田、平井、山下、

長野莊

長野莊 塚脇村ノ内長野村、

是ハ長野太郎大夫助道領分ニテ無役、

系圖巨細爰ニ略、

○「市ノ坪」ハ現玖珠町大字大隈字祇園飯田大三郎氏宅地、並ニ同家屋号トシテ現存ス。「郷割地蔵」ハヤ、距タル大字塚脇字舟岡山(舟岡山南麓)ニアリ。

七 玖珠郡玖珠町大字(塚脇)・小字一覽表

| 大字 | 小                                                         | 字 |
|----|-----------------------------------------------------------|---|
| 塚脇 | 犬ノ馬場、梅迫、大無田、上竹、鋤先、田中、寺山、當ノ下、長瀬、長野原、箱割、原口、舟岡山、<br>豆田、六十六間、 |   |

○「豊後国大田文写」(二二二号)・「豊後国函田帳案」(二三三号)トモニ長野莊(郷)ハ七拾町トスルモ、ソノ内容ヲナス莊地ハ、長野・古後・山田・帆足・飯田五郷全域ニ亘ルコト解説ニ詳述セリ。然ルニ、後世長野莊ト称スルハ、第一次分割ノ長野莊(郷)ヲ指スモノノ如ク、極メテ限定サレタル一地域ナリ。「太田文写」ニ「郡内掠領之間、雖有所名、○中不被検見之外、難明申敷」トアリ、弘安八年(一二八五)当時全ク四至・坪付等ノ不明ナリシコトヲ知ル。『豊後国志』二ハ、「上塚脇・下塚脇、以上二村、今属長野莊」トスルガ、大字塚脇ニ比定スレバ、古後郷塚脇村ノ地下重複スルコト、ナル。或ハ塚脇ガ兩者ニ分属スルカト考ヘラル、モ、今ソノ境界ヲ定メ難キニヨリ、此ニハ兩者ニ掲ゲ後考ヲ期ス。



古  
後  
郷  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○關係部分ヲ「長野莊史料」三号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

球珠郡

今已(古後)郷

今已(山) 小田 永野

三 散位清原通處分狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

分宛、

嫡子清原惟次ニ  
所領ヲ分宛ツ

先祖相傳所領地事、

保足郷

右、豊後國管球珠郡保足郷(帆)

四至東限由布堺、

古後境

南限多和野少狩藏南手曳松尾々立普門房谷大路勝示尾并古後境、

古後郷

角牟礼鐘突堂

古後郷

七八

西限鷹巢鼻奈草路柴尾角牟礼鐘突堂狼越久津江辻、

北限豊前堺、

右件、爲令傳領嫡子清原惟次、所分宛、如件、

保安三年<sup>壬子</sup>十一月十九日

散位清原在判  
(通次カ)

四 安樂壽院領莊々所濟日記案

○安樂壽院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

長野新莊立券ハ  
保延五年十一月

○「長野莊史料」一〇号ニ収ム。本文省略。古後郷スベテ長野新莊領ナリ。長野新莊立券ハ「保延五年十一月」ト見ユ。

五 太政官牒案

○安樂壽院古文書  
平安遺文二五一九号

球珠莊等安樂壽  
院領ニ対スル官  
使以下ノ關入ヲ  
停ム

○康治二年八月十九日。抄文ヲ「長野莊史料」一二号ニ収ム。本文省略。球珠莊(長野新莊)ノ四至ハ「東限南限長野大路西限日向アレバ、古後郷ヲ含ムコト明カナリ。  
(田) 向堺北限豊前堺山」

六 安樂壽院領月宛相折注文案

○安樂壽院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

長野莊

○年月日未詳。「長野莊史料」一三三号ニ収ム。本文省略。長野莊ノ「米百石等」ノ記述アリ。

七 八條院領目錄

○高山寺聖經類裏文書・山科家古文書  
兵庫県史料編古代三・平安遺文五〇六〇号

球珠莊

○安元二年二月 日。「長野莊史料」一五号ニ収ム。本文省略。安樂壽院領中ニ「球珠莊」アリ。

八 清原道良讓狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

清原家道ニ分与  
スル田畠坪付

讓与清原家道田畠坪々等事、

自余畧之、

大隈村  
西ハ限ル古後境

又副加大隈村四至東限河  
西限古後堺之内、田壹町伍段、藪一懸、清原四子方也、

右件田畠等、清原道良之先祖相傳所領也、仍相副付代調度之文書、嫡男清原家道所讓与實也、仍

無他妨可令領知、敢不可違失、

治承二年七月八日

清(道良)  
原在判

古後郷

九 豊後守護大友頼泰書下案

○筑前右田塚之助文書  
増補訂正編年大友史料三

右田道円代子息  
能明申ス軍忠実  
否ニ付証人トシ  
テ散状ヲ申サシ  
ム

豊後國御家人右田四郎入道道圓代子息彌四郎能明申、今年六月八日、蒙古合戰之刻、自身并下人、  
被疵由事、申状如此、彼輩防戰之振舞、發向之戰場、各爲證人云々、所申無相違否、非緣者同心之  
儀者、載起請詞、分明可注申之、證人散状者、直可被付守護所也、仍執達如件、

弘安四年十二月二日

(大友頼泰(マ、))  
前出羽守

古後通重

(通重・心懸)  
古後左衛門尉殿

帆足道員

(道員・西連)  
帆足兵衛尉殿

一〇 豊後國大田文寫

○東京大学史料編纂所蔵平林本  
大分県史料三六(一六一二)

○弘安捌年玖月 日。前文及ヒ玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二二号ニ收ム。以下ニ古後郷關係部分ノミヲ抄出  
ス。

一球珠郡參百捌拾町

○中略

古後町八拾町

古後郷

本家安嘉門院御跡

地頭御家人古後右衛門尉通重法師法名心源

本郷七十町三反小

本郷七拾町參段小

永野十郎言量法師法名心円後円源

平井弥六重信・同次郎源泰通

志津利小次郎通廣法師法名蓮入

同九郎通守法師法名行願

同十郎通繼・原口四郎通村法師法名浄心

今井五郎四郎高能、各々分領不分明、

平井名

平井名内石神六町六段大

矢部源次郎源大郎源入道心佛

略○下

一一 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。前文及ビ玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二三号ニ收ム。当郷關係部分ノミヲ左ニ抄出ス。

古後郷

古後郷

玖珠郡三百八拾町

○中略

古後郷八拾町

本家安嘉門院御跡

本郷七拾町三段小

古後左衛門通重法名心源・平井彌六重信・同次郎泰通・志津利小次郎通廣・

同九郎通重・同十郎通繼・原口四郎通村・今五郎高能、各分領不分明、

平井名

平井名

名内岩神六町六段大 矢部源次郎太郎入道法名心佛

○下略

### 三 龜山上皇處分狀

○龜山院凶事記  
鎌倉遺文二二二八五号

堀川准后ニ処分ス

一通

(西華門院源基子)  
銘曰堀川准后久守卿  
息女也

處分、

堀川准后

(源基子)

讚岐國井戸郷

(三水郡)

爲別納、一期知行せられ候へく候、

豊後國

古渡

(後田)

山内

保定

(足)

知行候へく候、一期之後、本家へまいらせられ候へく候、

古後・山田・保足郷

女院御所に同宿候へく候、

嘉元三年七月二十六日

御判

三 昭慶門院熹子内親王御領目録

○竹内文平所藏文書  
鎌倉遺文二二六六一号

○主要部分ヲ「長野莊史料」二六号ニ掲グ。關係部分ノミヲ抄出ス

御領目録

序分

一 廳分

○中略

安樂壽院領

一 安樂壽院領(山城)

○中略

長野庄(古く足) 山田 帆

(玖珠郡) 豊後國長野庄古々・山田・帆足、

(桑村郡) 伊與國吉岡庄

(阿蘇郡) 肥後國阿蘇社 守忠 御年貢三千疋、

郡 浦 万里小路大納言入道、

神宮寺 同、里々兩所知行不可有相違之由、被下 院宣於親房朝臣了、

甲佐社 宰相典侍 御年貢二千疋、

古後郷

球珠莊

古後郷

豐後國球珠莊(玖珠郡)

○中略

一 智惠光院

丹波國大澤庄(多紀郡)

出雲國淀庄(大原郡)

豐後國戸穴庄別當局(宗覺)

○中略

○竹内理三氏ハ、「戸穴庄」ト傍注シ、大分郡戸穴庄ノ誤ト推定セリ。

右所々、可有御管領之由、院宣所候也、次此旨、可令申入昭慶門院給、仍執達如件、

嘉元四年六月十二日

謹上 高倉前宰相殿(經守)

○下略

右衛門(經脫カ)  
(花押)  
(吉田定房)

一四 清原平井朝通着到狀

○豊前福本新三郎文書  
増補訂正編年大友史料五

平井朝通探題討  
伐ノタメ着到ス

豐後國平井孫七朝通、就去(元弘三年)五月廿五日合戰御事、同廿八日馳參候訖、以此旨、可有御披露候、恐惶

謹言、

元弘三年七月 日

清原朝通(平井)  
(裏花押)

少貳貞經証判ヲ  
加フ

進上 御奉行所

〔証判〕  
「承了、

〔少貳貞經〕  
「花押」

一五 清原綾垣政明着到狀

○尊經閣藏野上文書  
南北朝遺文九州編五七九号

綾垣政明球珠城  
ニ着到ス

豐後國御家人綾垣孫八政明、預御教書、去月廿四日爲致軍忠、馳參球珠城候、以此之旨、可有御披  
露候、恐惶謹言、

建武三年四月十五日

〔綾垣〕  
清原政明〔裏花押〕

進上 御奉行所

〔証判〕  
「承了、

〔今川四郎入道カ〕  
「花押」

一六 藤原田貞廣讓狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

田原貞広所領ヲ  
嫡子徳増丸〔氏  
能〕ニ譲ル

○觀応元年十月廿六日。全文ヲ「山田郷史料」八八号ニ収ム。本文省略。讓与所領中ニ「玖珠郡内山田郷・帆  
足郷・古後郷・飯田郷等村々地頭職」アリ。

古後郷

一七 足利直冬下文

○大友家文書録  
大分県史料三一

下 野上但馬權守資親、

野上資親ニ帆足  
氏跡五町・古後  
郷綾垣名等地頭  
職等ヲ充行フ

可令早領知球珠郡帆足六郎左衛門入道跡田地拾伍町・同郡綾垣名(帆足郷)尉跡田地伍町(古後郷)同清左衛門地頭職事、

右人、爲勲功之賞、所充行也者、守先例、可致沙汰之状、如件、

觀應二年十一月廿一日

(足利直冬)在  
源朝臣御判

一八 田平尼理覺申狀案

○相良文書  
福岡県三池市大城智信藏

○文和三年八月 日。全文ヲ「山田郷史料」九二號ニ收ム。本文省略。「理覺居住者、古後郷原口村也」ト見ユ。

原田直広ノ山田  
郷内地ヲ押領ス  
ルヲ停メラレン  
コトヲ請フ

一九 足利義詮御判御教書案

○入江文書  
大分県史料一〇

濫妨ノ輩ヲ退ケ

田原豊前三郎氏能申、豊後國々東郷上諸吉・來浦・富來・小原、同國玖珠郡山田・帆足・古後并飯

下地ヲ田原氏能ニ渡付セシム

田郷内、森・岩室・戸幡菖蒲迫・松行名等事、申状遣之、早止戸次筑前彌三郎・富來木工助入道正壽・同子息兵庫允・帆足安藝權守道種等濫妨、沙汰付下地於氏能、可執進請取、使節更不可有緩怠之状、如件、

延文五年八月廿八日

(足利義詮) 御判

大友刑部大輔殿

(足利義詮) 中御所

一見畢、

御判

文和三年九月廿四日

## 二〇 田原氏能軍忠狀

○入江文書  
大分県史料一〇

田原下野權守氏能申所々軍忠事、

一、去應安四年六月廿六日、致治部少輔殿御共、自備後國尾路津令乘船、同七月二日夜、最前取上

今川義範ト共ニ備後國尾路ヨリ乗船シ高崎城ニ入ル

(大分郡) 豐後國高崎城之處、菊池武光之若黨平賀新左衛門尉、構要害於氏能分領國東郷之間、同廿三日

夜、差遣手物等、追落彼城、平賀彦次郎以下凶徒三人討捕之矣、(高崎城) 礼部御見知之上者、不可有御不

審者哉、同八月六日、伊倉宮並菊池武光以下凶徒等、寄來當城之間、(高崎城) 踏一方役所中尾、迄于翌年

正月二日、百餘度合戰、每度親類若黨以下數輩被疵、勵日夜軍忠、至于今、殘置親類手物等於當

伊倉宮并ニ菊池武光以下押寄ス

古後郷

古後郷

筑前國高宮

佐野御陣

小田大和守以下  
謀叛  
玖珠郡高勝寺城  
同郡内古後城  
野伏合戦

今川了俊証判ヲ  
与フ

城、抽隨分至功之次第、大將御見知之上者、不能巨細言上者也、

一、同三日武光以下凶徒退散高崎陣、打上太宰府之間、同三月廿六日、馳參筑前國高宮御陣、同四

月八日宰府御進發之時令御共、於佐野御陣、致忠節畢、

略 ○中

一、豐後國球珠郡小田太和守以下輩謀叛之間、同十一月十三日、大友親世名代相共、馳向同郡高勝

寺敵城、同十七日致散々合戦、追籠凶徒等於城内之時、親類若黨數十人被疵、手者一人令討死

訖、其後宇都宮如法寺若狹介氏信、并惣領大友手輩相共取構、同郡内古後城踏之間、以氏能親類

手物等令合力、連日致野伏合戦、迄于今、於郡内抽忠節之次第、惣領注進之上者、不能巨細言上

者也、

略 ○中

以前軍忠之次第、且預京都御注進、且賜御證判、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

應安八年二月 日

〔証判〕(今川了俊・貞世)  
「承了、(花押)」

三 足利義滿袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

(足利義滿)  
(花押)

大友親世ニ豊後  
国諸所地頭職ヲ  
充行フ

古後郷綾垣村地  
頭職

田原氏能ノ嫡子  
徳一九ニ対スル  
譲与ヲ安堵ス

玖珠郡 山田郷  
帆足郷 古後郷  
飯田郷

下 大友式部丞親世、

可令早領知、豊後国佐賀郷得宗領・同国大佐井郷同領・同国内梨子村同領・同国朝見郷内立石村

古庄信濃守・同国朽網郷半分与三左衛門入道跡・同国球珠郡内綾垣村跡 等地頭職事、

右、爲勲功之賞、所宛行也者、早守先例可致沙汰之状、如件、

永和元年九月二日

### 三 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

〔附箋〕  
「氏能讓状徳一九へ」

(足利義滿)  
(花押)

下 田原徳一九

可令早領知筑後国田口村内西方參分壹・同国怡土庄内末永名參分壹・豊後国田原別府半分内參分

壹・同国田原別府内波多方半分 守頼時跡・周防国岩田保 跡 岩田左近將監・肥前国山田庄 阿蘇彈正

跡・豊後国安岐郷 日田宮内少輔・同国光一松名・同国球珠郡内山田郷 原田次郎・帆足郷・古後

郷 志津利孫三郎・飯田郷并來繩郷内福成吉久名才・同国香地庄・國東郷 信濃入道行环・同国武

藏郷・同国櫛來別府・同国日出庄 戸次筑前次郎・筑後国竹野庄内東郷・山本郷 宇都宮常陸 才地

頭職事、

古 後 郷

古後郷

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

散在所領所職等  
ヲ注進ス

親世當知行國々散在所領所職等事、

○中略

玖珠郡永野村

同國永野村

同國隆國符村

○中略

玖珠郡綾垣村  
同郡横尾新莊

同國玖珠郡綾垣村

同國横尾新莊

○中略

以上

右、注文如件、

永徳三年七月十八日

古後郷綾垣名ヲ  
兵糧料所トシテ  
預ク

古後郷内長野村  
ヲ打渡ス

二四 大友親世知行預ケ狀

○尊經閣藏野上文書  
南北朝遺文九州編六四九一号

玖珠郡古後郷綾垣名内土貢貳十貫文下地事、爲兵糧料所、預置之候、可有領掌候、恐々謹言、

六月二日

野上<sup>(廣)</sup>大和守殿

<sup>(大友)</sup>親世<sup>(花押)</sup>

二五 惟宗某打渡狀

○長野末夫文書  
大分県史料一一

豊國後玖珠郡古後郷内長野村事、任御奉書并守護御代遵行之旨、長野長門殿御代官打渡所候也、仍  
執達如件、

應永貳年三月九日

惟宗<sup>(花押)</sup>

長野長門殿 御代官御方

○「古後郷内長野村」ト、長野莊トノ關係ハ検討ヲ要ス。

三六 九州探題澁川滿頼遵行狀案

○志手文書  
大分県史料一一

玖珠郡長野村地頭職ヲ長野正定ニ打渡サシム

豊後國玖珠郡内長野村地頭職事、任去應永四年八月廿二日 御下文并同九月十日御施行之旨、可被沙汰付長野長門入道正定之狀、如件、

應永七年九月十日

(澁川滿頼)  
右兵衛佐 御判

大友修理權大夫殿

三七 長野正言讓狀案

○長野末夫文書  
大分県史料一一

讓與

玖珠郡長野村以下ノ田地ヲ親治ニ讓ル

在豊後國玖珠郡長野村拾町・同郡栗木八町并筑前國三奈木拾(町九)同畠地山野屋敷等坪付在、別紙

長野村

一所玖珠郡長野村田地拾町(之九)内三分壹付畠地山野、屋敷等

栗木村

一所同郡栗木村八町之内參分壹付畠地山野、屋敷等

一所筑前國三奈木拾町之内參分壹付畠地山野、屋敷等

右彼所ノ領地事、御恩賞と申、本領といひ、重代相傳之所領也、然間今におひてハ、參箇所の領地を參分壹つゝ割分て、彌次郎親治に永代をかきてゆつりあたふる者也、限ある公役以下において

兄弟三人同心ス  
ベシ  
文書類ハ言賀方  
ニ調置ク  
不義ノ仁ハ不孝

ハ、先例にまかせて其沙汰をいたすへし、いさゝか他の違亂あるへからず、兄弟三人同心にして、公私の儀を經、讓にまかて知行すへき也、(モ脱之)綸旨・御教書・探題御遵行・守護の御奉書者、正文を越後守言賀か方に調置候、自然不審時者、兄弟相共披見をいたし、事を明候へく候、但不(義カ)の仁においてハ、ふかうたるへく候、其時ハ(残カ)兄弟等其跡を知行すへく候、仍爲後日讓状、如件、

應永九年 ミツのへ 卯月廿日  
むま

沙彌正言 (長野)

二六 藤原某・左衛門尉某連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三一

古後郷内野上九  
郎跡ヲ野上正重  
代官ニ打渡サシム

豊後國玖珠郡古後郷内小田五郎先給、同郡内野上九郎跡事、任 (飯田郷) 御判之旨、打渡野上太郎正重代官、可被執進請取状由候、仍執達如件、

應永卅二年十月十日

左衛門尉 在判

藤原 在判

小田小次郎殿

松木駿河守殿

滝沢和尚ノタメ  
ニ石塔ヲ建ツ

二九 下綾垣観音寺八角石塔銘

○大分の石造美術  
玖珠郡玖珠町大字下綾垣

〔塔身〕  
「滝沢和尚

應永三十三年七月廿日

三〇 大友親綱知行預ケ狀

○長野末夫文書  
大分県史料一

〔包紙ウハ書〕  
「長野左馬助殿

親綱

豊後國玖珠郡内長野三分二六町・在限郷内十貫分長野紀伊介跡・山香郷内綾富三町之事、預置候、

玖珠郡内長野・  
大分郡在限郷・  
速見郡山香郷ノ  
地ヲ預ケ

可有知行候、恐々謹言、  
〔筆裏〕  
「永享七年」  
八月九日

〔大友〕  
親綱〔花押〕

長野左馬助殿

三一 大友親繁知行預ケ狀

○森六藏文書  
編者調査記録

古後郷内ノ地ヲ  
預ケ

○〔年未詳〕正月廿二日。「飯田郷史料」九四号ニ収ム。中ニ「古後郷綾垣名田地壹丁跡之内」見ユ。本文省略。

鹿ニヲ取り肢一  
ヲ進ズ  
高崎

平井親真

古後郷綾部名松  
木  
古後周防介跡

### 三 大友親繁書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

（向）福寺  
ゑんふくしりやうの事、委細承候、そのふん申候へく候、次昨日、小しゝを二とりて候、すくなく  
候へとも、ゑた一、しんし候、たかさきのおわりきん所ニ、久つきて候しゝ二とりて候、ちかころ  
おもしろきかりにて候、大しゝを、大三ひきにて、くいて候、いぬのふるまい、申候するやうなく  
候、恐々謹言、

（年未詳）  
十一月十九日

（平井親真）  
ひらいするか殿

（大友）  
親 繁 在判

### 三 大友親繁安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

○（年未詳）十二月十八日。「飯田郷史料」一〇二号ニ収ム。「古後郷綾部名松木壹町・同郷内古後周防介跡壹  
町壹段事」アリ。本文省略。

古後郷

九五

三 大友政親一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

親父親宗一跡ヲ  
安堵ス

親父親宗(金土)一跡之事、任相續之旨、不可有領掌相違候、恐々謹言、

四月十三日

政親(大友)在判

平井鹽龜丸殿

三 大聖院宗心知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

石州ニ至ル忠節  
ヲ賞シ愁訴ニヨ  
リ新給所ヲ預ケ  
古後郷内三町

今度至石州、自最前被顯志之條、神妙候、仍愁訴事承候、親父山城守跡持留・玖珠郡飯田郷野上村之内右田名四町三段大并同名大和守跡・野上村之内犬丸名七町三段・古後郷内三町・由布院之内水地一貫五百分、爲新給所預進之候、不可有知行相違候、恐々謹言、

五月九日

宗心(大聖院) (花押)

野上源左衛門尉殿

門松城合戦ノ忠  
ヲ賞ス

### 三 大友親治感狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

去七日、<sup>〔豊前國カ〕</sup>門松城合戦碎手、被被疵候、<sup>〔候〕</sup>高名無比類<sup>〔此間約三行欠〕</sup>□、

滅亡、無是非候、今度、郡内以一味同心<sup>〔之儀、被カ〕</sup>□□抽忠節候、感心候、各辛勞爲可申、進使者候、恐々

謹言、

<sup>〔明徳八年〕</sup>

八月十一日

<sup>〔古後与一殿〕</sup>

<sup>〔大友〕</sup>  
親 治

○〔一〕内傍注ハ『増補訂正編年大友史料』一三ニヨル。

### 三 大友親治書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

聊爾ノ進退ニ対  
スル折檻ヲ免ジ  
先給分ヲ還付ス

就國家之儀、面々進退、聊爾之子細候之間、雖折檻候、以先忠之筋目、加撫育候、仍先給挾間殘分

之内、參拾八貫分事、還附候、准新恩、被勵勤勞候者、追而、<sup>〔大友〕</sup>可得其意候、恐々謹言、

<sup>〔年未詳〕</sup>  
十月四日

<sup>〔大友〕</sup>  
親 治 在 判

平井治部左衛門尉殿

三六 大友親安義鑑官途狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

和泉守ノ受領名  
ヲ与フ

和泉守所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(永正十四年九  
卯月廿七日

平井和泉守殿

(親意)

(大友義鑑)  
親安在判

三九 大友親安義鑑知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

残覚現形ノ刻ノ  
忠賞トシテ古後  
郷ノ地ヲ預ケ

爲去春殘黨現形刻忠賞、玖珠郡古後郷之内 如法寺飛驒守 跡之内、新給貳町分事、預置候、可有知行

候、恐々謹言、

(永正十四年)

七月五日

野上次郎太郎殿

(大友義鑑)  
親安(花押)

(奥切封)  
「(墨引)」

古後郷内如法寺  
某跡二町分ヲ野  
上次郎太郎ニ打  
渡サシム

玖珠郡關所奉行

綾垣某跡四町二  
段ヲ岐部某ニ打  
渡サシム

### 四〇 大友氏加判衆連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(玖珠郡)  
郡内古後郷之内如法寺飛驒守跡内、新給貳町分事、被充行野上次郎太郎訖、任 御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年七月五日

(小原右並) 左衛門 尉 (花押)  
(木上長秀) 大 炊 助 (花押)  
(白杵長景) 民部 少 輔 (花押)  
(豊饒親富) 彈 正 忠 (花押)  
(天神親照) 左衛門 大夫  
(木庄右述) 前伊 賀 守 (花押)

玖珠郡關所奉行

### 四一 大友氏加判衆連署奉書

○岐部文書  
大分県史料一三

(玖珠郡)  
當郡内 綾垣長門守跡 本給四町貳段事、被充行岐部五郎左衛門尉訖、任 御判旨、可被打渡者也、依仰執達如件、

古 後 郷

古後郷

永正十四年七月五日

一〇〇

(小原右並)  
左衛門尉

(臼杵長景)  
民部少輔 (花押)

(木上長秀)  
大炊助 (花押)

(豊儀親寛)  
彈正忠

(大神親照)  
左衛門大夫

(本庄右述)  
前伊賀守

(賀カ)  
前伊勢守

○『大日本史料』九ノ七ハ『玖珠郡史』ニヨリ、民部少輔・大炊助・彈正忠・前伊勢守(下欠)ノ奉者ノ案文ヲ収ム。充所ノ欠部ハ「玖珠郡欠所奉行」ナラン。

### 三 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

拾九貫三百文并狭間村北方(大分郡阿南庄)參拾貫分之事、預置候、可有知行候、  
    (恐々謹言)

朽網氏殘党退治ノ忠賞トシテ阿南庄北方等ノ地ヲ預ケ

(永正十四年)  
十二月七日

(親意)  
平井和泉守殿

(大友義鑑)  
親安在判

筑後竹野東郷内  
兼本九町ヲ平井  
親宣ニ預ク

筑後竹野郡東郷  
兼本九町ヲ平井  
親宣ニ渡付セシム

四三 大友義鑾(カ)知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

筑後國竹野東郷之内、兼本(九町)預置候、可有知行候、恐々謹言、

(谷野郡)  
(大永五年)  
潤十一月十九日

平井和泉守殿

(大友) 義鑾(鑾カ) 鑑在判

四四 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三二

筑後國竹野郡東郷之内、兼本九町( ) 被宛行平井和泉守訖、任( ) 渡之由、依仰執達

如件、

大永五年閏霜月十九日

(右並) 小原伊豫( )

(長秀) 木上筑前( )

(津久見備中守) (常清)

(長景) 臼杵民( )

(永源) 豐饒美作入道殿

(光綱) 麦生兵部少輔殿

古後郷

望 大友義鑿(カ)一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

親父親宣一跡ヲ  
安堵ス

□和泉守親宣一跡事、任相續之旨、領

〔掌不可有〕

相違候、恐々謹言、

(天永六年九)  
六月十三日

(大友) (鑿カ)  
義 鑑在判

平井太郎殿

四 大友義鑿感狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「古後神四郎殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

義 鑿」

立花城番ノ勞ヲ  
賞ス

(筑前粕屋郡)  
立花城番之事、長々辛勞寔感悅候、彌各申合、堅固之儀肝要候、尙圓應院可達候、恐々謹言、

(年末詳)  
三月五日

(清秀)  
古後神四郎殿

(大友)  
義 鑿(花押)

田北親員書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕

田北大和守

古後神四郎殿 御報

親員

続目ノ御判ニツ  
キ披露シ調進ス  
ルヲ報ズ

〔宛前船屋郡〕  
至立花長々御登城、御辛勞承及候、然者就御不例之儀、續目之 御判事承候条、遂披露相調進之

候、以時分、御祝儀御申肝要候、恐々謹言、

〔年未詳〕  
四月廿一日

〔田北〕  
親員〔花押〕

〔清秀〕  
古後神四郎殿 御報

四 大津留長清・森長徳連署打渡狀

○平井文書  
大分県史料一三

玖珠郡帆足郷片平田之内、貳段分之事、任 御判・御奉書之旨、打渡申所如件、

享祿五年九月十七日

〔森〕  
長徳〔花押〕

〔大津留〕  
長清

平井左衛門尉殿

片平田ノ内ニ反  
ヲ平井左衛門尉  
ニ打渡ス

四 大友義鹽一跡安堵狀案

○古後文書  
増補訂正編年大友史料二六

神父清秀一跡ヲ  
安堵ス

親父神四郎清秀(字佐郎)一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
卯月廿日

(大友)  
義 鹽

古後太郎殿

五 大友義鹽感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

妙見岳城攻口ニ  
オケル軍忠ヲ賞  
ス

□十四、於豊前國妙見岳攻口、防戰粉

(骨、殊自身被官)

數人被疵之由、忠儀寔感悅候、軍

(勞之殿、必追而可)

賀申候、恐々謹言、

□一月十八日  
(天文元年)

平井兵部少輔殿  
(親意)

○〔 〕内欠字ハ『増補訂正編年大友史料』一六ニヨリ傍注ス。

(大友)  
義 鑑 在判

五 大友義鑿感狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「(異筆)七」  
古後太郎殿

義鑿

(端裏切封)  
「(墨引)」

豊前国発向ノ際  
ノ軍勞ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、從最前以出陣、所々手仕軍勞感悅候、弥可被勵忠儀之事、肝要候、必追而

一段賀可申候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文元年壬辰」  
十一月廿日

(大友)  
義鑿(花押)

古後太郎殿

五三 大友義鑿感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

豊前国吉野ニ於  
ケル軍忠ヲ賞ス

(規矩郡カ)  
於今度豊前國吉野、碎手數ヶ所被疵之由候、忠儀誠感悅候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文二年」  
十一月廿一日

(大友)  
義鑿(花押)

平井左衛門尉殿

古後郷

白桃陣所ニ於ケル軍勞ヲ賞ス

五 大友義鑾感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料二三

就今度豊前國發向之儀、至白桃陣所敵取懸之刻、別而粉骨、殊被疵之由、忠儀感悅候、何様追而、

一段可賀申候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文二」

正月十三日

平井左衛門尉殿

(大友)  
義鑾(花押)

五 大友義鑑感狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「古後清次郎殿

義鑑」

(端裏切封)  
「(墨引)」

溝野河内合戦及ビ角牟礼在城ノ勞ヲ賞ス

去廿日、豊前國溝野河内手仕之刻、別而粉骨之次第、忠儀感悅候、殊親父藤右衛門尉、至角牟礼在(帆足郷)城之由候、重々軍勞無極候、必取鎮、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文二年九)  
二月廿九日

(大友(マ、))  
義鑑(花押)

古後清次郎殿

五 大友義鑑感狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
一古後清次郎殿

義鑑

(端裏切封)  
「(墨引)」

豊前国筑向ノ際  
ノ軍勞ヲ賞ス

前六、至豊前國取入、所々發向之刻、別而辛勞之由、忠儀誠感悅候、弥忠貞憑入候、必追而、一段

可賀申候、恐々謹言、

(天文二年カ)  
卯月八日

(大友(マ、)  
義鑑(花押)

古後清次郎殿

五 大友義鑑感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

角牟礼城勤番ノ  
辛勞ヲ賞ス

(帆足郷)  
爲角牟礼勤番、長々在城、無足之辛勞不及申候、當時至塚目、敵毎日相駱候之条、一入堅固之才覺

憑存候、何様追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文二」  
卯月十六日

(大友(マ、)  
義鑑(花押)

平井左衛門尉殿

古後郷

五七 大友義鑑書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

八朔ノ贈物ヲ謝  
シ一色ヲ進ズ

爲八朔之儀、三種送給候、自是一色進之候、只賀例計候、恐々謹言、

(年未詳)

八月一日

(大友)  
義鑑在判

古後太郎殿

五八 大友義鑑感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

角牟礼城番ニツ  
キ城誘奉行トシ  
テ日夜ノ辛勞ヲ  
賞ス

(角足郷)  
就角牟礼城番、夜白辛勞不及申候、殊城誘奉行等之事、別而馳走之由候、案中候、弥無油斷、才覺

頼入候、必迫而、一段可賀申候、恐々謹言、

(異筆)

「天文二」

十二月八日

(大友)  
義鑑(花押)

平井左衛門尉殿

五九 大友義鑑一字書出

○古後文書  
大分県史料三五

(包紙ウハ書)  
「古後」新次郎殿

「義鑑」

一字ヲ与へ鑑次  
ト名乗ラシム

一字之事、鑑次進之候、恐々謹言、

正月十三日

古後新次郎殿

〔(奥切封)  
(墨引)〕

(大友)  
義鑑 (花押)

一字ヲ与へ鑑定  
ト名乗ラシム

一字之事、鑑定進之候、恐々謹言、

正月十四日

古後和泉守殿

〔(端裏切封)  
(墨引)〕

義鑑

(大友)  
義鑑 (花押)

六一 大友義鑑官途狀寫

○平井文書  
大分県史料一三

美作守所望之由候、可存知候、恐々謹言、

三月九日

(大友)  
義鑑 (花押影)

美作守ノ受領名  
ヲ与フ

古後郷

古後郷

平井左衛門尉殿

三 大友義鑑書狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

(菊池)  
就義宗於塚目滞在之儀、心底之趣、以神名承候、乍案中御憑敷候、弥可被勵忠貞事、頼存候、恐々

菊池義宗塚目滞  
在ニ付起請文ヲ  
以テ心底ヲ述べ  
タルヲ嘉賞ス

謹言、

(異筆)

(天文三二)

三月廿八日

平井美作守殿

(大友)  
義鑑(花押)

三 大友義鑑書狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

(菊池)  
就義宗於塚目滞在之儀、心底之趣、以神名承候、乍案中御頼敷候、弥可被勵忠儀事、併頼存候、恐

々謹言、

(天文三年カ)

三月廿八日

古後与一殿

(大友)  
義鑑(花押)

菊池義宗塚目滞  
在ニ就キ心底ヲ  
披瀝セルヲ賞ス

六 大友義鑑書狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

菊池義宗塚目滯  
在ニ就キ心底ヲ  
披瀝セルヲ賞ス

(菊池)  
就義宗於塚目滯在之儀、心底之趣、以神名承候、乍案中御頼敷候、彌可被勵忠貞事、併頼存候、恐  
く謹言、

(天文三年カ)  
三月廿八日

(大友)  
義鑑(花押)

古後清次郎殿

七 大友義鑑感狀案

○能一文書  
増補訂正編年大友史料一六

筑後發向ノ軍勞  
ヲ賞ス

就今度筑後發向、爲先衆至(生葉郡)生葉表在陣、(手仕等每事カ)軍勞感悅無極候、以其辻、筑後國事、  
案申) □□之由候、彌忠儀憑入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、(過半屬) □□

(天文三年)  
三月廿九日

(大友)  
義鑑在判

志津利與三兵衛尉殿

古後郷

六 大友義鑑感狀

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「古後與市殿」

義鑑

(端裏切封)  
「(墨引)」

筑後生葉表在陣ノ勞ヲ賞ス

就今度筑後發向、爲先衆、至生葉表在陣、手仕等每事軍勞、感悅無極候、以其辻筑後國之事、過半屬案中之由候、彌忠儀憑入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年カ)  
三月廿九日

(大友)  
義鑑(花押)

古後与一殿

六七 大友義鑑感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

古後郷ニ敵現形ノ刻ノ軍忠ヲ賞ス

去廿日 至古後郷、敵現形之刻、則時以人數被[ ]戰、頸ニ到來候、忠儀是無比類候、殊至筑後[ ]上、重々忠貞深重候、必追而、一段可賀申。以下記

(天文三年)  
七月廿二日

(大友)  
義鑑在判

(鑑漕)  
中嶋次郎太郎殿

古後郷ニ敵取出  
シノ時ノ軍忠ヲ  
賞ス

玖珠郡ニ敵取出  
シノ刻ノ軍忠ヲ  
賞ス

### 六 大友義鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

去廿、至當郡敵取出候之處、即時馳向、遂合戰、(宗)徒之者數百人、討捕之候之刻、別而粉骨、殊(被)  
(併之也)□□□、忠儀誠無比類候、彌堅固之才覺、憑存候、必(追而)□□□段可賀申候、此等之儀爲可申、賀來宮  
内少輔(遣候カ)□□□、恐々謹言、

(天文三年)  
七月廿三日

(大友)  
義鑑在判

中嶋次郎太郎殿  
(鑑池)

### 充 大友義鑑感狀

○帆足悦藏文書  
大分県史料一三

去廿、至當郡敵取出候之處、即時馳向、遂合戰、敵宗徒之者數百人、討捕候之砌、別而御粉骨、殊  
(古後郷)親類被官、或者分捕高名、或者被疵之由、忠貞誠無比類候、彌堅固之才覺憑存候、必追而、一段可  
賀申候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔遣之候、恐々謹言、

(天文三年)  
七月廿三日

(大友)  
義鑑(花押)

森左馬助殿

七〇 大友義鑑感狀

○帆足悅藏文書  
増補訂正編年大友史料一六

玖珠郡ニ敵取出  
シノ刻ノ軍忠ヲ  
賞ス

去廿、(古後郷)至當郡敵取出候處、即時馳向、(合戦力)遂□□、宗徒者數百人、討捕候刻、別而粉骨、忠儀寔無比類候、彌堅固之才覺憑存候、必追而、一段可賀之候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔遣之候、恐々謹

言、

(天文三年)  
七月廿三日

森壹岐守殿

(大友)  
義鑑(花押)

七一 大友義鑑感狀

○帆足悅藏文書  
増補訂正編年大友史料一六

玖珠郡ニ敵取出  
シノ刻ノ軍忠ヲ  
賞ス

去廿、(古後郷)至當郡敵取出候之處、即時懸付、(宗)遂合戦、(宗)徒之者數百人、討捕候之刻、爲無足別而粉骨、(被疵之由力)殊□□□□、(遣而)忠儀誠無比類候、必□□□□段可賀申候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔□□□□、(遣之方)恐々謹

言、

(天文三年)  
七月廿三日

問田木工助殿

(大友)  
義鑑在判

三 大友義鑑感狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
一古後與市殿

義鑑「

(端裏切封)  
「(墨引)」

筑後国西牟田以下悪党退治ノ功ヲ賞ス

於今度筑後國、長々在陣軍勞、就中西牟田以下之悪黨等退治之刻、別而粉骨之由、忠儀誠感心候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文三年甲午」  
八月三日

(大友)  
義鑑(花押)

古後与一殿

三 大友氏加判衆連署書狀案

○帆足悅藏文書  
増補訂正編年大友史料一六

古後郷曾福口ニ敵取出ノ刻ノ軍忠ヲ賞ス

去廿、(古後郷)到當郡曾福口、敵取出候處、即時被懸(付殊被力)疵粉骨之次第、令感心候、委細達上聞候、必

(天文三年)  
八月三日

(田北)親員在判

(山下)長就在判

(吉岡)長増在判

古後郷

古後郷

一一六

中嶋新三郎殿

古 大友氏加判衆連署書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

古後郷曾福口ニ  
敵現形ノ刻ノ軍  
忠ヲ賞ス

到當郡(古後郷)曾福口、敵現形之刻、最前被懸(付)□□□□次第、令感心候、委細達 上聞候、必(追而)□□□□  
被成(可脱カ)御感候、彌可被勵忠儀事、肝要候、恐々謹言、

八月三日

(田北)親 員在判

(吉岡)長 増在判

(山下)長 就在判

中嶋右京亮殿

五 大友義鑑書狀

○梅木忠臣藏長野文書  
大分県史料一三

角牟礼新堀ニツ  
キ馳走ヲ賞ス

○(天文三年カ)八月五日。「角牟礼新堀之事」ニ係ル。全文ヲ「帆足郷史料」七八号ニ収ム。充所ハ「古後中務少輔殿・田籠縫殿助殿・魚返与三左衛門尉殿・原田右衛門尉殿・魚返新三郎殿・恵良伯耆守殿・中嶋左京亮殿・長野伯耆守殿」ノ玖珠郡衆八名ナリ、本文省略。

今度ノ合戦ニ別  
シテ忠貞ヲ勵マ  
シム

古後郷山下村ニ  
侵入セル敵ト合  
戦負傷セル忠貞  
ヲ賞ス

六 大友義鑑書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

今度弓矢之事、別而馳走憑存候、乍勿論、彌可(被加)下知外、不可有之候、縱又於私雖有宿意之輩、

□□事可被勵忠貞事、永々不可有忘却候、併頼□□(入候、必力)心底無御腹藏可承候、恐々謹言、

(天文三年)  
八月十九日

(親書)  
平井兵部少輔殿

(大友)  
義鑑 在判

七 大友義鑑感狀寫

○福岡藩仰古秘笈二五  
福岡県史資料四二五

至今度玖珠郡古後郷山下村、敵取出候之刻、馳向遂合戦、別而粉骨、殊被疵之由、忠貞誠無比類  
候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年)  
九月廿一日

惠良中務少輔殿

(大友)  
義鑑

友 大友義鑑知行預ケ狀寫

○筑後將士軍談所収古後文書  
増補訂正編年大友史料一七

累年軍勞無忘脚候、爲其賞、筑後之内貳拾町分坪付在事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

内二十町分ヲ預  
ク  
賞ノタメ筑後

（年未詳）  
七月十一日

（大友）  
義鑑（花押影）

（重家）  
古後因幡守殿

五 古後重家・森長徳連署打渡狀

○鏡山文書  
増補訂正編年大友史料一七

（包紙ウハ書）

古後因幡守

高良山

森越前守

座主坊

長徳

玖珠郡古後郷之内、塚脇之村拾町之事、任 御判・御奉書之旨、打渡申狀、如件、

天文五年九月十一日

（森）  
長徳（花押）  
（古後）  
重家（花押）

高良山（良胤）  
座主坊

○コノ「古後郷之内、塚脇村拾町」ト、長野莊トノ關係ハ検討ヲ要ス。

古後郷塚脇村十  
町ヲ打渡ス

八 大友義鑑知行預ケ狀寫

○平井文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

筑後国内三町分  
ヲ預ク

筑後國之内三町分別付在紙事、預重(置候カ)可有知行候、恐々謹言、

(天文五年カ)  
閏十月十六日

平井左衛門尉殿

(大友)  
義鑑 (花押影)

八 富榮・重利・資高連署書狀 (紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

小田弥十郎ト桑  
原トノ確執ノ無  
事落着セルヲ賀  
ス

○(天文七年頃カ) 九月十一日。全文ヲ「山田郷史料」一七四号ニ収ム。本文省略。宛名四人中ニ古後藤右衛門尉アリ。

八 大友義鑑名字狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

名字之事承候、以別紙認進之候、恐々謹言、

(天文七年)  
十二月廿日

(大友)  
義鑑在判

古後郷

古後郷

平井太郎殿(鑑実)

八三 大友義鑑一字書出

○大友家文書録  
大分県史料三二

加冠 名字事

源 鑑實

天文七年十二月廿日

八四 田北親員書状

○大友家文書録  
大分県史料三二

小田次郎兵衛尉  
ト野上左馬助ト  
ノ論地落着ヲ賀  
シ静謐ヲ致サシ  
ム

○(天文八年)八月十日。全文ヲ「山田郷史料」一七五号ニ収ム。本文省略。宛所玖珠郡衆十二名ノ中ニ、平井三河守・古後因幡守アリ。

八五 岐部親承讓狀寫

○岐部文書  
熊本県史料中世四

所領ヲ讓ル

山田郷弥富名

一家相續之事、

一所 山田郷之内弥富名陸町

古後郷綾垣名

一所 古後郷之内綾垣名肆町貳段

彼兩所、同御判三通、渡進之候、右讓与状如件、  
(段脱之) 此内貳不知行、

天文拾三年 甲辰 貳月十八日

岐部彈正忠殿

(岐部)  
山城守親承 (花押影)

### 八六 大友義鑑感狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

長々在城ノ辛勞  
ヲ賞シ新衆ト申  
談ジ勤番セシム

雖長々在城辛勞、加新衆候、申談弥堅固ニ、勤番憑入候、猶田北大和守可申候、恐々謹言、

(年末許)  
九月廿二日

(親具)  
(大友)  
義鑑 (花押影)

長野伯耆守殿

### 八七 大友義鑑書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

土藏ノ材木ノ馳  
走ヲ致サシム

土藏之材木、以切符申候、各急度預馳走候者、可爲祝着候、殊外急用候、各不可有油斷候、恐々謹言、

(天文十三年)  
閏十一月十八日

(大友)  
義鑑 在判

帆足右衛門大夫殿

古後郷

古後郷

一一三

松木丹後守殿

平井三河守

平井三河守殿

古後左近大夫

古後左近大夫殿

惠良彈正忠殿

太田安芸守

太田安藝守殿

惠良若狹守殿

六 大友義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

小原鑑元ニ対ス  
ル入魂ヲ謝シ義  
鎮ニ対シ無二ノ  
心底ヲ憑ム

今度各別而可有馳走地盤之由、對小原遠江守入魂之趣、鑑元每度注進候、國家大篇此時候、對義鎮、各一段可被顯無二之心底事、憑存候、殊急度可被寄陳之由候、萬端堅固之才覺無申迄候、恐々謹言、

(天文十九年)  
六月十九日

(天文)  
義鎮在判

帆足右衛門大夫殿

太田安藝守殿

惠良若狹守殿

古後左近大夫殿

松木丹後守殿

小田次郎兵衛尉殿

惠良肥前守殿

岐部五郎左衛門尉殿

平井宮内少輔殿

野上左衛門大夫殿

其外郡衆中

右上包 玖珠郡衆中

義鎮

八九 大友義鎮官途狀

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料二〇

兵部少輔ノ官途  
ヲ与フ

兵部少輔所望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)

八月廿五日

(大友)  
義鎮在判

平井左衛門大夫殿

古後郷

六〇 大友義鎮名字狀寫

○平井文書  
大分県史料一三

名字ヲ与フ

〔名字之事、別紙認遣之〕、恐々謹言、

(天文二十一年九月) 正月十五日

(大友) 義鎮 (花押影)

平井四郎殿

六一 大友義鎮書狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二〇

八朔ノ祝儀ヲ謝  
シ太刀ヲ送ル

爲南呂之儀、太刀一腰送給候、祝著候、自是茂太刀一振、進之候、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹

言、

(年末詳) 八月一日

(大友) 義鎮在判

平井兵部少輔殿

六二 大友義鎮一字書出

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二〇

一字ヲ与へ鎮吉

一字之事承候、鎮吉進之候、恐々謹言、

ト名乗ラシム

(年未詳)  
九月十八日

(大友)  
義 鎮在判

平井清六殿

五 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

小原鑑元等成敗  
ノ忠貞ヲ謝シ鑑  
元跡三町分ヲ預  
ク

(小原鑑元)  
今度不儀之仁成敗之刻、田北勘解由左衛門尉以一所、被碎手、被疵之條、忠貞感悅候、仍爲其實、  
肥後國玉名郡之内、小原遠江入道跡關四拾五町之□、三町□之事、預置候、可有知行候、恐々謹  
言、

(弘治二年)  
十一月十九日

(大友)  
義 鎮在判

平井仁六殿

六 大友義鎮書狀

○古後文書  
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ謝ス

爲八朔之儀、三種送給候、祝著候、猶田北大和守可申候、恐々謹言、  
(年未詳)  
八月一日  
(大友)  
義 鎮 (花押)

古後千代松殿

古後郷

空 田北鑑生書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

尙く様躰ニより、又無御越事も可有之候、とかく重疊可申

豊筑檢使差遣ニ  
ツキ其ノ支度ヲ  
為サシム

至豊筑、爲御檢使可被差遣之由、被 仰出候条、前日先内々儀令申候、早々御支度肝要候、於旨趣者、以出庄可被請 上意事、專一候、猶期面上之時候、恐々謹言、

(永祿元年頃カ)  
九月十六日

(田北)  
鑑生(花押)

岐部五郎左衛門尉殿

古後左近大夫殿

野上右京亮殿

小田民部少輔殿 御報

空 田北鑑生書狀

○古後文書  
大分県史料一三

古後千代松方統  
目御判ヲ執進ス

古後千代松方續目之事、承候之條、遂披露 御判相調進之候、委細古後藤右衛門尉方可被申候、恐々謹言、

(年未詳)  
二月廿六日

(田北)  
鑑生(花押)

森五郎兵衛尉殿 御報

○田北鑑生ハ、永祿四年十一月九日逝去。

九七 大友義鎮官途狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

左衛門大夫ノ官  
途ヲ与フ

左衛門大夫所望之由、可存知候、恐々謹言、

三月廿六日

(大友)  
義 鎮 在 判

平井太郎殿  
(鑑延)

九八 大友義鎮一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

父鑑延一跡ヲ安  
堵ス

親父左衛門大夫鑑延<sup>(平井)</sup>一跡之事、任相續之事、領掌不可有相違候、恐々謹言、

卯月廿六日

(大友)  
義 鎮 在 判

平井塩鶴殿

九 大友宗麟義鎮官途狀寫

○平井文書  
大分県史料一三

右馬允ノ官途ヲ  
与フ

右馬允望之由、可存知候、恐々謹言、

(永禄五年九)  
九月廿三日

(大友義鎮)  
宗麟(花押影)

平井四郎殿

一〇〇 大友宗麟義鎮感狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

豊前松山城合戦  
ノ忠貞ヲ賞ス

(豊前京都郡)  
前十三、於松山要害切岸合戦、被碎手被疵之由、忠貞之次第、感悅候、彌馳走肝要候、必追而、一

段可賀之候、恐々謹言、

(永禄五年九)  
十月十二日

(大友義鎮)  
宗麟(花押影)

長野主水助殿

一〇一 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二一

秋月文種退治ノ

(弘治三年)  
先年秋月文種退治之砌、親父與三兵衛尉戦死、忠儀無比類之趣、聊無忘却候、殊今度至豊前表、數

忠儀及び今度豊  
前表在陣ノ軍勞  
ヲ賞ス

日之在陣、軍勞之次第感悅候、何様以時分、先忠之續、別而可賀申之旨、猶吉弘(鑑理)左近大夫可申候、  
恐々謹言、

(年未詳)  
十一月十七日

(大友義鎮)  
宗 麟 在判

志津利清四郎殿

1011 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三二

豊芸和陸ヲ告ゲ  
暫時持久セシム  
平井兵部少輔

(永祿六年)  
○三月晦、聖護院道澄(晴通・愚庵)・久我宗入、至豊後謁宗麟、勸催與毛利元就和睦事、宗麟授書於田北鑑忠・  
平井兵部少輔・林中務少輔、

○毛利元就トノ和議ニ関シ、田北左近將監(鑑忠)及ビ林中務少輔ニ対スル宗麟書状アルモ省略ス。平井兵部  
少輔宛書状ハ次号参照。

1012 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

豊芸和平ヲ図ル  
ヲ告ゲ尚在陣セ  
シム

聖護院殿(道澄)・久我殿(晴通・宗入)、御下向候、和平之儀、必様躰承合、可申遣候、然者長々軍勞之段、不及申候、  
乍辛勞、今少在陣專用候、兩御家門可申談候条、時宜可令申候、恐々謹言、

(永禄六年)  
三月卅日

(大友義鎮)  
宗 麟 在判

古 後 郷

古後郷

平井兵部少輔殿

104 大友宗麟義鎮名字狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(永祿六年)  
八月十三日

平井太郎殿  
(鎮実)

(大友義鎮)  
宗麟 在判

名字ヲ与ヘ鎮実  
ト名乗ラシム

加冠 名字之事、

源 鎮実

永祿六年八月十三日

105 大友宗麟義鎮一字書出

○大友家文書錄  
大分県史料三二

106 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料二一

豊前表無人數ノ

豊前表在陳衆、餘ニ無人數候之條、爰元衆出張之儀、申付候、如存知、三岳等覺寺、敵案之條、乍

上三岳等覺寺敵  
案ニ付急速ニ出  
陣セシム

御辛勞、片時茂早々、被差急出陣、可爲祝着候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(年末評)  
九月十二日

(大友義總)  
宗麟 在判

平井兵部少輔殿

二七 大友宗麟義總書狀

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之儀、三種送給候、祝著候、自是茂一種進之候、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

(年末評)  
八月一日

(鑑理)  
(大友義總)  
宗麟 (花押)

古後千世松殿

二八 松信天祖神社奉加板等銘

○甲斐素純氏写真  
玖珠郡玖珠町松信天祖神社蔵

○木板縦二四・五糎、横一二三糎、厚〇・五糎、野杵内ニ墨書。

松平妙見大菩薩宮奉加支

(吉弘)  
源 鑑 理 (花押)

松平天祖神社遷  
宮ニ付奉加ス  
源 (吉弘) 鑑理

古後郷

古後郷

|                       |        |                |    |
|-----------------------|--------|----------------|----|
| 御簾                    | 鑿口 龍頭二 | 大宮司古後鑑位妻<br>森氏 | 女  |
| 蟾俣 <small>(忍)</small> | 一膳     | 古後彌六<br>清原     | 鎮智 |
| 鐵灯籠一                  |        | 古後             | 氏女 |
| 御輿                    |        | 古後             | 氏女 |
| 太刀一腰織筋                |        | 大田宮熊丸          |    |
| 番匠十五人                 |        | 魚返宮内少輔         |    |
| 一石                    |        | 田龍大藏丞          |    |
| 白布一端                  |        | 原口伊豆守          |    |
| 百文                    |        | 同熊千代丸          |    |
| 蟾俣一膳                  |        | 玉林寺            |    |
| 同一膳                   |        | 報恩寺            |    |
| 同一膳                   |        | 湍松寺            |    |
| 同一膳                   |        | 古後伊賀守<br>清原鑑富  |    |

古後鎮智

大田宮熊丸

魚返宮内少輔

古後鑑富

宿里但馬守

古後鑑房

武石了圓

|        |                |
|--------|----------------|
| 同 一膳   | 武石神兵衛尉         |
| 同 一膳   | 岐部内<br>足立對馬守   |
| 同 一膳   | 宿里但馬守          |
| 同 一膳   | 工藤兵部丞          |
| 同 一膳   | 佐藤外記           |
| 同 一膳   | 惠良彌七郎          |
| 貫之刻二先  | 古後清兵衛尉<br>清原鑑房 |
| 唐戸一閒   | 武石駿河入道了圓       |
| 朱一     | 武石右衛門尉         |
| 朱一白米一荷 | 武石加賀守          |
| 白米一荷   | 田吹美作守          |
| 釘地鐵釜一  | 下河原<br>新兵衛     |
| 同釜一    | 藏之田尾           |

古後郷

古後郷

古後鑑光

壽仙一面右座(丸) 古後中務少輔  
清原鑑光

○中間十  
行アキ。

遷宮本願武藏國住 菊 藏 坊

永祿九年丙寅九月廿一日 大宮司古後因幡守  
清原鑑位(花押)

大宮司古後鑑位

(本殿正面右側繪股背面墨書)

願主

永祿九丙寅天八月吉日

悦山慶怡(花押)

(同中央繪股背面墨書)

永祿九丙寅年五月五日

本

願

古後 因幡守清原鑑位

(同左仮繪股背面墨書)

永祿九丙寅年八月五日

願主

古後 彌六

(同上繪股底部加筆)

于時元祿十五壬午年卯月朔日直之者也、

○当社ハノチ元祿十五年壬午年、森藩主久留島通清造営ヲ為シ、繪股(裏股)ニモ手ヲ加ヘ、追銘ヲ施セリ。尚

コノ時ノ次第ヲ詳記セル墨書板銘アルモ省略ス。

一九 大友宗麟義鎮一字書出

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

一字ヲ与ヘ鎮増  
ト名乗ラシム

一字之事、鎮増遣之候、恐々謹言、

(平井)

年未詳  
正月十一日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

平井内藏助殿

○以下ノ「矢野氏藏平井文書」ハ玖珠郡古後郷ノ平井氏ノ庶家ト推定サル、ニヨリ、当郷ニ収ム。

二〇 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

吉弘鑑理ニ同心  
セルヲ賀シ十一  
人申談シ馳走セ  
シム

○(永禄十一年カ)六月十二日。「山田郷史料」一九三号ニ収ム。本文省略。宛書中ニ、太田右京亮・平井若狭守・古後因幡守等アリ。文中吉弘鑑理ハ、元亀二年(一五七一)六月十四日卒ス。

二一 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料三二

立花鑑載成敗ノ  
刻ノ忠貞ヲ賞ス

長々在陣軍勞、殊立花鑑載成敗之刻、別而碎手之由、忠貞感入候、彌馳走專一候、必取靜、追而一

古後郷

古後郷

段可賀之趣、猶吉弘(鑑理)左近大夫可申候、恐々謹言、

(永祿十二年)  
八月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

志津利清四郎殿

二三 大友宗麟義鎮感狀

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

(包紙ウハ書)  
「平井内藏助殿

宗麟

長々在陣軍勞、殊今度立花鑑載成敗之刻、別而碎手之由、忠貞感人候、彌馳走專一候、心迫而、一段可賀之趣、猶吉弘(鑑理)左近大夫可申候、恐々謹言、

(永祿十二年)  
八月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

平井内藏助殿

二三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

千手(書前嘉福郡)要害氣仕之条、至小石原表一城被付通路、輒様可被申付之段、至戸次(鑑連)伯耆守・臼杵(鑑連)越中守・吉弘左近大夫申遣候處、當郡衆中口能之通承候、近年度度辛勞雖無忘却候、此節之儀者、諸方取乱之砌候之閒、不顧軍勞、別而可預馳走事勿論候之處、每々存分之儀共、更不能信用候、既今度鑑連・

立花鑑載成敗ノ刻ノ忠貞ヲ賞ス

筑前小石原口ニ出陣ヲ命ジ三老ノ下知ニ從ハレム

鑑速・鑑理事、爲代官差立候上者、從取前之下知同前儀候条、每事被任彼三人申旨、早速小石原口  
江有乘陣、可被勵粉骨事、可爲悅喜候、被得其意、聊不可。緩之儀候、恐々謹言、

(永祿十一年九)  
十一月十九日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

帆足民部少輔殿

岐部中務少輔殿

大田左京亮殿

惠良山城守殿

魚返宮内少輔殿

平井宮内少輔殿

惠良近江守殿

松木丹後守殿

森式部少輔殿

小田式部少輔殿

古後因幡守殿

野上治部少輔殿

其外郡衆中

古後郷

二四 大友宗麟義鎮書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕  
古後源四郎殿

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

宗麟

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之儀、三種送給候、令悦喜候、自是茂一色進之候、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

〔年未詳〕  
八月一日

〔鑑理〕  
〔大友義鎮〕  
宗麟〔花押〕

古後源四郎殿

二五 吉弘鑑理書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕

古後源四郎殿 御報

吉弘左近大夫

鑑理

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之御祝儀、言上之趣尤珍重候、隨而三種得御意候、感悦之至候、自是茂一種、表御賀例計候、恐々謹言、

〔年未詳〕  
八月一日

〔吉弘〕  
鑑理〔花押〕

古後源四郎殿 御報

〔奥切封〕  
〔墨引〕

二六 大友宗麟義  
鎮書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕  
「古後源四郎殿

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

宗麟

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之儀、種々送給候、祝著候、自是茂兩種進之候、猶吉弘〔鑑理〕左近大夫可申候、恐々謹言、  
〔年未詳〕  
八月一日  
宗麟〔大友義鎮〕 (花押)

古後源四郎殿

二七 吉弘鑑理書狀

○古後文書  
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之御祝儀、種々被懸御意候、畏入候、自是茂一種進入候、只表御禮計候、恐々謹言、  
〔年未詳〕  
八月一日  
鑑理〔吉弘〕 (花押)

古後源四郎殿  
御報

〔奥切封〕  
〔墨引〕

古後郷

二八 大友宗麟義鎮書狀(紙切)

○帆足琢磨文書  
大分県史料一三

長岩ノ徒狼藉ニ  
就キ隠居無足衆  
ヲシテ討果サシ  
ム  
親子ノ間在陣二  
重ノ馳走

急度申遣候、(筑後厚羽郡)長岩之者共、(マ、)狼籍之企無是非次第候、然者、(白田郡)至當郡堺目、可相動之由其間候、雖不可  
有差事候、於油斷者、覺不可然候之条、郡中之隠居無足之衆被申遂、此節則時懸付、彼殘黨可被討  
果事肝要候、何茂親子之閒在陣之条、二重之馳走辛勞之段、察存候、併方角之儀候之閒、別而可被  
抽粉骨事、可爲祝著候、委細下郡備後入道申含候、恐々謹言、

(永禄十一年)  
壬五月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

森越前守殿

帆足清太郎殿

小田次郎殿

大田新四郎殿

惠良左近大夫殿

魚返民部少輔殿

松木丹後守後家

惠良源三郎殿

古後民部少輔殿

平井若狹守殿

岐部兵庫助殿

野上大和守殿

二九 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料二二

出陣ノ覺悟ヲ告  
グ松木ニ宿誘ヲ  
命ズ

先書如申候、急度出張之覺悟候、然者任先例、至松木、宿誘被申付專一候、乍御辛勞、各爲奉行、  
無緩可被相調事、肝要候、猶吉弘新介入道可申候、恐々謹言、

(永祿十一年)  
九月廿二日

(飯田郷)  
(宗俣・鎮信)  
(大友義鎮)  
宗麟在判

森越前守殿

平井若狹守殿

小田紀伊守殿

惠良肥前入道殿

野上大和守殿

○『大分県史料』所収「大友文書録」ニハ見ヘズ。

三〇 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○平井覺昭文書  
大分県史料一二

(分紙ウハ書)  
一平井宮内少輔殿

(端裏切封)  
一(墨引)「」

宗麟「

筑前立花城合戦  
ノ粉骨ヲ謝シ岩  
戸表出陣ヲ告ゲ  
長陣ノ覚悟ヲ堅  
メシム

就今度吉川・小早川敗北、宗像表迄付送、粉骨之段感悅無極候、弥以長陣之覺悟、忠貞憑入候、宗麟事茂、急度如岩戸表可差寄条、每事可加下知候、長々在陣、殊寒中之苦勞、何様取靜、一廉可顯其意候、委細眞光寺壽元法印、可有演說候、恐々謹言、

(異筆)  
一永祿二十十一月廿日  
己巳「」

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

平井宮内少輔殿

三一 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

(分紙ウハ書)  
一平井内藏助殿

宗麟「

豊筑間ニ五町分  
ヲ預ク

於豊筑間五町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

(元龜元年)  
三月二日  
平井内藏助殿

名代柳井田某等  
ノ肥前今山口合  
戦ニオケル戦死  
ヲ賞ス

其方名代、柳井田金右衛門、同僕從、於小城表今山口戰死之由、忠儀感入候、必取鎮、一段可賀申候、恐々謹言、

(元龜元年)  
九月九日

志津利清四郎殿

(大友義鎮)  
宗麟在判

三三 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料二三

三三 大友義統跡目安堵狀寫

○平井文書  
大分県史料一三

(馬脱カ)  
父右馬允ノ跡ヲ  
平井四郎ニ安堵  
ス

父右允鎮定跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
正月廿七日

平井四郎殿

(大友)  
義統 (花押影)

三四 大友義統書狀

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

古後郷

古後郷

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之儀、三種到來、令祝著候、從是も一種、賀例計候、猶曰杵越中守可申候、恐々謹言、

(天正三年頃)  
八月一日

(鑑速)  
(大友) 統 (花押)

古後兵右衛門尉殿

三五 大友義統書狀寫

○平井文書  
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ謝シ  
一色ヲ送ル

爲八朔之儀、兩種送給候、令祝見候、自是茂一色遣之候、嘉例斗候、恐々謹言、

八月一日

(署カ)  
(大友) 義 統 (花押影)

平井彈正忠殿

三六 白杵鑑速書狀

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ヲハ書)

白杵越中守

古後兵右衛門殿  
(附脱カ) 御報

鑑 速

(端裏切封)  
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲南呂之御祝儀、三種被懸御意候、御懇志之至候、自是茂一種進覽候、御嘉例計候、恐々謹言、

八月一日

(白杵) 鑑 速 (花押)

古後兵右衛門尉殿 御報

○白杵鑑速ノ死ハ天正三年五月。

三七 大友義統書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔ノ儀ヲ謝シ  
一色ヲ送ル

爲八朔之儀、三種給候、令悦喜候、自是茂一色遣之候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、  
(宗統)  
八月一日  
(天正二年カ)

古後兵右衛門尉殿

○花押類型天正二年頃。

三六 大友義統官途狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

兵部少輔ノ官途  
ヲ与フ

兵部少輔所望之由、可存知候、恐々謹言、  
(天正二年頃)

(大友)  
義統

九月十三日  
(銀貫)  
平井太郎殿

三九 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

雉ヲ贈ラル、ヲ  
謝シ堺目警固ニ  
油断ナカラシム

爲音信雉五給候、祝著候、殊堺目之儀、毎事無油断之由、肝要候、弥被聞合、聊茂替事候者、節々  
示給、可得其意候、委細浦上左京入道可申候、恐々謹言、

(年未詳)

六月十三日

(大友義鎮)  
宗麟在判

古後民部少輔殿

三〇 大友義統書狀

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

八朔ノ儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之儀、兩種送給候、悦喜候、自是茂一種嘉例計候、猶朽網三河守可申候、恐々謹言、

八月一日

(大友)  
義統(花押)

古後兵右衛門尉殿

○義統花押ハ天正三ノ七年頃ノモノ。

三三 浦上宗鐵書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕

浦上左京入道

古後兵右衛門尉殿

まいる御報

宗 鉄

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔祝儀ヲ謝ス

爲八朔之御祝儀、御茶十袋・弦壹張・馬櫛壹、得御意候、畏入候、猶期來臨之時候、恐々謹言、

八月一日

〔浦上〕  
宗 鉄 (花押)

古後兵右衛門尉殿  
まいる御報

三三 朽網鑑康書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕

朽網三河守

古後兵右衛門尉殿

御報

鑑 康

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔祝儀ヲ謝シ  
一色ヲ送ル

爲八朔之御祝儀、三種送給候、畏入候、從是も一色進之候、賀例計候、恐々謹言、

八月一日

〔朽網〕  
鑑 康 (花押)

古 後 郷

古後郷

古後兵右衛門尉殿  
御報

一四八

二三 大友義統書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔ノ儀ヲ謝シ  
兩種ヲ送ル

爲八朔之儀、茶十袋・弦壹張・馬櫛壹送給候、令悦喜候、自是茂兩種嘉例計候、猶朽網三河入道可  
申候、恐々謹言、  
(鑑康・宗歴)

八月一日

(大友)  
義統 (花押)

古後兵右衛門尉殿

二四 宗專書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔祝儀ヲ披露  
セシヲ報ジ兩種  
ヲ送ル

爲八朔之御祝儀、御札之趣申聞候、御報被申候、仍於私兩種被懸御意候、畏入存候、自是茂一色進  
入候、表嘉例計候、恐々謹言、

八月一日

宗專 (花押)

古後兵右衛門尉殿  
御報

八朔ノ儀ヲ謝シ  
一色ヲ送ル

三三 朽網宗歴鑑書狀

○古後文書  
大分県文書一三

(包紙ウハ書)

朽網三河入道

爲八朔之儀、三種送給候、畏入候、從是も一色進之候、嘉例計候、恐々謹言、

八月一日

(朽網鑑康)  
宗 歴 (花押)

(奥切封)  
「(墨引)」

○充所ヲ欠ク。

三三 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

豊筑ノ敵退治ノ  
軍勞ヲ賞ス

(今度秋月並豊カ)

筑之者共惡逆之企、不及是

(非候、然者毛)

利兵部少輔以同城、別而軍勞之由感

(入候、彌)

馳走簡

要候、必取鎮、可賀之候、恐々謹言、

(天正七年)

三月廿二日

(大友)  
義 統在判

古後中務丞殿

○同日羽野勘七郎宛感狀ニヨリ、傍注ス。

古 後 郷

一三三 大友義統一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

父鎮実一跡ヲ安堵ス

□父兵部少輔鎮實一跡之事、任相續之旨、領掌□□□違候、恐々謹言、

(平井) (大正七年頃カ)

□□□□

(平井) 極

□□□鶴殿

(大友) 義 統 在 判

一三六 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

鞍懸城攻メノタ  
メ日出莊辻間村  
在陣ノ辛勞ヲ賞  
シ田原親家ト談  
合シ才覚ヲ遂ゲ  
シム

於辻間村在陣之由候、辛勞察存候、然者至鞍懸表、可被打出時分柄之儀、親家以內談、同日越山肝

(遠見郡日出庄)

(国東郡)

(田原)

要候、彌無油斷熟談專一候、雖然、先以都甲境目迄被差寄、可被申談候哉、殊以条々申旨候、被得  
其得、每事堅固之才覺、可爲祝着候、猶寒田右京入道・田北治部少輔可申候、恐々謹言、

(大正八年)

(大友)

義 統 在 判

三月十七日

齋藤紀伊入道殿

林 左 京 亮殿

一万田民部少輔殿

上野兵部少輔殿

平井兵部少輔  
野上彈正忠

實相寺

平井兵部(鎮実)少輔殿

野上彈正忠殿

齋藤市正殿

臼杵刑部少輔殿

上野隼人佐殿

□(母)村左近大夫殿

□(胡麻津)留左馬進殿

田尻太郎殿

鶴ノ(マ)原八郎殿

田吹左馬助殿

上野掃部助殿

宗像權右衛門入道殿

寒田藤記兵衛尉殿

田村(統順)作進殿

右上包田村作進殿  
齋藤紀伊入道殿

(大友)  
義統

古後郷

一三九 大友家文書録

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三三

田北紹鉄ノ謀叛  
ニ付玖珠郡衆ヲ  
シテ忠節ヲ致サ  
シム

(天正八年三月条)  
〔貼紙〕

(大友)

義統、聞田北紹鉄密叛、應秋月種實、

欲誅之、而與宗滴共諷玖珠郡士帆足右衛門大夫・

惣相右

野上大和入道・岐部中務入道・小田民部少輔・松木左衛門尉・平井河内守・太田右京亮・惠良近江

守・孫三郎・魚返伊豆入道・古後

主

允・森左馬助等、紹鉄若拒誅、則汝等早勤兵、勿怠、

且賞田北八郎不黨紹鉄、共授書、

○玖珠郡衆ニ対スル大友義統・圓齋(大友宗麟)ノ連署状ハ次号文書ナリ。当時義統ノ家臣団統制ノ威令行ハ  
レズ、重臣等ノ要望ニヨリ、一旦隠居セル宗麟ノ再出馬ヲ請ヒ、兩人ノ連署ニヨリ発給セルモノナリ。

一四〇 大友圓齋義・義統連署書状

○大友家文書録  
大分県史料三三

田北紹鉄誅伐ニ  
粉骨ヲ致サシム  
口能ノ者ハ不忠  
深重

(紹鉄・鑑富・鑑重)

田北大和入道事、累年不儀深重之企、誠紹言語。条、誅伐之加下知候、且爲國家靜謐、且各爲身候

之条、紹鐵事萬一於相支者、即剋被懸付、可被勵忠儀忠儀事頼存候、雖無申迄候、不謂親子兄弟、

以順路之覺悟、此節可被抽御粉骨事、肝要候、自然衆中之内、口能之儀共候者、對休庵・義統、可

爲不忠深重候、恐々謹言、

(天正八年)

閏三月廿一日

(大友) 義統在判

(大友義鎮)  
圓齋朱印

帆足右衛門大夫殿

岐部中務入道殿

小田式部少輔殿

松木相右衛門尉殿  
左衛門尉

平井河内入道殿

太田右京亮殿

惠良近江守殿

魚返伊豆入道殿

惠良孫三郎殿

古後主計允殿  
(森左)

馬助殿  
(野上)

入道殿  
(大和)

郡衆中  
(玖珠)

古後郷

鞍懸城ノ田原親  
貫討伐ノ刻ノ軍  
勞ヲ賞ヌ

一四一 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

今度於(田原親貫ノ区)鞍懸表合戰之刻、別而軍勞、就中以(太)刀打、被勵粉骨之由候、感悅候、彌馳走可爲喜悅候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)  
六月十三日

(大友)  
義 統 在 判

志津利治部少輔殿

一四二 大友義統書狀

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

爲南呂之儀、三種給候、令悅喜候、自是戊一色遣之候、猶浦上長門入道可申候、恐々謹言、  
(宗候)  
義 統 (花押)

(天正八年九)  
八月一日

古後兵右衛門尉殿

八朔ノ儀ヲ謝シ  
一色ヲ送ル

申柿ヲ送ルヲ謝  
シ豊筑靜謐下知  
中ニ付油斷ナカ  
ラシム

玖珠郡塚脇十町  
ノ内三町分ヲ預  
ク

一四三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

爲音信串柿一連送給候、祝著候、殊豊筑靜謐之加下知半候、每事無油斷之趣、猶浦上左京入道可申(宗鉄)  
候、恐々謹言、

(年未詳)  
十一月九日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

古後因幡守殿

一四四 大友義統恩賞預ケ狀

○五條文書  
熊本県史料中世四

(包紙折封ウハ書)  
五条殿

(端鎮切封)  
「(墨引)」

義統

從前々無變化覺悟、就中近年懇忠之次第、無比類之條、誠感悅無極候、向後弥可預御馳走事、賴存  
候、仍玖珠郡塚脇拾町之内三町分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正八年カ)  
十二月廿八日

(大友)  
義統(花押)

(鎮定)  
五条殿

○年代比定ハ義統花押(5ノ2)ニ依ル。十一年説アリ。

古後郷

一四三 大津山統尙書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ裏〕

大津山右馬助

古後兵右衛門尉殿 御報

統 尙

八朔祝儀ヲ謝ス

爲八朔之御祝義、三種被懸御意候、畏入存候、尙御使へ令申候、恐々謹言、

〔年未詳〕  
八月一日

〔大津山〕  
統 尙〔花押〕

〔奥切封〕  
〔墨引〕

一四四 道繁書狀〔義〕

○古後文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔祝儀ヲ披露  
セシヲ報ジ三色  
ヲ送ル

八朔之御祝儀言上之趣、遂披露候處、被成 御書、珍重候、隨而於私茂、三色送給候、畏悦之至候、  
必重々可申述候、恐々謹言、

〔年未詳〕  
八月一日

道 繁〔九〕  
〔花押〕

古後兵衛門尉殿 御報

一四七 大友義統書狀

○古後文書  
大分県史料三五

(包紙ウハ書)  
「古後兵右衛門尉殿」

(端裏切封)  
「(墨引)」

義 統

八朔祝儀ヲ謝シ  
一種ヲ送ル

爲八朔之儀、三種送給候、喜悅候、自是茂一種、表賀例計候、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正九年九)  
八月一日

(大友)  
義 統 (花押)

(右腕)  
古後兵衛門尉殿

○大友義統花押ハ(5ノ3)(天正九ノ十年頃)ナリ。

一四八 大友義統合戦手負注文一見狀(紙切)

○平井覚昭文書  
大分県史料一二

(包紙ウハ書)  
「平井河内入道殿」

(端裏書)  
「一一」

義 統

(大友義統)  
(花押)

天正九年九月廿三日於北里左馬助城麓、平井河内入道喜雲之手衆、被疵著到、令披見了、

(肥後阿蘇郡九)  
手火矢疵  
飯田清右衛門尉

北里左馬助城麓  
ノ合戦ニオケル  
手負注文ヲ一見  
ス

古 後 郷

古後郷

相良源五郎

同

衛藤源右衛門入道

同

平井隼人佐内

中内藏助

同

平井外紀亮内

衛藤彦右衛門尉

同

山下左京亮内

麻生兵部丞

同

原口越後守内

中内彌介

同

中内源十郎

同

已上

一覽 大友義統一字書出

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字符宿

一字ヲ与ヘ統増  
ト名乗ラシム

一字之事、統増遣之候、恐々謹言、

(天正九年カ)  
九月廿七日

(統増)

平井三郎殿

(大友) 義統 (花押)

彦山攻ノ刻ノ粉骨ヲ賞ス

豊前西郡ノ悪党下毛郡現形ニ就キ出陣ノ用意ヲナサシム  
檢使帆足・森兩人ヲ遣ス

一五〇 大友義統感狀

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

前八、於彦山表、被疵之由候、粉骨之次第、感入候、彌可被抽馳走事、肝要候、必取鎮、一段可賀

之候、恐々謹言、

(天正九年)  
十月廿六日

(大友)  
義統(花押)

平井内藏助殿

一五一 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

豊前西郡之悪黨、至下毛表令現形、所々狼籍不穩便之由、從方々注進到來候、就夫野仲兵庫頭加勢之儀申候條、追々可差立覺悟候、然者各事辛勞雖無盡期候、支度等以心懸、一左右次第、不日可被打出事肝要候、先々爲檢使帆足右衛門大夫・森左馬助急度差遣候條、自然之時者、可被添心事、可爲祝着候、旁不可有油斷之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正九年)  
十一月十四日

(大友)  
義統在判

岐部山城入道殿

小田式部少輔殿

古後郷

古後郷

平井河内入道殿

惠良左近大夫殿

魚返伊豆入道殿

太田宮熊殿

惠良孫三郎殿

松木相右衛門尉殿

古後主計允殿

野上治部少輔殿

其外郡衆中

二五 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

彦山打入ノ刻ノ  
碎手手負ノ忠ヲ  
賞ス

前廿三、(豊前田川郡)從彦表、各打入候之刻、惡黨依付送防戰、別而碎手之條、被疵之由候、忠儀之段、感入候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)  
十一月卅日

志津利勘解由允殿

(大友)  
義統在判

一五 大友義統感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
一平井殿

義 □

(附箋) 「此所々角理本道迄ニ、在所之書様落字、前後等ニ文無之候哉、御調奉願上候、」

(端裏切封)  
「(墨引)」

在陣中ノ辛勞及  
ビ日田郡出陣ノ  
勞ヲ賞ス

今度此表江在陣中、夜白之勤番、無油斷之由候、殊至日田郡兩度之出陣、旁以辛勞之儀感入候、必  
追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)  
十二月十三日

(大友)  
義 統 (花押)

平井彈正忠殿

一四 大友義統感狀(紙切)

○長尾良吉文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

在陣中ノ勤番及  
ビ兩度ノ日田郡  
出陣ノ辛勞ヲ賞  
ス

今度此表江在陣中、夜白之勤番、無油斷之由候、殊至日田郡兩度之出陣、旁以辛勞之儀感入候、必  
追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)  
十二月十三日

(大友)  
義 統 (花押)

古後郷

古後郷

○充名ノ部分ヲ切断ス。モト「長野某」トアリシト云フ。但シ前号文書ト本文同内容ナリ。

一五五 大友義統書狀(紙切)

○古後文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

森左馬助同心ヲ  
以テ在陣ノ勞ヲ  
賞ス

今度於彦表、森左馬助以同心耽在陣、寒中御辛勞感入候、必取鎮、一段可賀之候、恐々謹言、

(豊前田川郡)  
(天正九年)  
十二月廿日

(大友)  
義統 (花押)

古後兵右衛門尉殿

○彦山攻メ及ヒ花押ニヨリ天正九年ト推定ス。

一五六 大友義統跡目安堵狀案

○古後文書  
増補訂正編年大友史料二六

父鎮永跡目ヲ安  
堵ス

父兵右衛門鎮永跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
正月廿一日

(大友)  
義統

古後宮房殿

一五七 大友義統感狀

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

(折封ウハ書)  
一平井内藏助殿

義統

彦表在陣高岩城  
番ノ辛勞ヲ賞ス

爲無足近年每陣之軍勞、殊去年(豊前田川郡)彦表江長く在陣、同高岩城番馳走之次第、旁感入候、必取鎮、可賀

之候、恐々謹言、

(天正十年)  
卯月十日

(大友)  
義統 (花押)

平井内藏助殿

一五六 宗賀書狀

○森猪松文書  
大分県史料一三

出雲加持分五反

古後ニ出雲加持之分五段、原田之やく、これをくれ候、他之さまたけこれあるましく候、仍爲後日  
之一通、如件、

天正十年四月十二日

宗賀 (花押)

○充所ヲ欠ク。

一五 大友義統合戰打死頸手負注文一見狀(紙切)

○平井覺昭文書  
大分県史料一二

(包紙ウハ書)  
平井河内入道殿

義統

(端裏書)

「三」

(大友義統)  
花押

下毛郡是則切寄  
攻略ノ刻ノ打死  
手負注文ヲ一見  
ス

天正十一年十月十六日、豊前國下毛郡是則切寄挫之刻、平井宮内少輔鎮郷親類被官、或分捕或戰

死、被疵著到、加披見畢、

討之、

頸一 平井隼人佐

鑕疵

榎町縫殿助

矢疵

衛藤玄番允

同

衛藤五右衛門尉

同

七右衛門

刀疵

藤十郎

石疵

又右衛門

戰死

平井隼人佐僕從

石疵

新右衛門

同

半介

以上

二〇 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

豊前發向及び是  
則切寄攻メノ軍  
忠ヲ賞ス

今度豊前國發向之刻、從取前在陣、殊前十六是〔則之〕切寄控候之砌、分捕高名被疵、〔同被官〕内〔被官〕兩人被疵之  
由、旁軍勞無比類候、感〔入感〕、必取鎮、一稜可賀之〔感〕、恐々謹言、

十〔天正十一年〕  
十一月廿八日

〔大友〕  
義 統〔花押〕

古後玄番允殿

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』二六ニヨリ傍注ス。〔 〕日田郡石井村古後平右衛門所持仕候ノ貼  
紙アリトイフ。

二一 大友義統感狀

矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

豊前國出陣ノ刻  
ノ軍勞ヲ賞ス

今度豊前國發向刻、爲無足從取前在陣、殊下毛郡万田切寄控候砌、被疵之由、軍勞之次第、感入  
候、必迫而、一段可賀之候、恐々謹言、

〔天正十一年乙〕  
十月廿八日

〔大友〕  
義 統〔花押〕

○充所ヲ欠クモ、平井内藏助充ナラン。切封ノ跡ヲ存ス。

古 後 郷

一六三 大友義統感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「平井彈正忠殿」

(端裏切封)  
「(墨引)」

義統

豊前表ノ万田・  
是則切寄ニ於ケ  
ル軍忠ヲ賞ス

(下毛郡)  
於今度豊前表万田・是則兩切寄、被打崩候之刻、以刀打、依勵粉骨、被鏝疵之由候、忠儀之次第、  
感入候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十二月十三日

(大友)  
義統(花押)

平井彈正忠殿

一六三 大友義統書狀(紙切)

○五條文書  
熊本県史料中世四

(包紙ウハ書)  
「五条殿」

(切封)  
「(墨引)」

義統

追而、

玖珠郡塚脇十町  
分ヲ当山衆中ニ  
預ク

(五條)  
近年鎮定忠意之覺悟、永々不可有忘却候、於彼条者、數度申盡候条、不及口能候、仍玖珠郡塚脇拾  
町分之事、至當山衆中顯志候、右在所之事、田北相摸守懸命之地候之聞、改易之儀無心可有推察

(古後郷)

地 田北鎮周懸命ノ  
五条鎮定ニハ一  
所ヲ与フ

候、併各別而被勵粉骨候条、進判形候、其表靜謐之砌、必可申談候、殊至鎮定者、一稜雖可申与候、少所之儀候間、先以如此候、何様以時分可申合候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十二月廿八日

(鎮定)  
五条殿

(大友)  
義 統 (花押)

○花押類型ニヨリ天正十一年ト推定ス。『増補訂正編年大友史料』二六八「十二月廿一日」トセリ。

一六四 黒田孝高書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

鉄炮玉薬ヲ送ル

鉄炮之玉薬進候處、乍御報具預示、本望存候、彌糧・玉薬之儀、可指籠候之間、可御心易候、追々

上□□□□候間、是又可御心安候、近々ニ取出可及□□

(二月七)

(天正十五年)

森 虫喰字  
不全、

(黒田孝高)  
黒官兵 在判

太田九郎殿

魚返伊豆入道殿

古後攝津守殿 御宿所

○『大友家文書録』綱文ハ天正十五年二月十日ニ係ク。

一六五 大友義統感狀(鏡)

○古後文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕  
古後勤三郎殿

義統

古後八郎殿

薩摩ノ悪党現形ノ際ノ忠誠ヲ賞ス

今度薩广之悪黨依現形、當郡之者共、少々構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟禮遂籠城、折々軍

勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

〔天正十五年〕  
二月十六日

〔大友〕  
義統(花押)

古後八郎殿

〔折返奥ウハ書〕  
「古後八郎殿」

○内容及ビ花押類型ニヨリ天正十五年ト推定ス。

一六六 大友義統感狀(紙)

○古後文書  
大分県史料一三

薩軍現形ノ刻順路覚悟ヲ以テ角牟礼ニ籠城セル軍勞ヲ賞ス

今度薩广之悪黨依現形、當郡之者共、少々構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟禮遂籠城、折々軍

勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

〔天正十五年〕  
二月十六日

〔大友〕  
義統(花押)

古後勘三郎殿

(折返奥ウハ書)  
「古後勘三郎殿」

一七 大友義統感狀

○古後文書  
大分県史料一三

薩軍現形ノ刻順  
路覚悟ヲ以テ籠  
城セル軍勞ヲ賞  
ス

今度薩<sup>(帆足郷)</sup>之惡黨依現形、當郡之者共、少々構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟禮<sup>(帆足郷)</sup>遂籠城、折々軍  
勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤<sup>(道環)</sup>紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正十五年)  
二月十六日

(大友)  
義 統 (花押)

古後刑部丞殿

(折返奥ウハ書)  
「古後刑部丞殿」

一六 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟禮籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

今度薩<sup>(帆足郷)</sup>之惡黨依現形、當郡之者共、少々構未練之處、以順路之覺悟、至角牟禮<sup>(帆足郷)</sup>遂籠城、折々軍勞  
之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤<sup>(道環)</sup>紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正十五年)  
二月十六日

(大友)  
義 統 在判

(志)  
□津利治部丞殿

古後郷

一六九 大友義統書狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二七

薩軍ノ角牟礼城  
ニ対スル火矢攻  
メ打消及ビ追崩  
ヲ賞シ城内用心  
ヲ堅固ナラシム

前卅日夜、薩摩衆取出、火矢仕懸、其外種々成行候之處、各以堅固之格護、即被打消、惡黨被追崩  
之由候、無油斷才覺、彌城內用心氣遣、肝要候、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、  
(角牟礼城)  
(道璣)

(天正十五年)  
三月二日

(大友)  
義 統 在 判

森五郎左衛門尉殿

魚返伊豆入道殿

太田九郎殿

古後攝津守殿

一七〇 齋藤道璣書狀

○古後文書  
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ謝シ  
一色ヲ送ル

爲八朔之儀、三種被懸御意、御丁寧之至候、自是も一色進之候、誠表賀例計候、恐々謹言、

(天正十五年頃)  
八月一日

(齋藤)  
道 璣 (花押)

古後刑部少輔殿

御報

(奥切封)  
〔墨引〕

一七二 大友義統知行宛行坪付(折紙)

○平井文書  
大分県史料一三

(大友義統)  
(花押)

田地二段分坪付  
ヲ与フ

坪付

一所 貳段分

已上

右、追而以判形可申談之趣、齋藤(道隆)紀伊入道可申者也、

天正十五年八月十三日

平井彈正忠殿

一七三 大友義統知行宛行坪付(折紙)

○古後文書  
大分県史料一三

(大友義統)  
(花押)

田地二段分ノ坪  
付ヲ与フ

坪付

一所 貳段分

已上

古後郷

右、追而以判形、可申談之趣、齋藤紀伊入道可申者也、

天正十五年八月十三日

古後刑部丞殿

一七三 古後鎮智書狀

○朝見八幡社文書  
大分県史料一

(別紙)

「天正十六年如月 日

子のとし

豊後國玖珠郡

□

使小禰き

伊勢 福嶋大夫殿 まいる

(包紙ウハ書)

「

伊勢 福嶋大夫殿 參御報

(端裏切封)

「(墨引)」

追而任現來、一種

(令進カ)

覽候、御志計候、爰元亂入□候之條、無調法之至、不及申候、

御懇札種々被□御意候、過分之至候、遠國從是社、節々不申返候、誠背本意候、□武運長久之御祈

念、奉憑候、猶重疊可□御意候、恐々謹言、

如月十三日

(古後) 鎮 智 (花押)

福嶋大夫殿 參 御報

来翰ヲ謝シ一種  
ヲ送り武運長久  
ノ祈禱ヲ依頼ス

一七 豊後國檢地目録案

○西寒田神社文書  
大分県史料二五

豊後國檢地目録  
ヲ進ズ

豊後國御檢地目録

玖珠郡一万九千  
九百廿八石八斗  
五升

一分米高三万九千八百五十六石壹斗壹舛

國東郡

一分米高貳万九千貳百七十八石八斗壹舛

速見郡

一分米高貳万七千百三十六石七斗

海部郡

一分米高三万三千八百五石貳舛

大野郡

一分米高貳万四千十四石八斗九舛

直入郡

一分米高壹万九千九百廿八石八斗五舛

玖珠郡

一分米高貳万貳千四百廿五石五斗四舛

日田郡

一分米高三万八千三百四十石八斗九舛

大分郡

以上

右合廿三万四千七百九十貳石壹斗

此外塩高千三百廿八石壹斗貳舛

右米塩之都合廿三万六千廿石貳斗貳舛

右内三千九百四石六斗九舛、荒地在于之、

古後郷

増田長盛

古後郷

天正十九年辛卯八月吉日  
(長盛)  
増田右衛門尉殿

羽柴豊後侍從  
吉統

一七五 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本  
大分県地方史一〇八

豊後國諸侍着到  
次第不同

久我殿

小笠原上總入道殿

○以下三百四十  
九人交名中略。

玖珠郡衆

帆足權内允

森五郎左衛門尉

古後久藏

平井宮内入道

大田九郎

魚返宮内少輔

松木相右衛門尉

野上右京入道

小田半左衛門尉

森九郎左衛門尉

帆足治部少輔

古後玄番允

森十右衛門尉

帆足左馬入道

古後久左衛門尉

帆足兵部入道

古後郷

森掃部助

森傳左衛門尉

帆足大藏少輔

帆足久七郎

帆足九左衛門尉

山移帶刀入道

帆足伯耆入道

帆足勘右衛門尉

長野太郎

帆足右京亮

如法寺内藏進

森監物允

石浦壹岐守

森傳右衛門允

古後八郎

森作右衛門尉

森治部少輔

森左京亮

古後刑部丞

森又右衛門尉

森兵部少輔

森權介

森民部少輔

平井外記允

平井市郎

平井半内允

平井大學允

平井權右衛門

原口掃部助

山下勝藏

古後郷

田籠大(和入道)

平井河内入道

野上民部少輔

高勝寺

古後越中守

古後源介

小田左京亮

小田伯耆入道

志津利治部丞

長野伯耆守

田籠小左衛門尉

長野内記允

長野彈正忠

古後慶松

山下傳右衛門尉

古後慶香

古後袈裟龜

平井五右衛門尉

大田左馬助

○国東郡衆三十  
八人交名中略。

如法寺藏人入道

大田河内守

魚返民部少輔

魚返兵部少輔

日田郡衆

坂本備中入道

財津大學允

中嶋主殿助

松木右馬助

佐藤山城守

石松喜左衛門尉

松木掃部助

松木式部少輔

羽野太郎兵衛尉

高瀬治右衛門尉

檀弥市郎

松木弥次郎

世戸口相右衛門尉

堤玄左衛門尉

野上内膳允

野上久右衛門尉

師富孫右衛門尉

坂本五郎兵衛尉

野上右近允

野上左馬助

坂本勘八

堀宮内丞

野上掃部助

野上美濃入道

坂本彦右衛門尉

坂本主稅助

野上刑部輔  
(脱アリ)

中嶋雅樂助

小田原大膳亮

小田原進允

坂本大膳亮

上野六右衛門尉

高瀬勘允

坂本作進

佐藤四郎右衛門尉

佐藤縫殿入道

高瀬次郎右衛門尉

小野民部丞

羽野理右衛門尉

羽野彈介

新原治部丞

羽田弥左衛門尉

新原六郎右衛門尉

羽野左京亮

鍛冶屋右近允

坂本進士允

鬼武右京亮

高瀬下野守

山部玄番入道

双連右馬允

堤式部丞

堤九左衛門尉

財津九左衛門尉

財津作進

堤五郎右衛門尉

堤三橋允

星野權介

高瀬新右衛門尉

堤石見入道

堤三郎左衛門尉

財津四郎右衛門尉

寶珠山又左衛門尉

世戸口舍人允

世戸口民部丞

財津平左衛門尉

財津船左衛門尉

世戸口忠七右衛門尉

世戸口新左衛門尉

財津甚九郎

財津与五郎

津江新左衛門尉

平嶋刑部丞

財津橋左衛門尉

財津助左衛門尉

山部長右衛門尉

坂本四郎右衛門尉

双連紀右衛門尉

双連弥次右衛門尉

岡部又衛兵尉(兵衛允)

新原兵部丞

財津覺右衛門尉

相近平内允

鬼武甚左衛門尉

平河内藏助

平嶋内右衛門尉

財津干松

坂本平左衛門尉

今井左馬助

財津七右衛門尉

佐藤主膳允

赤尾兵庫介

坂本紀右衛門尉

古後郷

坂本藤内允  
坂本式部少輔

坂本藤紀允  
新原彈正忠

帆足木工助  
高瀬總二郎

坂本膳内允  
寶珠山織部丞

坂本次郎左衛門入道  
小野六郎太郎

坂本内右衛門尉  
山部助允

新原堅介  
新原主稅助

上野忠次郎  
坂本市右衛門尉

今井久左衛門尉  
津江總次郎

賀來市右衛門尉  
鍛冶屋右京亮

坂本刑部丞  
寶珠山六進

永興寺  
永福田寺

宗永寺  
宮内坊

三會庵  
正受院

延命院  
神照寺

報恩寺  
戸山

津江掃部助  
津江刑部太輔

○以下由布院衆二十九名・戸次庄衆六十六名・高田庄衆十四名・山香郷衆六名・緒方庄衆二十三名・井田郷衆四名・宇田枝衆十名・野津院衆十七名・直入郷衆(以下交名記入ナシ)・丹生庄衆・白杵庄衆・津久見衆中略。

右大友松野氏所藏之祕本也、

應大村源内勝安之需、謄寫之、

延享丁卯季冬日

財津太郎右衛門永倫

右着到人數

三百五十一人

八十五人 玖珠郡衆

三十八人 國東郡衆

百十二人 日田郡衆

二十九人 由布院衆

六十六人 戸次庄衆

十四人 高田庄衆

六人 山香郷衆

二十三人 緒方庄衆

四人 井田郷衆

十人 宇田枝衆

十七人 野津院衆

都合七百五十五人

右者日田郡藤山(後明郷)山村庄屋財津忠左衛門

於熊本書写、予又写之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

古後郷

一七 大友義延書狀(折紙)

○矢野厚男藏平井文書  
杵築市大字狩宿

朝鮮出陣ノ軍勞  
ヲ賞ス

其方事、去年以來朝鮮在陣、軍勞不及申候、節々以狀可申候之處、依遠國無其儀、義延事、(頓力)

□而渡

海之覺悟候間、其節可賀之候、恐々謹言、

(文祿二年カ)  
三月四日

(大友)  
義延(花押)

平井又介殿

一七 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書錄  
大分県史料三四

○上  
下略

戸田殿(民部)

戸田氏ニ預ケラ  
レシ軍士  
野上七左衛門尉

田吹與三左衛門尉

野上七左衛門尉

胡麻津留新介

田北治右衛門尉

胡麻津留弥介

吉岡治部少輔

大津留九郎代

日田郡衆

玖珠郡衆

挾間久七代

日田郡衆  
玖珠郡衆

帆足兵庫助

此内水手十九人

白 杵 刑 部 代

日 差 左 近 允

□ 龜 千 世 代

帆 足 兵 庫 助

□ 尉

□ □ 此内かこ十九人

○文禄二年五月カ。

一六 豊臣秀吉朱印狀

○日田市教育委員会蔵文書  
日田市史

玖珠日田両郡内  
五千石ヲ充行フ

豊後國以玖珠郡内、日田郡之内、合五千石事、令扶助之訖、全可領知候也、

文禄三 (豊臣秀吉)

正月廿八日 (朱印)

宮木長次とのへ

古 後 郷

付録

一 玖珠郡玖珠町大字(四日市・綾垣・太)・小字一覽表

| 大字 | 四日市 10                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 綾垣 12                                                                                                                                                                                                                                 | 太田 13                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 山 14                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 古後 15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 塚脇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小字 | 台 <sup>だい</sup> 之 <sup>の</sup> 田 <sup>た</sup> 、土 <sup>つち</sup> 藏 <sup>くら</sup> 、天 <sup>てん</sup> 道 <sup>どう</sup> 、天 <sup>てん</sup> 道 <sup>どう</sup> 嶽 <sup>がけ</sup> 、十 <sup>じゅう</sup> ノ <sup>の</sup> 釣 <sup>つり</sup> 、遠 <sup>とほ</sup> 見 <sup>み</sup> 、戸 <sup>と</sup> ノ <sup>の</sup> 平 <sup>ひら</sup> 、中 <sup>なか</sup> 叶 <sup>か</sup> 田 <sup>た</sup> 、苗 <sup>なえ</sup> 代 <sup>しろ</sup> 田 <sup>だ</sup> 、西 <sup>にし</sup> 小 <sup>こ</sup> 清 <sup>せい</sup> 原 <sup>はら</sup> 、西 <sup>にし</sup> ノ <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、<br>西 <sup>にし</sup> ノ <sup>の</sup> 平 <sup>ひら</sup> 、東 <sup>ひがし</sup> 小 <sup>こ</sup> 清 <sup>せい</sup> 原 <sup>はら</sup> 、平 <sup>ひら</sup> 原 <sup>はら</sup> 、へり山 <sup>やま</sup> 、前 <sup>まへ</sup> 田 <sup>た</sup> 、前 <sup>まへ</sup> ノ <sup>の</sup> 台 <sup>たい</sup> 、三 <sup>さん</sup> ツ <sup>つ</sup> 石 <sup>いし</sup> 、妙 <sup>みよ</sup> 見 <sup>けん</sup> 石 <sup>いし</sup> 、向 <sup>むかひ</sup> ノ <sup>の</sup> 釣 <sup>つり</sup> 、休 <sup>やすみ</sup> ノ <sup>の</sup> 平 <sup>ひら</sup> 、山 <sup>やま</sup> 田 <sup>た</sup> 、<br>六 <sup>ろく</sup> 反 <sup>たん</sup> 田 <sup>だ</sup> 、井 <sup>い</sup> ノ <sup>の</sup> 尻 <sup>しり</sup> 、上 <sup>うへ</sup> ノ <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、後 <sup>うしろ</sup> 口 <sup>くち</sup> ノ <sup>の</sup> 追 <sup>お追</sup> 、浦 <sup>うら</sup> 山 <sup>やま</sup> 、大 <sup>おほ</sup> 谷 <sup>たに</sup> 、大 <sup>おほ</sup> 野 <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、大 <sup>おほ</sup> 平 <sup>ひら</sup> 、尾 <sup>おす</sup> 杉 <sup>すぎ</sup> 、尾 <sup>おつ</sup> 坪 <sup>つば</sup> 、垣 <sup>かき</sup> ノ <sup>の</sup> 内 <sup>うち</sup> 、上 <sup>かき</sup> サ <sup>の</sup> ノ <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、<br>叶 <sup>か</sup> 田 <sup>た</sup> 、金 <sup>かね</sup> 山 <sup>やま</sup> 、唐 <sup>から</sup> 木 <sup>き</sup> 、荻 <sup>かき</sup> 松 <sup>しょう</sup> 堂 <sup>どう</sup> 、河 <sup>かわ</sup> 内 <sup>うち</sup> 、葛 <sup>か</sup> 根 <sup>ね</sup> 平 <sup>へい</sup> 、木 <sup>き</sup> 牟 <sup>む</sup> 田 <sup>た</sup> 、草 <sup>くさ</sup> ノ <sup>の</sup> 入 <sup>い</sup> 江 <sup>え</sup> 、下 <sup>しも</sup> ノ <sup>の</sup> 市 <sup>いち</sup> 、祝 <sup>しめ</sup> 林 <sup>りん</sup> 、白 <sup>しろ</sup> 岩 <sup>いわ</sup> 、杉 <sup>すぎ</sup> 塚 <sup>つか</sup> 、<br>清 <sup>せい</sup> 田 <sup>た</sup> 川 <sup>がわ</sup> 、嶽 <sup>がけ</sup> 、 | 池 <sup>いけ</sup> ノ <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、上 <sup>かみ</sup> 丁 <sup>ちよう</sup> 、古 <sup>こ</sup> 後 <sup>ご</sup> 、小 <sup>こ</sup> 城 <sup>じよう</sup> 、下 <sup>しも</sup> 綾 <sup>あや</sup> 垣 <sup>がき</sup> 、中 <sup>なか</sup> 丁 <sup>ちよう</sup> 、 | 石 <sup>いし</sup> 坂 <sup>さか</sup> 、川 <sup>かわ</sup> 底 <sup>そこ</sup> 、志 <sup>し</sup> 津 <sup>つ</sup> 里 <sup>り</sup> 、内 <sup>たく</sup> 匠 <sup>み</sup> 、鳥 <sup>と</sup> 屋 <sup>や</sup> 、平 <sup>ひら</sup> 井 <sup>い</sup> 、本 <sup>ほん</sup> 村 <sup>むら</sup> 、馬 <sup>ま</sup> 勢 <sup>せ</sup> 、松 <sup>まつ</sup> 信 <sup>のぶ</sup> 、元 <sup>もと</sup> 畑 <sup>はたけ</sup> 、 | 小 <sup>お</sup> 原 <sup>はら</sup> 、坂 <sup>さか</sup> ノ <sup>の</sup> 上 <sup>うえ</sup> 、田 <sup>た</sup> 能 <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、中 <sup>なか</sup> 塚 <sup>つか</sup> 、中 <sup>なか</sup> ノ <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、長 <sup>なが</sup> 小 <sup>お</sup> 野 <sup>の</sup> 、原 <sup>はら</sup> 口 <sup>ぐち</sup> 、 | 小 <sup>お</sup> 迫 <sup>せ</sup> 、梶 <sup>かじ</sup> 原 <sup>はら</sup> 、神 <sup>かみ</sup> 原 <sup>はら</sup> 、小 <sup>こ</sup> 場 <sup>ば</sup> 、下 <sup>しも</sup> 河 <sup>かわ</sup> 内 <sup>うち</sup> 、杉 <sup>すぎ</sup> 山 <sup>やま</sup> 、専 <sup>せん</sup> 道 <sup>どう</sup> 、長 <sup>ちやう</sup> 田 <sup>た</sup> 、道 <sup>どう</sup> ノ <sup>の</sup> 追 <sup>お追</sup> 、中 <sup>なか</sup> 野 <sup>の</sup> 、野 <sup>の</sup> 平 <sup>ひら</sup> 、原 <sup>はら</sup> 、平 <sup>ひら</sup> 原 <sup>はら</sup> 、柚 <sup>ゆ</sup> ノ <sup>の</sup> 木 <sup>き</sup> 、 | 犬 <sup>いぬ</sup> ノ <sup>の</sup> 馬 <sup>ば</sup> 場 <sup>ば</sup> 、梅 <sup>うめ</sup> 迫 <sup>せ</sup> 、大 <sup>おほ</sup> 無 <sup>む</sup> 田 <sup>た</sup> 、上 <sup>かみ</sup> 竹 <sup>たけ</sup> 、鋤 <sup>すき</sup> 先 <sup>さき</sup> 、田 <sup>た</sup> 中 <sup>なか</sup> 、寺 <sup>てら</sup> 山 <sup>やま</sup> 、當 <sup>とう</sup> ノ <sup>の</sup> 下 <sup>した</sup> 、長 <sup>なが</sup> 瀬 <sup>せ</sup> 、長 <sup>なが</sup> 野 <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 、箱 <sup>はこ</sup> 割 <sup>わり</sup> 、原 <sup>はら</sup> 口 <sup>ぐち</sup> 、舟 <sup>ふな</sup> 岡 <sup>おか</sup> 山 <sup>やま</sup> 、 |

塚脇

豆田 六十六間

○塚脇ガ古後郷ニ属スルコト七九号文書等ニ明証アリ。但シ長野荘ノ莊域ヲ現在ノ大字塚脇一帯トスレバ、古後郷ト長野荘ノ占位全ク不明ナリ。此ニハ両者ニ記シ、今後ノ検討ニ俟ツコト、セリ。



山  
田  
郷  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○關係部分ヲ「長野莊史料」三号ニ抄出。本文省略

二 倭名類聚抄

球珠郡

今已 小田 永野

三 太政大臣藤原信長造九條堂謹啓

○朝野群載  
新訂増補国史大系二九上

○応徳二年歲次乙丑十月朔。「長野莊史料」八号ニ収ム。本文省略。九條堂ハノ千城興寺ト改称シ、長野本莊ヲ同寺領トセリ。

四 安樂壽院領莊々所濟日記案

○安樂寿院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

長野新莊立券ハ  
保延五年十一月

○「長野莊史料」一〇号ニ收ム。本文省略。山田郷内ニモ長野新莊領アリ。長野新莊立券ハ「保延五年十一月」ト見ユ。

五 太政官牒案

○安樂寿院古文書  
平安遺文二五一九号

球珠莊等安樂寿  
院領ニ対スル官  
使以下ノ闌入ヲ  
停ム

○康治二年八月十九日。抄文ヲ「長野莊史料」一二号ニ收ム。本文省略。球珠莊（長野新莊）ノ四至ハ「東限大  
限長野大路 西限日  
向坂 北限豊前坂山」  
トアレバ、山田郷ヲ含ムコト明ナリ。  
(田)

六 安樂壽院領月宛相折注文案

○安樂寿院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

長野莊

○年月日未詳。「長野莊史料」一三号ニ收ム。本文省略。長野莊ノ米百石等ノ記述アリ。

七 八條院領目録

○高山寺聖経類纂文書・山科家古文書  
兵庫県史料編古代三・平安遺文五〇六〇号

球珠莊

○安元二年二月 日。「長野莊史料」一五号ニ收ム。本文省略。安樂寿院領中ニ球珠莊アリ。

帆足家近ト舎弟  
通綱トノ山田郷  
戸幡菖蒲佐古地  
頭職ニ関スル相  
論ヲ裁ス  
京方科

## 八 關東下知狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

帆足清三郎家近与舎弟五郎通経相論、豊後國戸幡菖蒲佐古地頭職并斗加利屋敷事、

右對決之處、子細雖多、戸幡菖蒲佐古爲家近母領之条勿論也、而道西勤堂家近、雖分讓通綱等、道

西存生之時者父子相論之閒、可爲道西進止之由御成敗畢、但依家近奉公、云道西、云通綱等、遁京

方科之處、家近安堵本屋敷之時、令追出道西之由依愁申、于今無御成敗、然道西已令死去云々、云

母領、云道西跡、家近之外雖無知行之仁、家近終不被免道西勤堂歟、然則於戸幡菖蒲佐古者、家近

一向可領知之、至道西遺領者、割分五分之一、家近同可領知也、殘五分四者通綱・廣道可分領之、

京方之科已後之閒、就寬宥之儀、如此所有御計也者、依鎌倉殿御、下知如件、

延應元年十二月九日

(北家泰時) 前(武)藏守 在御判  
(北家時房) 修理權大夫 在御判

○淺羽氏本「豊後清原系圖」(『船岡山』所収)ニヨリ、關係部分ノ略系ヲ示ス。



山田郷

九 關東下知狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

帆足広道ト家近  
・道国トノ父道  
西遺領ノ相論ヲ  
裁ス

守護人泰直

豊後國住人帆足兵衛尉廣道与舎兄清三郎家近・同清五郎道國改綱字等相論、親父道西遺領并京方及狼籍事、

右對決之處、兩方申詞号所詮先度以家近所分給之道西遺領五分一、爲鳥羽多菫補佐古之替、道

國可令領掌也、但爲守護人泰直之奉行、道國分給田畠屋敷等者、所被停止道國知行也者、於所殘者、廣道守親父道西之讓、可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

仁治三年二月十八日

前武藏守平朝臣北条泰時在御判

一〇 豊後守護大友泰直賴泰施行狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

豊後國住人帆足兵衛尉廣道与舎兄清三郎家近・同清五郎道國改綱字等相論、親父道西遺領事、

右今年二月十八日關東御下知狀云、家近終不被免道西不孝之聞、於父遺領者、非領知之仁、至母遺跡鳥羽多菫補佐古者、可令家近知行、次道國事、先度以家近所分給道西遺領五分一、爲鳥羽多菫補佐古之替、道國可令領掌也、於所殘者、廣道守親父道西讓、可致沙汰云々、取意、所詮守狀、可致廣

家近ハ道西ノ不  
孝ヲ免レザルニ  
ヨリ父遺領領知  
ノ仁ニ非ズ  
母遺領鳥羽多菫

蒲佐古ヲ知行ス  
ベシ  
残リハ広道知行

道沙汰之狀、如件、

仁治三年三月廿六日

(大友泰直・ノ子頼泰)  
散位藤原朝臣 在判

## 二 引治攝取院阿彌陀如來像胎内銘

○九重町仏像・神像調査報告書(文化財調査報告書一五)  
玖珠郡九重町大字引治 竹ノ上

願主道智ノ奉加  
ニヨリ修理ス

文永二年三月十五日 筆人□□尉藤原政純、  
右志者、依□道智本氏□奉加修理者也、

願主道智(花押)

大□□□同心□□修理大佛師、

加賀原□依此功德法□求生力往生報土(云々)

○第十七世常蓮社心誉上人ノ記セル過去帳ニ、大正十二年ノ修復ノ際、発見サレタル胎内銘ニ抛ルト云フ。

## 三 大友道忍頼書下

○尊経閣藏野上文書  
鎌倉遺文一五二一四号

小田重成申ス軍  
功証人トシテ子  
細尋問ノタメ上  
府セシム

小田右衛門尉重成申、蒙古軍功證人事、爲被相尋子細、今月中可令上府給、但要害番若令指合者、  
以其隙、可有參府也、仍執達如件、

山 田 郷

山田郷

弘安七年六月十九日

野上太郎殿(資通)

(大友道忍・頼泰)  
沙彌(花押)

一三 豊後國大田文寫

○東京大学史料編纂所藏平林本  
大分県史料三六(一六一二)

○弘安捌年玖月 日。玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二二二号ニ収ム。本郷關係部分ヲ左ニ抄出ス。  
(一脱)  
球珠郡參百捌拾町

略○中

山田郷

山田郷八拾町内

領家

本庄城興寺(邦子内親王)  
新庄本家安嘉門院御跡

地頭 御家人

山階村

山階村貳拾五町參段本庄拾貳町  
新庄拾三町三段

小田左衛門尉重成法師法名蓮西

横尾十郎成資跡横尾尼跡  
今領家城興寺

魚返村

魚返村拾壹町六段三百二十四步 新庄

魚歸次郎通秀法師(返)

法名・同三郎秀綱法師法名  
念西・同彌六通直跡同五郎政綱法師法名  
蓮有・同小次郎

通親字有憚法師法名願阿、各分領不分明、

同村内戸幡菖蒲迫五町四段十六歩 新庄

肥前國御家人平田部藥王丸

粟木名八町新庄(本) 栗野山田廿九丁  
法津町一町

筑前國御家人原田七郎種秀

略○下

#### 一四 豊後國圖田帳案

○内閣文庫  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二三号ニ收ム。本郷關係部分ヲ左ニ抄出ス。

玖珠郡三百八拾町

略○中

山田郷八十町内本村十二町三段 新村十三町

山階村二拾五町三段内、地頭(連)小田左衛門尉重成法名速西、横尾十郎成資跡横尾公知行、領家城

興寺、

魚返村一町六段三百貳拾四歩内

新莊 魚返次郎通秀法名定秀、同三郎通資法名念西、同彌六通直跡、弟九郎政綱相續、同小次郎通

近、各分領不分明、

山田郷

山田郷

戸幡菑蒲迫

栗本名

同村戸幡田<sup>(舊カ)</sup>補迫五町四段六拾歩、新村云、肥前國御家人平田部藥王丸、

栗本名八町<sup>(マ)</sup>新莊 肥前國御家人原田七郎種秀

略 ○下

一五 龜山上皇處分狀

○龜山院凶事記  
鎌倉遺文二二二二八号

○嘉元三年七月廿六日。「長野莊史料」二五号ニ收ム。本文省略。「安樂寿院領」「豊後国古渡<sup>(後)</sup>山内<sup>(田)</sup>帆定<sup>(足)</sup>」アリ。

一六 昭慶門院<sup>憲子内親</sup>王御領目錄

○竹内文平所藏文書  
鎌倉遺文二二六六一号

○嘉元四年六月十二日。「長野莊史料」二六号ニ收ム。本文省略。「豊後国長野莊古々・山田・帆足」及ビ「豊後国球珠莊」等アリ。

一七 後宇多上皇讓狀案

○京都東山御文庫文書  
鎌倉遺文二三三六九号

○徳治三年閏八月三日。「長野莊史料」二七号ニ收ム。本文省略。安樂寿院領等処分ノ事ニ関ス。

大願主地頭清原  
時成造立ス  
作事奉行  
大工

高勝寺城攻メニ  
一色頼行ノ催促  
ニ随ヒ軍忠ヲ励  
マシム

野上広資

一色頼行ノ手ニ

### 一六 町田小倉神社棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字町田小倉神社

(墨書)

一奉造立小倉宮一字、元亨二年十一月十二日午刻御上棟、大願主地頭清原時成  
彌賢喜、大工伊勢次郎重光、同年十二月十一日書之、作事奉行沙

### 一九 足利尊氏軍勢催促狀

○諸家文書纂所収野上文書  
大日本史料六ノ三

新田右衛門佐義貞與黨誅伐事、所被下院宣也、<sup>(光嚴上皇)</sup>差遣一色右馬助入道於豐後國高勝寺之城畢、<sup>(山田郷)</sup>隨彼催促、可抽軍忠狀、如件、  
(足利尊氏)  
(花押)

建武三年三月十三日

野上次郎三郎殿  
<sup>(廣發)</sup>

○『南北朝遺文』九州編四六五号ハ、充名ヲ「顯直」ニ比定ス。

### 二〇 足利直義軍勢催促狀

○蠣瀬文書  
大分県史料八

玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、<sup>(山田郷)</sup>屬于右馬助入道之手、<sup>(一色頼行)</sup>可致軍忠狀、如件、

山田郷

山田郷

屬シ軍忠ヲ致サシム

建武三年三月十五日

蠣瀬又二郎殿

(足利直義)  
(花押)

二 足利尊氏軍勢催促狀

○足水家藏文書  
大日本史料六ノ三

一色頼行ニ屬シ  
玖珠城ヲ攻略セシム

(山田郷)  
玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、屬于右馬助入道手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年三月十五日

大友大炊助殿

(足利尊氏)  
(花押)

三 足利尊氏軍勢催促狀

○都甲文書  
大分県史料九

(山田郷)  
玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、屬右馬助入道之手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年三月十六日

(惟世)  
都甲四郎殿

(足利尊氏)  
(花押)

一色頼行ニ從ヒ  
玖珠城凶徒ヲ攻  
略セシム

都甲惟世

深堀時広ニ令ス

三 足利尊氏軍勢催促狀案

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、屬于右馬助入道之手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年三月十七日

(足利尊氏)  
御判

深堀三郎五郎殿

○『大日本史料』ハ「深堀系凶証文記録」ト標示スルモ、「深堀文書」ニ統一ス。以下同。

四 足利尊氏軍勢催促狀

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

深堀正綱ニ令ス

玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、屬于右馬助入道之手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年三月十七日

(足利尊氏)  
(花押)

深堀彌五郎殿

五 足利尊氏軍勢催促狀

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

深堀永浄ニ令ス

玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、屬于右馬助入道之手、可致軍忠之狀、如件、

山田郷

山田郷

建武三年三月十七日

深堀平三殿(永春)

足利尊氏(足利尊氏)  
花押

一九六

一色頼行相共ニ  
玖珠城ニ向ヒ軍  
忠ヲ致サシム

(山田郷)

玖珠城凶徒事、注進狀到來訖、右馬助入道相共馳向彼城、可被致軍忠之狀、如件、

建武三年三月廿日

足利尊氏(足利尊氏)  
花押

○本文書充名ノ三字ヲ擦消シ、「森本次」ノ文字ヲ加筆セリ。

(追筆)  
「森本次」(志賀忠能・正玄)  
大友太郎藏人入道殿

### 三 深堀明意着到狀

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

深堀明意着到ス

著到、

肥前國御家人深堀孫太郎入道明意、(時通)今月廿一日、爲相向玖珠城、令馳參候、仍著到如件、(山田郷)

建武三年三月廿一日

承了判  
重義(佐判也)  
(一色頼行ノ誤)

二六 深堀時繼着到狀

○深堀文書  
南北朝遺文九州編五〇一號

深堀時繼着到ス

着到、

肥前國御家人深堀彌次郎時繼

(山田郷)

右、今月廿一日爲相向玖珠城、令馳參候、仍着到如件、

建武三年三月廿一日

(証判)  
「承了、(二色類行)  
〔花押〕」

二九 深堀政綱着到狀

○深堀文書  
南北朝遺文九州編五〇二號

深堀政綱着到ス

着到、

肥前國御家人深堀彌五郎政綱

(山田郷)

右、今月廿一日爲相向玖珠城、令馳參候、仍着到如件、

建武三年三月廿一日

(証判)  
「承了、(二色類行)  
〔花押〕」

山田郷

三〇 深堀永淨着到狀

○深堀文書  
南北朝遺文九州編五〇三号

深堀永淨着到ス  
着到、

肥前國御家人深堀平三永淨

(山田郷)

右、今月廿一日爲相向玖珠城、令馳參候、仍着到如件、

建武三年三月廿一日

(証判)  
「承了、(一色頼行)  
(花押)」

三一 津守<sup>平</sup>林親澄着到狀寫

○榎田叢史所収平林古文書  
大日本史料六ノ三

平林親澄着到ス

豐後國毛井社一分地頭平林彦太郎親澄、爲致軍忠、今廿四日馳參御方、以此旨可有御披露候、恐々  
謹言、

建武三年三月廿四日

(平林)  
津守親澄

進上 御奉行所

承了 在御判

○以下三通、平林氏ノ着到セルハ三月廿一日、玖珠城攻メノ合戦ハ廿四日ナリ。証判ハ一色頼行ト推定ス。三

九号参照。

三 津守<sup>平林</sup>氏親着到狀寫

○碩田叢史所収平林古文書  
大日本史料六ノ三

平林氏親着到

言、  
豐後國毛井社一分地頭平林彦次郎氏親、<sup>(海部郡)</sup>  
<sup>(為脱力)</sup>致忠、<sup>(重脱力)</sup>今月廿四日馳參御方、以此旨可有御披露候、恐々謹

建武三年三月廿四日

津守氏親

進上 御奉行所

承了<sup>在御判</sup>

三 津守行本<sup>平林</sup>賴澄着到狀寫

○碩田叢史所収平林古文書  
大日本史料六ノ三

平林行本着到

謹言、  
豐後國毛井社地頭平林太郎入道行本、<sup>(賴澄)</sup>爲致軍忠、今月廿四日馳參御方、以此旨可有御披露候、恐々

建武<sup>(三年三月廿四日)</sup>  
□□□□□□□□

沙彌行本<sup>(津守・平林賴澄)</sup>

進上 御奉行所

山田郷

三三 大神都甲惟世著到狀

○都甲文書  
大分県史料九

都甲惟世玖珠城  
ニ着到ス

豊後國都甲莊地頭四郎惟世、今月十六日付御教書、爲抽軍忠、(山田郷)玖珠城罷向候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月廿七日

大神惟世上(裏花押)

進上 御奉行所

(証判)  
「承了、(色類行)  
「花押」

三三 戸次頼尊軍忠狀寫

○鎮西古文書編年録所収戸次家古文書  
南北朝遺文九州編五四三号

目安

大友戸次左近大夫頼尊軍忠事、預御一見狀、欲浴恩賞施弓箭面目子細事、

一、去年十二月十二日、(伊豆國君澤郡)於佐野山最前參御方致軍忠事、

一、同十三日、(君澤郡)於伊豆國府致散々合戰、令太刀打抽軍忠畢、分取頭三、若黨手負十四人、

一、正月二日、(栗太郎)近江國馳向伊岐須城濱手、懸先致忠畢、分取頭三、若黨手負八人、

一、同八日、(山城國綴喜郡)追落八幡凶徒、同九日、十日、(山城國乙訓郡)於大渡橋抽軍忠畢、

去年十二月以來  
ノ軍忠ヲ注進シ  
一見狀ヲ請フ

玖珠城ニ向ヒ戦功ヲ抽ツ

今川四郎ノ手ニ屬シ玖珠城攻メムノ軍忠ヲ致サシム

今川四郎ノ手ニ

一、同十六日、法勝寺南門合戦、及散々太刀打、

一、同廿日、於室津致打出合戦於御供下向鎮西、同三月二日、抽筑前國多々良濱軍忠畢、親

類若黨手負・討死百餘人、分取頭五十四、

以前條々如此、云海道、云京都合戦、抽所々軍忠、迄于鎮西御供仕、於博多給御教書、罷向玖珠城(山田郷)抽戦功之子細、皆以存知候上者、給御一見狀、且預御注進、浴恩賞、爲施弓箭面目、仍言上如件、

建武三年三月 日

承候畢、御判

### 三三 足利直義軍勢催促狀案

○大友文書  
大分県史料二六

球珠城(山田郷)凶徒等誅伐事、相催一族、屬今川四郎入道手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年四月十三日

(足利直義)  
左馬頭 御判

狹閒大炊四郎入道殿

### 三七 足利直義軍勢催促狀寫

○早稲田大学藏後藤文書  
南北朝遺文九州編五七六号

球珠城(山田郷)凶徒等誅伐事、相催一族、屬今川四郎入道手、可致軍忠之狀、如件、

山田郷

山田郷

二〇二

屬シ軍忠ヲ致サシム

建武三年四月十三日

○充所ヲ欠ク。恐ラク植田氏充ナラン。

(足利直義)  
左馬頭(花押影)

三六 清原綾垣政明着到狀

○尊經閣藏野上文書  
大日本史料六ノ三

綾垣政明珠珠城ニ着到ス

豐後國御家人綾垣孫八政明、預御教書、去月廿四日爲致軍忠、馳參球珠城候、以此之旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年四月十五日

(綾垣)  
清原政明(裏花押)

進上 御奉行所

(証判) (今川四郎入道カ)  
「承了、(花押)」

三九 津守行本平林頼澄軍忠狀寫

○碩田叢史所収平林家古文書  
大日本史料六ノ三

平林行本跡輩等玖珠城合戦ノ軍忠ヲ注進ス

平林人々申、

豐後國毛井社地頭平林右衛門太郎入道行圓跡之輩等、以去月廿一日馳參球珠城、同廿四日以來度々合戦仁所致軍忠也、仍將軍家御教書令拜領之聞、彌抽忠勤欲仰其實、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年卯月十九日

(津守・平林頼登)  
沙彌行本

四〇 大神都甲惟元著到狀

○都甲文書  
大分県史料九

都甲惟元玳珠城  
攻メニ着到ス

著到、

豊後國御家人都甲彦四郎惟元、爲抽軍忠、今月□日罷向玳珠城候、(山田郷)以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年卯月廿五日

大神惟元上 (裏花押)

進上 御奉行所

(証判)  
「承了(二色類行)」  
(花押)

四一 深堀明意軍忠狀

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

肥前國深堀孫太郎入道明意謹言上、(時通)

欲早依合戰軍忠浴恩賞、備弓箭將來龜鏡聞事、

右明意、去月十七日預御教書、屬大將軍右馬助入道殿御手、(山田郷)最前押寄玳珠城南大手致先懸、明意入

道親類瀬山左衛門次郎、(右股)遠類志波原彦次郎被疵畢、是等次第大將軍疵勘文、去月廿八日被注

深堀明意玳珠城  
合戦ノ軍忠ニ対  
スル恩賞ヲ請フ  
南大手ヲ攻ム

山田郷

進畢、同戶次豐前太郎、同與三、江浦六郎次郎入道(見知)見畢、然早浴恩賞、備弓箭譜代龜鏡、彌爲抽軍忠、言上如件、

建武三年四月 日

四二 深堀時廣軍忠狀

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

肥前國深堀三郎五郎時廣謹言上、

欲早依合戰軍忠浴恩賞、備弓箭將來龜鏡閑事、

右時廣、去月十七日預御教書、屬大將軍(一色頼行)右馬助入道殿御手、最前押寄玖珠城南大手、致先懸合戰、

時廣自身被疵(左股)射畢、若黨馬次郎被疵、(右足)打疵、是等次第大將軍疵勸文、去月廿八日被注進畢、同戶

次豐前太郎、同四郎入道并帆足清六左衛門入道見知畢、然早浴恩賞、備弓箭譜代龜鏡、彌爲抽軍

忠、言上如件、

建武三年四月 日

四三 植田寂圓軍忠狀

○伊東東文書  
大分県史料一三

豐後國植田庄一分御家人寂圓子息孫兵衛尉能綱、(植田)自去三月四廿(日)罷向于球珠城候、同廿七日合戰之

植田庄一分御家

深堀時五玖珠城  
合戦ノ軍忠ニ対  
スル恩賞ヲ請フ  
南大手ヲ攻ム

人寂円子息能綱  
球珠城ニ於テ軍  
忠ヲ致ス

時、於搦手方致軍忠之刻、若黨右馬五郎被射貫額候、中間小藤次被射貫頭候畢、又今月五日合戰  
仁波、於大手能綱自小髭頤被射貫、被射止左玉懸骨下候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年六月八日

沙彌寂圓(種田) (裏花押)

進上 御奉行所

(証判)  
「承了、  
(花押)」(今川四郎入道カ)

#### 四 種田寂圓軍忠狀

○伊東東文書  
大分県史料一三

玖珠城凶徒ノ高  
国府乱入ヲ防グ  
官瀬 船岡

自正月九日府中警固仕候之處、去六月十四日球珠城凶徒等、分手亂入高國府之由、風聞候之閒、馳  
向路次宮瀬候之刻、凶徒等隔河付渚下候之閒、追上船岡、自未尅計終日合戰、敵三人射臥候畢、一  
人掃部助入道・一人伊香又次郎・一人不知名字、然閒子息四郎九郎被射折弓候、又若黨侍從房金安、被  
射貫腰候、如此依抽軍忠候、追落候畢、夜陰事候之閒、引方不存知候、以此旨可有御披露候、恐惶  
謹言、

建武三年六月 日

(種田)  
沙彌寂圓

進上 御奉行所

(証判)  
「承了、大神重能 (花押)」

山田 郷

四〇 大神都惟世軍忠狀

○都甲文書  
大分県史料九

豊後國都甲庄地頭四郎惟世、<sup>(球珠城)</sup>馳向當城、致軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年七月十六日

<sup>(都甲)</sup>大神惟世上

進上 御奉行所

<sup>(証判)</sup>「承了、

藤原宗能(花押)」

守護代藤原宗能

○藤原宗能ハ豊後守護代ナリ(山口隼正『南北朝期九州守護の研究』一六九頁)。

四一 大神都惟元軍忠狀

○都甲文書  
大分県史料九

玖珠城ニ馳參ズ

<sup>(豊後)</sup>國御家人都甲彦四郎惟元、<sup>(馳)</sup><sup>(山田郷)城</sup>向玖珠。致軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年七月十六日

<sup>(都甲)</sup>大神惟元

進上 御奉行所

<sup>(証判)</sup>「承了、

藤原宗能(花押)」

玖珠城南軍落人  
蜂起ニヨリ將軍  
家祈禱ヲ致サシム

球珠城凶徒等脱  
入シ高國府ニ乱  
撃退セル軍忠ヲ  
上申ス  
植田有快館  
秋弘大進房父子  
妙見之尾  
大手大將軍戸次  
朝直・守護代見  
知ス

四七 源次朝直書下

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

豐後國玖珠城落人等、所々蜂起之聞、將軍家御祈禱事、任先例仰供僧等、可被致精誠候、仍執達如件、

(建武) 三年七月廿七日

(僧春海) 賀來社宮主御房

(戸次朝直) 源(花押)

四八 植田寂圓軍忠狀

○早稲田大学藏後藤文書  
南北朝遺文九州編七〇四号

豐後國球珠郡高消寺凶徒等内、敷戸孫次郎入道普練、賀來弁阿闍梨、同舍弟孫五郎以下輩、忍出當城、楯籠同國靈山寺、相語當山衆徒等、今月廿五日、押寄植田大輔房有快之館、燒拂數十字在家、令打取同庄秋弘大進房父子等、擬令亂入府中高國府之閒、翌日<sup>(大分郡)</sup>廿六辰時、田吹圖書左衛門入道子息九郎宗綱、屬搦手大將古庄宮内入道圓阿之手、自當山妙見之尾、至同水上山之下、爲惡所之閒、爲步行、致先懸、片時之閒、令責落彼凶賊等、令燒拂城廓候之條、大手大將軍筑前次郎殿、當國守護代以下、地頭御家人等、各所被見知也、然則預巨細御注進、爲浴恩賞、言上如件、

建武三年七月廿八日

(植田) 沙彌寂圓

山田郷

山田郷

二〇八

進上 御奉行所

(証判) 〔合次朝臣〕  
「承了、(花押)」

兜 掃部助入道等三名連署軍忠狀

○早稲田大学蔵後藤文書  
南北朝遺文九州編七〇五号

球珠城攻メニ軍  
忠ヲ致スヲ上申  
ス

去自三月廿四日罷向于球珠城候、同廿七日合□□□□□□□□□□若黨城内藤次被射□□□□□□□□忠節於

路次備□□(後法カ)眼、疋田四郎利貞、同十郎利岡爲證明學語、一代評判於二代不可續、仍爲後日一□□□□

□□於國那羅原下□□□□□□□□子細下、

建武參年七月廿九日

□□孫二(花押)

兄弟三人 掃部助入道(花押)

次□□光永(花押)

渡狀 藤次

○文意通ゼザル所アリ。偽文書ナラン。

五〇 野上道圓軍忠狀

○諸家文書纂所収野上文書  
大日本史料六ノ三

彼敵人足利左衛門督高氏、同直義以下凶徒誅伐事、自最前集御堂、楯籠豐後國球珠郡高勝寺僧都、  
(山田郷)

尊氏直義誅伐ノ

タメ球珠城ニ籠  
リ軍忠ヲ致スラ  
上申ス

去三月廿四日以後連々合戦、今度致軍忠候之條、御見知之上者、不可有御不審候歟、以此旨可有御上洛候、恐惶謹言、

延元々々年八月十五日

沙彌道圓

〔証判〕  
〔承了、(花押)〕

〔進〕  
□上 御奉行所

### 五二 野上資賴代資氏軍忠狀寫

○諸家文書纂所取野上文書  
南北朝遺文九州編七五七号

○建武三年九月 日。「飯田郷史料」四三号ニ収ム。本文省略。

伊豆以下近江  
都及比球珠城  
向ノ軍忠ヲ上申  
シ一見狀ヲ請フ

### 五三 清原上野資賴軍忠狀

○尊經閣藏野上文書  
大日本史料六ノ三

野上資賴球珠城  
攻メノ軍忠ヲ上  
申ス

豐後國球珠城凶徒誅伐事、野上彦太郎資賴、自去三月廿四日、迄同十月十三日抽軍忠候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十四

清原資賴

進上 御奉行所

〔証判〕  
〔承了、(花押)〕

山田郷

三 深堀時廣軍忠狀

○深堀文書  
大日本史料六ノ三

球珠城攻メノ軍  
忠ヲ上申シ御判  
ヲ請フ

肥前國高木村一分地頭深堀三郎五郎時廣申軍忠事、

今年三月下給

將軍家御教書、

(山田郷)

令發向玖珠城、於三月廿七日、就抽合戰之忠節、時廣被毆畢、此

等子細、御勘文爲分明哉、然早下給御判、備弓箭面目、向後彌抽軍忠、以此旨可有御披露候、恐惶

謹言、

建武三年十一月十日

(証判)  
「承了、(花押)」

四 清原重通軍忠狀

○豊前福本新三郎文書  
南北朝遺文九州編七八六号

球珠城攻落シノ  
軍忠ヲ上申シ御  
判ヲ請フ

三郎等見知畢、凡八箇月之閒、(玖珠城攻ナラン)連々合戰、每度抽忠節、自身被疵之條、殊功之至、不可

勝計、然早給御判、欲備後證、以此之旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十一月廿日

清原重通

進上 御奉行所

(証判)  
「承了、(花押)」

五 藤原近地景能軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(大友) 近地孫二郎景能、豊後國玖珠城合戦軍忠條々、

(右建)

武三年三月廿七日合戦之時、舍弟 [ ] 朝廣討死訖、同九月十四日合戦之時、自身被疵、左足頸矢

目 其外數ヶ度遂 [ ]、捨身命抽軍忠候之條、明白也、迄于十月十二日城没落期、致警固上 [ ] 掃部

助發起之聞、大將肥後御向之時御共申、令在津候、以此 [ ] 可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十一月廿八日  
(近地) 藤原景能 (裏花押)

進上 御奉行所

(証判) (色類行)  
「承了、(花押)」

五 屋形諸利軍忠狀

○屋形文書  
南北朝遺文九州編七九六号

豊前國御家人屋形三郎入道崇智後家尼心妙代子息又五郎諸利、馳向豊後國玖珠城、度々致軍忠事、

(志)

□四月以來迄于凶徒等没落期、致堀・鹿垣・矢倉以下警固、度々合戦之時、抽軍忠之條、野仲郷司

并津布佐五郎次郎等爲同所合戦之聞、令見知訖、然早浴恩賞、彌爲成向後弓箭之勇、言上如件、

建武三年十一月 日

山田郷

玖珠城攻メノ軍  
忠ヲ上申シ恩賞  
ヲ請フ

二十七日近地朝  
広戦死ス  
九月十四日又戦  
十月十二日マデ  
警固ス

〔証判〕（今川助時）  
「承了、（花押）」

〔端裏書〕

「屋形三郎入道崇智後家尼心妙代五郎諸利所進」

○右端裏書ハ、端裏ヲ切斷シ貼付セリ。

### 五 野仲道棟軍忠狀

○野中文書  
大分県史料八

〔端裏書〕

「野仲三郎大郎道棟」

目安、

豊前國御家人野仲三郎太郎道棟申軍忠事、

一去四月十九日、於豊後國玖珠城最初合戦之時、道棟惣領相共属于大手、於日田肥前次郎陣屋前、

（山田郷）

大手ニ属ス

勵軍忠之条、豊前國延入六郎・同國垂水次郎同時合戦之閒、令見知訖、

一同六月五日、同所合戦之時、道棟進先陣捨一命、抽軍忠之条、豊前國跡田彌三郎・同國竹井彌四

郎等令見知畢、

一同八月廿九日、城中凶徒等、攻下搦手安心院陣屋及散々合戦之閒、道棟亦懸先追返彼賊徒等之条、

安心院五郎・諫山彌三太等同時合戦畢、

如存知

一同九月十二日、夜自搦手被寄城中之閒、道棟亦惣領（マ）攻登、勵愚忠之刻、子息九郎道春被疵左

腕被射之条、豊前國安心院五郎・同國田中三郎五郎入道見知訖、

玖珠城合戦ニ於ケル軍忠ヲ上申シ恩賞ヲ請フ

城兵搦手ヲ攻下ル

当城ヲ攻落ス

大友貞順

一同十月十二日之夜、被攻落當城之賊徒等之閒、道棟又最前攻入城中、終軍功之条、同所合戰之傍輩皆以見知畢、

大友近江次郎・同兵庫助入道以下凶徒等、楯籠當城之閒、可追罰彼等之旨、忝被下將軍家御教書之

閒、發向當城、同十月十二日迄没落之期、不相漏數箇度之合戰、道春被疵之条、證人等分明之上者、預于御注。爲浴恩賞、目安言上、如件、

建武三年十一月 日

〔証判〕〔花押〕〔仁木義長卜認〕

五 大神都甲惟世軍忠狀

○都甲文書  
大分県史料九

玖珠城攻メノ軍  
忠ヲ上申シ証判  
ヲ請フ

依玖珠城凶徒誅伐事、豊後國都甲庄地頭四郎惟世、今年三月十六日賜將軍家御教書、自宰府致御

共、自御合戰之最初、迄于凶徒没落之期、抽軍忠畢、就中六月九日合戰、舍弟又四郎惟種被疵、

射疵、七月十一日若黨首六入道被射頭之條、御勘文炳焉也、然早下賜御判、爲備後證、謹言上如

件、

建武三年十一月 日

〔証判〕〔色類行〕  
〔承了〕〔花押〕

五九 清原上顯直軍忠狀

○尊經閣藏野上文書  
大日本史料六ノ三

野上顯直球珠城  
攻ノ軍忠ヲ上申  
ス

日田檜原次郎ヲ  
生捕ル

魚返宰相房ヲ生  
捕ル

城内兵糧支ヘノ  
福人

守護代藤原宗能  
証判ヲ加フ

豐後國御家人野上次郎三郎顯直軍忠事、去三月十三日、下賜將軍家御教書、自太宰府、大將御共(一色顯行)  
仕、同廿四日、相向球珠城、迄于十月十二日夜(凶徒没落期)、八ヶ月之閒、致晝夜不退之警固、連々數十

ヶ度合戰之時、毎度抽軍忠畢、仍六月五日顯直被疵訖、其上令夜廻之時、生捕日田檜原兵衛次郎下  
人(城内入兵糧米之所)、訖、次十月十二日夜、城没落之時、魚返宰相房令生捕畢、彼宰相房者、小田三郎顯成  
一族也、爲福人之閒、城内兵糧支、併爲此仁哉、生捕之條、大功何事如之、以此旨、可有御披露

候、恐惶謹言、

建武三年十二月廿日

(野上)  
清原顯直

進上 御奉行所

(証判)  
「承了、藤原宗能(花押)」

六〇 志賀頼房軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

御一見狀

嶋津兵部允爲凶徒、馳參洞院

閒、去建武二年十

二月廿一日、行合美濃

口御方軍勢等、各擬令退治之刻、生虜兵部

若黨刑部左衛

門

近江国伊岐代宮  
城攻  
山城国八幡合戦

大友貞載大田親  
光ト組打ツ

四条河原合戦

摂津国打出豊島  
上山合戦

足利尊氏ノ大宰  
府下向ニ從テ  
豊後玖珠城合戦  
頼房高国府ニ旗  
ヲ立ツ

門尉景定畢、則自惣領御方被召渡公方畢、

一、建武二年正月二日、於近江國伊岐代宮城、抽軍功、追落凶徒畢、  
(粟本郡)

一、同八日、追落八幡凶徒、進大渡橋上、先陣軍勢踏落橋、流于河之時、頼房旗差後藤大郎實氏同  
(山城國綴喜郡) (乙訓郡)

落入河畢、

一、同九日、追落橋上、先陣頼房被射貫左股之条、當手皆存知之上、將軍家執事并嶋津四郎左衛門  
(継日斐花押)

尉見知畢、

一、同十一日、物領御名代近江左近將監打組大田大夫判官親光之時、於京都唐橋烏丸、頼房分取頸  
(大友貞載) (結城)

一、入細河卿殿見參之上、一万田孫太郎・詫磨彦太郎・豐東彦六入道以下數輩見知畢、

一、同十六日、家人中条左衛門次郎貞幸、令分取之条、朽細次郎・首藤三郎次郎見知畢、  
(細)

一、同廿七日、於四条河原、頼房自身致太刀打合戦、被切右頂上、家人岩戸六郎次郎政長被切右股  
(細)

之条、詫磨彦太郎・朽細二郎見知畢、

一、同晦日、於四条河原、親類野津孫次郎能憲、被射貫右腰之条、詫磨彦太郎・朽細次郎見知畢、  
(細)

一、經丹波路、到兵庫嶋、二月十日・十一日、攝津國打出・豊嶋・上山合戦、勵忠功、致鎮西御下  
(播磨郡)

向御共畢、

一、將軍家御座大宰府之時、三月十一日、凶徒近江次郎貞順・因幡兵庫助入道土寂己下、楯籠豊後  
(尊氏) (山田郷) (大友) (八尾)

園玖珠城、擬打入府中之刻、守護代以下當家一族御扶持人等、大略馳參宰府、國中無人之時、頼  
(山田郷) (継日斐花押)

房于時同十一日、馳越高園府、依揚御旗、地頭御家人等有御方志之輩、屬頼房之閒、令警固府  
房于時  
能長

山田郷

玖珠城敵ヲ追落  
ス

中、着到已下就令注進于宰府、預御教書畢、府中于今無爲之条、奉爲惣領、爲當國、賴房忠功爲  
拔群哉、隨而發向玖珠城、屬一色右馬助入道殿、可追討凶徒之由、三月廿日賜御教書、馳向彼之  
城、八ヶ月閉抽晝夜攻戰、責落賊徒早、至功之篇、委所帶一色禪門一見狀也、  
以前条々軍忠如此、早且賜御一見狀、備末代武略之支證、且預御注進、浴勳功之賞、欲開弓箭眉目  
矣、仍目安如件、

建武四年三月 日

〔証判〕  
「承候早、沙彌（花押）」

二 深堀時廣軍忠狀土代

○深堀文書  
佐賀県史料集成四

〔肥〕高木村一分地頭 申、度々軍功之  
前國。深堀三郎五郎時廣。謹言上、

〔右〕欲早依合戰軍忠、浴恩賞、備弓箭將來龜鏡開事、  
年三

〔右〕時廣、去。月十七日預御教書、屬大將軍右馬助 道殿御手、最前押寄玖珠城南大手、致先懸  
戰、時廣自身被疵左股畢、若黨馬次郎被疵打 疵、是等次第、大將軍疵勳文。去月廿八日被注進  
彌爲抽忠勤、言上如件、 次第捧目安之處、紛失之聞、重所令言上也、

〔右〕同戶次豐前太郎・同四郎入道并帆足清六左衛門入道見知畢、然早浴恩賞、備弓箭譜代龜、

彌爲抽忠勤、言上如件、 次第捧目安之處、紛失之聞、重所令言上也、

建武三年四月 日

玖珠城攻メノ軍  
忠ヲ上申シ恩賞  
ヲ請フ

六二 植田寂圓請文案

○深堀文書  
佐賀県史料集成四

敷戸弥次郎入道  
跡地頭職ノ渡付  
シ難キヲ上申ス  
敷戸寿延子息軍  
忠ニヨリ御教書  
ヲ賜ハルト称シ  
去退カズ

豊後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、今季五月廿六日御教書、同七月廿八日到來、謹拜見仕候畢、抑任被仰下之旨、苐彼所、欲沙汰付深堀孫太郎入道明意候處、如敷戸彌次郎入道壽延申者、於壽延御  
□愚息又次郎致京都合戰、下給將軍家御教書、抽鑿西球珠城責軍忠之條、大將軍御一見狀帶□、依何事罪科、可被召放當村哉、明意不可掠申之聞、全不可去退之、所詮企參上、可明申云々、仍不及  
□渡候、此条偽申候者、日本國中佛神三寶御罰於可蒙罷候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四季八月三日

沙彌(植田)寂圓裏判

進上 御奉行所

六三 高師直施行狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)  
「執事方施行案」

校正了、

大友出羽藏人入道(泰能力)正全申、入田兵庫助入道(泰親)士寂・同出羽次郎跡豊後國入田郷・同國球珠郡内(栗)青野・

山田・檀村并大隈村等地頭職事、爲士寂跡否、令札明眞僞、無相違者、任正全所給御下文、沙汰付

山田郷

島津貞久ヲシテ  
入田士寂同出羽  
次郎跡ヲ大友正  
全ニ渡付セシム

之、載起請之詞、可被注進之狀、依仰執達如件、

建武四年八月七日

鳴津上總入道殿

○田北学ハ青野ヲ「栗野」ニ比定セリ。

武藏權守在判

六四 九州探題一色道猷範恩賞宛行狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

豊後国小田道寛  
女子跡日向国宮  
頸村地頭職ヲ敷  
功賞トシテ宛行  
フ

豊後國球珠郡内小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町、并日向國宮頸村田地參拾町地頭職事、爲勳功之賞、所宛行也、早守先例可致沙汰、仍執達如件、

建武四年十月二日

一色道猷範 沙彌(花押)

大友志賀(頼房)藏人大郎殿

六五 一色道猷範氏書下

○深堀文書  
佐賀県史料集成四

敷戸寿延跡地頭  
職ヲ深堀明意ニ  
渡付セシム

深堀孫太郎入道明意申、(愚後)前く園敷戸彌次郎入道壽(延跡)□□地頭職事、注進狀披見□□沙汰付明意之由、先度被□□處、壽延不去退云々、太無□□莅彼所、不日可沙汰居、仍執□□如件、

建武四年十二月廿四日

一色道猷範 沙彌(花押)

植田大輔房(有快)

賀來孫五郎入道殿(成阿)

○次号参照。

六 賀來成阿孫五郎請文案

○深堀文書  
佐賀県史料集成四

敷戸寿延跡地頭  
職ヲ渡付シ難キ  
ヲ上申ス  
玖珠城責

敷戸寿延跡地頭  
職ヲ渡付シ難キ  
ヲ上申ス

(深堀孫) 太郎入道明意申、豊後國敷戸(弥次郎) 入道壽延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三(一色道敏)

月廿二日到來、謹拜見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、植田大輔房(有快) 莅彼所、欲沙汰居明意(相共)

候之處、如壽延子息又次郎申者、爲御方、云京都合戰、(三) 鎮西玖珠城責、抽軍忠、將軍家御教書并(是利尊氏)

大將御一見狀帶之、明意不可依申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及

打渡候、此條僞申候者、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

沙彌成阿(賀來) 請文案  
裏判

七 植田有快大輔請文案

○深堀文書  
佐賀県史料集成四

(深堀孫) 郎入道明意申、豊後國敷戸(弥次) 郎入道壽延跡地頭職事、去年建武 十二月廿四日御教書、今

年三月廿二日到來、(諱拜カ) 見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀來孫五郎入道相共莅彼所、欲沙

山田郷

山田郷

玖珠城責

次居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲(御方丸)云京都合戰、云鎮西玖珠城責、(山田郷)抽將軍家御教書并(脱アルベシ)大將軍御一見狀(帶)之、明意不可依掠申之聞、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

(種田) 僧有快 請文  
裏判

六 一色道猷(範)氏施行狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

小田道覺女子跡  
地頭職ヲ志賀頼  
房ニ渡付セシム  
余残ヲ注進スベ  
シ

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡内小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、爲勳功之賞宛行早、早植田大輔房相(有快)共莅彼所、可沙汰付下地於頼房、至余殘者、載起請之詞、可注申、仍執達之狀如件、

建武五年九月十二日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

(寂本)  
守護代

六九 玖珠郡小田道覺女子等跡田屋敷注文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

注進

豊後國球珠郡(山田郷)小田次郎入道々覺女子等跡田屋敷等事、

跡田畠屋敷ヲ注  
進ス  
引地玄喜妻分

合

一人 彦三郎入道妻分屋敷分 一所 花園分田地三反 一所 中西 分田地七反

一所 四坪内八段田地 一所 フチノ上分田地壹町

土穴田地三反 已上如此、

古後次郎母分

一人 古後次郎母分屋敷 一所 御堂園分田地七反

一所 四反津留 一所 中閑三反 田地

屋敷分 一所 行中 上 分田地壹丁 一所 古殿 上 分田地三反

一人 掃部助入道妻分 一所 フチ勾四反 マカリ 田地 一所 スミ田四反

一人 大炊大郎女房分 一所 城 分田地壹町

屋敷 一所 中カミ七反 田地

一所 津留屋敷 分田地四反

底小野 一牟礼

右、大炊大郎之時、地下代就申言、十月十五建武五 日記之、仍注文如件、

〔裏書〕  
〔右、道覺女子等跡のやしき、田地注文如件、

建武五年十月十七日

一

山田郷

志 豊後國守護代寂本請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

〔端裏書〕  
「豊後國守護代請文」

志賀頼房恩給地  
豊後國小田道覚  
女子跡ヲ打渡ス

魚返又次郎進士  
兵衛入道玖珠一  
族等支へ申ス

残ル所ハ打渡ス

大友志賀藏人太郎頼房所給豊後國球珠郡小田次郎入道（山田郷）覺女子跡十町事、今年九月十二日御教書、

十月六日到來、謹拜見仕候訖、抑任被仰下之旨、植田大輔房相共、（備有快）以同十月十七日莅彼所、沙汰付

頼房候之處、彼女子分領内（山田郷）底小野屋敷、同脇家者、魚返又次郎爲先祖本領之閒、稱可申給之由、不可

去渡之旨、令申候、同女子小田彦三郎入道玄喜妻女分者、玄喜跡當給人進士兵衛入道、稱可被混于

夫之分領之由、同支申候、於殘所者、打渡頼房候畢、但球珠之一族等、以後日如支申候者、女子分

不候之由稱申候、若此條僞申候者、佛神三寶御罰お可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應元年十一月五日

沙彌寂本請文

七 植田有快大輔請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

〔端裏書〕  
「植田大輔房請文」

大友志賀藏人太郎頼房拜領豊後國球珠郡小田次郎入道（山田郷）覺女子跡拾町事、今（年）□（建武）九月十二日御教

書、十月七日到來、謹拜見仕（候）□訖、任被仰下之旨、守護代相共、以同月十七日莅彼所、沙汰付頼房

志賀頼房恩給地  
ヲ渡付ス

進士兵衛入道魚返又次郎玖珠一族等支へ申ス

残ル所ハ打渡ス

重ネテ小田道覺女子跡田地ニ対スル魚返以下ノ難洪ヲ停メ頼房ニ渡付セシム

重ネテ魚返又二

候之處、彼女子分領内引地彦三郎入道玄喜妻女跡者、玄喜跡當給人進士兵衛入道、稱可被混夫之分領之由、支申候、將又底小野屋敷、同脇家、号一牟礼者、魚返又次郎爲先祖本領<sup>(之)</sup>間、稱可申給、不可去退令申之候、於殘所者、<sup>(打)</sup>渡頼房候畢、但球珠之一族等、以後日、如令申候者、女子分不候之由、支申候、若此條僞申候者、八幡大菩薩御討可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應元年十一月六日

<sup>(植田)</sup>僧有快 請文

(裏花押)

三 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大友志賀藏人太郎頼房代<sup>(盛泰申)</sup>、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、如請文者、魚返又二郎・進士兵衛入道・<sup>(玖珠)</sup>一族等支申云々、無其謂、守護代相共重莅彼所、沙汰付下地於頼房、載起請之詞可注申、仍執達如件、

曆應元年十二月廿九日

<sup>(一色道猷・範氏)</sup>沙彌(花押)

<sup>(僧有快)</sup>植田大輔房

三 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大友志賀藏人太郎頼房代盛<sup>(泰)</sup>申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職

山田郷

郎進士兵衛入道  
玖珠一族ノ難渋  
ヲ斥ケ志賀頼房  
ニ渡付セシム

事、如請文者、魚返又二郎・進士兵衛入道・玖珠一族等支申云々、無其謂、(備有快) 植田大輔房相共、重莅  
彼所、沙汰付下地於頼房、載起請詞、可注申之狀、如件、

曆應元年十二月廿九日

(一色道猷・頼氏)  
沙彌(花押)

(坂本)  
守護代

七四 植田有快大輔請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀頼房ニ渡付  
セシヲ上申ス

大友志賀藏人太郎頼房代盛泰(申)、恩賞地豊後國球珠郡内小田次郎(山田郷)道(入)覺女子跡内田地拾町、可沙  
汰付頼房事、去年十二月廿九日重御教書今年二月三日到來、謹拜見仕候畢、任被仰下之旨、莅彼  
所、遂其節之候畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年二月廿五日

(植田)  
僧有快 請文  
(裏花押)

七五 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

重ネテ下地遵行  
ノ書下ニ対スル  
請文ヲ出サシム

大友志賀藏人大郎頼房代盛泰申、恩賞地豊後國球珠郡小田次郎入道、覺女子跡内田地拾町地頭職  
事、重莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、不日可申其左右之  
狀、如件、

曆應二年四月十一日

(沙弥教本)  
守護代

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

七六 一色道猷範氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

重ネテ植田有快  
ヲシテ志賀頼房  
恩賞地ヲ沙汰シ  
付ケシム

大友志賀藏人大郎頼房代親尙申、豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、爲勳功之賞、宛行之間、可遵行之由、度々被仰守護代之處、無音之上者、早加來弥五郎入道相共莅彼所、可沙汰付下地於親尙、至余殘者、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、

曆應二年七月廿三日

(備有伏)  
植田大輔房

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

○賀來弥五郎(生阿)ハ、六六号及ビ以前ノ孫五郎(成阿)ト同一人物カ。今後ノ検討ヲ要ス。

七七 一色道猷範氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

無音ニ付重ネテ  
節ヲ遂ゲ注進セ  
シム

志賀藏人大郎頼房申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、賀來弥五郎入道相共莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

山田郷

山田郷

曆應二年十月廿六日

種田大輔房(僧有快)

沙彌(一色道猷・範氏) (花押)

一色道猷(範氏)書下寫

○志賀文書  
熊本県史料中世二

「此本書、加來之後裔加來兵右衛門、依所望、天明二年九月十四日、遣之矣、」

同ジク節ヲ遂ゲ  
注進セシム

志賀藏人大郎頼房申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道、覺女子跡田地拾町地頭職事、種田大輔房相共莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應二年十月廿六日

沙彌(一色道猷・範氏)在判

賀來(生阿)彌五郎入道殿(一、)

賀來生阿(五郎)入道 請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)

來彌五郎入道請文

大友志賀藏人

賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道

覺女子(一、)

跡田地拾町地頭職

事、任去年七月廿三日、月廿六日御教書、種田大輔房相共、莅彼所、尙隨引申致沙汰候之

志賀頼房恩賞地  
ヲ頼房代官親尚  
ニ渡付セシヲ上  
申ス

處、古後六郎・魚返又次郎各代官、出向、女子跡無之由、雖支申、任被仰下之旨、沙汰付下地於親尙候  
早、若此條偽申候者、八幡大井御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年正月十六日

(賀來)  
沙彌生阿 請文

### 八〇 植田有快大輔 請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)  
「植田大輔房請文」

古後六郎魚返又次郎ノ支ヘ申ス  
ヲ斥ケ志賀頼房ニ恩賞地ヲ渡付セシヲ上申ス

志賀藏人太郎頼房恩賞地豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地(頭職事九)二年十月廿六日任  
御教書、賀(米マ)彌五郎入道相共、莅彼所、沙汰付下地於頼房候之處、古後六郎・魚返又次郎、女子跡  
無之候之(問)□、不可去退之由雖申候、任被仰下之旨、遂其節候畢、若此條偽申候者、佛神御罰可蒙  
候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年正月十八日

(植田)  
僧有快 請文

### 八一 八坂道圓請文寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編一六五〇号

野上資親ト帆足通種トノ合戦ヲ檢知シ勘文ヲ上申ス

野上但馬權守資親等与帆足六郎左衛門入道義鑿子息安藝權守通種、於資親等恩賞地豊後國球珠郡山  
田郷小田三郎顯成跡、今月十六日致合戰、及殺害刃傷狼藉由事、今年四月廿二日御教書謹拜見仕候了、抑

山田郷

任被仰下之旨、以同月廿九日差遣代官盛親於彼所、田吹六郎入道相共、云死骸、云刃傷、令見知候畢、仍盛親勘文一通謹進上之、此條若偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應四年閏四月十日

(八坂)  
沙彌道圓(花押影)

六二 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

古後六郎魚返又次郎ノ志賀頼房恩賞地ヲ押妨スルヲ停メ請文ヲ進ゼシム

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡内小田次郎入道道覺女子跡田地拾町地頭職事、爲勳功之賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早植田大輔房相共、莅彼所、退狼籍人等、以誓文、可被注申也、仍執達如件、

曆應四年六月十二日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

賀來弥五郎(生阿)入道殿

六三 一色道猷範書下

○忠賀文書  
熊本県史料中世二

重ネテ古後六郎魚返又次郎ノ志賀頼房恩賞地ヲ

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、爲勳功之賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早賀來弥五郎入道相共、莅彼

押妨スルヲ停メ  
請文ヲ出サシム

所、退狼籍人等、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應四年六月十二日

(一)色道猷・範氏  
沙彌(花押)

檀田(僧有伏)大輔房

#### 八四 大友氏泰注進狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書) (氏泰)  
「大友式部丞注進狀案泰顯・宗雄本領事」

入田泰顯申ス本  
知行地ノコト

一、因幡左衛門藏人泰顯申本知行地事、

如被仰下者、泰顯知行分可注申之云々、如下給泰顯代師豐申狀者、亡父兵庫助入道(入田泰魁)士寂跡事、被

入田郷半分隈牟  
田莊半分香椎社  
領隅郷

召惣領雜掌可有尋御沙汰云々、此条士寂跡所領者、豊後國入田郷半分・肥後國隈牟田庄地頭方半  
分・筑前國香椎社領隅郷等也、而彼所々、出羽左近藏人入道正全令拜領也、隨而、建武三年於豊

玖珠城ニテ他界

後國球珠城、士寂他界訖矣、

出羽宗雄本知行  
地

一、出羽彌次郎宗雄申本知行地事、

入田郷半分玖珠  
郡大隈村

豊後國入田郷半分・同國球珠郡大隈村者、宗雄親父出羽次郎季貞相傳之處、先年他界訖、彼跡同  
正全宛給之歟矣、

志賀頼房軍忠狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

志賀藏人太郎頼房謹言上、

所々ノ合戦軍忠  
ニ対スル恩賞地  
過少ニツキ愁訴  
ス

山香庄内船尾三  
町

欲早依海道・京都・鎮西御共、豊後國玖珠城、筑後・肥後・日向凶徒退治已下所々合戦、就自身  
兩度手負、親類若黨郎從數輩討死・手負・分捕・生虜等功勳、預御吹舉、言上于京都、申達不足  
分愁訴、備末代弓箭眉目、頼房恩賞地豊後國山香庄内船尾參町(狭カ)校少事、

副進

一通 御下文建武三年四月七日

一通 惣領御方御一見狀海道・京都已下  
戰功事

右、頼房依有御方之志、去建武二年十二月馳參開關東之刻、同廿一日於美濃國春木宿、行合凶徒洞院

左衛門督家于時仙道  
大將手、嶋津兵部充、御方軍勢等各擬令退治之時、生虜若關黨刑部左衛門尉、參海道

宮宿實以來屬惣領御手、負落近江國伊岐代城、於大渡橋上并京都四條河原、兩度頼房自身被疵、(或分)

捕・生虜及數ケ度、家子若黨已下討死手負之条、亦以數輩也、隨而落中所々合戦、自身乍被疵、雖

爲一箇度不相漏抽戰功、致丹波路并鎮西御下向之御共、給御教書、發向豊後國球珠城、追落賊徒、(山田郷)

肥後・築後・日向已下合戦勵忠節、至功既拔群之条、御教書并諸大將一見狀・注進狀等明白也、而

建武三年四月、以船尾爲恩賞被送下御下文於玖珠城之条、面目之至先以雖畏存、彼地僅參町、所出

球珠城発向

弓箭之名望ヲ失フ

日田・佐伯以下過分ノ褒賞

末代ノ瑕瑾

亦貳拾余貫文、庇弱之至還而似失弓箭之名望、賴房雖爲不肖身、爲大友庶子一流之家督、率親賴家僕等、叶每度御大事之上、如承及者、以自身手負鎮西御共、殊被賞翫歟、賴房云分限、云軍忠、強不相劣于傍輩哉、爰勸見諸人之抽賞、當家一族等之中、分限至忠雖不羣于賴房、蒙莫大之恩祿、始而立身與家之類多頭在之、將又日田・佐伯・合志・河尻・松浦已下九州國(八カ)等、各預過分褒賞開眉畢、何況賴房爲大將軍(御格カ)□□護、一族一方棟梁也、爭可被超越于傍人哉、而浴參町恩澤之条、殆末代瑕瑾也、此等子細不違于具註、且預京都御吹擧、且被相副御雜掌、尤被加撫育御扶持、可申達恩賞不足之愁訴哉、就中今爲讎敵追討、有發向于肥州歟、賴房亦最前馳向可勵戰功之士者、理訴爭無御憐愍哉、尤達微望欲成武畧之勇矣、仍粗言上如件、

康永元年九月 日

六 源大氏宗知行預ケ狀

○尊經閣藏野上文書  
南北朝遺文九州編二四四四号

球珠郡中村美良津村山田郷内欠所地ヲ預ク

豐後國球珠郡内中村壹町四段・屋敷參ヶ所(飯田郷)中村彌六・同小次・美良津村内壹町・屋敷二ヶ所(同上)中村六彌(尔田)・山田郷内顯成跡三十分一(田數壹丁三段、岩室小四郎跡)事、爲闕所之閒、所預置也、可被致其沙汰也、仍執達如件、

貞和四年二月十八日

野上但馬權守殿(食寶題)

源大氏宗  
源(花押)

山田郷

六七 惠良惟澄軍忠狀

○阿蘇家文書上  
南北朝遺文九州編二五三六号

〔編纂書〕  
「惟澄申」  
正三

惠良惟澄軍忠次  
第ヲ記シテ訴フ

惟澄軍忠次第記詮要謹言上、  
○中

略

延元三季十月（少貳）頼尙率數千騎、攻來甲佐城之時、惟澄僅以卅餘騎懸出城外、或討死或被疵畢、○中其

後馳越日向塚、追落野尻城、相語高知尾一族等、打越小國郷、攻落義長代官古子次郎、則搆城墾於（肥後阿蘇郡）

彼所之刻、玖珠・日田以下（日向諸縣郡）豐後國人等數百騎令發向之閒、馳向一陣、大友一族野津宮内卿并多武木（肥後阿蘇郡）

又五郎、枯杉以下數百人討取畢、○中（豐後玖珠郡）同五月取田口向城之刻、河尻・詫磨以下罷向之閒、武光相共（菊地）

致合戰畢、其後追落甲佐・立早要害、燒拂在家、搆城墾之處、頼尙代官對馬豐前次郎并大友野津三（益城郡）

郎藏人以下數百騎攻來之閒、度々致合戰、親類若黨令手負討死、○中（益城郡）次惟澄於笠松・鞍楠二箇（肥後八代郡）

所、取向城之刻、大友孫次郎率數百騎、令發向小野庄、搆城墾之閒、馳向致合戰、追散凶徒、令破（益城郡）

却彼城之時、一族若黨十數人手負打死畢、○中（益城郡）所詮、惟澄立申荒涼軍忠否、以誓文有御尋御方之傍

輩之日、若有爭申仁者、可申披者也、仍取詮言上如件、

正平三季九月 日

肥後阿蘇郡小國郷ニ城ヲ構フル刻玖珠日田以下豐後國人打寄ス大友一族野津宮内卿等ヲ討取ル大友野津三郎藏人等攻寄ス近地景能小野庄ニ発向シ城ヲ構フ

六 藤原貞廣讓狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

(證判) 一見畢、御判

〔(足利義詮) 文和三年九月廿四日〕

讓與所領等事、

玖珠郡山田郷帆  
足郷古後郷飯田  
郷等地頭職以下  
ヲ嫡子氏能ニ讓  
ル

一 豊後國玖珠郡内山田郷・帆足郷・古後郷・飯田郷等村々地頭職并來繩郷内福成・吉久名等地頭  
職委細見本  
御下文、  
一 所同國香地庄地頭職、

舍弟等ヲ扶持ス  
ベシ

右所領等者、貞廣爲勳功之賞、拜領當知行地也、而於今者、嫡子德増丸尔相副御下文以下證文  
等、永代所讓與實也、但舍弟等不背命、有忠者、爲德増丸計可加扶持也、仍讓狀如件、  
觀應元年十月廿六日  
(田原) 藤原貞廣 在判

六九 野上資親申狀寫

○諸家文書纂所取野上文書  
南北朝遺文九州編二九〇二号

豊後國球珠郡野上但馬權守資親謹言上、

欲早預御吹擧、任傍例、賜安堵御下文、致軍忠、當國球珠郡野上村惣地頭職并右田・堤兩名・  
(飯田等)

山田郷

野上村惣地頭職  
以下當知行地ニ  
対スル安堵下文  
ヲ下サレンコト

山田郷

ヲ請フ  
山田郷内小田備  
中守所領三十分

奈目子村・豊前國延枝名・同國上毛郡友枝名・豊後山田郷内小田備中守所領三十分二田島山野  
(玖珠郡)  
等地頭職事、

右、所々者、資親重代相傳當知行地也、然早任定法、預安堵御下文、爲致軍功、粗言上如件、

貞和六年十月 日

任此狀、可令領掌、若構不實者、可處罪科之狀如件、

貞和六年十一月七日

(足利直冬)  
(花押影)

足利直冬証判ヲ  
加フ

六 一色直氏施行狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

足利直義ノ北国  
没落并直冬誅伐  
ヲ告グ参陣セシム

(足利直義)  
高倉殿御没落北國并直冬誅伐事、去十七日重御教書如此、所被發向也、不廻時刻可被馳走、依執達

如件、

觀應二年八月廿八日

(一色直氏)  
宮内少輔 在判

魚返次郎三郎殿

九 一色直氏書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

大友殿球珠ニ打

大友殿已御打出球珠之由承候、返々目出候、宰府退治事、諸方同時被攻寄候様候、御談合候者、殊

出ツ

更可輒候、其子細難盡狀候、親昌可申候、恐々謹言、

(正平七年九)

三月廿八日

宮内少輔直氏(一色)在判

謹上 豐前藏人三郎入道殿  
(田原正盛)

### 三二 田平尼理覺申狀案

○相良文書  
福岡県三池市大城智信藏

田平尼理覺謹庭中言上、

欲早仰本奉行人三緒七郎方、被經嚴密御沙汰、被止原田六郎左衛門尉直廣押領、理覺任三代相傳當知行實田平田畠屋敷事、

副進

一通 (マ) 糸圖

二通 讓狀案

直広闕所卜号ス  
使節野上資親ノ  
自由請文ヲ語取  
ル  
件地ハ山田郷魚  
返村内  
理覺住居ハ古後  
郷原口村

右田平田地屋敷等、理覺三代相傳于今無相違之處、直廣号彼所於闕所、申成使節野上但馬權守資親、語取自由請文等、搆奸訴、致押領之条、愁吟無極、爭山田郷庶子并女子等少分相傳地、可存知他郷資親哉、伴田畠等者、山田郷魚返村内、理覺居住者古後郷原口村也、然早仰近隣地頭等、闕所之有無有御尋日、不可有其隱之由、屬御奉行人方雖訴申、于今無其沙汰之上者、被經嚴密御沙汰、被退直廣妨、欲全知行矣、仍庭中言上、如件、

山田郷

文和三年八月 日

九三 有馬澄明軍忠狀案

○有馬文書  
南北朝遺文九州編三八三五号

肥前國有間彦七郎澄明申軍忠事、

就出御、馳參肥前國(佐嘉郡)々府、同國(小城郡)小城城攻合戰以後、御陣々々致宿直、豐後國(日田郡)日田・玖珠郡・同國(大分郡)府、

豐前國御通御共仕、迄于筑前國博多入御、致忠節訖、然早預御證判、爲後證、言上如件、

正平十年十一月十八日

進上 御奉行所

承了、判(菊池武澄)

九四 深堀時明軍忠狀

○深堀文書  
南北朝遺文九州編三八四〇号

「一見了、(五条良氏)  
〔花押〕」

肥前國深堀孫太郎時明申軍忠事、

自馳參筑前國上座郡以降、豐後・豐前所々御陣并路次、片時不離申、日夜致宿直、迄于同博多津、

悉令御共、抽警固以下忠節之條、御着到明白也、然早下賜御一行、欲備向後龜鏡、以此旨、可有御

肥前國合戰以後  
日田・玖珠・豊  
後國府等御供仕  
り博多入御マデ  
忠節ヲ致ス

筑前發向以後豊  
後豊前ノ御陣ニ  
從ヒ宿直警固ヲ  
致ス

披露候、恐惶謹言、

正平十年十一月日

進上 御奉行所

九五 木屋行實軍忠狀

○木屋文書  
福岡県史資料九

(異筆)  
「一見了」

(花押)「」

筑後國木屋彈正左衛門尉行實申軍忠事、

右、去八月十八日、爲對治肥前國凶徒、御發向之閒、自最前令御共、同九月一日、小城々(小城郡)攻合戰抽

軍忠訖、爲御對治豐後國凶徒、同十月二日、御發向日田之閒、令御共、球珠・由布・狹間・國府・

大神(香見郡)以下於所々御陣、致宿直、豐前國宇佐・城井(中津郡)・至筑前國殖木(鞍手郡)・博多、令御共候訖、然早下賜御

判、爲備龜鏡、言上如件、

正平十年十二月 日

木屋行實軍忠  
上申シ御判ヲ請  
フ  
日田 球珠  
由布 狹間  
國府 大神

六 藤原志賀氏房軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀彌太郎氏房軍忠事、  
上申シ注進ニ預  
リ証判ヲ賜ハラ  
シントヲ請フ  
致珠八町辻

高崎城

九重山合戦

肥後国三船城攻

志賀彌太郎氏房軍忠事、

一、去年十二月筑後宮狹間襲來之時、依爲親父藏人太郎頼房當病、氏房自最前馳參赤松御陣之處、

宮勢退散之閒、迄于致珠八町辻、致忠節訖、

一、今年三月筑後宮、并菊池武光以下凶徒當國打入之刻、頼房城塙寄來之閒、既十余ケ日、夜致合

戰之處、彼逆徒引退、高崎城罷向之閒、塞所々通路、廻方便、抽忠勤訖、

一、御敵高崎陣引歸之時、於當國九重山、致散々合戰、若黨中尾兵衛三郎氏平切疵、中閉藤次射

疵三訖、

去六月廿七日肥後御發向之閒、自最初致御共、三船城攻之時、若黨中尾小三郎頼平被射、并進平

五盛見被射、同隈庄、并甲佐御陣所々致忠節之旨、且預御注進、且賜御證判、欲備後證候、以

此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文四年十月廿日

進上 御奉行所

藤原氏房上  
(裏花押)

〔証判〕  
〔承了〕、〔花押〕

○「致珠八町辻」ノ現地比定ニハ異説アリ。一説ハ現九重町大字湯坪字八丁原（地熱発電所アリ）ニシテ、コ

ノ所ヨリ峠ヲ越へ、肥後国阿蘇郡ニ通ズ。『豊後国志』ハ、湯坪ヲ山田郷内トセリ。シバラク、コレニ従フ。

七 足利義詮御判御教書案 ○入江文書 大分県史料一〇

濫妨輩ヲ退ケ下地ヲ田原氏能ニ渡付セシム

○延文五年八月廿八日。全文ヲ「古後郷史料」一九号ニ収ム。本文省略。中ニ「玖珠郡山田・帆足・古後并飯田郷内、森・岩室・戸幡菖蒲迫・松行名等事」ト見ユ。但シ「森・岩室・戸幡菖蒲迫」等ヲ飯田郷内トスルハ誤リナリ。

六 大友氏時當知行所領所職等注進狀案 ○大友文書 大分県史料二六

注進

(大友) 氏時當知行散在所領所職等事、

玖珠郡長野村 ○中 略 (自田郡) 同國日田庄竹田別府半分 同國長野村 (玖珠郡)

横尾新莊 ○中 略 同國大野庄上村半分 同國球珠郡横尾新莊 (山田郷九)

右、注進如件、

山田郷

貞治三年二月 日

○コノ長野村ト長野荘トノ關係ハ、検討ヲ要ス。下同。尚横尾新庄ノ所在地未詳ナルモ、恐ラク山田郷内ナラシ。

九 山浦瀧神社五輪塔銘

○大分の石造美術  
玖珠郡玖珠町大字山浦瀧神社

別時衆五輪塔ヲ  
建ツ

正平二十一年十一月十四日

二十五人之別時衆各敬白、

100 町田小倉神社棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字町田小倉神社

大檀越清原具成  
作事奉行法泉寺  
豊全

(表) 「奉上棟小倉(マ)一字之事、正平二十二年八月二十五日大檀那越前權守清原具成、作事奉行法泉寺住持僧豊全」

(裏) 「奉上棟小倉一字之事、正平二十二年八月廿五日大檀那越前權守清原具成」  
○墨書ナリ。

山田郷魚返名

101 某書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

〔豊後〕  
國玖珠郡山田郷魚返名内清七〔 〕  
〔 〕清七四字  
可被〔 〕

○中間破損  
闕行数不詳

〔 〕元年十一月十八日

〔 〕八郎左衛門尉殿

101 田原氏能軍忠狀

○入江文書  
大分県史料一〇

○応安八年二月 日。全文ヲ「古後郷史料」二〇号ニ收ム。本文省略。中ニ球珠城攻ノ事アリ。

101 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

○康暦元年十二月廿四日。全文ヲ「古後郷史料」二二号ニ收ム。本文省略。文中ニ「山田郷原田次郎跡

田原氏能ノ親貞  
ニ対スル所領讓  
与ヲ安堵ス

山田郷

一〇四 粟野牧口八幡神社棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字粟野八幡神社

上野守氏貞宝殿  
ヲ建立ス

(墨書)  
一奉建立若宮八幡大菩薩御寶殿一字事、

大工清原□光

右志趣者、爲天長地久、御願圓滿、天下泰平、國土豐饒、萬民快樂、殊大願主所願成就如件、  
永德參年关亥卯月五日敬白、大願主上野守氏貞、大工清原□光

一〇五 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

(大友)  
親世當知行國々散在所領所職等事、

略○中

玖珠郡永野村

同國永野村  
(玖珠郡)

同國隆國符村

略○中

玖珠郡綾垣村  
同郡横尾新莊

同國玖珠郡綾垣村  
(古後郷)

同國横尾新莊  
(玖珠郡山田郷カ)

略○中

以上

右、注文如件、

永徳三年七月十八日

107 大友親世書狀

○狭間文書  
大分県史料二六

玖珠ノひきちヲ  
契約ス

くすのひきち事、けいやく仕へきよし申候、もしほんりやうハし(カ)の事ニよて、人とかく申事も  
候ハ、引取申候、又たかさきの事、かきの事、したゝめ候て、進す(カ)へく候、大方てうしゆをめん  
し、御より候て、しるしうけ給候へく候、尙くハしくうけ給候へく候、又くすの御ちきやうふん  
に、「如法寺(古後)の物ともあしよわそのほか、此うち物とも、もしハゑん(カ)により候て、かく  
れい候事、いかニもあるへく候、さやうの事をハ、よくくおほせつけ候て、一ミち御さたにあつ  
かり候ハ、返(カ)々悦入候、恐々謹言、

(年未詳)  
七月十二日

「(奥切封ウハ書)

(墨引)

はさま殿

(大友)  
親世(花押)

ちか世

「(端下)  
」(黒印)」

104 某書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

なほく、返くかまへてく、御返事うけ給り候へく候、申つくしかたく、よろこひ入まいら  
せ候、

山田ノコト

いつそや山た(山)の事うけ給候つる御事、あまりにく、よろこひ入まいらせ候、まつあハとの、御かた  
く、申て候つる、なにも給候御事こそ御うれしく候へとも、さきに給候とうけ給候つるところハ、  
ちとすこし心にかゝる事候て、御わつらハしくおほしめし候、されとも、よのかたく、御かへをハ  
く、しまして給へと申て候、なによりもく、ことし給候するよしうけ給候事、人めしちよろこひ申て  
候、われよりおほしめしより給候は、御ありかたく候に、さのミ候、かやうに申まいらせ候御事  
へき御事にてハ候ねとも、このとし月(年)ねん(念)し申て候かひに、よの中かやうに御なり候へハ、ふんこ  
の人々の御なかに山た(山)御もち候ハ、さりとともすこし申候すると申いて候『(紙継目)つるほとに、これのと  
のらおほし候と申、人めにこそかやうにこうしやうに申まいらせ候へハ、むつかしくもおほしめし  
候らんと、はち入まいらせ候て候、三かハとのきやうたい(恥)よりもな申候そと候へとも、なをもほか  
く(敷)しく思まいらせ候、よてかやうに申候かいに、さほ(相違)いなく給候する御事、申はかりなくよろこ  
ひ入まいらせ候て候ことも候へハ、よろつほか(外)くしくおほしめし候ましく候、これよりもこそほ  
うしゆうとたのミ入まいらせ候、なをく返くこの御返事に、山たの御たいくハんのかたへも、お

山田ノ代官

豊前路ヨリノ合  
力ハ大内トノ関  
係ニヨリ支障ア  
リ

大内ニ連絡ス

玖珠路ハ煩ナシ

ほせ候て給候へく候、返とかく申まいらせ候事、御(煩)わつらハしくおほしめし候ハんと、御心もとなく候、又(三河女房)ミカハねうはうもたす候、かまへてく、御かたくよきやうに御はからい候て給へく候、この御返事うけ給候へく候、あなかしく、

(奥封切)  
「(墨引)」

○肥前山田庄カ、豊後玖珠郡山田郷カ未詳。シバラクコ、ニ掲グ。

## 106 今川了俊貞書状

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

其城事、度々承候間、随分いそぎく、一勢つかはし候へく候處ニ、豊前路よりの合力の事ハ、大内家人等、國の事をうたかひて候て、これよりの勢つかはし候ハ、やかて事を左右ニよせて、大友方をも合力し候へきやうニきこへ候ほとニ、さやうニなり候てハ中く後までのわつらひたるへく候ほとニ、このやうを、まつ大内方ニ申つかわし候て、心やすく思候ハ、其後の勢仕の事ハ、豊前目よりも子細候ましく候間、その左右を待入て候也、玖珠路の事ハ、今も煩あるましく候間、すてニハや、二郎殿三郎殿も、若狭殿一所ニ御こゑ候也、陸奥守も、明日六日筑後にまかりこゑ候間、あなたよりの合力勢仕ハ、子細候ましく候、

一その事、地下のこやおとすれ候て、(通路難徳)つうろなんきのよし、うけ給候、たとひつうろ候ハすとも、その城の事、この月うちハかり、御こらへ候ほとこの兵糧もし候ハ、それまで御こらへ候

兵糧アラバ持久  
スベシ  
持久困難ナラバ  
此方又ハ姫島ニ  
移ルベシ  
豊前路ヨリノ合  
カヲ待ツベシ

城中人々ノ所領  
ヲ安堵ス

へく候、もし又、そのほとどの兵糧もあるましく候ハ、中へ城をすて、こなたニ御こゑ候敷、しからずハ、ひめ嶋<sup>(姫島)</sup>まで御うつり候へく候、とても豊後の事ハ、たとひその城をすてられて候とも、かたくしすゑ申候へとの御教書の下ニて候間、事を大ニ仕候て、しすゑ申候へく候間、そこつに御心し候て、面々の御身をまたくせられ候て、豊前路よりの勢仕の時を、御まち候へく候、もし兵糧候て、今月中ハかり御こらへあるへく候ハ、とてもそれまで合力を御まぢつけ候へく候、相構へく心ミしかく、御さた候ましく候、たとひその城候ハすとも、我らも御教書と、上意のをもむきのまゝに、合力事、さたし付申へく候上ハ、城すてられて候ニハ、よるるましく候、

日本國大小の諸神八幡大菩薩天満大自在天神も、御爵候へ、面々の御あんとの事ハ、かたくさたし付申へく候、今のまゝにてハとても大友方の事、その身も國の事も、すくるへく候上ハ、いかにも御かんにん候へく候、そのために、ハやかさねへく京にも申入、大内方にも申遣て候間、豊前路の勢仕事、子細あらしと存候、

一城中の人々御知行分あんとの事、承候、めいへくニ進候へハ、みちのほともわつらひにて候間、まつ一紙ニ御あんとを申へく候、追てめんへくの御名字ニて進候へく候、ななさまニも、御所御奉公の名字を御かけ候事をハ、始中終公方としても、御扶持候へきよし、かたしけなく仰下され候ハ、仰事も御心やすく候へく候、恐く謹言、

三月四日

(今川貞世)  
了俊(花押)

衛比須(夷)城

(夷カ) 衛比須城

御返事

○豊前路・玖珠路ヨリノ合力ト云ヒ、姫島退避ト云ヒ、宛所ノ「衛比須城」ハ香々地莊ノ奥ノ夷ヲ指スモノカ。

104 沙彌正言讓狀

○長野末夫文書  
大分県史料一

讓與、

在豊後國玖郡長野村拾町・同郡栗木八町并筑前國三奈木拾(町カ)同島地山野屋敷等(坪付在)

相伝所領三分一ヲ親治ニ讓ル

一所玖珠郡長野村田地拾町(町カ)内三分壹(屋敷等)付島地山野

同郡 栗木村

一所同郡栗木村八町之内參分壹(屋敷等)付島地山野

筑前國三奈木

一所筑前國三奈木拾町之内參分壹(屋敷等)付島地山野

相伝ノ所領三分一ツ、割分シテ讓ル

繪旨以下文書正文ハ越後守言賀方ニ調置ク

右彼所々領地事、御恩賞と申、本領といひ、重代相傳之所領也、然間今におひてハ、參箇所の領地を參分壹つゝ割分て、彌次郎親治に永代をかきてゆつりあたふる者也、限ある公役以下においてハ、先例にまかせて其沙汰をいたすへし、いさゝか他の違亂あるへからず、兄弟三人同心にして、公私の儀を經、讓にまかて知行すへき也、繪旨・御教書・探題御遵行・守護の御奉書者、正文を越後守言賀か方に調置候、自然不審時者、兄弟相共披見をいたし、事を明候へく候、但不(義カ)の仁にお

山田郷

二四七



二二 五ヶ瀬町坂本觀音堂鰐口銘

○甲斐素純調査記録  
宮崎県東臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所坂本觀音堂

(表右廻り)

「大日本國鎮西豐後州玖珠郡 敬白、」

(同左廻り)

山田郷岩壺阿弥  
陀堂ニ奉寄ス

「山田郷岩壺阿彌陀堂御前奉謹、」

(裏右廻り)

「吉應永二十九念卯月吉日」

(同左廻り)

旦那淨文

「旦那淨文」

○成松忠氏管理トイフ。

二三 藤原某・左衛門尉某連署奉書

○大友家文書録  
大分県史料三一

小田小次郎

○応永卅二年十月十日。「古後郷内小田五郎先給」等ヲ野上正重代官ニ渡付セシムルモノ。両使ノ一方ニ小田小次郎アリ。全文ヲ「古後郷史料」二八号、「飯田郷史料」八二号ニ収ム。本文省略。

二四 大内持世書狀寫

○大友家文書録  
大分県史料三三

書狀ニ答ヘ筑前  
方面ノ情勢ヲ報

去十四日御狀、今日令披見候、抑小佐并事、重々御計策可然候、

山田郷

山田郷

二五〇

ズ  
玖珠勢

陣替ヲ賀ス

一 玖珠勢動之様承候、得<sub>レ</sub>其意候、

一 其面一勢可差遣之由承候、當手者共、此間豊前へ又差遣候、彌無人數候之間、乍存候、

去此宰府勢日田へ少く通候之間、殘候武藤(少武嘉頼)被官人、爲釣留筑前にも執陣候、旁軍勢不得隙候、

其方陣替之由承候、目出候、時宜細く可申承候、恐く謹言、

(本享八年)  
卯月十九日

大内家之由、  
(持世)(花押影)

田北治部少輔殿

二五 朽網法祥等三名連署奉書

○大友家文書録  
大分県史料三一

玖珠郡山田郷原田内壹町漆段原田清次郎跡事、打渡中嶋三河守、可被執進請取之狀候、若有子細者、

追可有糺明之由候、恐々謹言、

嘉吉三年  
十二月十三日

秀成在判

直貞在判

(朽網備後入道)  
法祥在判

原尻大和入道殿

牧治部丞殿

山田郷原田内ノ  
地ヲ中嶋某ニ打  
渡サシム

山田郷原田村ノ  
地ヲ打渡ス

二六 原尻融元・牧利世連署打渡狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

玖珠郡山田郷原田村内壹町七段原田清次郎事、任御判・御奉書之旨、打渡申候所也、恐々謹言、

嘉吉三年  
十二月廿日

中嶋三河守殿

世在判○牧治部丞  
利(牧)  
融(原尻)  
元在判○原尻大和  
入道

二七 大友親繁書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

参河守ニ補任ス

補任参河守之由、承候、目出候、如何様、以面可賀申候、恐々謹言、

年未詳  
卯月八日

中島右京亮殿

親(大友)  
繁在判

二八 山浦瀧神社石製棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡玖珠町大字山浦瀧神社

妙見大菩薩社殿  
一字ヲ造立ス

奉彫造天一神妙見大菩薩社壇一字、(宝)玆德二年庚午□月八日、大願主源朝臣□□□行□

山田郷

二九 桐木八幡社隨神像銘

○九重町仏像・神像調査報告書（文化財調査報告一五）  
玖珠郡九重町大字菅原字桐木

藤原有行造立ヌ

（童子形背部刻銘）  
一右作立者、藤原氏有行

（カ）  
年五十

帥子小馬大□也、

七才造之、

天長地久御願圓滿、殊、

應仁丁亥

所願成就皆令満足也、

年霜月吉

日敬白、

願主宇佐氏

（壮年形背部刻銘）  
一右願主者、宇佐氏

（カ）  
物

歲廿七才時、諸願成

就皆令満足、（歲）次

丁亥

于時應仁元年霜月 吉日敬白

三〇 戸畑山ノ口寶塔銘

○大分県金石年表  
玖珠郡玖珠町大字戸畑字山ノ口

紀伊守昌翁繁公  
ノタメ宝塔ヲ造  
立ヌ

前紀劔太守昌翁繁公禪定門（口）時文明四白壬辰三月念三日孝子敬白、

山田郷安永名内  
牧口八幡社神殿  
ヲ造立ス

大檀那阿蘇惟忠  
大願主宇治惟歳  
政所大神兼義

開山妙仏禪師

金蜂妙永禪尼ノ

### 三 粟野牧口八幡神社棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字粟野八幡神社

〔裏墨書〕

「奉造立大日本國九州豊後國玖珠郡山田郷安永名内牧口八幡大菩薩御神殿一字、聖主天中天迦陵頻伽聲、大檀那大梵天王哀愍衆生者、我等今敬礼大願主帝釋天王、旨趣者奉爲普天安寧三海靜謐、

特者九州安全萬民与樂、別者信心大願主武運長久家門繁昌、御神領安穩當家貴賤運命增長、

〓之由如件、文明三年壬辰卯月廿八日大檀那阿蘇大宮司宇治朝臣惟忠、大願主宇治朝臣惟歳、政所北里大藏少輔大神兼義、奉行〓兵部丞藤原義〓、大工藤原兼從、小工十〓〓神主小野種村」

〔裏墨書〕

「番匠仕參百七十人、但春作事也、」

### 三 山浦瀧神社寶篋印塔銘

○大分県金石年表  
玖珠郡玖珠町大字山浦瀧神社

〔塔身ノミ現存〕

「開山妙佛禪師、文明八季丙申春彼岸」

### 三 引治石塔銘

○九重町石造物資料（文化財調査報告書三）  
玖珠郡九重町大字引治字本村

〔東面〕  
「金蜂妙永禪定尼

山田郷

山田郷

タメ墓標ヲ造立ス

(阿闍如來)  
(梵字ウン)

延德三年辛亥三月十二日

(南面)

(宝生如來)

(梵字タラーク)

(西面)

(阿彌陀如來)

(梵字キリーク)

(北面)

(不空成就如來)

(梵字アク)

○名称ハ『九重町石造物資料』ニ抛ル。通称「引治殿ノ墓」ト云フト。五輪塔ノ塔身ヲ方形(高サ一九・五  
種、横一七・七種)ニ改メタル異型ノ石塔ナリ。塔身ノ四面ニ右ノ銘及ビ四方仏ヲ刻ス。

三四 大友政親書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

心底ヲ通ジ玖珠  
郡衆ノ合力ヲ依  
頼ス  
市河親清ヨリ申  
ス

爰元之儀、心底之通度々。申候處、早々御歸宅祝着之至候、

(玖珠郡)

彌郡内堅固之御覺悟、憑存候、毎事國家之

儀、以面可申談候、巨細定、從市河(親清)但馬守所、可申候、恐々謹言、

(年未詳)  
七月十一日

(大友)  
政 親在判

中嶋次郎五郎殿

中嶋 又 六殿

中嶋孫次郎殿

中嶋三河守殿

三五 大友政親書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

玖珠郡ニ於ケル  
合戦ノ忠ヲ賞シ  
郡内安全ヲ憑ム

去廿六、(玖珠郡)於當郡合戦、被摧手、高名之由、誠感悅候、如何様、一段顯志可賀申候、各被申談、郡内

安全之儀、憑存候、恐々謹言、

(年未詳)  
七月廿八日

(大友)  
政 親在判

中嶋孫次郎殿

三六 大友親治知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

玖珠郡(山田縣)小田參河守跡之内壹町分坪付別事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

小田參河守跡内  
一町ヲ野上清三  
ニ預ク

(明応六年)  
三月廿日

(大友)  
親 治(花押)

(紫斑)  
野上清三殿

(奥切封)  
「(墨引)」

三七 大友氏加判衆連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

玖珠郡小田三河守先給之内壹町分坪付別事、任御判之旨、可被打渡野上清三也、依仰執達如件、(繁鹿)

明應六年三月廿三日

玖珠郡小田三河  
守先給内一町分  
ヲ野上清三ニ打  
渡サシム

藤原(折綱親滿)

大和守(小佐井堅永)

上總介(花押)(永留繁直)

常陸介(花押)(天津留繁綱)

兵部少輔(花押)(寒田親景)

右田兵庫助殿

橋爪宮内少輔殿

松木丹後守殿

三六 町田小倉神社棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字町田小倉神社

小倉大明神門屋  
一字ヲ造立ス

大檀越清原真人  
繁頭ノ息災延命  
子孫繁昌武運増

(墨書)  
(山田郷)

「謹奉建立小倉大明神宮門屋一字之事、聖主天中天迦陵頻伽聲哀愍衆生者、我等今敬禮弘誓深如海

曆劫不思議侍□千億佛發大清淨願、夫脩造意趣者、奉爲金輪聖皇天長地久、御願圓滿、三海靜

謐、國家豐樂、殊者信心大檀越清原真人繁顯息災延命、子孫繁昌武運增長、仰乞當社安穩神威自

在、伏乞社司子孫榮樂、當邑各々安全及从法界平等利益、于時明應第[七]歲次戊午孟夏廿三日大

長  
檀那清原繁顯  
矢野右京亮

馬岳合戦ニ於ケ  
ル親父戰死ヲ賞  
シ一跡ヲ安堵ス

雜説ニ就キ出張  
セル辛勞ヲ賞シ  
情勢ヲ注進セシム

檀那清原真人繁顯、橘朝臣矢野右京亮、清原祝司次郎三郎、大工次郎右衛門尉

○右棟札裏ニ大永二年門屋上葺再興ノ墨書銘アリ。大永二年（一四五号）ノ条参照。

三九 大友親治一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

去七月廿三日、於豐前國馬岳城攻口合戦、親父左京亮安通討死、高名忠節無比類候、必一段可賀申

（京都郡）

候、仍一跡之事、勿論領掌不可有相違候、恐恐謹言、

（八月廿九日九）

（文龜元年）

中島太郎殿

（大友）  
親 治 在 判

○年号・月日ハ『文書錄』ニヨリ推定ス。

三〇 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一三

猶々申候、又兵衛尉殿同前候、

就説風渡其方江被越候、辛勞不申及候、其堺之儀、乍案中難説候歟、尤可然候、彌可被添心事、憑

（マ）

入存候、替子細候者、急度可示給候、委細猶朽網次郎可申候、恐々謹言、

（永正元年）

閏三月廿七日

（大友）  
義 長（花押）

山 田 郷

岐部五郎左衛門尉殿

三一 阿蘇社權大宮司宇治能續讓狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

讓與 加賀能憲

所領所職ヲ加賀能憲ニ讓ル  
玖珠郡遣水名辻尾尻村・口蘭村

肥後國阿蘇社領内權大宮司職・同歲禰預職之事、并北蘭村一町六反半、(山田郷カ)玖珠郡之内遣水名辻尾尻村・口蘭村、

右、彼職所領間事、所讓渡能憲也、有限恒例社役・公役等、任先規懈怠令勤任、可知行者也、仍爲後日之狀、如件、

永正貳年乙丑六月一日

權大宮司  
宇治能續花押

三三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一三

立花城番ノ人勢ヲ催促ス

立花城番之事、以前被仰出候時、わひ事候間、親に候人に具申候之處、さ様ニ候ハ、先一人可遣之由、被申候つれ共、當時筑後之儀共如此候へハ、かたゝもて、彼之城之覺悟專一之時分に候、乍辛勞可被立候由、重而御催促候、内儀不思召やられ候へ共、登城候ハ、別而之奉公たるへき之由、被仰候、如何様ニ候ても、支度肝要候、急度被越候者、番替等之事、内々可得其心候、わひ事

之儀承候て、かやうニ申候へ者、無曲候へとも、親に候人被申候も、無余候之間、同前ニ申候、賀事重々可申候、恐々謹言、

三月廿日

〔奥切封ウハ書〕

〔墨引〕

〔大友〕  
義長〔花押〕

岐部〔五郎カ〕  
左衛門尉殿

義長

三三 大友義長書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏切封并端裏書〕

一 十〇世

〔墨引〕

義長公御書

玖珠日田不作ニ  
ツキ祈禱札枝ヲ  
持参セシム

玖珠・日田郡迄近年作毛不熟ニ付、祈禱申來候由、尤ニ候、如例之札支候ハ、可被爲持参候、恐々謹言、

六月八日

由原宮師御房

〔大友〕  
義長〔花押〕

一三四 大友氏加判衆連署奉書寫

○岐部文書  
熊本県史料中世四

珠珠郡小田因幡  
守跡ヲ岐部親泰  
ニ打渡サシム

就珠郡之内、小田因幡守跡之事、被宛行岐部五郎左衛門尉早、任御判形之旨、可被相渡之由、所被  
仰出也、依而執達如件、

永正五年七月五日

(小原右並丸)  
左衛門尉

(得永親宣丸)

伊賀守

(大神親照丸)

左衛門大夫

(本庄右述)

前伊賀守

(一万田常泰丸)

治部大夫

朽網兵庫守殿  
(マ)

一三五 大友親安義鑑知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

就今度朽網兵庫同意候隱謀人成敗、忠儀之条、之珠珠郡山田之郷粟野之村之内、尾本田地四段・畠地  
三段、同村之内京都原田地貳段・畠地貳段事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十二月二日

(大友義鑑)  
親安(花押)

珠珠郡山田郷粟  
野村内ノ地等ヲ  
預ケ  
尾本田地  
京都原田地

野上二郎太郎殿

一三六 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

〔親滿〕  
成敗ノ恩賞トシ  
テ山田郷内ノ地  
ヲ預ク

今度朽網兵庫同意之隠謀人成敗之刻、  
〔忠儀之條カ〕  
〔恐々謹言〕  
穴井鼻田地壹段事、預置候、可有知行候、

〔永正十三年〕  
十二月二日

〔大友義鑑〕  
親安在判

中嶋内藏助殿

一三七 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

朽網親滿同意輩  
成敗ノ恩賞トシ  
テ山田郷内ノ地  
ヲ預ク  
戸畑ノ内

就今度朽網兵庫同意隠謀人成敗、  
〔忠カ〕〔公條、致殊カ〕  
〔可有知行候〕〔恐々謹言〕  
之内紺屋貳段半事、預置候、

〔永正十三年〕  
〔十一月二日カ〕

齋藤五郎大郎殿

〔大友義鑑〕  
親安在判

郡山田之郷栗野村之内、戸畑之内峯〔 〕村

一三 大友親安鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

高勝寺城ニ於ケル軍忠ヲ賞ス

去十六夜、(山田郷)於高勝寺、被官者(其被底)

(二月)  
日

(永正十四年)

(辰資)

野上左馬助殿

(大友義鑑)  
親安(在判)

一三九 大友氏加判衆連署書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

(端裏書)  
一 □到來候社家中へ被遣連署書狀案文

朽網親滿殘党ノ宮中并近辺隱置ノ風聞ニヨリ実否ヲ問フ

態用一行候、仍當國逆叛族、(朽網親滿)去年以來成敗候之處、多分如貴國落集候、然□前日至防州御留守衆被進、定惠院旨趣被申事、萬一彼惡黨聊尔動□候者、國中衆彼後詰之儀、可被成□之段、對院主御入魂候、以其辻今度□珠郡敗北凶徒、佐田方少々預□候、誠御兩家無二御契約歷然候之處、彼落人於宮中并近邊、隱□之由、普其間候、事實候者、以外□併社家中堅固御覺悟此時候、依御返事、可得其意候、恐々謹言、

(永正十四年頃)  
三月二日

(本庄)  
右述

郡内綾垣長門守  
跡四郎二段ヲ岐  
部五郎左衛門尉  
ニ打渡サシム

宇佐宮

社家御中

一四〇 大友氏加判衆連署奉書

○岐部文書  
大分県史料一三

景(白杵) 長(豊纏) 親(木上) 長(大) 秀 照 親(大)

當郡内綾垣長門守跡本給四町貳段事、被宛行岐部五郎左衛門尉訖、任 御判旨、可被打渡候由、依  
仰執達如件、

永年十四年七月五日

左衛門尉(小原右並)

民部少輔(白杵長景) (花押)

大炊助(木上長秀) (花押)

彈正忠(豊纏親富)

左衛門大夫(大神親照)

前伊賀守(木庄右述)

○「玖珠郡欠所奉行」ノ充所ヲ欠クモノナラン。

山田郷

二四二 大友親安鑑知行預ケ狀案

○児玉鑑探集文書  
増補訂正編年大友史料一四

御側箇

野上市左衛門所持、

去春、(朽網親滿)殘黨現形爲忠義賞、(玖珠郡山田郷丸)當郡山田村之内、垣井川壹段半、辻尾尻壹段之事、預置候、可有知行

候、恐々謹言、

(永正十四年)  
十月一日

(大友義鑑)  
親安書判

野上中務少輔殿

二四三 大友義鹽知行預ケ狀寫

○西文書  
大分県史料二六

玖珠郡之内三千貫分、日田郡之内千九百三拾貫分、直入郡之内<sup>(三)</sup>百貳拾三貫分<sup>(三)</sup>別紙<sup>(三)</sup>付在之事、大分郡之内牧百三町分之事、預置、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)  
十二月一日

(大友)  
義鹽<sup>(花押影)</sup>

西大膳大夫殿

○文書内容・過大ナル貫高等疑問多シ。以下三通検討ヲ要ス。

玖珠・日田・直入・大分諸郡内ノ知行ヲ預ク

朽網親滿殘黨退治ノ恩賞トシテ山田村内ノ地ヲ預ク  
垣井川・辻尾尻

玖珠・日田・直  
入諸郡内ノ所領  
ヲ打渡サシム

玖珠・日田・直  
入諸郡ノ地ヲ打  
渡ス

一四三 大友氏加判衆連署奉書寫

○西文書  
大分県史料二六

玖珠郡之内三千貫分、日田郡之内千九百三拾貫分、直入郡之内三百貳拾貫分<sup>坪付在之紙</sup>、到西大膳  
大輔御還附訖、任 御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年十二月朔日

丹 後 守 (花押影)  
(入田親應)

伊 賀 守 (花押影)

左衛門大夫 (花押影)  
(大帥親照)

大 和 守 (花押影)  
(田北親員)

前伊賀守 (花押影)  
(木庄右述)

政所殿

檢使中

○永正十四年頃ノ大友氏加判衆ニ、「伊賀守」ニ該当スル人物ヲ検出シ得ズ。

一四四 山下長就打渡狀寫

○西文書  
大分県史料二六

於玖珠郡之内三千貫分之事、任御判遵<sup>(山田郷)</sup>行之旨<sup>(山田郷)</sup>野上三百六拾町六段、平川貳百町  
魚返二百六拾貳町六段、山下三拾町 分之事、日田郡之内

山 田 郷

千九百三拾貫分之事 久來里百三十八町、五島井手口八拾二町 分之事、直入郡三百貳拾貫分之事 朽網六

植木三分之事 坪付在、別紙、 到西大膳大夫 五千 分渡進之由、知行肝要候、恐々謹言、

永年十四年十二月三日

(山中) 長就 (花押影)

西大膳大夫殿

一覽 町田小倉神社棟札銘

○大分県金石年表二  
玖珠郡九重町大字町田小倉神社

門屋上葺ヲ再興  
ス 紀親泰・大宮司  
清原泰佐

興奉再興門屋上葺之事、大永二年壬午卯月大吉日、當大檀那紀氏親泰、大宮司清原真人泰佐、大工土佐、

○明応七年同社棟札裏墨書銘ナリ。一二二号参照。

一覽 大友義鑿(カ)官途狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

右京亮ノ官途ヲ  
与フ

□(右カ)京亮望之由、承候、可存知候、恐々謹□、

(年未詳)  
十二月廿六日

(大友) 義鑿 (鑿カ) 在判

中嶋三郎殿

無足出張ノ馳走  
ヲ賞ス

一四七 大友義鑒(カ)感狀

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料一六

前日、以兩使出張之儀申候處、爲無足、別而可預馳走之由、令悅喜候、此節於被勵忠儀者、心追而、(一段カ)可顯其志候、恐々謹言、

(天文元年)  
八月廿三日

中島右京亮殿

(大友)  
義鑑(鑑カ)  
(在判)

○『大分県史料』所収『大友家文書錄』ニ見エズ。

一四八 大友義鑒感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

豊前国發向ノ軍  
勞ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、從最前以出陣、所(々手仕カ)軍勞、感悅候、彌可被勵忠儀事、肝要候、何様追(而カ)段可賀申候、恐々謹言、

(天文元年)  
十一月廿日

中嶋内藏助殿

(大友)  
義鑒(鑑カ)  
(在判)

一四九 大友義鑑書狀寫

○眞修寺文書  
大分県史料一三

新衆ヲ加ヘ引続  
キ勤番セシム

雖長々在城辛勞候、加新衆候、申談、彌堅固ニ勤番頼入候、猶田北大和守可申候、恐々謹言、  
(魏貝)  
九月廿二日  
(天文二年九)  
義鑑(花押影)  
(大友)

長野伯耆守殿

一五〇 大友義鑑一跡安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

親父清通一跡ヲ  
安堵ス

親父内藏助清通一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、  
(大友)  
九月廿三日  
(天文二年)  
義鑑在判  
(鑑清)

中嶋次郎太郎殿

一五一 大友氏加判衆裏封條々事書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏書)  
「古後領地ニ付浮免分」

條々天(文二)  
十一廿八

条々事書ヲ示ス

同陣衆小國出張  
小田寄合  
角牟礼御城

小田寄合之事、

(吉岡宗敏)  
(裏花押)

一 同陣衆至小國出張之事、  
(帆足郷)

一 角牟礼御城之事、

(山下長就)  
(裏花押)

一 面目調之事、

一 豊前立柄之事、

(入田親藤)  
(裏花押)

一 連判衆之事、  
以上

一五二 大友義鑑書狀

○五條文書  
熊本県史料中世四

(包紙ウハ書)  
一 五条殿

義鑑一

「(墨引)」

上筑後合戦不利  
ニ対スル書狀ニ  
答フ  
山下長就・吉岡  
長増等珍珠郡出  
張一行アルベシ

就去十六、於上筑後合戦之刻、味方依無人數失利候、急度示給候、被添心候之次第、乍案中祝着候、爲始星野常陸介・本庄伊賀守・清田兵庫頭、其外無余儀衆無恙候、先以肝要候、山下・吉岡(長就)  
其外寄々衆、珍珠郡迄出張候、跡衆之事稠申付候、於此上、一仕立不可有余儀候、此節弥當山堅固之覺悟憑存候、此等之儀、自是可申之由存候折節、早々注進、無油斷才覺御憑敷候、今度忠貞之儀、永々不可有忘却候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天文三年)  
閏正月廿一日

(大友)  
義鑑(花押)

山田郷

山田郷

(鑑量)  
五条殿

○『熊本県史料』中世二八、天文二十二年ノ閏正月ニ比定スルモ、同年ハ大友義鑑ノ歿後ニシテ、誤リナルコト明白ナリ。「義鑑」ノ諱字ヲ用フル期間ノ閏正月ハ、天文三年以外ニナシ。

一五三 大友義鑑感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二二

肥後国在陣粉骨  
ヲ尽セルヲ賞ス

於今度其表、長ク在陣粉骨、殊所々働<sup>(肥後國)</sup>以軍勞、誠感悅候、彌忠儀憑入候、必追<sup>(而一段可賀カ)</sup>申

候、恐々謹言、

(天文三年)  
閏正月廿三日

(大友)  
義鑑在判

中嶋新三郎殿

○菊池義宗退治ニカ、ル。

一五四 大友義鑑感狀

○熊一文書  
増補訂正編年大友史料一六

玖珠郡在陣ノ上  
筑後ニ出張セシ  
軍勞ヲ賞ス

今度以吉岡左衛門大夫同陣、於玖珠郡、長々在陣之脇、至筑後不圖出張、旁以軍勞感悅無極候、以其辻、筑後之事、過半屬案中之由候、彌忠儀頼入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(長増)  
(天文三年)  
三月廿日

(大友)  
義鑑(花押)

能一縫殿助殿

一五 大友義鑑感狀(紙切)

○中村文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

四  
鑑 永

中村彈正忠殿

(大友)  
義 鑑

(端裏切封)  
「(墨引)」

玖珠郡在陣ノ上  
筑後発向ノ軍旁  
ヲ賞ス

今度以吉岡左衛門大夫同陣、於玖珠郡長々在陣之脇、至筑後不圖出張、旁以軍勞感悅候、以其辻筑後之事、過半屬案中之由候、彌忠儀憑入候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(長増)  
(天文三年カ)  
三月廿日

(大友)  
義 鑑 (花押)

(鑑永)  
中村彈正忠殿

一六 大友義鑑感狀(紙切)

○平林文書  
大分県史料二五

(端裏切封)  
「(墨引)」

玖珠郡在陣ノ上  
筑後発向ノ軍旁  
ヲ賞ス

今度名代以吉岡左衛門大夫同陣、於玖珠郡長々在陣之脇、至筑後不圖出張、旁以軍勞感悅候、彌忠貞憑入候、必取鎮、一段可賀申候、恐々謹言、

山 田 郷

山田郷

(長增)  
三月廿日

(大友)  
鑑(花押)

二七二

平林宮若殿

一五七 大友義鑑感狀

○徳丸文書  
大分県史料九

玖珠郡在陣ノ上  
筑後発向ノ軍旁  
ヲ賞ス

今度以吉岡左衛門大夫同陣、於玖珠郡長々在庫之脇、不圖至筑後出張、旁以軍勞感悦無極候、以其

辻筑後之事、過半屬案中之由候、彌忠儀憑入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(長増)  
三月廿日

(大友)  
鑑(花押)

徳丸右衛門尉殿

一五八 大友義鑑感狀

○徳丸文書  
大分県史料九

玖珠郡在陣ノ上  
筑後発向ノ軍旁  
ヲ賞ス

今度以吉岡左衛門大夫同陣、爲無足、於玖珠郡長々在陣之脇、至筑後不圖出張、旁以軍勞感悦候、

以其辻筑後之事、過半屬案中之由候、彌忠儀頼入候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(長増)  
三月廿日

(大友)  
鑑(花押)

徳丸新三郎殿

一五九 大友義鑑書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

菊池義宗現形ニ  
付起請文ヲ捧グ  
ルヲ賞ス

〔就カ(菊池)豊(肥)  
(言)〕  
□義宗於堺目滞在之儀、心底之趣、以神名承□□案中御憑敷候、彌可被勵忠貞事、頼存候、恐々謹

(天文三年)

三月廿八日

中嶋和泉守殿

(大友)  
義鑑在判

一六〇 大友義鑑感狀案

○熊一文書  
増補訂正編年大友史料一六

筑後国ニ発向シ  
軍忠ヲ致スヲ賞  
ス

就今度筑後發向、爲先衆、至生葉表在陣、<sup>(筑後)</sup>  
半属案内) □□□□之由候、彌忠儀憑入候、必迫而、一段可賀申候、恐々謹言、<sup>(手仕等每事カ)</sup>  
□□□□軍勞、感悅無極候、以其辻、筑後國之事、□<sup>(遍)</sup>

(天文三年)

三月廿九日

中嶋内義助殿

(大友)  
義鑑在判

志津利与三兵衛  
尉 野上民部丞  
野上越後守

○『大友家文書錄』ニモ収録セリ。尚同日同文ノ志津利与三兵衛尉・野上民部丞(公繼)宛、若干文言ノ異ナル野上越後守宛感狀モ収ム。



敵玖珠郡取出ノ  
刻ノ合戰軍忠ヲ  
賞ス

中島鑑清

森左馬助

敵玖珠郡現形ノ  
時ノ軍忠ヲ賞ス

二六三 大友義鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

去廿至當郡敵取出候之處、イ即則時馳向遂合戦、凶力徒之者數百人討捕候之刻、別而粉骨、殊忠儀誠無比類候、彌堅固之才覺憑存候、必追而、一段可賀申候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔忠、恐々謹言、

(天文三年)  
七月廿三日

(大友)  
義鑑在判

中嶋次郎太郎殿(鑑清)

○同日、略同文ノ森左馬助宛感狀アリ。

二六四 大友義鑑感狀寫

○大友家文書錄  
大分県史料三四

去廿至當郡敵取出候處、即時馳向遂力、宗徒者數百人討捕候刻、別而粉骨忠儀、寔無比類候、彌堅固之才覺憑存候、必迫力一段可賀申候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔進之候、恐々謹言、

(天文三年)  
七月廿三日

(大友)  
義鑑(花押影)

森壹岐守殿

山田郷

一六五 大友氏加判衆連署書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

玖珠郡曾福口合  
戦ノ粉骨ヲ賞ス

去廿、<sup>(古後郷)</sup>到當郡曾福口敵取出候處、即時被懸<sup>(付殊被力)</sup>□<sup>(必道)</sup>疵、粉骨之次第令感心候、委細達 上聞候、<sup>(必道)</sup>□<sup>(必道)</sup>  
而一段可被成 御感候、彌可被勵忠儀事、肝<sup>(憂候、恐)</sup>□<sup>(必道)</sup>謹言、

八月三日  
<sup>(天文三年)</sup>

<sup>(田北)</sup>親 員在判

<sup>(山下)</sup>長 就在判

<sup>(吉岡)</sup>長 增在判

中嶋新三郎殿

一六六 大友氏加判衆連署書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

玖珠郡曾福口合  
戦ノ軍忠ヲ賞ス

到當郡曾福口、敵現形之刻、最前被懸<sup>(古後郷)</sup>□<sup>(必道)</sup>次第令感心候、委細達 上聞候之条、必<sup>(必道)</sup>□<sup>(必道)</sup>被  
成 御感候、彌可被勵忠儀事、肝要候、恐<sup>(不謹)</sup>□<sup>(必道)</sup>言、

八月三日  
<sup>(天文三年)</sup>

<sup>(田北)</sup>親 員在判

<sup>(吉岡)</sup>長 増同

<sup>(山下)</sup>長 就同

中嶋右京亮殿

筑後国在陣西牟  
田親員等退治ノ  
粉骨ヲ賞ス

二六七 大友義鑑感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

〔(至)〕今度筑後國、長々在陣軍勞、就中、西牟田□□□□(親員)、(以下之憲)黨等退治之刻、別而粉骨被疵之由、忠儀誠無□(比)

類候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

〔(天文三年)〕  
八月三日

〔(大友)〕  
義鑑在判

中嶋和泉守殿

二六八 田北親員書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

就郡内買地之儀、先證數通令披閱候、如此於□□(分明カ)者、今以争可有相違候哉、堅固安堵肝要候、□

郡内買地ノ先証  
ヲ披閱シ安堵セ  
シム

〔(年未詳)〕  
言、

八月五日

〔(田北)〕  
親員在判

中嶋右京亮殿

○当時、田北親員ハ玖珠郡ノ方分也。

一六九 大友義鑑書狀

○梅木忠臣藏長野文書  
大分県史料一三

角牟礼新堀

○(天文三年カ)八月五日。「角牟礼新堀之事」ニ係ル。「帆足郷史料」七八号ニ収ム。充所ハ「古後中務少輔殿・田籠縫殿助殿・魚返與三左衛門尉殿・原田右衛門尉殿・魚返新三郎殿・惠良伯耆守殿・中嶋左京亮殿・長野伯耆守殿」ノ玖珠郡衆八名ナリ。本文省略。

一七〇 大友義鑑一跡安堵狀

○岐部文書  
大分県史料三五

〔(裏端切封) 墨引〕

親父親泰跡ヲ安堵ス

親父五郎左衛門尉親泰一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

九月四日

(大友) 義鑑 (花押)

岐部宮菊殿

一七一 大友義鑑一跡安堵狀

○岐部文書  
大分県史料三五

〔(端裏切封) 墨引〕

親父親泰一跡ヲ

親父山城守親泰一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

安堵ス

十二月十三日

岐部彈正忠殿

(大友) 鑑 (花押)

一七三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

筑後国内四町分  
ヲ預ク

筑後國之内四町分 押付在  
別紙

事、預置候、可有知  、恐々謹言、

(大友) 義 鑑在判

(天文五年)  
十月三日

中嶋次郎太郎殿  
(鑑清)

一七三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

筑後国内三町分  
ヲ預ク

筑後國之内三町分 押付在  
別紙

事、預置候、可有知  、恐々謹言、

(大友) 義 鑑在判

(天文五年)  
閏十月九日

中嶋右京亮殿

山田郷

一七四 富榮・重利・資高連署書狀

○古後文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

小田・粟原相論  
ノ無事ヲ賀ス  
衆中小田某ニ助  
言セシタメ

就小田彌十郎方与桑原被申談題目、先日旨趣令申候處、乍案中、以御分別、兩方先々無事罷成候條、珍重候、此等之趣、早速雖可申入候、御繁多奉察候間、無音心外候、爰元衆中被申談、至小田彌十郎方令助言候條、可爲申儘之由承候間、旁以太慶候、尙重疊可申入候、恐々謹言、

(天文七年頃カ)  
九月十一日

資高(花押)

重利(花押)

富榮(花押)

森土佐守殿

古後藤右衛門殿

森主税助殿

惠良左衛門大夫殿 御宿所

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一七所収ニヨリ傍注ス。

一七五 田北親員書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

小田次郎兵衛尉  
ト野上左馬助ト  
ノ論地落着ヲ助  
ムシ静謐ヲ致サシ

就小田次郎兵衛尉・野上左馬助方被申結儀、去春筑前目出國之剋、兩方江令助言、當座之儀、預許容候之条、本望候、於于今者、彼論地之事、以落着、彌兩人無異儀様、御故實肝要候、殊御兩家永々御静謐之續、聊之儀も出來候而者、不可有曲候、御分別前候、以前之首尾候之条、吉弘掃部助・松尾坊雇申候、定而可被達候、恐々謹言、

(天文八年)  
八月十日

(田北)  
親員在判

岐部山城守殿

松木二郎左衛門尉殿

惠良薩摩守殿

帆足右衛門大夫殿

野上大和守殿

惠良筑前守殿

大田右京亮殿

平井三河守殿

帆足安藝守殿

森次郎殿

森長門守殿

古後因幡守殿 御宿所

○年代ハ『大友家文書錄』ノ綱文ニヨル。『増補訂正編年大友史料』一七八天文七年トセリ。

一七六 岐部親承讓狀寫

○岐部文書  
熊本県史料中世四

所領ヲ讓与ス

山田郷弥富名

古後郷綾垣名

一家相續之事、

一所 山田郷之内彌富名陸町

一所 古後郷之内綾垣名肆町貳段

彼兩所同御判三通、此内貳不知行、渡進之候、右讓與狀如件、

天文拾三年甲辰貳月十八日

岐部彈正忠殿

(山部)山城守親承(花押影)

一七七 大友義鑑一跡安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

親父(中馬)左馬助鑑清一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

八月十七日

(大友)義鑑在判

中嶋市松殿

親父鑑清一跡ヲ  
安堵ス

親父鑑泰一跡ヲ  
安堵ス

一六 大友義鎮一跡安堵狀

○岐部文書  
大分県史料三五

「(端裏切封)  
墨引」

親父五郎左衛門尉鑑泰一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、  
(天文十九年乙)  
二月廿九日  
(大友)  
義鎮(花押)

岐部宮菊殿

一七 大友義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

小原鑑元ニ対ス  
ル入魂ヲ謝シ義  
鎮ニ対シ無二ノ  
心底ヲ憑ム

○(天文十九年)六月十九日。全文ヲ「古後郷史料」八八号ニ収ム。本文省略。二階崩ノ変ニ関シ玖珠郡衆十人ニ宛ツ。小田次郎兵衛殿・岐部五郎左衛門尉ノ名アリ。

一八 大友義鎮知行預ケ狀

○岐部文書  
大分県史料二三

菊池義武退治ノ  
軍忠ヲ賞シ肥後  
国内十町ヲ預ケ

於近年所々軍勞、殊就今度義武退治(菊池)、別而粉骨、就中被官數人戰死、忠儀無比類候、必追而、一段可賀申候、先以肥後國之内拾町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

山田郷

山田郷

(天文十九年)

九月十三日

岐部五郎左衛門尉殿

(大友)  
義 鎮 (花押)

二八四

○内容及ビ花押類型ニヨリ天文十九年ト推定ス。

一八一 大友義鎮書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

在陣ノ勞ヲ賞シ  
粟野村公事ヲ免ズ

於其表在陳辛勞之至候、仍郡内粟野村就公事之儀、給人申事無餘儀分別候上者、向後倍不可有異儀

候、隨而織筋一端送給候、祝著候、猶山下治部少輔可申候、恐々謹言、

(天文廿一年)

八月廿一日

(大友)  
義 鎮 (花押)

野上右京亮殿

○『増補訂正編年大友史料』一九八天文十九年ニ比定スルモ、花押類型(5)ニヨリ、天文二十一年ト推定ス。

一八二 田北鑑生書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

豊筑檢使差遣ニ  
ツキ其ノ支度ヲ  
為サシム

○(永祿元年カ)九月十六日。全文ヲ「古後郷史料」九五号ニ收ム。本文省略。檢使ニ任ゼラレタル宛名四人  
中ニ小田民部少輔アリ。

豊前国牟人宇佐郡乱入  
田原親賢妙見岳勤番  
由布・玖珠・山香衆ト申談ジ境ヲ守ルベシ

一八三 大友義鎮書狀(紙切)

○佐田文書  
熊本県史料中世二

今度在陳中各軍勞之次第、具承知候、然者、其國牟人當郡塚目迄亂入之由、無是非候、必以發足、一行無余儀候之条、案中不可有程候、(宇佐郡)妙見岳勤番之儀、至田原民部太輔堅申付候之間、(親賢)定而不可有緩候、殊由布・玖珠・山香之共者江、其表可差擲之段、度々加下知候之条、每事被申談、其境堅固之以覺悟、彌可被勵忠儀事肝要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

十一月十四日

(大友)義鎮(花押)

(興生)安心院中務太輔殿

(長重)飯田但馬守殿

(隆合)時枝兵部少輔殿

(隆吉)佐田彈正忠殿

其外宇佐郡衆中

一八四 吉岡鑑興書狀(紙切)

○佐田文書  
熊本県史料中世二

(端裏ウハ書)「從門司歸陳之次第」  
注進返事

山田郷

吉岡掃部助

山田郷

安心院中務大輔殿

佐田彈正忠殿

鑑興

二老同心日田郡  
マデ帰陣  
由布・珍珠・山  
香衆ニ下知

今度二老以同心、日田郡迄歸陣之趣、具令披露候處、何茂忠心之覺悟案中之由、以御書被仰遣候、珍重候、殊由布・珍珠・山香衆江、其堺可差搦之段、被成御下知候、別而可被仰談事肝要候、爲御存知候、恐々謹言、

十月十五日

（全圖）  
興（花押）

佐田彈正忠殿  
（隆忠）

飯田但馬守殿  
（長重）

矢部宮内少輔殿  
（鎮高）

深見中務少輔殿  
（盛治）

惠良美濃守殿  
（鎮盛）

時枝兵部少輔殿  
（隆令）

安心院中務大輔殿  
（興生）

一八五 大友義鎮書狀（紙切）

○佐田文書  
熊本県史料中世二

（包紙ウハ書）  
「安心院中務大輔殿  
佐田彈正忠殿」

義鎮

日田郡迄帰陣

妙見岳勸番

由布・玖珠・山香衆ニ出動ヲ命ズ

就各歸陣、當郡衆之事、日田郡迄(吉岡)長増同心之由示給候、何茂貞心之覺悟案中候、於于今者可爲歸郡与令校量、從爰許茂以狀申候(宇佐郡)、殊妙見岳勸番之事、不可有緩之段、至田原民部(親賢)太輔、兼日申遣候、就中由布・玖珠・山香之者共、其堺可差擲之由加下知候、別而被申談、此節可被勵忠儀事專一候、委細先書申候、爲存知候、恐々謹言、

十一月十五日

(大友) 義 鎮 (花押)

佐田彈正忠殿(隆厚)

飯田但馬守殿(長重)

矢部宮内少輔殿(雅高)

深見中務少輔殿(盛治)

惠良美濃守殿(鎮盛)

時枝兵部少輔殿(隆全)

安心院中務少輔殿(興生)

一六 大友氏加判衆連署書狀案(紙切)

○佐田文書  
熊本県史料中世二

(編纂書)  
「到永祿五  
四ノ十七 出陣之儀連署案」

山田郷

山田郷

宇佐郡衆著陣ヲ  
玖珠表ヨリ連署  
ヲ以テ申スモ遲  
陣  
明日著陣スベシ

今度郡衆出陳之儀、上意之旨、從玖珠表以連署申候、諸勢於下毛郡遂在陣候、各遲陳如何候哉、明日十七著陣肝要候、國中之儀候之条、此節可被勵軍勸事、無余儀候、兼日被仰出候首尾、不可有緩候、恐々謹言、

(永祿五年)  
八月十六日

(主) 鑑 理在判  
(旨) 次 鑑 連同

安心院(興生)中務大輔殿

(田原) 親 宏同

時枝兵部(隆令)少輔殿

惠良美濃(鎮盛)守殿

副越(鎮安)中守殿

飯田但馬(長重)守殿

橋津掃部(英度)助殿

佐田彈正(隆厚)忠殿

各中

一六七 大友宗麟(義)鎮感狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

松山要害切岸合

前十三、(豊前京都郡)於松山要害切岸合戰、被碎手被疵之由、忠貞之次第感悅候、彌馳走肝要候、必追而、一段

戦ノ忠貞ヲ賞ス

可賀之候、恐々謹言、

(永禄五年九)

十月十二日

長野主水助殿

(大友義鎮)  
宗麟 (花押影)

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(永禄七年)

正月廿二日

中島彌九郎殿  
(擴弘)

(大友義鎮)  
宗麟 在判

一六 大友宗麟義鎮名字狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

一六 大友宗麟義鎮一字書出

○大友家文書録  
大分県史料三二

名字ヲ与へ鎮弘  
ト名乗ラシム

加冠 名字之事、

清原鎮弘

永禄七年正月廿二日

山田郷

一五〇 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○岐部文書  
大分県史料三五

「(端裏切封)  
墨引」

松山城攻撃ノ軍  
忠ヲ賞シ恩賞ヲ  
与フ

先年於豊前國松山城(京都郡)攻口、被疵軍勞之次第、感悅候、爲其賞、豊筑間拾五町分坪付在之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

三月二日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

岐部兵庫助殿

○宗麟花押ハ永祿七ノ元龜三年頃マデ使用ノモノ。

一五一 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○岐部文書  
大分県史料三五

「(端裏切封)  
墨引」

軍勞ヲ賞シ恩賞  
地ヲ与フ

先代已來、毎陳軍勞感悅候、爲其賞、豊前國田河郡池尻村之内金國拾町・同所伊田彈正跡谷名・小屋敷名拾三町・同所大塚源右衛門跡西名七町分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

三月十三日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

岐部中務太輔殿

祖父鑑種一跡ヲ  
安堵ス

一九三 大友宗麟義一跡安堵狀

○岐部文書  
大分県史料三五

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

祖父中務太輔鑑種(成郎)一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、宮塩女妻合之事者、鑑種夫婦可爲存分候、但至兵庫助男子於出來者、鎮泰妻与可被申談候、恐々謹言、

正月十一日

宗麟(大友義鎮)  
(花押)

岐部宮塩女

一九三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

吉弘鑑理入魂ニ  
ヨリ玖珠郡衆十  
一人申談シ馳走  
スルヲ賀ス

魚返宮内少輔先祖、各同牀、連判衆、無其□□□□、此度吉弘左近(鑑理)大夫、至衆中入魂候處、無紛□□同心承由候、殊鑑久毎陣粉骨之次第、感悅候、□□後者十一人、并萬端被申談、彌可被馳走事、可(爲禮)□□着候、猶鑑理可申候、恐々謹言、

六月十二日  
(永禄十一年乙)

宗麟(大友義鎮)  
在判

帆足民部大夫殿

岐部中務少輔殿

山田郷

惠良山城守殿

太田右京亮殿

平井若狹守殿

惠良近江守殿

古後因幡守殿

松木丹後守殿

小田式部少輔殿

野上治部少輔殿

森越前守殿

○吉弘鑑理忌日ハ元龜二年（一五七二）六月十四日ナリ。

一四 戸次鑑連書狀（紙切）

○五條文書  
熊本県史料中世四

「（墨引）」

猶々當月中、河邊迄御乘陳專一候、不可有御油斷候、

急度令啓候、仍前廿二、鑑速（白杵）・鑑理（吉弘）同前至玖珠郡罷着候、必二三日中日田江可差寄候、然者懸而一

動可被催議定候条、早々御乘陳專一候、雖不及申候、聊不可有御油斷候、旁期面上之時、不能委筆

白杵鑑速吉弘鑑  
理玖珠ニ着陣シ  
日田ニ寄スルニ

付出陣セシム

候、恐々謹言、

(永禄十一年乙)  
六月廿四日

(白次)  
鑑 連 (花押)

五条殿 御宿所

一九五 大友氏加判衆連署書狀 (紙切)

〇五條文書  
熊本県史料中世四

(切封)  
「(墨引)」

前廿二、於玖珠郡着陣候、今月中至三笠表、乘陳之覺悟候之条、一兩日以前、河邊及被差寄、可被

玖珠郡ニ着陣筑  
前三笠表乘陣ニ  
付出陣シ諸勢ヲ  
待タシム

相待諸勢事簡要候、被得其意、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(永禄十一年乙)  
六月廿四日

(白次)  
鑑 連 (花押)

(白押)  
鑑 速 (花押)

(吉弘)  
鑑 理 (花押)

五条殿

一九六 木村宗悦鑑書狀

〇田尻家文書  
佐賀県史料集成七

(包紙ウハ書)

木備入道

山田郷

山田郷

二九四

田伯まいる 御報  
申給へ

宗悦

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

玖珠九日市ニ出  
張

尙く、田勤も前廿三、玖珠九日市まで出張候間、我も廿八罷立候、自然、御息中御出張候者、毎事可申承候、

就楠田之儀、野三被罷出候、以次、水田分 御判調度之由、被申候間、至毛利方令同心、巨細令申候間、早く 御書可相調之由候間、田兵申合、調申候、併、毛利方息くしを被煩候故ニ、未無出頭候、其故ニ、御判于今不被申請候、毛利方出仕候者、可相調由候條、野三も在府候、先く可有下向之由候、尤ニ存候、我等事も出張仕候條、必自陣中可申承候、恐く謹言、

七月廿六日

宗悦 (花押)

田伯まいる 御返  
申給へ

一九七 大友宗麟義感状

○大友家文書  
増補訂正編年大友史料二二

長々、在陣軍勞、殊立花鑑載成敗之刻、別而碎手之由、忠貞感入候、彌馳走專一候、必取鎮、追而一段可賀之趣、猶吉弘左近大夫可申候、恐く謹言、

八月廿六日

宗麟 在判

中嶋彌九郎殿

立花鑑載成敗ノ  
忠貞ヲ賞ス

(永禄十一年)

(大友義鑑)

○「大友家文書」トスルモ、立花家「大友文書」ニハ見ヘズ。『大友家文書録』ニモ所見ナシ。

### 一九六 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

○（永祿十一年カ）十一月十九日。筑前朝倉郡小石原方面出兵ニ係ル。全文ヲ「古後郷史料」一一三号ニ収ム。本文省略。玖珠郡衆中ニ宛テタルモノナリ。

### 一九七 大友宗麟義鎮書狀（紙切）

○帆足琢磨文書  
大分県史料一三

長岩ノ徒狼籍ニ  
就キ油断ナク手  
配セシム

○（永祿十二年）壬五月廿六日。「古後郷史料」一一八号ニ収ム。充所ハ「森越前守殿・帆足清太郎殿・小田次郎殿・大田新四郎殿・恵良左近大夫殿・魚返民部少輔殿・松木丹後守後家・恵良源三郎殿・古後民部少輔殿・平井若狭守殿・岐部兵庫助殿・野上大和守殿」ノ玖珠郡衆十二名ナリ。本文省略。

### 一九八 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二二

飯田郷松木ニ至  
リ宿誘ノコト

○（永祿十二年カ）九月廿二日。「飯田郷史料」二二一号ニ収ム。充所「森越前守殿・平井若狭守殿・小田紀伊守殿・恵良肥前入道殿・野上大和守殿」ノ五名ナリ。本文省略。

二〇一 大友宗麟義 一字書出

○大友家文書録  
大分県史料三二

一字ヲ与へ鎮資  
ト名乗ラシム

一字之事、鎮資遣之候、恐々謹言、

(年未詳)

正月十一日

中島三郎殿

(大友義鎮)  
宗 麟 在判

二〇二 大友宗麟義 知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊筑間ニ五町ヲ  
預ク

於豊筑間、五町分坪付在

(元龜元年)

三月二日

中嶋彌九郎殿

之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大友義鎮)  
宗 麟 在判

二〇三 大友宗麟義 知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊筑間ニ五町ヲ  
預ク

於豊筑間、五町分坪付在

(元龜元年)

三月二日

之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大友義鎮)  
宗 麟 在判

中嶋美濃守殿

二〇四 大友宗麟義 鎮跡目安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

弥九郎鎮弘跡目  
ヲ安堵ス

父彌九郎鎮弘跡目之事、任相續之旨、領掌(不可有相カ)違候、恐々謹言、

八月廿六日

宗(大友義鎮  
在判)

中嶋松千世殿

二〇五 大友宗麟義 鎮感狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料二三

小城表ニ於ケル  
父戰死ノ忠貞ヲ  
賞ス

今度、於(肥前小城郡)小城表、合戰之刻、父彌九郎(鎮弘)戰死、忠儀無比類候、雖然不便之儀候、何様取靜、忠賞不可

有餘儀候、然者如前々、魚返民部少輔申談、彌忠貞連續之覺悟、專一候、必追而、一段可賀之候、

恐々謹言、

(元龜元年)

九月十日

宗(大友義鎮  
在判)

中嶋松千代殿

○『大分県史料』所収『大友家文書錄』ニハ見エズ。

1036 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

息松千世死去ノ  
時ハ後家ヲシテ  
跡目ヲ相続セシ  
ム

(山島)  
息松千世煩、存命不定之由、不便之儀候、自然死去候者、彼跡目之事、其方有存知、奉公連續之儀、以分別可被申付候事、肝要候、恐々謹言、

七月十八日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

中嶋彌九郎後家

1037 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

中島後家ト妻合  
名字ヲ連続奉公  
セシム

(鎮忍)  
中嶋彌九郎跡目依無直子、後家可爲分別之由、申出候、然者其方事、彌九郎後家令妻合、以名字連續奉公等之儀、聊不可有油斷之儀候、可得其意候、恐々謹言、

八月五日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

魚返龜千世殿

二〇六 粟野牧口八幡神社棟札銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字粟野八幡神社

牧口八幡社ヲ再興ス

大檀那惠良鎮家

惠良氏領地

奉行

奉再興牧口八幡大菩薩御寶殿一字之事、

天長地久、御願圓滿、武運長久、子孫繁昌、息災安穩、國土豐饒、七難則滅、七福則生、

于時天正貳年甲戌二月吉日、大檀那太謝官不比等末孫惠良左近太夫藤原朝臣鎮家公、當社當村之事

惠良近江守永正十三年領地、神主小野右衛門太夫家種、大工泰土佐守鎮秀、泰但馬守盛秀、

〔奉行梶屋主計丞貞久、田中別着外記丞家清〕

二〇九 大友義統名字狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(天正二年)  
八月廿三日

(統久)  
中島又三郎殿

(大友)  
義統在判

二〇 大友義統一字書出

○大友家文書錄  
大分県史料三三

一字ヲ与ヘ統久  
ト名乗ラシム

加冠名字之事

統久

天正二年 八月廿三日

二一 大友宗麟義鎮官途狀

○足立某藏齋藤文書  
大分県史料一三

（端裏切封）  
「（墨引）」

備中守ニ補任ス

備中守所望之由、可存知候、恐々謹言、

九月十三日

（大友義鎮）  
宗麟 （朱印）

齋藤新左衛門入道殿

二三 大友義統名字狀

○岐部文書  
大分県史料一三

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

三月廿九日

義統 (大友花押)

岐部紀太郎殿

二三 大友義統一跡安堵狀

○岐部文書  
大分県史料一三

「(細表切封)  
墨引」

親父宗閑一跡ヲ  
安堵ス

親父中務入道宗閑一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

卯月十五日

義統 (大友花押)

岐部宮菊殿

二四 大友義統書狀

○小田文書  
大分県史料一三

八朔ノ祝儀ヲ謝  
ス

爲八朔之儀、兩種(送給候カ)、悦喜之趣、猶朽網(羅康)三河守可申候、恐々謹言、

八月一日

義統 (大友花押)

小田兵庫助殿

山田郷

二五 大友義統官途狀

○魚返文書  
大分県史料一三

宮内少輔ニ任ズ

宮内少輔望之由、可存知候、恐々謹言、

(天正六年カ)

卯月十七日

(亦一郎殿カ)

魚返

(大友)  
義統 (花押)

二六 大友義統書狀

○西巖殿寺文書  
熊本県史料中世一

猪犬一匹ヲ進ス  
玖珠堺山ノ法式  
ヲ守ラシム  
玖珠山ノ狩法

連々獵數寄之由候之条、猪犬一疋預進之候、可有祕藏候、然者、於在所獵之砌、狩出之猪鹿、毎々至玖珠堺之山雖追懸候、法式之儀、稠依申付、不任所存之通承候、尤無餘儀候、於向後者、手負猪之事、雖爲玖珠山、如狩法其方存知肝要候、乍勿論、從右郡中狩出之猪鹿、是又有分別、双方無異儀可被申談事、專要候、可被得其意候、恐々謹言、

十二月十一日

(大友)  
義統 (花押)

(重義)  
北里左馬助殿

(奥切封)  
「(墨引)」

三二七 大友義統一字書出案

○中島文書  
増補訂正編年大友史料二五

一字ヲ与へ統次  
ト名乗ラシム

一字之事、統次遣之候、恐々謹言、

(年未詳)  
三月二十九日

中島伊豫守殿

(大友)  
義統

三二六 葛西宗筈書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

郡中実所無シ  
在陣馳走ヲ謝ス

今度、郡中無實所之刻、巷説申候哉、就夫、從(義統)當殿様、忝御書御頂戴候哉、至(宗麟)大殿様茂、被成

言上候之趣、具令披露候之條、以御書被仰出候、尤珍(重力)候、連々在陣等之時者、別而御馳走之

段、此度茂被成御噂候、御面目之至候、委細御使者江申述候、可得御意候、恐々謹言、

(天正七年頃カ)  
五月五日

(葛西周防入道)  
宗筈在判

魚返殿 参御報



兩筑悪党退治ノ  
軍勞ヲ賞ス

田北紹鉄誅伐ノ  
コト

三三 大友義統感狀(紙切)

○魚返文書  
大分県史料一三

「(端裏切封)  
(墨引)」

今度兩筑之惡黨爲退治、諸勢出張之儀申候處、其方親子同前之在陳、別而軍勞感悅候、如此心懸之上者、彌可被勵馳走事、肝要候、取鎮必可顯其志之趣、猶朽網(鑑康・宗應)三河入道可申候、恐々謹言、

(天正七年)  
十月十四日

(大友)  
義 統 (花押)

魚返宮内少輔殿

○『増補訂正編年大友史料』二六八、本文書ヲ「天正十二年」ト推定スルモ、花押(五ノ一)ハ天正七年五月頃ノ十二月頃ノモノナリ。

三三 大友圓齋義鎮・義統連署書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

○(天正八年)閏三月廿一日。「古後郷史料」一四〇号ニ収ム。本文省略。宛所「玖珠郡衆中」ニ岐部中務入道・小田式部少輔等ノ名アリ。

三三三 御當家御書札認様

○大友義一文書  
増補訂正編年大友史料三一

略○上

第八、豊後寺家之帖、諸侍御書出等調様、并御幡竿之次第、制札等書様之事、

略○中

玖珠郡衆

一、玖珠郡衆御用之時ハ、十二人ニ宛之、奥ニ其外郡衆中卜書之、

野上、帆足、岐部、森、小田、太田、恵良、松木、魚返、平井、恵良左近、古後、

由布院衆

一、由布院衆、荒木、右田、奴留湯、右田右馬、奥書之様、玖珠衆同前也、

略○下

三四 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

田北紹鉄退治ニ  
於ケル郡衆ノ心  
懸ヲ賞ス

田北大和入道多年一雅意深重之條、誅伐之加<sup>(下知)</sup>候之處、落失之間、行方堅申付候之條、於日<sup>(田郡)</sup>

井手口討果候、散累年之鬱憤候之事、本望候、<sup>(玖珠郡)</sup>候、祝著候、今度當郡衆心懸之次第、令承

<sup>(宗鑑)</sup>猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

<sup>(宗鑑)</sup>  
<sup>(知感入候カ)</sup>  
□□□□  
□□□□<sup>(卯月廿三カ)</sup>  
□□□□<sup>(天正八年)</sup>  
□□□□<sup>(日)</sup>

<sup>(大友)</sup>  
義 統 在 判

魚返伊豆  
入道殿

○宛名欠字ハ網文ニヨル。

三五 大友義統書狀(紙切)

○五條文書  
熊本県史料中世四

〔(包紙折封ウハ書)  
五条千菊殿

〔(端裏切封)  
墨引〕

義統

玖珠郡滞在ヲ賞  
シ筑後国十町分  
ヲ預ク

(五条)親父鎮定事、從前貞心之覺悟、于今無變化候、神妙候、爲其首尾、其方事、至玖珠郡滞在、無二  
之心底感入候、仍於筑後國拾町分坪付在事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正九年カ)  
二月四日

(大友)義統(花押)

(統康)  
五条千菊殿

三六 大友義統書狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

肥前逆徒黒木表  
ニ出動ス  
日田・玖珠・由  
布院衆ニ加勢ヲ  
命ズ

急度染筆候、如風聞者、肥前之逆徒少く、至黒木表滞在之由候、(筑後上妻郡)於事実者、當山江可成行候哉、加  
勢之儀、日田・玖珠・由布院衆江兼而申付間、不日可遂其節候、適在山之事情之間、被聞合節々注  
進肝要ニ候、至山衆中、別而被遂熟談、堅固之才覺專一候、越山以後無到來候、油斷無是非候、仍

山田郷

△動向ヲ注進セシム

衆中江以狀申候、可心付遣候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正九年)  
五月廿四日

(天友) 義 統 (花押)

平林彈正忠殿

竹中宮内少輔殿

三七 浦上宗鐵書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

田村宗切へ參上

猶々、彈正忠歸陣之砌、宗切老へ遂參上、別而御懇志之次第、外聞と申、恭存候、此由

能々、御心得可被成候、乍憚、御袋様へも奉憑候、將又御料人、さそ御成人候ハんと、申

居計候、内々申事も、無沙汰申候由にて候、万々又々申入、可得御意候、以上、

預御懇札候、令披閱候、殊今度彈正忠、至材木岳令登城候之處、貴所以御在城、別而被添御心之

由、誠御頼敷過分至極候、彼御志、生中ニ難致忘劫候、先日茂、濃々達 上聞候處、被成 御書

候、珍重候、倍向後無御隔意、可申談候條、御同前所仰候、自是申後無面目候、非拜顔者難申述候

間、先以閣禿筆候、恐々謹言、

(天正九年)  
九月十一日

浦長入 宗 鐵 在判  
(浦上)

(中島) 統之 參 御返人々御中

息彈正忠材木岳  
在城中ノ登城添  
心ヲ謝ス  
上聞ニ達シ御書  
ヲ成サル

三六 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書  
東京大学史料編纂所影写本写真

大友義統玖珠郡  
ニ陣替ニ付自ラ  
モ越山ス

着郡ノ上申談ズ  
ベシ

宇佐郡高家郷全  
本名ヲ恩賞トシ  
テ扶助ス

義統(大友)至玖珠郡令陣易候之條、愚老茂同十五日越山候、如存知、出張以來一行無之候事、諸堺目之覺、不可然候之條、一兩日中日田表江差寄、可聞合覺悟候、如承候、於筑後國中、長岩(浮羽郡)一城被顯無二之貞心候事、忠儀無比類候、然者訴詔之儀付而、(マ、)□幸長々堪忍之至、義統度々雖無入魂候、種々入組之儀共候而、于今推移候、統景大忠爭可忘劫候哉、其方事者、根元當國之仁候之條、每事心安存大形之樣候、一旦不忠之輩引付候儀者、弓箭行之慣、不可混忠賞候、急度可着郡之條、於彼表令才覺、統景外聞可然樣、可申談候、既出勢之上者、此節可被遂本意格護肝要候、猶從郡中切々可申候、恐々謹言、

九月十八日

(天正九年)

(統景)

問注所刑部少輔殿

圓齋(大友義鎮)  
(朱印)

三九 田原紹忍親知行預ケ狀案

○中島文書  
增補訂正編年大友史料二五

今度此堺無正躰刻、最前以來被勵貞心、忠意之次第、寔感入候、爲其賞、(宇佐郡)高家郷之内全本名之事、令扶助候者、(マ、)知行肝要候、倍粉骨憑入候、恐々謹言、

山田郷

山田郷

(天正九年頃)

十月廿一日

(田原親賢)  
紹忍

三一〇

中島大藏丞殿

三三〇 大友義統書狀

○中島文書  
増補訂正編年大友史料二六

田北河野両人ヲ  
檢使トシテ派遣  
スルヲ告ゲ乗船  
ヲ以テ馳走セシ  
ム

先書如申候、其表爲檢使、田北左近將監・河野傳兵衛入道遣候、於于今者、諸口及行候條、各申談、急度以乗船、別而可被勵忠儀事、頼入候、於樣體者、去春申含候條、不能書載候、猶口上申候、恐々謹言、

(年末書)  
十一月四日

(大友)  
義統(花押)

中島彦次郎殿

三三一 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

豊前西郡悪党現  
形ノコト

○(天正九年)十一月十四日。「古後郷史料」一五一号ニ収ム。本文省略。宛所玖珠郡衆中ニ、岐部山城入道・小田式部少輔等ノ名アリ。

三三 大友義統感狀

○豊田文書  
西国武士団關係史料集七

〔(瑞裏切利)  
(墨引)〕

彦山打入ノ刻ノ  
忠節ヲ賞ス

前廿三、從彦表被打入候之刻、惡黨依付送、宗切別而碎手、被勵粉骨之条、魚返兵部少輔被疵、河

南兵庫助戰死之由候、誠忠儀無比類候、必取鎮、至其方一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正九年) 十一月卅日 義統 (花押)

魚返伊豆入道殿

三三 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

彦山打入ノ刻ノ  
軍忠ヲ賞ス

前廿三、從彦表各打入候之刻、惡黨依付送、自身碎手、軍勞之條、被官麻生神介・山邊三郎、被疵

之由候、粉骨忠儀之段、感入候、必取鎮、至其方一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正九年カ) 十一月卅日 義統 (在判)

小田民部少輔殿

三三 大友義統書狀(紙切)

○佐田文書  
熊本県史料中世二

西目悪党現形

玖珠郡由布院衆  
ヲシテ出陣セシム

急度染筆候、仍西目之悪黨、於下毛表于今相湛之由候、如此浮出候事、幸之儀候之條、野仲兵庫頭

申談、爲可討果、玖珠郡・由布院衆、不日差立候、定而可爲著陣候、然者各事、軍勞雖無盡期候、

紹忍・親盛被請指南、即剋被打出、一行可有馳走事、頼入候、於様躰者、委細夏足民部少輔含口上

候、恐々謹言、

(天正十年カ)  
卯月六日

(大友)  
義統(花押)

飯田三右衛門尉殿

彌富對馬守殿

卜野次郎殿

矢部三郎殿

中山左近助殿

齋藤彌二郎殿

中山彈正入道殿

惠良勘解由允殿

副兵部少輔殿

佐田 彈正 忠殿

三五 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

豊前西目ノ敵下  
毛表ニ現形ニ付  
玖珠・由布院衆  
ヲ発向セシム  
玖珠郡檢使ヲ命  
ズ

豊前西目之惡黨、近々至下毛表、可取出候之通、從方々注進到來候、於事實者、諸軍即時可打出候之条、爲先衆、玖珠郡・由布院衆申付候、然者其方事、近年在陣辛勞、雖無盡期候、玖珠郡檢使之儀、齋藤紀伊入道・石合右京亮同前可預馳走事、可爲祝著候、去春敵現形之刻、稠雖加下知候、檢使依遲陣、至野仲兵庫頭不遂加勢候事、無是非候、此度之儀、至各早々被申合、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、

(天正十年)  
六月九日

(大友)  
義 統 在 判

上野遠江守殿

三六 大友義統書狀

○高倉芳男蒐集大田文書  
増補訂正編年大友史料二六

陣所ヨリノ音物  
ヲ謝ス

爲音信兩種送給候、從陳所懇切之儀、祝著候、別而令賞翫候、然者豊前目注進到來候、雖無申迄候、人數等召寄、此節可被勵馳走事、肝要候、猶重々可申候、恐々謹言、

(年未詳)  
九月一日

(大友)  
義 統 (花押)

山 田 郷

大田右京亮殿

三七 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

野仲兵庫頭領内  
發向以來ノ忠節  
ヲ賞ス

前十九、野仲兵庫頭領内發向之儀、至玖珠郡衆中、申付候處、爲彼手合、田原(紹忍、親賢)近江入道被申談、雀

尾切寄籠迄差寄、小屋放火之由、軍勞粉骨之次第、感入候、彌不可有油斷之儀候、恐々謹言、

□月廿一日  
(天正十年)

(大友) 義 統在判

久保舍人殿  
(統量)

三八 田原紹忍親賢恩賞宛行狀案

○中島文書  
増補訂正編年大友史料二六

昨日十八、於其表、時枝衆、西部逆徒被懸合、數刻遂防戰、父壹岐守戰死無比類候、何様忠賞之續、

永々不可有忘却候、先以五町地、令扶助候、當切寄之事、彌堅固相覺願入候、恐々謹言、

十月十九日  
(天正十一年頃)

(田原親賢) 紹 忍

中島主殿助殿  
(統之)

豊前表合戰ニオ  
ケル父戰死ノ忠  
ヲ賞シ恩賞地ヲ  
与フ

豊前發向万田切  
寄ノ軍忠ヲ賞ス

豊前國發向ノ際  
ノ忠貞ヲ賞ス

三三 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

今度、豊前國發向之刻、自最前在陣辛勞、殊下毛郡之内、萬田切寄挫之砌、其方事以刀打、別而被  
勵粉骨之由、感入候、何様取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十月廿八日

(大友)  
義 統 在 判

中島主殿助殿

三四 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

(今度豊前國)  
□□□□發向之刻、自最前在陣辛勞、殊下毛郡万□□□候之砌、被官秋吉左京亮・麻生仁介被疵  
之由候、就中前十六是則切寄打崩候砌、郎從一人被疵候由、粉骨之次第、其方心懸故候、感入候、  
必別而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十月廿八日

(大友)  
義 統 在 判

小田民部少輔殿

山田郷

二四一 大友義統書狀(紙切)

○五條文書  
熊本県史料中世四

(包紙ウハ書)  
「五條殿

義統」

(切封)  
「(墨引)」

鷹尾要害敵案中  
ニ入ル

去秋玖珠郡マデ  
諸軍打出ツ

日田郡衆中  
津江親信・鑑盛  
ト熟談シ馳走ス  
ベシ

對坂本備中入道・財津讚岐入道一通之趣、具令承知候、然者田尻(鑑種)中務太輔事、龍造寺以一致、鷹尾要害敵案之由候哉、無是非次第候、先年筑後上下之者逆意之刻、鑑種(高橋)取前忘重恩、覺外之振舞無心元存候處、近年順路之覺悟、剩去々年以來、不殘心底入魂之条、加勢無餘儀、既去秋玖珠郡迄諸軍打出候之境節、從豐前目火急之依到來、無首尾口惜候之聞、明春者堺目江令發足、可顯志之地躰深重候處、鑑種重々不慮之仕合、無曲存候、實否難計候之条、猶以被聞合示給、別而可申談候、就夫肥筑之逆徒相催、至當山可成行之由風聞候歟、鎮定不振他、御胸臆不淺候之聞、見届可申事、不及口能候、其表之様子、從爰元不能掠量候之条、節々承、可得其意候、先々至日田郡衆中茂、不可有油斷之段、此節堅申遣候、爲存知候、雖無申迄候、親信(津江)・鑑盛有熟談、倍可預馳走事憑存候、急度以使節可申之聞、閣筆候、恐々謹言、

(天正十一年)

十二月廿六日

(大友)

義統 (花押)

(鎮定)  
五條殿

三三 朽網宗歷鑑書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

松木氏領内ノ夜  
討人ヲ討果サシム

〔至〕松木相左衛門尉領内、度々夜討有之段、被聞召〔候不〕及是非之通、以御書被仰出候、自今以後、〔於無〕止事者、被任御下知之旨、則時懸付、狼籍人〔堅〕固可被討果事、簡要候、聊不可有御油斷之儀候、〔恐〕謹言、

〔年未詳〕  
□月十二日

〔朽網鑑康〕  
宗 歷在判

帆足勘解由兵衛尉殿

森 左 馬 助殿

古 後 主 計 允殿

〔惠〕良 孫 三 郎殿

太 田 右 京 亮殿

魚 返 伊 豆 入 道殿

惠 良 近 江 守殿

〔平〕井 河 内 入 道殿

小 田 式 部 少 輔殿

岐 部 中 務 入 道殿

山 田 郷

野上大和入道殿

○「」内ハ『増補訂正編年大友史料』二六ニヨリ傍注ス。

二四三 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

津江山加勢ヲ賀ス  
津江山城守書狀ヲ披見ス

先書如申候、至津江山加勢之儀、不可有□□□□<sup>(餘儀候、至カ)</sup>當郡衆中、無油斷以支度、馳走肝要之段、□□□□<sup>(申候之)</sup>

□<sup>(勉力)</sup>遂其節之由、乍案中祝著候、彌無緩怠被申□□□□<sup>(誠)</sup>、殊津江山城守書狀、具令披見候、既如此申

□<sup>(天正十一年)</sup>相心得、可有入魂候、猶重々可申候、恐々謹□、

六月十六日  
魚返伊豆入道殿  
小田式部少輔殿  
義統在判

二四四 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

前廿、至黒木兵庫頭要害猫尾取懸、里城被打崩之刻、自身別而依勵粉骨、被官穴井造酒允・本松源内允・麻生主計允被疵之由、感入候、必追而、一段可賀之候趣、<sup>(實久)</sup>猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、<sup>(就後八女郡)</sup>  
<sup>(天正十一年)</sup>七月廿六日  
<sup>(天友)</sup>義統在判

筑後猫尾城打崩ノ刻ノ粉骨ヲ賞ス

小田民部少輔殿

二四三 大友義統感狀

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料二六

日田郡滞在貞心ヲ励ムヲ賞シ段子二端ヲ送ル

(小田カ)宗雪事、以順路之覺悟、日田郡江在滯之由候、感悅候、別而被勵貞心事、簡要候、在郡辛勞之段、

必可(顯其志カ)□□□□候、仍段子二端進之候、顯寸志計候、猶重々(可申候カ)□□□□、恐々謹言、

(十月カ)三日  
(天正十二年カ)式部少輔殿  
(大友)義 統 在 判

○『大分県史料』ニ見エズ。

二四六 大友義統感狀

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料二六

兩筑出張ニ父子在陣辛勞セルヲ賞ス

今度兩筑之惡黨爲退治、諸勢出張之儀申候處、其方父子同前之在陣、就中隱居之辛勞、感悅候、如此心懸之上者、彌可被抽馳走事、肝要候、必取鎮可顯其志候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正十二年)十月十四日  
(大友)義 統 在 判

魚返宮内少輔殿

二四七 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

薩摩勢現形セバ  
玖珠ニ出陣スル  
ヲ告ゲ一萬田兵  
部少輔以下ト入  
魂ヲ命ジ才覚ヲ  
囑ラシム

□□表薩州衆可取出之由候哉、書狀具披見候、從方々同前之到來候、薩州衆現形之事、幸之儀候之  
条、先々義統事、如玖珠寄陣、何様一稜、可加下知地盤候、就其一萬田兵部少輔・同主膳正差遣  
候、至道道者、石合越中守・古庄越前守申付候間、各遂入魂、堅固之才覺肝要候、鎮廉留守之儀候  
條、（志野）統明何篇可申談候、聊不可有油斷候、易儀候者示給、可得其意候、恐々謹言、（大友）追而華岳院西堂用  
元江差遣候、被申談、（天正十三年）無油斷相調專一候、（鎮郷）所之子細候間、其

九月十一日

（大友）  
義 統 朱印  
在判

小田原左京亮殿

二四八 大友宗滴義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

義統申ス加判ニ  
対スル祝儀ヲ謝

從義統、至愚老、（宗麟）加判之儀被申付候、雖斟酌候、可遂其節覺悟候之處、爲御祝儀織物一端、贈給候、  
御丁寧之至、祝著候、猶自是、重疊可申述候、恐々謹言、

（天正十四年）  
六月廿八日

（大友義鎮）  
宗 滴 在判

魚返伊豆入道殿 御報

二四九 田北統周知行預ケ狀

○志手文書  
大分県史料一

〔包紙ウハ書〕  
「野原久内允殿

統周

〔端裏切封〕  
「〔墨引〕」

松牟礼下城ノ際  
ノ同心ヲ謝シ致  
珠郡内ノ地ヲ預  
ク

其方事、連々以真心之覺悟、夜白被抽辛勞候、然者御弓箭成立付而、松牟禮下城之砌、無別儀同心  
感入候之条、爲其實玖珠郡之内、(山田郷)引地村役織并五ヶ所坪付、以別紙預進之候、彌無緩奉公專一候、  
爲存知候、恐々謹言、

天正拾四年丙子

十月廿八日

(田北) 統周 (花押)

野原久内允殿

二五〇 大友宗滴休庵義鎮書狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料三五

秀竹領内ニ異儀  
ナカラシム

尚々秀竹領内者無異儀様、別而可被添心事專要候、秀竹此度之心懸令感心候、爲存知候、  
以上、

諸方実所ナキ時

不慮之亂忿付而、方々無實所躰不及是非候、郡衆之儀も睨在陳之由、御辛勞察存候、當城彌手堅  
(白柁城カ)

山田郷

郡衆在陣  
帆足河内入道罷  
越籠城

秀竹領中ノ人畜  
分散ラ止メシム

候、不可有氣仕候、然者帆足河内入道以連々之心懸、今度早々罷越、令籠城、老足夜白勵馳走候、然處秀竹在所人畜之閒、以分散多分、宗閑至領中居住之由其間候、雖無申迄候、方角之儀候之閒、秀竹留守中別而被添心、右之者共不散失之様、被申付肝要候、可被得其意候、恐々謹言、

(天正十四年カ)

十二月七日

岐部中務入道殿

御報

(大友宗麟・義鎮)  
休庵  
宗 滴 (花押)

二五二 黒田孝高書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

角牟礼城ニ兵糧  
玉薬ヲ指籠ムヲ  
報ズ

鐵炮之玉薬進候處、乍御報具預示、本望存候、彌糧・玉薬之儀、(角牟礼城)可指籠候之閒、可御心易候、追々

上□□□□候閒、是又可御心安候、近々ニ取出可及□□

(黒田孝高)  
黒官三兵 在判

森 虫喰字  
不全

太田 九郎殿

魚返伊豆入道殿

古後攝津守殿 御宿所

○『大友家文書録』網文ハ天正十五年二月十五日ニ係ク。

薩摩惠党現形ノ  
際ノ軍勞ヲ賞ス  
角牟礼籠城

薩摩現形ノ刻ノ  
魚返氏同心角牟  
礼籠城ノ軍勞ヲ  
賞ス

三五 大友義統感狀(紙切)

○魚返文書  
大分県史料一三

今度薩摩之惡黨依現形、當郡之者共、少々構未練候處、以順路之覺悟、魚返伊豆入道同前、至角牟

二月十六日

義統(花押)

魚返民部丞殿

三五 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

今度薩摩之惡黨依現形、當郡之者共、少々構未練之處、以順路之覺悟、魚返伊豆入道令同心、至角

二月十六日

義統在□

中嶋主殿助殿

三五 大友義統書狀

大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料二七

薩軍ノ角牟礼城ニ対スル火矢攻メヲ消シ追崩スヲ賞シ城内用心ヲ堅固ナラシム

前廿日之夜、薩摩衆取出、火矢仕懸、其外種々成行候之處、各以堅固之格護、即被打消、惡黨被追

崩之由候、無油斷才覺、彌城内用心氣遣肝要候、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(角牟礼城)  
(道環)  
(大友)  
三月二日

義統在判

森五郎左衛門尉殿

魚返伊豆入道殿

太田九郎殿

古後攝津守殿

三五 大友義統書狀

○魚返文書  
大分県史料一三

八朔ノ祝儀ヲ謝ス

爲八朔祝儀、太刀一腰・扇壹本・梨子壹籠送給候、悦著候、從是茂同一振・一種、進之候趣、猶齋

藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(道環)  
(大友)  
八月一日

義統(花押)

魚返宮内少輔殿

四町分ノ坪付判  
形ヲ与フ

坪付

一所 四町分

以上

右、追而以判形、可申談之趣、齋藤紀伊入道可申者也、  
(道環)

天正十五年八月十三日

魚返伊豆入道殿

三毛 大友義統書狀

○五條文書  
熊本県史料中世四

一 五條殿  
(切封ウハ書)

義 統

「(墨引)」

秀吉国替ニヨリ  
五條鎮定宅所ハ  
筑紫広門分トナ  
ル

(豊臣秀吉)

今度、關白様以 御動座、九州平均被成 御下知、剩國替之儀被仰付候、因茲鎮定宅所之儀、筑紫

(廣門) 左馬頭江御裁許之内候哉、不及是非候、然者就訴訟之儀出頭、得其意候、近年無變化御懇忠之条、

山田郷

三二五

山田郷

三二六

訴訟ニツキ出頭  
玖珠郡小田民部  
跡四町分ヲ宿所  
トシテ預ク

一稜可顯志存候處、闕地相迫候之閒、無其實候、寔少所雖恥入候、玖珠郡之内小田民部跡四町分之

事、爲暫宿所預進之候、必闕所次第倍可申談之趣、委細猶年寄共可申候、恐々謹言、  
(天正十五年)  
八月廿二日

(大友) 義 統 (花押)

〔切封ウハ書〕

(墨引)

五条殿

義 統

三六 齋藤道璣魚返・中嶋氏所領坪付

○魚返文書  
大分県史料一三

坪付

一所四町

魚返治部跡

以上

(鎮貞)  
魚返宮内少輔

中嶋名  
一所壹町七段

同人跡

已上

中嶋主殿助

一所貳段

同人跡

已上

魚返兵部少輔

一所壹段

小野將監分  
惠良孫三郎跡

已上

魚返民部少輔

魚返宮内少輔以  
下ノ所領坪付ヲ  
注ス

中嶋名

天正十五年十月六日

(翁藤道標)  
(花押)

三五 魚返鎮貞書狀(紙切)

○清原宜雄藏文書  
大分県史料二五

〔包紙ウハ書〕

〔異筆〕

「豊後くす郡魚返殿御返事  
使御巫小禰宜大夫

子のとし  
天正拾六年卯月九日

伊勢

福嶋大夫殿參

〔中包紙ウハ書〕

玖珠郡

魚返宮内少

魚返宮内

〔少輔〕

福嶋大夫殿

參御報

鎮貞

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

祈禱御拔ヲ謝シ  
中紙ヲ送ル

貴札忝令披閱候、殊 御祈禱御稜并兩種送給□、銘々令拜受候、彌御祈念之儀奉頼候、隨而任現

來、中紙三束令進覽候、誠補空書斗候、猶御使者可被申候、恐々謹言、

〔天正十六年〕  
卯月八日

〔魚返〕  
鎮貞 (花押)

福嶋大夫殿

參御報

山田郷

二六〇 齋藤道璣書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

公納未断ナク調  
ヘシム  
郡中容捨ハ以テ  
ノ外  
定在京衆  
鎮定領内

□報如申候、其元聊無未断之様案内者候而、公納候所、潔可被相調事肝要候、大小共ニ無越度様御  
嗜第一候、如此申與候て、郡中用捨之儀候而ハ以之外候、可被得其意候、隨而定在京衆者、人別人  
數計可被相記候、當時之在京衆領中ハ錢銀候間、相調封を成候而可被指上候、必於大坂可被請上  
意候、然者於當郡者、小田・左野・下入定在京候、爲御存知申候、恐々謹言、  
追而鎮定領内之者、表  
非候、但定ハ遠所へ被居候、堺目之覺之儀共ニ、當時不被討置候事者、何共可然候、粗如到來者、聊尔人親ハ國  
退候とて、子ハ銀子指出様こと歟、是ハ不可然候、所詮親子共ニ國退一筋に落着被着候へハ、諸人之覺も能、第  
一ハ上様御爲も御政道請候而、可然かと道際者存寄候、  
右之趨入部之御奉行衆へ可有談合候、爲御存知候、以上、  
(天正十七年庚  
卯月四日)

(統之)  
中嶋主殿助殿

自笑軒(禮九)  
道際在判

野上刑部少輔殿

二六一 大友吉統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

音信ノ串柿ヲ謝  
ス

爲音信串柿一箱到來、祝著候、遠國及之志感入候、猶重而可申候、恐々謹言、  
(天正十九年  
三月九日)

(天正十九年  
三月九日)

(大友)  
吉統在判

魚返宮内少輔殿

二六二 大友吉統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

八朔ノ祝儀ヲ謝ス

爲八朔之祝儀、太刀一腰并兩種、送給候、祝著候、從是茂一振進之候、猶齋藏紀伊入道、可申候、

恐々謹言、

(天正十九年)  
八月一日

(大友)  
吉統在判

魚返宮内少輔殿

二六三 豊後國檢地目錄案

○西寒田神社文書  
大分県史料二五

○天正十九年八月吉日。全文ヲ「古後郷史料」一七四号ニ収ム。本文省略。玖珠郡「分米高壹万九千九百廿八石八斗五升」トアリ。

二六四 大友吉統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

請之刻、長々以滯留、別而存知候、彌如此之砌者、馳走之心懸肝要、

山田郷

三二九

山田郷

勞ヲ賞ス

〔猶齋〕  
〔道標〕  
藤紀伊入道、可申候、恐々謹言、

〔文祿元年カ〕  
正月卅日

〔大友〕  
吉統在判

〔統之〕  
中嶋主殿助殿

○綱文ニヨリ肥前名護屋城普請ニ関スルモノナルコトヲ知ル。

二六五 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本  
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。「古後郷史料」一七五号ニ玖珠・日田両郡關係ヲ抄出ス。本文省略。

二六六 大友吉統感狀〔紙折〕

○魚返文書  
大分県史料一三

高麗陣ニ於ケル  
軍勞ヲ賞ス

於今度高麗國遂在陣軍勞、殊被官之者共、折々分捕高名之由、粉骨之次第、無極候、彌可被勵馳走  
事、肝要候、必歸朝之刻、一稜可賀之候、恐々謹言、

〔文祿二年〕  
卯月九日

〔魚返宮内少輔殿〕

〔大友〕  
吉統〔花押〕

〔折返裏ツハ書〕  
「魚返宮内少輔殿」

高麗國在陣ノ辛  
勞ヲ賞ス

二七 大友吉統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

(於今度高麗國遂在)

(段、感悅無極候、彌)

(勤腕力)

可馳走事、

肝要候、

必歸朝之刻、可賀之

候、恐々謹言、

(文祿二年)

卯月九日

(大友)

吉 統 在 判

中嶋主殿助殿

二八 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書録  
大分県史料三四

○文祿二年五月カ。「古後郷史料」一七七号ニ玖珠郡関係ヲ抄出。本文省略。同郡衆ハ戸田民部ニ預ケラル。

二九 豊臣秀吉朱印狀

○日田市教育委員会蔵文書  
日田市史

玖珠・日田両郡  
内五千石ヲ充行  
フ

豊後國以玖珠郡内、日田郡之内、合五千石事、令扶助之訖、全可領知候也、

文祿三

正月廿八日

(豊臣秀吉)

(朱印)

宮木長次とのへ

山田郷



御悔ニ參候時御禮書 一通

魚返吉右衛門尉統高方へ

御名跡御續時參候御禮書 一通

魚返吉右衛門尉統高方へ

拾四通

外

藤堂佐渡守様

久留嶋信濃守様へ 御狀壹通

右之分、魚返藏九郎尉統清所持仕居



付録

一 玖珠郡玖珠町(山田・小田・山浦)・四日市・戸畑)・九重町(粟野・菅原・湯坪)大字・小字一覽表

| 大字 | 山田 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 小田 8                                                                                                                                    | 山浦 9                                                                                    |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 小字 | 無田ノ上、森清、横尾、横枕、九文田、姥石原、高正寺、笹尾、笹ヶ原、山王、芝原、白金、文鞍、城ヶ尾、豆田、峯、向田、麓山、今村、大水口、小倉角、小竿、小嶋、乙子田、鬼追、門出、上市、神休、唐杉、吉早田、鳥越、仲ノ坪、仲峯、長尾、梨ノ木平、西平、野中、万年山、原口、樋ノ口、町浦、相ノ迫、赤坂、上の詰、陣ヶ台、瀬戸口、早水、高橋、高楽、田代、谷口、台、旦の原、佃、鶴田、寺田、天神ヶ台、上ノ詰、陣ヶ台、瀬戸口、早水、高橋、高楽、田代、谷口、台、旦の原、佃、鶴田、寺田、天神ヶ台、鳥越、仲ノ坪、仲峯、長尾、梨ノ木平、西平、野中、万年山、原口、樋ノ口、町浦、相ノ迫、赤坂、麓山、今村、大水口、小倉角、小竿、小嶋、乙子田、鬼追、門出、上市、神休、唐杉、吉早田、九文田、姥石原、高正寺、笹尾、笹ヶ原、山王、芝原、白金、文鞍、城ヶ尾、豆田、峯、向田、無田ノ上、森清、横尾、横枕 | 相之迫、石原、板屋、上庄屋、宇土坂、尾崎、鬼早水、柿ノ木田、川原、木船、栗石、小深田、小牧下、朱善寺、杉ノ木、谷ノ浦、中来、飛ノ熊、鳶ノ巢、堂処ノ下、中西、鳴川、西田、箱根、鼻操原、原ノ瀬、引地原、日平山、船ヶ熊、松ヶ平、丸山、万年原、宮原、妙大寺、山口、山ノ下、冷酒庵 | 秋畑、上ノ台、大曲、萩原、鬼池、改立、篠原、下ノ園、下ノ寺、早水原、田代、立平、大原野、駄原、千重、釣、堂ノ久保、中塚、中野、中村、花香、日向、舞原、前原、向原、柳平、山ノ上 |

竜明

大平原、魚返、魚返田、魚返畑、奥畑、尾越、小西、鏡山、柿木台、垣添、カゴ籾、梶面、鹿馬ノ木

釜焼ノ久保、上朝見、上寺田、上ノ切、神ノ山、上山中、亀ノ甲、神田平、北老兼、北平川、平川

崩野、秋ヶ端、天ヶ瀬、井川道、石櫃、泉園、市ノ迫、一ノ村、井原、井原釣、異龍、岩ノ上

上ノ原、上ノ平、上ノ山、上町、後朝見、後尾野、後梅、鵜穴、内川野、内ノ迫、宇西、大岩

扇ノ草、大崩、口尾、鞍掛、倉園、高札ノ上、小ヶ倉、小作、小坪、小麦川野、米ノ山、小屋志

郷ノ谷、合ノ谷前、西応寺、崎清水、桜山、下朝見、下新田、下寺田、下ノ切、下ノ田、下ノ原

終徳、削滅岩、白岩、白金、西奥畑、西高瀬、西滝瀬、西榎ノ木、西ノ迫、荷突き石、根ヶ島、野田

野塚、野中、畠ヶ迫、八反ヶ坪、花ノ木田、離尾、羽根田、原田、原、萩原山、半組、半面

東後尾野、東田徳野、東老兼、東高瀬、東滝瀬、白水、新田、新入山、蛇ヶ原、蛇淵、菅ノ迫

菅ノ平、砂原、酢ノ木、瀬戸、底尾野、高伏、瀧神、滝ノ原、竹ノ尾、竹ノ中、辰ヶ平、立割

田中、谷尻、谷ノ瀬、狸穴、田ノ平、台、台船原、近道ノ久保、丁ノ坪、ツタリ、津々良、寺ノ前

天神原、峠尾、塔ノ平、峠、遠見石、所尾野、戸ノ平、鳥居原、鳥越、中釣、中ノ切、中ノ坪

中ノ原、中之原、中村、名倉、名倉台、七ツエ、西田徳野、西老兼、向田、向ノ山、無田草、無田山

村下、森木、矢園、矢野嶽、ヤハス、ヤハス、山角、山戸越、山中、山之神、山ノ口、山ノ口台、ヤメヲ

横道ノ下、竜泉寺、鰐口、東椽ノ木、ヒヤノ、冷水、平木、平原、広登り、琵琶甲、藤田原、札ノ木

仏ノ塔、本田、本田上、本ノ村、前田原、前梅、前原、松尾、丸尾、水舟、道ノ上、南老兼

南平川、峯、峯ノ下、向島

山田郷

珍珠郡九重町 ○以下「大分県百  
科事典」二拠ル。

| 粟野                                                                                     | 引治                                                                                                          | 町田                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 菅原                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>長田、河原田、桑原、牧口、長釣、金山、笹平、内小群、へり山、井手、田中、岩の上、狐石、尾本、西、広長、中尾、用作、寺口、横石、中ノ原、一ノ瀬、穴ノ尾、万年山、</p> | <p>釣、引治釣、大ノ原、富迫、田原、都原、原田、本村、竹ノ上、小引治、大戸、横尾、保木ノ下、中城、五多田、梶屋、庵ノ原、歳ノ神、木納水、橋ノ本、下原、芝山、山の口、上ノ原、黒猪鹿、風穴、オシカワ、岩下台、</p> | <p>回淵、壁湯、馬頭、小揚ノ迫、柚ノ木、上ノ原、黒河内、土橋、正寺田、法正、道平、樋掛、中村、後迫、畑台、泉、下の台、瀬尻、下恵良、新道、八久保、専道、辻小倉、中小倉、竹ノ内、立村、潜石、笹川、丸山、大久保、中板、ダラケ追、壁畑、向壁湯、測ノ上、生竜、角石、宝泉寺、荒平、平原、鎌研石、崩窪、滝ノ原、宇土、小迫、油山、油園、塚ノ元、上ノ坂、萩釣、道所、鎌ケ平、越戸、山ノ神、柳釣、栃木原、城野、苜野、黒原、珍珠台、湧出山、地藏原、天ケ谷、立野、横山、風穴、水の口、作草、谷尻、釜蓋、中栗原、竹ノ下、前畑、栗原、園、長井野、柿ノ木釣、責ノ釣、小園、川平、日焼、田代、嶋園、鬼面、大内山、城平、御岩、梅ノ木、長通、原口、日平、天工、猪ノ木、原先、水ノ木、中井、高瀬、小倉原、高江、山の口、大方、合屋、中川原、松平、殿山、荒田、長田、釣、</p> | <p>湧出山、栃ノ木、黒原、辻ケ平、宮の前、本宮、銅尻、下菅原、谷、泉原、南間原、原、西陣、</p> |

付  
録

| 湯<br>坪                                                                                                   | 菅<br>原                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>夏畑、中川原、古園、大下、広見、松山、横尾、大嶽、失湯、小松、八丁原、瀬の本、筋湯、原園、石ノ塔、樋ノ口、叶ケ原、日向、白崩、猪の子待、東狭間、両堤、茶屋場、湧出山、舟の隈、西狭間、小釣、柳釣、</p> | <p>駄原、水の口山、松川、柳田平、後谷、下釣、山撫、坂の本、詰ノ平、ヲキノ迫、コヤシ、芝原、水洗、平良石、堀口、トヲノ原、山ノ神、栗ケ迫、湯ノ上、榎屋、入道、宮ノ尾、八幡、後迫、古園、山口、川底、坊ケ迫、汐井川、早水の頭、桐木台、麻生釣、立石原、四ノ五、ウソノ辻、上桐木、下桐木、滝ノ原、湯道、薩ノ窪、上ノ原、ウソノ、田代、日向、上ノ園、牛頭、強ノ木、口ノ園、風穴、クエノ平、上相狭間、下相狭間、犬滝、赤迫、鬼迫、</p> |



帆  
足  
郷  
史  
料



一 倭名類聚抄

球珠郡

今己 小田<sup>(古)</sup> 永野

○帆足郷ハ永野郷ヨリ分立セル新郷カ。

二 散位清原通處分狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

嫡子惟次ニ保足郷ヲ分ケ宛ツ

分宛、

先祖相傳所領地事、

保足郷

右豊後國管球珠郡保足郷、<sup>(帆)</sup>

四至

四至東限由布塚、

古後境

南限多和野少狩藏南手曳松尾々立普門房谷大路勝示尾并古後境、<sup>(古後郷)</sup>

西限鷹巢鼻奈草路柴尾角牟礼鐘突堂狼越久津江辻、

北限豊前塚、

右件、爲令傳領嫡子清原惟次、所分宛、如件、

帆足郷

帆足郷

三四〇

保安三年十一月十九日

散位清原(飯田通次)在判

### 三 安楽寿院領莊々所濟日記案

○安楽寿院古文書  
東京大学史料編纂所影写本

長野新莊立券ハ  
保延五年十一月

○「長野莊史料」一〇号ニ收ム。本文省略。帆足郷ハスベテ長野新莊領ナリ。長野新莊立券ハ「保延五年十一月」ト見ユ。

### 四 太政官牒案

○安楽寿院古文書  
平安遣文二五一九号

球珠莊等安楽寿  
院領ニ対スル官  
使以下ノ闡入ヲ  
停ム

○康治二年八月十九日。抄文ヲ「長野莊史料」一二号ニ收ム。本文省略。球珠莊(長野新莊)ノ四至ハ「東限南限長野大路 西限日向堀 北限豊前堀山」トアレバ、帆足郷ヲ含ムモノト推定ス。

### 五 安楽寿院領月宛相折注文案

○安楽寿院古文書  
東京大学史料編纂所写本

長野莊

○年月日未詳。「長野莊史料」一三号ニ收ム。本文省略。長野莊ノ米百石等ノ記述アリ。

球珠莊

清原道良嫡男家  
道ニ所領ヲ讓ル

大隈村四至

### 六 八條院領目錄

○高山寺聖經類纂文書・山科家古文書  
兵庫縣史史料編古代三・平安遺文五〇六〇号

○安元二年二月 日。「長野莊史料」一五号ニ收ム。本文省略。安樂寿院領中ニ「球珠莊」アリ。

### 七 清原道良讓狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

讓与清原家道田畠坪々等事、

自餘畧之、

(紙 續 目)

又副加大隈村四至(帆足郷) 東限河 南限長野辻穴温上 之内、田壹町伍段、藪一懸、清原四子方也、  
西限古後境 北限南高岸并中嶋(マ、)

右件 田畠等、清原道良之先祖相傳所領也、仍相副付代調度之文書、嫡男清原家道所讓与實也、仍無他妨可令領知、敢不可違失、

治承二年七月八日

清原 在判  
(道良)

○「森氏系図」ニヨレバ、左ノ通りナリ。



帆足郷

八 清原道良讓狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

清原道良田畠ヲ  
良時ニ讓ル

大隈郷四至

讓与 清原良時田畠坪々等事、

自餘略之、

副加(帆足郷)大隈四至東限河 南限櫻町繩 西限久保田高岸 北限河

之内、田壹町五段、畠一藪、清原三子方也、

右件田畠等、清原道良之先祖相傳之所領也、仍清原良時、無他妨可令領知、敢不可違失也、

治承二年七月八日

清原 在判  
清原 同

(紙續目)

清原 同

清原 同

○清原良時ハ系図ニナキモ、前号家通ノ弟ナラン。

九 清原通房退文

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

求珠郡内松木内

退進、

野司狩庭ヲ佐賀殿ニ去リ渡ス

求珠郡内松木内野司狩庭事、

右件狩庭、佐賀殿限永年所奉退也者、爲向後之沙汰、退文如件、

壽永二年十一月二日

清原通房（花押）

### 10 關東下知狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

帆足家近ト舍弟通綱トノ山田郷

帆足清三郎家近与舍弟五郎通經（綱）相論、豊後國戸幡昌補佐古地頭職并斗加利屋敷事、

戸幡昌蒲佐古地頭職ニ関スル相論ヲ裁ス

右對決之處、子細雖多、戸幡昌補佐古爲家近母領之条勿論也、而道西勘堂家近、雖分讓通綱等、道

道西道綱京方科家近勘当ヲ免レズ

西存生之時者父子相論之閒、可爲道西進止之由御成敗畢、但依家近奉公、云道西、云通綱等、遁京方科之處、家近安堵本屋敷之時、令追出道西之由依愁申、于今無御成敗、然道西已令死去云々、云

道西遺領五分一ハ家近

母領、云道西跡、家近之外雖無知行之仁、家近終不被免道西勘堂歟、然則於戸幡昌補佐古者、家近一向可領知之、至道西遺領者、割分五分之一、家近同可領知也、殘五分四者通綱・廣道可分領之、

道西遺領五分一ハ家近

京方之科已後之閒、就寬宥之儀、如此所有御計也者、依鎌倉殿御、下知如件、

延應元年十二月九日

前武藏守 在御判

修理權大夫 在御判

帆足郷

二 關東下知狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

帆足広道ト家近  
及ビ道国トノ父  
道西遺領ノ相論  
ヲ載ス

豐後國住人帆足兵衛尉廣道与舍兄清三郎家近・同清五郎道国改綱字等相論、親父道西遺領并京方及狼籍事、

右對決之處、兩方申詞号所詮先度以家近所分給之道西遺領五分一、爲鳥羽多菖合標補佐古之替、道

家近分給五分一  
ハ戸幡菖蒲佐古  
ノ替トシテ道国  
知行

国可令領掌也、但爲守護人泰直之奉行、道国分給田畠屋敷等者、所被停止道国知行也者、於所殘者、廣道守親父道西之讓、可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

仁治三年二月十八日

前武藏守平朝臣北案時 在御判

三 豐後守護大友泰直賴施行狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

道西遺領相論ヲ  
載ス

家近ハ不孝ニ付  
遺領知行シ得ズ  
母遺領ヲ知行  
道国ハ遺領五分  
一殘リヲ広道知  
行

豐後國住人帆足兵衛尉廣道与舍兄清三郎家近・同清五郎道国改綱字等家通相論親父道西遺領事、

右、今年二月十八日關東御下知狀云、家近終不被免道西不孝之閒、於父遺領者、非領知之仁、至母遺跡鳥羽多菖合標補佐古者、可令家近知行、次道国事、先度以家近所分給之道西遺領五分一、爲鳥羽多菖補佐古之替、道国可令領掌也、於所殘者、廣道守親父道西讓、可致沙汰云々取意、所詮守狀、可致

廣道沙汰之狀、如件、

仁治三年三月廿六日

散位藤原朝臣 (大友泰直) 在判

### 一三 關東下知狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

帆足道員ト家俊  
トノ相論ヲ裁ス  
太熊・中島兩所

道西跡五分一ノ  
半分ハ高道ニ返  
付ニ就キ沙汰ニ  
及バズ

帆足六郎兵衛尉道員与伯父清三郎家近 今者 息  
死去代子鳥四郎兵衛尉家俊相論条々、  
一 道員背御下知狀、不割分守護領太熊・中嶋兩所由事、  
(帆足郷)  
(同上)

右、問注以後兩方雖有申旨、所詮於強盜并并栖鷹事者、尋究淵底可注申之由、可被守護人頼泰、  
於太熊・中嶋者、就道西跡五分一、家俊雖申子細、被返付家近給分五近一内半分於高道之閒、不  
及沙汰焉、

自餘条々畧之、

以前条々、依將軍家仰、下知如件、

建長八年八月十一日

相模守平朝臣 (北条時顯) 在御判

陸奥守平朝臣 (北条政村) 在御判

帆足郷

野司狩場ニ閑ス  
ル松木時光ト帆  
足道員ノ相論ヲ  
裁シ道員ヲシテ  
知行セシム

中原親能教ケ度  
安堵ス

右田道円代子息  
能明申ス軍忠ノ  
実否ニ付証人ト  
シテ注シ申サシ  
ム

一四 大友頼泰裁許狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

松木三郎時光与帆足兵衛尉道員相論野司狩場事、

右如時光申狀者、去建久六年(中原親能)前禪門之時、時光父家時拜領下作職、可致忠勤之由捧申狀之刻、可有

尋沙汰之由給御外題畢、彼芳命當世難被棄置云々、如道員陳狀者、件狩場地頭御代官職事、道員祖

父家道存日之比、家時致非分望之閒、可止競望之由、五月五日・九月廿二日已上不記・建久六年・

同七年・正治元年四ヶ度、自禪門給安堵御下文畢、於忠節者誰可有勝劣乎云々者、就家時之解狀

可尋沙汰之旨、外題備進之故、雖擬相尋、如道員所進下文等者、可停止家時所望之由、柄焉也、然

則道員爲彼職可致奉公之狀、如件、

正嘉二年四月五日

前丹後守平朝臣(大友頼泰) 在御判

一五 大友頼泰書下案

○筑前右田琢之助文書  
増補訂正編年大友史料三

豊後國御家人右田四郎入道道圓代子息彌四郎能明申、今年六月八日、蒙古合戰之刻、自身并下人被  
疵由事、申狀如此、彼輩防戰之振舞、發向之戰場、各爲證人云々、所申無相違否、非縁者同心之儀  
者、載起請詞、分明可注申之、證人散狀者、直可被付守護所也、仍執達如件、

弘安四年十二月二日

(大友頼卷) (マ、)  
前出羽守

古後左衛門尉殿

(通重・心應)

帆足兵衛尉殿

一六 大友道忍頼書下

○大倉氏採集右田家文書  
鎌倉遺文一五二一六号

軍功証人トシテ  
尋沙汰ノタメ上  
府セシム

彌四郎

(能明申、蒙古軍功)

証人事、爲被相尋子細、今月中可令上府給、但要害番若令指合者、以

其隙、可有參府也、仍執達如件、

弘安七年六月十九日

(大友道忍・頼卷)  
沙彌(花押)

帆足兵衛尉殿

一七 大友道忍頼書下

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文一五二一五号

野上資直申ス軍  
功証人トシテ尋  
沙汰ノタメ上府  
セシム

野上太郎資直申、蒙古軍功証人事、爲被相尋子細、今月中可令上府給、但要害番若令指合者、以其  
隙、可有參府也、仍執達如件、

弘安七年六月十九日

(大友道忍・頼卷)  
沙彌(花押)

森三郎殿

(朝通・道願)

帆足郷

三四七

一八 大友道忍頼泰書下

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文一五四九三號

帆足通俊申ス合  
戦証人トシテ博  
多ニ参向セシム

帆足余一三郎通俊申、蒙古合戦由事、爲相尋子細、來月拾日以前、可被参向博多、仍執達如件、

弘安八年三月廿七日

(大友道忍・頼泰)  
沙彌(花押)

野上太郎殿

一九 豊後國大田文寫

○東京大学史料編纂所蔵平林本  
大分県史料二六(一六一二)

○弘安捌年玖月 日。前文及び玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二二号ニ收ム。本文省略。以下ニ本郷關係部分ノ  
ミヲ抄出ス。

一球珠郡参百捌拾町

○中略

帆足郷

帆足郷八拾町

本家安嘉門院御跡  
(邦子内親王)

地頭御家人

大隈村

大隈村参拾町 大友兵庫頭入道殿  
(頼泰)

久富名

久富名拾七町六段 帆足六郎兵衛尉道貞(貞)法名西連

森村

森村拾貳町四段

森三郎朝通法師法名道願

鬼丸四郎惟重

片平田村

行平田村七町、森三郎朝通法師(貞)法名道願

行平田清六通直法師(七)法名西信

岩室村

岩室村拾參町

岩室六郎良信

略

### 二〇 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。前文及ビ玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二三号ニ收ム。当郷關係部分ノミヲ左ニ抄出ス。  
玖珠郡三百八拾町

○中

帆足郷

帆足郷八十町

地頭織、本家安嘉門院御跡(那子内親王)

大隈

大隈三十町

地頭織大友兵庫入道殿(頼卷)

久富名

久富名十七町六段

地頭織帆足六郎左衛門通貞(貞)法名西連(連)

帆足郷

帆足郷

三五〇

森村

森村十二町四段

地頭職森三郎朝通法名道順

片平田村

片平田村七町

地頭職朝通、同片平田清六通直法名西信

岩室村

岩室村十三町

地頭職岩室六郎良信

○下略

### 三 帆足西蓮通員書狀

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

(包紙ヲハ書)

「一四三」

出羽右衛門入道へ沙弥西蓮之狀

(端裏書)

「一四一」

「大隈村地頭代帆足兵衛入道狀 領家檢注勘料御訪事弘安九々廿五」

(帆足郷)

帆足郷檢注ニ就  
キ院宣御教書

關東御教書連々西方到來之由、承及候、依之若西方に御越なと候者、其比委可蒙仰候、兼又帆足郷  
檢注事、罷成本家 (龜山院カ) 當院御方候之後、可遂實檢之旨、及 院宣・御教書兩度候之間、度々違背其恐

候之間、當郷地頭面々承伏仕候之處、於田図可遂其節旨、實檢使雖強申候、依様々誘申候、爲居合

巴図ニテ実施  
居合檢注トシテ  
勘料ヲ出ス

檢注可經勘料之由、定申候了、仍當時遂其節候、件勘料事、大隈御領と申、私領と申、方々(以下札紙)「不合

安嘉門院ノ時得  
分一年御免ニテ  
勘料ヲ出ス

期仕候、去弘安二年 安嘉門院御代仁遂實檢候之時、當村御得分一ヶ年蒙御免、致其弁候了、今度

大隈村兩年得分

同預御訪、可致勘料之弁哉候覽、若預御訪候者、大隈村今明年御得分者、大方并東殿御方に重可來  
納候、此等之趣内々有御心得、可有御披露哉候覽、恐々謹言、

弘安九年

九月十二日

沙彌西蓮(帆足蓮員)  
(花押)

謹上 出羽右衛門入道殿

三 帆足西蓮通員申狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

(端裏書)  
「帆足入道申狀 大隈村上下御代官事 正安二、三、十六」

大隈上下村ヲ多  
良殿公文所ヨ  
リ召上グルニヨ  
リ安堵セラレ  
ン  
コトヲ請フ

之御計候者、雖老耄之身候、以子息親類之中、致忠勤候事、不可有相違候、仍言上如件、

正安二年三月十七日

(帆足通言)  
沙彌西蓮

○文中「多々良殿」トアルハ、大友三代頼泰ニ非ザルカ。三一号参照。

三 龜山上皇處分狀案

○龜山院凶事記  
鎌倉遺文二二二二八号

皇室御領ヲ処分  
ス

○嘉元三年七月廿六日。「長野莊史料」二五号ニ収ム。本文省略。「安楽寿院領」「古後(後)山内(山)帆定(足)」アリ。

二 昭慶門院憲子内親王御領目錄

○竹内文平所藏文書  
鎌倉遺文二二六六一号

昭慶門院管領ノ

○嘉元四年六月十二日。「長野莊史料」二六号ニ収ム。本文省略。「豊後國長野莊古々・山田・帆足」「豊後國球珠

所領ヲ注ス

莊」等アリ。

三三 大友貞親讓狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

養子季貞ニ直入  
郷入田半分帆足  
郷大隈村ヲ讓ル

嫡家貞宗ノ命ニ  
從フベシ

正文ヲ京都ニ隨  
身ノ為案文ニ裏  
書ヲ加フ

ゆつりわたす、

(大友千熊丸・季貞)  
せんくま丸かところ、

ふんこのくになをりかうのうち、(入田半分)にうたはんふむ、(帆足郷大隈村)大くまのむら付くほたの、やうしとしてゆつり

あたふるところ也、(公事以)關東御くうしいけ、(異國警固)いこくけいこの事、嫡家大友まこ大郎さたむねかめいにし

たかいて、(勤世)きんしすへきしやう、如件、

延慶三年六月五日

(大友) 貞親 (花押)

(裏書)「於此正文者、京都隨身之間、爲後證遂校正、所加判也、

曆應三年五月十六日

(藤原) 宗能 (花押)

(實來) 沙彌生阿 (花押)

(禪田) 僧有快 (花押)

このゆつりしやう、後日にふしんあらし候ために、しひつにてうらかきをくわふる所也、

久富名内大隈下  
村地頭職ハ帆足  
通勝上村ハ出羽  
秀貞ヲシテ知行  
セシム

帆足郷久富名大  
隈下村地頭職ハ  
帆足通勝上村ハ  
出羽千熊丸領知  
スベシ

### 三 鎮西北條 政顯 下知狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

久富名内大隈上下村事、

右、於(下村)

地頭職者、任正治二年九月十(四日)

豊前々司能直朝臣契狀、所被付渡

上村者、可

令千熊丸領知矣者、依仰下知(如件丸)

正和三年五月廿二日

前上總介平朝臣

○次号「安心院文書」〔大分県史料〕一三 鎮西下知狀写ト校合。〔 〕内ハ同文書ニヨル。

### 二七 鎮西北條 政顯 下知狀寫

○平松行龍藏安心院文書  
大分県史料一三

御書出之寫

一帆足六郎通勝与大友千熊丸相論、豊後國帆足郷久富居門大隈上下村事ニ付、下村地頭職者、正治

二年九月十四日豊前々司能直契狀之、所被付通勝也、至上村ニ者、千熊丸領地也、

正和三年五月廿二日

前上總介平朝臣

○〔 〕内ハ前号文書ニヨリ注ス。

帆足郷

二 出羽季貞讓狀

○志賀文書所収帆足文書  
熊本県史料中世二

讓渡、

豊後國入田郷半  
分玖珠郡大隈上  
下村ヲ出羽宗雄  
ニ讓与ス

重代相傳所領事、

在豊後國入田郷半分并球珠郡内大隈上下村、  
(帆足郷)

右當村者、自故出羽守殿相傳知行之地也、而所勞危急之間、相副彼手繼、所讓与子息慶壽丸也、永  
(出羽宗雄)

代不可有相違、於關東公役者、守先例、無懈怠可令勤仕之狀、如件、

文保元年四月廿三日

季貞(出羽) (花押)

三 帆足郷久富名田畠在家山野等五分一注進狀案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

注進

ほあし(足郷帆)のかうのひさと(久富)のミ(名)のミ(名)やうのてんはくさいけさんやらのうち、五ふん一か事、

合、

田畠在家等畧之、

狩場五分一十所

一(狩場)かりは四十九所かうち、五ふん一二十か所

上二所 中四所

下五所

上一所けなしくるし 中四箇所 あふきさと

きりふたきさと くきうのひちう ちこくゆふ

下五か所いむたさと すかはらさと

まろひきさと むめきひちう はふつめゆふ

けんをう二ねん六月 日

三〇 豊後守護大友貞宗書下

○尊経閣藏野上文書  
鎌倉遺文二八七九六号

豊後國玖珠郡岩室村<sup>(帆足郷)</sup>地頭代光兼申、帆足六郎左衛門尉通勝<sup>(義鑿)</sup>、致荀田由事、如然之時者、即時馳向彼地、且相鎮狼藉、且遂檢見、可被注申、仍執達如件、

元亨四年八月十一日

<sup>(大友貞宗)</sup>  
近江守 (花押)

野上清左衛門尉殿<sup>(實盛)</sup>

三一 帆足義鑿<sup>通</sup>重申狀案

○醍醐寺文書  
大日本古文書

帆足義鑿、飯田道一ト野司職及ビ大隈等ヲ争フ

其上或号守護領、或号私領之閒、其詞變々也、野司者、高祖父家通得理之<sup>(帆足)</sup>、先進建久御下知明白也、如御下知者、野司事、可爲家通進止云々、非越訴、何可有沙汰哉、<sup>(帆足郷)</sup>大隈又代々知行無相違之

帆足郷

大隈村ヲ大友頼  
泰横領スルモ下  
知ニ預ル  
飯田道一守護領  
卜掠申ス  
道一謀書ヲ出ス  
保安狀  
長寛狀  
古文書ノ朽損

保安・貞永狀相  
違ス

家言家通新作

通家ハ飯田郷惣  
領

建久八年建保四  
年圖田注進  
四問四答

道一承伏  
帆足郷本家安樂  
壽院

處、正安年中、大友羽州押領之聞、義鑿(頼泰カ)于時經上訴預御下知訖、道一此等子細乍令(飯田)知、爲守護領  
之由掠申条、招上裁凌犯之咎畢、大隈又爲私領之上者、云請文、云奉書、道一構出謀書之条顯然  
也、加之、号道一當知行之支證、所令出帶之保安狀、眼前謀書也、其難非一、如道一先進貞永謀書  
狀者、本證文朽損之由所見也、道一先祖貞永年中朽損之由、令書置之条、爲實儀者、道一得誰人之  
相傳、令所持彼文書哉、如道一自稱者、朽損之狀者長寛狀一通、朽損之条依不慮之難欵、又古文書  
等、必依年号之前後、任次第非可朽損、可依所持之躰也云々、号本證文者、專可謂最初狀保安讓  
欵、以中途狀長寛之讓、爭可号本證文哉、又古文書、依前後不可朽損、可所持之躰也云々、先祖讓  
者皆爲重書之處、道一何長寛之狀所持躰可疎哉、隨而保安狀与貞永狀、其堺相凌畢、悉謀書之義理  
指掌訖、將又如保安謀書狀者、於野司者、嫡子并四男・五男相友可狩云々、眼前謀書也、家通与通  
家相論之時、於帶彼保安之狀者、縱家言雖令帶持之、爭通家不召出之哉、云家言云。通家、不出帶之  
上者、新作之条無異儀矣、其上通家者、通貞(飯田)之爲家督之聞、飯田郷爲惣領、彼保安狀爭不相傳哉、  
庶子家言彼本證文非可相傳之仁、巧無道之聞、爲庶子身号家嫡之条、奸曲無極、通家飯田郷惣領  
之段、建久八年・建保四年圖田注進分明也、  
抑訴陳四問四答之内、枝葉雖多、件道上以下、就延久・保安本證文、爲帆足郷内、數代當知行之条、  
關東御下知・御下文以下次第證文等明鏡之聞、備進之處、不及異論、道一号當知行之支證、如令出  
帶之狀等者、或出作人百姓請文、或本所御下知、貞永・保安之狀等皆以謀書之由、令難申之處、道  
一悉承伏之上者、苟畠并謀書之罪科、不可有豫儀、所詮帆足郷者、本家鳥羽安樂壽院、領家親王宮

飯田郷本家一乘  
院  
領家各別地ノ塚  
相論ハ聖斷ナリ

建久守護所下知  
狀

道一謀作

道一ハ謀書  
狼藉重過  
義鑿安堵成敗ヲ  
蒙リタシ

規矩高政跡岩室  
村地頭職ヲ塚崎  
貞重ヲシテ知行  
セシム

御領也、飯田郷者、本家南都(興福寺)一乘院、領家西南院大納言僧都御「房」御領也、○領ノ上ニ重ネ書ス、爲領家各別地之聞、

於塚相論者、可爲聖斷之御沙汰歟、狼藉之一段者、可爲當知行之眞僞上者、此等子細被究洩底、任所犯(之カ)實可被處罪科矣、就中道一謀書之難非一、貞永狀本證文朽損云々、謂本證文者、差置細々四

至塚、先年保安讓可謂也、何号後年長寛之朽損之狀、可稱本證(之)哉、義理悉令相達訖、其上如建久守護所下知狀者、引勸兩方所進文書、無野司名字云々、如今道一所進保安狀者、專有野司之名字、

通貞之後胤有所持之儀(考)、野(司)相論之時、可出帶之處、無其儀聞、無野司名字之由、被引載下知狀畢、道一謀作之条勿論、其上帶如此文書者、道一累祖代々、野司事(司)不及訴訟、建久以後空可送百

余歳哉、所詮道一先進保(建)・貞永兩通狀、三答備進建保狀・元久本所御下知狀等、皆以爲謀書(之)上者、於道一未者、被處謀書・苜麥狼藉以下重疊罪科、至義鑿者、任關東御下知・御下文以下次第證

文等旨、可蒙安堵御成敗、粗目安如件、  
嘉曆四年八月日

### 三 後醍醐天皇綸旨(宿)

○入江文書  
大分県史料一〇

豐後國岩室村地頭職(規矩)高政、爲勲功賞、塚崎次郎貞重、可令知行者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年十一月廿五日

(岡崎範國)  
左衛門權佐 (花押)

帆足郷



鳴津上總入道殿(貞久)

○青野ヲ粟野ト注セルハ田北学氏ナリ。

三 八坂道圓請文寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編一六五〇号

野上資親ト帆足  
通種トノ合戦ヲ  
檢知シ勘文ヲ上  
申ス

野上但馬權守資親等与帆足六郎左衛門入道義鑿子息安藝權守通種、於資親等恩賞地豐後國球珠郡山田郷小田三郎、顯成跡、今月十六日致合戰、及殺害刃傷狼藉田事、今年四月廿二日御教書謹拜見仕候了、抑任被仰下之旨、以同月廿九日差遣代官盛親於彼所、田吹六郎入道相共、云死骸、云刃傷、令見知候畢、仍盛親勘文一通謹進上之、此條若偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應四年閏四月十日

(八坂)  
汰彌道圓(花押影)

三 豐後守護大友氏泰注進狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書) (氏泰)  
「大友式部丞注進狀案泰顯・宗雄本領事」

一、(入田)因幡左衛門藏人泰顯申本知行地事、  
如被仰下者、泰顯知行分可注申之云々、如下給泰顯代師豐申狀者、亡父兵庫助入道士寂跡事、被

入田泰顯申ス本  
知行地等ニ就キ  
注進ス

帆足郷

入田郷半分

地球城ニテ他界

出羽宗雄本知行地ノコト

大隈村

豊後國入田郷大隈村等ヲ出羽宗房ニ讓ル

女子・末子・母堂

召惣領雜掌、可有尋御沙汰云々、此条士寂跡所領者、豊後國入田郷半分・肥後國隈牟田庄地頭方半分・筑前國香椎社領隅郷等也、而彼所々、出羽左近藏人入道正全令拜領也、隨而、建武三年於(山田郷)豊後國地球城士寂他界訖矣、

一、出羽弥次郎宗雄申本知行地事、

豊後國入田郷半分・同國地球郡大隈村者、宗雄親父出羽次郎季貞相傳之處、先年他界訖、彼跡同正全宛給之歟矣、

### 三七 出羽宗雄讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓与、

重代相傳所領豊後國入田郷(直入郷)半分并地球郡大隈村等事、

右所領等者、帶貞親・季貞讓、宗雄當知行無相違地也、而於今者、相副彼手繼狀以御下知等、子息

千壽丸仁、限永代所讓與也、或女子或末子等出來之時者、爲千壽丸之計、可分給之、將又、母堂一

期分同前、仍爲後證、讓狀如件、

曆應五年三月十一日

宗雄(出羽) (花押)

一於此正文者、上落之閒、爲後證、遂正校、所加判也、

康永二年十月十日

大神惟□  
大神惟□  
僧□□□

三 出羽宗雄讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

本領ヲ出羽千寿丸(宗房)ニ譲ル

舍弟三郎及ビ妹ニモ千寿分譲スベシ

一分

入田郷半分大隈

(宗雄) むねをほんりやうの事、  
千寿丸 (永代) せんしゆまろに、ゑいたいをかきて、ことごとく、ゆつりあたへおわぬ、  
一、しやていてわの三郎 (出羽宗房) (舍弟出羽)

おなしきいもうとのによしやう、この二人も、せんしゆにとうしんたらハ、せんしゆ房へ申、二人のはからひとして、かたのことく、おもひあてらるへく候、これもたかふみち候ハ、ともかくも、せんしゆかはからひたるへく候、この二人のゆつりハ、いちこの程にてあるへく候、  
(一期) (同心) (出羽宗雄) かうゑいにねん九月十五日 (花押) (康永) むねを

三 出羽宗雄讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓与、

帆足郷

帆足郷

村等ヲ千寿丸ニ譲ル

重代相傳所領豊後國入田郷半分・球珠郡大隈村等事、

右所領者、相副貞親(大友)・季貞(出羽)讓狀、并將軍家御下文以下御下知等、所讓与子息(出羽宗房)千壽丸也、永代更不可有相違、然女子等後家一期分、爲千壽丸之計、可分与之、仍爲後證、讓狀如件、

康永二年九月十八日

宗雄(出羽) (花押)

四〇 源賀頼房請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

出羽次郎跡事、任降參半分之法、以別儀野津殿方仁依有御口入、無相違入田郷内矢倉・太田兩名并

降參半分法ニヨリ野津殿方ヨリ季貞跡ヲ千寿丸ニ預ケラル

玖珠郡内大隈半村、京都御沙汰落居之程、自野津殿御方、預給出羽千手丸候訖、就其如令申先進

泰顯以下違乱狼藉セバ一味同心退治ス

狀、泰顯已下輩、云野津殿御知行分、云千手丸知行分、令致違乱狼藉之時者、相互成一味同心之思、加退治、可令全所務候、一向御恩存候之上者、聊不可背御命候、而如此乍申入候、若及異儀者、如元一円可奉被知行候、千手丸幼少之閒、頼房所加扶持候也、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

志賀頼房扶持

貞和四年十月十四日

源頼房(志賀)

四一 藤原田原貞廣讓狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

所領ヲ嫡子徳増増丸(氏能)ニ譲ル

○観応元年十月廿六日。全文ヲ「山田郷史料」一八八号ニ収ム。本文省略。讓与所領中ニ「帆足郷」アリ。

野上資親ニ勲功賞ヲ充行フ  
帆足義鹽跡及ビ古後郷綾垣名

入田郷半分大限上下村ニ対スル押妨ヲ退ケ所務ヲ全フセンコトヲ請フ  
入田郷半分ハ入田泰顯掠領  
大隈村ハ帆足通

### 四三 足利直冬下文

○大友家文書錄  
大分県史料三一

下 野上但馬權守資親、

可令早領知玖珠郡帆足六郎左衛門入道跡田地拾伍町、同郡綾垣名(義鹽・通勝)衛門尉跡田地伍町(帆足郷)地頭職事、

右人、爲勲功之賞、所充行也者、守先例、可致沙汰之狀、如件、

觀應二年十一月廿一日

(足利直冬)在  
源朝臣御判

### 四三 出羽宗房目安狀案

○志賀文書  
大分県史料中世二

(端裏書)  
「方上殿」

(目安脫カ)  
出羽孫三郎頼宗申、豐後國入田郷半分并球珠郡大限上下村事、

左守顯泰。掠領。閑。去々年擬令入部之處、世上動乱之閑、暫可閣、其閑先預給當國三重郷内上村(大友貞親)所者、就故羽州延慶御讓、祖父孫二郎(季貞)亡父弥二郎宗雄相傳之条無御不審、爰(心)田半分土

内并豐前國朽網孫二郎跡等之由、承之閑、無力閣之早、而彼兩所共相(達)之上、相傳所帶經不知行年(本領)序之条、爭無御哀憐哉、然者可去渡之由、欲預御口入、次大限上下村者、迄于去年十月頼宗。知行(房)

帆足郷

種押妨

無異論之處、帆足安藝權。守通種、自菊池方稱預給、所令押妨也、且被退通種、且菊池肥後守方仁有御口入、爲全所務、目安如件、

正平十一年七月日

四 出羽宗房目安狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

目安

大隈上村ノ知行ヲ全フセンコトヲ請フ

出羽孫三郎宗房申、豊後(國球珠郡大隈)上村地頭職事、

於當村者、自惣領大友出羽守之手、(貞觀)以去延慶三年六月五日、祖父出羽次郎季貞讓得之、以來宗房當

帆足通種違乱

知行于今無相違者也、然(帆)足安藝守、自菊池肥州方、号(通種)預給違乱之閒、任相傳道理、可返給之

由、度々言上之處、依不道行、所申請御口入也、仍如返答者、帆足安藝守先年預御下知候上者、下

地管領之条無子細、於加地子者可致沙汰云々、此条歎存者也、如去正和三年五月廿二日御下知者、

帆足六郎通勝与大友千熊丸(出羽季貞)相論豊後國帆足郷久富名内大隈上下村事、中閉略之、至上村者、可令

千熊丸領知云々者、依仰下知如件云々、此上者、云相傳之支證、云御下知狀、分明之上者、重預御

口入、全知行、弥爲致忠節、目安言上如件、

正平十一年九月日

出羽千熊丸(季貞)下知ニ預ル

大隈村ニ對スル  
帆足通種ノ狼藉  
ヲ停メ出羽宗房  
ニ渡付セシム

豊後守護大友氏時書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

出羽孫三郎宗房申、帆足安藝守押妨豊後國球珠郡大隈村、<sup>(帆足郡)</sup>致放火已下狼藉由事、申狀如此、事實者、招其咎乎、所詮守護代相共、且檢見燒跡、且止彼妨、可沙汰付宗房也、仍執達如件、

正平十一年十月廿日

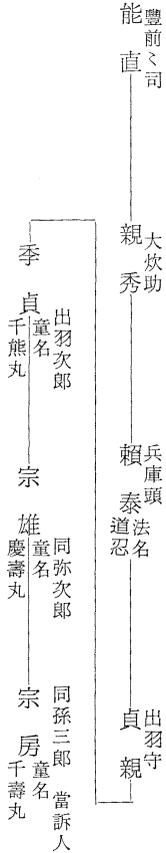
<sup>(大友氏時)</sup>刑部大輔(花押)

野上但馬權守殿  
<sup>(資親)</sup>

大友出羽氏所領相傳系圖

○志賀文書  
熊本県史料中世二

系圖 所領相傳次第



帆足郷

四七 平出宗房讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓与、

所勞ニヨリ養子  
志賀黒法師丸ニ  
所領ヲ讓ル

重代相傳所領豊後國入田郷半分并球珠郡大隈村以下地頭職事、

右所領等者、宗房所勞火急之聞、爲志賀黒法師丸於養子、相副代々證文等、限永代、所讓渡也、無

宗房兄弟女子等  
ハ少分分讓スベ  
シ

他妨可令知行也、將又於宗房兄弟女子等分者、爲黒法師丸計、少分可分讓之、但得所勞減、後日實  
子出來之時者、不可依此讓狀、其時者、可有別計也、仍爲後證、讓狀如件、

正平十三年十月十三日

平宗房(出羽)  
(花押)

四八 足利義詮御判御教書案

○入江文書  
大分県史料一〇

田原氏能ノ訴ニ  
ヨリ戸次某以下  
ノ濫妨ヲ停メ下  
地ヲ氏能ニ渡付  
セシム

○延文五年八月廿八日。全文ヲ「古後郷史料」一九号ニ収ム。本文省略。文中「球珠郡山田・帆足・古後并飯  
田郷内、森・岩室・戸幡菖蒲迫・松行名等事」ト見ユ。但シ「森・岩室・戸幡菖蒲迫」等ヲ飯田郷内トスルハ  
誤リナリ。

某宝篋印塔ヲ建

肥後国白木原合  
戦ニ於ケル戦功  
ヲ賞ス

兜 岩室坂口寶篋印塔銘

○大分の石造美術、大分県金石年表  
玖珠郡玖珠町大字岩室坂口

〔塔身〕  
(寶師)

(梵字バイ)

(梵字ハク)

(梵字キリーク)

應安七年甲三月廿四日

五 九州探題今川了俊貞感狀

○入江文書  
大分県史料一〇

去十二日肥後國白木原合戦之時、致忠節、若黨衛藤五郎・太田七郎左衛門尉・野村新左衛門尉・帆  
足左近將監被疵云々、尤以神妙、彌可被抽戦功之狀、如件、

永和三年八月十八日

田原下野守殿

(今川了俊・貞世)  
沙彌(花押)

帆足郷

田原氏能ノ親貞  
ニ対スル所領讓  
与ヲ安堵ス

玖珠郡帆足郷友  
竹庵清原氏女大  
島比丘尼宗範且  
那トナリ大般若  
經執筆ヲ助成ス

五 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

○康暦元年十二月廿四日。全文ヲ「古後郷史料」二二号ニ収ム。本文省略。文中ニ「帆足郷」アリ。

三 安藝草津八幡神社大般若經奥書

○広島市の文化財三三  
広島市西区田方一―一―一八草津八幡神社

○關係部分  
ヲ表示ス。

| 券數    | 奥書                                                           |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 四百一十一 | 一校了、<br>一帙旦那帆足友竹庵<br><small>(玖珠郡帆足郷)</small><br>宗範大姉         |
| 四百一十二 | 一校了、<br>一帙旦那帆足友竹庵<br>宗範大姉                                    |
| 四百一十三 | 一校了、<br>一帙旦那帆足友竹庵<br>宗範大姉<br><small>明德二年癸酉<br/>筆手月舟曼</small> |

筆者月舟叟

清原氏尼

大畠比丘尼

|       |                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 四百一十四 | <p>一校了、</p> <p>一帙玖珠帆足友竹庵 宗範大姉</p> <p>皆 明德二<small>正月</small>西<small>吉日</small> 執筆 月舟叟</p>         |
| 四百一十五 | <p>一校了、</p> <p>一帙且脛玖珠帆足郷清原氏尼 宗範大姉</p>                                                            |
| 四百一十六 | <p>一校了、</p> <p>一帙且脛比丘尼 宗範</p>                                                                    |
| 四百一十七 | <p>一校了、</p> <p>一帙且脛豐後州玖<small>珠</small>郡帆足郷大畠比丘尼 宗範</p> <p>皆明德三<small>年</small>西孟春中休日 筆者 月舟叟</p> |
| 四百一十八 | <p>一校了、</p> <p>且邦 宗範大姉</p>                                                                       |
| 四百一十九 | <p>一校了、</p>                                                                                      |

帆足郷

一 帙旦那玖珠之帆足友竹庵比丘尼 宗範

爲結縁助成五百二帙一函奉書畢、

右志爲赴者、現世安穩後生善處也、

四百二十

皆明德二<sup>(歲)</sup>年二月十一日 志者豊後州球珠縣内

帆足郷清原氏女大島比丘尼 宗範<sup>執筆</sup>月舟

一校了、

○本経ハ大願主豊前国下毛郡宮永西沙弥玄嘉、勸進聖觀照坊聖快ガ中心トナリ、十方檀那ノ合力ニヨリ書写奉納セルモノ。結縁旦那ハ三河国・肥前国・豊前国・豊後国・筑前国等ニ及ブ。豊後国デハ右ノ他第一百八十卷(帆足郷往僧圭滿書)・第五百一十七卷(旦那清原通房)・四十二帙(大島比丘尼宗範)・五十二帙(清原通房)ガアル。清原通房(帆足氏カ)ヲ旦那トスル一族ノ資縁デアルガ、彼ヲ助通子トスルハ誤リ。

三 帆足郷若八幡神社如來形坐像胎内銘

○九州歴史資料館研究論集四  
玖珠郡玖珠町大字帆足

(胎内腹胸部墨書)

一 豊後玖珠縣帆足郷

若宮天承庵本尊也、

時于應永四年<sup>歲次</sup>十二月十三日

大檀那清原眞人在京助

ス 仏像一軀ヲ造立

大檀那清原宗通

法名宗通

願主講衆等

作者大慶真棟

作者比丘大慶真棟（花押）

住庵比丘玉峯至玖（花押）

四 大友持直知行宛行狀

○広瀬家史料館所藏文書  
日田市淡窓町

所領ヲ充行フ

帆足郷岩室  
山田郷戸幡

日出庄内辻間村并田染庄内吉丸古庄攝津入道

・安岐郷内光貞古庄佐渡守

・玖珠郡内岩室帆足清太・同

郡戸幡〔山田郷〕古庄伯耆守跡〔船紙〕事、進之候、可有御知行候、恐々謹言、

〔應永廿貳年〕  
九月廿三日

田原新藏人殿〔觀寺〕

持直〔大友〕（花押）

五 大友氏加判衆連署奉書

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

帆足清太跡田地  
三町ヲ檀實直ニ  
渡付セシム

玖珠郡帆足清太跡内田地三町事、所被宛行檀弥〔四〕郎資直也、任御判之旨、可被沙汰付之由候、仍執達如件、

應永卅二年十月十六日

沙弥（花押）

帆足郷

野上長門守殿

松木(駿河守)殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三一)ニモ全文ヲ収ム。傍注ハ『文書録』ニヨル。

五 大友親繁感狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

日出生合戦ノ粉  
骨ヲ賞ス

去夜於日出庄陣合戦、被致粉骨、被疵候之段、感悦之至候、弥被抽忠節候者、喜入候、重々辛勞為  
悦候、恐々謹言、  
(生乙)

十二月初年  
十二月十四日

(大友)  
親 繁 在判

中嶋三河守殿

○『大友家文書録』綱文ニ、「十二月十三日夜、  
玖珠郡於州。日出生。  
在帆有戦事、中嶋三河守。有功、親繁授書勞之、  
被疵創

此役未詳  
事故」ト見ユ。

五七 志賀親家申狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

略  
○上

□(藤)  
原(花押)

直入郷松本名夫丸ノ事

朽網山ノ城

由布院戰河陳

玖珠角牟礼城落去

一、(永享)いきやう十二年(大友親隆)羽州上様御代より、又(直入郷)兩しよくあいともニ、(先規)せんきのごとく成敗仕候、その

とき松本庄主けんようつうくわん時代より、りやうしよくふんとして、二人つゝめしつかる候と

ころに、嘉吉二年(親隆)みねのへ年、親綱・羽州さま御兩殿、小國よりくたミ山の城ニ御うち出候、當

國の事いつれもとき地の事にて候、ことに入田・一万田御てきの事ニ候之間、いつかたよりも人

そくまいらす候ほとに、まつもと名のふ丸を、羽州さまへ(志賀親賢)民部大輔か所よりまいらせ候、それよ

りゆのいんた、かい河の御陣、くすつのむれの城らつきよ以後までも、めしつかい候しよう、つ

うくわん庄主之時、れんく(羽州様)高田上さまへわひ事申候間、民部大夫か所え返給候間、いつれとも

めしつかふへきよし民部大夫申候處ニ、庄主しきりニわひ事申候間、一人の事おハ返て候、自然

重陣時者、二人ともニめしつかふへきよし、さいさん申さため候了、同さか田の村・たけ田三分

二の事、これまたせんくのごとく、せつくニしたかい候て、いまにめしつかる候了、

○下

(文明七年)

三月廿七日

(志賀)親家(花押)

本庄伊賀守殿(繁登)

久保大炊助殿(種七)

文明七年(きのとの)日つし申上候、

五 田原政定書狀(紙切)

○永弘文書三  
大分県史料五

(包紙折封ウハ書)

永弘式部丞殿 御宿所

政定

田原新九郎

玖珠衆ノ動静ヲ報ズ  
帆足五郎左衛門尉所ヨリ去ル  
如法寺モ退ク  
帆足五郎左衛門尉書状案ヲ進ズ

至此堺就出張之儀、御懇預御狀候、祝著候、其堺之時儀、弥被添御意、方々趣可承候、仍玖珠衆一昨日、帆足五郎左衛門尉所より罷退候由注進候、彼是五六人、一昨日同心に退候由申來候、如法寺なども退候之由申候、猶も退衆可有多く由申候、先以可然候、仍五郎左衛門尉書狀之案、爲御披見進之候、万期後喜候、恐々謹言、

(年未詳)  
二月六日

(田原)  
政定(花押)

永弘式部丞殿 御報

五 岩室山淨専寺方便法身尊像裏書

○玖珠町の寺院と文化財(調査報告書)  
玖珠町大字岩室字原ノ園三一〇

永正七年 庚午八月四日

興正門徒端坊下

方便法身尊像ヲ  
下ス

方便法身尊像

豊後國玖珠郡帆足郷

□□

願主釋了源(カ)

○報告書ハ「願主了願」ト訓ミ、「釋」ヲ脱ス。今同書所収写真ニヨリ訂正ス。

### 某書狀

○永弘文書  
大分県史料五

(端裏捺封ウハ書)  
「(墨引)」

中善采□

朽網親満現形ニ  
付神領ニ制札ノ  
事ヲ申スモ其儀  
無シ

至豊州朽網(親滿)就現形之儀、宇佐宮御神領制札之事、從番長大方被申候、雖然政之事、諸篇不能分別候之條、無其儀候、爾御神領之事者、可成其違儀事、以外無勿躰子細(候カ)間、堅被申付、可被成申停止事、尤以肝要存候、万(專カ)一(候カ)之仁者、則可被(候カ)一候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十一月廿□日

□

森藤右衛門殿

如法寺□

帆足郷

二 大友親安義知行預ケ狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料一四

(為去春殘党)

現形刻之忠賞、

跡之

預置候、可有知行候、恐々謹言、

朽網殘党現形ノ  
刻ノ忠賞トシテ  
知行ヲ預ク

(永正十四年カ)  
七月五日

(大友義鑑)  
親安 在判

森左衛門尉殿

三 大友義鑑知行預ケ狀

○丹生とよ文書  
大分県史料一〇

帆足郷大隈内ノ  
地ヲ預ク

玖珠郡帆足郷上大隈之内、小別當八段・同大隈之内下大隈壹町分之事、預置候、可有知行候、恐々

謹言、

(年未詳)  
八月廿八日

(大友)  
義鑑 (花押)

丹生治部丞殿

三 大津留長清・森長徳連署打渡狀

○平井文書  
大分県史料一三

片平田ノ内二反

玖珠郡帆足郷片平田之内貳段分之事、任 御判・御奉書之旨、打渡申所如件、

ヲ平井左衛門尉  
ニ打渡ス

享祿五年九月十七日

長徳(森)  
長清(大津留)

平井左衛門尉殿

六四 大友義鹽書狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

在城辛勞ヲ謝シ  
替衆ヲ遣スヲ告  
グ

長(候脱カ)く在城辛勞、不及申候、然者替衆差遣之候、早(候脱カ)く歸國肝要、旁(大友)以面可申候、恐(大友)く謹言、

四月十七日

義鹽(花押影)

森五郎兵衛尉殿

野上大和守殿

○コノ城番ノ城ハ角牟礼城カト考ヘタガ、「遠方」トアリ(次号)、又「替衆差遣」ニ付「早く歸國肝要」トアル事実等ヨリスレバ、豊後国外デ恐ラク筑前立花城カト思ハレル。尚「真修寺文書」ニハ、九月廿二日長野伯耆守宛ノ「大友義鑑感状写」ガアル(「山田郷史料」一四九号)。本文書ニモ「長く在城」ノ辛勞ヲ謝シ、「新衆」派遣ニ付、「弥堅固ニ申談ジ、勤番」スベキコトヲ命ジテイル。恐ラク、コレモ同一ノ城ノ「勤番」ニ関スル同年ノモノト推定サレル。但シ本文書ノ差出書「義鑑」ガ誤ナケレバ、天文二年(一五三三)以後トナリ、尚検討ノ余地ガアル。

帆足郷

五 親榮・山下長就連署書狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

在城ノ辛勞ヲ賞  
シ替衆ヲ遣スヲ  
報ズ

長く御在城御辛勞之儀、細く雖可申入候、且者遠方、且者公私依繁多、乍存罷過候、聊非心疎候、御城内弥堅固之由、可目出候、替衆之儀被仰出候、其方近日可有登城候哉、御大慶与存候、猶野上掃部助方、可被申候間、省略候、恐く謹言、

(年未詳)  
十月十九日

(山下)  
長 就 (花押影)  
親 榮 (花押影)

森殿

野上殿 御宿所

六 大友義鑒感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊前発向ノ軍勞  
ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、從最前以出陣、所<sup>(女手仕力)</sup>軍勞感悅候、彌可被勵忠儀事肝要候、何様追<sup>(而一力)</sup>段可賀申候、恐く謹言、

(天文元年)  
十一月廿日

(祐貞)  
森新左衛門尉殿

(大友)  
義 鑒 在判

杉秀蓮ノ計策書  
狀ヲ披露セルヲ  
賞シ御書ヲ遣ハ  
サル

豊前溝野河内合  
戦及ビ角牟礼在  
城ノ旁ヲ賞ス

### 六七 大友氏加判衆連署書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

杉因(秀連)幡守計策之一通、各申合、令披露候(之処、別而御九)□□□□感悅之段、以御書被仰遣候、誠御面目之(至貞)□□□□儀、無申迄候、猶重疊可申述候、恐々謹言、

二月廿二日  
(天文二年)

親(田北)員在判  
長(山下)就在判  
長(吉岡)増在判

森長門守殿(長徳)

○『大友家文書錄』綱文二ハ「義隆長臣杉因幡守、寄謀書於玖珠土森長門守、長門守達其書于田北(親員)吉岡(長増)山下(長)就(就)下、告之義鑑、義鑑作書賞之、親員、長増、長□□□連署書(義鑑書不傳)トアリ。

### 六八 大友義鑑感狀

○古後文書  
大分県史料一三

一 (端裏切封)  
一 (墨引)

去廿日豊前國溝野河内手仕之刻、別而粉骨之次第、忠儀感悅候、殊親父藤石衛門尉至角牟礼、在城之由候、重々軍勞無極候、必取鎮、一段可賀申候、恐々謹言、

帆足郷

帆足郷

(天文二年九)  
二月廿九日

古後清次郎殿

(大友(マ))  
義鑑(花押)

三八〇

六 大友義鑑感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

角牟礼城勤番ノ  
勞ヲ賞ス

(帆足郷)  
爲角牟礼勤番、長々在城、無足之辛勞不及申候、當時至堺目、敵毎日相絡候之条、一入堅固之才覺

憑存候、何様追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文二」  
如月十六日

平井左衛門尉殿

(大友(マ))  
義鑑(花押)

七 大友氏加判衆連署條々事書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏書)  
「古後領地ニ付浮免分」

條々 文二  
十一廿八

付小田寄合之事、

加判衆条々事書  
ヲ示ス  
角牟礼城ノ事

一同陣衆至小國出張之事、  
(帆足郷)

(吉岡宗敏)  
(裏花押)

一面目調之事、

(山下長就)  
(裏花押)

一豊前立柄之事、

一連判衆之事、

(入田親藤)  
(裏花押)

以上

七 大友義鑑書狀案

○大友家文書錄  
補増訂正編年大友史料一六

角牟礼城番ノ辛  
勞ヲ賞ス

就角牟礼城番、夜白辛勞、不及申候、殊城誘等之事、別而馳走之由候、案中候、彌<sup>(無)</sup>油斷才覺、憑  
入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文二年)  
十二月一日

(大友)  
義鑑 在判

森壹岐守殿

○『大分県史料』ニ見エズ。

七 大友義鑑感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

角牟礼城番及ビ  
城誘ノ辛勞ヲ賞  
ス

就角牟礼城番、夜白辛勞不及申候、殊城誘奉行等之事、別而馳走之由候、案中候、弥無油斷才覺頼  
入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

帆足郷

帆足郷

三八二

(異筆)

「天文二」

十二月八日

(大友)  
義鑑 (花押)

平井左衛門尉殿

三 大友義鑑書狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

角牟礼城番及ビ  
城誘ノ辛勞ヲ賞  
ス

(帆足郷)  
就角牟礼城番、夜白辛勞不及申(候、殊城カ)誘等之事、別而馳走之由候、案中候、弥(無)油斷才覺憑入候、  
必追而、一段可賀申候、恐々謹(言)□、

(天文二年)  
十二月八日

(大友)  
義鑑判

森壹岐守殿

四 城後田北親興書狀

○田北憲明文書  
大分県史料二六

溝野ニオケル戦  
況ヲ報ズ

○(天文三年)二月廿三日。「飯田郷史料」一七二号ニ収ム。本文中ニ「森・帆足之衆、大手負仕候」トアリ。  
本文省略。

敵玖珠郡取出ノ  
刻ノ合戰軍忠ヲ  
賞ス

壹 大友義鑑感狀

○帆足悅藏文書  
大分県史料一三

去廿至當郡(玖珠郡吉後郡)敵取出候之處、即時馳向逐合戰、敵宗徒之者數百人討捕候之砌、別而御粉骨、殊親類  
被官、或者分捕高名、或者被疵之由、忠貞誠無比類候、彌堅固之才覺、憑存候、必追而、一段可賀  
申候、此等之儀、爲可申、賀來宮内少輔遣之候、恐々謹言、

七月廿三日  
(天文三年)

義鑑(花押)  
(大友)

森左馬助殿

貳 大友義鑑感狀

○帆足悅藏文書  
増補訂正編年大友史料一六

敵玖珠郡取出ノ  
刻ノ軍忠ヲ賞ス

去廿至當郡、敵取出候之處、即時馳向逐(合戰)宗徒者數百人討捕候刻、別而粉骨、忠儀寔無比類  
候、彌堅固之才覺、憑存候、必追而、一段可賀之候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔遣之候、恐々  
謹言、

七月廿三日  
(天文三年)

義鑑(花押)  
(大友)

森壹岐守殿

七 大友義鑑感狀案

○帆足悅藏文書  
增補訂正編年大友史料一六

敵玖珠郡取出ノ  
刻ノ軍忠ヲ賞ス

去廿至當郡、敵取出候之處、即時懸付遂合戰、<sup>(宗)</sup>徒之者數百人討捕候之刻、爲無足別而粉骨、殊<sup>(被)</sup>

<sup>(疵之由カ)</sup>

□□□、忠儀誠無比類候、必<sup>(追而一)</sup>□□□段可賀申候、此等之儀爲可申、賀來宮内少輔<sup>(遠之カ)</sup>□□□、恐々謹言、

<sup>(天文三年)</sup>  
七月廿三日

<sup>(大友)</sup>  
義鑑 在判

問田木工助殿

八 大友義鑑書狀

○梅木忠臣藏長野文書  
大分県史料一三

角牟礼城新堀ニ  
ツキ馳走ヲ賞ス

<sup>(帆足郷)</sup>角牟礼新堀之事、各被存寄、別而馳走之由、令悦喜候、弥可被添心事、頼入候、猶田北大和守可申<sup>(頼貞)</sup>

候、恐々謹言、

<sup>(天文三年カ)</sup>  
八月五日

<sup>(大友)</sup>  
義鑑 (花押)

古後中務少輔殿

田籠縫殿助殿

魚返與三左衛門尉殿

原田右衛門尉殿

魚返新三郎殿

惠良伯耆守殿

中嶋左京亮殿

長野伯耆守殿

克 大友義鑑知行預ケ狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

筑後国三町ヲ預  
ク

筑後國之内三町分坪付在別紙事、預置候、可有知行、(候脱カ)恐々謹言、

(天文五年カ)  
閏十月九日

森衾菊殿

(大友)  
義鑑(花押影)

○ 富榮・重利・資高連署書狀

○古後文書  
大分県史料一三

小田弥十郎ト桑  
原某トノ争論

○(天文七年カ)九月十一日。全文ヲ「山田郷史料」一七四号ニ収ム。本文省略。宛名ニ「森土佐守」・「森主税助」アリ。

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙遣之候、恐々謹言、

(天文八年)  
正月十三日

(大友(マ、))  
義 鹽 (花押影)

森清三郎殿

○「義鹽」ノ「鹽」字ハ、「鑑」字ノ誤写ナラン。

### 三 大友義鹽二字書出寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

鹽京ト名乗ラシム

加冠 名字事

(マ、)  
清原鹽京

天文八年正月十三日

### 三 田北親員書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

小田次郎兵衛尉  
ト野上左馬助ノ  
論地落着ヲ賀シ  
静謐ヲ致サシム

○(天文八年)八月十日。全文ヲ「山田郷史料」一七五号ニ收ム。本文省略。宛所玖珠郡衆十二名ノ中ニ帆足右衛門大夫・帆足安芸守・森次郎・森長門守等アリ。

土藏ノ材木ノ馳  
走ヲ致サシム

八四 大友義鑑書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

○(天文十三年)閏十一月十八日。全文ヲ「古後郷史料」八七号ニ収ム。本文省略。宛所玖珠郡衆七名ノ中  
ニ、帆足右衛門大夫ノ名アリ。

八五 森長徳書狀

○相良家文書  
大日本古文書

〔折封ウハ書〕

相良殿 御報

森越前守

長 徳

改年ノ祝儀ヲ謝  
ス

誠今年之御嘉祥、珍重々々、猶以不可有盡期候、抑爲此等之儀、馬一疋鹿毛給候、畏入候、必從是  
可遂御礼候、仍農寺江入魂之旨候、定可被仰達候、猶期後音之時候、恐々謹言、

(天文十四年)  
正月八日

(森) 長 徳 (花押)

相良殿 御報

六 大友義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

小原鑑元ニ対スル入魂ヲ謝シ義鎮ニ対シ無ニノ心底ヲ憑ム

○(天文十九年)六月十九日。全文ヲ「古後郷史料」八八号ニ収ム。本文省略。珍珠郡衆十人ニ宛ツ。帆足右衛門大夫ノ名アリ。

七 大友義鎮官途狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

左京助ニ任ズ

左京亮所望之由、可存知候、恐々謹言、

(天文二十一年九)三月十九日

(大友)義鎮(花押影)

森清三郎殿

八 大友氏加判衆連署書狀

○富來文書  
大分県史料一〇

筑後国内ノ地ヲ富來彦三郎ニ打渡サシム

筑後國秋月先給之内、上岩田四十町・下岩田貳拾町分事、至富來彦三郎、被成御裁許候、嚴重可被打渡事、肝要候、恐々謹言、

(弘治三年)八月六日

(雄城)治景(花押)

森越前入道殿

小田若狹守殿

豐饒美濃守殿

○森・小田氏等ハ、筑後国檢使ナリ。

### 八九 田北鑑生書狀

○惠良文書  
増補訂正編年大友史料二一

惠良彈正忠方出頭  
一所トシテ出陣  
陣中申談スベシ

就惠良彈正忠方出頭、預御連署候條、則至御座所、以奉書言上候、被成御對面候、殊受領等被請上  
意候條、目出候、此方爲一所可有出陣由候條、涯分陳中之儀、可申談候、爰元衆之儀も、急度可致  
出張之條、御支度等、不可有御油斷候、猶期面拜之時候、恐々謹言、

(永祿四年九)  
卯月廿五日

(田北)  
鑑生(花押)

惠良左京亮殿

惠良肥前守殿

(田北) 鑑生(花押)  
(吉岡) 長増(花押)  
(白杵) 鑑續(花押)  
(志賀) 親守(花押)

帆足郷

帆足右衛門大夫殿 御報

九〇 戸次鑑連書狀(紙切)

○五條文書  
熊本県史料中世四

(切封)  
「(墨引)」

寄揆俸以下ニ申付ク

義鎮入道ニツキ

五条鑑貞剃髪ス

打掛ヲ所望ス

吉弘鑑理戸次鑑

連帆足郷着

八朔御祝儀之事、自鎮定可被成御申之由候、取肝要候、寄揆俸者以下申付置候条、於取合者聊不可

有緩候、將又就御法躰之儀、鑑貞御事御剃髪之由候、上儀御崇敬之次第案中候、仍御打掛有御拜

領度之由候条、林式部少輔方迄内々令申候處、則被成御分別、珍重候、態持可進之覺悟候之砌、預

御使僧候間、乍鹿相渡進入候、然者鑑理・鑑連事、前三日、珍珠郡到帆足郷被着候、宗歡・鑑速未

着郡候、定而今明之閒可有出郡候、於其儀者申談、近々可爲越山候、此節別而御馳走專一候、何様

陳中可申承候、猶重々可申述候、恐々謹言、

(永禄五年九)  
七月七日

(鎮定)  
五條殿 御報

(戸次)  
鑑 連 (花押)

九一 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊前國闕所閉目之事、爲給主未出證文、兎角申旨無之々段承候、無是非候、稠被。申觸、聊不可有緩

ヲ緩ナカラシム  
宇佐郡段錢催促  
堅固

檢使中

之儀候、宇佐郡段錢堅固相調之由、尤肝要候、餘郡之儀、弥堅被申付專一候、猶年寄共可申候、  
恐々謹言、

(永祿九年)  
二月廿一日

(大友義鎮)  
宗麟

齋藤下野守殿

野上彈正忠殿

帆足民部少輔殿

田北左近將監殿

野上民部少輔殿

佐田薩摩守殿

須江玄介殿

齋藤民部少輔殿

田須左近太夫殿

野上越中入道殿

六二 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三二

豊前国關所閉目

豊前國御關所閉目之儀、稠被 仰付候之處、爲給主不差出證文、兎角無沙汰之段、注進之趣、各申

帆足郷

檢使中進上帳面  
相違アルベカラ  
ズ

宇佐郡段錢

檢使兩人宛郡々  
ニ在郡催促スベ  
シ

檢使中

談、具令披露候、未斷之様躰、不被及是非之通、被成 御書候、然者先年檢使中進上之帳面、毛頭  
茂於相違者、上意難測候、萬一号散在之地、押妨之族候者、以本帳之上、無臺所被申開肝要之  
由、堅被 仰出候、被得其意、聊不可有緩候、將又御段錢之事、宇佐郡之儀相調候之通、言上先以  
專一候、彌檢使中被申合、兩人宛郡々江有在郡、催促之儀被指急、專要之通、能々可申旨候、爲存  
知候、恐々謹言、

(永禄九年)  
二月廿一日

(全編)  
宗 歡 在判

(全書)  
鑑 理 同

(白符)  
鑑 速 同

(白次)  
鑑 連 同

帆足民部少輔殿

野上越中入道殿

齋藤民部少輔殿

佐田薩摩守殿

須江源介殿

田北左近將監殿

野上民部少輔殿

齋藤下野守殿

野上彈正忠殿

田吹左近大夫殿

九三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

吉弘鑑理入魂ニ  
同心セルヲ賀シ  
十一人申談ジ馳  
走セシム

○(永祿十一年カ)六月十二日。「山田郷史料」一九三号ニ収ム。本文省略。宛書中ニ、帆足民部大夫・森越前守等ノ名アリ。

九四 大友宗麟義鎮感狀

○帆足悦藏文書  
大分県史料一三

立花鑑載成敗ノ  
際ノ軍功ヲ賞ス

長々在陳軍勞、殊立花鑑載成敗之刻、別而碎手被疵、忠儀之次第感入候、弥馳走專一候、必取靜、一段可賀之旨、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

(永祿十一年)  
八月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

森彈正忠殿

壺 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

筑前小石原口ニ  
出陣

○(永祿十一年カ)十一月十九日。筑前朝倉郡小石原方面出兵ニ係ル。全文ヲ「古後郷史料」一一三号ニ収ム。本文省略。玖珠郡衆中ニ宛テタルモノナリ。

六 大友宗麟義鎮書狀(紙切)

○帆足琢磨文書  
大分県史料一三

長岩ノ徒狼藉ニ  
就キ油断ナク打  
果サシム

○(永祿十二年)壬五月廿六日。「古後郷史料」一一八号ニ収ム。充書ハ「森越前守殿・帆足清太殿・小田次郎殿・大田新四郎殿・恵良左近大夫殿・魚返民部少輔殿・松木丹後守後家・恵良源三郎殿・古後民部少輔殿・平井若狭守殿・岐部兵庫助殿・野上大和守殿」ノ玖珠郡衆十二名ナリ。本文省略。

七 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料二二

出陣ノ覚悟ヲ告  
グ松木ニ宿誘ヲ  
命ズ

○(永祿十二年カ)九月廿二日。「飯田郷史料」二二一号ニ収ム。宛名「森越前守殿・平井若狭守殿・小田紀伊守殿・恵良肥前入道殿・野上大和守殿」ノ五名ナリ。本文省略。

六 大友宗麟義知行預ケ狀

○滝神社文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

豊筑間拾町分ヲ  
預ク

於豊筑間拾町分坪付在紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
三月二日

(鑑光カ)  
森備前守殿

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

○モト「森猪松文書」。大正九年四月滝神社一千年祭ニ、森宗太氏之ヲ寄進スト記セル写アリ。

九 大友宗麟義知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊筑間ニ五町分  
ヲ預ク

於豊筑間、五町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
三月二日

森内藏助殿

(大友義鎮)  
宗麟 在判

十町分ノ御判ヲ  
犬房丸ニ進ズ

100 森鑑光書狀

○森猪松文書  
大分県史料一三

今度十町分之御判給候、犬房丸江進之候、たのさまたけ有閒敷候、爲後日之狀、とらせ候、令存知候、恐々謹言、

(元龜元年カ)  
九月十六日

(森備前守)  
鑑光 (花押)

森犬房丸

進之候、

○鑑光ハ、別ニ「永祿十年三月一日鑑光」トアル「森犬房丸參」充ノ「包紙ウハ書」ノミノ文書アリ。田北氏ハ、『増補訂正編年大友史料』二三二、(元龜元年カ)ト推定セリ。

101 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

御門跡筆跡ヲ贈  
ラル、ヲ謝ス

御門跡之筆跡三給候、令悦喜候、何様可秘藏之趣、猶白杵越(鑑速)中守可申候、恐々謹言、

(天正二年頃) (日)  
正月廿二日

(大友)  
義統 在判

森彈正忠殿

小貳政興ト申談  
ズルタメ森宗智  
ヲ下ス

101 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料二三

少貳政興申談子細候之條、至其堺越山候、就佐賀表調略、森越(宗智・長徳)前入道差下、一行申催候之條、此節可被勵忠儀事、可爲祝著候、各馳走之淺深、切々依注進、可加下知之條、宗智江申含候、被得其意、聊不可有油斷候、仍年寄共可申候、恐々謹言、

(天正四年)  
二月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟 在判 (朱印カ)

麥生民部少輔殿

○『大分県史料』ニ見エズ。

102 大友圓齋義鎮・義統連署書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

田北紹鉄誅伐ニ  
粉骨ヲ致サシム

○(天正八年) 閏三月廿一日。「古後郷史料」一四〇号ニ收ム。本文省略。宛書「玖珠郡衆中」ニ帆足右衛門大夫・(森左)馬助 等ノ名アリ。

一〇四 大友義統感狀

○碩田叢史所収帆足文書  
増補訂正編年大友史料二五

浦部表在城度々  
ノ合戦ニオケル  
粉骨ヲ賞ス

今度至浦部表、在城之儀申付候處、從最前馳走、殊度々働之刻、別而軍勢之次第、感入候、彌可勵粉骨事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)  
卯月九日

(大友)  
義統(花押)

帆足九郎殿

一〇五 大友義統知行預ケ狀寫

○教念寺文書  
大分県史料一三

顯如上人大坂籠  
城ノ時ノ忠節ニ  
ヨリ上毛郡櫛井  
ノ地ヲ預ク

今度顯如聖人大坂籠城ニ付、依宗門久々相誥旨、神妙ニ被思召之通、顯如聖人被仰越候、被抽厚志事感入候、就夫、豊前國上毛郡櫛井ニ而、雖爲小所預置候、可有知行者也、

(天正八年)  
七月廿六日

(未書)  
一案ニ此感狀ハ天正八九年ノ間ニ出ス歟、

(大友)  
義統(花押影)

(介腕方)  
森常陸殿

○本文書檢討ヲ要スルモ、シバラク参考ノタメ掲グ。年代推定ハ花押ニヨル。

井上里城防戦ノ  
刻ノ粉骨ヲ賞ス

豊前西郡ノ悪党  
下毛郡現形ニ就  
キ出陣ノ支度ヲ  
致サシム  
檢使帆足・森氏  
ヲ遣ス

104 大友義統感狀案

○児玉鑑採集西文書  
増補訂正編年大友史料二五

去月十四日、於井上里城麓防戦之刻、其方別而依碎手、被官白石九郎兵衛被疵之由、粉骨之儀候、  
必追而可賀候、恐々謹言、

九月十八日  
(年未詳)

義統  
(大友)

森右京亮殿

104 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

豊前西郡之悪黨、至下毛表令現形、所々狼籍不穩便之由、從方々注進到來候、就夫野仲兵庫頭加勢  
之儀申候條、追々可差立覺悟候、然者各事辛勞雖無盡期候、支度等以心懸、一左右次第、不日可被  
打出事肝要候、先々爲檢使、帆足右衛門大夫・森左馬助急度差遣候條、自然之時者、可被添心事、  
可爲祝着候、旁不可有油斷之趣、猶齋藤(道珠)紀伊入道可申候、恐々謹言、

十一月十四日  
(天正九年)

義統 在判  
(大友)

岐部山城入道殿

小田式部少輔殿

帆足郷

平井河内入道殿

惠良左近大夫殿

魚返伊豆入道殿

太田宮熊殿

惠良孫三郎殿

松木相右衛門尉殿

古後主計允殿

野上治部少輔殿

其外郡衆中

102 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

彦山攻入ノ忠節  
ヲ賞ス

前廿三、從彦表各打入候之刻、惡黨依付送防戰、別而碎手之條、被疵之由候、忠儀之段感入候、必  
追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年九)  
十一月卅日

森治部少輔殿

(大友)  
義統 在判

○同日、同文ノ森宮内少輔宛感狀アリ。

19 大友義統感狀(紙切)

○平井文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)(カ)  
「平井□殿

義 □

(端裏切封)  
「(墨引)」

在陣中ノ辛勞及  
ビ日田郡出陣ノ  
勞ヲ賞ス

今度此表江在陣中、夜白之勤番、無油斷之由候、殊至日田郡兩度之出陣、旁以辛勞之儀感入候、必  
追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)  
十二月十三日

(大友)  
義 統 (花押)

平井彈正忠殿

20 大友義統感狀(紙切)

○滝神社文書  
大分県史料一三

彦山表ノ軍勞ヲ  
賞ス

(墨前田川郡)  
今度於彦表、森左馬助以同心、睨在陣、無足之辛勞感入候、必取鎮、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)  
十二月廿日

(大友)  
義 統 (花押)

(異筆)  
一神主

左近大夫殿

「森右衛門尉殿」

帆 足 郷

○本文書宛書ヲ切斷シ、異筆宛書ヲ記ス。宛書ハ森氏ニシテ、本文書神社奉納ノ際ニ作為セルモノナラン。森宗太、寄進ニ通ノ内ナリ。

二二 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

森左馬助同心ヲ以テ彦山表ニ辛勞セルヲ賞ス

今度於彦表、森左馬助以同心聊在陣、寒中之辛勞□□候、必取鎮、一段可賀之候、恐々謹言、

(十)天正九年  
□二月廿日

(大友) 義統 在判

森治部少輔殿

二三 森宗賀(鑑光)書狀

○森猪松文書  
大分県史料一三

古後ニ出雲加持ノ分五段ヲ与フ

古後ニ出雲加持之分五段、原田之やく、これをくれ候、他之さまたけこれあるましく候、仍爲後日之一通、如件、

天正十年四月十二日

(森鑑光) 宗賀 (花押)

○充所ヲ欠ク。森文書トシテコ、ニ掲グ。一一四号ノ「宗賀」ト同一人物ニシテ、恐ラク森備前入道(鑑光)ナラン。

右衛門尉ノ官途  
ヲ与フ

二三 大友義統官途狀

○森猪松文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

右衛門尉望之由、可存知候、恐々謹言、

〔天正十年九〕  
九月廿八日

森七郎殿

〔大友〕  
義統〔花押〕

○年代推定ハ花押ニヨル。

二四 高橋紹運鎮書狀

○森猪松文書  
大分県史料一三

猶又至宗賀之〔森也〕御直判、七郎殿へ御相續之由候、可然存候、以時分鎮信申合、取合不可有疎意候、

吉弘鑑理以來約  
諾ニヨリ森七郎  
シノ同心來陣ヲ賀  
ス十町分ヲ合力

就鑑理以來御兼約之首尾、今度七郎殿御同心候而御越、一段目出候、向後迄無別儀、可申談候、然者豊前國愚領之内、先之十町分可致合力候、内意之趣、必宗賀談合申候て、可申定候、猶々鎮辰可〔カ〕有傳達候、恐々謹言、

〔年未詳〕〔カ〕  
十一月廿四日

〔高橋鎮種〕  
紹運〔花押〕

帆足郷

帆足郷

森備前入道殿  
御宿所

○宗賀及び七郎ノ名ニヨリ此ニ掲グ。田北氏ハ元龜元年ニ比定スルモ『増補訂正編年大友史料』二三、高橋鎮種ノ入道紹運ト称スルハ天正七年ナリ。

二五 帆足鎮直書狀(紙折)

○朝見八幡社文書  
大分県史料一

玖珠郡帆足殿

(包紙裏書)  
[異筆]  
「豊後くす郡ほあし殿御返狀

子のとし

使御巫 小禰宜大夫

天正十年三月 日

(包紙ウハ書)  
「伊勢  
福嶋御鹽燒大夫殿 參

帆足民部少輔

御拔大麻ヲ謝シ  
中紙ヲ送ル

至遠國貴札、寔過分至極候、御拔大麻并兩種拜受、一段忝次第、不及申上候、彌御祈念之儀奉頼候、従是茂、中紙五束令進覽之候、此表之儀、亂後之儀候間、只御志計候、猶御使者江申述候條、令省畧候、恐惶謹言、

(天正十年)  
三月七日

(帆足)  
鎮直(花押)

福嶋御鹽燒大夫殿 參  
貴返 人々御中

黒木氏ノ猫尾要  
害打崩ノ刻ノ粉  
骨ヲ賞ス

二六 大友義統感状案

○児玉鑑探集森文書  
増補訂正編年大友史料二六

前廿至黒木兵庫要害猫尾取懸、(家丞)里城被打崩之刻、自身別而依被勵粉骨、親類被官之者、或分捕高名、或被疵、并戰死著到銘々加披見、旁以感悅候、必追而、一段可賀之趣、(鑑康・宗歴)猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正十二年)  
七月廿六日

森新介殿(統美)

(大友)  
義 統 判

二七 某所坪付寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

某所ノ坪付ヲ注  
シ与フ

事、

(一所カ)カ  
八町 しもかたの分

(二所カ)カ  
六町 そくまい分

おかた村 おかた村

あま山村 あま山村

以上

帆 足 郷

帆足郷

四〇六

五十壹町

天正十四年

九月吉日

(花押影)

森嘉兵衛とのへ

二六 某知行宛行狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

筑前鞍手郡三町  
地ヲ宛行フ

(筑前國)

鞍手郡□□庄之内、三町地之事、所宛行也者、早可令知行之狀、如件、

天正十四年  
九月吉日

(花押影)

森左近允とのへ

二九 大友義統感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二七

薩軍ノ角牟礼城  
取懸防戦ノ刻ノ  
分捕高名ヲ賞ス

前廿七、<sup>(帆足郷)</sup>至角牟礼、薩摩之惡黨取懸候處、遂防戦、分捕高名之由候、感入候、彌可勵軍忠事、肝要

候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十四年)  
十二月晦日

(大友)  
義統 在判

森玄蕃允殿

薩兵角牟礼城攻  
メノ刻城兵戦死

魚返某入城セン  
トス

義統感状ヲ与フ

森古後太田諸氏  
ト協力シ城内ヲ  
堅固ニ支ヘシム

### 三〇 大友家文書録

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三三

(天正十五年正月)

○廿九

三日、在玖珠郡薩兵、(帆足郷) 森三郎左衛門尉・古後攝津守・太田九郎・

森若狹入□□春・其子玄蕃允・志津利治部丞・魚返

伊豆入道・魚返民部丞・中嶋主殿助等撃却之、森玄蕃允戦死、養春僕從清十郎被創○二十四日、魚

返宮内少輔欲入角牟礼城、義統命之、與森五郎左衛門尉・古後攝津守・太田九郎等、議軍事、(同月) 頃

義統授于大津留舎人允○中 魚返宮内少輔・森養春○中 等感牘、

○当時ノ玖珠郡ニ於ケル豊薩合戦ニ関スル合戦記ニハ、「山の城合戦之記」(天明二年、帆足正周編)・「角埋城合戦之記」(天明二年、帆足正周編)(何レモ『大分県郷土史料集成』戦記篇(二)ニ収録)等アルモ、割愛ス。

### 三一 大友義統書状

○大友家文書録  
大分県史料三三

(帆足郷) 到角牟礼登城之由、肝要候、雖無申込候、森五郎左衛門尉・古後攝津守・太田九郎被申談、城内堅固□支候之様、才覺專一候、聊不可有油断之儀候、恐々謹言、(マ)

(正月廿九)

□□四日

□□宮内少輔殿

(大友) 義 統 在 判

三三 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

〔前七〕

□三、薩摩之惡黨、至當城取懸之刻、於岸涯遂防戰、息玄蕃允戰死、忠儀之次第感心候、舊冬茂

角牟礼城防戦ノ  
刻息玄蕃允戦死  
及ビ分捕高名ヲ  
賞ス

分捕高名之閒、一入不便儀候、必至子孫、可顯其志趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正十五年)  
正月廿八日

(大友)  
義 統 在 判

森若狹入道殿

○〔 〕内ハ次号文書ニヨリ注ス。

三三 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

前廿三、薩摩之惡黨、至當城取懸候刻、於岸涯遂防戰、自身碎手、小者清十郎被疵之由、粉骨之次

角牟礼城防戦ノ  
刻ノ粉骨ヲ賞ス

第感入候、弥可勵馳走事、肝要候、必取鎮、可賀之之趣、□齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(正月廿八日)  
□□□□□□  
(天正十五年)

(大友)  
義 統 在 判

(森巻)  
□□春

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

三四 大友義統感狀(折紙)

○魚返文書  
大分県史料一三

今度薩广之惡黨依現形、當郡之者共、少く構未練候處、以順路之覺悟、魚返伊豆入道同前、至角牟(帆足郷)  
礼遂籠城、折々軍勞之次第、感入候、必可賀之之趣、猶齋藤(道珠)紀伊入道可申候、恐く謹言、

(天正十五年)  
二月十六日

(大友)  
義統(花押)

魚返民部丞殿

三五 大友義統感狀(折紙)

○森猪松文書  
大分県史料一三

今度薩广之惡黨依現形、當郡之者共、少く構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟礼遂籠城、折々軍(帆足郷)  
勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤(道珠)紀伊入道可申候、恐く謹言、

(天正十五年)  
二月十六日

(大友)  
義統(花押)

森雅樂助殿

(折返奥ウハ書)  
「森雅樂助殿」

二三六 大友義統感狀(紙折)

○古後文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)

古後勘三郎殿

義統

古後八郎殿

今度薩广之悪黨依現形、當郡之者共、少く構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟礼逐籠城、折く軍

勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐く謹言、

(天正十五年)  
二月十六日

(大友)  
義統(花押)

古後八郎殿

(返折奥ウハ書)  
「古後八郎殿」

二三七 大友義統感狀(紙折)

○古後文書  
大分県史料一三

今度薩广之悪黨依現形、當郡之者共、少く構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟礼逐籠城、折く軍

勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐く謹言、

(天正十五年)  
二月十六日

(大友)  
義統(花押)

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

古後勘三郎殿

(折返奥ウハ書)

「古後勘三郎殿」

三六 大友義統感狀(紙折)

○古後文書  
大分県史料一三

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

今度薩广之悪黨依現形、當郡之者共、少々構未練候之處、以順路之覺悟、至角牟礼遂籠城、折々軍  
勞之次第、感入候、必可賀之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、  
(道釋)

(天平十五年)  
二月十六日

(大友)  
義統(花押)

古後刑部丞殿

(折返奥ウハ書)

「古後刑部丞殿」

三九 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

今度薩摩之悪黨依現形、當郡之者共、少々構未練之處、以順路之覺悟、至角牟礼遂籠城、折々軍  
次第、感入候、必可賀之之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、  
(道釋)

(天平十五年)  
二月十六日

(大友)  
義統(在判)

森養春

帆足郷

薩軍現形ノ刻ノ  
角牟礼籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

薩軍現形ノ刻ノ  
魚返氏同心角牟  
礼籠城ノ軍勞ヲ  
賞ス

一三〇 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

今度薩摩之惡黨依現形、當郡之者共、少く構未練之處、以順路之覺悟、至角牟礼遂籠城、折く軍勞  
之次第、感入候、必可賀之之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天平十五年)  
二月十六日

(大友)  
義 統 在判

(志)  
□津利治部丞殿

一三一 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

今度薩摩之惡黨依現形、當郡之者共、少く構未練之處、以順路之覺悟、魚返伊豆入道令同心、至  
角牟礼遂籠城、折く軍勞之次第、感入候、必可賀之之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(帆足郷)  
(天平十五年)  
二月十六日

(天友)  
義 統 在□

(統)  
中嶋主殿助殿

鉄砲玉薬送進ニ  
対スル礼状ニ答  
へ尚兵糧玉薬ヲ  
送ルヲ伝フ

薩軍ノ角牟礼城  
ニ対スル火矢攻  
メ打消追崩ヲ賞  
シ城内用心ヲ堅  
固ナラシム

三三 黒田孝高書状

○大友家文書録  
大分県史料三三

鐵砲之玉薬進候處、乍御報具預示、本望存候、彌糧・玉薬之儀、可指籠候之閒、可御心易候、追々  
上□□□□候間、是又可御心安候、近々ニ取出、可及、○下

(孝高)  
黒官兵 在判

(二月)  
○□□□□□□

(天正十五年)  
森 虫喰字  
不全、

太田 九郎 殿

魚返伊豆入道殿

古後攝津守殿 御宿所

三三 大友義統書状

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二七

前卅日之夜、薩摩衆取出、火矢仕懸、其外種々成行候之處、各以堅固之格護、即被打消、惡黨被  
追崩之由候、無油斷才覺、彌城内用心氣遣肝要候、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(角牟礼城)  
(道稔)  
○□□□□□□  
(天正十五年)  
三月二日

(大友)  
義 統 在判

森五郎左衛門尉殿

帆 足 郷

帆足郷

四一四

魚返伊豆入道殿

太田九郎殿

古後攝津守殿

一四 鎮貞感狀

○大庭某所藏文書  
日田郡天ヶ瀬町大字湯山

薩軍侵入時ノ角  
牟礼城ニオケル  
辛勞ヲ賞ス

今度至當郡、薩州衆亂入之刻、其方忠儀之心態、難盡筆候、於角牟礼、就中辛勞之段、無比類候、

何様追而、可顯志候、事々、恐々謹言、

天正十五年  
卯月廿八日

鎮貞(花押)

佐藤紀右衛門尉殿

○宛名ノ佐藤氏ハ日田郡(現天ヶ瀬町大字湯山)ノ士。

一五 大友義統感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二七

惠良左近成敗ノ  
粉骨ヲ称ス

惠良左近成敗之儀、申出候處、碎手被疵之由候、毎々心懸、粉骨之次第、感入候、必追而可賀之

趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正十五年)  
十二月廿一日

(大友)  
義統 在判

森内記允殿

一三 大友吉統一字書出

○碩田叢史所収帆足文書  
増補訂正編年大友史料二八

一字ヲ与ヘ統実  
ト名乗ラシム

一字之事、統實遣之候、恐々謹言、

(天正十七、八年頃)  
十一月十四日

(大友)  
吉統(花押)

帆足角右衛門殿

一七 大友吉統書狀

○帆足悅藏文書  
増補訂正編年大友史料二八

八朔祝儀ヲ謝ス

爲八朔之儀、兩種給候、喜悦候、猶重而可申候、恐々謹言、

(天正十九年)  
八月朔日

(大友)  
吉統(花押)

森傳右衛門尉殿

○『大友家文書録』『大分県史料』三三(一)ニモ収録ス。

帆足郷

一三 豊後國檢地目錄案

○西寒田神社文書  
大分県史料二五

○天正十九年<sup>辛卯</sup>八月吉日。全文ヲ「古後郷史料」一七四号ニ収ム。本文省略。  
玖珠郡「分米高老万九千九百廿八石八斗五舛」トアリ。

一三 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本  
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。「古後郷史料」一七五号ニ玖珠・日田兩郡關係ヲ抄出ス。本文省略。

一四 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書録  
大分県史料三四

○文祿二年五月カ。「古後郷史料」一七七号ニ玖珠郡關係部分ヲ抄出ス。玖珠郡衆ハ戸田民部ニ預ケラル。

一四 豊臣秀吉朱印狀

○日田市教育委員会藏文書  
日田市史

宮木長次ニ日田  
玖珠内五千石ヲ  
充行フ

○文祿三正月廿八日。「古後郷史料」一七八号ニ収ム。本文省略。

一四三 絹本著色顯如上人畫像裏書

○玖珠町の寺院と文化財（調査報告書）  
玖珠郡玖珠町大字大隈教念寺蔵

〔裏書〕  
釋准如（花押）

慶長八年癸卯八月七日

顯如上人眞影 興正寺門徒端坊下、豊後

玖珠郡大隈村教念寺常住物

願主善正

願主善正

顯如上人眞影  
下付ス

一四四 教念寺方便法身尊像裏書

○玖珠郡史談二九  
玖珠郡玖珠町大字大隈教念寺蔵

〔裏書〕  
本願寺釋准如

興正寺門徒  
方便法身尊形 端坊下

願主釋

○絹本。桃山、江戸初期トイフ。

方便法身尊形  
下付ス

付録

一 玖珠郡玖珠町大字(森・帆足・岩室)・小字一覽表

| 大字                                                                                                                                                                       | 森                                                                                                                            | 帆足                                                                                                                                                                                                            | 岩室                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>谷河内、大九郎、角埋山、津波野、飛、中尾、名草、鳴川、西奥山、東奥山、平原、伏原、二瀬川、返事ケ尾、本田井、坊主岩、町、丸桶、妙見、森、八重垣、屋形平、山ノ口、山道、旭、荒木、井手添、内松、内山、内帆足、追分、鬼丸、小野、小畑、鹿倉、片草、片平田、岩扇、休息石、桑釣、小場、小林、郷町、芝尾、松山、末松、須山、高塚、高波、</p> | <p>アタタメ、池添、一乗寺、岩ヶ鼻、岩下、大釣、大畑、影の木、影平、上の市、岩扇、獅子川、治別当、杉ケ尾、瀬戸、平、鷹巣、田附、大雲寺、ツバノ、戸薊、ドラメギ、名草、西、盤若寺、日向平、平田山、堀切、水場、宮副、山田、横枕、米ヶ迫、若宮、</p> | <p>菅無田、千万才、宝山、棚田、谷、大地ヶ平、仲田、辻、天神平、鳥屋ヶ原、中の坪、ナラノキ、西畑、二本木、ヌカル坂、野添、原ノ田、平、平谷、広戸、前、前田、牧の平、宮の迫、宮の下、青谷、荒田、芋野、岩室、後迫、浦山、大戸、大鳴、乙師、乙師前、神山田、川原毛、神原、切塞、玖珠山、車谷、幸野、小松ヶ台、小無田、五行塚、御土嶽、坂口、笹平、芝塚、地奥、宮の平、向の平、無田、持井手、八ツ目川、山口、横平、</p> | <p>宮の平、向の平、無田、持井手、八ツ目川、山口、横平、</p> |

小字

日出生

大隈

付録

上松小野、川底、河原、河原田、川平、北平山、北平、狐追、木戸ヶ平、久保ノ田、栗ノ木ヶ登、  
 栗山、黒嶺、黒灰、小麦ヶ原、米ノ山、コヤバ、サガリ、笹尾、三挺弓、鹿ノ角、漬シ坂、下宇戸、  
 下河原、下飛、秋塚、秋塚浦、阿子洞、浅原、後、石垣ノ元、石壁、石仏、井手脇、井ノ窪、  
 伊ノ伏、今宿、今宿浦、今宿山、庵ノ山、上ノ原、後追、宇戸、宇戸山、梅ノ木谷、浦、浦平、  
 浦山、扇ノ釣、扇山、尾内、大谷、大畑ヶ、大平山、大藪、小川内、奥ノ迫、奥ノ田、尾久保谷、  
 奥ムタ、落合、鬼ウド、小野、小野山、小原、柿木、柿木山、カキヤ子、影浦、影ノ木、笠置原、  
 カサノ上、笠松、椈ノ木、上飛、肉ヶ窪、西平山、ニツチ、走り落、蜂ノ巢、ハル、原、東ノ鼻、  
 東平山、人見岳、椈山、平、平山、福万山、平家山、宝蔵寺、仏ノ塔、ホドウド、ホリ、堀ノ首、  
 本村、前田、牧ノ原、松小野、松ヶ田尾、竜子、谷ノ河内、田ブチ、代官ビツ、駄原、ツエノ下、  
 塚田、塚ノ脇、堤、堤山、鶴ノ原、寺ヲク、塔ノ元、遠見石、トブ山、堂尻、土橋、中宇戸、  
 中尾、中ノ迫、中ノ須加、中畑、ナカマイ、流レ、鍋、下ノセノ原、下ノ原、下牧、下日出生、  
 下松小野、下向、障子畑、尻高、城金、城山、城ヶ嶽、吸ヶ潰、スイヶ谷、スキウジ峯、須山口、  
 千間原、園田、田尾、高島帽子、高畑、高平、滝ノ口、滝ノ尻、竹ノ下、辰ヶ鼻、松ノ木谷、  
 松場、マ山、丸ヤブ、丸山、水川平、南鹿倉、南ヶ原、宮代、宮ノ上、宮ノ尾、宮ノ谷、宮ノ原、  
 宮ノ前、向イノ地、向フ野平、ムタ、元ノ畑、森平家山、八重バサ、駅館、柳ヶ追、柳ヶ谷、  
 山田、山ノ上、湯舟、横枕、老舞、六反田、若山、割子谷、

金粟院、四行釣、坪井、塔ノ元、枅場、中島、長田、花手、孫女、御手洗、富田、早稲田、和田、  
 有田、鎗水、石堂、大石釣、大河原、大砂、尾籠、小坪、北大隈、北園、祇園、崩残、倉園、



飯  
田  
郷  
史  
料

一 倭名類聚抄

球珠郡

今巳 小田 永野

○飯田郷ハ永野郷ヨリ分立セル新郷ナラン。

二 太政大臣藤原信長造九條堂謹啓

○朝野群載  
新訂増補国史大系二九上

飯田郷城興寺領  
(長野本郷)  
トナル

○応徳二年(一〇八五)十月朔日。「長野莊史料」八号ニ全文ヲ收ム。本文省略。飯田本郷ノ城興寺領化ハ、同年以後ノ保延五年(一一三九)長野新莊成立以前ノコトナラン。飯田郷新莊部分ハ、興福寺一乘院領トナルモ、ソノ年次未詳(本郷史料三七号参照)。

三 清原兼次讓狀案

○丹波野上文書  
古文書纂二八

ツ  
ノ石ノ畠

清原兼次飯田郷

南限 伊モチ山カ横道賀  
ツチ平小野之谷  
高伴方ミサヘノ落合、

飯田郷

飯田郷

内ノ地ヲ讓ル

西限 中律河下佛小野上河尻獄辻ヨリ中山登口

北限 落ハタカ道野、北ハサマ粟屋南滝上佛之小野、戸地野司横道落滝伊馬五鼻、

以內嫡男道直五男末次・女子三人ニ分宛、但女子五男名主識計、

五男仁宛堤村塚

在四至

東限 大原之西谷下リ影カ野々道ウソノ河之クタリ香屋之谷落合ヨリ河下リウカ、カ南之谷登之

尾頸大中尾カ谷藤尾頸大キワタカ狩タマラヒノ落合、

南限 那女石カ城尾之尾リ歡喜之南院、

西限 大河ヨリ那女石カ谷登、

北限 馬門之谷粟屋南鼻佛之小野中山、同佛之小野々トエノ石ノタツアマカミノ谷、又加安心(宇佐郡)

院之延枝名、

四至本檢仁見タリ、此口モ他人不可有付足、

女子仁宛中村之塚

東限 馬門登道粟屋南鼻、

南限 大河下リ、

西限 都知田之大溝水音之古堤之迫西之溝登粟屋之、

北限 粟屋之南之滝上加粟林壺所安地原但粟許、

女子ニ中村ヲ讓ル

五男道直ニ堤村ヲ讓ル

山野ハ惣領道直支配

本名ノ沙汰

求珠郡内松木内野司狩庭ヲ佐賀殿ニ去リ渡ス

右三人之子仁雖分宛、惣領(主力)云於山野之事仁者、嫡子道直支配也、加地子段別仁五升、彼名々下人等於用々有ト事者、嫡子道直沙汰仁可爲也、若五男女子未々(未九)仁于致實子於無メニ者、不可他人仁讓事有、何況買々条全以セサスヘカラス、若五男女子未々(未九)仁世間仁歎事有時者、本名之於沙汰ト慈ヲタレ、アタヒオモ取テ本名之沙汰トスヘシ、若此狀仁違他人仁讓買々爲時者、オサエテ上仁申テ、本名之可沙汰、爲惣不可嫡子之支配違、不成幾所仁他人モ倚貴所コウケノ人出レハ、公事之惱トナレハ、未於爲不失如是、仍爲後日之証文狀如件、

長寛三年乙酉肆月貳拾陸日

清原兼次

嫡子ト爲上仁、飯田郷之郡司、仍有仁爲證人之清原道直加判

(花押)

○福尾猛市郎『日本家族制度史』八六頁、豊田武「惣領制覚書」(『一橋論叢』三八ノ四)参照。石井進「惣領制は平安期にさかのぼりうるか」(『中世の窓』六)ハ偽文書トセリ。参考ノタメ掲グ。

#### 四 清原通房退文

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

退進、

求珠郡内松木内野司狩庭事、

飯田郷

右件狩庭、佐賀殿限永年所奉退也者、爲向後之沙汰、退文如件、

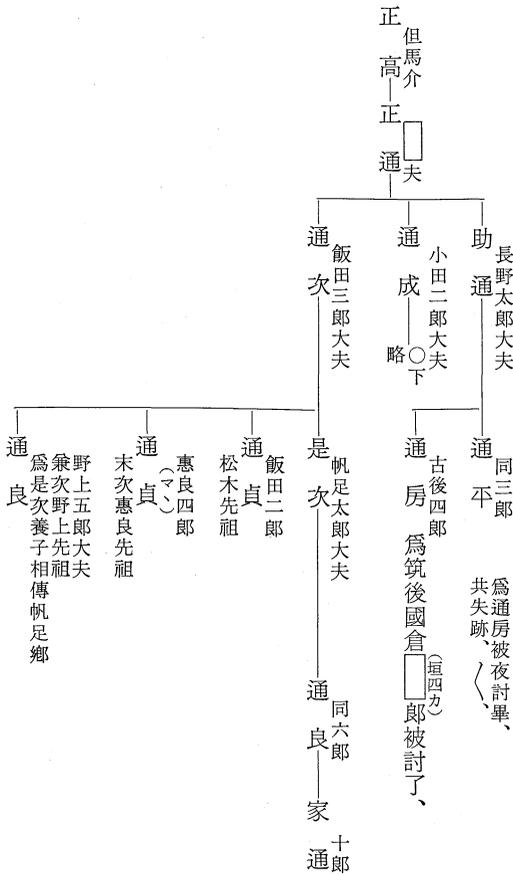
壽永二年十一月二日

清原通房（花押）

五 清原姓野上氏略系

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

飯田通次



○付録一ヨリ抜書。前号「佐賀殿」ハ、飯田通次ヲ指スニ非ザルカ。豊後大神氏ノ佐賀惟憲（緒方惟榮弟）ニ

比定スル説アルモ、検討ノ要アリ。飯田通次ノ子兼次ヲ小字ニテ記シ、系線ヲ欠クハ誤リナリ。

### 六 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏  
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。「長野莊史料」一七号ニ玖珠郡關係部分ヲ抽出セリ。本文省略。

### 七 平大頼泰書狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料二

所勞ヲ見舞イ跡  
職讓与ヲ安堵ス

御所勞大事にわたらせ給候由之事、なげき存候、御あとを、(資直) こんから殿に、ゆつられさふらふへき  
よしの事、可存其旨候、恐々謹言、(金伽羅)

建長八年九月十二日

(大友頼泰)  
平(花押)

野上彌九郎殿  
(資通)  
御返事

○『大分県史料』所収『大友家文書錄』一二見へズ。

### 八 關東御教書

○野上文書  
鎌倉遣文八〇九五号

野上村地頭職ニ

豊後國御家人右田四郎守明申、當國野上村地頭職事、申狀(飯田郷)副具遣之、子細見狀、早可令弁申之狀、

飯田郷

飯田郷

四二六

對スル右田守明ノ訴狀ニ就キ陳弁セシム

依仰執達如件、

正嘉元年閏三月廿四日

(北条震時) 武藏守 (花押)  
(北条政村) 陸奥守 (花押)

(野上資直) 金伽羅殿

九 豊後守護大友頼泰書下案

○大友文書所収帆足文書  
大分県史料二六

松木三郎時光与帆足兵衛尉道員相論、野司狩場事、

野司狩場ニ關スル松木時光ト帆足道員トノ相論ヲ裁シ道員ヲシテ知行セシム

中原親能度々ニ及ビ安堵ス

右如時光申狀者、去建久六年前禪門之時、時光父家時拜領下作職、可致忠勤之由捧申狀之刻、可有尋沙汰之由給御外題畢、彼芳命當世難被棄置云々、如道員陳狀者、件狩場地頭御代官職事、道員祖父家道存日之比、家時致非分望之聞、可止競望之由五月五日・九月廿二日已上不記年號・建久六年・同七年・正治元年四ヶ度自禪門給安堵御下文畢、於忠節者誰可有勝劣乎云々者、就家時之解狀可尋沙汰之旨外題備進之故、雖擬相尋、如道員所進下文等者、可停止家時所望之由炳焉也、然則道員爲彼職可致奉公之狀、如件、

正嘉二年四月五日

(大友頼泰) 前丹後守平朝臣 在御判

10 關東下知狀

○大友文書所収帆足文書  
鎌倉遺文八二六三号

野上村ニ対スル  
右田守明ト相  
金伽羅丸トノ野  
論ヲ裁ス

豐後國御家人右田四郎守明与同御家人金伽羅丸相論、當國野上村地頭職事、  
右、對決之處、如守明申者、當村者、養父野上九郎道明（飯田郷）金伽羅丸祖父、之所領也、而令分讓實子孫  
九郎助道（羅父）并守明之時、助道若有事之時者、可爲守明

○『大友家文書録』ニ本文書ヲ掲ゲ「正嘉二年戊午六月、因州御家人右田四郎守明與野上金伽羅丸地頭職相論  
事、相模守（元陸）政村・武藏守長時、奉宗尊親王命、作裁許之下知狀」ト綱文ヲ記ス。田北学ハ四枚七十二行欠  
ト注スルモ欠文ヲ補ハズ（以上竹内注）。但シ『大分県史料』所収『大友家文書録』ニハ本文書見ヘズ。右綱文  
ニヨレバ、本下知狀ハ次号本文中ノ「正嘉二年六月十日御下知狀」ニシテ、金伽羅丸ヲ勝訴トセルモノナラン。

11 將軍宗尊親王家政所下文

○諸家文書纂所収野上文書  
鎌倉遺文八四四六号

清原（野上）金  
伽羅丸ヲシテ野  
上村地頭職ト為  
サシム  
父資道讓狀及ビ  
關東下知狀

將軍家政所下 豐後國玖珠郡飯田郷内野上村住人、  
可令早清原（野上資直）金伽羅丸爲地頭職事、  
右、任亡父資道建長八年九月十六日讓狀（子細載之、後）并正嘉二年六月十日御下知狀、爲彼職守先例、  
可致沙汰之狀、所仰如件、以下、

飯田郷

飯田郷

正元々年十二月九日

案主清原

今左衛門少尉藤原

知家事清原

別當相摸守平朝臣(北条政村)(花押)

武藏守平朝臣(北条長時)(花押)

○前号文書参照。

三 大友頼泰施行狀案

○大友家文書録  
鎌倉遺文一〇四〇三号

平氏女代蓮宗(飯田郷)申野上村事、任御教書、擬尋沙汰之處、適乍被上府、無音歸宅之聞、蓮宗訴狀如此、

所詮、今月中可被會合也、若及遅引者、可注進言上候、仍執達如件、

文永六年三月廿三日

(大友)頼泰 在判

野上太郎殿(資直)

平氏女代蓮宗訴  
狀ニ付野上資直  
ラシテ上府會合  
セシム  
上府シ乍ラ無音  
歸宅

三 關東御教書案

○大友家文書録  
鎌倉遺文一〇六〇九号

豊後國御家人野上太郎資直申、同國飯田郷野上村田在家公事對捍事、訴狀遣之、如狀者、姉清原氏女令對捍彼公事云々、早令尋成敗、若有殊子細者、可被注申之狀、依仰執達如件、

野上資直ノ訴フ  
ル姉清原氏女ノ  
野上村公事對捍  
ヲ尋成敗シ注進

文永七年三月廿五日

相模守(北条時宗) 在判

左京權大夫(北条政村) 在判

大友出羽前司殿(顯卷)

一四 關東下知狀

○諸家文書纂所取野上文書  
鎌倉遺文一〇六一七号

清原氏女ト野上  
資直トノ野上村  
ニ対スル相論ヲ  
裁ス

資直父資通後判  
讓狀ニヨリ知行  
スベシ

清原氏与舍弟野上太郎資直相論、豊後國野上村地頭職事、(飯田郷)

右、如宰府注進狀者、子細雖多、所證、資直者、父資通用子息、令讓所領早、而氏女就前判之讓狀、可宛給也、彼資直者取子也、從女申出此事之聞、令殺害畢、罪科之由、雖申之、氏女非他人、已資通子也、背父命、以告言之條、甚不可然、又從女殺害事、令賣失之由、資直令申之聞、無指實證、雖爲實事、爲所從之上、不能訴訟、次背宰府催促之由事、資直進代官申子細之聞、非難澁之儀、然則當村事、資直帶父資通後判讓狀早、今更不可有相違者、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永七年四月廿六日

相模守平朝臣(北条時宗) (花押)

左京權大夫平朝臣(北条政村) (花押)

一五 關東御教書

○諸家文書纂所収野上文書  
鎌倉遺文一〇六二三号

野上村地頭職ニ  
対スル平氏ト野  
上助直トノ相論  
ヲ和与セシム  
割分シ母一期知  
行トス

野上彌九郎助通舊妻平氏申、豊後國野上村地頭職事、子息助直管領之閒、母平氏依訴申之、割分當  
村、母一期之閒、可知行之由、助直令申之處、平氏又承諾了、彼和與狀二通内、氏女狀助直當參之  
閒、下給了、今一通遣之、平氏在國候ハ、同可給與也者、依仰執達如件、

文永七年五月六日

相模守(北条時宗)  
左京權大夫(北条政村) (花押)

大友出羽前司とのへ(頼泰)

一六 大友頼泰書下

○諸家文書纂所収野上文書  
鎌倉遺文一〇六三九号

關東御教書ヲ守  
リ野上村相論ヲ  
和与セシム

豊後國野上村和與事、守今年五月六日關東御教書、可令存給、仍執達如件、

文永七年六月十四日

前出羽守(大友頼泰)  
(花押)

野上後家殿(平氏女)

一七 豊後守護所大友頼泰廻文〔折紙〕

○尊經閣所藏野上文書  
鎌倉遺文一〇九六四号

〔編書〕  
「守護所廻文筑前・肥前兩國要害警固事」  
到來文永九二十六

幕府御教書ニヨ  
リ肥筑要害守護  
ノタメ出立スル  
ヲ告ゲ役所ヲ受  
取リ在番セシム

筑前・肥前兩國要害守護事、東國人々下向程、至來三月晦日、相催奉行國々御家人、可警固之由、  
關東御教書到來、仍且請取役所、且爲差置御家人、御代官等、已打越候畢、不日相尋于彼所、無懈  
怠、可令勤仕候也、恐々謹言、

文永九年

二月朔日

野上太郎殿  
〔資直〕

〔大友〕 頼泰 〔花押〕

一八 豊後守護代藤原小田景泰施行狀

○諸家文書纂所取野上文書  
鎌倉遺文一一一五号

守護所書下ヲ施  
行シ要害役所  
番監視ノタメ下  
向スルコトヲ告  
グ

肥前・筑前兩國要害警固事、并豊後國中惡黨沙汰事、今年三月廿五日守護所御書下如此、子細被載  
狀候、早且守狀、且無左右、不可弃件要害役所給候、仍爲其沙汰、景泰令下向候也、恐々謹言、

文永九年卯月廿三日

〔小田原〕 藤原景泰 〔花押〕

野上太郎殿  
〔資直〕

飯田郷

一九 大友頼泰書下

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文一一九二三号

要害警固ノタメ  
筑後國守護所邊  
ニ參向セシム  
一ヶ月番ニテ三  
番返リ  
異敵來着所ニ当  
番ナラズトモ馳  
付クベシ

西方守護所ヨリ  
九十月敵襲ノ疑  
アリトノ通告  
今月中筑後守護  
所邊ニ參向スベ  
シ  
十月朔日以前下

西方要害警固事、用意の爲、自來七月朔日、至同月晦日、壹番衆の内として、筑後國守護所邊に、  
むかひまうけさせ給へく候、長番難合期候之閒、令結番候也、彼七月朔日よりはじめて壹ヶ月番に  
て、三番かへりにて候はんする也、自身重病などにて難參勤候はん人ハ、其由の誓狀を書付候て、  
減氣之程者、御子息を代官にたてらるへく候、又當番にあらず候とも、異敵來着所へハ、所をかへ  
す、皆可被馳向候、恐く謹言、

建治元年

六月五日

(實直)

野上太郎殿

(大友頼泰)  
前出羽守(花押)

二〇 大友頼泰書下

○山城前田軍八所藏文書  
鎌倉遺文一一〇二二二号

蒙古人警固事、九十兩月者、可有其疑之由、其聞候之旨、自西方守護人之許、被告送候也、爲用  
意、今月中、先立可令下儲于筑後國守護所邊給候、但依重病難參勤之仁者、書送其由誓狀、且平癒  
之程者、不漏子息親類若黨一人、可差遣候、若十月朔日以前無下着人々者、於其日數者、可被勤越  
候、如此事懈怠候者、可注進關東之旨、一同令催促候也、仍執達如件、

着人々ナクバ勤  
番ヲ越スベシ

建治元年九月廿二日

(大友頼泰)  
前出羽守 (花押)

(貧直)  
野上太郎殿

二 大友頼泰書下

○諸家文書纂所収野上文書  
鎌倉遺文一二二五二号

異國發向用意条  
々ヲ令ス

異國發向用意條々、

所領分限船呂數  
水手梶取交名注  
進ノ上博多回送

一 所領分限、領内大小船呂數、并水手梶取交名<sup>年</sup>、可被注申、兼又以來月中旬、送付博多津之

渡海兵員人數年  
令兵具ノ注進

一 渡異國之時、可相具上下人數<sup>年</sup>、兵具、固可被注申事、

以前條々、且致其用意、且今月廿日以前、可令注申給、若及遁避者、可被行重科之由、其沙汰候也、仍執達如件、

建治二年三月五日

(大友頼泰)  
前出羽守 (花押)

(貧直)  
野上太郎殿

三 大友頼泰書狀

○諸家文書纂所収野上文書  
鎌倉遺文一二五三号

異國用心ノタメ  
今月十五日以前  
子息ヲ差遣スベ  
シ

異國用心事、爲其沙汰<sup>(有脱カ)</sup>、今月拾五日以前、以子息可令差遣代官給候、恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

四三四

建治二年三月五日

於香椎宮中、  
可有其聞乎、  
前出羽守 (花押)  
(大友頼泰)

三 六波羅御教書

○諸家文書纂所取野上文書  
鎌倉遺文一四四五六号

條々

賊船退散スルモ  
自由遠行ヲ禁ズ  
往來船ヲ檢見シ  
不審船ノ出帆ヲ  
禁ズ  
異國人ノ入國ヲ  
停ム  
要害修固番役勤  
仕ノ事

- 一 賊船事、雖令退散、任自由不可有上洛遠行、若有殊急用者、申子細、可被隨左右矣、
  - 一 異國降人等事、各令預置給分、沙汰未斷之閒、津泊往來船、不謂晝夜、不論大小、每度加檢見、如然之輩、輒浮海上、不可出國、云海人漁船、云陸地分、同可有其用意矣、
  - 一 從他國始來入異國人等事、可加制止矣、
  - 一 要害修固并番役事、如日來無懈怠、可被勤仕候矣、
- 條々及緩急之儀者、定後悔候歟、仍執達如件、

弘安四年九月十六日

(北条時國)  
左近將監 (花押)

野上太郎殿  
(賓直)

二四 大友頼泰書下案

○筑前右田琢之助文書  
鎌倉遺文一四五一四号

右田道四代子息

豐後國御家人右田四郎入道道圓代子息彌四郎能明申、今年六月八日蒙古合戰之刻、自身并下人被疵

能明ノ訴ニヨリ  
軍忠証人トシテ  
散状ヲ出サシム

由事、申狀如此、彼輩防戰之振舞、發向之戰場、各爲證人云々、所申無相違否、非緣者同心之儀者、載記請詞、分明可注申之、證人散狀者、直可被付守護所也、仍執達如件、

弘安四年十二月二日

前出羽守  
(大友頼泰)

古(通重・心憑)後左衛門尉殿

帆足兵衛尉殿  
(道員・西運)

三五 大友道忍頼書下

○尊経閣藏野上文書  
鎌倉遺文一五二一四号

小田重成申軍功  
証人トシテ尋沙  
汰ノタメ上府セ  
シム

小田左衛門尉重成申蒙古軍功證人事、爲被相尋子細、今月中可令上府給、但要害番若令指合者、以其隙、可有參府也、仍執達如件、

弘安七年六月十九日

沙彌(花押)  
(大友道忍・頼泰)

野上(資直)太郎殿

三六 大友道忍頼書下

○尊経閣藏野上文書  
鎌倉遺文一五二一五号

野上資直申軍功  
証人トシテ尋沙  
汰ノタメ上府セ  
シム

野上太郎資直申、蒙古軍功證人事、爲被相尋子細、今月中可令上府給、但要害番若令指合者、以其隙、可有參府也、仍執達如件、

飯田郷

飯田郷

シム

弘安七年六月十九日

(大友道忍・頼泰)  
沙彌(花押)

四三六

森三郎殿  
(朝通)

三七 大友道忍頼泰書下

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文一五四九三号

帆足通俊申合戦  
ニツキ尋沙汰ノ  
タメ博多ニ参向  
セシム

帆足余一三郎通俊申蒙古合戦由事、爲相尋子細、來月拾日以前、可被参向博多、仍執達如件、

弘安八年三月廿七日

(大友道忍・頼泰)  
沙彌(花押)

野上太郎殿  
(實直)

三六 豊後國大田文寫

○東京大学史料編纂所藏平林本  
大分県史料三六(一六一二)

○弘安捌年玖月 日。前文及ビ玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二二号ニ収ム。本文省略。以下当郷關係部分ノミ  
ヲ抄出ス。

一球珠郡参百捌拾町

○中略

飯田郷七拾町

領家 本庄 城興寺  
新庄 (興福寺)  
一乘院

飯田郷  
領家 城興寺  
(興福寺) 一乘

院

飯田本名

美良津名

惠良村

檀村

野上村

松藤名

書曲村

地頭御家人

飯田本名玖町五段 新庄

美良津名玖町同前、豊前大炊四郎直重跡、孫子土用鬼丸今又四郎直親

惠良村貳拾參町參段小

惠良本村拾六町參段小 新庄 經字

南村、肥前國御家人長与馬次郎家 經字、有憚

檀村七町 本庄、横尾十郎成資跡、今城興寺

野上村拾壹町六段大 本庄

御家人野上太郎資直・右田藤田四郎盛明法名道円、各名分領不明、

松藤名六町五段、新庄

御家人松木三郎言光法師法名淨河阿

書曲村拾町 新庄

豊前大炊助入道殿女子持明院別當入道家室家跡 小田原彌次郎頼宗買領由申之、

## 二 豊後國圖田帳案

○内閣文庫所蔵本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。前文及ビ玖珠郡關係ヲ「長野莊史料」二三号ニ收ム。当郷關係部分ノミヲ左ニ抄出ス。

飯田郷

飯田郷

玖珠郡三百八拾町

○中略

飯田郷七拾町 新莊 領家職一乘寺(院)

本莊 領家職城興寺

惠良村二拾三町三段小

惠良本村十六町不見段小 肥前國御家人長與馬次郎家經

飯田本名

飯田本名九町五段

新莊(美良津名)

新莊九町 美良津名ト云、地頭職大友兵庫入道殿(頼泰)

松藤名

相藤名六町五段 新莊ト云、地頭職上(野院)次郎資直・右田四郎盛明・松木三郎言光

書曲村

書曲村十町 新莊 豊前大炊入道殿女子持明院別當入道室家之跡、小田原次郎頼宗買得由申、

檀村

檀村七町 地頭職横尾十郎成資跡、今城興寺知行、

III 豊後守護代小田原寂佛景泰施行狀

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文一九〇七三號

(端裏書)  
「守護代施行 大道警固事」

檢断汰沙聞、令警固方々大道末、可打止惡黨由事、今月二日守護所御奉書案副御事書内一段并  
警固屋在所注文如此、  
早守御奉書并御事書及注文等之旨、可令致沙汰給候、恐々謹言、

惡党檢断沙汰ノ  
タメ守護所奉書  
案ヲ施行シ沙汰  
ヲ致サシム

野上・惠良兩村  
地頭

永仁四年五月廿日

○小田原景泰  
沙彌寂佛（花押）

謹上 飯田郷内野上・惠良兩村地頭御中

三 小田原寂佛景泰書狀

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文一九一〇号

要害条々正文四  
通ヲ請取ル

御使入部

納所奉行

要害条々事、請取正文四通、鳥飼三郎狀一通正、案文に令交合、正文者令返進候、御使入部なと候

はん時は、不存其旨候、且納所奉行人にも、此由を可申遣候、恐々謹言、

（永仁四年カ）  
八月十六日

○小田原景泰  
沙彌寂佛（花押）

○宛所ヲ欠ク。「野上文書」中ニアル点ヨリ見レバ、野上資直宛ナラン。

三 後二條天皇口宣案

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料三

徳治二年十二月廿五日

清原（野上）資  
盛ヲ左衛門尉ニ  
任ズ

（野上）  
清原資盛

宜任左衛門尉

藏人中宮權大進藤原光藤 在判

○『大分県史料』所収『大友家文書録』ニ見エズ。

飯田郷

三 鎮西北條 政顯 御教書

○皇學館大學所藏文書  
創設十周年記念皇學館大學史料編纂所論集

飯田蓮性ノ訴ニ  
ヨリ正元元年十  
二月關東下文永  
仁五年二月同下  
知狀正文ヲ持參  
セシム

豊後國飯田彌次郎入道蓮性等申、飯田郷松行名内大豆田中坪屋敷等事、申狀如此、爲本所進止地否、將又爲御家人領否、有疑貽聞、爲披見、可令持參正元々年十二月九日關東御下文、並永仁五年二月廿七日御下知等正文也、仍執達如件、

延慶三年十二月廿二日

(發直)  
野上太郎入道殿

○惠良宏「皇學館大學所藏の中世文書」ニヨル。

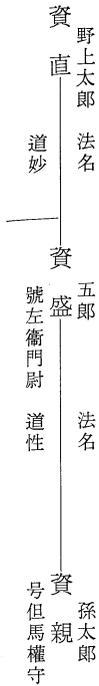
三 球珠郡飯田郷野上村相傳系圖

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏書)  
「けさし」

(巻)  
糸圖

豊後國野上村相傳次第



野上村相伝系圖  
ヲ注ス

資 六郎 法名道祐 七郎三郎 三郎太郎 六郎三郎  
政 政 永 政 信 通 貞

今者政道也、法名玄覺号隼人佐、

野上村内右田・堤兩所 正安三年十二月一日讓得之、

同惣領職者、 正和五年七月十三日 讓得之、

惣領職讓得

三 鎮西北條 下知狀

北條 隨時

○諸家文書纂所収野上文書  
増補訂正編年大友史料四

野上左衛門尉資盛代信貞申、豊前國延枝名門上汗符卷田地六段事、

右如申狀者、當名資盛先祖野上五郎大夫兼次所領、祖父資通相傳之刻、彼田地壹町雖讓与女子、

一期<sup>後力</sup>者、亡父道妙可知行之旨、載讓狀畢、而文珠去文保二年七月死去之閒、任道妙手繼狀、資盛

欲令知行之處、安心院新二郎入道浄妙、稱有一期領主契約、件田地七段押領之上者、可停止非分知

行云々、右如所進建長八年九月十六日資通狀者、彼地文珠女一期之後、惣領可知行之由所見也、仍

度度雖尋下無音之閒、以深見左衛門五郎光盛尋問實否之刻、如執進去年十月三日浄妙子息公賢請文

者、彼田地事、今度催促之外不存知之、不付本解申成使節之條、奸謀也、浄妙老耄之閒、公賢令

進請文候、所詮企參上可明申云々、右浄妙寄事於老耄、公賢雖捧自由請文、于今不參之條、不遁難

澁之咎欵、然則於件田地六段者、停止浄妙知行、可令資盛領掌矣者、依仰下知如件、

元應二年二月廿八日

前遠江守平朝臣(花押)

(北條隨時)

飯田郷

四四一

野上資盛代信貞  
ノ訴ニヨリ豊前  
國延枝名内六段  
ニ対スル安心院  
浄妙ノ知行ヲ停  
メ資盛ヲシテ領  
掌セシム  
文珠女一期知行  
ノ後ハ惣領知行  
浄妙ハ不參ニ付  
難波ノ咎

三六 豐後守護大友貞宗書下

○尊經閣藏野上文書  
鎌倉遺文二八七九六号

豐後國玖珠郡岩室村(帆足郷)地頭代光兼申、帆足六郎左衛門尉通勝致苺田由事、如然之時者、即時馳向彼地、且相鎮狼藉、且遂檢見、可被注申、仍執達如件、

元亨四年八月十一日

(大友貞宗)  
近江守(花押)

野上清左衛門尉殿  
(實卷)

三七 帆足義鑿通勝重目安狀案

○醍醐寺文書四  
大日本古文書

其上或号守護領、或号私領之閒、其詞變々也、野司者、高祖父家通得理之条、先進建久御下知明白也、如御下知者、野司事、可為家通進止云々、非越訴、何可有沙汰哉、(帆足郷)大隈又代々知行無相逮之處、正安年中、大友羽州押領之閒、義鑿于時通勝經上訴、預御下知訖、(飯田)道一此等子細乍令存知、為守護領之由掠申条、招上裁凌犯之咎畢、大隈又為私領之上者、云請文、云奉書、道一構出謀書之条顯然也、加之号道一當知行之支證、所令出帶之保安狀、眼前謀書也、其難非一、如道一先進貞永謀書狀者、本證文朽損之由所見也、道一先祖貞永年中朽損之由、令書置之条、為實儀者、道一得誰人之相傳、令所持彼文書哉、如道一自稱者、朽損之狀者長寬狀一通、朽損之条依不慮之難歟、又古文書等、必

岩室村地頭光兼  
訴フル帆足通勝  
ノ刈田ヲ停メ檢  
見ノ上注進セシ  
ム

飯田道一卜堺ノ  
野司職ヲ争フ

大友頼泰横領

守護領

保安狀ハ謀書

古文書ノ朽損

本証文ハ最初ノ保安讓狀

保安狀ト貞永狀ハ堺相違ス

飯田郷惣領

建久八年建保四年凶田注進

四問四答

帆足郷ノ内道一謀書ト承伏

領家各別地ノ堺相論ハ聖断ナリ

道一謀書ノ難

建久守護所下知狀

依年号之前後、任次第非可朽損、可依所持之躰也云々、号本證文者、專可謂最初狀保安讓狀、以中

途狀長寛之讓、争可号本證文哉、又古文書、依前後不可朽損、依可所持之躰也云々、先祖讓者皆爲重

書之處、道一何長寛之狀所持躰可踈哉、隨而保安狀与貞永狀、其堺相違早、悉謀書之義理指掌訖、

將又如保安謀書狀者、於野司者、嫡子并四男・五男相友可狩云々、眼前謀書也、家通与通家相論之

時、於帶彼保安之狀者、縦家言雖令帶持之、争通家不召出之哉、云家言。云通家、不出帶之上者、新

作之条無異儀矣、其上通家者、飯田通貞之爲家督之閒、飯田郷爲惣領、彼保安狀争不相傳哉、庶子家言

彼本證文非可相傳之仁、巧無道之閒、爲庶子身号家嫡之条、奸曲無極、通家飯田郷惣領之段、建久

八年・建保四年圖田注進分明也、

抑訴陳四問四答之内、枝葉雖多、件道上以下、就延久・保安本證文、爲帆足郷内、數代當知行之条、

關東御下知・御下文以下次第證文等明鏡之閒、備進之處、不及異論、道一号當知行之支證、如令出

帶之狀等等者、或出作人百姓請文、或本所御下知、貞永・保安之狀等皆以謀書之由、令難申之處、道

一悉承伏之上者、苜島并謀書之罪科、不可有豫儀、所詮帆足郷者、道禮○領ノ上ニ重テ書ス、領家親王宮

御領也、飯田郷者、本家南都一乘院、領家西南院大納言僧都御「房」御領也、爲領家各別地之閒、

於堺相論者、可爲聖断之御沙汰欵、狼藉之一段者、可爲當知行之眞僞上者、此等子細被究測底、任

所犯之カ實可被處罪科矣、就中道一謀書之難非一、貞永狀本證文朽損云々、謂本證文者、差置細々四

至堺、先年保定讓可謂也、何号後年長寛之朽損之狀、可稱本證文哉、義理悉令相違訖、其上如建久

守護所下知狀者、引勘兩方所進文書、無野司名字云々、如今道一所進保安狀者、專有野司之名字、

野司ノ名字ナシ

通貞之後胤有所持之儀<sup>〔者〕</sup>、野<sup>〔司〕</sup>相論之時可出帶之處、無其儀間、無野司名字之由、被引載下知狀畢、道一謀作之条勿論、其上帶如此文書者、道一累祖代々、野司事<sup>〔之〕</sup>不及訴訟、建久以後空可送百餘歳哉、所詮道一先進保<sup>建</sup>・貞永兩通狀、三答備進建保狀・元久本所御下知狀等、皆以爲謀書<sup>〔之〕</sup>上者、於道一<sup>〔之〕</sup>沐者、被處謀書・苧麥狼藉以下重疊罪科、至義鑿者、任關東御下知・御下文以下次第證文等旨、可蒙安堵御成敗、粗目安如件、

嘉曆四年八月 日

三六 豊後國々宣

○諸家文書纂所収野上文書  
增補訂正編年大友史料五

(主在坊城在卷)  
(花押)

野上資親訴フル  
野上村田島等地  
頭職ニ付当知行  
実ニ任セ安堵ス  
不実ヲ申サバ罪  
科

野上總領孫太郎資親申、當國飯田郷内野上村<sup>號四郎丸名</sup>・田島山野并同名内上堤田屋敷、尼持阿彌以下地頭職事、當知行無相違之由、令申之上者、早可令知行、若以不知行之地、構當知行之由、令掠申者、可被處罪科之由、懇望之聞、成賜安堵之旨、國宣所也、<sup>(候脱カ)</sup>仍執達如件、

元弘三年十一月十四日

散位長兼(花押) 奉

(上脱カ)  
進 豊後國御目代殿

飯田郷野上村地頭職ヲ野上資親ニ安堵ス

野上資親ノ訴フル堤・右田兩村地頭職ニツキ堤道祐ヲシテ參決セシム

三 後醍醐天皇論旨(紙宿)

○丹波野上文書  
玖珠郡史談一〇

豐後國飯田郷野上村地頭職、孫太郎資親(野上)當知行不可有相違候、(者力)天氣如此、悉之、以狀、

建武元年四月廿四日

式部大丞(花押)

四 雜訴決斷所牒

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編一二八号

雜訴決斷所牒 豐後國衙、

(野上)資親申、當國野上村堤・(飯田郷)右田兩村地頭職事、

牒、爲糺決、來十一月廿日以前、可參洛之由、令下知堤六郎入道々祐、可申散狀、仍牒送如件、以牒、

建武元年九月廿九日

右衛門權少尉三善朝臣(飯尾貞兼)(花押)

前筑後守藤原朝臣(小田貞知)(花押)

右衛門少尉中原朝臣(花押)

飯田郷

四 足利尊氏軍勢催促狀

○諸家文書纂所収野上文書  
大日本史料六ノ三

○建武三年三月十三日。野上次郎三郎（顯直）宛。「山田郷史料」一九号ニ収ム。本文省略。

三 野上道圓軍忠狀

○諸家文書纂所収野上文書  
大日本史料六ノ三

○延元元年八月十五日。「山田郷史料」五〇号ニ収ム。本文省略。

三 野上資頼代資氏軍忠狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編七五七号

玖珠城ニ籠リ軍  
忠ヲ致スヲ上申  
ス

新田義貞与党諒  
伐ノ院宣ニヨリ  
一色頼行ヲ高勝  
寺城ニ遣スヲ告  
グ着到セシム

伊豆以下近江京  
都及ビ球珠城発  
向ノ軍忠ヲ上申  
シ一見状ニ預カ  
ランコトヲ請フ

伊豆國府  
近江伊幾須城  
淀大渡橋合戦

豊後國御家人野上彦太郎清原資頼代平三資氏謹言上、

欲早任海道・京都所々合戦忠、預御一見状浴恩賞事、

右、去年十二月十二日屬于左近將監貞載手、於伊豆國佐野山參御方、致合戦之條、戸次豊前太郎被

見知訖、次同十三日、伊豆國府合戦之時抽軍忠訖、次今年正月二日近江國伊幾須之城合戦次第、狹

間四郎入道・小田原四郎左衛門入道以下令見知訖、次同十日淀大渡橋合戦之時、資頼射火箭、其後

乘燒落柱押渡敵陣、致軍忠之條、須賀五郎・村敵治部房・小藁太郎左衛門尉見知訖、次同十一日唐

唐橋島丸ノ打組  
球珠城發向

橋島丸合戰之時、資賴打組(結城觀光)太田判官一族益戸七郎左衛門尉令分取、即被實檢之上、守護被註進訖、

次同十六於法勝寺致合戰之條、古庄孫四郎・同六郎見知訖、加之、預御教書、令發向球珠城、(山田郷)抽軍  
忠之聞、大將所有御註進也、然早預御一見狀、爲浴恩賞、言上如件、

建武三年九月 日

承了、沙彌(花押影)

四 清原上資賴軍忠狀

○尊經閣藏野上文書  
大日本史料六ノ三

球珠城合戰ノ軍  
忠ヲ上申ス

○建武三年十月十四日。(目)「山田郷史料」五二号ニ收ム。本文省略。

三 清原上顯直軍忠狀

○尊經閣藏野上文書  
大日本史料六ノ三

○建武三年十二月廿日。「山田郷史料」五九号ニ收ム。本文省略。

四 一色賴行軍勢催促狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士團關係史料集八

玖珠城攻メニ日  
田植原次郎魚返  
宰相房ヲ生捕ル  
軍忠ヲ上申ス

菊池武敏以下凶

菊池武敏以下凶徒等、已打出寺尾城之由、(肥後菊池郡)依有其聞、所發向也、早相催一族、可被致軍忠、仍執達

飯田郷

飯田郷

四四八

徒追討ノ為野上  
一族ノ出陣ヲ促  
ス

如件、

建武四年正月十二日

(一色頼行)  
沙彌 (花押)

○以下  
切斷

(後巻)  
「右之當所野上彦太郎殿卜當リ申候、屏風ニ押申ニ付、切捨申所、日本之神無偽候、以上、  
菅寂庵 (カ) (花押) 」  
延寶二年三月廿日

○「碩田叢史所收野上文書」ニ写アリ。福川氏ハ一色範氏ニ比定スルモ、花押影ヲ見ルニ一色頼行ナリ。

四〇 足利直義軍勢催促狀 (紙折)

○財津永延藏野上文書  
西国武士團關係史料集八

院宣ニ從ヒ吉野  
ノ南軍追伐ノ為  
発向セシム

吉野凶徒退治事、所被下 院宣也、早く令發向、可致軍忠之狀、如件、

建武四年  
八月四日

(足利直義)  
(花押)

野上彌太郎殿

四一 高師直施行狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)  
「執事方施行案」

校正了、  
大友出羽藏入入道正全申、入田兵庫助入道士寂・同出羽次郎跡豊後國入田郷・同國球珠郡内青野・  
(泰能カ) (泰親) (季貞) (粟)

出羽正全ノ訴ニ

ヨリ入田泰親・  
出羽季貞跡玖珠  
郡内ノ地ニ付泰  
親跡カ否カラ純  
明シ相違ナケレ  
バ正全ニ打渡サ  
シム

山田・檀村并大隈村等頭職事、爲土寂跡否、令糺明眞偽、無相違者、任正全所給御下文、沙汰付之、載起請之詞、可被注進之狀、依仰執達如件、

〔建武四年八月七日〕

〔貞久〕  
嶋津上總入道殿

○青野ヲ粟野ト注セルハ田北字氏ナリ。

〔武藏權守 在判  
高師直〕

### 兎 野上資賴軍忠狀

○岩田佐平所藏文書  
南北朝遺文九州編一四四号

〔端書〕  
「大友貞親」

野上資賴軍忠ヲ  
上申シ一見狀ヲ  
請フ

野上彦太郎資賴軍忠事、自去二月廿五日屬御手、令發向南都、打出西路法華寺後、抽軍忠之條、戶

次左近藏人入道・古庄七郎・豐前藏人大夫等令見知畢、即時自己动手搔小路責入奈良中、致軍忠之條、

戶次太郎入道・小田原四郎左衛門入道・同大藏入道・佐保又次郎入道數輩見知畢、然早預御一見

狀、爲備後證龜鏡、仍言上如件、

建武五年三月三日

〔承了〕  
〔証判〕  
左近將監（花押）

五〇 野上資賴着到狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編一一五三號

野上資賴足利方  
ニ著到ス

著到、

豊後國

野上彦太郎資賴、

右、屬當御手、自今月十二日、(山城國)八幡・(摂津國)天王寺御共仕、令當參候畢、仍著到如件、

建武五年三月廿三日

高師直

(高師直)  
(花押影)

五一 野上資賴軍忠狀

○財津永延藏野上文書  
西國武士團關係史料集八

豊後國野上彦太郎資賴軍忠事、

去二月廿四日、(大和國)屬當御手、令發向南都、同廿八日、打出西路法華寺前、致軍忠之條、(時觀)戶次太郎入道・

同三郎・佐保又次郎入道見知畢、即時攻入手搔小路、抽合戰忠節之條、戶次左近藏人入道・小田原  
四郎左衛門入道・古庄七郎以下數輩、令見知畢、然早預御判、爲備後證龜鏡、仍恐々言上如件、

建武五年三月 日

野上資賴軍忠ヲ  
上申シ証判ヲ賜  
ハラシコトヲ請フ

〔証明〕  
〔承了、花押〕  
〔上杉重能〕

○「碩田叢史」所収野上文書」ニ写ヲ収ム。

### 三 野上資頼軍忠狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編一二〇八号

野上資頼軍忠  
上申シ証判ヲ請  
フ

野上彦太郎資頼軍忠事、

自去三月十四日、屬御手馳參片野、  
〔河内國交野郷〕

抽軍忠訖、同十六日、天王寺合戰之時、  
〔撰津園〕

日於木野村在家前、致至極太刀打、抽戰功之刻、令分捕之條、被經御注進上、種田縫殿丞・田吹彌

六・黒木孫太郎同所合戰之閒、令見知畢、同五月六日、凶徒等寄來于堺浦、燒拂在家等之閒、即日

馳向被所、致忠節之條、戸次太郎入道・〔時想〕同左近藏入入道・古庄孫四郎以下見知畢、仍于同十四日、

致忠節訖、然早任度々軍忠、預御判、爲備後證龜鏡、言上如件、

建武五年七月 日

承了、平（花押影）

### 三 光明天皇口宣案

○丹波野上文書  
玖珠郡史談一〇

清原資頼ヲ但馬

曆應元年十一月廿六日

宣旨

飯田郷

飯田郷

四五二

權守ニ任ズ

左衛門尉 清原資親(野上)

宜任但馬權守

藏人頭大弁宣明奉

五 八坂道圓請文寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編一六五〇号

野上資親ト帆足  
通種トノ合戦ヲ  
檢知シ勘文ヲ上  
申ス

野上但馬權守資親等与帆足六郎左衛門入道義鑿子息安藝權守通種、於資親等恩賞地豊後國球珠郡山田郷小田三郎、今月十六日致合戦、及殺害刃傷狼藉由事、今年四月廿二日御教書謹拜見仕候了、抑任被仰下之旨、以同月廿九日差遣代官盛親於被所、田吹六郎入道相共、云死骸、云刃傷、令見知候畢、仍盛親勘文一通謹進上之、此條若偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應四年閏四月十日

(八坂)  
沙彌道圓 (花押影)

五 豊後守護大友氏泰施行狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編二三八六号

南方凶徒對治事、今年九月廿一日御教書如此、早任被仰下之旨、急速可被馳參也、仍執達如件、

貞和三年十月十五日

(大友氏卷)  
式部丞 (花押影)

御教書ヲ施行シ  
味方ニ馳參ゼシ  
ム

野上但馬權守殿(資親)

源友大氏宗知行預ケ狀

○尊經閣藏野上文書  
南北朝遺文九州編二四四四号

津珠郡中村美良  
球村山田郷内欠  
所地等ヲ預ク

豊後國球珠郡内中村壹町四段・屋敷參ケ所(飯田郷)

中村彌六・同小次郎・  
壇孫三郎跡

(同上)美良津村内壹町・屋敷二ケ所  
中村彌六跡

山田郷内顯成跡三十分一(小田)

田數壹丁三段  
岩室小四郎跡

事、爲闕所之聞、所預置也、可被致其沙汰也、仍執達如件、

貞和四年二月十八日

源(大友氏宗)  
(花押)

野上但馬權守殿(資親)

藤原某軍勢催促狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編二四六四号

奉書ヲ施行シ味  
方ニ參ラシム

近江孫次郎殿以下凶徒等事、去月廿九日御奉書如此、巨細見狀(候カ)、早相催一族、屬豊後守殿御手、(大友貞順)  
可被抽忠勤也、仍執達如件、

貞和四年卯月八日

藤原(花押影)

野上但馬權守殿(資親)

飯田郷

五 九州探題一色道猷範氏寄進狀

○大鳥居文書  
南北朝遺文九州編二七七三号

所領ヲ寄進ス

飯田郷書曲村

大肥莊吉武小犬丸名

岩田庄内田地ヲ寄進スルモ相違

三瀨庄内田地ヲ寄進スルモ相違

寄進

(筑前國御笠郡) 天満宮安樂寺和謠所、

肥前國鳥屋村内田地捌町岩光七郎・同國山浦内田地伍町除承天寺・豐後國球珠郡飯田郷内賀伊曲村寄進以下

田地拾町古庄下野・同國大肥庄吉武小犬丸名田地柒町鳥地以下・依田數地頭職事、

右、菊地武重以下逆徒蜂起之閒、發向肥後國之刻、於太宰府原山、去建武四年九月十三日夜、依被

嚴重瑞夢、以筑後國岩田庄内田地卅町、寄進和謠所畢、如彼狀者、當宮前修理少別當信哲菅氏爲往

代之所役、勤月次講會之上者、彼地止長者長吏之綺、可全領掌云々、爰以當庄御寄進聖福寺、件地

相違之閒、爲其替、以三瀨庄内安武村南北内田地并大肥庄内吉武小犬丸田地、貞和二年十一月十六

日寄進之處、又以相違之閒、今所寄彼地也、然早信哲勵懇誠、勤講演、可奉祈天下泰平海内靜謐、殊將軍家安全矣、仍寄進之狀如件、

觀應元年六月五日

(一色範氏) 沙彌道猷 (花押)

足利直冬軍勢ヲ  
募ル

五 足利直冬軍勢催促狀

○永井直哉文書  
南北朝遺文九州編二七七六号

爲奉息(足利尊氏・直義)兩殿御意、所打立也、急速馳參、可致忠節之狀、如件、

貞和六年六月八日

野上(広資)次郎三郎殿

(足利)  
直久様  
(花押)

六 藤原田原貞廣讓狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

田原貞廣所領ヲ  
嫡子徳増丸(氏能)ニ讓ル

○觀応元年十月廿六日。全文ヲ「山田郷史料」八八号ニ収ム。本文省略。讓与所領中ニ「飯田郷」アリ。

六一 野上廣資着到狀

○尊經閣蔵野上文書  
南北朝遺文九州編二九〇一号

野上広資足利尊  
氏方ニ着到ス

着到

豊後國御家人野上次郎三郎廣資、就于御教書、最前馳參候訖、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和六年十月 日

進上 御奉行所

飯田郷

〔(足利實多)承了、(記慶宗直)花押〕

六二 野上資親申狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編二九〇二号

野上資親所領ノ  
安堵ヲ請フ

豊後國球珠郡野上但馬權守資親謹言上、

欲早預御吹擧、任傍例、賜安堵御下文、致軍忠、當國球珠郡野上村惣地頭職并右田・堤兩名・奈  
目子村・豊前國延枝名・同國上毛郡友枝名・豊後(玖珠郡)山田郷内小田備中守所領三十分二田畠山野等地  
頭職事、

右、所々者、資親重代相傳當知行地也、然早任定法、預安堵御下文、爲致軍功、粗言上如件、

貞和六年十月 日

直冬証判ヲ加フ

任此狀、可令領掌、若構不實者、可處罪科之狀、如件、

貞和六年十一月七日

(足利實多)  
(花押影)

六三 野上廣資軍忠狀

○尊經閣藏野上文書  
南北朝遺文九州編三〇五一号

野上広資豊前方

豊後國御家人球珠郡野上次郎三郎廣資、(上毛郡)山田城馳向、三月十八日鷹尾致合戰候訖、以此旨可

面ノ軍忠ヲ上申  
ス

有御披露候、恐惶謹言、

貞和七年三月 日

進上 御奉行所

(証判) (足利直冬)  
「承了、(花押)」

六四 足利直義感狀寫

○諸家文書纂所收野上文書  
南北朝遺文九州編三一三〇号

屬大宰少貳直資手、致忠節之條、尤神妙也、彌可抽戰功之狀、如件、

少貳直資手ニ屬  
シ忠節ヲ致スヲ  
賞シ弥戰功ヲ励  
マシム

觀應二年七月十八日

(足利直義)  
(花押)

野上次郎三郎殿

六五 足利直冬軍勢催促狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

爲豊後國凶徒退治、所差遣新田伊達次郎貞廣也、急速發向、可抽忠節之狀、如件、

新田貞広ヲ遣ス  
ヲ告ゲ味方ニ参  
ラシム

觀應二年八月十七日

御在(足利直冬)  
判

野上次郎三郎殿

飯田郷

六 野上廣資軍忠狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編三二三五号

野上廣資軍忠  
上申シ証判ヲ請  
フ

豊後國野上次郎三郎廣資申軍忠事、

右、去月廿八日筑前國月隈御合戰之時、捨一命最前懸入御敵中、散々令太刀打、抽忠節之上者、預

御證判、欲備後代龜鏡候、以此旨可御披露候、恐惶謹言、

觀應二年十月

進上 御奉行所 承了、  
(戸次頼時)  
(花押影)

六七 足利直冬下文

○大友家文書錄  
大分県史料三一

○觀応二年十一月廿一日。「古後郷史料」一七号ニ収ム。本文省略。

野上資親ニ古後  
郷綾垣名等ヲ充  
行フ

六八 大友氏泰書下寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編三三八〇号

野上村半分ニ対  
スル某等ノ狼藉  
ヲ止メ植田有快

豊後國球珠郡野上村半分事、預置利根孫三郎頼貞之處、  
□□□□左衛門尉・同孫六・隼人佐等搆城  
擲、對守護使致狼藉云々、事實者太招罪科歟、所證、不日可去退之旨、重相觸之、若猶不承引者、

共ニ当城ヲ破却  
シ下地利根頼  
貞ニ渡付セシム

種田大輔房相共破却當城、打渡下地於頼貞、載起請之詞、可注申之狀、如件、  
(有込)

正平七年三月廿五日

式部丞(大友氏奏)  
(花押影)

守護代

六 一色道猷範氏寄進狀

○大鳥居文書  
南北朝遺文九州編三七五五号

寄進 (筑前国御笠郡)  
天満宮安樂寺和歌所、

飯田郷書曲村ノ  
替トシテ筑前穂  
波郡国次名地頭  
職ヲ寄進ス

筑前國穂波郡國次名號豆田田村地拾町武藤豊前五郎地頭職事、  
(飯田郷)

右、爲豊後國球珠郡書曲村之替、所寄進之狀、如件、

文和三年十二月十七日

(一色範氏)  
沙彌道猷 (花押)

七 豊後守護大友氏時書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

出羽孫三郎宗房申、帆足安藝守押妨豊後國球珠郡大隈村、  
(帆足郷) 致放火已下狼藉由事、申狀如此、事實

大隈村ニ対スル  
帆足通種ノ狼藉  
ヲ停メ出羽宗房  
ニ渡付セシム

者、招其咎乎、所詮守護代相共、且檢見燒跡、且止彼妨、可沙汰付宗房也、仍執達如件、

正平十一年十月廿日

刑部大輔(大友氏時)  
(花押)

野上(資親)  
但馬權守殿

飯田郷

七一 足利義詮御判御教書寫

○諸家文書纂所収野上文書  
南北朝遺文九州編四一九号

南軍豊後侵攻ノ  
時大友氏時ニ同  
心シ軍忠ヲ致ス  
ヲ賞ス

(懷良親王)  
筑後宮并武光以下凶徒等、寄來豊後國之時、令同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所注申也、尤以神妙、就注進、可抽賞、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
(花押)

(資親)  
野上但馬權守殿

三 志賀氏房軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀彌太郎氏房軍忠事、

志賀氏房軍忠事  
上申シ注進ニ預  
リ証判ヲ賜ハラ  
ンコトヲ請フ  
玖珠八町辻

一、去年十二月筑後宮狹間襲來之時、依爲親父藏人太郎頼房當病、氏房自最前馳(別府也)參赤松御陣之處、宮勢退散之閒、迄于玖珠八町辻、致忠節訖、

一、今年三月筑後宮、并菊地武光以下凶徒當國打入之刻、頼房城壕寄來之閒、既十余ケ日、夜致合戰之處、彼逆徒引退、高崎城罷向之閒、塞所、通路、廻方便、抽忠勤訖、

一、御敵高崎陣引歸之時、於當國九重山、(飯田郷)致散、合戰、若黨中尾兵衛三郎氏平切疵、中閒藤次被射疵、三ヶ所所訖、

高崎城  
九重山合戰

去六月廿七日肥後御發向之閒、自最初致御共、三船城攻之時、若黨中尾小三郎賴平（益城郡）、并進平（被射）、右腕（被射）、并進平

五盛見（同七）、同隈庄、并甲佐御陣所々致忠節之旨、且預御注進、且賜御證判、欲備後證候、以

此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文四年十月廿日

（志賀）  
藤原氏房上  
（裏花押）

進上 御奉行所

（証判）  
（大友氏時）  
「承了、（花押）」

○「玖珠八町辻」ノ現地比定ニハ異説アリ。編者案ハ現九重町大字湯坪字八丁原（地熱発電所アリ）ニシテ、此ヨリ峠ヲ越ヘ肥後国阿蘇郡ニ通ズ。『豊後国志』ハ、湯坪ヲ山田郷内トセリ。

### 三 足利義詮御判御教書案

○入江文書  
大分県史料一〇

田原氏能ノ訴ニ  
ツキ国東玖珠兩  
郡内ノ地ニ対ス  
ル戸次・富來・  
帆足等ノ濫妨ヲ  
停メ下地ヲ氏能  
ニ交付セシム

田原豊前三郎氏能申、豊後國々東郷上諸吉・來浦・富來・小原、同國玖珠郡山田・帆足・古後并飯田郷内森・岩室・戸幡菖蒲迫・松行名等事、申狀遣之、早止戸次筑前彌三郎・富來木工助入道正壽・同子息兵庫允・帆足安藝權守道種等濫妨、沙汰付下地於氏能、可執進請取、使節更不可有緩怠之狀、如件、

延文五年八月廿八日

（足利義詮）  
御判

大友刑部大輔殿  
（氏時）

飯田郷

酉 豊後守護大友氏時書狀

○諸家文書纂所収野上文書  
增補訂正編年大友史料七

豊後國球珠郡野上半村事、依凶徒與同、<sup>(マ)</sup>虛名雖堅、承披之上者、如元所返付也、恐々謹言、

凶徒与同ノ事ヲ  
申披クニヨリ野  
上半村ヲ返付ス

<sup>(年未詳)</sup>  
十一月廿八日

<sup>(大友)</sup>  
氏時 <sup>(花押)</sup>

野上但馬權守殿

○意味不明ノ所アリ。

壬 右田盛直目安狀寫

○大倉氏採集文書所収右田文書  
南北朝遺文九州編四五一六号

目安

右田孫太郎盛直申御恩不足事、欲早且任傍例、且依定法、被經御沙汰、<sup>(豊後國速見郷)</sup>由布院內於山崎并石松兩名

者、自故竹中禪門御時、蒙御恩拜領仕知行處、禪門御他界時分、山崎名被召上訖、<sup>(西)</sup>殘石松名知

行、是又土貢僅二十貫分内歟、所詮、<sup>(マ)</sup>庭弱分限開、可失奉公先途、爲山崎名替、預御計、彌抽無

貳忠節閑事、

<sup>(右腕カ)</sup>於盛直者、自故竹中禪門御時、至于當御代、奉公忠勤異于他者哉、仍故禪門書狀徒備右訖、<sup>(マ)</sup>然早被

經御沙汰、爲預替御計、目安言上如件、

御恩不足ニ付召  
上ラレシ由布院  
山崎名ノ替ヲ沙  
汰セラレシコト  
ヲ請フ  
竹中禪門他界ノ  
時山崎名ヲ召サ  
ル  
石松名ハ土貢ニ  
十貫

貞治貳年十二月

(石田盛直)  
(花押影)

三 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

(足利義滿)  
(花押)

下 田原徳一丸

田原氏能ノ嫡子  
徳一丸ニ対スル  
讓与ヲ安堵ス

(親貞)

(三藩部)

(筑前国力)

(拾土郡)

(国東郡)

可令早領筑後國田口村内西方參分壹・同國怡土庄内末永名參分壹・豐後國田原別府半内參分

壹・同國田原別府内波多方半分戸次丹後守・周防國岩田保熊毛郡・肥前國山田庄阿蘇彈正少

豐後國安岐鄉日田宮内少輔・同國光一松名阿蘇・同國球珠郡内山田鄉原田次郎・帆足鄉・古後鄉志津

跡・飯田鄉并來繩鄉内福成吉久名等・同國香地庄信濃入道行珍・同國武藏鄉二階堂・同國櫛

來別府遠見郡・同國日出庄朝直跡○中略 等地頭職事、

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

七 豐後守護大友親世知行預ケ狀

○尊經閣藏野上文書  
南北朝遺文九州編六四九一号

古後郷綾垣名ヲ

玖珠郡古後郷綾垣名内土貢貳十貫文下地事、爲兵粮料所、預置之候、可有領掌候、恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

四六四

兵糧料所トシテ  
預ク

(年未詳)  
六月二日

(広資)  
野上大和守殿

(大友)  
親世(花押)

大友親著一跡安堵状案

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

野上大和入道一  
跡ヲ安堵ス

(広資カ)  
野上大和入道一跡之事、任相續之旨、預置、可有領知候、恐々謹言、

(年未詳)  
十一月十二日

(大友)  
親著御判

野上次郎三郎殿

克 野上墓地六地藏幢銘

○大分の石造美術  
玖珠郡九重町大字野上野上墓地

願主

六地藏幢ヲ建ツ

(塔身)  
一皆應永十八年辛卯四月念四日

敬白

○四面ニ五輪塔四方門種子ノ梵字(キヤ・カ・ラ・バ・ア)ヲ刻シ、残り一面ニ梵字(バーンク||金剛界大日・アーンク||胎藏界大日・ラン||金輪カ)アリ。笠・宝珠ヲ伏損ス。

八〇 野上墓地寶篋印塔銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字野上野上墓地

(墨書)  
一乃至吉□□界□生□

皆應永念一歲甲午二月彼岸□□

八一 源大親著安堵狀寫

○諸家文書纂所収野上文書  
増補訂正編年大友史料九

野上村本領内親  
父野上親資知行  
分ヲ安堵ス

豊後國玖珠郡野上村本領内、親父親資<sup>(野上)</sup>知行分田畠屋敷山野等事、任以前御沙汰之旨、領知不可有相違之狀、如件、

應永卅年十二月十三日

(大友親著)  
源 (花押影)

(正重力)  
野上太郎殿

八二 藤原某・左衛門尉某連署奉書

○大友家文書録  
大分県史料三一

古後郷飯田郷内  
ノ地ヲ野上正重  
代官ニ打渡サシ

豊後國玖珠郡古後郷内小田五郎先給、同郡内野上九郎跡事、任 御判之旨、打渡野上太郎正重代官、可被執進請取狀由候、仍執達如件、

飯田郷

飯田郷

應永卅二年十月十日

左衛門尉 在判

小田小次郎殿

藤原 在判

松木駿河守殿

○連署者兩人ハ、後ノ大友氏ノ加判衆ノ前身ナリ。

八三 藤原某・沙彌某連署奉書

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

帆足清太跡田地  
三町ヲ檀資直ニ  
渡付セシム

玖珠郡帆足清太跡内田地三町事、所被宛行檀彌<sup>四</sup>□郎資直也、任 御判之旨、可被沙汰付之由候、仍  
執達如件、

應永卅二年十月十六日

沙彌(花押)  
□(藤原)原(花押)

野上長門守殿

松木<sup>(駿河守)</sup>殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三一)ニモ収録ス。傍注ハ『文書録』ニヨル。

由布院内右田某  
先知行領家十貫  
分ヲ預ク

(速見郷)之

由布院。内、右田大膳入道先知行領家十貫文事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(牟末寺)

十一月十八日

(資持)

野上大和守殿

○田北氏ハ応永卅二年頃ト推定セリ。

#### 八四 大友道瑛親知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

#### 八五 大友親綱知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

野上飛驒守跡半  
分ヲ預ク

豊後國玖珠郡内、野<sup>(上)</sup>□飛驒守跡半分事、□置候、可有知行候、恐々謹言、

(牟末寺)  
七月二十九日

野上清三殿  
(繁弘カ)

(大友)親綱(花押)

#### 八六 吉弘親利・都甲著利連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

右田飛驒守跡半

右田飛驒守跡半分事、宛給野上塩一丸候、任 御判之旨打渡、可被執進請取狀之由候、恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

〔年未詳〕  
九月十七日

分ヲ野上塩一丸  
ニ打渡サシム

怒留湯大和守殿

帆足丹波守殿

四六八

〔都甲〕 著 利〔花押〕  
〔吉弘〕 親 利〔花押〕

六七 帆足正重・奴留湯弘重連署書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

越州帆足清太方被申子細候、かの兩人狀、岐部殿披見申候、

野上飛驒守跡事、任御奉書之旨、渡狀別紙認進之候、巨細御使者可被申候、恐々謹言、

野上飛驒守跡ノ  
渡狀ヲ認メ進ズ

〔年未詳〕  
二月卅日

〔奴留湯〕 弘 重〔花押〕  
〔帆足〕 正 重〔花押〕

〔奥切封〕  
一〔墨引〕

六 松木六地藏幢銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字松木、東川上

六地藏幢ヲ建ツ

〔字石ノ、現存〕  
「永享八丙辰歳三月廿九日大願主敬白、」

八 野上某知行分坪付

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

野上某知行分坪  
付ヲ注ス

野上殿御知行分

七百

一段 七丈

おくのその屋敷

二反 わさた

その田

一所その田分 屋敷

八反

田八段

てんしその  
屋敷  
畠一段

百姓分 寺田

一百姓分

一所寺田五反

堤の内

一所おきの尾五段

一所奥野七郎分  
六百田一反・五百田一段・四百田一反

おいのさこ

一所いわ下六段

一所堤の内三反

ゆの木その  
ちんの内屋敷

一所ゆの木その五段

一所おいのさこ 四反  
此内船か  
(陣丸)

一所城のを つると

おもとのむかへ

永享八年九月廿六日

かわ野の又四郎  
重繼 (花押)  
大畠三郎衛門尉  
通照 (花押)

飯田郷

一箇条申入ニ就  
キ懇書ヲ得タル  
ヲ謝ス

狽犬ヲ所望ス

九〇 大友親繁書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

一(箇条)かてう申候子細につゐて、御ねんころニ承候、令悦喜候、いかにも、御心をそへ候て、御さた候ハ、悦喜申候、又しよ方ふしんとも候ハ、うけ給へく候、返かものにかきらす、さんたう心かけられ候て、御さた候ハ、しかるへく候、恐々謹言、

八月卅日

親繁(大友)  
〔花押〕

一(奥ウハ書)の上三河守殿  
(野)

親繁

九一 大友親繁書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

と(捕犬カ)りいぬニ事をかきて候、お(小国)くにへんニしかるへ(岐)きか(犬)いぬ候ハ、きゝたて候てうけ給へく候、きたのさと所へ申候て、しよもうすへく候、一かういぬをもたす候間、申候、恐々謹言、

九月廿一日

親繁(大友)  
〔花押〕

一(奥ウハ書)の上の二の殿  
(野)

親繁

九二 大友親繁知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

野上村四町二段  
ヲ預ク

玖珠郡野上村之内、肆町參段野上飛驒守跡

事、預置候、可有領知候、恐々謹言、

十二月十八日  
(年未詳)

親繁(大友)  
(花押)

野上美濃守殿

九三 大友氏加判衆連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

野上村内野上飛  
驒守跡ヲ同美濃  
守ニ渡付セシム

玖珠郡飯田郷野上村之内、野上飛驒守跡事、渡付野上美濃守、可被執進請取狀候、有子細者、追而

可有糺明之由候、恐々謹言、

十二月廿三日  
(嘉吉三年頃)

秀成(花押)

直貞(花押)

法祥(花押)  
(柄綱備後入道)

原尻大和入道殿  
(融元)

牧治部丞殿  
(利世)

○大友氏ノ加判衆コノ頃定着スルモノ、如シ。

飯田郷

四 大友親繁知行預ケ狀

○森六藏文書  
編者調査記録

飯田郷壇村七町  
古後郷綾垣内一  
町ヲ預ク

玖珠郡飯田郷内壇村柒町、并古後郷綾垣内田地壹丁手嶋新九郎事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)  
正月廿二日

(大友)  
親繁(花押)

野上大和守殿

五 大友氏加判衆連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

飯田郷内野上飛  
驒守跡ヲ同美濃  
守代官ニ渡付セ  
シム

玖珠郡飯田郷内野上飛驒守跡事、打渡野上美濃守代官、可被執進請取之狀之由候、恐々謹言、

(嘉吉四年九)  
二月廿二日

秀成(花押)

直貞(花押)

(約網備後入道)  
法祥(花押)

野上大和守殿

大田右京亮殿

六 玖珠郡飯田郷名々田数注文

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

飯田郷内ノ名々  
田数ヲ注ス

松行名 本名

近松名 美良津

松藤名 書曲

犬丸名 檀之村

末藤名 恵良村

四郎丸名 野上  
之村

豊後國玖珠之郡飯田之郷七十町(ミカ)  
注文

松行名九町五反、  
以上本名

近松名九町内美良津、

松藤名十六町五反此内書曲十町、

犬丸名七町此内八反是ハ号檀之村、  
岩崎也

末藤名十六町三反小、号恵良村、

四郎丸名十一町六反太、(マ、)  
号野上之村、

以上飯田郷七十町定

七 宝八幡宮六地藏種子板碑銘

○九重町石造物資料(文化財調査報告三)  
玖珠郡九重町大字松木字室

(正面)

「(六地藏) (梵字イ)

(梵字イー)

(梵字カ)

(梵字カー)

(五輪塔東竈心門)  
(梵字キ・カ・ラ・バ・ア)

(南方修行門)  
(梵字キヤ・カー・ラー・バー・アー)

(西方菩提門)  
(梵字ケン・カン・ラン・バン・アン)

六地藏種子板碑  
ヲ造立ス

飯田郷

(梵字イ)

(梵字イー)

(梵字キヤク・カク・ラク・バク・アク)

(北方涅槃門)  
(左側面)  
〔宝〕德三辛未歲卯月廿三日

○大分県指定有形文化財。

### 六 瀧上六地藏幢銘

○九重町石造物資料(文化財調査報告三)  
玖珠郡九重町大字野上字瀧上

六地藏幢ヲ造立  
ス

(幢身)  
「長祿二天八

月吉日」

○龕部ニ神官風ノ像ヲ彫ル。宝珠ハ後補。大分県有形文化財。

### 九 大友親繁知行預ケ状

○大友家文書録  
大分県史料三一

飯田郷中村一町  
四段ヲ預ク

(飯田郷)  
玖珠郡内中村壹町四段事、野上村内之由、承候之閒、預置候、若子細候者、追而可糺明候、恐々

謹言、

(年未詳)  
五月九日

(資持)  
野上大和守とのへ

(大友)  
親繁 在判

白杵莊内ノ地ヲ  
右田左馬助ニ預  
ク

100 大友親繁知行預ケ狀

○筑前右田直志文書  
増補訂正編年大友史料一

白杵庄壇清次郎跡内拾貫、富來周防入道跡十貫、丹生將監跡内拾貫、都合參十貫分事、預置候、可

有知行候、恐々謹言、

(年未詳)  
八月廿一日

(大友)  
親 繁 (花押)

右田左馬助殿

101 大友親繁名字狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

名字ヲ認メ進ズ

御名字之事、承候間、以別紙認進之候、恐々謹言、

(年未詳)  
八月廿七日

(大友)  
親 繁 在判

(有實)  
野上弟房殿

102 大友親繁安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

飯田郷内名字地

玖珠郡飯田郷御名字地内四町參段、并中村内七段、古後郷綾部名内松木壹町・同郷内古後周防介跡

飯 田 郷

四七五

郷田郷

内四町三段以下  
ヲ安堵ス

壹町壹段事、領知不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)

十二月十八日

野上大和守殿

(大友) 親 繁  
在判  
花押

一〇三 松木日ノ迫六地藏幢銘

〇九重町石造物資料(文化財調査報告三)  
玖珠郡九重町大字松木字日ノ迫

六地藏幢ヲ造立  
ス

文明九年丁酉十二月十三日大願主、敬  
白

〇幢身下部六面ニ明本・道善・妙心・道慶・正全・淨貞等、願主ノ交名ヲ刻ス。

一〇四 野上直廣讓狀

〇上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏書)  
「讓狀」

与讓

豊後國玖珠郡野上之村

拾壹町之内、

野上村内当知行  
分四町六段ヲ嫡  
子繁広ニ讓ル

右、當知行分四町六段之事、不殘反歩、嫡子清三繁廣所与讓實也、限永代、無他妨可令領知也、仍讓狀如件、

文明拾年 戊辰八月廿七日

(野上) 直廣 (花押)

105 足利義尚御内書

○大友家文書録  
大分県史料三一

渡唐船派遣ニ付  
硫黄ヲ調達セシム

就渡唐之儀、硫黄事、如前々申付候者、喜悅候、仍太刀一振真恒遣之候、猶巨細申含陳外郎候也、

(文明十三年) 六月廿一日 御判 (足利義尚)

大友豊前守とのへ (政親)

○硫黄ハ、当郷内硫黄山・涌蓋山等所出ノモノナラン。

106 大友親豊右書状

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料一二

宮松丸ノ事

又年少宮松丸事承候、依在陣

(通)

承候、得其意候、聊不可有疎儀候、其方重々

□可示賜候、恐々謹言、

(年未詳) 二月十五日

(大友義右) 親豊 在判

野上大和守殿

飯田郷

四七七

107 大友親豐義右書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

一味セルヲ賀シ  
判形ヲ加フルコ  
トヲ伝フ

今度爲一味御被過怠之事、誠祝着候、必々一段可加判形候、不可有忘却候、彌頼入存候、恐々謹言、

(取違券心)  
(年未詳)  
七月一日

(大友義右)  
親 豐(花押)

野上山城守殿

○〔 〕内ハ、『増補訂正編年大友史料』一ニヨリ注ス。

108 下右田觀音堂十一面觀音像銘

○九重町仏像・神像調査報告書(文化財調査報告一五)  
玖珠郡九重町大字右田字下右田

觀

□ 十世 大日本國豐後州玖珠

奉造立 一音 群(カ)飯田郷野上村下右田

本地 面 菩 願主小宮司大夫広實

薩 延徳三天 辛亥七月廿五日

小宮司大夫広実  
十一面觀音像ヲ  
造立ス

103 上旦天滿神社神像銘

○甲斐素純調査記録  
玖珠郡九重町大字右田字上旦

願主某神像ヲ奉  
寄ス

延徳三年 辛 亥 歲十一月廿六日

願主  作者

作者壽觀

壽 觀 (花押)

年 四十三

110 大友親豐義右書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

最前ヨリノ馳走  
ヲ賞シ野上大和  
守跡殘地ヲ預ク  
ルコトヲ伝フ

此刻從最前預馳走(候カ) 、誠芳志之條令悅喜候、仍同名大和守跡之内、玖珠郡檀村并惠良杉山參町  事者、別人仁申談子細候、相殘地之事者、少執靜之時、必可進判形候、聊不可有相違候、先以一筆進之候、恐々謹言、

(年未詳)  
八月十七日

(大友義右)  
親 豐 (花押)

野上山城守殿

飯 田 郷

二二 大友親豐義右書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

如法寺近江守ヲ  
召サシム  
方角ノ計策

如法寺近江守書狀披見候、自是も遣狀候、早々被越候へと、申されへく候、其外於方角計作之事、  
(故)無油断都實肝要に候、此時分けん行候する方は、一入可爲心指候由、各々へ可被申候、万憑入候、  
恐々謹言、

(年未詳)  
十一月七日

(大友義右)  
親 豐 (花押)

(野上)  
上野山城守殿

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一二ニヨリ傍注ス。

二三 大友政親書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ謝ス

爲今朝祝儀、太刀一・百疋給候、悦喜申候、  
(目脱カ)是も太刀一腰進之候、恐々謹言、  
(大友)政 親 (花押)

(年未詳)  
八月一日

野上美濃守殿

(奥切封)  
一 (墨引) 一

市河親清ノ新年  
賀状ヲ披見ス

二三 大友政親書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

御吉事十秋万歳申候とて、市河所よりの書狀給候、具披見申候、近所まで來候よし申候て、しかる  
へく候、此はうへ越候者、いかさま以面可申候、恐恐謹言、

(年未詳)  
正月十六日

(大友)  
政 親 在判

野上新右衛門尉殿

二四 大聖院宗心知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

志ヲ顯ハスヲ賞  
シ愁訴ノ地ヲ預  
ク  
野上村右田名・  
犬丸名  
古後郷・由布院  
水地

今度至石州、自最前被顯志之條、神妙候、仍愁訴事承候、親父山城守跡持留・玖珠郡飯田郷野上村  
之内、右田名四町三段大并同名大和守跡・野上村之内犬丸名七町三段・古後郷内三町・由布院之内  
水地一貫五百分、爲新給所預進之候、不可有知行相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
五月九日

(大聖院)  
宗 心 (花押)

野上源左衛門尉殿

飯 田 郷

二五 大友親治知行預ケ狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

(包紙ウハ書)  
「野上新左衛門尉殿

親治」

筑後国内百町分  
ヲ預ク

今程當國中、無闕所候之聞、先以筑後國內「百」町分、預置候、以時分、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)  
正月十八日

(大友)  
親治(花押)

野上新左衛門尉殿

(奥裏切封)  
「(墨引)」

○文中「百町分」ノ百字ハ、原字ヲ擦消シ、書キ改メタル痕跡アリ。福川一徳氏ハ明応六年ニ比定セリ。

二六 大友親治知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

小田參河守跡内  
一町ヲ野上清三  
ニ預ク

玖珠郡小田參河守跡之内、壹町分坪付別事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(明応六年)  
三月廿日

(大友)  
親治(花押)

(繁広)  
野上清三殿

(奥切封)  
「(墨引)」

壇村内残分ヲ野  
上大和守ニ打渡  
サシム

玖珠郡小田三河  
守先給内一町分  
ヲ野上清三ニ打

二七 大友氏加判衆連署奉書

○尊経閣藏野上文書  
増補訂正編年大友史料一三

玖珠郡壇村内(飯田郷)壇鬼法師丸跡五段分、并  
石上屋敷分、以上除之、相殘分之事、任御判之旨、可被打渡野上大和守之由、被仰出  
也、仍執達如件、

明應六年三月廿一日

(朽網親満九)  
藤原(花押)

(大津習繁綱)  
常陸介(花押)

(永富繁直)  
上總介(花押)

(小佐井堅永)  
大和守(花押)

(寒田親景)  
兵部少輔(花押)

(本庄栄阿・盛米)  
沙彌

松木丹後守殿

橋爪宮内少輔殿

右田兵庫助殿

二八 大友氏加判衆連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

玖珠郡小田三河守先給之内、壹町分(坪付別事、任御判之旨、可被打渡野上清三也、依仰執達如件、  
番在之)

明應六年三月廿三日

(朽網親満九)  
藤原

飯田郷

渡サシム

飯田郷

四八四

右田兵庫助殿

橋爪宮内少輔殿

松木丹後守殿

(小佐井堅丞)  
大和守

(永留繁直)  
上總介 (花押)

(大津留繁綱)  
常陸介 (花押)

(寒田親景)  
兵部少輔 (花押)

二九 大友親治書狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

玖珠郡内ノ一代  
相違ノ地ヲ返付

玖珠郡一代既相違之地、令返付候、新恩同前候、得其意、連々一段可被勵忠節候、恐々謹言、

(牟未詳)  
卯月二日

(大友)  
親治 (花押)

野上清次郎殿

○「碩田叢史所収野上文書」一三ニモ写ヲ收ム。田北氏ハ偽文書ナラント注ス。

三〇 大友親治知行預ケ狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

豊前國下毛郡預置候、不可有領知相違候、恐々謹言、

(牟未詳)  
八月廿九日

(大友)  
親治 (花押)

豊前國下毛郡ヲ  
預ケ

野上新左衛門尉殿

(奥裏切封)  
一 (墨引)

○『大友家文書録』一三ニハ「下毛郡内」預置候」ノ欠字アル本文書ヲ収メ、明応七年ニ比定セリ。

三三 大友親治知行預ケ狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

豊前國之内伍町、預置候、以時分、可有知行候、恐々謹言、

豊前國內五町分  
ヲ預ク

(明應七年)  
十月二日

(大友)  
親 治 (花押)

野上新右衛門尉殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三一)ニモ収ム。

三三 大友親治書狀寫

○田北一六文書  
大分県史料二五

野上清三頸注文  
及ビ一所中手負  
注文ヲ請取り辛  
勞ヲ賞ス

昨日十六手仕粉骨之故、野上清三討捕頸到來、忠節無比類候、殊被被疵候由承候、心地好候、次一  
所中手負之面々、以注文承候、感悅候、自是直以賀狀可申候、先以能々可被申聞事、肝要候、旁々  
辛勞之段、以賀使可申候、恐々謹言、

(明應七年カ)  
十一月十七日

(大友)  
親 治 (花押影)

飯田郷

飯田郷

四八六

田北六郎殿(親善)

○野上氏ハ大聖院宗心ニ覚シ、大友親治・義長父子ニ抗シ、滅ボサレシモノト云フ。

二三 大内義興感狀

○末武与五郎文書  
萩藩閩録二

(大内政弘)  
法泉寺殿御上洛之路次、於攝津國河邊郡難波水堂、應仁元年八月十日合戰之時、舍兄大夫三郎弘春

討死畢、同御在京留守文明三年正月一日、於長門國阿武郡地福郷合戰之時、親父左衛門大夫氏久・

舍兄孫三郎延忠・同彌五郎幸氏兩三人、於一所討死畢、就中爲日田郡・玖珠郡敵對治差遣處、去年

十一月七日、於玖珠青内山合戰之時、太刀討高名、殊數ヶ所被疵太刀疵刀疵、鏑疵矢疵處、郎從金田三郎五郎落

合加防戰之力、扶身命云々、家人僕從等同被疵之条、神妙旁以勳功感悅無極之狀、如件、

明應八年正月廿五日

(大内義興)  
判

末武左衛門大夫殿(長安)

○青内山ノ所在地未詳。シバラクコ、ニ収ム。

二四 大友親治書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

門松ノ大内勢退

門松敵對治候者、則時致彼手仕度存候、我等事者、□無余儀相存候、雖然被調衆議、急度承、浦部

玖珠郡青内山合  
戰ノ時疵ヲ被リ  
家人郎從戰死又  
ハ負傷ス

治セバ即時手仕  
ヲ致ス  
浦辺衆  
大聖院宗心  
姫島ヲ根城トシ  
テ浦辺ヲ専ラ動  
クトノ注進

大友親治豊前門  
松城ニ抛ル大内  
義興軍ヲ攻ム  
野上有資等ヲ備  
トナス  
玖珠郡士  
玖珠郡士功アリ

衆動〔動〕 〔佐伯惟勝昨日卅〕 着府候、其〔中間破損欠アルカ〕 之可申談候、其外諸勢〔ナシ〕

候者、〔早々〕 可被申定候、五日以前可申越之由、浦辺衆〔宗心〕 大聖院、大内立山口候、一定

候、船衆姫嶋を根〔破損欠アルカ〕 持候て、浦辺を專に可動之由註進候、其面我等可〔有〕 子細候共、於普代侍者、抛

万事可忠節折節候之〔此間約四十字欠〕 悉忠節候条、於家不可有忘却候、此由先〔ナシ〕 被申聞候、

自是態以使、別而可賀申候、恐く謹言、

〔明治八年〕 八月一日 〔大友〕 親 治 在判

野上大和守殿 〔有資〕

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一三ニヨリ傍注ス。

### 三五 大友家文書錄

○東京大学史料編纂影写本  
大分県史料三一

〔明治八年八月〕 ○大内義興〔豊前国門松〕 據於〔力〕 城、親治議攻之、且聞義興發兵欲窺我地、玖〔命〕 士野上大和守等爲其備、

是因宗心奔于防州、有豐後土黨之者也、〔有資〕 ○七日親治使佐伯惟勝、將兵攻拔門松城、郡士野上大和守・帆足安藝守・岐部〔文〕 太郎・野上新左衛

門〔尉〕・馬場彦四郎・古後與一等、有〔功、大内義興〕 與敗走而歸國也、此時野上大和守・森伊勢〔有資〕 弥七〔守〕・帆足

安藝守等、被疵〔創〕 有功、親治作書屢勞之、

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一三ニヨリ傍注ス。

三六 大友親治書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

〔於門松城去七〕

日□、此以一段馳走、急度次□<sub>〔無此類〕</sub>○中聞破損  
欠アルカ、

〔玖珠カ〕

郡之面々、從最前以一味之儀、高名□

〔無此類〕

法此事候、弥憑敷存候、仍同名安藝守・岐部

〔太郎〕

又□・野上新左衛門尉・馬場彦四郎、碎手分捕候事、感□、不及言賀候、如御存知、○侍者、雖

〔候〕〔又〕

於

毎々野心候、此□事者、縦對手仕遅々候てハ如何候、彌憑敷存候、

〔番之〕

〔マ、〕

〔心脱カ〕

○中聞破損

〔此〕  
申

入候、我□<sub>〔部〕</sub>分ナ□<sub>〔シ〕</sub>申候、恐々謹言、

〔明応八年〕日〔マ、〕

八月十一日

○親治在判

玖珠郡衆中

三七 大友親治感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

門松城合戦ニ齋  
藤某ヲ打取ル高  
名ヲ賞ス

去七、於門松合戦、討取齋藤彌七、驗給候、高名無比類候、去々年以來、當家之士、可存義理之弓  
矢之處、不儀馳分滅亡、無是非候、此番之忠節、一段肝心候、彌憑敷存候、以一味同心之儀、益々  
堅固之覺悟、侍入候、追而別而可賀申候、先以、高名之段爲可申、平井彌七進候、如何様以面可  
申候、恐々謹言、

(明應八年)  
八月十一日

野上新左衛門尉殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。

(大友)  
親 治 (花押)

三六 大友親治感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

門松城合戦ノ忠  
節ヲ賞ス

去七日門松城合戦、碎手<sup>被</sup>。被疵候、高名無比類<sup>○中聞破損</sup>  
欠アルカ<sup>□御滅亡無是非候、今度郡内以一味</sup>

同心、<sup>□</sup>抽忠節候、感心候、各辛勞爲可申、進使者候、恐<sup>□</sup>言、

(明應八年)  
八月十一日

(大友)  
親 治 在判



三九 大友親治書狀

○碩田叢史所収野上文書  
増補訂正編年大友史料一三

玖珠郡無足衆退  
出スルモ同意セ  
ザルヲ賀ス

今度玖珠郡無足衆退出候之處、無同意謹堪忍也、對國家、忠儀肝心候、以闕所、必可顯其志候、  
猶面之時、可賀申候、恐<sup>□</sup>謹言、

(明應八年)  
八月十五日

(大友)  
親 治 (花押)

野上新左衛門尉殿

飯 田 郷

130 都甲惟幸打渡狀寫

○諸家文書纂所收野上文書  
増補訂正編年大友史料一三

豊前國上毛郡内、友枝拾伍町事、任 御判・御遵行之旨、御知行不可有相違狀、如件、

明應八年八月廿五日

都甲勘解由左衛門尉  
惟幸(花押影)

野上大和守殿  
(有發)

○『大友家文書録』ニモ収録ス。

131 大友親治書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

玖珠郡衆ノ忠節ヲ賞ス

□のや□いか、御入候哉、細々承度□、爰許弥ひまをゑす候間、存なからに候、聊非□  
候、今度の弓矢の事、そのさかひにおゐて、<sup>(脱アルカ)</sup>さいより御心をそゑられ候、殊被抽戰功候之条、□  
以後各□之慶處□<sup>(カ)</sup>○中閉破損□<sup>(カ)</sup>のやう、いかにも、御やう生肝要□<sup>(親言)</sup>中手事、日限無相違  
候者、可爲悦喜候、當郡衆之□于今不始儀候、一段頼敷存候、委細猶自得永所□申候、恐、謹言、

(明應八年)  
十月十六日

親治 在判  
(大友)

○宛書破損  
欠アルカ。

森伊勢守殿

帆足安藝守殿

野上大和守殿(有資)

三三 大友親治感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

(端裏切封)  
(墨引)

豊前馬岳城ニ大  
内義興軍ヲ攻ム  
ル軍忠ヲ賞ス

去月廿八、(豊前京都郡)於馬岳城攻口、摧手被く疵之條、忠節無比類候、弥軍忠憑入候、追而一段、可賀申候、  
恐く謹言、

(父亀元年カ)  
七月三日

(大友)  
親治(花押)

野上新左衛門尉殿

○福川一徳氏ハ、明応六年(一四九七)ニ比定セリ。

三三 松木書曲寶塔銘

○大分県金石年表  
玖珠郡九重町大字松木字書曲

永昌居士ノタメ  
宝塔ヲ造立ス

(塔身ノミ現在)  
「永昌居士、文龜元年辛酉七月廿三日」

飯田郷

二三 大友親治感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

豊前馬岳合戦ノ  
忠節ヲ賞ス

去七月廿三日於馬嶽攻口、碎手粉骨、殊被疵云々、忠節無比類候、必追而、一段可賀申候、恐々謹

言、

(文龜元年)  
八月廿九日

(野上氏宛カ)

(大友)  
親 治 在判

○宛名推定ハ綱文ニヨル。

二三 大内義興下文

○末武与五郎文書  
萩藩閣録二

義興ノ  
判

下 末武左衛門大夫長安、

可令早領。(知)長門國阿武郡椿郷内賀川津五石野田孫右衛門・豊前國上毛郡酒丸拾五石地森下右衛門次等  
尉先知行分

事、

右以人、所充行也者、早守先例、可全領知狀如件、爰件地事、去明應七年十一月七日、於豊後國玖  
珠郡青内山合戦之時、味方無利而、右田右馬助弘量于時當陣討死之刻、一所進出、太刀始數箇所被

玖珠郡青内山合  
戦ニ右田弘量討  
死

疵、已身命危急之處、郎徒僕從等落合令扶佐之、万死一生之勳功、不可勝計之故、所令忠賞之狀、如斯矣、

文龜貳年五月廿三日

三三 大友義長感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士團關係史料集八

筑後国退治ノ時  
ノ日田郡津江ニ  
於ケル辛勞ヲ賞  
ス

就筑後國對治之儀、爲無足、從取前、(日田郡)於津江日夜辛勞、悦喜候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(永正三年九)  
十月廿二日

(大友)  
義長 (花押)

野上新左衛門尉殿

三七 大友義長官途狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士團關係史料集八

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

對馬守ノ受領名  
ヲ与フ

對馬守所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(永正三年頃)  
十月廿七日

(大友)  
義長 (花押)

野上新左衛門尉殿

飯田郷

○前号共ニ「碩田叢史所収野上文書」ニ写ヲ収ム。

一三六 惠良善王寺寶塔銘

○九重町石造物金石年表（文化財調査報告三）  
玖珠郡九重町大字惠良

芳音開禪師逆修  
ツノタメ宝塔ヲ建

逆修芳音開禪師、

時永正十一天 敬白

○塔身ノミヲ存ス。

一三九 大友親安鑑感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料一四

頓一到来セルヲ  
賞ス

重々頓一到来、被添心候趣、案中令悦喜（候）、（亦戰功）頼存候、恐々謹言、

（永正十三年）  
九月二日

（大友義經）  
親安 在判

野上（左馬助カ）  
□□殿

一四〇 大友親安鑑知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

隱謀人成敗ノ忠

就今度朽網兵庫同意之隱謀人成敗、忠儀之條、玖珠郡山田之郷粟野村之内、尾本田地四段・畠地三

賞トシテ山田郷  
内ノ地ヲ預ク

段、同村之内、京都原田地貳段・畠地貳段事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、

(永正十三年)  
十二月二日

(大友義鑑)  
親安 (花押)

野上二郎太郎殿

二四 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三二

(永正十四年)  
(朽網親滿)

残黨出於州玖珠郡、於是親安遣小原(四郎左衛)門尉右並討之、野上長資・中村兵部少輔(鑑忠)

朽網親滿殘党玖  
珠郡現形ニ付小  
原右並ヲシテ討  
タシム  
高勝寺ノ戦

軍事時、長資遣其男孫太郎於府内、彰義志、夜戰黨一於高勝寺、中嶋清通被

創○二十一日戰於松( )於木村退之中村( )

二五 大友親安義感狀

○中村文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

八  
鑑忠

中村兵部少輔殿

(大友義鑑)  
親安

(端裏切封)  
(墨引)

朽網親滿殘党退  
治ノ戦功ヲ賞ス

爲殘黨對治、小原四郎左衛門尉差遣候、從最前一所馳走、誠感悅候、雖無申及候、此度戦功憑入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

(永正十四年)  
二月七日

中村兵部少輔殿

(大友義鑑)  
親安(花押)

四九六

一四三 大友親安鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

朽網親満殘党退  
治ノ戦功ヲ賞ス

(右並)  
爲殘黨對治、小原四郎左衛門差遣  
必追而一段可賀申候、恐々謹言カ

(候、從最前一所カ)

馳走、誠感悅候、雖無申及候、

(此度戦功憑入候、

(二月七日カ)

(永正十四年)  
(長發)

野上左馬助殿

(大友義鑑)  
親安(在判)

○欠字多シ。「増補訂正編年大友史料」一四ニヨリ傍注ス。

一四四 大友親安鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

朽網親満殘党退  
治ニ小原右並ニ  
協力セル戦功ヲ  
致スヲ賞ス

就殘黨現形、爲郡内覺悟、小原四郎左衛門(右並)

(同尉差遣カ)

候處、每事被添心、被申合候由、右並註(小原)

憑敷存候、殊連々入魂之儘、息孫太郎( )被顯心底候、忠儀無比類候、孫太郎在( )

( )候、恐々謹言、

(二月カ)

(永正十四年カ)

(親安カ)(在判)

(大友義鑑)

〔野上左馬助殿カ〕

○欠字分ハ、『増補訂正編年大友史料』一四ニヨリ注ス。

一四 大友親安 義感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

去十六夜、於高勝寺被官者

〔玖珠郡山田郷〕

〔共・被紙〕

玖珠郡高勝寺城  
ニオケル軍忠ヲ  
賞ス

〔二月カ〕

〔永正十四年〕

日

〔長寶〕

野上左馬助殿

〔大友義鑑〕  
〔在判〕  
親安

○欠字分傍注ハ、『増補訂正編年大友史料』一四ニヨル。

一四 大友親安 義感狀 (紙切)

○首藤文書  
大分県史料一三

〔異筆〕  
〔十〕

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

玖珠郡松木合戦  
ノ軍忠ヲ賞ス

去廿六、於玖珠郡松木合戦、勝利之次第、併碎手被疵之故候、軍忠無比類候、必取静、一段可賀申

〔飯田郷〕

候、恐く謹言、

〔永正十四年カ〕  
二月廿八日

〔大友義鑑〕  
親安

〔花押〕

飯田郷

首藤清右衛門尉殿

一〇 大友親安 義感狀(紙切)

○中村文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

九 親忠

中村兵部少輔殿

(端裏切封)  
一 (墨引)

(大友)  
親安

玖珠郡松木合戦  
ノ忠節ヲ賞ス

去廿六、於玖珠郡松木(飯田郷)遂合戦、勝利之次第、各被碎手故候、殊内者一人、被疵之由候、忠節之至候、

必取静、一段可嘉申候、恐々謹言、

(永正十四年)  
二月廿八日

(大友義鑑)  
親安(花押)

中村兵部少輔殿  
(鑑忠)

一〇 大友親安 義感狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

玖珠郡松木合戦  
ノ軍忠ヲ賞シ  
覺退治ヲ憑ム

去廿六、於玖珠郡松木(飯田郷)殘黨掛合、遂合戦分捕、同郎等一人手負候、誠高名無比類候、此時敗北之

凶徒、永代對治覺悟、憑入候、猶軍忠、追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)  
二月廿九日

(大友義鑑)  
親安 御在判

後藤新兵衛尉殿

松木合戦ノ忠儀  
ヲ賞シ殘党退治  
ヲ憑ム

松木合戦殘党ヲ  
宇佐郡大副村ニ  
打取ル頸注文ヲ  
謝シ隠住牢人成  
敗ヲ依頼ス

一〇 大友親安義感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士團關係史料集八

(端裏切封)  
「(墨引)」

去廿六、於松木表合戦、被碎手、敵六人打捕候、誠忠儀無比類候、彌敗北之者、可被遂退治覺悟、  
憑入候、必迫而可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)  
二月廿九日

(大友義鑑)  
親安(花押)

野上對馬守殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ収ム。

一五 大友親安義鑑書狀

○佐田文書  
熊本県史料中世二

今度至堺目現形之殘黨、遂退治候刻、敗北之兇徒、於大副村數十人被打捕、頸注文到來候、喜悅之  
至候、彌被添御心、國中隠住之牢人、堅固可預成敗之事、憑存候、委細猶年寄共可申候、恐々謹  
言、

(松木合戦)  
(永正十四年)  
二月廿九日

(大友義鑑)  
親安(花押)

(森原)  
佐田大膳亮殿

飯田郷

一五 大友親安義鑑感狀

○能一文書  
増補訂正編年大友史料一四

松木合戦ノ軍忠  
ヲ賞シ殘党退治  
ニ協力セシム

去廿六、於珍珠郡松木(飯田郷)、殘黨懸合、遂合戦、被疵、同郎等一人手負分捕高名、無比類候、此時敗北之凶徒、永代對治覺悟、憑入候、猶軍忠追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)  
二月廿九日

(大友義鑑)  
親安(花押)

能一七郎殿

一五 野上長賢書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

松木殘党退治ニ  
馳走セル衆中到  
着ヲ上申シ扶持  
ヲ請フ

去廿六、於珍珠郡松木(飯田郷)、殘黨□□部少輔(マ)、此外無足親類共雖多々候、先以無餘□□

□□衆、以着到申上候、彼者共御扶持候様、□□賴候、

(二月カ)  
(永正十四年カ)

(野上)  
長賢 在判

小原殿 參

二五 野上一族着到交名

○大友家文書錄  
大分県史料三二

野上一族着到人  
ノ交名ヲ進シ扶  
持ヲ請フ

野上清四郎是ハ去年三段御扶持ニ成候、野上藤太郎

野上又三郎 野上九郎右〔衛門尉〕

野上十郎兵衛尉 野上對嶋守〔A〕

野上清兵衛尉 野上太郎〔ふかい〕

〔野上清太郎〕 〔野上中務少輔カ〕

○尾破損闕。傍注ハ『増補訂正編年大友史料』一四ニ拠ル。

二五 大友氏加判衆連署書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

〔編纂書〕  
一 到來候社家中へ被遣連署狀案文

玖珠郡敗北ノ凶  
徒ヲ宮中近辺ニ  
隠シ置クヲ停メ  
シム

態用一行候、仍當國逆叛族、去年以來成敗候之處、多分如貴國落集候、然□前日至防州御留守衆被  
進、定惠院〔カ〕旨趣被申事、萬一彼惡黨聊尔動□候者、國中衆彼後詰之儀、可被成□之段、對院主御入  
魂候、以其辻、今度〔改〕□珠郡敗北凶徒、佐田方少々預□候、誠御兩家無二御契約、歷然候之處、彼  
落人於宮中并近邊、隱□〔置カ〕之由、普其聞候、事實候者、以外□、併社家中堅固御覺悟此時候、依御返

飯田郷

事、可得其意候、恐々謹言、

(永正十四年九)  
三月二日

(本庄) 右述

(日付) 長景

(豊織) 親富

(木上) 長秀

(大袖) 親照

宇佐宮

社家御中

一五 大友親安 鑑感狀

○丹波野上文書  
玖珠郡史談一〇

去年以來ノ國中  
忽劇ニ息孫太郎  
出府疵ヲ被ルヲ  
賞ス  
帆足・如法寺未  
練ヲ構フ

就去年以來國中忽劇、自然時者、遂年少在府、其身者捨表、可勵勳功之段承候、爲其首尾、依今度  
郡内難儀、爲始帆足・如法寺構未練之刻、息孫太郎方被爲出府、至其攻口、別而被疵忠節次第、旁  
以感悅無極候、於此上者、必屬案中候、本望候、先々爲可賀申、御同名民部少輔進之候、恐々謹  
言、

(永正十四年九)  
三月六日

(大友義繼) 親安 (花押)

野上左馬助殿

残党現形ノ刻ノ  
馳走ヲ賞シ其堺  
ヲ守リテ堅固ナ  
ラシム

松木残党退治ノ  
忠賞トシテ玖珠  
郡古後郷内二町  
分ヲ預ク

一五 大友親安義鑑書狀

○田北一六文書  
大分県史料二五

去春殘黨現形之刻、預馳走候故、輒加退治候、外聞實儀、本意此事候、此等之段、早々可申候之  
處、依繁多延引候、彌其堺堅固之儀、憑入候、猶眞玉忠兵衛尉可達候、恐々謹言、

(永平四年)  
五月廿六日

(大友義鑑)  
親安(花押)

田北六郎殿

一五 大友親安義鑑知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

爲去春殘黨現形刻忠賞、玖珠郡古後郷之内如法寺飛驒守跡之内、新給貳町分事、預置候、可有知行  
候、恐々謹言、

(永平四年)  
七月五日

(大友義鑑)  
親安(花押)

野上次郎太郎殿

(奥切封)  
「(墨引)」

飯田郷

古後郷内新給二町分ヲ打渡サシム

郡内古後郷之内 如法寺飛驒守跡内、新給貳町分事、被宛行野上次郎太郎訖、任 御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年七月五日

玖珠郡關所奉行

玖珠郡關所奉行

一五八 大友氏加判衆連署奉書

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

- (小原右並) 左衛門尉 (花押)
- (木上長秀) 大炊助 (花押)
- (臼杵長景) 民部少輔 (花押)
- (豊饒親富) 彈正忠 (花押)
- (大袖親照) 左衛門大夫
- (本庄右述) 前伊賀守 (花押)

一五九 大友親安 義知行預ケ狀案

○児玉鑑採集文書  
増補訂正編年大友史料一四

残党退治ノ恩賞トシテ山田村内ノ地ヲ預ク

○(永正十四年)十月一日。野上中務少輔宛。「山田郷史料」一四一号二収ム。本文省略。

朽網親滿与同輩  
成敗ノ忠賞トシ  
テ玖珠郡山田郷  
栗野村内ノ地等  
ヲ預ク

殘党現形ノ注進  
ニ預ルヲ謝シ  
心ヲ添ヘシム

一六〇 大友親安義鑑知行預ケ狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

就今度朽網兵庫同意候隠謀人成敗、忠儀之条、玖珠郡山田之郷栗野之村之内、尾本田地四段・畠地  
三段、同村之内京都原田地貳段・畠地貳段事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、  
(永正十四年カ)  
十二月二日  
(大友義鑑)  
親安(花押)  
野上二郎太郎殿

一六一 大友親安義鑑書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

至堺目殘黨等可現形之由、預註進候、  
治候、一段可被添心事、祝着候、併憑  
誠令悦喜候、確雖不可有指儀候、自身以  
退

。尾破  
損闕

○綱文ニヨリ、大友親安書狀、永正十五年ト推定ス。

二六二 大友親敦義鑑感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

瀬田尾攻口ニ於  
ケル軍忠ヲ賞ス

去月廿七、於瀬田尾攻口、被碎手、數ヶ所被疵之由候、感悅候、必追而賀申候、恐々謹言、

(年末詳カ)  
七月七日

(大友義鑑)  
親敦 (花押)

野上中務丞殿

二六三 大友親敦義一跡安堵狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

親父中務少輔一  
跡ヲ安堵ス

親父中務少輔公資一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(永正十五年カ)  
八月廿三日

(大友義鑑)  
親敦 (花押)

野上彌四郎殿

○『大分県史料』所収『大友家文書録』ニ見エズ。

二六四 大友親敦義鑑感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

(端裏切封)  
「(墨引)」

高崎城攻口ニ於ケル軍忠ヲ賞ス

今度於高崎攻口、毎日手仕、辛勞之至候、殊無足軍忠感心候、必追而、一段賀可申候、恐々謹言、  
(大分郡)  
二月七日  
(永正十六年)  
親 敦 (大友義隆)  
(花押)

野上對馬守殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。朽網親滿ノ叛ニ係ル。

一六五 朽網親滿書狀

○永弘文書  
大分県史料五

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

朽網親滿筑前ニ脱出シ宇佐宮番長ニ卷數ヲ謝ス

先日筑前出張之刻、御卷數送給候、誠祝著至候、彌御拵祈憑□、其以後早々可令申候處、依旁取亂罷過候、聊非疎事候、餘無音之條、先用一行候、必進使者可申入候、猶重々可申承候間、省略候、恐々謹言、

(異筆)  
「永正十六」  
八月六日

(朽網)  
親 滿 (花押)

(永弘重行)  
番長大夫殿

御宿所

一六六 大友義隆感狀 (紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

飯 田 郷

芸州ニ於ケル合  
戦勝利ノ粉骨ヲ  
賞ス

藝劬之事、所々勝利之次第、各粉骨故候、併軍勞察存候、彌堅固之儀簡要候、必追而可賀申候、  
恐々謹言、

(天永七年)  
三月廿七日

(大友義隆)  
義鑿(花押)

野上右京亮殿

一七 松木自然石板碑銘

○九重町石造物資料(文化財調査報告三)  
玖珠郡九重町大字松木字本村川上クラブ敷地内

(文珠菩薩)  
(梵字マン)

妙有一漚之前

□眞禪定門

(釈迦如來)  
(梵字バク)

爲逆修善根也、法名

妙有禪定尼

(普賢菩薩)  
(梵字アン)

豈借先聖之趣乎、

于時享祿二己

丑年九月二十七日

大願主  
敬白

○県指定有形文化財。名称ハ『大分県文化財一覽』ニ拠ル。

一六 大友義鑿書狀寫

○眞修寺文書  
大分県史料一三

在城辛勞ヲ謝シ  
替衆ヲ遣スヲ告  
グ

○(天文元年カ)四月十七日、『帆足郷史料』六四号ニ収ム。城番替衆ノコト。宛名「森五郎兵衛尉殿 野上  
大和守殿」ナリ。本文省略。

在城辛勞ヲ賞シ  
替衆ヲ遣スヲ報  
ズ

豊前發向ノ軍勞  
ヲ賞ス

其表ノ馳走ヲ謝

一六九 親榮・山下長就連署書狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

○(年未詳)十月十九日。「帆足郷史料」六五号ニ收ム。城番及ビ替衆ノコト。宛名「森殿 野上殿」トアリ。  
本文省略。

一七〇 大友義鑿感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

就今度豊前國發向之儀、從最前爲無足出陣、所々手仕軍勞、感悅候、彌可被勵忠儀之事、肝要候、  
必追而、一段賀可申候、恐々謹言、

(天文元年)  
十一月廿日

(大友)  
義 鑿 (花押)

野上藤七殿

○『大友家文書録』ニモ收ム。

一七一 大友義鑑感狀(紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

於其表、別而被添心之段、  
吉岡左衛門(長槽)□夫依申、存知候、乍案中頼敷候、雖無申迄候、彌每事入魂

飯田郷

飯田郷

五一〇

シ弥入魂ヲ憑ム

肝要候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天文三年カ)  
二月二日

(大友)  
義鑑(花押)

野上右京亮殿

一七三 城後田北親興書狀(紙切)

○田北憲明文書補遺  
大分県史料二六

(端裏切封ウハ書)  
「城後次郎殿

(墨引)

親興

┌

溝野攻略ノ戦況  
ヲ報ズ

岐部・野上・森  
帆足衆手負

好便之条用一書候、今程在府候哉、雖無申迄候、無油斷祇候專一候、仍去廿日溝野と申在所御手仕

候、口々より出合敵取合矢軍候、親員人衆岐部・野上・森・帆足之衆大手負に候、併一人も無越度

候、目出度候、くりは之敵つけ登候、森・帆足衆おつくつし申候、敵二人森衆にて討捕候、御大利

千秋万歳候、我等か事、さき衆(まカ)にく□れ候間、一段心懸、可抽忠儀覺悟に候、無油斷候、猶重々可

申候間、閣筆候、恐々謹言、

(天文三年)  
二月廿三日

(城後田北)  
親興(花押)

(蓋元カ)  
城後次郎殿

筑後國發向在陣  
ノ軍勞ヲ賞ス

一七三 大友義鑑感狀案

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

就今度筑後發向、爲先衆至生葉表在陣、手仕等每事軍勞、感悅無極候、以其辻、筑後國之事、過半  
屬案中之由候、彌忠儀事憑入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年)  
三月廿九日

(大友)  
義鑑(花押)

(公繼)  
野上民部丞殿

○「能一文書」ニ案文アリ。

一七四 大友義鑑感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

(端裏切封)  
一(墨引) 一

筑後國發向在陣  
ノ軍勞ヲ賞ス

就今度筑後發向、爲先衆至生葉表在陣、手仕等、每事無足之軍勞、感悅無極候、以其辻、筑後國之  
事、過半屬案中之由候、彌忠貞憑入候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年)  
三月廿九日

(大友)  
義鑑(花押)

野上越後守殿

○「能一文書」ニ案文アリ。

飯田郷

一七五 大友義鑑感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

筑後国ニ在陣西  
牟田以下ノ悪党  
退治ノ粉骨ヲ賞  
ス

於今度筑後國、長々在陣軍勢、就中西牟田以下之悪黨等退治之刻、<sup>(親氏)</sup>別而粉骨、殊被官一人被疵之由、忠儀誠感悦候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年)  
八月三日

(大友)  
義鑑(花押)

野上民部丞殿  
(公繼)

○『大友家文書録』『大分県史料』三二)ニモ収ム。

一七六 大友義鑑書狀

○梅木忠臣藏長野文書  
大分県史料一三

角牟礼新堀ノ馳  
走ヲ賞ス

○(天文三年カ)八月五日。「角牟礼新堀之事」ニ係ル。「帆足郷史料」七八号ニ収ム。充所ハ「古後中務少輔殿、田籠縫殿助殿、魚返与三左衛門尉殿、原田右衛門尉殿、魚返新三郎殿、惠良伯耆守殿、中嶋左京亮殿、長野伯耆守殿」ノ玖珠郡衆八名デアル、本文省略。

一七七 大友義鑑感狀寫

○福岡藩仰古秘笈二五  
福岡県史資料四二五

古後郷山下村ニ

至今度玖珠郡古後郷山下村、敵取出候之刻、馳向遂合戦、別而粉骨、殊被疵之由、忠貞誠無比類

侵入セル敵ト合  
戦負傷セル忠貞  
ヲ賞ス

候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

〔天文三年〕  
九月廿一日

〔大友〕  
義鑑

惠良中務少輔殿

一六 大友義鑑知行預ケ狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

筑後国内五町分  
ヲ預ケ

筑後國之内五町分〔評付在〕別紙事、預置候、可有知〔行候〕、恐々謹言、

〔天文五年〕  
十月三日

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

野上越後守殿

○『大友家文書録』〔大分県史料〕三二二ニモ収ム。

一七 大友義鑑書狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

歳暮ノ贈物ヲ謝  
ス

爲歳暮之儀、鉢五送給候、祝着候、猶山下和泉守可申候、恐々謹言、

〔年未詳〕  
十二月廿□日  
〔五カ〕

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

野上左馬助殿

飯田郷

一六〇 豊饒永源書狀(紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
一(墨引)

領地安堵ヲ祝シ  
被官差下ニ就キ  
報ズ

預御札候、畏入候、仍御領地御案堵千秋万歳候、然者、至方角、御被官被差下候哉、可然候、所可  
渡申三原方、<sup>(備忘)</sup>吾等悴者所迄具申達候之条、定而不可有疎意之儀候、猶期來音省略候、恐々謹言、

八月十日  
(年未詳)

(豊饒)  
永源(花押)

野上藤太郎殿 御報

野上与一殿

一六一 豊饒永源書狀(紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
一(墨引)

田北兵部方令申於蒲地、被立御用候、三河方之親父にて候、いかにも、堅固ニ御渡肝要  
候、

本郷下向二十五  
町ノ中十町ヲ野  
上与一二十町ヲ

本郷下向貳十五町分之事、野上与一方江十町、同藤太郎方仁十町御給候、御被官被差下之由候、荒  
野不河等迄被召合、如何にも、堅固ニ渡御申肝要候、相殘五町者、田北兵部方江御給にて候、

同藤太郎ニ殘五  
町ヲ田北兵部ニ  
打渡サシム

大友大内和談成  
就ヲ立願シ分國  
中諸社ニ於テ千  
疋犬追物ヲ張行  
ス

仰セニ依ル

爲御存知候、必近日可歸國候之条、以御面可申承候、恐々謹言、

(愚體)  
永源 (花押)

八月十日

(三原和泉守種榮)  
三泉まいる

御宿所

一六三 大友氏家臣等立願文

○大友家文書錄  
大分県史料三二

敬白、至御分國中 諸鎮守奉願願、千疋之御犬追物張行事、  
右意趣者、大内家御當方倍以御無二之儀、筑前國御分領之事、如前々爲可被屬御案中、陶安房守・  
杉伯耆守・杉美作入道至秋月表下着之条、從爰元も田北親員・山下長就・臼杵鑑續至彼境御發足、  
寔千秋万歲候、然者御對談時宜、聊無相違、早速御成就之儀、奉仰各丹精願書如件、

天文七年三月十八日

清田兵庫頭 鑑緒 判在

臼杵四郎左衛門尉 鑑景 同

津久見左馬助 鑑清 同

本庄八郎 鑑兼 同

山下新次郎 鑑就 同

入田彌十郎 意同

飯田郷

|        |         |        |        |      |         |       |          |        |      |        |       |         |          |        |       |                        |
|--------|---------|--------|--------|------|---------|-------|----------|--------|------|--------|-------|---------|----------|--------|-------|------------------------|
| 雄城右衛門尉 | 大津留左衛門尉 | 雄城宮内少輔 | 宗像民部少輔 | 吉弘太郎 | 入田右衛門大夫 | 石合土佐守 | 橋爪次郎左衛門尉 | 田北兵部少輔 | 野上九郎 | 林新左衛門尉 | 上野掃部助 | 津久見左衛門尉 | 齊藤三郎左衛門尉 | 田口中務少輔 | 白杵神五郎 | 齊藤新五郎                  |
| 惟辰同    | 長清同     | 鑑延同    | 鑑久同    | 鑑直同  | 鑑慶同     | 長楚同   | 鑑景同      | 鑑員同    | 鑑忠同  | 鑑實同    | 鑑忠同   | 鑑種同     | 鑑盛同      | 鑑加同    | 鑑林同   | 鑑 <small>(次)</small> 同 |

防州對談ノ時同  
道馳走セルヲ賞  
ス

一八三 大友義鑑書狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

吉 弘 六 郎 鑑 久 同

田北勘解由左衛門尉 鑑 生 同

北小佐井左京亮 鑑 永 同

賀來左京亮 鑑 □(重) 同

一万田彈正忠 鑑 相 同

戶次左衛門大夫 鑑 連 同

入田掃部頭 親 誠 同

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

就今度防州衆對談之儀、田北大和守(親昌)・山下和泉守(長就)・臼杵三郎右衛門尉(鑑統)差遣候之砌、以同道馳走、感

心候、辛勞之段、尙以面可申候、恐々謹言、

(天文七年)  
三月廿九日

(大友)  
義 鑑 (花押)

野上越後守殿

○大友義鑑・大内義隆ノ和議ニ關スルモノナリ。『大友家文書録』(『大分県史料』三二)ニモ收ム。

一八四 田北親員書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

小田次郎兵衛尉  
ト野上左馬助ト  
ノ論地落着ヲ賀  
ムシ静謐ヲ致サシ

就小田次郎兵衛尉・野上左馬助方被申結儀、去春筑前目出國之剋、兩方江令助言、當座之儀、預許容候之条、本望候、於于今者、彼論地之事、以落着、彌兩人無異儀様、御故實肝要候、殊御兩家永々御静謐之續、聊之儀も出來候而者、不可有曲候、御分別前候、以前之首尾候之条、吉弘掃部助・松尾坊雇申候、定而可被達候、恐々謹言、

（天文八年）  
八月十日

（田北）  
親員 在判

岐部山城守殿

松木二郎左衛門尉殿

惠良薩摩守殿

帆足右衛門大夫殿

野上大和守殿

惠良筑前守殿

大田右京亮殿

平井三河守殿

帆足安藝守殿

森次郎殿

森長門守殿

古後因幡守殿 御宿所

○田北親員ハ玖珠郡ノ方分ナリ。天文九年七月廿五日死去スト（大友田北氏系図）。

土藏ノ材木ノ馳  
走ヲ致サシム

松木丹後守

惠良彈正忠

惠良若狹守

料足三十文請取

一八五 大友義鑑書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

土藏之材木、以切符申候、各急度預馳走候者、可爲祝着候、殊外急用候、各不可有油斷候、恐々謹  
言、

(天文十三年)  
閏十一月十八日

(大友)  
義 鑑 在判

帆足右衛門大夫殿

松木丹後守殿

平井三河守殿

古後左近大夫殿

惠良彈正忠殿

太田安藝守殿

惠良若狹守殿

一八六 鑑成料足請取狀(紙)(豎)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

等清御ふ地之儀ニ付而、れうそく三十文、請取申候、

飯 田 郷

飯田郷

五二〇

ル

天文十五  
十月十一日

野上右京亮殿

鑑成(花押)

一七 鑑成段錢請取狀(紙豎)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

日吉扶持ニ段錢  
十八文ヲ請取ル

日吉御ふちに付而、段錢十八文、請取申所實也、

(天文十五年カ)  
十二月三日

鑑成(花押)

野上与一殿

一八 大友氏段錢奉行等連署請取狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

且納ノ段錢ヲ請  
取ル

且納御段錢五拾文通之事、

都合貳町六段此内三段河成貳町三段  
分錢壹貫百五十文定(カ)

右、請取申所如件、

天文拾六年十二月貳日

津野隈上總介

長池(花押)

小田河内守

鑑道(花押)

夏足民部少輔

鑑秀(花押)

野上右京亮殿

野上若狭守  
鑑金 (花押)

○連署者四人ハ、大友氏ノ段錢奉行ナラン。

一八九 大友義鑑書狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

行藤皮ヲ送ラレ  
タルヲ謝ス

行藤皮送給候、祝着之趣、猶山下和泉守可申候、恐々謹言、

(年未詳)  
十二月廿八日

(大友)  
義鑑 (花押)

野上左衛門大夫殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニ写ヲ收ム。

一九〇 大友義鎮一跡安堵狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

親父鑑資一跡ヲ  
安堵ス

親父左衛門大夫鑑資一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天文十九年)  
三月二日

(大友)  
義鎮 (花押)

野上彌太郎殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。花押ニヨリ年代ヲ比定ス。

飯田郷

一九一 大友義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

小原鑑元ニ対ス  
ル入魂ヲ謝シ義  
鎮ニ対シ無二ノ  
心底ヲ憑ム

今度各別而可有馳走地盤之由、<sup>(マ)</sup>對小原遠江守入魂之趣、鑑元每度注進候、國家大篇此時候、對義鎮各一段、可被顯無二之心底事、憑存候、殊急度可被寄陳之由候、萬端堅固之才覺、無申迄候、恐々謹言、

<sup>(天文十九年)</sup>  
六月十九日

<sup>(大友)</sup>  
義鎮 在判

帆足右衛門大夫殿

太田安藝守殿

惠良若狹守殿

古後左近大夫殿

松木丹後守殿

小田次郎兵衛尉殿

惠良肥前守殿

岐部五郎左衛門尉殿

平井宮内少輔殿

野上左衛門大夫殿

其外郡衆中

右上包 玖珠郡衆中

義鎮

一九二 大友義鎮感狀(紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(裏端切封)  
「(墨引)」

肥後国合志表ノ  
軍忠ヲ賞ス

天文十九年七月十一日、於肥後國合志表合戰碎手、自身被官兩人被疵之由候、誠粉骨無比類候、必  
追而忠賞、不可有餘儀候、彌忠貞憑存候、恐々謹言、

(天文十九年)  
七月十九日

(大友)  
義鎮(花押)

野上右京亮殿

一九三 大友氏加判衆連署奉書

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

筑後国秋月先給  
五町分ヲ野上民  
部少輔ニ打渡サ  
シム

筑後國之内、秋月先給之内伍町分之事、被宛行野上民部少輔畢、任 御判之旨、嚴重可被打渡之  
由、依 仰執達如件、

天文廿一年三月(廿五)日

(小原鑑元)  
遠江入道(花押)  
(吉岡長増)  
越前守(花押)

飯田郷

飯田郷

五二四

(臼杵鑑統)  
安房守 (花押)

(雄城治景)  
若狹守 (花押)

(田北鑑生)  
大和守 (花押)

(志賀親守)  
前安房守 (花押)

豐饒美濃守殿

小田若狹守殿

森越前入道殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三二)ニモ収ム。日付欠字ハ『文書録』ニヨル。

一五 大友義鎮書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

在陣ノ勞ヲ賞シ  
粟野村公事ヲ免ズ

於其表在陳辛勞之至候、仍郡内粟野村就公事之儀、給人申事、無余儀分別候上者、向後倍不可有異儀候、隨而織筋一端送給候、祝著候、猶山下治部少輔可申候、恐々謹言、

(天文廿一年九)  
八月廿一日

(大友)  
義鎮 (花押)

野上右京亮殿

肥後国五町分ヲ  
預ク

肥後国詫摩郡内  
竹崎常陸介跡重  
富十一町分ヲ預  
ク

親父公繼一跡ヲ

一九五 大友義鎮知行預ケ狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

肥後國之内五町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文廿二年頃)  
九月十九日

(大友)  
義鎮(花押)

(公繼)  
野上民部丞殿

一九六 大友義鎮知行預ケ狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

肥後國詫摩郡之内、竹崎常陸介跡重富拾壹町分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文廿二年頃)  
十月朔日

(大友)  
義鎮(花押)

野上彈正忠殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。年代比定ハ花押ニヨル。

一九七 大友義鎮一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

親父民部丞公繼一跡之事、任相續之旨、領掌不可相違候、恐々謹言、  
(有尉乙)

飯田郷

飯田郷

安堵ス

(年未詳)  
三月廿日

(孫)  
野上彌四郎殿

(大友)  
義鎮 在判

一六 大友義鎮一跡安堵狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

親父鑑忠一跡ヲ  
安堵ス

(野上)  
親父彈正忠鑑忠一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
卯月五日

野上九郎殿

(大友)  
義鎮 (花押)

○「頃田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。花押ハ天文廿四年(一五五五)ノ永祿五年(一五六二)頃ノモノナリ。

一九 大友義鎮知行預ケ狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

小原鑑元等成敗  
ノ忠貞ヲ賞シ筑  
後國ニ給地ヲ与  
フ

(小原鑑元)  
今度不儀之仁成敗之刻、田北勘解由左衛門尉以同心、別而忠貞之由、感悅候、仍爲其賞、於筑後國  
○擦消シ  
重書ス  
「百」町分別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(弘治二年)  
十一月十三日

野上大炊助殿

(大友)  
義鎮 (花押)

豊後檢使差遣ニ  
ツキ其ノ支度ヲ  
為サシム

無足在陣ヲ賞シ  
豊前表発向ニ付  
馳走ヲ励マシム

1100 田北鑑生書狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

尙々様躰ニより、又無御越事も可有之候、とかく重疊可申□□

至豊筑、爲御檢使可被差遣之由、被 仰出候条、前日先内々儀令申候、早々御支度肝要候、於旨趣者、以出庄可被請 上意事、專一候、猶期面上之時候、恐々謹言、

(永祿元年頃カ)  
九月十六日

(田北)  
鑑生(花押)

岐部五郎左衛門尉殿

古後左近大夫殿

野上右京亮殿

小田民部少輔殿 御報

1101 大友義鎮感狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

先年以來爲無足、度□□在陣、軍勞粉骨之次第、感悅候、今度至豊前表、近々諸勢差出候之条、鑑理(全旨忠)以同陳、此節之事別而可勵馳走事、可□喜悅候、必追而、一段可賀之段、猶吉弘(鑑理)□□大夫可申候、

恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

五二八

(永祿四年カ)  
三月廿六日

(大友)  
義鎮(花押)

野上与次郎殿

○義鎮花押ハ5(天文廿四年〜永祿五年五月頃)。田北氏ハ永祿四年カトセリ。

田北鑑生書狀

○惠良文書  
増補訂正編年大友史料二一

惠良彈正忠出頭  
一所トシテ出陣  
陣中申談ズベシ

就惠良彈正忠方出頭、預御連署候條、則至御座所、以奉書言上候、被成御對面候、殊受領等被請上  
意候條、目出候、此方爲一所、可有出陣由候條、涯分陳中之儀、可申談候、爰元衆之儀も、急度可  
致出張之條、御支度等、不可有御油斷候、猶期面拜之時候、恐々謹言、

(永祿四年カ)  
卯月廿五日

(田北)  
鑑生(花押)

惠良左京亮殿

惠良肥前守殿

帆足右衛門大夫殿 御報

○田北鑑生ハ永祿四辛酉年十一月九日逝去スト(「大友田北系図」)。

雅樂助ノ官途ヲ  
与フ

三三 大友宗麟義鎮官途狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二一

雅樂助望之由、可存知候、恐々謹言、

(永祿五年乙)  
九月廿三日

(大友義鎮)  
宗麟

野上孫三郎殿

三四 大友宗麟義鎮感狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二一

豊前松山切岸ニ  
於ケル軍勞ヲ賞  
ス

去月十三、於松山切岸、<sup>(豊前京都郡)</sup>碎手被疵由、粉骨之次第感入候、殊爲無足長々在陣、辛勞之至候、必々追

而、一段可賀之候、恐々謹言、

(永祿五年)  
十月廿日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

野上孫三郎殿

三五 大友宗麟義鎮名字狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

五三〇

(年未詳)  
三月五日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

野上新次郎殿

二〇六 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料二一

(親宏)  
田原親宏同陣ノ  
馳走ヲ賞ス

今度田原常陸介以同陣、中通動之砌、別而馳走之段、感悅候、然者其表一行之儀、至親宏申遣候  
條、彌可被勵貞心事、肝要候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、  
(田原)

(永祿八年九)  
九月廿一日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

右田駿河守殿

二〇七 大友宗麟義鎮恩賞宛行狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

長野表ニ於ケル  
軍忠ヲ賞シ恩賞  
ヲ預ク

今度於長野表、分捕粉骨之段、感悅□□□□□□懸肝要候、仍豊前國之内廿町分別紙□□□□趣、  
猶田原近江守可申候、恐々謹言、  
(親賢)

(永祿八年)  
十一月五日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

飯田但馬守殿

檢使中ヲシテ豊  
前国欠所閉目ニ  
緩ナカラシム

檢使中ニ命ジ豊  
前国欠所閉目ヲ  
嚴ナラシム

親父麟清一跡ヲ  
安堵サレシヲ傳  
フ

三〇六 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

○（永祿九年）二月廿一日。「帆足郷史料」九一号ニ收ム。本文省略。宛書中ニ、野上彈正忠、野上民部少輔、野上越中入道等アリ。

三〇七 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書録  
大分県史料三二

○（永祿九年）二月廿一日。「帆足郷史料」九二号ニ收ム。本文省略。宛書中ニ、野上越中入道、野上民部少輔、野上彈正忠等アリ。

三〇八 田原親賢書狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二二

親父駿河入道麟清（右田）一跡之事、被任相續之旨、以御書被仰出候之條、珍重候、彌可被勵貞心事、尤肝要候、恐々謹言、

（年未詳）  
三月廿四日

（田原）  
親賢 在判

右田彌五郎殿

○次号マデ『大分県史料』所収『大友家文書録』ニ見エズ。

飯田郷

三二 田原親賢書狀

○大友家文書錄  
増補訂正編年大友史料三二

百町ノ御判ヲ給  
ハルモ相違

<sup>(右田)</sup>麟清御事、百町之 御判、雖頂戴候、所々依相違、勝力等扶助之事、御侘言尤存候之條、被得其意  
專一候、猶用口上候、恐々謹言、

<sup>(永祿九年乙)</sup>  
三月廿五日

<sup>(田原)</sup>親賢 在判

右田駿<sup>(麟清)</sup>河入道殿 御宿所

三三 大友氏加判衆連署書狀寫

○真修寺文書  
大分県史料一三

規矩郡内石田郷  
四十町ヲ野上治  
部少輔ニ給フヲ  
伝フ

<sup>(豊前國)</sup>規矩郡之内石田郷四十町分之事、至野上治部少輔、被 仰与候、方角之儀候条、別而可被添御心  
事、肝要候、猶其勞可被申候、恐々謹言、

<sup>(永祿九年乙)</sup>  
閏八月廿二日

<sup>(白杵)</sup>鑑速 (花押影)  
<sup>(吉弘)</sup>鑑理 (花押影)  
<sup>(戸次)</sup>鑑連 (花押影)  
<sup>(吉岡)</sup>宗歡 (花押影)

麻生上野介殿

吉弘鑑理入魂ニ  
同心セルヲ賀シ  
十一人申談シ馳  
走セシム

長期在陣及び立  
花鑑載成敗ノ功  
ヲ賞ス

長期在陣及び立  
花鑑載成敗ノ粉  
骨ヲ賞ス

二三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

○(永祿十一年カ)六月十二日。「山田郷史料」一九三号ニ収ム。本文省略。宛書中ニ惠良山城守・惠良近江守・松木丹後守・野上治部少輔等ノ名アリ。文中吉弘鑑理ハ、元龜二年(一五七一)六月十四日卒ス。

三四 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

長々在陳軍勞、殊今度立花鑑載成敗之砌、別而粉骨之次第、忠儀感悅候、彌可被勵馳走事、可令悦喜候、必追而可賀之之趣、(鑑理)猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

(永祿十一年)  
八月二十六日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

野上右京亮殿

三五 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二二

長々在陳軍勞、殊今度立花鑑載成敗之砌、別而粉骨之次第感悅候、彌可勵馳走事肝要候、必追而、可賀之之趣、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

飯田郷

飯田郷

五三四

(永祿十一年)  
八月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

野上刑部丞殿

○次号マデ『大分県史料』所収『大友家文書録』ニ見エズ。

二六 大友宗麟義鎮感狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二二

無足在陣及ビ立  
花鑑載成敗ノ粉  
骨ヲ賞ス

爲無足長々在陣軍勞、殊今度立花鑑載成敗之砌、別而粉骨、就中去年於虎口被疵之由、感悅候、彌

馳走肝要候、必追而可賀之之趣、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

(永祿十一年)  
八月廿六日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

野上雅樂助殿

二七 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

筑前小石原口ニ  
出陣セシメ三老  
ムノ下知ニ從ハシ

○(永祿十一年カ)十一月十九日、筑前朝倉郡小石原方面出兵ニ係ル。全文ヲ「古後郷史料」一一三号ニ収ム。本文省略。玖珠郡衆中ニ宛テタルモノナリ。

長岩ノ徒狼藉ニ  
就キ油断ナク打  
果サシム

長陣軍勞ヲ賞シ  
宗麟出張ニ付弥  
貞心ヲ顯サシム  
大内輝弘渡海乘  
船セバ岩戸迄差  
寄ス

三六 大友宗麟義鎮書狀(紙切)

○帆足琢磨文書  
大分県史料一三

○(永祿十二年)壬五月廿六日。「古後郷史料」一一八号ニ収ム。充書ハ「森越前守殿・帆足清太郎殿・小田次郎殿・大田新四郎殿・恵良左近大夫殿・魚返民部少輔殿・松木丹後守後家・恵良源三郎殿・古後民部少輔殿・平井若狭守殿・岐部兵庫助殿・野上大和守殿」ノ玖珠郡衆十二名ナリ。本文省略。

三九 大友宗麟義鎮書狀

○溝辺春岱文書  
増補訂正編年大友史料二二

度々如申候、今度長々在陣軍勞、殊及寒中候之條、一入辛勞察存候、雖然、此節之事、既宗麟出張之上者、彌以長陳、可顯貞心之事憑存候、大内輝弘渡海之調儀半候之間、乘船候者、急度岩戸迄差寄、直可成其感候、雖無申迄候、親類被官被申諫、別而忠貞之覺悟專一候、委細猶用口上候、恐々謹言、  
(筑紫郡)

(永祿十二年)  
九月十三日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

野上治部少輔殿

飯田郷

五三五

三〇 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○井上氏蒐集文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

在陣ノ勞ヲ賞シ  
寒中長陣ノ覚悟  
ヲ促ス  
大内輝弘渡海

度々申候、今度長々在陳軍勞、殊及寒中候之条、一入辛勞察存候、雖然此節之事、既宗麟出張之上者、彌以長陳可被顯貞心事、頼存候、大内輝弘渡海之調儀半候条、乗船候者、急度岩戸迄差寄、直可成其感候、雖無申迄候、親類被官被申遂、別而忠貞之覺悟專一候、委細猶口上申候、恐々謹

言、

(異筆)  
「永祿

十二年

巳年

九月十三日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

○尾焼失。前号ト殆ンド同文ナルモ、「猶口上申候」ハ若干異ル。同族松木氏等ニ宛テタルモノカ。

三一 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二二

出陣ノ覚悟ヲ告  
ゲ松木ニ宿誘ヲ  
命ズ  
各奉行トシテ調  
フベシ

先書如申候、急度出張之覺悟候、然者任先例、至松木、宿誘被申付專一候、乍御辛勞、各爲奉行、無緩可被相調事、肝要候、猶吉弘新介入道可申候、恐々謹言、

(永祿十二年カ)  
九月廿二日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

森越前守殿

平井若狹守殿

小田紀伊守殿

惠良肥前入道殿

野上大和守殿

○『大分県史料』所収「大友文書録」ニハ見ヘズ。

### 三三 浦上宗鐵書狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料八

猶々鑑理迄、細々被 仰遣候条、定而可有御入魂候哉、(吉弘)

就 御陣所之儀、從鑑理言上之趣、則令披露候、於當郡(玖珠郡) 御宿誘等、俄難事成之由候條、於由布(遠見郡)

院、暫被成 御在陣、日田郡迄、一日ニ可有御着陣之由候、不可有御氣仕候、爲御存知候、恐々謹

言、

(永祿十二年カ)  
十一月一日

(浦上)  
宗 鐵 (花押)

野上大和守殿 御報

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。福川氏ハ永祿十二年頃ニ比定セリ。吉弘鑑理ハ元龜二年(一五七  
一)六月頃卒ス。

飯田郷

玖珠郡宿誘困難  
ニヨリ由布院ヲ  
陣所トスルヲ告  
グ  
日田郡迄一日ニ  
着陣ス

三三三 大友宗麟義 鎮知行預ケ狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

豊筑ノ間ニ五町分ヲ預ク

於豊筑間、五町分坪付在紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年(二))

三月□日

(野上總(丞)部□殿

(大友義雄) 宗麟 (花押)

○『大友家文書録』(『大分県史料』三二)ニモ収ム。欠字ハ同書ニヨリ傍注ス。

三四 大友宗麟義 鎮知行預ケ狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二三

豊筑ノ間ニ五町分ヲ預ク

於豊筑間、五町分坪付在紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)

三月二日

(大友義雄) 宗麟 在判

野上雅樂助殿

三五 大友宗麟義 鎮知行預ケ狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

豊筑間ニ知行ヲ

於豊筑間「百」町分坪付在紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

○原字抹消  
上ニ加筆ス

預ク

(元龜元年)  
三月二日

野上美濃守殿

○『大友家文書録』ニモ收ム。福川氏ハ元龜三年ニ比定ス。

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

三六 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

(端裏切封)  
「(墨引)」

佐賀表古瀬原ニ  
於ケル父戰死ヲ  
賞シ知行ヲ預ク

今度、於佐賀表古瀬原合戰之刻、其方父戰死之由、忠儀無比類候、然者、肥前國之内百町分<sup>坪付</sup>別紙事、預置候、以時分可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
五月八日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

(野上但馬)  
守殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニ写ヲ收ム。福川一徳氏ハ宛名ヲ「野上対馬守」トスルモ、今「碩田叢史本」ニ依ル。天正九年頃、野上但馬入道アリ(二四七号)。「叢史本」ニハ「百町」ノ百ハ後ノ書替トスルモ、原本ハ其ノ形跡ナシ。

三七 大友宗麟義鎮書狀

○佐藤茂平治藏野上文書  
大分県史料一三

(包紙ワハ書)  
「野上大和守殿

宗麟」

飯田郷

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

小城表敗戦ノ見舞ヲ謝シ息治部少輔ノ無事ヲ賀シ馳走ヲ励マシム

〔肥前小城郡〕  
小城表不慮之儀付而、早々示給候、被添心候、案中候、弓箭之慣不珍候條、不及仰天候、殊今度郡衆或戦死、忠儀無比類候、或被疵粉骨之次第、必取鎮銘、可賀之候、將又息治部少輔事、無恙候事、尤肝要候、然者爰元無人數候條、郡衆之儀、乍辛勞被申進、可被動馳走事、可爲祝著候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

〔元龜元年〕  
八月廿四日

〔大友義鎮〕  
宗麟〔花押〕

野上大和守殿

三、大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

小城表今山口ニ於ケル父鎮松及ビ被官ノ戦死ヲ賞ス

〔肥前〕〔佐賀郡〕  
今度小城表於今山口、親父左馬助鎮松戦死、忠儀之次第、無比類候、併其方心底察存候、必取鎮忠賞不可有餘儀候、殊被官一人届之由、旁以忠貞感悅候、是又不便之儀候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

〔元龜元年〕  
九月三日

〔大友義鎮〕  
宗麟 在判

野上宮菊殿

三九 野上下双石逆修碑銘

○大日本史料一〇ノ七〔寺田〕  
玖珠郡九重町大字野上字下双石

〔安〕 孝久常忠

慶庵

木田 天安妙祐

銀屋常金 五十五、

〔謹〕

菩提逆修ノタメ  
造立ス

奉造立爲菩提逆修也、元龜二年辛未

花庭淨覺 四十、

玉峰 穴井 修宮妙善 資方〔花押〕

空珍禪門

妙永禪尼 辛 十二月五日 〔六〕

○〔 〕内ハ『九重町石造物資料』（文化財調査報告三）ニ拠リ注ス。

三〇 大友宗麟義 一字狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二三

〔包紙ウハ書〕  
野上雅樂助殿

宗麟

一字ヲ与へ鎮常

一字之事、鎮常進之候、恐々謹言、

飯田郷

ト名乗ラシム

飯田郷

(年未詳)  
十二月十日

野上雅樂助殿  
(鎮常)

(大友義統)  
宗麟 (花押)

五四二

逆修ノタメ石塔  
ヲ造立ス

三三 野上國清寺逆修碑銘

○九重町石造物資料(文化財調査報告三)  
玖珠郡九重町大字野上字寺田國清寺

巳慶安

淨源

歸眞江月淨心上坐

奉逆修造立石塔一字孝子敬白、

妙久

歸西玉命金大姉

于叱元龜四年 癸酉三月十三日

三三 大友義統感狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二四

(包紙ウハ書)  
「野上雅樂助殿

義統」

行騰山合戦ニ於  
ケル粉骨ヲ賞ス

前十一、(日向國臼杵郡)行騰山落去之刻、甲斐備後討取之、自身勵粉骨之由、感入候、必迫而、一段可賀之趣、猶  
(宗歴・鑑康) 朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正六年カ)  
卯月十五日

野上雅樂助殿  
(鎮常)

(大友) 義統 (花押)

朽網宗歴在陣ニ  
就キ方々調略ノ  
勞ヲ賞ス

松木及ビ日向高  
城ニ於ケル祖父  
及ビ父ノ忠節ヲ  
賞シ跡目ヲ安堵  
ス

三三 大友義統感狀(紙切)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
「(墨引)」

去春以來、朽網三河入道在陳候之處、方々調略付而、宗歴書狀等被認、別而辛勞之由、令悅喜候、

彌可勵馳走事、肝要候、必追而可賀之候、恐々謹言、

(宗歴)  
七月十七日

(大友)  
義統(花押)

野上右京亮殿

(包紙ウハ書)  
「野上右京亮殿」

義統

三四 大友義統感狀

○向文書  
大分県史料九

於今度日州高城表、父中務尉敵三人討捕、先年祖父河内入道、於玖珠郡松木碎手戰死、旁以忠儀無

比類次第、感入候、必追而、一稜可加之候、跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(兎湯郡)  
九月十九日

(飯田郷)  
義統(花押)

(天正七年)  
向清藏殿

飯田郷

五四三

三三 大友義統感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

(包紙ウハ書)  
「野上民部少輔殿

義統」

兩筑悪党退治ニ  
父子在陣軍勞セ  
ルヲ賞ス

今度兩筑之悪黨爲退治、諸勢出張之儀申候處、其方親子同前之在陣、別而軍勞感悅候、如此心懸之上者、彌可被勵馳走事、肝要候、取鎮必可顯其志候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正七年)  
十月三日

(大友)  
義統(花押)

野上民部少輔殿

○『増補訂正編年大友史料』二六八(天正十二年カ)ト推定スルモ、花押類型ニヨリ天正七年ト推定ス。『大友家文書録』ニモ収録ス。

三三 大友義統感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

(包紙ウハ書)  
「野上越後入道殿

義統」

兩筑悪党退治ニ  
父子在陣殊ニ隱  
居ノ辛勞ヲ賞ス

今度兩筑之悪黨爲退治、諸勢出張之儀申候處、其方父子同前之在陣、就中隱居之辛勞感悅候、如此心懸之上者、彌可被抽馳走事、肝要候、必取鎮、可顯其志候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正七年)  
十月十四日

(大友)  
義統(花押)

野上越後入道殿

○『大友家文書録』ニモ収録ス。

三七 田原紹忍親感狀(紙切)

○井上氏蒐集文書  
大分県史料一三

(端裏切封)  
一(墨引) 一

不慮ノ負傷ノ粉  
骨ヲ賞ス

今度不慮被疵、粉骨次第、無比類候、何様一稜、可顯其志候、恐々謹言、  
(年未詳) 二月十九日  
紹忍(花押)

松木五郎左衛門尉殿

松木和泉守殿

三六 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

鞍懸城攻ノ在陣  
辛勞ヲ賞シ田原  
親家ト談合才覚  
ヲ遂ゲシム

○(天正八年)三月十七日。「古後郷史料」一三八号ニ收ム。本文省略。宛書諸衆十九名中ニ、野上彈正忠アリ。

三三九 朽網宗歴鑑書狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

松木相右衛門尉  
鎮内ノ夜討人ヲ  
討果サシム

□松木相右衛門尉鎮内度々夜討有之段、被聞召□及是非之通、以御書被仰出候、自今以後  
□止事者、被任御下知之旨、則時懸付、狼藉人□固可被討果事、簡要候、聊不可有御油斷之儀

候、□々謹言、

(年未詳)  
□月十二日

帆足勘解由兵衛尉殿

(朽網鑑書)  
宗歴 在判

森左馬助殿

古後主計允殿

(惠)  
□良孫三郎殿

大田右京亮殿

魚返伊豆入道殿

惠良近江守殿

(平)  
□井河内入道殿

小田式部少輔殿

岐部中務入道殿

野上大和入道殿

三〇 大友圓齋義・義統連署書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

田北紹鉄誅伐ニ  
粉骨ヲ致サシム

○(天正八年)閏三月廿一日。「古後郷史料」一四〇号ニ収ム。本文省略。宛書「玖珠郡衆中」ニ松木相右衛門尉・惠良孫三郎・(野上大和)入道等ノ名アリ。

三一 大友義統跡目安堵狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

(包紙ウハ書)  
「野上宮法師殿

義統」

父鎮元跡目ヲ安  
堵ス

(野上)  
父民部丞鎮元跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正八年乙)  
九月廿□日

(大友)  
義統(花押)

野上宮法師殿

三二 大友義統跡目安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

野上駿河入道跡

(野上)  
同名駿河入道跡目之事、至□□左馬助相續候、以其首尾於□□肥州小城表戰死、忠儀□□、然者

飯田郷

ヲ相統セル左馬  
助戦死ノ跡目ヲ  
安堵ス  
宗順分ヲ綺フベ  
カラズ

其方連續之上者、宗□先給分之事、不殘段歩□所勤、奉公不可有緩之□、至宗順者、去春加扶持

□、聊不有綺候、自然押□儀候者、示給、直可加下□、為存知候、恐々謹□、

(可脱カ)  
(天正八ノ九年)  
六月二日

(本友)  
義統(花押)

野上与次郎殿

二四三 大友義統官途狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二五

(包紙カハ書)  
一野上雅樂助殿

義統

筑前守望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)  
九月廿八日

(本友)  
義統(花押)

野上雅樂助殿

二四四 大友義統書狀(紙切)

○野上正巳文書  
大分県史料三五

河守閒及銚□為如何之子細候歟、時宜無心元候、今度惟昌為斷先非、此方任下知候、

于今弥謹而可被途堪忍事、倍可為忠節候、道義爰元江在郡之事候之閒、被申談、至惟昌能々被加助

言肝要候、至惟昌・經隆、一兩日以來以兩使申候之条、定而可被□納得候、猶重々可申候、恐々謹

筑前守ノ仮名ヲ  
与フ

惟昌・經隆(カ)  
ノ争イヲ調停セ  
シム

言、

(年未詳)  
十一月一日

野上

(大友)  
義統 (花押)

### 二五 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

○(天正九年)十一月十四日。「古後郷史料」一五一号ニ収ム。本文省略。宛書玖珠郡衆中ニ、惠良左近大夫・同孫三郎・松木相右衛門尉・野上治部少輔等アリ。

### 二六 大友府蘭義書狀

○財津永延蔵野上文書  
西国武士団關係史料八

豊前西郡ノ悪党  
現形ニ就キ出陣  
ムノ用意ヲナサシ  
檢使帆足右衛門  
大夫・森左馬助  
筑後方面出張ニ  
無足從軍ノ上針  
目岳合戦ニ辛勞  
セシ忠ヲ賞シ法  
名ヲ与フ

就今度出張之儀、乍老足供之段、申付候處、從取前辛勞感悅候、殊至針目岳敵現形之刻、睨以堪忍、心懸之次第、不及申候、仍法名之事、玄榮遣之候、爲存知候、恐々謹言、

(天正九年九)  
十二月十三日

(大友義統)  
府蘭 (朱印)

野上美濃入道殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ収ム。

二四 大友義統感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

(包紙ウハ書)  
「野上但馬入道殿

義統」

(端裏切封)  
「(墨引)」

長々在陣ノ上彦  
表ニ於ケル軍勞  
ヲ賞ス

爲老足、近年無盡期在陣、殊今度於彦表、別而軍勞、粉骨之次第、感入候、必取鎮、可賀之候、

恐々謹言、

(天正九年)  
十二月十八日

(大友)  
義統(花押)

野上但馬入道殿

二五 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

無足長期在陣ノ  
上彦表ニ粉骨セ  
ル忠節ヲ賞ス

爲無足、近年無盡期在陣、殊今度於彦表、別而軍勞、粉骨之次第、感入候、必取鎮、可賀之候、恐々

謹言、

(天正九年)  
十二月十八日

(大友)  
義統 在判

惠良備中入道殿

元者  
大藏少輔  
後備中守

無足在陣先懸ノ  
軍勞ヲ賞ス

庚申ヲ供養ス

二〇九 大友義統感狀寫

○碩田叢史所収野上文書  
増補訂正編年大友史料二七

(為无足カ)

□□□□近年無盡期在陣、殊今度先懸仕、別而軍勞、粉骨之次第、感入候、必取鎮、可賀之候、恐々

謹言、

(天正九年カ)  
十二月廿日

(大友)  
義統(花押影)

野上紀右衛門殿

二一〇 野上慈雲寺跡庚申塔銘

○大分の石造美術  
玖珠郡九重町大字野上北区

敬白庚申

供養之夏、

現世安穩

後生善處

之者也、

天正十一年癸未

二月七日



飯田郷

○自然石ヲ用フ。下ニ罫線ヲ引キ供養結縁者ノ交名ヲ刻スモ、判読困難。其ノ下ニ大ナル蓮花座ヲ彫出ス。尚左側面ニ「花庭浄覚庵主」ノ刻銘アリ。大分県有形民俗文化財。

三五 大友義統感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

(包紙ウハ書)  
一野上民部少輔殿

義統

豊前下毛郡万田切寄ニ於ケル軍勞ヲ賞ス

今度豊前國發向之刻、從最前在陣、殊下毛郡万田切寄打崩候砌、被官被疵之由候、軍勞之次第、感入候、必追而一段、至其方、可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十月廿八日

(大友)  
義統(花押)

野上民部少輔殿

○義統万田城ノ広津治部少輔ヲ攻メテ斬ルコトニ係ル。『大友家文書録』(『大分県史料』三三)ニモ収ム。

三五 大友義統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

野上治部少輔同心ヲ以テ下毛郡万田切寄ニ於ケル軍勞ヲ賞ス

今度豊前國發向之刻、以野上治部少輔同心、從最前在陣、殊下毛郡萬田切寄打崩候之砌、被疵之由候、  
□、□之次第、感入候、必取鎮、一段可賀之候、恐々謹言、

(軍勢)  
十月廿八日  
(天正十一年)

(大友)  
義統 在判

〔允殿〕

○恐ラク野上一族宛ナラン。

三三 大友義統感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

(端裏切封)  
一(墨引) 一

豊前国發向ノ上  
万田切寄ニ於ケ  
ル軍勞ヲ賞ス

今度豊前國發向之刻、以野上治部少輔同心、在陣辛勞、殊下毛郡万田切寄挫之砌、以刀打別而軍勞之段、感入候、必追而、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)  
十月廿八日

(大友)  
義統(花押)

野上紀右衛門尉殿

三四 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

(附箋)  
一(天正十一、九、廿四条採但六ニテ採)

豊前国發向ノ上  
万田切寄ニ於ケ  
ル軍忠ヲ賞ス

今度豊前國發向之刻、從取前在陣、殊下毛郡万田切寄打崩候砌、被官被疵、并僕從分捕高名之由、誠軍忠之次第感入候、必取鎮、至其方、一稜可賀之候、恐々謹言、

(カ)  
十一月廿八日  
(天正十二年)

(大友)  
義統(花押)

飯田郷

野上与次郎殿

〔包紙ウハ書カ〕  
「野上与次郎殿」

義 □ □

三五 大友義統感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二六

兩筑悪党退治ノ  
軍勞ヲ賞ス

今度、兩筑之悪黨、爲退治諸勢出張之儀、申候處、其方親子同前之在陣、別而軍勞感悅候、如此心懸之上者、彌可被勵馳走事、肝要候、取鎮必、可顯其志候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

〔天正十二年九〕  
十月二日

〔大友〕  
義 統 在判

野上民部少輔殿

三六 大友義統感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二六

兩筑出勢ニ父子  
在陣ノ辛勞ヲ賞  
ス

今度兩筑之悪黨爲退治、諸勢出張之儀申候處、其方父子同前之在陣、就中隱居之辛勞感悅候、如此心懸之上者、彌可被抽馳走事、肝要候、必取鎮、可顯其志候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

〔天正十二年〕  
十月十四日

〔大友〕  
義 統 在判

野上越後入道殿

二五七 大友義統感狀

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

〔包紙ウハ書〕  
「野上紀右衛門尉殿

義統」

筑後表ニ在陣高  
良山ニ長々在山  
セル辛勞ヲ賞ス

今度至筑後表、爲無足從取前遂在陣、於所々軍勞、殊朽網三河入道同前、高良山江長々在山、無盡期辛勞、旁以感入候、彌可勵馳走事、肝要候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十二年)  
十二月十三日

(大友)  
義統(花押)

野上紀左衛門尉殿

二五八 大友義統感狀

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

筑後表在陣高良  
山ニ長々在山セ  
ル軍勞ヲ賞ス

今度到筑後表、從取前遂在陣、於所々軍勞、殊朽網三河入道同前、高良山へ長々在山、無盡期辛勞、旁以感入候、彌可勵馳走事簡要候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十二年)  
十二月十三日

(大友)  
義統(花押)

野上民部少輔殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三三)ニモ収ム。

三五 田北統周知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

忠貞ヲ賞シ玖珠  
郡内別地村役職  
等ヲ預ケ

其方事、連々以真心之覺悟、夜日被抽辛勞候、然者御弓箭成立付而、(朽網紙)松牟禮下城之砌、無別儀同  
心、感入候之条、爲其賞、玖珠郡之内副地村侵職并五ヶ所坪付、以別紙預進之候、彌無緩奉公專一  
候、爲存知候、恐々謹言、

天正十四年丙子

十月廿八日

(田北) 統周 在判

野上久内允殿

三六 大友義統書狀(紙切)

○光照寺文書  
熊本県史料中世一

(白紙折封ツハ書)  
「邊春能登守殿」

義統(孝高)

黒田孝高同心ヲ  
以テ由布院出張  
ノ処野上ノ悪党  
敗北ス  
府内ヲ奪回薩軍  
ヲ退治セントス  
ルニ協力セシム

前六、(小阜川隆光)中納言殿至小倉被成御著陣、諸軍依被仰遣、義統事、(孝高)黒田官兵衛尉方以同心、一昨日十一至由  
布院罷越候、(飯田郷)然處野上へ滞在之悪黨、昨日十二敗北之条、(黒田孝高)急度府内取懸、薩广之逆徒不洩一人、可  
討果覺悟候閉、此節可被勵忠儀事、肝要候、委細黒官被仰遣候閉、不及口能候、猶重々可申候、恐々  
謹言、

(天正十五年)  
三月十三日

邊春能登守殿

(大友)  
義統 (花押)

三二 野上美濃入道知行坪付注文 (紙折)

○財津永延藏野上文書  
西国武士團關係史料集八

大友義統野上美  
濃入道ニ所領ヲ

充行フ

(大友義統)  
(花押)

坪付

一所 貳町

已上

右、追而以判形可申談之趣、齋藤紀伊入道可申者也、

天正十五年八月十三日

野上美濃入道殿

(折返與上書)  
「野上美濃入道殿

(大友)  
義統

三三 大友義統書狀 (紙折)

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

野上鬼千世等薩

野上鬼千世事、今度薩广之逆徒令隨遂、刺右惡黨、鬼千世宅所へ以在陣、郡中競望之企、前代未聞

飯田郷

軍ニ隨逐ス  
野上麟泉逆徒ヲ  
對果シ志ヲ顯ス  
麟泉死去ニ付小  
田原鎮郷ヲシテ  
跡ヲ嗣ガシム

薩摩ノ悪党野上  
鬼千世宅所ヲ中  
企ニ郡中競望ノ  
企アルハ前代未  
聞  
大和入道徒党ヲ  
討果ス  
野上麟泉死去一  
跡ハ小田原鎮郷  
ニ申与フ  
懇忠ヲ励マシム

之儀候、此節逆心之族<sup>(野上カ)</sup>□□玄蕃允一類之者、以所行如此之成立、不及是非候之處、大和入道顯忠  
意、右徒黨<sup>(討カ)</sup>□果□□□□一代可顯志之段、申談候處、大和入道死去候間、不及力、彼一筋目相  
<sup>(改カ)</sup>至小カ<sup>(鎮郷)</sup>□□田原左京亮申□□各事、從取前忠貞無別儀之段、<sup>(斎)</sup>藤紀伊入道迄□通之□、<sup>(于今カ)</sup>無  
<sup>(忘カ)</sup>脚之条、毛頭無隔心候、彌左京亮一致□申合、可被勵懇忠事、肝要候、委細猶道璫可申候、恐々  
謹言、

(天平十五年カ)  
八月廿八日

(大友)  
義 統 (花押)

野上民部丞殿

○内容及ビ花押類型ニヨリ年代ヲ推定ス。尚欠字及ビ虫損ノ部分ハ、次号ヲ參考トセル所アリ。

三三三 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

野上鬼千世事、今度薩摩之逆徒令隨逐、剩右惡黨鬼千世宅所へ以□□、郡中競望之企、前代未聞之  
儀候、此節逆心之族、爲先玄蕃一類之名<sup>(者)</sup>、以所行如此成立、不及是非候處、大和入道顯忠意、右之  
徒黨討果候者、麟泉一代可顯志之段、申談候處、大和入道死去候間、不及□□一筋目相改、至小田原<sup>(鎮郷)</sup>  
<sup>(左)</sup>右京亮申与候、然者各事、從最前忠貞無別儀之段、道璫迄密通之趣、于今無忘却之条、毛頭無隔心<sup>(斎藤カ)</sup>  
候、彌無變化以覺悟、右京亮可致申合、可被勵懇忠事、肝要□□、委細猶齋藤紀伊入道可申□□、恐々  
謹言、

(以下折返) (天正十五年カ)  
一 八月廿八日

(大友) 義統 (花押)

野上左馬助殿

(包紙) ヲハ書カ  
一 野上左馬助殿

義統

○前号文書参照。(「」内ハ前号ニヨル。

二六 齋藤道璣知行宛行坪付

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

野上一族宛行ノ  
知行坪付ヲ注ス

坪付

からや名  
一所壹町貳段

野上肥前跡

町堀

一所五段町堀在之、

久右衛門分地  
惠良左近跡

一所四段

うへに分地  
同人跡

一所貳段

麟岳母分地  
同人跡

一所參段

駿河分地  
同人跡

野上山城守

已上

野上山城守

一所貳段

五右衛門分地  
同人跡

野上内膳允

已上

野上内膳允

一所壹段

道知分地  
同人跡

飯田郷

飯田郷

野上清三

已上

野上清三(繁広)

天正十五年十月六日

(新藤道樂)  
花押

五六〇

三五 眞福寺養白打渡狀

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

鍛冶屋名以下ヲ  
打渡ス  
町堀 東林寺  
湯屋迫

一所壹町貳段鍛冶屋名 野上肥前跡

一所五段町堀在之(カ)、東林寺 惠良左近跡

一所四段湯屋迫 同人跡

一所貳段 同人跡  
惠良駿河分

一所三段 同人跡  
近江入道分

一所壹段 同人跡

以上

右之所、堅渡申候訖、

(天正十五年)  
十月十九日

野上山城守殿

眞福寺  
養白(花押)

○前号文書参照。

惠良左近成敗ノ  
粉骨ヲ賞ス

三六 大友義統感狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二七

惠良左近成敗之儀、申出候處、碎手被疵之由候、毎々心懸、粉骨之次第、感入候、必追而可賀之  
趣、猶齋藤(道隆)紀伊入道可申候、恐々謹言、

天正十五年九  
十二月廿一日

森内記允殿

大友  
義統 在判

○文中「惠良左近」ハ、当郷ノ清原一族ナラン。

三七 豊臣秀吉書狀(檀紙)

○財津永延藏野上文書  
西国武士団關係史料集八

今度、野上但馬親子三人、對大友家、非儀不働、忠節仕之由聞届候、最前如申遣、豊後國者、一臧  
ニ大友左兵衛督ニ出候、彼國之内、玖珠郡之事、今度之忠功ニ、野上へ知行ニ出シ可然候、乍去、  
左兵衛次第可然候也、  
(大友吉統)

天正十六  
五月十六日 (豊臣秀吉朱印)

羽柴中納言殿

飯田郷

野上但馬父子大  
友家ニ忠節ヲ尽  
スニヨリ玖珠郡  
ヲ知行セシムベ  
キ事  
大友吉統次第ト  
スベシ

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ收ム。本文書檀紙ヲ用フ。

二六六 大友吉統知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

(豊前守佐郡)

龍王岳登城ノ忠  
ヲ賞シ野上鬼千  
世一跡ヲ預ク

連々奉公辛勞、殊先年至龍王<sup>岳</sup>岡登城之刻、越山忠儀心懇之次第、感悅無極候、仍爲其賞、<sup>懸</sup>珍珠郡之  
内野上鬼千世一跡之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天正十六年カ)  
六月十日

(大友)  
義統 在判

小田原左京亮殿

二六九 大友吉統官途狀

○丹波野上文書  
増補訂正編年大友史料二八

(懸紙)  
「野上又太郎殿

吉統」

雅樂助ノ官途ヲ  
与フ

雅樂助望之由、可存知候、恐々謹言、

(天正十七年頃カ)  
七月廿日

(大友)  
吉統 (花押)

野上又太郎殿

野上刑部丞ニ光  
永某跡一町ヲ預  
ク

音信トシテ白布  
一端ヲ送ラレシ  
ヲ謝ス

二七〇 大友吉統知行宛行坪付

○諸家文書纂所収野上文書  
増補訂正編年大友史料二八

(大友吉統)  
(花押)

坪付

一所 壹町光永左京跡

已上

野上刑部(丞)殿

二七一 大友よし統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

(音信)

ゐんしんとして、(白布)はくふ一たん送給候、きとく成心さし、かんし入候、くハしき事ハ、せうけん申

へく候、かしく、なをくゝゐんしんにあつかり、返々しう着申候、かさねて申候へく候、

(天正十九寺)  
卯月七日

まつ木さう(相右衛門)ゑもん(老)らうへ

(大友)  
よし統 在判

二七三 大友吉統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

在京音信トシテ  
白布ニ端ヲ送ラ  
レシヲ謝ス

爲在京音信、白布ニ端送給候、遠方迫之懇志、祝著候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十九年)  
六月四日

(大友)  
吉統 在判

松木相右衛門尉殿

二七三 豊後國検地目録案

○西寒田神社文書  
大分県史料二五

大友吉統検地目  
録ヲ差出ス

○天正十九年卯辛八月吉日。全文ヲ「古後郷史料」一七四号ニ収ム。本文省略。玖珠郡「分米高壹万九千九百廿八石八斗五舂」トアリ。

二七四 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本  
大分県地方史一〇八

○文禄元年カ。「古後郷史料」一七五号ニ、日田・玖珠両郡關係ヲ抄出ス。本文省略。

朝鮮在陣晋州城  
破却分捕高名ノ  
忠節ヲ賞ス

戸田氏ニ預ケラ  
レシ玖珠郡衆日  
田郡衆ノ交名

國元不慮ノ事以  
來妻子ヲ捨テ朝  
鮮ニ渡海セル誠  
心ヲ賞ス

### 三五 大友義延書狀

○諸家文書纂所収野上文書  
増補訂正編年大友史料二八

今度朝鮮在陣中、小田原左京亮以同心、別而軍勞、殊晋州一城破却之刻、分捕高名之次第感入候、

必以時分可賀之候、先々有歸朝、妻子等被見廻、如岡山可罷出候、恐々謹言、

(文禄元年九)  
八月廿一日

(大友)  
義延 (花押)

野上平右衛門尉殿

### 三六 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書錄  
大分県史料三四

○文禄二年五月カ。「古後郷史料」一七七号ニ、玖珠・日田郡關係部分ヲ抄出。共ニ戸田民部ニ預ケラル。

### 三七 大友義延書狀(紙折)

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

今度國元不慮之成立以後、其方事妻子捨、至朝鮮國追々渡海、抽諸人志之次第、誠無比類候、殊  
可在陣之旨、口能之趣、令承知候、雖然無餘儀用所之儀候条、至日本差渡候様子、可被申達事專一  
候、此節忠心之趣、永々不可有「忘却候、案堵候於請 御詫者、一稜可顯其志候、爲存知候、恐々」  
(以下折返) (マ、)

飯田郷

五六五

謹言、

(文禄二年)  
九月十三日

(大友)  
義延(花押)

野上右京入道殿

三六 大友義延書狀(紙切)

○上田館藏々野上文書  
大分県史料一三

用所ニヨリ其方  
等五人中国迄差  
渡スベシ

其方上下五人用所候て、中国迄差渡候、以便船可罷渡候、

已上

(文禄二年九)  
九月十四日

(大友)  
義延(花押)

野上右京入道殿

三七 豊臣秀吉朱印狀

○日田市教育委員会藏文書  
日田市史

玖珠日田兩郡内  
五千石ヲ宮木長  
次ニ扶助ス

豊後國以玖珠郡内・日田郡之内、合五千石事、令扶助之訖、全可領知候也、

文祿三  
正月廿八日(朱印)

宮木長次とのへ

吉統国际後ノ窄籠ヲ謝シ赦免後ノ扶助ヲ約ス

赦面後ノ扶助ヲ約ス

二六〇 大友義宣義乘書狀紙折

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三

今度不慮之成立候之處、于今無別儀傍へ窄籠之由、神妙之至候、就中歸朝付而、堺津迄罷上、此方身上之一著、可承合之由候、案中候、向後忝於請(以下折返)御詫者、「一稜可顯其志之趣、猶小田原左京亮(鎮郷)可申候、恐々謹言、

(安祿三年カ)  
卯月十八日

野上右京入道殿

(大友)  
義宣(花押)

二六一 大友義宣義乘書狀紙折

○財津孝之文書  
熊本市清水町打越

今度不慮之成立候之處、于今傍へ無別儀窄籠、神妙之儀候、然者、歸朝付而、堺津迄罷上、每事心懸之儀、感悅候、向後忝於請(以下折返)「御詫者、一稜可顯其意之趣、猶小田原左京亮可申候、恐々謹言、(鎮郷)

(安祿三年カ)  
卯月十八日

野上太郎左衛門尉殿

(大友義乘)  
義宣(花押)

二六三 小野長右衛門等連署書狀寫(紙切)

○眞修寺文書  
大分県史料一三

以上

硫黄運上銀ヲ納  
メシム  
かしけ在所ニ付  
津出ノ外諸役免  
除

其方拘之内、硫黄運上銀之事、一年ニ丁銀五枚ニ相極候間、其分無油斷、毎年可有上納候、隨而其  
村殊外かしけ在所之儀候間、津出之外諸役儀、被成御免候様ニと、御兩人御理申上候處ニ、御分別  
候、然上ハ百姓等相拘、殊被入念候事尤候、爲其如此候、恐々謹言、

慶長十九

二月十二日

奥野嘉兵衛  
(花押影)

小川長右衛門  
(花押影)

(飯田郷)  
飯田郷  
田野村  
彌吉殿

田野村

二六三 民部太輔友重書狀寫

○眞修寺文書  
大分県史料一三

以上

當村之事、津出京夫・日田之誥夫等、當年より三年之閒ゆるし候間、走候百姓悉めしなをし、荒等  
おこし有付可申候、其上よこ成物のちやかき(茶杓)の儀も、令用捨者也、仍如件、

慶廿

九月廿九日

民部太輔  
友重 (花押影)

田野村走百姓等  
ヲ召返シ開發セ  
シム

(飯田郷)  
田野村  
庄屋百姓中

二六四 泉豐等連署書狀寫

○眞修寺文書  
大分県史料一三

田野村津出ノ外  
諸役ヲ免ズ

(飯田郷)  
田野村之儀相談、先以津出之外、諸役免申候間、以來迄も、其分ニ相心得可被申者也、  
以上

元和四年午ノ  
二月十三日

松木村  
田野村

松木村  
勘右衛門殿  
田野村  
彌吉殿

石淡路  
吉松 (花押影)

天刑部左(衛門力)  
泰頼 (花押影)

加若狭  
赤 (花押影)

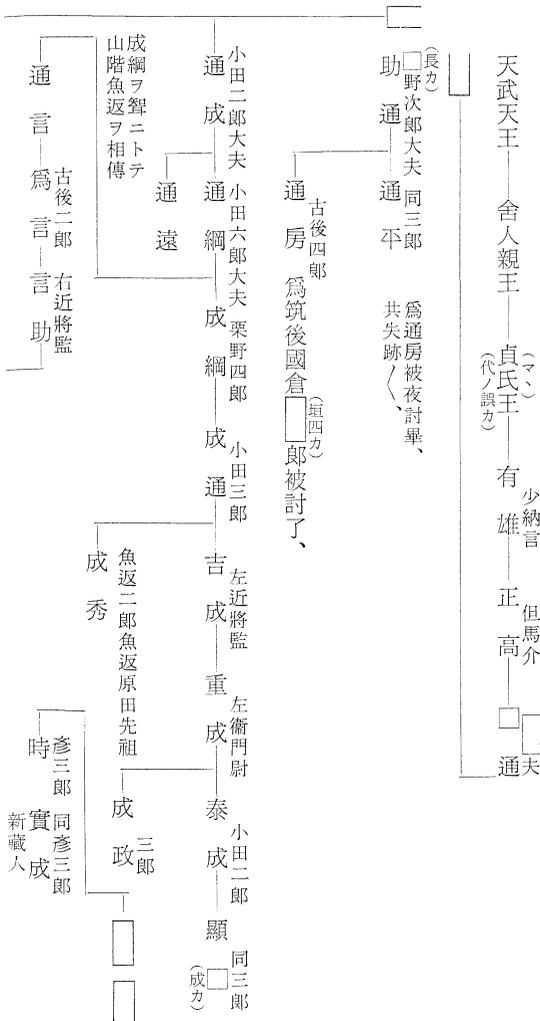
石次郎右衛門  
泉豊 (花押影)

飯田郷

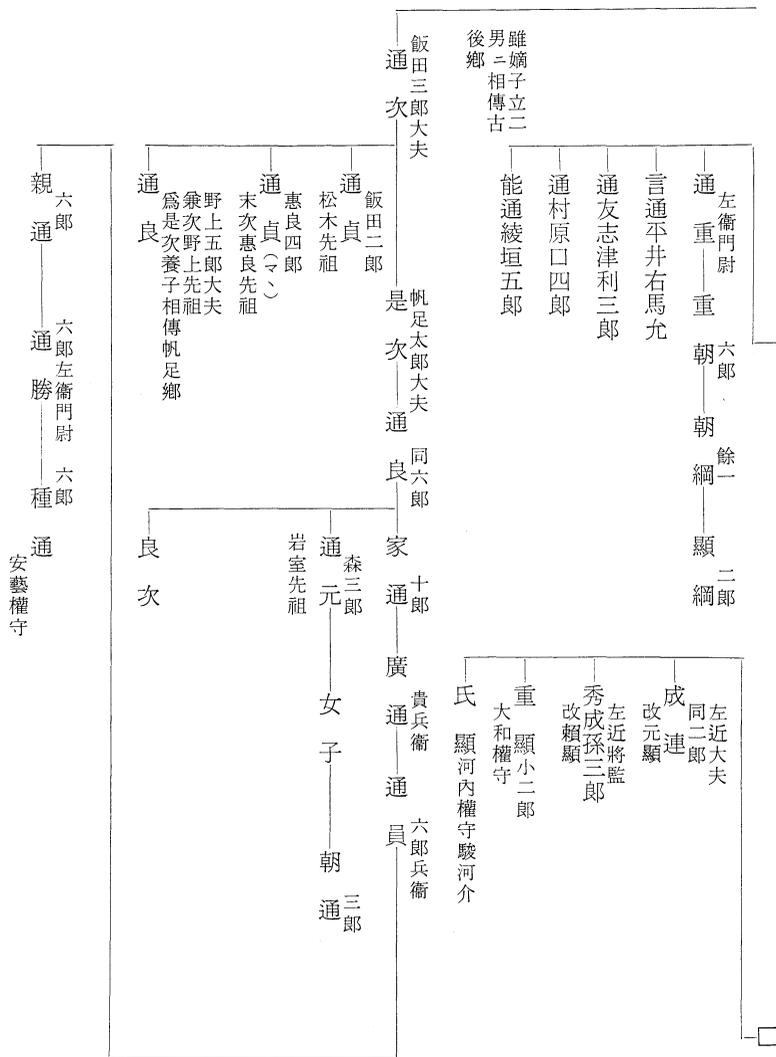
# 付録

## 一 清原姓野上氏系圖

○上田節藏々野上文書  
大分県史料一三



付録



飯田郷

五七二



○右「野上氏系図」中、飯田通次ノ子ヲ通貞（飯田二郎）・通貞（惠良四郎）・通良（是次養子）ノ三人トスルガ、『續群書類從』本「豊後清原系図」ハ通貞（飯田二郎）・末次（惠良三郎）・兼次（野上大夫）・是次（帆足太郎大夫）ノ四人トス。前者ハ同名ノ通貞二人アリ、兼次（野上五郎大夫）ヲ小字トシ、系線ヲ欠ク等二重ノ不合理アリ。後者ガ正シカラシ。

二 玖珠郡九重町大字(惠良・松木・右田・野上・後野上・田野)・小字一覽表

○『大分県百科事典』二拠ル。

| 大字                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 小 | 字 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 惠良                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |   |   |
| 拼田、惠良代、北代、樋の口、大の迫、見良津、乙見良津、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |   |
| 松木                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |   |   |
| 門口、井尻、御行家、鳥越、甲抔川、乙抔川、山田、神田ケ迫、書曲、二日市、室園、田中、<br>宮迫、大明神、原ノ園、十俵、落合、玉泉、西上ノ原、六日市、本村、上ノ原、戸の上、宝、<br>丸塚、高平、ジノク、下馬原、飛瀬、井川坂、釣、竜門寺、長羽山、五坂切、田尻、北の迫、<br>嫁田、サクメ原、サクメ、坂本、測の本、井手の山、トヤ、惣付、原、ツル、中須、古寺、山田、<br>桑鶴、松尾、駄原、上松尾、松尾原、下松尾、加倉、松木平家山、宮ノ尾、谷間、六郎、中嶋、<br>仏堂、王向、塚野、折目代、笹平、桑色、小平、中円、南平、文田、小ヶ倉、折目、上辻、<br>平の下、日平、天神平、野中、ナタノ、折橋、辰畑、古園、セリ久保、水落、神ノ迫、柚の木、<br>中原、小野田、中田、上原、小野、中野、善竜、大畑、飯田、寺元、志津里、大久保、日の迫、<br>神の尾、戸の下、丸嶽、崩ノ尻、組ノ尾、木戸、代、平良石、見良津、土穴、五分市、カジヤ、<br>北代、落水、鳥屋ヶ原、 |   |   |
| 付録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |   |   |
| 深瀬、堀ノ内、向田、中山、中畑、飛園、川平、渡、泉、的場、平小野、東青野、甘川水、桑釣、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |   |

右田

猪塚、余、仏小野、深迫、尾本、大久保、広堤、上ノ平、櫛ケ平、折箸、橋場、八ヶ辻、役田、  
 下役田、中村、中ノ坪、上橋、若山、白土越、板持、立平、横道、柿ノ木、坂口、高栗、瀬ノ口、  
 其田、代ノ田、重原、古寺、馬頭、菅ノ迫、長迫、宮ノ迫、桂、下右田、井上、榎園、山ノ口、  
 上ノ迫、コシキ、井手ノ上、小園、金井、峠、奥畑、西青野、水口、原ノ田、山田、踏切、丸畑、  
 池田、舟ケ迫、谷尻、芝原、藤原、鍋ケ迫、松原、ウケバ、川通、川原、西の原、奥野原、奥野、  
 重堤、中峰、坂下、中ノ切、平の上、相の迫、下峯、川満、舟場、荻迫、川上、南小迫、東小迫、  
 小迫、西小迫、神迫、姥川原、石上、見留、出水、広坪、次二郎、稲塚、ツル、沖ノツル、  
 且ノツル、入中、中ノ田、下旦、大竹、日の下、下小迫、田ノ中、白土、恵干、七ツ迫、川内、  
 坂ノ本、米山、西道、上旦、菟反田、吉田、林田、錦原、折戸、戸鳴、川河、桑尾、岡倉、  
 自現峯、青野山、

野上

野上、高山、通山、吉原、小久保、栃ノ木、本村、下双石、下原、由里坊、答石、小林、奥双石、  
 山の神、菊園、横迫、寺田、国清寺、城ノ尾、笹尾、尾本、鑄物師釣、三ツ群、落合、麦ノ平、  
 崩、中尾、五百田、中巢、八群、猪伏、杉ノ尾、田代、越道、中原、向原、寺床、奥河内、  
 小土井、轟、滝上、山下、阿地原、堀田、野矢、堂ノ原、芝塚、小平谷、湯牟田、野矢原、  
 下野矢、小垣、藤ノ尾、櫻原、

後野上

釘野、中乙、西、乙、本村、瀬々沢、山ノ下、下小屋、中原、寺小野、越道、倉谷、  
 上ノ久保、茅原小野、川釣、蒔田、麦ノ平、深田、府原、正源、大鹿伏、鹿伏、宮の元、鹿伏原、

| 田<br>野                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 岩下、桐木、大桐木、後迫、猪牽田、駄原、落ヶ平、小部原、河内山、堂所、宮河野、鹿伏嶽、 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 畑池城、宇土川、且原、鈴畑、笹、後原、中ノ原、泉水、西野小池、九重山、星生、湯沢、<br>上野、川内、藏原、山ノ窪、下の津留、津留、平谷、水引、岩ノ上、堂地園、上ノ原、奥畑、尾方、<br>隠園、楮原、回り崩、下の山、前津留、下笹、笹ヶ台、下野、二俣木、瀬有路、深内石、長久保、<br>鍛冶屋園、桑津留、北ノ後、笹ノ戸、下畑、広戸、下ノ久保、銅山、西河内、河内山、川内、<br>中峯、折戸、荻釣、津留中、坂の下、井の頭、滝の上、高塚、松原、下の津留、尾上、別比、<br>釜ノ口、湯ノ原、倉園、堀、馬渡、梅木津留、小山、中村下野、中村上野、吉部、鳴川、馬子草、<br>天狗松、弁財天、堂ノ尾、荻釣林、山中、日ヶ暮、古野内、中尾山、高羽瀬、津留中、戸の平、<br>所小野、上ノ原、向ノ原、小馬平、鉢屋敷、遠久畑、手平小野、北方下野、大石原、崩ノ平、<br>音ヶ原、南ノ平、千町無田、落合、高柳、走場、古宮下、小無田、古屋敷、下藪、藪の肩、上藪、<br>道狭、無田口、北方山、扇山、杖立ヶ台、 |                                             |

# 補遺

## 古後郷史料

### 一 松信天祖神社大金幣鏡銘

○天祖神社由緒  
玖珠郡史談二一

日隈駿河守金幣  
ヲ奉納ス  
大宮司古後鑑位

松平妙見宮

大宮司 古後左近太夫

清原真人鑑位

願主 日隈駿河守

永祿五<sup>壬</sup> 參月吉日  
戌

作 有田郡 高瀬次郎左衛門尉

### 二 大友宗麟<sup>義</sup> 恩賞預ケ狀

○平井文書  
熊本市花岡氏所持写真

軍勞ヲ賞シ豊筑  
二十町分ヲ預ケ

先年已來、毎陳軍勞、感悅無極候、爲其賞、於豊筑貳拾町分<sup>坪付在</sup>別紙之事、預置候、可有知行候、

恐く謹言、

(後筆)  
「永祿九年丙」

三月十三日

平井若狹守殿

(大友義徳)  
宗麟 (花押)

三 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

今度吉川・小早川敗北之刻、宗像表迄被付送、粉骨不及申候、殊寒中御辛勞察存候、雖無申迄候、

立花城合戦ノ毛  
利軍敗北ノ刻宗  
像表ニオケル軍  
労ヲ賞ス

弥三老被申談、以長陣別而馳走頼入候、宗麟事茂、急度如若戸表可差寄候之聞、各事者抽餘人、可  
被勵忠儀事、不可有餘儀候、乍勿論下知之外、不可有之候之条、不及口能候、委細眞光寺壽元法印

可有演說候、恐く謹言、

(永祿十二年)  
十一月廿日

(大友義鉄)  
宗麟 在判

平井兵部少輔殿

四 大友義統書狀寫

○筑前町村書上帳所収文書  
玖珠郡史談二一

先年田北大和入道成敗之刻、以道待一人討捕高名之段、于今無忘却候、雖然、闕地依無之、不顯其

田北紹鉄成敗ノ

補遺

忠節ヲ賞シ恩賞  
ヲ与フルヲ約ス

古後郷

五七八

志候、無是非候、必以時分、一所可申與之条、在陣等之儀、彌可被勵馳走事、可悦喜候、猶齋藤紀  
伊入道(道璽)可申候、恐々謹言、

天正  
十年十一月廿六日  
壬申

平井外記允殿

(大友)  
義統判

# 山田郷史料

## 一 大友宗麟義鎮書狀寫

○筑前大坪榮次文書  
玖珠郡史談二三

吉川莊ヲ預ケラ  
レシヲ賀シ緩ナ  
カラシム  
戸次鑑連申事

(筑前鞍手郡) 吉川庄之事、堅固被申付之由候、尤肝要候、雖無申込候、每事無緩覺悟專一候、殊彼庄之内、鑑連(言次)被申事候哉、既以分別申与候上者、即時鑑連江申遣候条、不可有別儀候、爲存知候、恐々謹言、

(年未詳) 卯月廿八日

(大友義鎮) 宗麟 (花押影)

小田大和守殿

(鑑連)

「小田大和守殿」

宗麟

○福川一徳氏ハ「永禄中期頃」ト推定セリ。

## 二 浦上宗鉄書狀(紙折)

○筑前大坪榮次文書  
玖珠郡史談二三

御判頂戴ヲ賀ス  
吉弘鑑理仰置カ  
ル  
吉弘鎮信モ祝著  
兼光作御刀ヲ拜

今度 御判御頂戴候、御面目之至候、度々如令申候、鑑理被仰置候辻、令首尾候条、拙者満足過御察候、雖無申込候、至宗鳳能々御悅專一候、至鳳茂申達候處、中々御祝着に御察候やし候、一入大慶のよしにて候、直以一通被仰入候之条、不及口能候、仍御刀一腰兼光、御拜領候、是又末代之御

補遺

五七九

山田郷

領ス  
浦上宗京進上  
果報者ト諸人沙  
汰ス

名擧候、此刀ハ同名宗京所より進上之刀ニ候、隨分祕藏候、一兩代所望之刀候、さて御果報者候之由、諸人其沙汰までにて候、拙者多年之御旧交相届候之聞、於于今ハ、一人之満足迄にて候、委細御使者申達候、恐々謹言、

(年未詳)  
十一月十日

(浦上)  
宗 鉄 (花押)

(折返與ウハ書)

浦 左 入

(小田)  
鑑貞 まいる返  
申したまへ

宗 鉄

○他二十三通(戸次鑑連一通、宗麟十通(内一通ハ包紙ノミ)、義統二通)アリ。小田氏ノ筑前吉川荘土着後ノ文書ニ付、本文ヲ省略ス。

三 大友義統書狀

○小田久米義文書  
玖珠郡九重町大字菅原

爲八朔之儀、兩種(送給候カ)悦喜之趣、猶朽網三河守可申候、恐々謹言、

(年未詳)  
八月一日

(大友)  
義 統 (花押)

小田兵庫助殿

○花押(4)、天正三ノ七年頃ノモノナリ。

八朔ノ祝儀ヲ謝  
ス

# 帆足郷史料

## 一 大友義鑑知行預ケ狀寫

○筑前町村書上帳所収森周助文書  
玖珠郡史談二一

親父戰死ノ忠貞  
ヲ賞シ筑後國內  
五町分ヲ預ケ

親父戰死忠貞、寔無比類候、爲其賞、筑後國之内五町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文三年)  
九月三日

森新十郎殿

(大友)  
義鑑 (花押影)

## 二 大友宗麟義一字書出

○筑前町村書上帳所収森周助文書  
玖珠郡史談二一

一字ヲ与ヘ鎮氏  
ト名乗ラシム

一字之事、鎮氏遣之候、恐々謹言、

(永祿五年)  
十一月十二日

(鎮氏)  
森主殿亮殿

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

補遺

三 大友宗麟鎮書狀寫

○筑前町村書上帳所収森周助文書  
玖珠郡史談二一

森備前守ニ對シ  
逆心ニ依リ分地  
ヲ梅返サル  
籾中ニ侘言ニ依  
リ七分ヲ返ス  
鑑高ニ同心セバ  
改易ス

其方事、近年對備前守依逆心、分地梅返之由、更無余儀候、雖然至籾中方、侘言之儀共候條、彼七  
段分之事返遣、純熟肝要之段、加下知候、然者至越前守干中絶專一候、若自今以後鑑高江令同心、  
於不淺之心底者、右分地改易可然之段、申付候、爲存知候、恐々謹言、

(森備光力)  
三月廿二日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押影)

森主殿助殿

四 大友宗麟義知行預ケ狀寫

○筑前町村書上帳所収森周助文書  
玖珠郡史談二一

豊筑間ニ五町分  
ヲ預ク

於豊筑間五町分<sup>坪付在</sup>別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
六月二日  
(三カ)

森主殿助殿

(大友義鎮)  
宗麟判

父統實跡目ヲ安堵ス

五 大友義統跡目安堵狀案

○兒玉鑑採集文書  
増補訂正編年大友史料二六

父新介統實跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
九月一日

(大友)  
義統判

森袈裟千世殿

六 豊臣秀吉朱印狀

○帆足悅藏文書  
増補訂正編年大友史料二七

米四十五石ヲ渡サシム

八木三十石、小つかひとしてもち米拾五石、合四十五石、いちやかたへ、たしかにはかりわたすへきもの也、

天正十四年十一月十八日  
(豊臣秀吉) 朱印

(森) (彈正)  
たんしやう

補遺

飯田郷史料

一 田原親賢書狀(紙切)

○蠣瀬文書  
大分県史料八

蠣瀬備中守領地  
ヲ石叟拜領ニツ  
キ上聞センコト  
ヲ告グ

(鎮忠)  
就蠣瀬備中守領地之儀、御狀之趣、具令承知候、近年石叟拜領之由候条、各申談、可遂上聞覺悟候、爲御存知候、猶進使者可申承之条、不能書載候、恐々謹言、

(永徳元年)  
三月十六日

(田原)  
親賢(花押)

野上民部少輔

田北左近將監殿

野上民部少輔殿

須江玄介殿

帆足民部大輔

帆足民部(マ)太輔殿

佐田薩摩守殿

齋藤民部少輔殿

田吹左近大夫殿

野上越中守

野上越中守殿

御報

駿河守ノ受領名  
ヲ与フ

右田某ノ給地葛  
原ニ対スル諸軍  
勢ノ濫妨狼藉ヲ  
禁ズ

二 大友宗麟義 鎮官途狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

駿河守所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(永祿五年乙  
八月十日)

右田右京進殿  
(入道麟遊)

○年代比定ハ田北氏ニヨル。

(大友宗麟)  
宗麟 在判

三 大友氏年老連署禁制

○大友家文書録  
大分県史料三二

禁制

葛原四拾町

右田駿河守給

右、諸軍勢甲乙人等、濫妨狼籍并竹木採用事、堅令停止訖、若背此旨、於違犯之輩者、可被處嚴科  
者也、依 仰執達如件、

永祿八年七月十日

(奈多鑑基)  
大宮司 在判

(未付宗虎)  
紀伊入道 在判

(天神親續)  
兵部少輔 在判

(田原親賢)  
近江守 在判

補 遺

飯田郷

五八六

○綱文ニ「七月、宗麟令右田駿河守領地葛原、禁軍兵濫妨、命老臣作禁制書、」トアリ。奉者四名ハ加判衆ニ非ズ。

四 大友宗麟義合戰手負注文一見狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

(大友宗麟)  
袖判

永祿八年八月十三日、於長野筑後守要害攻口、右田駿河守良從被疵、勵粉骨、著到令披見訖、

長野筑後守要害  
ニ於ケル右田某  
被官手負注文ヲ  
一見ス

郷内藏丞 矢疵

○綱文ニヨリ、袖判ハ宗麟卜判明ス。

五 大友宗麟義鎮豐前檢使條々事書

○大友家文書錄  
大分県史料三二

條々 永祿八、  
十、三、

(大友宗麟)  
在判

- 一、宇佐 御神領并寺領之事、付正稅所之事、
- 一、梔飯之事、

- 一、闕所分之儀、聊不謂用捨贖負、無臺所、稠可被相閉目之事、
- 一、号散在百姓等、背先例、未斷之拵於有之者、聊尔之輩、依注進成敗之儀、可申出之事、

豊前閉目ノ檢使  
ヲ派シ条々ヲ作  
ル

- 
- 一、段錢之儀、任徃古之旨、堅可被遂催促之事、
  - 一、諸給人無紕謬上、領地等於相違者、不便之儀候之條、能々可被尋注之事、
  - 一、請直恩奉公緩之事、付年頭、八朔、歳暮祝儀之事、

以上

○綱文ニ、豊前檢使条目ヲ作り、帆足・野上・斎藤・佐田・須江・田北・田吹等十人ニ宛テタルコト見ユ。田北氏ハ時枝良太郎文書・佐田リキ文書ニ写本アル由ヲ記ス。

## 解 説

## 一 所在と環境

最終巻の第八巻には、玖珠郡と日田郡の二郡を充て、玖珠郡を(上)、日田郡を(下)とし、二冊に分けて収録することにした。

この二郡は豊後国の西北端に位置し、九州の脊梁をなす九州山脈の西側山地に立地する。就中玖珠郡は、九州の屋根といわれる九重火山群に属する三俣山(一七四四・八米)・星生山(一七六二米)・獵師山(一四二三・二米)・湧蓋山(二四九九・五米)に囲まれた広大な火山灰台地の飯田高原や日出生台、阿蘇外輪山の形成する大草原地帯を含む。その九州の屋根に源を発する玖珠川は、大小の支流を合して北流して玖珠盆地を形成し、西流して日田郡に入り、阿蘇外輪山を發して北流した大山川を合し、九州最大の河川である筑後川となつて有明海に注ぐ。玖珠川上流に沿つて、長者原・筋湯・湯坪・笠の口・宝泉寺・川底・壁湯・天ヶ瀬等の温泉群が連なり、九重町大字湯坪字大岳・八丁原には、日本最大の出力を誇る地熱発電所がある。玖珠盆地周辺には、永年の浸蝕によって形成された卓子状熔岩台地のメーサ万年山(二重メーサという)や大岩扇山・小岩扇山・宝山・伐株山・角埋山等の独特の火山地形が展開する。

太宰府木簡には、玖珠郡は「久須評」と記されている(長野荘史)。その語原については、「豊後国風土記」は、昔

この村に「洪樟樹」があり、これから「玖珠郡」といい、その洪樟樹を切った跡が前記の伐株山となった、と説明する<sup>(三)</sup>。中世には高勝寺と称する寺があり、城郭化して高勝寺城又は玖珠城といい、建武年間南軍が立て籠って攻防戦が展開し<sup>(山田郷一九)</sup>、その後もしばしば戦争に利用された。

飯田高原の一角にある田野(九重町大字田野)の千町無田は、餅の的の伝説で知られた高原開拓地として著名であるが、「風土記」では速見郡の内としている。当時郡の境界線が明瞭でなかったか、あるいは由布郷方面で採集された説話であったためか、等が原因ではなからうか。

平安時代十世紀末頃、舍人親王の後裔と伝へる清原正高が左遷せられて下向土着し、郡領職を子孫に相伝し、一族が蔓延した。中世には「地頭十二人」<sup>(1)</sup>ないし「玖珠十二家」といい、さらに発展して「廿四家」といわれる隆盛ぶりで、「国侍持切ノ地」ともいわれた<sup>(2)</sup>。

関ヶ原合戦後、伊予の来島康親(久留島)が森藩一万四千石を与えられて入部し、幕末に及んだ。他は天領として日田代官所の支配を受けた。九州山脈の西側で日田郡とともに福岡県に近く、その文化・経済の影響を強くうけている。

### 注

- (1) 「玖珠郡田野村時松某筆記」(東京大学史料編纂所謄写本)。  
(2) 「豊後清原姓森氏系譜」(「長野荘」付録一)。「玖珠十二家」は、「舟岡山新宮八幡縁起」(同三号)にも記されている。

## 二 律令体制から荘園公領制へ

### (一) 倭名抄三郷と一荘四郷

「豊後国風土記」には、玖珠郡は「郷參所」とあり(長野荘史 料三号)、十世紀の「倭名抄」でも「今己・小田・永野」の三郷とする(同五号)。両者郷数が同一であるから、おそらく「倭名抄」の三郷は、律令制本来の名称を継承したものとみて誤りなからう。ただ問題は、三郷の一である「小田」についてである。「高山寺本」・「刊本」ともに「小田」とあるが、弘安八年(一一八五)の「凶田帳」以下(二二二・二三三号)すべて「山田郷」となっている。「倭名抄」の誤りか、でなければ後の改名の何れかと思われるが、今後の検討が必要である。

「豊後清原氏系図」によると(六号)、始祖少納言清原正高は、勅勸を蒙り豊後員外介に左遷せられ、天延元年(九七三)四月玖珠郡に下着、郡領矢野久兼の女を娶り、長野郷長野館に居住し、郡領として当郡を支配した。彼は玖珠郡を、長野荘・帆足郷・古後郷・飯田郷・山田郷の一荘四郷に分ち、これを子正通に伝領した。のち勅免を得て帰京本官に復したが、万寿四年(一一二七)山科の別業で死去した。これが豊後清原氏の起りである、というのである。

この正高の一荘四郷分割説が、何等の疑いもなく歴史事実として語り継がれているが、十世紀末から十一世紀初頭の交に、一代の間の郡司職で、果して郡を私領の如く分割し得たかが問題となってくる。結論的にいえば否である。その中の一荘に当る長野荘の成立は、十一世紀三十年代頃までであることが判明する以上(後述)、その当否は自

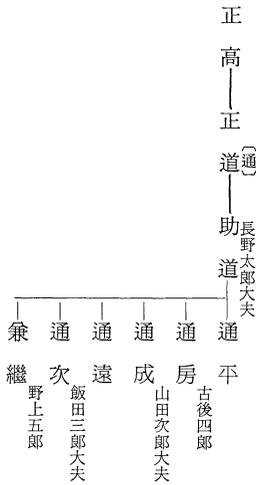
ら明かとなる。それとともに、清原氏の内部事情として、私領化した郡内の別名等を子息等に、分割譲与する必要の成立が前提条件となる。正高には正通一人の子息のみであるから、彼の時代にはそうした条件がなく、二代正通が助通・通成・通次三子に分譲する場合、はじめて直面する事態である。<sup>(1)</sup> おそらくこうした後代の出来事が、始祖の業績として語り継がれたものであろう。

注

(1) 『續群書類從』七上所収「豊後清原系図」では、左の通り正通の弟に通成・通次を記すが、諸本中例外的で採らない。



又「清原姓長野氏系図」(『大分県郷土史料集成』系図篇)では、三代助道の子に山田通成・飯田通次等を配するが、これも例外的で採らない。二代正通の子に、長野助通・山田通成・飯田通次の三子ありとするのを通説と考える。



(二) 玖珠郡の莊園化

(1) 「太田文(凶田帳)寫」の長野莊(郷)

玖珠郡ほど莊園の区劃、地域的まとまりの不明瞭な所は、余り他に例を見ない。わが国でも、特異な地域の一つではなからうか。当郡で最初に成立したのは長野莊である。弘安八年(一二八五)の「豊後国太田文寫」(「同凶田帳案」)によると(二三号)、兩者ともに冒頭に掲げた長野莊(郷)の面積は七十町と記しているが、郡内の混乱によって正確

|                                                                                                |                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>豊後国太田文寫</p>                                                                                 | <p>豊後国凶田帳案</p>                                                                                                            |
| <p>長野莊七拾町<br/>郡内掠領之間、雖有所名、不知地本之由風聞、不被檢見之外、難明申歟、<br/>長野本新庄參百拾町<br/>本庄五拾五町六段大<br/>新庄貳百五拾町三段小</p> | <p>長野郷七拾町<br/>郡内之為押乱、總郷間田代未分明、雖及顯見、更無其實云々、郡内本郷・新郷為露頭定田代合三百三拾五町、<br/>本郷百町<br/>新郷二百三拾五町<br/>領家職城興寺<br/>領家職本家<br/>安嘉門院御跡</p> |

な田代は知り得ないとしている。しかもその内訳としては、両帳ともに本庄(郷)・新庄(郷)に分け、合計三百町以上に及ぶ広大な面積を記している。これはどのように解釈したらよいのであろうか。

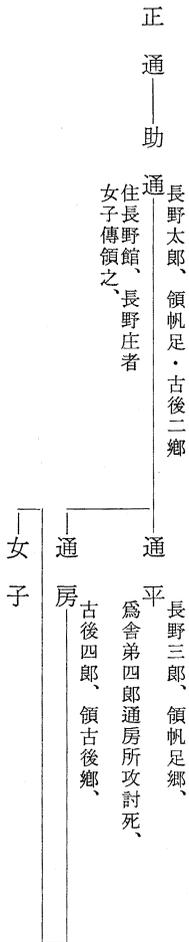
先ず考えねばならないことは、冒頭の長野莊(郷)七十町の意味である。この七十町は、他の四郷、即ち山田郷八十町・古後郷八十町・帆足郷八十町・飯田郷七十町とほぼ平均し、その集計は球珠郡の総面積三百八十町と合致す

る。ということとは、この五莊郷の面積は、本郡を一莊四郷に分割したといわれる（正通の）第一次の配分關係を示すものではなからうか、ということである。

ところでその長野庄（郷）が、「太田文寫」では三百十町（或は三百三十五町）の大面积に拡大し、かつその内部が本庄（郷）と新庄（郷）に分れている。しかもその本庄（郷）は城興寺領であり、新庄（郷）は安嘉門院御跡領であるというのである。これは清原氏内部の所領分割相続と、寄進地系莊園成立の問題が、複雑にからみ合った結果であることを暗示するものではなからうか。

長野庄（郷）の下に、「郡内掠領の間、所名有りと雖も、<sup>○中</sup> 検見せられざるの外は、明し難きか」（「凶田帳」は要は）とあるのをみると、長野庄（郷）を中心とした、相当広範囲の混乱のあったことを想わせる。<sup>略</sup>

諸系図により精粗があり、内容に若干の異同があるが、今最も詳細な「清原姓森氏系譜」によると（長野莊）<sup>（付録一）</sup>、正通の嫡子助通は、長野太郎大夫と称し、帆足・古後両郷を領し、長野館に住した。次子山田次郎大夫通成は山田郷、



三子飯田三郎大夫通次は飯田郷を領した。助通には通平・通房の二子があり、通平は帆足郷、通房は古後郷を相伝した。長野莊は女子が之を伝領したとする。ところがこの兄弟の間に所領争いが起り、通房は兄通平を攻めて殺し

た。之を叔父飯田通次が聞いて、兵を率いて通房を長野館に攻めたため、敗れた通房は筑前粕屋郡に逃亡し、野武士のために殺されて断絶したとし、「清原姓野上氏系図」には筑後倉垣四郎に殺されたことあり(飯田郷五号)、両者は矛盾する。しかし、「芳蓮寺豊後清原氏系図」に、筑前下座郡の倉懸四郎のため、筑後国藤山にて討たれた、とあるのが正しいらしい。<sup>(2)</sup> 長野荘の女子相伝は、「系図」に正通の女長野姫の伝領と明記されており、正通女子と解するのが正しい。ところが、飯田通次の子是次が長野館に居住したとあるのは、その経緯はともかく、彼が叔母から継承したことを示すものではあるまいか。とすれば飯田氏は、帆足郷・古後郷と長野庄(郷)を併せたことになる。<sup>(3)</sup>

こうした清原氏惣領家長野氏の内紛断絶と飯田氏の勢力伸長に伴い、既述の一荘四郷(事實は五郷)の第一次的配分關係が、大きく変動したことは疑いなからう。この動乱期に城興寺領長野本荘、ついで安楽寿院領長野新荘(球珠荘)の立券問題が起った様である。

## 注

(1) 次述の如く、正通が三子に所領を配分した場合、長子助通には帆足・古後二郷を、次子通成に山田郷、三子飯田通次に飯田郷・女子に長野荘を譲与したらしい。これが所謂「一荘四郷分割」と伝えられるもので、この時の配分がほぼ均分的な郷の分割となっており、これを筆者が「(正通の)第一次の配分關係」と、仮りに呼んだものである。

この第一次の分割は正高の一荘四郷分割として伝えられているもので、現地には分割の原点となった「郷割地蔵」や、分割の境界及び郷内村々を記した「御割文」と称するものがある(船岡山新宮八幡所蔵、長野荘付録五号)。後者は山田顯成判の案文であるが、村名は江戸時代のもので、写しも新しい。山田顯成は建武三年(一一三二) 玖珠城籠城の小田顯成と思われるが(山田郷五号)、内容的に見ても、それほど古いものではない。「郷割石」があったといわれる「郷割地蔵」も玖珠町大字塚脇宇舟岡山(同山の南麓)にある。これは原点より若干移動しているといわれ、少し距った所に「市ノ坪」(同町大字大隈字祇園飯田大三郎氏宅屋号)があり、ここを原点として分割した郷の境界を記した別の文書がある。(「長野

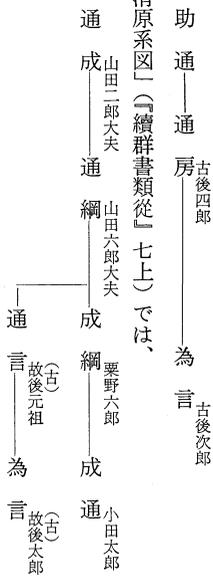
庄付録第六号。本文書ハ史料編纂所謄写本「時松某筆記」にある。現公簿上には「市ノ坪」は見えないが、明治十五年（一八八二）の「大分県各町村字小名取調書」（史料編纂所蔵）には、大隈村の小字中に、

留倉 泉園 鍛冶屋敷 熊屋敷 一ノ坪 祇園 尾籠 略下

とあり（『角川日本地名大辞典44大分県』一九五頁）、かつては「市ノ坪」の存在したことを示している。現地調査では、ここが大隈村の庄屋々敷となっていた。「御割文」に「郷分塔塚脇村境辻ニ有之」とあるのをみると、「郷割地蔵」はこの「一ノ坪」に在ったものと思われる。『舟岡山』二四頁の「玖珠郡郷割図」はこれを図化したものらしく、参考になる。玖珠郡の郷の原形をなす「倭名抄」三郷も、この「一ノ坪」を基点として分割されたものであろう。この三郷と一莊四郷との分割関係については、ほぼ均等面積の割替か、或は長野郷から長野・飯田・帆足三郷が分立したとすべきか、今後の検討を要する。

(2) 「芳連寺豊後清原氏系図」は、『玖珠町の寺院と文化財』（『同町文化財調査報告書』七六頁所収写真による。「飯田氏系図」（飯田大三郎氏蔵）には、「筑前国下座郡爲倉懸四郎、同国於藤山被討畢」とあるが、藤山は筑後三井郡である。

(3) 古後氏の系譜関係、及び古後郷の相伝関係は、諸史料まちまちで未詳である。「清原姓長野氏系図」（『大分県郷土史料集成』系図篇）では、次の如く古後通房の子に為言を配するが、



の如く、山田通成三代の孫通言を古後元祖とする。今後の検討が必要である。

(2) 城興寺領長野本荘の成立

長野荘が本荘・新荘の二部分から成り、前者は城興寺領、後者は安嘉門院御跡領（凶田帳）当時）であることは前

に指摘した。さてここに本荘・新荘とある場合、その成立の前後関係は、本荘が先、新荘が後であることは、改めて論ずる必要はなからう。

そこで先ず城興寺領について見ると、同寺は太政大臣藤原信長が、応徳二年（一〇八五）に京都九条北、烏丸西の彼の邸内に建てた九条堂が濫觴で（長野荘<sup>(1)</sup>八号）、のち成興院・城興寺と改めた藤原氏の氏寺である。信長は寛治八年（一〇九四）に薨じているので、同寺領長野本荘は、十一世紀末か、十二世紀前半頃までには成立していたものと思われる。それは、次述の長野新荘の立券が保延五年（一一三九）であることも関連し（同<sup>(1)</sup>号）、当然それ以前でなければならぬからである。

「太田文寫」によって城興寺領を検出すると、同帳寫の最初の文書には、

城興寺領 二百七拾余丁<sup>(2)</sup>

と記しながら、本文の長野庄条には、

長野本新庄參百拾町

本庄五拾五町六段大

新庄貳百五拾町三段小

略○中

領家 本庄城興寺

新庄本家安嘉門院御跡

と、本庄は五十五町六段大として全く前者と合致しない。本庄・新庄は山田郷以下の各郷内にも混在しているの

で、この中から本庄を拾ってみると、次の通りである。

山田郷八拾町内

領家

本庄城興寺  
新庄本家安嘉門院御跡

山階村式拾五町参段

本庄拾貳町  
新庄拾参町

飯田郷七拾町

領家

本庄  
城興寺

一乘院

檀村七町 本庄

野上村拾壹町六段大 本庄

即ち、山田郷山階村内十二町と、飯田郷内檀村・野上村で十八町六段大、計三十町六段大を得るに過ぎない。ただ長野庄内の不明分があるので、それを合して五十五町三段小というのであるかも知れない。しかし、それにしても上記の部分二百七拾余丁と大きくくい違ふのは、如何なる事情か甚だ理解に苦しむ。今わずかに考へうる事は、「郡内掠領」とからみ、安樂壽院領長野新莊という新たな皇室御領立券の皺寄せではなからうか。

何れにしても、長野本莊の莊地が、舊長野郷から山田郷、とくに飯田郷に及んでいることは、當莊成立期における寄進主体たる在地領主の在り方に關係なしには理解できないであろう。惣領家に代つて諸郷を支配する飯田通次、子の帆足是次・野上兼継（次）等が、急激に拡大した私領の不安定性を克服するために、まず国司や目代等を介して撰関家に接近し、所領寄進を行ったのではなからうか。それは次述の長野新莊（球珠莊）の成立の場合を見れば、ある程度の理解がえられるものと思ふ。

注

(1) 『尊卑分脈』一。

(2) 「豊後國大田文寫」(同図田帳案)の巻頭に、社寺権門領・公領・半不輸領等の面積を、本家・領家別にまとめて列記している。「大田文寫」の内容を為す郡別記載の領家別荘郷名・面積の集計と合致しない故、これは「大田文」内容の集計ではなく、別時・別途の目的で作成された国衙記録であると思われる。私はこの前文の部分が、大友頼泰が帰国して間に合わせのために提出した「無四度計」き「注進狀」で、後の郡別記載の部分が、追進した「替取」の正式の「注進狀(図田帳)」であると考へている。

## (3) 安楽寿院領長野新莊(球珠莊)の成立

長野(本)莊について、安楽寿院領長野(新)莊の立券されたのが、保延五年(一一三九)であることは先にふれた通りである。「安楽寿院古文書」の「庄々所濟日記」に、

長野米百石田三百三十三丁六十分、畠七十八丁七反百八十畝(マ) 定意前丹波守 保延五年十一月立券

とあるのがそれである(同一)。この安楽寿院領長野莊が、弘安八年(一二八五)の「太田文寫」・「図田帳案」に記された「安嘉門院御跡」とある長野(新)莊に当ることは、後に述べる。

さてところが、これから四年後の康治二年(一一四三)に、太政官は安楽寿院の申請により、球珠莊を含む同寺領十二か所、末寺・末社等に対する院宮諸司国使等の闖入と、大小国役停止の官牒を安楽寿院に下した(同一)。

周知の通り、安楽寿院は京都市城南の鳥羽離宮内に、保延三年(一一三七)鳥羽上皇が御願寺として建立した寺院である。上皇崩御に当っては当寺の本御塔に葬り、のち皇后美福門院及び近衛天皇もここに葬られた。生前上皇は広大な寺領を寄せられ、後の記録では安楽寿院領は四十八か所とあり、その一荘として球珠莊が含まれているので

ある(同一九号)。

ついでながら鳥羽上皇は、安楽寿院領等を皇女暲子内親王に譲られ、院号宣下をして八条院と称し、その他多くの所領が付加され、二百二十一所以上に及ぶ龐大な八条院領が成立した(同上)。この八条院領は春華門院を経て順徳天皇に譲られ、後鳥羽上皇が他の皇室御領と共に管領して討幕の経済的基盤としたが、承久乱に大敗して幕府が没収。幕府はこれを後高倉院(守貞親王)に返献したが、後高倉院はこれを皇女邦子内親王に譲られた(二〇号)。この人が「太田文寫」に見える安嘉門院で、「御跡」とあるのは龜山上皇である。この様にして八条院領は兩統交立時代は大覚寺統に伝わり、最後は尊治親王(後醍醐天皇)に伝領され、討幕の経済的原動力となった(二七号)。

さて問題を元にもどして、前記の太政官牒によると、球珠荘条には、

壹處 字球珠庄

在豊後國球珠郡内  
東限大河 南限長野大路  
四至 西限日向境 北限豊前堺山

件庄八箇所、領主等或領掌年尚、或相傳有理、各注由緒、寄入院家、仍任公驗理、立券畢者、と見える。これについては、以下の二つの重要な問題を考察する必要がある。

まず第一の問題は、右の球珠荘の四至から見て、長野郷の一部(又は全部)を含むことは、ほぼ疑いない。次に「西限日向境」とある以上、山田郷を含むことはいうまでもなく、「北限豊前堺山」とあれば、古後郷、帆足郷を含むものと見て大過あるまい。これらの諸郷を含むことは、皇室御領である「郡荘」としては当然のことであるが、その球珠荘が、幕府の土地台帳である弘安の「太田文寫」「凶田帳案」に、全くその名を載せないのは、どう

したことであろうか。しかも「太田文寫」には、既述の長野本荘を除いた諸郷の土地は、次の通りすべて安嘉門院御跡領である長野新荘となっている。

山田・古後・帆足諸郷内の長野新荘

| 郷(面積)      | 長野新荘郷・村・名                             | 新荘、面積                                                       | 地 頭 職                                                       | 本 家                   |
|------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 山田郷<br>八〇町 | 山階村<br>魚返村<br>同村内戸幡<br>粟(粟本)来名<br>菖蒲追 | 一三、三、〇〇〇 <sup>反</sup><br>一一、六、三二四<br>五、四、一六<br>(計三八、三、〇〇〇)  | 小田重成<br>魚返通秀・秀綱・通直・政綱・<br>通親各分領不分明<br>肥前御家人平田部葉王丸<br>筑前原田種秀 | 同<br>同<br>同<br>安嘉門院御跡 |
| 古後郷<br>八〇町 | 本郷<br>平井名                             | 七〇、三、一二〇<br>(計七六、六、二四〇)                                     | 永野言量・平井重信・同泰通・<br>志津利通広・同通守・同通繼・<br>今村高能各分領不分明<br>矢部源次郎入道心佛 | 同<br>同                |
| 帆足郷<br>八〇町 | 大隈村<br>久富名<br>森村<br>片平田村<br>岩室村       | 三〇、〇、〇〇〇<br>一七、六、〇〇〇<br>一一、二、四〇〇<br>七、〇、〇〇〇<br>(計一八〇、〇、〇〇〇) | 大友頼泰<br>帆足通貞(員)<br>森朝通・鬼丸四郎惟重<br>森朝通・片平田通直<br>岩室良信          | 同<br>同<br>同<br>同<br>同 |

○飯田郷七十町のうち、檀村七町・野上村十一町六反大は本荘、残りは新荘ですべて一乗院領である。一乗院は藤原氏の氏寺である奈良興福寺の門跡寺で、大乘院とともに、撰閑家の子弟(貴種)の入寺する塔頭で、両門跡は別当に任ぜられ、大和守護職の権能を行使した。したがって飯田郷はすべて撰閑家関係の支配下にあったことになる。

表中、古後郷・帆足郷は、全郷が安嘉門院御跡となっており、新荘の面積も殆んどそれに合致する。若干の誤差があるのは、「大田文寫」の誤写等によるものと思う。ただ問題なのは山田郷であるが、本荘十二町、新荘三十八町三反三四〇歩の外に、二十九町の本新不明分があり、これを合すると完全に八十町となり、計数的に合致する。この不明分も、本荘・新荘の何れかに属し、これ以外の荘に属するものではないのである。

以上の検証の結果から見て、安楽寿院古文書の球珠荘の四室内の土地は、長野本荘・同新荘の荘地以外にはあり得ないことが、ほぼ明瞭となったと思う。結論的に申せば、球珠荘という「郡荘」の実態はなく、それは長野(新)荘に他ならない、という極めて大胆な結論に立ち到ったのである。

もちろん球珠荘の名は、安元二年(一一七六)の「八条院領目録」や(同一)、嘉元四年(一一三〇六)の「昭慶門院御領目録」に(同二)、安楽寿院領として列記されている。しかし前者に長野(新)荘が見えないことは、これが異名同荘の証左でなくて何であらう。後者では、

豊後國長野庄 古々・山田・帆足

○中略

豊後國球珠庄

の通り、古後・山田・帆足郷に亘る長野荘を前に記し、安楽寿院領の末尾に別荘として球珠荘を記している。他の部分では、長野荘各郷の預所を記して当知行の事実を示すが、球珠荘にはそうした気配も感じられないのである。(2)

では両荘を異名同荘とした場合、長野荘として立券したものを、僅か四年後にどうして突然球珠荘という郡名荘に変えねばならなかったかが、次の問題となる。九州の皇室御領は、郡の大部分の面積を占める郡名荘の多い事実

に徴すれば、院庁ないし寺家側からそうした要望が出されたのではなからうか。しかし、古後・帆足両郷は全郷を包含するにしても、他郷には長野本荘があり、新荘々田は郷内に散在して一円荘の形体をとりえない。とくに注目すべきは、惣荘を一元的に支配すべき清原惣領家長野氏の滅亡によって、郷及び村・名単位の庶家の独立性が強く、統一的な荘司や荘家も成立しなかったのではないかと推定される事実である。球珠荘が「岡田帳」にも記載されず、たとい後の文書に記されても、実体のない紙上の荘園に過ぎないと思われる取扱いをうけているのは、このためではなからうか。要するに清原氏の惣領制が、古後・山田・帆足・飯田の諸郷を単位とする二次的惣領制に移行し、清原一族全体を統轄する惣領制の解体していたことが、郡荘消滅の主因であることは疑いなからう。

さて球珠荘が以上の如く幻の荘園であったとした場合、統一的な荘官・荘家のないことでは、その実体をなす長野新荘の場合も同一ではないか、という反論が考えられる。まことにその通りで、鎌倉時代に長野(新)荘の名で、収取を受けたり、支配を受けた文書は管見に入らず、残存する史料も殆んどすべて郷を単位とした文書のみである。なお本所側の荘園支配文書も、帆足郷大隈村検注に関する以外は(同郷二、一)号)、ほとんど見られないのも顕著な事実である。荘園史料集である本書の編成が、地頭職を中心とする郷単位の特異な構成とならざるを得なかったのも、主要な原因の一つは此にあるのである。

次に第二の問題点は、安楽寿院領球珠荘等八荘の寄進者として、

領主等或は領掌年尚しく、或は相伝理有り、各由緒を注して院家に寄せ入る、仍て公験の理に任せて、立券し畢んぬ、

とある通り、在地領主の積極的寄進運動のあった事を特記している事実である。球珠荘の場合、この「領主等」と

というのが、郡郷司職を帯する豊後清原一族であることは、すでに疑問の余地はない。清原一族は、自己の不安定な私領を、中央の権門に寄進し、荘園制的職の支配機構の中に組み込まれ、所領を確保して在地領主的発展を遂げようと企図したものに外ならない。これは長野本荘成立の場合、摂関家に対しても同様であったものと思われる。

「帆足氏文書」によると、飯田通次が嫡子帆足惟次(是次)に保足郷を分け宛てたのは、保安三年(一一三三)のことである(帆足郷二号)。とすれば、城興寺領長野本荘の寄進者は、この通次の時代であった可能性がある。この飯田通次こそ、甥長野通房を攻めて追放し、帆足郷・長野郷等を領有するに至った、その人に他ならない。而して長野新荘(球珠荘)の寄進者の一人は、帆足郷を譲与された嫡子の帆足惟次(是次)ではなからうか。豊後清原氏―就中飯田氏・帆足氏・野上氏を中心として―は、おそらく国司・目代等を媒介項として、皇室及び摂関家という最高の権門を本所として仰ぎ、「私領」の不安定性を克服する事に成功した、というべきであろう。それも第三者の違乱に対抗するためであることは勿論ながら、最も警戒を要したのは、清原氏自身の同族そのものではなかったか。

#### 注

(1) 「太田文寫」山田郷末尾に、

(粟本)

粟本名八町、新庄 栗野・山田  
法律町一町

廿九町

とあり、下の廿九町には、本・新の別が記していない。他はすべて本荘・新荘の何れかに属するので、これも例外ではない。

(2) 「昭慶門院御領目録」中の「非寺領庄々」の中に、

豊後国長野庄 古後  
山田師具朝臣

(足)  
同保定兵衛督局

と記されている。師具朝臣・兵衛督局は、おそらく預所職で、長野荘として収取の行われていることが判る。

(3) 飯田通次が長野通房を攻めて帆足郷と長野荘(郷)を支配し、嫡子帆足是次が長野館に住したとあるが(「森氏系譜」)、ここが莊家としての機能を果たしたか、又帆足氏が惣莊司としての役割を果たしたかは疑問である。

(4) 南北朝期に南軍恵良惟澄が、關所内指合所々の内として、玖珠莊地頭職を問題としている。しかし同莊内青野村が飯田郷内の同名の地に当たるとすれば、安楽寿院領球珠莊外の地で、当時の「玖珠莊」は玖珠郡そのものを指しているらしい。

### 三 豊後清原氏の領主的發展

源平時代の清原一族の動向は、必ずしも明瞭ではない。『吾妻鏡』養和元年(一一八一)二月廿九日条の鎮西兵革に、緒方惟栄等に与同した武士の一人長野太郎を(長野莊一六号)、長野太郎大夫助通を祖とする長野党の人物とする説がある。<sup>(1)</sup> 重富英純氏引用の「笠(葉室)氏系図」によると、助通の後は、

道平——道資<sup>(致)</sup>——道泰<sup>長野太郎</sup>……資泰<sup>長野太郎</sup>

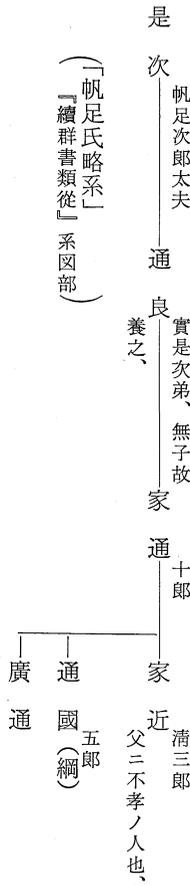
の如く、道平の子玖珠太郎道資から長野太郎道泰以下へ続く。右の長野太郎道泰が、緒方惟栄に従った長野太郎であらう、というのである。<sup>(2)</sup>

長野通平は弟通房との所領争いで殺され、通房も叔父飯田通次に攻められて、長野氏は断絶したとするのが、一般の清原系図の通説となっている。この「笠氏系図」は肥後葉室氏の系図で、同氏文書によると清原正高の後で、断絶したとされる通(道)平の子孫が逃れて葉室氏となったものらしい(長野莊三二号)。前記の長野太郎道泰以下は「笠氏系

図には見えないので、尚今後の研究を要するが、国外清原一族の動向を解明する史料として検討の価値がある。何れにしても、鎌倉政権下に至っても、清原一族の郡内諸郷支配権は、右の長野氏以外は基本的には変動がなかったらしい点から見て、無事内乱を乗り切って所領は安堵されたものと思われる。

それにしても、例外的な惣領家長野氏の内紛は、相当に深刻なものであったらしい。その余波は弘安の「大田文寫」までも存続し、郡内「掠領」「押乱」で長野庄(郷)の田代も判明しない、という実状であった。

長野氏以外では、帆足氏三代家通(入道道西)及び庶子と長子家近との争いがある。道西は次子道国(通綱と改む)・



広通らと共に、承久乱で後鳥羽上皇方に味方したのは、長野新莊(球珠莊)が皇室御領で、当時上皇に管領されていた関係からであろう。<sup>(3)</sup>しかし長子家近はひとり幕府方につき、父道西から勘当され、所領は弟の通綱・広通に分譲された。そこで道西生存中、家近と父道西の相論となったが、家近の武家奉公によって道西らは京方の科を免れた上、所領も道西に安堵された。道西死後家近と通綱・広通との間に相論が再燃し、幕府は家近には母領戸幡菖蒲佐古を与え、父遺領は勘当によって五分一を与え、残り五分四を通綱・広通に与える判決を下した。しかし幕府はのち、五分一も戸幡菖蒲佐古の替として道国に与えている(帆足郷一〇)。<sup>(1)(2)</sup>こうした父子兄弟敵対関係の生じたのは、当荘が皇室御領であるということの上、未曾有の兵乱に際会した爲であるが、以後はこうした矛盾は克服され、帆

足氏も森・岩室・片平田等の庶家を分出して發展する。ただ帆足郷の大隈村のみは、守護家大友氏が勢力を伸ばし、大友頼泰治下の守護領となっているのが注意されるが、その経緯は未詳である（帆足郷一九・二〇）。

以上のような事件はあったが、鎌倉期の清原一族の發展は順調であった。就中飯田通次の跡は、恵良・野上・右田・松木・美良津・帆足等の庶家に分れて發展した。其の中でも兼次（継）以後の野上氏は、豊後清原一族の中でも關係古文書の残存量は圧倒的（「飯田郷史」料参照）<sup>(4)</sup>、その繁栄の程を思わせる。

山田通成の系統では、小田・魚返・原田・栗野等の庶家に分れるが、南北朝期建武三年（一三三六）小田顕成・魚返宰相房らが、大友貞順等の南郡に應じ、山田郷内の玖珠城に籠城して一色頼行等の北軍と対戦して敗れ、落城した（山田郷一九）。

小田顕成は所領を欠所されたらしいが（六四・七九）、その後一部は回復したものか、戦国期の玖珠郡衆中に、小田・魚返氏等の名が見える。古後氏は、本宗の他に平井・須立、<sup>(郷之)</sup>長野・志津里・太田・原口・綾垣等の多くの庶家を分出している所を見ると、比較的無事に戦乱の世に処し、領主的發展を遂げたいらしい。のち「玖珠十二家」というのは、小田・魚返・古後・平井・太田・帆足・森・松木・上恵良・下恵良・野上・岐部の十二氏で（ただし岐部氏は清原氏ではない）、なお子孫が蔓延して「二十四家」となり、「国侍持切ノ国」といわれた（時松某筆記）。

一般的に中世武士団の惣領制は、鎌倉末期から南北朝期にかけて、分割相続から嫡子単独相続制に転換し、惣領制的血縁紐帯は地域的な封建の主従關係に移行した。この場合、大武士団（例へば大友氏）では、本宗惣領家が分立した二次的小惣領家及び国人衆を被官化し、地域的封建権力に上昇した。これに対し中小武士団である豊後清原氏に於いては、求心力となるべき惣領家を欠き、對等的な群小庶家がルーズな地域的連合を形成し、「玖珠郡衆」として大友氏の権力下に把握された。大友氏が玖珠郡に郡衆統轄の方分を置きながら、荘郷単位の政所制度を施行し



## 四 参考文献

(一) 郡町村史誌等

- (1) 玖珠郡教育会編 『玖珠郡史』  
森春樹著  
武石繁次写 『玖珠郡志』

同会発行

大正六年。

昭和二年。

(3) 玖珠郡史編集委員会編

『玖珠郡史』

玖珠町役場  
九重町役場刊

昭和四〇年一二月。

(4) 小野敏夫著  
芥川龍男校訂

『玖珠郡郷土史』

文献出版社

昭和五六年一月。

(5) 玖珠町編

『玖珠町誌』

東九州新聞社

昭和二七年。

(6) 玖珠郡教育文化史刊行会編

『玖珠郡教育文化史』

同会刊

昭和五四年八月。

(7) 玖珠郡史談会編

『玖珠川歴史散歩』

葦書房刊

平成三年二月。

(二) 莊園・公領関係・在地領主等

(1) 渡辺澄夫

「豊後清原氏の土着発展と玖珠郡莊園村落の展開」

『玖珠郡史談』一一

昭和五九年四月。

(2) 渡辺澄夫

「豊後清原氏の玖珠郡諸郷の開発」

『史学論叢』一五

一九八四年六月。

(3) 渡辺澄夫

「豊後玖珠郡の莊園化と展開―特に郡莊の立券と解体について―」

『大分県地方史』一一五

昭和五九年一〇月。

(4) 内恵克彦

「山田郷戸畑菖蒲迫の現在比定地について」

『玖珠郡史談』二九

平成五年一月。

(三) 神社・寺院誌

- (1) 甲斐素純  
「宝八幡宮の歴史」  
昭和五八年四月。
- (2) 甲斐素純  
「豊国の神々(玖珠郡)」  
大分合同所聞連載  
自平成三年三月一日  
至 一二月七日。  
平成五年一月。
- (3) 甲斐素純  
「豊国の神々」補遺その一  
昭和三三年一〇月。
- (4) 穴井臯京  
「古後・八幡・四日市総鎮守妙見・八幡  
・天祖神社由緒」  
昭和三三年一〇月。
- (5) 穴井臯京  
「北山八幡神社の由緒と祭礼」  
平成五年一月。
- (6) 工藤宏宣  
「岩室の浄専寺」  
昭和三八年八月。
- (7) 内恵克彦  
「九重町の中世寺院について」  
昭和六〇年三月。
- (8) 小野利文  
「九重町文化財調査報告」(一四)  
平成五年一月。
- 「専復山教念寺について」  
「玖珠郡史談」二九

(四) 人物・氏族・系譜

- (1) 清原正高公奉賛会  
同奉賛会発行  
昭和四八年一〇月。
- (2) 森山泰民  
「玖珠郡史談」二  
昭和五六年五月。
- (3) 芥川龍男  
「九州中世社会の研究」  
昭和五六年一二月。
- (4) 内恵克彦  
九重町教育委員会  
昭和五七年一月。
- (5) 甲斐素純  
「玖珠郡史談」五  
昭和五七年四月。
- (6) 谷口研吾  
「同 右」一〇  
昭和五八年一二月。
- (7) 清原京一  
「同 右」一六  
昭和六一年五月。
- (8) 古後 完  
「同 右」一九  
昭和六二年一〇月。
- 「舟岡山」  
「豊鐘善鳴録の著者密雲禪師は玖珠の出身」  
「玖珠郡衆についての一考察―野上氏を中心として―」  
「朽綱親満の乱と玖珠郡衆」  
〔文化財調査報告〕九  
「豊前の恵良氏を尋ねて」  
「玖珠武士団と惣領制」  
「国東郡の清原氏について」  
「古後家の家系について」

(9) 清原京一 「国東郡の清原氏―特に魚返氏について―」

『同右』二二

平成元年六月。

(五) 文化財・美術・史跡・民俗等

(1) 内恵克彦 甲斐素純  
『九重町石造物資料』  
〔『文化財調査報告』三〕

九重町教育委員会  
昭和五四年三月。

(2) 甲斐素純等  
文化財調査員  
『九重町の文化財』  
(同六)

同 右刊  
昭和五五年三月。

(3) 小野喜美夫 森山泰民  
『田野村古伝集、玖珠郡由来記』  
(同 一二)

同 右刊  
昭和五八年三月。

(4) 渡辺文雄  
『九重町の仏像』

『玖珠郡史談』一三  
昭和六〇年三月。

(5) 渡辺文雄 内恵克彦  
『仏像、神像調査報告書』  
〔『文化財調査報告』一五〕

九重町教育委員会  
『玖珠郡史談』一〇  
自昭和五五年一二月  
至 五八年 四月。

(6) 内恵克彦  
『石造美術』一〇九

『玖珠郡史談』一〇八  
平成元年三月。

(7) 玖珠町教育委員会編  
『玖珠町の寺院と文化財』  
〔『玖珠町寺院文化財調査報告書』〕

玖珠町教育委員会  
『同右』一〇八・一〇  
自昭和五五年一二月  
至 同 五八年一二月。

(8) 轟 義礼  
『玖珠郡二十一城中世山城跡』  
古後城・岐部城・角牟礼城・野上城・玖  
珠城・釘野城・内匠城・松木城・西城

九重町教育委員会刊  
『玖珠郡史談』一〇  
昭和五六年二月。

(9) 芥川龍男 甲斐素純  
『大分県玖珠郡九重町岐部城跡調査報告  
書』

九重町教育委員会刊  
『玖珠郡史談』一〇  
昭和五八年一月。

(10) 後藤一重  
『伐株山城跡の発掘調査から』

玖珠町教育委員会発行  
『玖珠郡史談』一八  
昭和五九年三月。

(11) 大分県教育委員会編  
『伐株山城跡における表面採集の遺物に  
ついて』

玖珠郡史談』一八  
昭和六二年五月。

(12) 内恵克彦 後藤一重

玖珠郡史談』一八  
昭和六二年五月。

- (13) 千田嘉博
- (14) 内恵克彦
- (15) 甲斐素純
- (16) 森山泰民
- (17) 甲斐素純
- (18) 郷土史料調査委員

「角牟礼城調査の課題」  
 「大友義鑑代における角牟礼城々番について」  
 「角牟礼城の石垣築城者はたして誰か」  
 「島津軍の侵入と角牟礼合戦記」  
 「白鳥伝説の里―千町無田―」  
 「九重町の民俗」  
 (文化財調査報告)一九)

「同右」三〇 平成五年七月。  
 「同右」三〇 平成五年七月。  
 「同右」三〇 平成五年七月。  
 「同右」三〇 平成五年七月。  
 「同右」六 昭和五七年八月。  
 九重町教育委員会 平成四年三月。

(六) 史料・古文書

- (1) 武石繁次編
- (2) 福川一徳
- (3) 甲斐素純
- (4) 芥川龍男

「玖珠郡誌史料」  
 「東国東郡安岐町森米男氏所蔵系図と武蔵町森恵一氏所蔵森文書について」  
 「森恵一所蔵森文書」上  
 「野上文書」の伝存事情について

(未刊)  
 「玖珠郡史談」五 昭和五七年四月。  
 「同右」七 昭和五八年一月。  
 「同右」一〇 昭和五八年八月。  
 昭和五八年一月。

## あとがき

毎巻遅刊のことわりを述べるのが慣例となっていました。が、発刊後足かけ十一年目で最後の第八巻上・下二冊の刊行にたどりつき、ようやく完結の見透しを報告できる段階に達したことを、うれしく思います。ただ終りになるに従って、当国西部山中の荘園制の輪郭が不明瞭で、編集上予想外の難関に困惑しつつあることをも告白せざるをえません。なお、本巻（下）の日田郡には、全巻の補遺を収録する予定で、鋭意編集に努力を傾注していますが、唯今胸突八町の苦しみの最中です。

しかし、こうした万難を排除して、平成六年度内完成を究極の目標として、日夜驚馬に鞭打っているのが編者の朝夕です。諸者諸賢の最後まで御支援を仰ぐ次第であります。

平成六年三月日

別府大学史料叢書第一期

豊後国莊園公領史料集成

渡辺澄夫編

- ◇一 (国埼郡一) 田染莊・田原別符
- ◇二 (国埼郡二) 来繩郷・小野莊・草地莊・都甲莊・真玉莊・白野莊・香々地莊
- ◇三 (国埼郡三) 国東郷・竹田津莊・伊美莊・岐部莊・姫島・武蔵郷
- ◇四上 (国埼郡四) 安岐郷・(速見郡一) 八坂(上・下・新) 莊・山香郷
- ◇四下 (速見郡二) 日出莊・大神藤原莊・朝見郷・石垣莊(同別符)・竈門莊・由布院
- ◇五上 (大分郡一) 荏隈郷・勝津留・笠和郷・賀来莊・阿南莊
- ◇五下 (大分郡二) 植田莊・津守莊(同別符)・判田郷・戸次莊・丹生津留島地・高田莊
- (海部郡一) 毛井村・大佐井郷・小佐井郷
- ◇六 (海部郡二) 佐賀郷・丹生莊・白杵莊・佐伯莊・柴山村
- ◇七上 (大野郡一) 大野莊・三重郷・野津院・井田郷
- ◇七下 (大野郡二) 緒方莊(直入郡一) 直入郷・入田郷・朽網郷
- ◇八上 (玖珠郡一) 長野莊(本莊・新莊) 球珠莊・古後郷・山田郷・帆足郷・飯田郷
- ◇八下 (日田郡一) 日田莊・宇佐宮領常見名田五ヶ所・大肥莊・津江山・補遺

別府大学附属図書館発行

〒八七四一〇一 大分県別府市北石垣八二

電話〇九七七―六七―〇一〇一(代) 内線二三三二

FAX〇九七七―六七―〇二一〇

残部僅少、現金書留か銀行振込にてお申し込みください。

A5判 上製 函入 各巻六五〇ページ前後 (付) 原色図版・大字小字表・折込地形図  
頒価 第一巻二万二千円、二巻以下各一万八千円(税別・送料当方負担)

編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学教授を経て同大学名誉教授、現在別府大学客員教授、文学博士。  
現住所―870大分市大石町4―13

主要編著書 大分県史料(共編)、大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎構造、大和国若槻庄史料一〜四(共編)、豊後国大野荘史料、増訂豊後大友氏の研究、豊後国田原別府史料、

豊後国米羅郡・小野荘・草地荘・都甲地荘・真玉荘・白野荘・香々地荘史料、  
豊後国国東郡・竹田津荘・伊美郷・武藏郷史料、

豊後国安岐郡・八坂(上)・史料、  
豊後国下・新・荘・山香郷史料、  
豊後国日出荘・大神・藤原荘・朝見郷史料、  
豊後国石垣荘(同別符)・鷹門荘・由布院、

豊後国佐賀郡・勝津留・笠史料、  
和郷・賀采荘・阿南荘史料、  
豊後国福田荘・津守荘(同勾保)・判田郷・戸次荘・丹生津留・畠地・高田荘・史料、  
毛井村・大佐井郷・小佐井郷、

豊後国佐賀郡・丹生荘・白杵史料、  
豊後国佐賀郡・柴山村史料、  
豊後国大野荘・三重郷史料、  
豊後国野津院・井田郷史料、

豊後国緒方荘・直入郷史料、  
豊後国入田郷・朽網郷史料、  
豊後国古長野郷(本荘・新荘||球珠荘)・史料、  
豊後国古長野郷・山田郷・帆足郷・飯田郷史料、

『別府大学史料叢書第一期』

豊後国

庄園公領史料集成八(上)

豊後国長野荘(本荘・新荘||球珠荘)・史料  
古後郷・山田郷・帆足郷・飯田郷

平成六年五月十日印刷  
平成六年五月二十日発行

編者 渡 辺 澄 夫

発行所 別府大学 附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四〇〇一

電話〇九七七(六七)〇一〇一(代表)

発行者 附属図書館長

倉 田 紘 文

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話〇九七五(四三)一二二一